明治四十二年四月廿五日印刷
明治四十二年四月三十日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
國書刊行會代表者
編輯兼發行者　市島謙吉

東京市神田區蠟燭町八番地
印刷者　武木信賢

東京市神田區蠟燭町八番地
印刷所　武木印刷所

とりみうかゝひ（醫千）診候

なげき（醫千）怫愾 注怫愾氣盛滿貌也

すゝしろ（和）髩 小兒前髮所レ餘也ー名義抄ニ落也垂髮也

うぶめ（醫千）姑獲取レ孩

うぶこ（醫）孫孩 見右

ゆばりぶくろ（醫千）膀胱

されかうべ（和傳）天靈蓋

いたゝきのかみ（和傳）髮髲 伊多支乃加美

疾病類

〔補〕よこね（運歩）便毒 腫物（時慶卿記）文祿二年六廿三 横根 横根藥御所望進上候

ねぶと（時慶記）文祿二年七廿七 根ブトハ猿ーーー出來候不出猿ハ人名ナリ

おふし（和名抄）瘖瘂 於布之

かいたけ（北條五代記）六丁十九 女云 我三年以前男にはなれ其年より何ともしらざる腫物出來たりひそかに醫師に尋ければ是は開茸と名付女の身にある病也ときゝこれはいかな因果にやとあさましくおもひて養生をいたすといへども今に平癒せず是ゆゑ男の道はおもひもよらずと云々

右九十兩卷嘉永辛亥七月轉借谷森某傳寫本於三園神谷氏謄寫中元前一日功畢　近信

安政五戊午正月九日以賀島氏本寫訖前云谷森氏者京師人也右伴翁所著動植名彙十卷以吉田氏本書寫自加校合以爲家珍

文久元年辛酉六月二十日　田中尚房

ゆじ（慶節）油糍

よね（和）米 穀實也 與秫（和玉）米ヨメ 粱アハ

粘ゴメ スリ（慶節）米子ヨ

よちをざし チサーシ（和）飯以竹貫魚出復州界與 知乎佐之 又乎佐之（名）飯 チザシ チザシ ヒチ（字集）飯

チザシ サシ ヨチチザシ チザシ ヨチム（玉篇）飯 ケウ ガウ 去却切以竹貫魚爲乾 又五合切魚名

よなはせ（伊字）飲食昆

わりがゆ（和玉）糧コナカキ

をこしごめ（和玉）粔（慶節）與米

チコシゴメ 粔籹同（類往）粔籹チコシゴメ

器材類

あしだのをのはひ（和傳）屐履鼻

繩灰 阿之太乃乎乃波比

おほゆみのやはす（本和）上十丁銅弩

牙 於保由美乃也波須（和傳）同

おほゆみのつる（本和）上四十七丁弓弩

弦 於保由美乃都留

つゝみのやれかは（醫心）敗鼓皮 都々美乃也禮加波

のだけ（和傳）同のタケ

（和）篦乃（林節）篦ノダケ（文選）古訓篠ノダケ

ひのうへのすゝ（和傳）梁上塵 比乃宇倍乃須々

ふるきかまごも（本和）上四十六丁敗蒲

席 布留岐加末古毛

ふるきたけがさ タケカサヤレ（本和）太計加佐也禮

（和傳）敗天公 不留岐太計加佐（加）多介加也禮乃也

ふるきをくつのき（本和上）九十丁故

麻鞋底 布留岐乎久都乃岐（和傳）フルキクツノシキイノカハ

（加）布留支乎久都乃之支

ふるきふでのつかのはひ（本和）

上五十丁筆頭灰 布留支不天乃都加乃波比（和傳）同

ふねのあへ フネアカ

ふねあか（本和）上四十七丁敗船茹 陶景注云

此大舶艜刮竹茹以桂漏處者布禰乃阿久（和傳）不禰乃阿久

へみ（和）据 木腫節中爲杖也（伊字）ヘミノ木 ヘホ木

又ヘホノ木 契沖云節中似蛇也 爾雅云一欃 ノ木ノ御弓ア リ弦フベシ 「補」（東大寺獻物帳）ヒミ

まつをもすけむのすみ（和傳）墨

松燃烟 マツヲモスケムリノスミ 又カラスミ

人體類

のかみ（醫）髮 髮根也 乃加美

かしらあか（醫）頭垢 加之良安加（和傳）

頭垢 加美阿加（加）

かはきのやまひ（醫千）痟瘍 カハキノヤマヒ

かみのおち（和傳）亂髮 加美乃於天（知カ）（加）

介都利加美

ふくふくし（醫千）肺フクフクシ

こゝろふくゝみ（醫千）心コヽロフクヽミ

ものはみ（醫千）胃モノハミ

みゝとし（醫千）聰ミヽトシ

ひやむ（醫千）脚履温ヒヤム

ちのみち（醫千）經隧チノミチ

まぐさ（和玉）蒭ワラカリグサ
まめのこ（慶節）豆粉マメノコ
みしろのいね（和）粺音稗白米也美之呂乃以禰
（伊字）同
みち（和）蜜美知
みそやき（慶節）味噌炙ミソヤキ
みそ（和）未醤美蘇（慶節）味噌ミソ
むめづけ（慶節）梅漬ムメヅケ
むめぼし（慶節）梅干ムメボシ
むぎかす（和玉）麧
むぎなは（和）索餅無木奈波（慶節）同
むぎいひ（慶節）麦飯ムギイヒ
むぎこ（和）麪古無岐（慶節）麨ムギコ
麪同
むぎもち（和玉）黎
むぎかた（和）捻頭無木加太
むしもの（和）蒸無之毛乃
めし（和玉）食
もみ（和玉）稑又穀コメ籾

もみよね（和）糙米穀雜也毛美與禰カケシ
もみふり（慶節）挼瓜モミフリ
もち（和玉）黏
もちひ（和）餅毛知比（和玉）糍又䊮又
粳モチイ子[illegible]同（類往）籾モチ（慶節）餅モチ（字）
黍
もちごめ（和玉）糯又䴺モチイ、（字）糯毛知米
もそろ（和）醨酒滓也毛曾呂
もやし（和玉）蘖カウジ
もろみ（和）醪毛呂美（慶節）醪モロミ
（玉篇訓）醅モロミサケ
やきもの（慶節）炙物ヤキモノ炙串
やきごめ（和）糄米焼レ稲爲レ末也夜木古女（慶
節）糄米ヤキゴメ焼米同（類往）糒ヤキゴメ
ゐちごまめ（和）珥孚豆狀圓圓似レ玉井知古末女
わらびもちひ（東國紀行）宗牧佐夜
の山もちかし日坂とかいふ茶屋
にやすみて跡なる荷物などまつ
ほどこの山の名物なりとて蕨も
ちゐといふものしすましていた
したり一年も御有けんなど賞翫
も一入たゞにはいかゞとて「年
たけて又くふへしと思ひきや蕨
もちひも命なりけり

わたいり（慶節）腸熬ワタイリ
わさゝ（慶節）醅早酒也（林節）同（伊
字）醅ワザ、酒未漉也
わりのみそゝ（類往）剖繆ワリノミソウ
をさし（玉造壯衰書）鯔楚ナヨシノヲサシ
よちをさし考合べシ
をもの（慶節）飯
をほみき（慶節）白醴
ゆいこぶ（類往）締昆布ユイコブ
ゆづけ（慶節）湯漬ユヅケ
ゆふすゞめ（類往）羹名付煎點ノ條夕雀
ゆみそ（慶節）油味噌ユミソ
ゆする（字）粕由須留（又）[illegible]定音由須留
（和）茹由天毛乃（慶節）茹物

にしめ（慶節）煮染ニシメ
にうのかゆ（和）酪温牛羊之乳曰レ酪宇能可遊
にらき（和）菹菜酢也爾良木
にごりざけ（慶節）醠ニゴリザケ濁酒　醠同
ぬたまめ（類往）饅豆ヌタマメ
ぬか（和）糠米皮也沼賀（和玉）粃又秕ハシ、カ糠又糠アラヌカ（慶節）糟ヌカ糠ヌカ（字）秕
ぬたなます（慶節）饅鱠ヌタナマス
ぬめりざけ（慶節）醨ヌメリザケ
ぬかみそ（慶節）糖味噌ヌカミソ
ねりもの（醬千）練丹ネリモノ
ねりみそ（慶節）練味噌ネリミソ
のり（慶節）絹粥ノリ
のり（和玉）糊ツクイ（慶節）糊ノリ
のこりしね（和）秳春穀不レ潰者也乃古利之禰
のこりしこのよね（著）十八
はしかヌカ（和玉）粃ヌカ
はふしあへ（宗五大草紙）上

ひ（和）水醬以レ水入レ醬也
ひやざけ（慶節）冷酒ヒヤザケ
ひやむぎ（慶節）冷麪ヒヤムギ
ひたれ（玉造小町壯衰書）雉臛ツチカキヒタレ
ひたし（玉造小町壯衰書）鴈醢ヒタシ
ひめ（和）糒糅比女
ひめゆつけ（類往）糒饘ヒメユツケ
ひらぐり（慶節）衡栗ヒラグリ
ひしほ（和）醬比志保（慶節）醬ヒシホ醢同醬也　醢上同醬醢也
ひちら（和）餺飥餌名也比知良
ひぼしのいを、（和）炒煎火乾也比保之乃以乎
ひきぼし（類往）曳干ヒキホシ（慶節）同
ふ（慶節）麩
ふと（和）餢飳布止（字）餾力救反餾飯也念也夫止
ふくらいり（慶節）伏菟フト（慶節）脹熬フクライリ

ふるくさきこめ（和玉）粈アラコメ
ふるきよね（本和）下四十三丁陳廩米布留岐與禰
ふるざけ（慶節）古酒フルザケ醅同
へいだん（伊字）餅餤ヘイダン裹餅中納煮也
ほしいを（和）鱐保之以乎
ほしいひ（和）糒保之以比（和玉）糒又糗ムギイ、麨又麵（慶節）糒ホシイヒ糗同（類往）糗ホシイ
ほしとり（和）雉脯保之止利
ほしじゝ（和）鹿脯乾肉也保之々師（慶節）ホシジヽ
ほろみそ（慶節）法論味噌ホロミソ
ましらけのよね（和）糳米精細米也萬之良介乃與禰
まがり（和）餅萬加利（字）餌加志反餅也食也萬加利（又）饌餡同與之反糅也餌也萬加利（慶節）曲マガリ勾（類往）曲勾マガリ

しるかゆ (林節)粥シラガユ白イ (和カ□)之留賀由
しばざけ (林節)醭シバザケ白醭
しとぎ (和玉)䊢又粢(慶節)粢シトギ
(字)糈
しやうふ (和玉)蕢
しろみつ (和玉)播
す (本和)下四十四丁酢和酢(慶節)酢酸也
す丶ほり (慶節)漬菜スヽホリ葅同酢菜也
すし (和)鮨須之(慶節)酢鮨スシ同
すづけ (慶節)酢漬スヅケ
すかこさし (類往)風子指スカコサシ
すはやり (和)魚條楚割也須波夜利
すりごめ (和玉)造ヨ子
すりくず (和玉)糠
せりやき (慶節)芹炙セリヤキ
そわり (慶節)楚割ソワリ
そくい (和玉)粃チクテ糊ノリ
た丶みじる (慶節)蓼水汁タヽミジル

たひしほ (字)醓醢同呼啼反肉比志保又太比志保
たむざけ (和)醰酒多無佐介
だむご (類往)團粉ダンゴ (運歩)團粉ダンゴ
たひ丶しこ (慶節)鯛醢タイヒシコ
ちまき (和)糉知万木(和玉)糉又粽又チマキ(慶節)粽チマキ糉同(字)糉チマキ
ちどりあし (類往)鴴脚チドリアシ
つ丶みやき (伊字)炰又炮ツヽミヤキ
(慶節)炙包ツヽミヤキ炮同
つぼいり (慶節)壺熬ツボイリ
つぼやき (慶節)壺炙ツボヤキ
つくもじる (林節)撞藥汁ツクモジル
つくりざけ (伊字)釀酒ツクリザケ
(慶節)同
つくりかへせるさけ (和)耐酒豆久利加倍世流佐介
つくりみづ (和)醤豆久利美豆 (慶節)

漿ツクリミヅ 糬同
つばきもち (慶節)椿餅ツバキモチ
つはこ (伊字)粉ツハコ
つけもの (伊字)漬物ツケモノ(和玉)䔯
つけひる (伊字)漬蒜房ツケヒル大膳式云
つけくさびら (伊字)葅ツケクサビラ
つけな (和玉)蘁又葅
ついし (和)䭔子都以之
つぶ (伊字)粒ツブ(名)粒マナツヒ又ツブ
(和玉)粒コメツブイナツブ (慶節)粒ツブ
とりもち (和玉)糯又糒 (慶節)
糯トリモチ
とりひしを (慶節)鳥醢トリヒシホ
とみ (名)粽
なます (和)鱠奈萬須(慶節)鱠ナマス膾同
なしもの (撮)成物鮓
〔補〕なつとう (運歩)豉ナツトウ
にこがし (玉造小町壯衰書)鮭鯉之䭜コガシ

くましね　(慶節)糈米クマシ子　神手向米
くみよね　(平他字類抄)粠
くさもちひ　(名)餻ク子モチヒ　餻同(慶)草餅クサモチ　餻同
こ　(和)粉古
こもしる　(慶節)蒋汁コモジル
こあえ　(慶節)子交コアエ
このわた　(慶節)海鼠腸コノワタ　湛味コノワタタヽミ
こよしもの　(和)寒コヨシモノ古與之毛乃今俗云古五里(節用集)凝魚
こぬか　(慶節)糠コヌカ
こながき　(和)餗鼎實也古奈加木(名)[illegible]
コナガキ　(和玉)糫ワリガユ　糂コナカキ同　又糁又鬻コナガケ
こざけ　(和)醴古佐介
(慶節)糁コナガケ　餗同
こがれいひ　(名)燋飯コガレイヒ
こはいひ　(和)强飯古八伊比(慶節)同(類往)强飯コハイヽ

こみつ　(和)白飲濃漿之名也古美都
こめつぶ　(和玉)粒ツブイ　ナツブ
こめ　(和玉)米ヨ子　穀モミ　糴
こめのきぬ　(字)穀
こけまめ　(慶節)苔菽コケマメ
さゝちまき　(類往)篛粽
さけ　(和)酒佐介　(慶節)酴サケ美酒　酒同
酪ヒサアマザケ也　酤同(補)(大閤記)巻十六丁卅二名酒には加賀の菊酒麻地酒其外天野平野奈良の僧坊酒尾の道兒島博多の煉江州酒等を捧奉り云々
さけいり　(慶節)酒熬サカイリ
さけのかす　(和玉)糟カス
さかあぶら　(和)酒膏醪敷酒膏也佐加阿布良
さわたり　(慶節)食服　澤渡サワタリ
さしみ　(慶節)指身サシミ
さたう　(和傳)石蜜味甘寒无レ毒凍ニ砂糖一和ニ牛乳一爲ニ石蜜一即乳糖也

さかなフグシモノ　(和)肴凡非レ穀而食謂ニ之肴一佐加奈一名布久之毛乃(慶節)肴サカナ　餚同
さいサハヤケ
さはやけ　(玉)黃菜菜羹ノ類也佐以
さくらいり　(慶節)櫻熬サクライ
しゝびしほタヒシホ　(和)醢肉醬也之々比之保(字)醢醯同呼啼反肉比志保又木比志保
しる　(和)醨之流(慶節)汁シル(伊字)
しるもの　(玉造小町壯衰書)臛煮シルモノ　北海之鯛又鶉臛シルモノアツモノ　鴨臛シルモノ
しらかす　(和)酵之良加須
しらよね　(字)粿
しらげのよね　(和)粺米精米也之良介乃與禰(撮)粺ヒライゴメシラケヨ子トモ(和玉)粺又毇又糳又粨又糃又粸又精又糲
(字)粳又粺
しほびき　(林節)鹽引シホヒキ　干鮭
しふくき　(名)鹽鼓シフクキ

いなたはり　（和）禾束也以奈太波利
うちまき　（慶節）糈米ウチマキ
うちまめ　（慶節）和菽
うのはないり　（慶節）卯花熬
うしほに　（慶節）潮煎
おこしごめ　（和）粔籹（慶節）粔籹
オコシゴメ興米同
かつをいろり　（和）鰹魚煎汁加豆乎以呂利
かいもち　（慶節）掻餅カイモチ（類往）
次食カイモチ
かて　（和）粮加天（和玉）粮又粻カレイス糧
糇コメ
からを　（字）糵宲同司理反加良乎
からきさけ　（字）醲酒女容反厚酒也加良支酒
かむたち　（和）麹加無太知
かうじ　（和玉）粬又蘖モヤシ糵又粕麴
又麹又麸又麯（慶節）麹カウジ
かうのもの　（慶節）香物カウノモノ
かちしね　（和）糙加知之禰

かちぐり　（慶節）搗栗カチグリ搗與擣同
かす　（和）糟酒滓也加須（和玉）粕又糟サケ
ノカス（慶節）糟カス粕同
かすごめ　（和）酷加須古女
かたざけ　（和）醇酒加太佐介
かたかす　（字）糟快打反糟堅加太加須
かたがゆ　（和）饘加太加由
かたかしきのいひ　（和）饙餾半熟飯也加太
加之木乃以比
かもいり　（慶節）皀熬カモイリ
かしはもち　（類往）柏餅カシハモチ
かしきかて　（和）餌飯雑飯也加之木可天
かしよね　（和玉）粿又粳（慶節）淅
カシヨネ糈同
かはいり　（慶節）皮熬カハイリ
かれひ　（和）餉以食遺人加礼比於久留（和玉）
粻カレイ又カテ（慶節）カレイ（類往）糲カレイ
かきもち　（慶節）柹餅カキモチ
かくのあわ　（和）結果加久乃阿和加久縄

かふと　（和玉）粰アラヌカ
かふ　（和）殕加布カビ也
かゆ　（和玉）鬻又鬻又鬻又鬻又鬻
又粥又粥又粥又糜又糜又稃又糦又
梶（慶節）粥カユ饘又餈同糜同
かまほこ　（慶節）蒲鉾魚肉炙物（宗五大
草紙）かまぼこはなまづ本也蒲
のほこをにせたる也
きりむき　（慶節）斬麪キリムキ
きりし丶　（慶節）饊キリシ丶
きみのもち　（本和）下四十四丁稷米餻美岐
乃毛知（和）穄木美乃毛智
きじやき　（慶節）雉焼キジヤキ
きたひ　（和）腊乾肉也木多比
きのめづけ　（慶節）木目漬キノメヅケ
きねのはしぬか　（本和）上四十七丁舂杵
頭細糠岐禰乃波之乃奴加（醤心）
くついり　（慶節）屑熬クツイリ
くろごめ　（慶節）黒米クロゴメ

字)同〔補〕(續紀)六丁四石流黃相模陸奧信濃

飲食類

あめ　(本和)下丁四粘女阿(和)同(和玉)糖又糛(慶節)飴アメ餳同(字)餳又饊又餹

あめちまき　(節)餹粽アメチマキ

あをふち　(慶節)食服青淵トアリ可レ考ー漬

あをつけ　(慶節)青漬

あをゆて　(慶節)青茹

あをざし　(枕)あをざし抄ニ云青麥ニテ調ジタル果子也　谷川氏大和故事ニ十二月麥ヲ煎テ碾レバヨリタル糸ノ如シ世ニアヲザシト云フ云々雄島ノアタリニハ今モ專ニス

あまほこり　(節)雨誇アマホコリ　(類往)同

あまかす　(本和)下五十五丁甜糟阿末加須(北山抄)甘糟(字)糟

あまざけ　(慶節)甘酒アマザケ醴同

あたゝけ　(慶節)温餅アタタケ

あつもの　(和)羹安豆毛乃(玉造小町壯衰書)臛アツモノ沸東河之鮎(慶節)羹アツモノ(字)羹

あらぬか　(和)本イ檜糠阿頁奴加(和玉)糠ヌカ檜又稃カト

あらもと　(和)糈阿頁毛止(字)粒コメサキ音立阿頁本(慶節)糈アラモト(和玉)同

あぶらもの　(慶節)油糍アブラモノ

あぶらいひ　(和)油飯阿不頁以比

あぶりもの　(和)炙肉阿不利毛乃

あぶりうを　(慶節)炙魚

あれ　(名)餅粉アレ

あわしほ　(和)白鹽阿和之保

あはしがき　(慶節)清柿アハシガキ

あへもの　(和)韲阿閉毛乃(和玉)韲ツケモノ(字)韲(墥囊)和字也アヘモノ　酟以ニ替梅ー(萬)一六丁「醬酢に蒜搗雑て鯛もかもわれになみせそなきのあつもの(慶節)和アヘモノ醬同

あへつくり　(和)膾切肉合糅也阿閉豆久利(玉造小町壯衰書)鮪イルカ膗アヒツクリ(和)羹阿豆毛乃(慶節)羹アツモノ(字)羹(玉造小町壯衰書)臛アツモノ沸東河之鮎

いひつひ　(名)飫イヒツヒアメ

いもがゆ　(和)薯蕷粥以毛加由(慶節)同

いもまき　(類聚)芋苴イモマキ

いりこ　貝類こ　なまこ　いりこノ條可ニ參考ー(慶節)熬海鼠イリコ

いりふ　(類往)熬麩イリフ

いりつけ　(慶節)熬付イリツケ

いりもの　(和)膷少許臛也以利毛乃

いりむぎ　(和玉)麨

いねのかひ　ふトモ　(和)稃伊禰乃加比

いなつひ　(和)粒伊奈豆比撮米甲也イナツブ(和玉)粒イナツブ　コメツブ

くもりいし　礞石　(大)卅三丁四十六久母利以之

ぐる口みいし　(大)卅四丁五十一久流口美以之

こひいし　(名)礫

こふて　(名)礫

こいし　(和玉)磧(名)瓅

こしきわらのはひ　(本和)上甑帶灰 古之支和良乃波比(和傳)同

〔補〕こんじやう　(續紀)六丁四金青 上野

さゞれいし　(和玉)硝

しほ　(本和)上丁九(同)下丁二十四鹽 之保

しらたま　(名)白玉 シラタマ 珠同 眞珠 同

しらつち　(本和)上丁九白土(和傳)白堊 之良都知(大)五丁三十四之良川智

しらいし　(和傳)石膏 志良以志備中國无レ時採

レ之若狹國出二太宰一

しほのたま　(和傳)光明鹽 之保乃太末

しほふぐり　宇者之保末久利鹽地下鑿採レ之 見上

しほみつ　(和傳)戎鹽 之保美川

〔補〕じしやく　(續紀)六丁四慈石 近江

すなご　(和玉)磣

すきたうさ　(和傳)礬石 須支太宇佐

〔補〕せいはんせき　(續紀)六丁四青礬石 美濃

せきえう　(續紀)六丁四白石英 陸奥

たま　(醫千)珊瑚(和玉)碕又碤

たまとくいし　(字)磋 玉止久石

たうさ　(和傳)礬石 多宇佐 出二長門國美牟郡一(伊字)光彩付繪丹丼佐色陶砂 タウサ イ木㽵砂(續紀)六丁四樊石 相撲飛驒若狹

つひたれ　(名)礫

つむれいし　(名)礫

つちくれ　(和玉)礰

といし　(和玉)砭 ヤキイシ トイシ 砥又硎又

礪 トイシ アラト 碬又礶又碰又磏

ねずみころし　(和傳)特生礬石 禰須美己呂之 出二長門國一

のたま　(醫千)水精 信友云のたまハ玉ノ疎ナル ヨシナルベシ

はやと(字)礪 波也止

〔補〕はくはん　(續紀)六丁四白樊石 相摸(又)黃樊石 出雲(又)白樊石 讃岐

ひうちいし　(字)礬 火字知石

ひとるたま　(字)瑒璲

ひまた　(字)瑎 比太萬

みゝたま　(名)珥

みづとるたま　(名)水玉(又)月珠

みづのたゝかふあわ　(和傳)石花 美川乃太々加布阿和

やきいし　(和玉)砭 ヤキイシ トイシ

やきしほ　(和傳)銀鹽 也支之保

ゆわう　ユノアワ

ゆのあわ　(和傳)石硫黃 由和宇又由乃安和(伊

傳）太陰玄精加奈久曾鐵精加奈久曾加禰乃佐比
しろなまり（和）錫之路奈麻利
みづがねのかす（和）汞粉美豆加禰乃加須
みづがねのけぶり（和）鎮粉美豆加禰乃介布利
きたひがね（字）鑞支太比加禰
あをに（和傳）綠青安乎仁長門國採レ之（伊字）同
こふな（和傳）粉錫胡粉也但色三有レ之又云鉛類也白也古布奈（加）己布禰

水類

きのうつぼのみづ（本和）上三十七丁半天河岐乃宇都保乃美都
ちをほりてつくるみづ（醫）地漿知乎保利天都久留美都（和傳）同

土石類

あかつち（本和）上十九丁代赭阿加都知（伊字）同出二太宰一
あらたま（名）璞
あわしほ（本和）上十九丁鹵阿和之保
あをだま（九代實錄）大中臣輔親言上八月蒙二勅命一參二着大神宮一祈禱之間庭松實中得二青玉一仍進二貢其玉一「本草云古以二青玉一爲レ上「藝又類聚云青玉出二倭國一
あらと（和玉）礦又礲又礪トイシ
あかだま（伊字）虎珀璧アカダマ（和傳）薰陸香微温似二松脂一和安加太末日本從二奧州一出レ之論云唐希之從二天竺一來之　信友按此抄琥珀下二味耳（甘カ）辛无レ毒和加太末云々　日本秘事薰陸香用之甚不レ知レ人云々トアリシカレバ琥珀ノ下ノ加太末ハ安ノ字脱ニテ安加太末ナルベシ
いしのち（名）石鐘乳
いしはひ（本和）上十丁石灰以之波比（和傳）伊之波比（大）五四十六丁
いさご（字）磣伊佐古又須奈古
いし（和玉）石
いわ（和玉）
いしのあぶら（和傳）方解石伊之乃安不良
おほいはほ（字）礧大伊波保
おほいし（名）磐
かるいし（名）浮石（和傳）美川乃安和又加留伊之
桃花石
かまつち（本和）上十丁伏龍肝加末都知（醫心）加知須留所乃都知（和傳）鍛竈灰加知須留所乃都知（又）伏龍肝加末乃宇知乃川知也計太留川知（加）加末都知
きら丶
きらいし（本和）上雲母岐良岐良（名）玫瑰（大）五四十九丁支良以之
きに（本和）上五丁雄黃岐爾（和傳）同（伊字）同亦
きたし（和）堅鹽木多師
うきいし（和玉）碱
くそいし（大）五十三七十八丁久曾以之

動植名彙附錄

金類

あらがね　（本和）上丁七阿良加禰（和玉）礦又鑛又鋌（和傳）鐵粉安良加禰

あかがね　（和玉）銅又鉛（和）銅阿加加禰

くろがねのはた　くろがねのすりこ　（本和）上丁七久呂加禰乃波太（和）銕落鐵乃波太（和傳）同（大）五四十久路加禰乃須利古

くろがね　（和）銕久路加禰（和玉）鑌又鉀又鐵又鍌又鍇又鉳又鋪又鏲

きかね　（大）五四十七支加禰

こがね　（和）金古加禰（和傳）金屑古加禰（和玉）金又銈又錀又鐐又釛又銑又鍮又錬又鑠又鐲又鑫

こがねのはなメタチ　（醫千）金牙コガネノハナ メタチ 本草曰金牙生二蜀郡一似二麁金一大小如二碁子一而方在二蜀漢江岸一石間打出者内即金色岸摧入レ水年久者多黑

さひてがね　（字）鍦沙比氏金

しろがね　（本和）上丁五銀屑之呂加禰（和傳）同（和玉）銀又鐐又鐲（和）銀之路加禰

たに　（本和）上丁九鉛丹多爾

おひがね　（名）鏁

はふに　（本和）上丁九糁錫又胡粉巴布爾

まきがね　（名）鏁

ひらがね　（字）鐐比良加禰（名）鏁

はらや　（少方）輕粉波良屋

まがね　（名）釦

みづがね　（少方）水銀美都加禰（和）水銀美豆加禰（七十二番歌合）

ひるがね　（名）鏁

ふけるかね　（本和）下丁七剛鐵布介溜加禰（和傳）鋼鐵（伊字）

こはがね　（十二番職歌）「はなれ行人のこゝろのこはかねをかゝくりかねてねをのみそなく

しとねがね　（字）錚志止禰金

なまり　（和玉）錫又鑞（和）鉛奈万利

みゝがね　（名）鐺

たかね　（和玉）錯又鑽

くろなまり　（名）鉛ナマリ クロナマリ 錫ナマリ シロナマリ

こがねのすりくづ　（和）金屑古加禰乃須利久都

しろがねのすりくづ　（和）銀屑銀乃須利久都

ねりクロガネ　（和）銕和名久路加禰此間一訓二禰利一

ねりがね　（字）錬禰利加禰（和傳）生鐵同

かねのさび　（和）鐵精加禰乃佐比（字）鋋加禰乃佐美

かなくそ　（和）鐵落鐵乃波太云二加奈久曾一（和

むまのつぼがひ ウマノツミヒ マテノカラ（本和）下丁廿四 和名牟末乃都保加比 貝子一名貝齒馬珂（伊字）貝子ウマノツミヒ（和傳）馬刀牟末乃都保加比末天乃加艮

むらさきのいろがひ（夫）（藻）十三丁五

毛之部

ものあらがひ（相撲集）「よさの浦にもしほ草をはかきつめてものあらかひはひろはさらなん（後撰）五ヨミ人シラズ「蓮葉のうへはつれなきうらにこそものあらかひはつくといふなれ（庵主）みなへの濱にしりたる人のみやまより歸るにあひぬ云々ものうたがひはつみなりとてひろひたる貝を手まさぐりになげやりたればものあらがひぞまさるかうなあらゞひ給ひぞとてかうなのからをなげおこせたり又波にもうかびて打よせらるゝを云々（後尾張風土記）海部郡ノ條葭島川出二荒貝一其貝似レ蜷短少也民家用爲レ羹

也之部

やし（本和）下丁廿七海髑子和名也之（和）海髑子和名夜之此物含二神靈一見レ人即沒二海中一似二髑髏一有二鼻目一故以名レ之

やくのかひ つひノ條（藻）十三丁五

與之部

よろひがひ（精進魚類）

和之部

わすれがひ（萬）一丁廿七「大伴のみつの濱なる忘貝家なる妹をわすれておもへや（萬）六丁卅五こひわすれがひ（藻）十三丁五

爲之部

ゐ（和名抄）龜貝部 蝙蛞和名爲俗用二蝛蜞二字一延喜內膳式）伊勢國爲伊二擔二十壺

遠之部

をかきのかひ（本和）下丁十三牡蠣乎加岐乃加比

をやがひ（大）五丁廿九袁也加比

をにがひ（精進魚類）

をみながひ（精進魚類）

はまぐりをかひあはせとておほふなりけり(月詣集)戀遠き人を戀ふといふことをよめる 源家光女
「たよりあらはむやのはまくりふみゝせよはるかなるとの浦にすむとも(續古事談)七十丁

はまをがに アシハラガニ イナツキガニ (名)蟚蜞 續小加二 按るにあしはらがにいなつきがにの類なるべし

はながひ (夫)さま〴〵花貝どもおほくよりたるをみる〳〵とあり(藻)十三丁五

はらか (字)蘢

比之部

ひめがに (名)畺 ヒメガニ

不之部

ふた つひのふた しゝみのふたノ條

ふくみ いはひノ條

ふせがひ (大)九十三八十一丁布世加比

ふながひ 舟の意歟(夫)

ふとくろがひ (藻)十三丁五

保之部

ほたてがひ (古節)帆立貝

ほや (和)老海鼠 保夜俗用二此保夜二字一 (古節)

ほらがひ (和)螺(古節) (和玉)螺(藻)十三丁五

末之部

まてのかひ (本和)下廿四丁馬刀 名一 馬蛤 和名末天乃加比 (大)五五十丁万天加比 (和)馬蛤 和名萬天 蟶 辨色立成云万天 蚌屬也 (和玉)蟶マテ 蟶同(字)蟶マテ

まよわ (和)石炎螺和萬與(伊字)同

まろあはび あはびノ條

ますほがひ (夫) (山家集)下
「しほそむるますほの小貝ひろふとていろのはまとはいふにや有らん」

まふ (字)蟶

まかきから 貝の類歟可レ考(大)七十二六十一丁萬加支加良

美之部

みつがに (大)美豆加爾

みづふね ミツカヒ

みそがひ (大)五五十丁美豆布禰又美曾加比(今昔物語)廿八丁滿貝 古事記サルダヒコノヒラブ貝ノ故事ニヨク似タリ考ベシ (藻)十二丁五

みやこかひ (夫) (藻)十三丁五

みな になか うなノ條

武之部

むまのくぼがひ ウマノクボカヒ (本和)下廿丁紫貝牟末乃久保加比

者西海別島也出ニ美貝一今按謂ニ之夜句貝一但此島與ニ大隅國一相近耳　廣庭云今時あこや貝といふもの西海より出す同じもの歟〔補〕（山家集）下ひゝしふかはと申かたへわたりて備前ナリ四國のかたへわたらんとしけるに云々しふかはのうらたと申所におさなきものどものあまたものをひろひけるをとひければつみと申ものひろふなりと申けるをきゝて「おりたちてこ（うイ）らたにひろふあまのこはつみよりつみをならふなりけり　此頃ノ歌ニモアリ

つひのふた　（和）甲蠃中有ニ角蓋一和名都比乃不太蓋上錯似ニ鮫魚皮一者也

止之部

とふがめ　（大）五十四ノ廿一丁八度布加免

奈之部

なからめ　（伊字）蜷ナカラメ（撮壤集）貝ノ部長者ナカラメ

なてしこがひ　（夫）　（藻十三）丁五

なまこコ　（伊字）主海鼠ナマコ

なみまかしは　（藻）十三丁五

仁之部

にし　（和）小辛螺和名仁之又云蓼螺子（字）蜌（和玉）螺　廣庭按ずるに仁之は一ッ貝ノ名にあらず螺の惣名なり俗に田爾之あかにしなどもあり

にしのふた　あきのふたノ條

にな　かうなノ條　（字）蜷

波之部

はまぐり　（和）蚌蛤　放甲二音蚌或作レ蜯和名波萬久理　一名含漿（醫千）車螯ハマグリ　注車螯ハ是大蛤也（和玉）蠙又蠡又蜃又蜊又蚶又蚌又蚋（藻）十三丁六（和傳）眞珠波末久利乃太末　海蛤　波萬久利乃波之貝（大）五四十九丁　波萬久利（小侍從集）阿波守忠のりになき名たつ比頼政が許よりときめかせ給ふらんこそめでたくと事遣たるかへりごとに「よそにこそむやのはまぐりふみゝしかあふとはあまのぬれきぬとしれ（夫木抄）廿六家集俊頼朝臣「山ふきをかさしにさせははまぐりをいてのわたりのものとみる哉（山家集）伊勢のふたみのうらにさるやうなるめのわらはどものあつまりてわざとのことゝおぼしくてはまぐりをとりあつめけるをいふかひなきあま人こそあらめうたてき事なりと申ければかひあわせに京より人の申させ給ひたればえりつゝとる也と申ければ「今そしるふたみのうらの

曾之部

そでがひ（夫）山家集下内に見合せんとせさせ給ひけるに人にかはりて「波あらふ衣のうらの袖貝をみきはに風のたゝみおくかな此袖貝に櫻貝すだれ貝ますほの小貝すゝめ貝からす貝等の歌あり（藻）十三丁五

太之部

たつひ（本和）下丁廿四田中螺汁一名螭螺和名太都比（和）田中螺其有レ稜者謂ニ螭螺ー和名多都比　たかひと同物歟可レ考

たかひ タニシ（本和）下丁廿七蚌蛤多加奈 和名抄ハマグリといふ訓あり（字）（大）五丁五十多加比又多爾之又多豆布

たにし（小彦名乃遺法）田螺田爾志

たのつひ（名）蜌タノツヒ

たからがひ（大）五丁四十九多加良加比

たか（名）蜆タカ しゞみ可レ考

たこ サカ（本和）下丁廿六海蛸多古 ちいさきたこ こかひだこ（和）海蛸子太古 貌似ニ人課ー而圓頭者也長大餘者謂ニ之海肌子ー（和玉）鮹又蟭又蛸（字）鮹（內膳式）蛸一斤干蛸一斤（主計式）乾蛸蛸鮨貝蛸鮨（雜要抄）干物鮹（厨事類記）燒鮹

知之部

ちいさきたこ するめノ條

豆之部

つがに（大）五三丁五十豆加邇

つのがに（大）七十七二丁八十都乃加邇

つみがに（大）八十六一丁四十都美加邇

美都加邇ノ誤カ考ベシ（字集）蟚ツミ（和玉）同

つひ ツラタリ ヤクカヒ ヘナタリ ツブ（本和）下丁廿六甲蠃子貌似ニ辛螺ー而口有ニ角蓋ー 榮螺子蓋上甲錯似ニ鮫魚皮ー云々和名都比（字）蚶又蝺又螂（和）甲蠃子漢語抄云海蠃豆比貌似ニ辛螺ー而口有ニ角蓋ー者也（節用集）海螺（字集）騾ヘナタリ ツヒ ツブ ツラタリ ツナタリ ツレ ツヒヤクガヒ蠃同螺同螺同蚵ヤクガヒ（和）錦貝久夜乃班貝今按本文未詳但俗說西海有ニ夜久島ー彼島ヨリ所レ出也（伊字）錦貝同班貝ヤクガヒ　廣庭按ずるにやくがひとやくの班貝と同物か（名）蚵ヤクガヒカキ（字集）蛘ヤコガヒ（徒然草）上四段甲香はほらがひのやうなるがちひさくて口のほそながにしていでたるかひのふたなり武藏の國金澤とふ浦にありしを所のものはへなたりと申侍るとぞいひし（紀）廿二丁廿推古天皇巻云二十四年春三月掖玖ヤク人三口歸化夏五月夜向人七口來之云々同二十八年秋八月掖玖人二口流ニ來於伊豆島ー 釋紀十四ノ四ウ私記曰或本爲ニ夜句ー同也掖玖一

蜆貝之々美加比似レ蛤而小黒者也(名)
(和傳加)蜆私家私名云シヾメガヒ(六)五四十九丁之
多美又之自民(萬)六卅丁「すみのえ
のこ濱のしゝみあけもみすしぬ
ひてのみや戀わたりなん
したゞみ　(本和)下廿七丁小鸁子之多多美
(和)小鸁子楊氏漢語抄云細螺之多々美貌似二甲
鸁一而細小口有二白玉之蓋一者也
(伊字)小鸁子シタダミ細螺同蜆貝シタダミ
シヾミ蛤蜆同(令義解)三十一賦役令海細螺シタヾミ
一石(拾遺)物名したゞみ「あつまにてや
しなはれたる人のこはしたゝみ
てこそ物はいひけれ(萬)十六廿九丁
上略「したゝみをいひろひ持きて
いしもちてつゝきやふり下略(藻)
十三六丁　(和)小鸁子口有二白玉之
蓋一和名之太々美乃不太
したゝ　あはびノ條
しろきかめカメ　(續紀)一十四丁文武天
皇四年八月長門國獻二白龜一
しほふくかひ　(藻)十三五丁しほかひノ條
しうとめのふた　あきのふたノ條
しまあはひ　(伊字)島鰒シマアハビ大膳式云

須之部

すゞめがひ　(運)雀貝(藻)十三五丁
(山家集)下「波よするたけのと
まりのすゝめ貝うれしきよにも
あひにけるかな
するめ　チヒサキダコ　(本和)下廿六丁海蛸和
名多古之條小蛸魚頭脚并長一尺許者(和)小
蛸魚和名知比佐木太古云二須留女一(拾遺注)顯昭注ス
ルト申ス物ハ小鮹魚ト書タレド
ソノスガタ「タコ」「イカ」ナドニ似
タレバカヒツモノニ用也(伊字)
少蛸魚スルメチヒサキダコ也
すだれがひ　(運)簾貝(藻)十三五丁
(夫)　(山家集)下「波かくる吹
上の濱のすたれ貝風もておろす
いそにひろはむ
すがる　(古節)鹿子レ蜾鸁スガ蚌ハマグリノ屬
也タケヒ(紀)十四十一丁
すはうがひ　(精進魚類)蘇芳貝
(藻)十三五丁

世之部

せ　せい　せえセイ セエ　(本和)
下廿七丁尨蹄子和名世衣ウツセガヒ貌似二犬蹄一而附
レ石生者也(醫)尨蹄子世(和)尨
蹄子和名勢貌似二犬蹄一而附レ石生者
也又云石花二三月皆紫舒レ花
附レ石而生故以名レ之(和)異本世伊
(伊字)尨蹄子セイ(撮壤)石花セイか
きの事とあり(下學集)石花ガキ(精
進魚類)石の中なるせい〳〵を
かきあつめてぞ參りける
せみかひ　(藻)十二五丁　(夫)
せなか　(伊字)鼂セナカ
せたは　あはびノ條

ひやすくもおもほゆるかな(夫)
(藻)十三丁五
からあはび　あはびノ條
かき　カラキ　(和)蠣　加木　相ニ著蟲殼ニ似レ石也(字)蠣又蠏又蛎又蚶又蠇(大)五四十九丁加支加比　一名加良支(古談)五昔傳敎大師叡山建立之時爲レ立ニ中堂ニ被レ引レ地之間自ニ地中ニ蠣ノカラヲ多被ニ引出ニ云々
かたしかひ　(夫)知家「さてもまた猶あふ事はかたしかひならひふしてもかひやなからん(藻)十三丁五
かたがひ　(和玉)蜼　蜼字出ニ猴屬ニ猶考フベシ
かいあふび　アハビ　(林節)鮑　カイアフビ或云石決明　若狹ノ浦人かいなびト云ヘリ

幾之部

きさ　(和)蚶　木佐　蚌屬狀如レ蛤圓而厚外有レ理縱橫即今蚶也(大)五四十八丁支差加比
きさご　(林節)細螺　キヒゴ
きす　(藻)十三丁五　きすかくノ條

久之部

くろにし　おほにしノ條
くるくる　(運)來々　クルクル　(古節)鰩　ニナガヒとおなじもの歟考べし　又來々

古之部

こがめ　(和)攝龜　古加米　小龜也(名)　攝龜　コガメ　(伊字)同
こもがひ　(古節)薦貝
こ　ナマコワタ　コノイリコ　(本和)下廿六丁海鼠古　(和)同(撮壤)海鼠腹　コノワタ　(運)同
こやすがひ　(藻)十三廿丁
こふ　(和)甲　古不　龜蚌之屬甲曰レ介

佐之部

さゞえ　サザエ　(和)榮螺子　左々江　天文本佐大江　(林節)榮螺子　サザイ　(藻)十三丁五　(令義解)賦役令三十丁　螺三十二斤　諸蜂蚌之屬也　(神樂歌)　(山家集)下「うしまどのせと　備前也　海人のいでいりてさだえと申ものをとりて舟にいれ〳〵しけるをみて「さたえすむせとの岩つほもとめいていそしのあまのけしきなる哉
さか　たこノ條
さくらがひ　(山家集)下「風ふけは花さく波のうつたひに櫻貝よる三嶋江のうら(道興准后回國雜記)櫻井の濱といへる所にて櫻がひをひろふとて「春はさそ花面白く櫻井の濱にて拾ふ同し名の貝(夫)雜五七丁　同七卅丁　同九五十九丁
(藻)十三丁五

志之部

しゞみがひ　しゞめ　シジメ　シタミ　タカ　(和)

宇美加女(和)大戴禮云甲虫三百六十四神龜爲ニ之長ト也兼名苑云龜一名蠶漢語抄云宇美加米(又)鼈加波加米(字)鼈鱉同補滅蒲結二反河加女(又)蠜カメ鼊同(和玉)龜又鱉又鼈又鱉カメカハガメ(藻)十一丁九

(紀)垂仁卷丁十三三十四年春三月云々カハカメ大龜出ニ河中ニ天皇擧レ矛刺レ龜云云私記云大龜加波加女(元眞集)かはがめ(續紀)一丁三文武天皇一年九月近江國獻ニ白鱉ニ(萬)一丁廿三上略「ふみおへるあやしき龜もあたら代といつみの川に下略(又)十六丁十三上略「ちはやふる神にもなほせうらへするゑ龜もなやきそ下略(補)(天武)下丁廿六赤龜カハガメ(紀)天智九年獲龜背龜背書ニ申字ニ(續紀)和銅八年左眼白右眼赤頸著ニ三台ニ背七星前脚並有ニ離卦ニ後脚並有レ爻(又)養老七年白龜(又)神龜六年龜云々背有レ文云天王貴平知百年(續後紀)白龜(文實)嘉祥三年六月又七月靈龜白龜(又)嘉祥三年九月白龜(三實)貞觀十二年二月奇龜(丹波風土記)五色龜

かに　(本和)下丁十九蟹加仁(和)蟹字亦作蠏和名加仁八足虫也蜜餅不レ宜下䲒ニ蟹黃ニ一食上之蟹黃百子名也(和玉)蟹又蛫又蟚又蛹又螃又螘又䲓(萬)十六丁卅「いほつくりなまりてをるあし蟹を云云(藻)十三丁五

かにのものはみ　(和)蟹不レ得下並ニ沙嚢ニ食上之沙嚢加仁乃毛乃波美在ニ蟹腹内ニ者也

かさめ　(本和)下丁十九擁劍加佐女(字)蠘(和)擁劍加散女似レ蟹也黃其螯偏長三寸計者也(内膳式)攝津擁劍(雜要抄)保延二九二三仁和寺殿行幸御肴擁劍

かみな　(本和)下丁廿七寄居貌似ニ蜘蛛ニ和名加美奈(和)寄居子加美奈貌似ニ蜘蛛ニ者也俗用ニ蟹蜷二字ニ(醫)寄居加牟奈似ニ蜘蛛ニ崔禹云々見是物好容ニ他殼中ニ居負レ殼行人犯驚卽縮レ足轉墜似レ死乃過人物行々人掇取啖レ之以レ殼炙レ火郎走出亦拾掇食レ之(大)五十七丁三加美奈　信友按俗ニイフヤドリ蟹也

かせ　イカヒ　(本和)下丁廿七石陰子加世(和)石陰子加世是物生ニ海中ニ陰精故以名レ之(醫)石陰子加世又伊加比

かうな　ミナニナ　(字集)蜷カウナニナ(名)蜷ミナニナカウニナ(撮壤)蜷ニナカウナ(本和)下丁廿七河貝子加美奈(大)五十七丁三加美奈(熊野紀行)和名抄本草ノかこな合セ考ベシ

かひ　(和)貝加比水物也又云殼和名同上虫之皮甲也云々河貝子其殼上黑是也(字集)蜆カヒツモノ(又)貝

かひだこ　(和)日本紀私記云貝鮹加比太古(延)主計式貝鮹鮨

かひのたま　(大)五丁四十九加比乃多末蚌也貝ノ腹ニアリ

からすがひ　(山家集)下「波よするしらゝのはまのからす貝ひろ

うみがに　（名）蝤ウミガニ（字）同
うみつひ　（名）蝌ウニツヒ（字）蝐
うみつぶホラガヒ　（和傳）海螺字美川不又保良加比
うに　（本和）下廿六丁靈蠃子宇仁（和）靈蠃子漢語抄云棘甲蠃字仁皃似レ橘而圓其甲紫色生二芒角一者也又云靈蠃子其甲紫芒角宇仁乃介（令義解）三賦役令十一丁甲蠃天斗又甲棘蠃六斗（延）甲蠃
うまのくぼがひウマノクボミスワウガヒ　（本和）下廿四丁紫貝一名文貝牟末乃久保加比（和）紫貝一名大貝宇萬乃久保加比（和傳）同（伊字）紫貝ウマノクボガヒウマノクボミ（和傳）貝子紫色貝也宇末乃久保加比又須和宇加比
うまのつみムマノツボガヒムマノツクガヒ　（本和）下廿四丁貝子一名馬齒馬珂牟末乃都保加比（名）貝子ウマノツミムマノツボガヒムマノツクカヒ
うらうつ貝　（夫）
うつせがひ　（今昔物語）古本二十四

廿六丁（夫）（藻）十三五丁（萬）十一四十二丁
「住吉の濱によるといふ打背貝實なき言とてわれこひめやも
石花貝の空になりたる也（蘆主）
ふち衣なきさによするうつせ貝ひろふ袂はかつそぬれぬる（道興准后回國雜記）上總の國千種の濱といへるところにて色貝をひろひて「野路つゝくなくさの濱のうつせかひ海さへ秋のいろに出にけり此歌色貝をうつせ貝とよみ給へるがごとし考べし
うめのはながひ　（夫）　（藻）十三五丁
うはがひ　（精進魚類）

衣之部

えかめ　（字）黿

於之部

おほあき　あきノ條
おほにしニシクロニシ　シラニシ（本和）下廿六丁口廣大辛螺肉於保爾之白小辛螺肉之良爾之黑小辛螺肉久呂爾之　おふにしとあきといふもの同物なるべし考べし
おほはまぐり　（和玉）蜃オヽハマクリ蜄同
おほがめ　（和）黿鼉於保賀米大龜也（和玉）黿
おほつめ　（和）螯於保豆米蟹大脚也又云擁劍其一螯長者也
おほたかひ　（字）蜱
おうのかひオフ
おふ　（和）辨色立成云於富本朝式文用二白貝一字一（令義解）三賦役令十丁白貝葅三斗（和傳）魁蛤於宇乃加比

加之部

かはがめ　かめカメウミガメ
（本和）下十八丁鼈甲加波加女（同）十五丁龜甲

(本和)下十四丁文蛤以多夜加比(和)文蛤伊太夜加比表有レ文者也　(撮壤集)文蛤イタラガヒ　イタヤガヒ(藻)十三五丁　今俗にいふいたら貝也

いしがめ　(本和)下十五丁秦龜此山中龜不二入一レ水一云々和名以之加女(和)秦龜伊之加米此山中之龜也(字)龞

いしがに　(和)石蟹似之加仁生二海際石下一故名レ之

いか　イカノクロミ　イカノカフ　(本和)下十九丁烏賊鴨鳥所レ化也云々和名以加(令義解)三賊役令十丁　烏賊三十斤云々(和)烏賊和名伊加常自浮二水上一烏見以爲レ死啄レ之乃卷二取之一故以名レ之(又)烏賊墨鰞鰂魚背有二一大骨一腹中有レ墨和名以加乃久呂美今案背大骨卽所レ謂甲也

いかひ　イカヒノタマ　アコヤ　カ　(和)貽貝一名黑貝伊加比(醫)石陰子加世又伊加比(字)蜌(大)六十三伊賀比乃多麻(令義解)三賦役令十一オ貽貝鮓イカヒノスシ二斗又貽貝後折ノシリオリ六斗云々(山家集)下いらごへわたり伊勢ヨリ志摩へ也たりけるにいがひと申はまぐりにあこやのむねと待る也それをとりたるからを高くつみおきたるをみて「あこやとるいかひのからをつみおきてたからのあとを見するなりけり

いりこ　ナマコ　(和)海鼠和名古本朝式加二熬字一云二伊里古一似レ蛭而大者也(伊字)生海鼠ナマコ(令義解)三賦役令十丁　熬海鼠二十六斤

いはひ　フクミ　(大)五四十八丁以波比又布久美

いはくし　(大)六十八二十丁以波久之

いをがめ　(古節)鱉イチガメ

いねつきがに　あしはらがにノ條

いなつきがに　同上

いろがひ　(夫木)廿七丁「ふち潟にこきむらさきの色貝はいくしほ浪かそめかへしけむよみ人しらず(道興回國雜記)歌ノ處ニ引うつせ貝色貝をひろひてとて歌にうつせ貝をよみ給へり可考(藻)十三五丁

いもせがひ　(藻)十三五丁

いむき　(字)螆又蛼

宇之部

うむぎがひ　(本和)下十四丁海蛤宇牟岐乃加比(和)海蛤一名魁蛤宇無木乃加比蘇敬注云亦謂二狍耳蛤一也(字)蚶ウムギ蟟同蚫同(紀)景行紀廿三丁五十三年冬十月至二上總國一從二海路一渡二淡水門一云々出二海中一仍得二白蛤ウムギ一云々(姓氏錄)云白蛤爲レ膾進レ之云々左京皇別上膳大伴部之條ニモアリ(紀)私記云白蛤宇牟支云

うみがめ　かめノ條(和玉)鼊又鼈

動植名彙卷九

貝類　烏賊海鼠類

阿之部

あはび シタヽ、セタハ、カラアハビ、マロアハビ、カイアフビ
(本和)下十四丁十五丁石決明一名鰒魚甲一名馬蹄 決明以馬蹄故以名之和名阿波比(和)鰒魚名似蛤偏著石肉乾可食云々又鮑一名鰒和名阿波比又石決明食之心目聰了亦附石生故以名之(醫)阿波比乃加比 (大)五十四丁九阿波比加良(字)䲆又蚫又蛤又鰛又蝐(字集)鮑セタハ ハビシタ、ア(古節)圓蚫マロアハビ(人丸集)十八丁ノ歌 (萬)三丁卅或娘子等贈裹乾鰒戲請通觀僧之咒願時通觀作歌一首「わたつみのおきにもちゆきてはなつともうれむそこれかよみかへりなん (又)六十丁十六上略「わたの底おきついくかにあはひ玉さはにかつき出下略(又)十一丁二十四 (和玉)鰒又鮑(藻)十三丁十六(補)(紀)允恭大鰒(延喜民部式)下丁五鰒ノ事種々アリ(肥前風土記)丁十蛇ノ事種々アリ

あきのふた　あきのかう アキノカウ アキノセイタ
(本和)下丁廿四甲香一名流螺阿岐乃布多
(大)七十五丁三十七阿岐乃加布

あきのせいた　(大)四十丁廿二(和傳)甲香安支乃不太又仁之乃不太又之宇止女乃不太

あしはらがに　あしがに アシガニ イネツキガニ イナツキガニ(和)蟛蜞漢語抄云葦原蟹 形似蟹而小也(名)蟛蜞アシハラガニ イネツキガニ(和)蟛蜞海濱稻春蟹之類也(神樂歌)安志波良田乃以奈川支加仁乃也、於乃禮佐戸、與女乎江須止天也、左々介天波於呂之也、於呂志天波佐々介也、加比奈介乎須留也、(萬)十六丁三十「おしてるなにはのをえにいほりつくりかたまりてをる葦河爾を王召跡何爲牟爾云々

あきにし オホアキニシ (和)大辛螺和名阿支一名赤口螺云々(伊宇)辛螺(本和)下丁廿六辛嬴子於保阿岐(令義解)賦役令十一丁辛螺頭打六斗(大)五十八丁二阿支兇 廣庭按ずるに今俗にあかにしといふ貝あり是あきのことにてあきの「き」を「か」に轉じたるもの歟にしはすべてさやうのもの丶惣名なり

あきのかふち　(伊宇)辛螺頭折 賦役令云

あかにし

あぬし　(大)五十丁五具之部阿奴之

あさり　(十訓)アサリ(古節)蜊アサリ

あこや　かひノ下見合ベシ

あまかひ　(精進魚類)　(藻)十三丁五

伊之部

いたやがひ　いたらがひ イタラガヒ

女之部

めゝさよ　はむノ條

めあかし　なゝこまノ條

めゝさご　（撮壤）鱵メヽサゴ

めくじら　（字）鯢又鱛（和玉）鯢

母之部

もふしつかぶな　ふなノ條

もろこ　（運）諸子モロコ

也之部

やまめ　（撮壤）魚部鰀ヤマメ

やなぎうを　（下學集）鯀

由之部

ゆき（字）鱈

與之部

よろづ　よろど　よりとハリチ　（名）針魚ヨロド（大膳式）與里力魚各二兩（主計式）與理度魚脂二斤與理等脂　紀親宗云今云ふさよりも也

よちをさしチサシ　（和）飲食部魚鳥類　鮍唐韻云々以レ竹貫レ魚也　和名平佐之一云與知平佐之（主計式）與治魚刺又與理度魚二斤とあるは鮍の針魚なるべし　鮍は魚の名にはあらねど考の爲にこゝに載す

和之部

わに　（和）鰐和仁（和玉）鰐（藻）十三丁四十（字）鯶又鰐（神代卷）八尋大鰐（又）一尋鰐（古事記）（今昔物語）十四丁八（山家）「磯なつみ浪にけられて過にけるわにのすゑける大わたのせを西行（春雨抄）「世の中はわに一口もおそろしや夢にさめよと思ふはかりそ

わかゆ　あゆノ條

遠之部

をこし　シタコシ　タコシ　（字）魟

をかしかひ　（字集）魦チカシ　カヒ

をざし　ヨチチザシ　ヨチム　フザシサシ　ヒチチザシ　（字集）鮍チザシ　フザシ　ヨチチザシ　サシ　ヨチム　チザシ　ヨシチザシ　（名）鮍以レ竹貫レ魚（和）鮍平佐之一云與知平佐之

をくじら　（和玉）鯨

鮒又鰿フナ（字）鮒又魴又鮃又鮄フナコ（內膳式）醬鮒各二缶（主計式）富那交鮨（雜要抄）鮒裹燒（堀川太郎百首）下凍春宮大夫公實「ますらをか藻臥つか鮒ふしつけしかひやか下も氷しにけり（萬四）卅五丁おきへゆきへにゆきいまやいもかためわかすなとれる藻臥束鮒モフシツカフナ（又）十六廾八丁「こりぬれる塔になよりそ川くまのくそ鮒はめるいたきめやつこ（土佐日記）七日になりぬおなじみなとにあり云々人の家のいけと名あるところよりこひはなくてふなよりはじめてかはのも海のもこともののどもながびつにになひつゞけておこせり云々（源氏）藤裏葉廿二丁

ふく　ふくべ　ふくめいを　（本和）下鯸布久（和）鯸鮐（林節）鮐フクベ（和玉）鯸フクベ（伊字）鯸鮧フクベ鯷

同フク（醫千）鯸夷フクメイチ　本草曰鯸夷以レ物觸レ之即嗔腹如二氣毬一腹白背有二赤道如印一

ふくらぎ　（林節）鰒フクラギ

ふくら　（和玉）鰢

ぶり　（林節）鰤ブリ鰤同（和玉）鰤ブリ（草庵集）十魚名「あめふりて川も水ますあちこちにふな人こひしこさはさはらん

おぶか　（和玉）鱶魚可布（和玉）鱶

保之部

ほはら　（和）鰾魚鰾也　脇前後ノ肉也

末之部

まゝさめ　（伊字）鯢マヽサメ尺澤之魚

まさめ　（字集）鯫マサメ鯕同

まながつを　（運）眞鰹（撮壤）眞軋マナガツヲ（林節）學鰹マナガツヲ

ますメアカシナヽコ（和玉）鱒又鱏又鮅（伊字）赤魚又鮅赤鼻又赤目魚又赤目鱒（字）鱒又鯳（內膳式）近江國鱒出二七卷至二巳上マス食（式）大膳鱒マス

まごひコヒ　こひノ條

まみさこ　（名）魦鮈鱺

美之部

み　（和）[illegible]ミ鯉屬也

みこひ　（字集）鮇

武之部

むなぎウナギハジカミウナ　（字）鱓又[illegible]又鰼（萬）十六卅三丁「石まろにわれ物まをす夏やせによしといふ物そむなきとりめせ「やすやすもいけらはあらんをはたやはたむなきをとると川になかるな

むつ　（字集）鯥ムツ（名）鯆ムツ（林節）鯥ムツ

はまち　はえハリスリ　ハヱハツハ

(和)飯魚波重萬知(夫)鱓はゑマチ　ハエ　キサシ(出雲風土記)ハヱ(和)波曾(和)鯈江波(和玉)鯈又鮪(藻)十三丁三　(字集)魧ハヘ　ハヌ鱒ハツ　如レ此あれと和名抄(字)鮍(撮壤)鱒ハマチ和名抄今本波曾とのみあり(夫)二十七「冬河のきしの下行水ぬるみはえあるよにもあひにける哉(散木)九後頼「ふしつけしおとろか下にふすはえの心おきなき身をいかにせん

はらか　はらあか　(和)鰚魚辨色立成曰鰚魚波良加音宣今按所出未詳本朝式用二腹赤二字一　撮壤)鰚ハラカ　マカ(字)鱝(內膳式)太宰府云々鯛醬四斗八升二缶云々腹赤魚筑後肥後兩國所二進出一其數隨レ得已上別貢(江次第)腹赤鱒魚也內膳司奏之此司又屬二宮內省一景行天皇御宇於二筑紫宇土郡長濱一釣得獻二天皇一其後天平十五年正月十四日太宰府進之每年節會可レ供之由被レ定云々(公事根源)元日節會ノ下ニモ件ノ說アリ(厨事類記)生物或鮮物　鯉鯛鮭鱒鮓雉或止二鮭鱒一供二鮓雉一爲二佳例一或供二腹赤一信友按に腹赤は鱒にあらず(拾遺)物名　はらかすけもと「みよし野も若なつむらん卷向のひはらかすみて日數へぬれは〔補〕(保曆問記)上丁卅三　鰚

はらゝこ　(林節)鮞ハラヽコ(和玉)鮞

はゆこひ　(名)鮪ハユコヒ

はたヒレ　(和)鰭波太

比之部

ひゝこ　(撮壤)諸鱗ヒヽコ

ひしこいはし　ひしこ　(和)鯷魚比師古以和之(和玉)鯷ヒシコ〔補〕(尺素)鯷魚ヒシコ

ひを　ひうを　カナハナシ　シロチ　カハヒヲ

(和玉)魦ヒチ　ヒウチ(藻)十三丁四(字)鱦(式)大膳　氷魚(萬)十六丁卅「わかせこかたふさきにするつふれ石のよし野の山に氷魚そさかれる

ひらめ　(林節)鮃ヒラメ

ひといを　あかいをノ條

ひつ　(運)鰖頭又氷

ひたひ　ヒタ　たひノ條

ひごひ　(扶桑略記)二十七丁八池亭記爲二小山遇レ窪穿二小池一云々綠松嶋白沙汀紅鯉白鷺小橋小船平生所レ好盡在二其中一云々

ひめうを　(字)

ひれ　はたノ條

〔補〕ひらた　(伊勢家)(本古玉)鰏ヒラタ　ヒラノメ

不之部

ふなカムリ　(和)(本和)下丁十六鮒魚一名鮒魚布奈(大)五丁五十　(和玉)鯽又

のへのかどのしりくめなはなよしのかしらひゝらぎらいかにとぞいひあへる　季吟が注に逍遊軒は名吉いせごひといふ魚なりと云々(神代卷)下丁卅六口女(口女即鯔魚也)

なはさば ナマサバ　(和)鯆魚(太波佐波)(伊字)鯆魚 ナハサバ(撮壤)同

なめりこ　(大)五丁五奈女利古

なゝこ マスメアカシ　ナヽコ(名)鱒 ナヽコマス(本和)下丁廿五鱒(末須)(和)　(字集)メカカシマス　(草庵集)十名魚「あめふりてかはも水ますあちこちにふな人こひしこさはさはらん

なはせひ　(和傳)鱓魚(奈波世比又字奈岐又己女)

なはつらぬきのあはび　(伊字)繩貫鰒

なまつ　(本和)下丁廿六鯰(奈末都)(和)(字)鯽又鯰(和玉)鮐又鱇又鯰(字拾遺)十三丁十四

なます　(和玉)鱠

仁之部

にべ クチ　(和)鮸(仁倍)(字)鮸(名)石首魚[補](和名抄)鰾(保波)書言字考云鰾魚腹前也時珍云魚脬曰レ―又謂二之白魚一

にしん　(運)鰊ニシン(林節)鯡鰱ニシン

にんぎよ　(和)兼名苑云人魚一名鮫魚(上音陵)魚身人面者也山海經云聲如二小兒啼一故名之(推古紀)廿一丁二十七年夏四月己亥朔日壬寅近江國言於二蒲生河一有レ物其形如レ人云々　(書紀)廿二丁廿一推古天皇卷云二十七年秋七月攝津國有二漁父一沈二罟於堀江一有レ物入レ罟其形如レ兒非レ魚非レ人不レ知レ所レ名[補](北條五代記)七丁十九建仁三年四月津輕の浦へ人魚ながれよる寶治元年三月十一日津輕の浦へ人魚ながれよる同六月五日外の濱へ人魚流れよる(又)丁十九文治五年夏外の濱へ人魚ながれよる又建保元年夏秋田の浦へ人魚ながれよる

にしほのあゆ　(名)養鹽年魚ニシホノアユ

乃之部

のき　(和)鯁(魚刺在喉なり)

波之部

はむ メヨシ サヨウナキ ナ　(本和)下丁十五鯊魚(波牟)(和傳)同(波無)(和)鱧(字集)鱺(長細似レ蛇白色无鱗)メナヨシ サヨハムウナキ(字)鰻(和玉)鱧

はじかみいを　(和玉)鰻ハジカミウヲ

はりを ヨロヅヨリトト ヨロ　(本和)下丁廿六針魚(波利乎與呂豆)一曰二口長四寸如レ針(名)針魚ヨロト

はりまち　はりすり　はゑ　はそ

れぬ

たこし　したこしノ條

たなご　たな孫　たかに　字集）鰷（名）鮍孫　按に孫はヒコと訓てタナゴはタナヒコの約れるにや海にあるタナゴ大なるは六七寸ばかりなり春の末夏の始腹中に形をなせる子三四五十ばかりもあり其子の大さ一寸ばかり也胞衣中にあつまりてあり漁人いふ其子は口より吐出すといへりタナゴに赤色なるものあり子はそれも白し名義も子によしあるかタナの義考べし

たら　（大）五丁五十多良又云久多比良（林節）鱈（和玉）鱈

たやに　ちゝかふりノ條

たつ　（和）今本文字集略云龍力鍾反和名太都　四足五采甚有二神靈一者也白虎通云鱗蟲三百六十六而龍爲二之長一也（藻）十二丁八

知之部

ちゝかゝかふり　（本和）下丁卅四鎚知々加々加布利

ちゝかふり　（和）鯆知々加布里（和玉）鮰

ちゝふ　（字集）　（名）魦又魦魚又魮又魺（字）鮦又鯐又魦

ちめ　（字集）鯽

ちぬ　（和）海鯽知沼（字）鮏

津之部

つくら　（名）鰞（伊字）鯱都久良（字）鯱（字集）鰔鯝同

つきひはち　鮐皮古訓（正親式）丁十三（主計式）上丁七ツサキハチトアリ

つなし　（萬）十七丁四十六都奈之等流比美乃江過底　遠江の人コノシロをツナシといふ

止之部

とびを　とびいを　（和）　（字）鰾（名）鯷（字集）（和玉）鯷又鰮

どぢやう　（林節）鰌鰡同（補）（續狂言記）目近籠骨どぢやうのすしをほうばつて云々（塵添）土長鰌同

奈之部

なよし　なえし　ないし　（本和）下丁廿五鯔奈與之（和傳）鯔魚奈與之（和）（新韻）鯔又（字）鱳（運）名吉又伊セ鯉（名）鮗（詩）古訓鯆魚（和玉）鯇又鰱又鰡又鯆又鯔（土佐日記）元日なほおなじとまりなり云々けふは都のみぞおもひやらるゝこゝ

しやちほこ　（林節）鯱シヤチホコ

しくちシクチナヨシ　（堀川次郎百首）老人俊頼「しくちひくあこのはまやに年ふりていやみにましはしめられにけり

しみ　（林節）蠹魚又蟫シミ　虫ノ部ニ入ルベシ

〔補〕しよはくぎよ　（續紀）延暦四年諸泊魚

〔補〕しやうぎよ　（紀略）延暦十六年八月椒魚（文德）仁壽二年椒魚

須之部

すゝき　（本和）下廿五丁鱸須々岐（字）鱸又鮀（和）（和玉）鱸（藻）十三丁三（萬）三丁十五「あらたえのふちえの浦に鈴寸スヽキつるあまとかみらん旅ゆくわれを

すばしり　（撮壤集）鳥䲀スバシリ（林節）䲀スバシリ

するめ　（林節）小蛸魚スルメ　干烏賊同鰑同（和玉）鮹又鮍又鰑

すをり　（林節）魜スヲリ

すゞめうを　（紀）二十六丁八出雲國言於北海濱魚死而積厚三尺許其大如鮐エヒ雀喙針鱗々長數寸俗曰雀入於海化而爲魚名曰雀魚

すし　（和玉）鮓又鯖

すはやり　（撮壤）魚條又楚割スハヤリ

栞にくわしく記「おくりける人のこゝろのすはやりにわりなく見ゆるこゝろさし哉　賴朝

世之部

せひ　（和）鰣世比（伊字）鰣婢妾魚セミ（字）鯢

せいご　（林節）鰣セイゴ

太之部

たひヒダヒアカメ　（本和）下廿四丁（字）鯛又鱧（和）（林節）干鯛（古事記傳）十七丁卅二赤海鯽魚タヒ（書紀）八丁三海鯽魚タヒ（和玉）鯛又魴（藻）十三丁二（内膳式）小鯛腊—石鯛鹽—石白干—籠梁作鯛—斗甘鹽鯛—隻干鯛—隻鯛脯—斤（宮内式）鯛楚割—斤鯛枚乾ヒラホシ—斤鯛鱠雜要抄鯛平燒同（萬）九丁十八「みつのえのうらしまの子か堅魚カツヲ釣鯛ツリタヒ釣矜ツリホコリ云々（又）十六丁十八「ひしほ酢にひるつきかてゝ鯛もかもわれになみせそなきのあつもの（土佐日記）上丁四十十四日あかつきよりあめふれば云々ふなきみせちみすさうじものなければむまのときよりのちにかぢとりきのふつりしたひにせになければよねをとりかけておちら

（字）鮐又鮫又鰹又鮰（齋宮式）月料鮫楚割一斤（主計式）鮫䑋ホシイホ（和）鮫魚皮佐女乃加波（和玉）鮫サメ鮐又鰐又鮓又鮻サメノカハ（散木）「わか袖はまくり手にしてかくせともいかてかさめにぬるとみるらん（萬）二十一丁なく鮫サメ魚てけるかり字なれどもさめとよむ字ゆゑにあぐなり［補］（彈正式）十一丁沙魚皮サメノカハ

さばアヂサバ　（和傳）青魚佐波乃宇乎（字）鰆又鰓又鮋又衛（和玉）鮄又鯆又鯖（大膳式）鯖一兩（主計式）鯖醬（齋宮式）大鯖一隻

さはら　（名）鰆サハラ（伊字）同（運）鰆サハラ（字集）鰆サハラ（和玉）鰆又鰺（草庵集）十魚名あめふりてかはも水ますあちこちにふな人こひしこさはさはらん

さけシホビキ　（本和）下廿五丁鮭又年魚佐介（和）（林節）鹽引干鮭也（和玉）鮭又鮭サケ（字）鮭又鮰（內膳式）生鮭一隻又楚割鮭一荷又鮭兒氷頭背腸各一荷（宮內式）例貢例贄甘子紀親宗云甘子ハ今スシ子ト云フト同ジ（主計式）內子鮭一隻鮭脂一斤干鮭一斤（藻鹽草）「きのふたちけふきてみれは衣川すそほころひてさけのほるなり

さより　（林節）細魚

ざこ　さゐ　（撮壤集）魚ノ部雜喉按ニ字音也雜ノ小魚ヲ漁リアツメタルヲ云フ大原のざこね祭といふも雜喉魚の亂れふせれるごとく男女の打まぢりてねるよしの名なり（和歌伊呂波集）「山さとはたのきのさゐもくむへきにおしね刈とてけふも暮しつ田の際のさゐとはちいさき魚なり筑紫にて雜魚をばさゐといふ也此哥は萬葉廿云々散木集賴政集にもさゐとよめり（言塵集）（八雲抄）

さご　（藻）十三丁（和玉）鱌

さひち　（字）鮣又魴

志之部

しゝま　あなさばノ條

しひイキス　ハエ　オホシヒ　（和玉）鮪又鮔又鰭シヒ（藻）十三丁五（萬）六十七丁「あらたへの藤江の浦にしひつると云々（萬）十九「しひつるとあまかともせるいさり火のほにか出なん吾下もひを

しろを　しらをシラヲ　カハヒヲ　ヒヲ　共ニかはひをノ條

しらはへ　（林節）鰷シラハヘ

しろうを　（和玉）鱮又鮊又鱎（伊字）鮊シロイヲ鮩同（和傳）白魚之呂宇乎也未比留又

たこしチコシ　タコシ　（字集）鯌（和）鯌太古（同）鰧魚平古之今いふ「たこぜ」は是か考へし

しいらアメ　あめノ條［補］（和玉）鱰鮐母也シヤチ

しほびきサケ　さけノ條

ホコ　ホコ　（伊勢本）（古玉）鯱シヤチホコ（壒囊）鯱サチホコ

魚大有遮嚼船與檝櫂

くちへニ　(和)鮸久智(和玉)鮸(名)石首魚(字集)

くちめ　(神代)下丁卅六海神召ニ赤女口女一問之時口女自レ口出レ鉤以奉焉赤女卽赤鯛魚也口女卽鯔魚也(又)丁廿九亦云口女有ニ口疾一卽急召至探ニ其口一者所レ失之鉤立得於レ是海神制曰儞口女從レ今以往不レ得レ呑レ餌又不レ得レ預ニ天孫之饌一卽以ニ口女魚一所ニ以不ニ進御一者此其緣也

くろたひ　(和)烏魚久呂大比(補)(民部式)久惠臘

くたひら　たらノ條

くらげ　(本和)下丁廿六海月久良介(和)海月一名水母久良介貌似ニ月在ニ海中一故以名レ之(和玉)蛇(字)蟟(藻)十三丁四(宮内式)備前水母(雜要抄)行幸御肴水母(厨事類記)

古之部

こひ　(本和)下丁十五鯉魚古比(字)鯉(大)五丁五十万古比又古比(同)一丁七十古以魚歟別(和玉)鯶又鯉又鱣又鮖コヒ(藻)十三丁二　(今昔)十四丁八　(夫)二十七つなぎ鯉「よの中は淀のいけすのつなき鯉身を心にもまかせやはする(新六)いけ鯉「水ふねにうきてひれふるいけこひの命まつ間もせはしなのよや

こひらめ　(林節)小平目

こめ　(本和)下丁十八鱗甲魚古女一名衣比(林節)鰤

こめ　(本和)下丁廿六韶陽魚鯆魚古女(和)韶陽魚貌似レ鼈無レ甲口在ニ腹下一者也古米一本古万米(名)韶陽魚コマメ(伊字)韶陽魚コマメ似レ鱉無レ甲口在ニ腹下一者也　鯶魚甲　元龍已上コメ又名エヒ

こつを　(和)鮀魚又乞魚古都乎(字)鮀魚コツチ乞魚同

このしろ　(和)鰂古乃之呂(和玉)鰶又鯯又鮗(字)鮗又鰶(萬)十七丁四十六「まふた江の濱行くらしつなしとるひみのゑすきて云々家持

こち　(林節)鮲王本書一字カ二字カ分明ナラズ鯒(和玉)鮲(草庵集)十魚名「あめふりてかはもみつますあちこちにふな人こひしこさはさはらん

こいち　(林節)鯃コイチ

ごり　(林節)鮴ゴリ　美濃の國人ごりないしぶしといふ

ことぢ　魴鮄ノ一ヲ出雲ニテ云フ

ころを　(名)鯖コロチ

こはし　(字集)鰤

こしひ　いきすノ條

佐之部

さめ　(本和)下丁廿鮫魚佐女

かつこ（ハラカ） （名）鱛（ハラカ・カツコ）
かつら （和玉）鯽
かせさば （和）鯖 （和玉）鱕（字）鯌又鱕
かせ（アヂ・サバ） （名）鱕魚（カセ）（字）鰤（加西魚）
かまつか （和）鮇（加末豆加）（和玉）鮇又鮢
かはこ（ハリ・ハマチ） （名）鰣（カハコ・マチ） はりすりはえ をさし まち はつ ハリ はり 此等の名混はし參考すべし
かさひを（シロヂ・シラウヲ） （和）鮊魚
かはなのい （大）五（七十九丁）加波奈乃以（今云川魚乃角）
かます （和玉）鯢又鰊又鮓
かひらき かひらげ （運歩）鰄 梅花皮（カヒラギ・ヒヒラゲ）（撮壤）（魚部）梅花皮刺皮（カイラキ）（和玉）鰄（カイラギ）
かいくじむ（オツト・セイ） （慶長年錄）（十五年四月ノ條）當月上旬比えぞの松前（伊豆守也）駿府江戸へ出仕大御所曰かいくじむといふ魚を可ニ調進一此魚を食すれば長命也と此魚むかふに鰭あり身に毛あり長一尺横四五寸と云々おつとせいともいふ也干候て八之滋といふ藥に入れ用るなり（東見記）（道春ノ口語ヲ記テ云）源大相國家康公八ノ字と云補腎ノ丸藥アリ是ハ醫林集要ノ内ニ無比山藥圓ト云アリ是ニ膃肭臍ヲ加ヘタルモノ也　信友云此かいくじん漢名ながら希しければこゝに加へ載す清の何鎮が本草綱目類纂必讀に膃肭臍生ニ東海傍一俗名ニ海狗腎一
かむそ（フナ） （大）五（五十一丁）加無曾（一名布奈）
かなうを （新韻）鰲（カナウヲ）
かなはなし（カハヒヲ・ヒヲ） （和）氷魚 （林節）鯷又作レ鮊（シラウヲ・シラウヲ）（名）鯙（河ヒヲ）（又）鮊（ヒヲ・ロヲ） （和）鮊魚（赤染衞門）（二十五丁）
かながしら （運）金首
かと （撮壤）鰔（カト）
かとのこ （林節）鰊鯑（カドノコ）
かた （和傳）鰐魚（イルカ）加大（加）

幾之部

きす （運）鱚（キス）（諸食禁好集）（三坂撰）鱚（キス）
きゞふ（キヨシ・クチメ　ナエシ・シクチ　ナイシ・イセゴヒ） （古節）鯔（キヾフ・ナヨシ）（林節）鯆（キヾフ）
ぎゞ （林節）鯤（ギギ）

久之部

くぢら （本和）下（廿五丁）鯨（久知良）（和傳）海豘魚（狀如ニ蠡魚一・クヂラ）（字）鼇（和玉）鯨又鯤又鯨（藻）十三（四丁）（藻鹽草）「うしほふく鯨のいきとみゆるかな沖に一むら夕立の雲〔補〕（紀）鯨

らに赤くにほひたる故なるべし
又黑えとて同形にて片面うす黑
く端のかた白くにほひたり尾張
三河陸奥にありとぞ
えび　（本和）下廿五丁鰕一名魵衣比（和）鰕
海老二字衣比俗用味甘平無毒者也（字）魵
小蝦衣比魿衣比鮢同蝒同（林節）海老エビ
（和玉）蜆又蝦又魴又鯉エビ（主計
式）海老口斤（雜要抄）平大饗干
物四種之内大海老　牛飼料大海
老乍引渡盛之（新續古今）誹諧人の
えびをこひにおこせたるにあり
けるま丶十九やるとて能宣「よの人は
海の老といふめれとまたはたち
にもとらすそありける（夫）廿七丁仲正
「今はわれ世を海に住老えびのも
くすの下にか丶まりそをる　信
友按にエミシに蝦夷とかくは蝦
の訓をとりてかける也然れば古
はエミともいへるなり蝦訓通用

えび　（紀）廿六丁七齊明天皇卷云出
雲國言於北海濱魚死而積厚三
尺許其大如鮐エビ雀喙針鱗々長數
寸云々　廣庭云新撰字鏡に鮐鯷同敕文□□□反壽也老□女とありサメとえび
とは本小異なるものなり疑らく
は訓をあやまりてえびと付たる
なるべし書紀の文も今いふさめ
と似たるかとおもはる丶なり又
この魚を雀魚といふとみえたり
いまいふ雀魚も全身に針ありて
さめのごとしかた〴〵うたがは
し尚考べし
えそ　（運）鱛エソ（林節）鰊エソ

於之部

おしあゆ　（名）押年魚
おほしひ　いきすノ條
おほゑび　（和玉）鰝
おほなまづ　（和玉）鮏又鮡又鰟

加之部

からえひカレイカレヒ　（本和）下廿五丁王餘魚加良衣比
かれい　（和）王餘魚加良衣比俗云加禮比（江
次第）二十二丁大臣大饗之條其物折敷二枚也
人別一枚蘇甘栗燒或加眼赤零餘子（和玉）鰈カレイ
鮫同鰨同（下學集）鰈カレイ王餘魚同
鰕魿已上三名同魚也
からかき　（字）鰔
からかこ　（和）綱魚加良加古
からこ　（和玉）鮋
かつを　（和）鰹魚加豆乎（和玉）鰹（字）
蛤又鰭又雒又魴堅魚（藻）十三丁四
（高橋氏文）（萬）九十八丁水江之浦島
兒之堅魚釣ツテ鯛釣云々（徒然）上百二
十段かつを鎌倉の海にかつをとい
ふ魚は云々（山家）いらこ崎かつ
をつり舟ならへ浮てはるけき波
にうかひてそよる〔補〕（壒囊）鰹カツヲ

いはしひしこ（和玉）鯷
いなさ（草根集）上「打むれてうのゐる川のみをはやみおのれさはしるいなさしら鷺　正徹
いせごい　ナヨシ　クチメ　ナエシ　シクチ　ナイシ　キャフ（和玉）鯔
いゝま（玉造小町壯衰書）鮪イヽム　一作鮨
鱖之鱣
いさな（萬）二十八丁長「鯨魚イサナとりうなひをさしてにきたつの有磯のうへに　上下略
いを　ウチ（和）魚
いをのこ　ウチノコ（林節）鱬（夫）二十七丁「うをのこのかへるたのみもあるものをさらぬ別の程そかなしき　信實
いをのかしらのほね（和）魚丁　以乎乃加之良之保禰
いをのふえ（和）脬　伊遠乃布江
いろくづ　いろこ（和）鱗　伊呂久都　俗曰伊呂古
（榮花）御裳着「宇治川の底にしつめるいろくすをあみならすともすくひつるかな（夫）「をとこ山秋のけふとやちかひけん川瀬にはなつよものいろくつ　知家卿
いぐひ（内膳式）伊具比魚　吉野御厨集

宇之部

うを　いをノ條
うるりこ（和）細魚
うなぎ　ムナギ　ハシカ　ウナギ　ミイチ（伊字）鱣ムナギ（字集）鱺ウナギ（和）鰻鱺　波之加美伊乎（萬）（大）五二十五丁無奈岐（本和）下廿丁鰻鱺魚　波之加美以乎（和傳）同（本和）下十六丁組　奈牟岐（醫千）鰻黎ハツカミイチ（和玉）鱓又組又鮹又鰻又鰡又鮹又鱣又鰂（字）鰻
うみこ　ナメリコ　イカル　イリコ（大）五二十五丁宇美古　一名奈女利古
うくひ　サハラ（字集）鯎ウクヒ　サワラ（林節）鯎ウクヒ（和玉）鰆（下學集）鯶（家集）「かゝり火のひかりにまかふ玉藻にはうくひの魚もかくれさりけり　顯仲
うら　サメ　フク（名）鮐ウラ　フク　サメ
うろくず（榮花）六十五丁
うをのこ　イチノコ（和玉）鰤又鰌
うをのわた（和玉）鮈
うをひしを（和玉）鯷

衣之部

えひ　えい　エイ　コメ（字）鯕鯿平魚也　衣比（伊字）鱓魚エヒ　蝦エヒ　エ井　鯨魚　鱝魚已上同　圓如槃在腹下尾有凾（本和）下十八丁鱓魚甲　古來一名衣比（醫）同江比（和）鱓　似レ鱣而青長鼻骨者也　衣比（和玉）鱓又鱍エキ　信友案ずるに今亦えびともあかえいふものはなべて知るごとく鰭の端さ

首魚アラ已上

あい　(和玉)鰍

あいもイチノコ　(字集)鮧アイモイチノコ　雅縛 説文魚子也魯語魚禁鯤鮞穉鯤魚 鮦鮧鯅也類篇或作レ鮭(又)鰤同同 于鰤末レ成レ魚也呂氏春秋魚之美者東海之鰤

あんかう　(和玉)鱇

あさる　(和)鮾鯹 阿佐留 魚肉爛也鯹音星字 亦作レ腥和語 云奈万久佐之魚肉臭也

あさは　(伊字)鯘アサハ

あきと　(和)鰓阿木止魚類也

〔補〕あしか　(續紀)天平十五年備前國云々 泣聲如レ鹿

伊之部

いか　(本和)下十九丁烏賊伊加(和)烏賊伊加乃烏賊墨以加乃久呂美(字)鰞又鰒又鰂(內膳式)烏賊斤兩(和)玉鰞又鰞又鰂又鰒又鰂又鰞(新續古今)物名はまぐりいかさめ「わかるはまくりてにしてかくせともいかてかさめにぬるとみるらん

いるか　(和)鯆鯆伊流可(字)鮨(和玉)鰻又鯸又鮨又鱄又鯆

いしもちアラ　(和)鯼伊之毛知(和玉)鯼

いわし　(和)漢語抄云鰯以和之今按本文未レ詳(和玉)鰯又鯷イハシ(字)鰜

いしぶし　(和)鮔伊師布之性伏沈在ニ石間ニ者也(同)鯰ナマヅ 貌似レ鮔而大頭者也(同)鯛カラカコ 似ニ鮔魚ニ而頰著レ鉤者也(伊字)鯋イシブシ性伏沈在ニ石間ニ者也(撮壤集)石陰イシブシ トアル者ハ鮔ノ誤(藻)十三四丁(夫)廿七丁 鯼正仲「たれかさは網のめみせてすくふへき淵にしつめりいしふしの身を(源氏)常夏ちかき川のいしぶしカチ キ川ハ鴨川ナリ(玉がつま)七廿七丁或人のいはく物語文などにいしぶしといふ魚は今の世にごりといふ物なるべし此ごり鴨川桂川などにも多く有て常に石の下にかくれぬる物にて石の下をたづねてとる也石ぶしといふ名にかなへりといへり信友案に鯼は又石首魚とも和名抄に伊之毛知ともよめり夫木目錄鯼をいしもちに用たるはイシブシと取ちがへたるなるべし但侍中群要第二延喜十一年十二月二十日官符始定六个國日次御贄山城國雉鳩小鳥鯉鮒鯼イ作鮫とあるもイシブシにあてたるなるべし鯼ハ玉篇ノ訓カマス海なき國なれば川魚なること決し

いさゝめイサコ　(字集)魦イササメ(林節)同(和玉)同(字)魦イサヽコ(夫)

いさめ　(撮壤集)鯤イサメ

いきすシヒ ハエ オホシヒ　(字集)鮪イキス キ、シヒ(和)鮪之比(詩經)古訓鱣オホシヒ鮪コシヒ

いかるイリコ　(字)鰻

いをがめ　(林節)鼈イヲガメ

も(拾遺)物名ひほしのあゆ「雲まよひほしのあゆくとみえつるは螢の空に飛ふにそ有ける(同)ほしあゆ「はし鷹のをきゑにせんとかまへたるほしあゆかすなねすみとるへく

あち　(本和)下廿五丁鯵阿知(伊字)同(字)同(和)　(和玉)鰺又鯖アチ(藻)十三丁四(式)大膳鯵アヂ(萬)十四丁卅二「阿知のすむすきのいりえのこもりぬのあないきつかしみすひさにして(夫)戀「戀をのみすさの入江にすむうをのうきぬしつみぬあちきなのよや(内膳式)干鯵三十隻

あをさば　サバ　コロチ　シヽマ　カセ・(和)鯖阿乎佐波(和玉)鯖(本和)下廿六丁　(名)鯖シヽマ　サハ　コロチ　カセ(宇治拾遺)八十六丁鯖

あめ　シイラ　メノウチ　ア(和)鯇阿米(和玉)鯇又鮩アメノウチ(伊字)鯇又鯶アメ(撮壤集)鰍アメ　シイラ(林節)江鮭　水鮭アメ　鱰シイラ(恵)大膳阿米ノ魚

あさち　(和)鰍魚阿散知(伊字)鱖(散木集)月「にごりなき水の面に月のやとらすはいかてあさちの數をしらまし」顯昭注にあさちは魚名なり鰍とかけり鯇といふ魚のおいて色のあかみたるをいふとも下人申歟信友案に谷川士清云扁形濶復のもの也筑紫にておいかばといふ

あみ　(和)漢語抄云海糠魚阿美今按所出未詳(和玉)鮩アミ(字)鱶阿彌(山家集)下備前國に小島と申島にわたりたりけるにあみと申ものをとる所をおの〳〵われ〳〵しめて長き棹に袋をつけてたてわたすなり其棹のたてはじめをば一の棹とて名づけたるなかにとしたけたる海士びとのたてそむるなりとて申なることばきゝ侍りしこそ涙こぼれて申ばかりなくおぼえてよみける「たてそむるあみとるうらのはつさをはつみの中にもすくれたるかな(拾遺)らん顯昭注アミといふ物あり是もちいさきゑびなり然して海糠魚と書て順和名などにも魚の部にいれたれば云々

あす　(名)赤魚アス

あぶりこ　(林節)魴アブリコ

あかいを　ヒトイチ　(字集)鯛アカイチ　ヒトイチ

あかうなき　(字集)鰑アカウナギ　(又)赤鱺

あかさめ　(林節)赤佐目

あかたひ　アカメダヒ

あかめ　(神代卷)下廿四丁赤女赤女鯛魚名也(同)卅六丁海神召二赤女口女一問レ之時口女自レ口出レ鉤以奉焉赤女即赤鯛魚也口女即鯔魚也女郎鯔(古事記)　(藻)十三丁

あはがら　(和)梳齒魚東人ノ語トアリ阿波我良

あらうを　(大)五丁五十阿良宇保

あら　イシモチ　(運)鯇アラ(伊字)鰻頭中有レ石石

爲之部

ゐ　（本和）下廿六丁蝙蛣和名委（和）蝙蛣和名　爲俗用蝛蛈二字本文未レ詳キイ　其貌似レ蚓而大者也
（伊字）蝙蛣井白似蚓而大蝛䗝同説訛也俗用レ之訛也
（袋草紙）勝間田ノ池ノ事ヲ論ヘル下ニ舊ク範永等キイ一本池ニハイキノアトダニモナシトヨミキタルヲ云々
ゐもり　（伊字）守宮ヰモリ（字集）蝘ヰモ
リ（字）蝟（和玉）イモリ蝎同蜥同蠦同䗍同（夫）　信友云若狹の方言にヰモラヒ　モリの延言モラヒなり〔補〕
（塵添壒嚢抄）守宮キモリ守宮驗事

惠之部

ゑんばアキツエンバ　カゲロフアキムシ　トンバウトバウ　アカカギロ　フキエンバ
信友按に今ヤンマといふは此エンバの訛言なるべしされど蜻蛉の小きものといへるには叶はず　阿ノ部あきつノ下ニ引タル赤エンバ黄エンバ可レ見名稱の轉ひなるべし

遠之部

をろちヘミガチ　アカクチナハ　（和玉）虵〔補〕
（神代紀）八岐大蛇　（紀略）弘仁六年六月大蛇　（三實）貞觀十三年五月大蛇
をきむし　しやくとりむしノ條

動植名彙巻八

魚類

阿之部

あゆ　（本和）下十六丁䱌魚阿由（和）鮎安由
（紀）九三丁細鱗魚アユ（同）十九丁年魚アユ
（和玉）䱌又鮎鰷アユ（藻）十三丁（内膳式）鮨年魚　鹽塗年魚　煮鹽年魚　押年魚　年魚火干　内子年魚　鹽年魚　煮干年魚　漬鹽年魚　鹽漬年魚　鮎皮八百二十五斤（雑要抄）干鮎（萬）三五十八丁かはせには年魚小狹走アユノサバシリ云々（同）五廿丁「まつらかは川のせひかり阿由つるとたゝせるいもかものすそぬれぬ」又「とほつ人まくらの川にわかゆつるいもかたもとをわれこそまかめ」又廿二丁「わかゆつるまつらの川のかは波のなみにしもはゝわれこひめや

むくめく　(和)蠢動無久女久蟲動搖貌也

むぐろもち　(字)蛂又蚿(和玉)鼹
又鼢又蜿

むしろむしウリパヘ　(名)蛑ムシロムシ又ウリパヘ
守辰

むしばみ　(運)蟲食

むし　(和)蟲無之

女之部

めのむし　(字集)蝖メノムシスミハムシ可レ考メキ甚以大利也

めゐ　(伊字)蝙蝠出二七卷食經一

母之部

もゝのむし　(和)桃蠹毛々乃牟之

もゝほとき　みゝずノ條

もむしスクモムシトシム　(和玉)蛘

もむ　(字)蠕又蝹

もぬくクナハノモヌケ　(和)蛻毛沼久蟬蛇之解皮也
(本朝式)　(延)

[補]
もみ　(紀)應神九年十毛瀰

也之部

やまかゝちカヽチアカヽガチ　(和)蟒蛇夜萬
加々知(伊字)同(和玉)蚖又蟒(大)五
十二丁也末加々知乃以又カヽチ

やまびこ　(字集)蟈ヤマビコ(字)蜿

やまをまゆ　(大)七十九丁八也萬哀
萬由今いふやまゝユ歟可レ考

やまがへる　(大)五丁廿七也萬加倍留

やなぎのひいる　(大)八十一丁十八也
奈紀乃比以留

やむま　あきつノ條

由之部

ゆするばち　(和)土蜂由須留波知　(伊字)
土蜂ユルパチ大蜂在二地中一作レ房者也

與之部

よなむしケラ　(和)　(名)蛄螻ヨナムシ
(字集)蚨ヨナムシケラ螻同(和玉)螻又蛄
又蛺又蛩

よもぎのはむし　(字集)蚖ヨモギノハムシ

和之部

われから　(古今)「あまのかるも
にすむ蟲のわれからとねをこそ
なかめ世をはうらみし(拾遺)閑
院大君「君を猶うらみつるかな蜑
の刈もに住むしの名をわすれつ
つ顯昭法橋注云古今云蜑のかる
も云云の歌を爲本如レ此讀也「藻
にすむ蟲をはわれからといふ也
われからといふ名を忘れて猶人
のつらさをうらむとよむ也その
われからはちいさき鰕なり云々
(運)我柄ワレカラ

わたまゆ　(伊字)蚱

わだかまる　(和)蟠龍蛇臥貌也和太加末流

またらむし（和傳）芫菁末太頁無之（又）葛上亭長同

美之部

みゝず ミヽズ モヽホトキ ミキズ ミミラ
みゝらず　みゐず　（本和）下廿三丁（和）（字）螘又蟻蚯又蚓又𧎚又蝷（名）蚯蚓ミミズ（字集）螟モヽホトキミヽズ按に溝などの泥中にミヽズの狀して細絲の如く一寸ばかりなるが集りてあるをモヽホフツキといふ蟲ありそれか然ればミヽズと同物にはあらず同類の細蟲也（大）美々良須又美民寸（和玉）蠕又蚯又蚓又蟮又螾又蜿又蜖又蟺又蜸
みのむし　（名）蛢ミノムシ（藻）十二丁七（夫）蓑蟲（枕）三むしの事をいふ條みのむしいとあはれなりおにのうみければおやにゝてこれもおそろしき心ちぞあらんとておやのあしききぬひきゝせて今秋風ふかんをりにぞこんずるまでよといひてにげていにけるもしらず風のおとをきゝしりて八月ばかりになればちゝよ／＼とはかなげになくいみじくあはれなり云々（寂蓮家集）「契りけん親のこゝろもしらすして秋風たのむみのむしの聲（中務集）みの蟲のつける枝につけて人に「うつろはぬ花のあたりを尋つゝいほれるむしをあはれとそ思ふ」返し「ちるかたの花のあたりはいとゝしくむかしうつろふ色とこそみれ（和泉式部）柳にみのむしのつきたるをみて「みのむしになるをみるみる青柳の糸にのみよるわかこころかな」「雨ふらは梅のはなかさあるものを柳につけるみのむしのなそ
みかばち　はちノ條
みづびる　（大）五十四丁美豆比留
みづむし　（撮壌）蜚零ミツムシ
みちばち　（和）　（名）蜜蜂ミチバチ（伊字）同ミチバチ黒蜂在竹木為孔室着之
みな　（字）蜷
みから　（和）蟾井水中小虫也（伊字）同
みやら　（字鏡）蛽

武之部

むかで　（本和）下廿三丁呉公牟加天（和）蜈蚣（大）五十四丁牟加天（和玉）蜈又蚣又蝀又蜙又蚿又蝽又蠜又蚖
むませみ　（和）馬蜩無末世美
むまびる　（和）馬蛭無末比流（名）蛭蟥
むまむし　（和玉）蠖
むまのはらむし　（字鏡）蛸ムマノハラムシ
むまのまらむし　アシダカグモ　しやくとりむしノ條

蟾ヒキガヘル 蜍同蝌同蠩同蟼同䖲同〔補〕(續紀)延暦三年五月蝦蟇二万許

ひくらし　(和)茅蜩比久良之(林節)蟬晩(和玉)蠽又蟧又蟪又蛁又蜩又蚚(萬)八ノ廿五丁「こもりのみをれはいぶせみ慰むと出たちきけはきなくひくらし(同)十ノ廿二丁「もたもあらん時もなかなん日くらしの物おもふときになきつゝもとな(曾丹集)六月終「入日さしひくらしのねを聞からにまたきねふたき夏の夕くれ(拾遺)物名ひぐらし「今こんといひて別し朝よりおもひくらしの音をのみそなく(同)雑上「山寺にまかりけるあかつき日ぐらしのなき待りければ左大将濟時「朝ほらけひくらしの聲聞ゆなりこや明くれと人のいふらむ

ひをむし　(和)蟜(和玉)蟜(源橋)橋姫(藻)十二丁三

ひたる　ほたるの條

不之部

ふとむし　(字集)虫フトムシ

ふとか　(字)蝨

反之部

へみ クチナハ ハミチロチ　(和)蛇倍美(和玉)虵ヘミ(藻)十二ノ八丁〔補〕(紀)朱雀元年蛇犬相交

へみのもぬけ　ヘビノモヌケ

へびのもぬけ　(本和)下廿一丁蚰蛻皮倍美乃毛奴毛(伊字)蛇脱ヘビノモヌケ ヘミノモヌケ(玉)蛻ヘビノモヌケ

へひりむし　(字集)蜚ヘヒリムシ(名)蜚ヘヒリムシ(字)蠦(和玉)蜚

保之部

ほたる ヒタル　(本和)下　螢火保太留(和)螢(字)熒又蟒保太留(大)五十四丁保多利又ヒタル(和玉)螢(藻)十二丁四(萬)十三ノ卅四丁長「玉つさの使のいへはほたるなすほのかにきゝて上下略〔補〕(紀)神代螢火光神

ほたるび　(和玉)蛢

ほゝてふ　(和)鳳蝶

末之部

まろむし クソムシ　(伊字)蜣蜋マロムシ穢虫也 糞虫同(和玉)蜋又蠽又蛣〔補〕(紀)允恭蠛

まくなぎ カツチムシ　かつたむしノ條

まぐさむし　(字鏡)蠓

まちむし　(大)五十二ノ七十二丁万智無之

まつむし　(林節)松虫マツムシ(藻)十二丁二

まめむし　(和傳)班猫末女無之

まむし ヘミ カヽガチ ア　あかゝがちノ條　〔補〕(玉海)壽永三年正月十四日ノ條 眞虫　蛇眞虫

十二丁七（古六帖）はたおりめ「鴈かねの羽かせをさむみはたおりめくたまく聲のきり〳〵となく寛平御時后宮歌合の秋の歌にあり（拾遺）秋屏風「秋くれははたおるむしのあるなへに唐錦にも見ゆる野へかな（枕）三十二丁むしはすゝむし松むしはたおりきり〳〵す云々（曾丹集）七月終「をみなへしにほへる野やとイへとみるなへにはたおるむしのをイよはに鳴るイなり

はたはた　（和）螇蚸波太波太（和玉）螇又螿又蛛

はたかす　（和傳）蛤蚧波多加須身長四五寸長尾與身等形如二大守宮一或見レ人欲レ取レ之多自嚙劉取之色黃二如土一

はへ　（和）蠅波閉（字）蛉又蝝（和玉）蠅〔補〕（紀）齊明六年蠅群（又）神代蠅聲邪神（又）推古三十五年五月蠅聚集其凝累十丈

はへのこ　（和）蛆子又蠅子波閉乃古（和玉）蛆

はへとり　（和）蠅虎波倍度里（林節）蠅虎ハイトリグモ

はらあかむし　（字）蠓

はらのむし　（和玉）蛕

はあり　（和）飛蟻波阿里（和玉）螱ハアリ（扶桑略記）廿二丁廿四（編年記）仁和三年丁未八月有二羽蟻恠一〔補〕（三實）仁和三年八月羽蟻（扶桑）寛平元年十月羽蟻

はみ　ウハヾミ　クチナハ　クチナメ　ヘビ　マムナ　（本和）下廿二丁蝮蛇波美（大）四十四四十一丁波美（同）五五十二丁波美（同）四十五四十六丁波美牟之（和）蝮波美一名反尾（林節）蝮ハミ　クチハメ　マムシ

はふ　（和）蚑蟲行也

比之部

ひゝる　（和）蛾比々留蝱比々留（字）蛾我柯反螘也蟻也安利比々留（和玉）蠶ヒイル蛾同蛢同（紀）三十丁廿三持統天皇六年九月癸巳朔癸丑云々越前國司獻二白蛾一戊午詔曰獲二白蛾於角鹿郡浦上之濱一云々（玉篇）五何切蠶蛾也（說文）臣鍇等案二爾雅一蛾羅蠶蛾也

ひゝるのふたごもり　（本和）下十九丁螈蠶蛾比々留乃布多古毛里蚕衣也（和傳）比々伊留乃不太己毛利（加）比留乃不多古毛利

ひる　（本和）下十八丁水蛭比留（字）蛭（和玉）蛭又蟁ヒル（拾遺）雜下雨ふる日大原川をまかりたりけるにひるのつきたりければ惠慶法師「世の中にあやしきものは雨ふれと大原川のひるにそ有ける

ひき　ヒキガヘル

ひきがへる　（本和）下廿一丁蝦蟇比支（字）蛙（和）蟾蜍（大）五五十五丁比支又加反流（又）四十五四十五丁比支牟之（和玉）

なゑはむし アチムシ ナチハムシ（字集）螟ナヱ 蟥ナチハムシ ハムシ（名）螟蛉ナヘハムシ アチムシ

なをはむし なゑはむしノ條

仁之部

にしきへみ（和）蚺蛇仁之木倍美

にはつゝ（和）（名）地膽ニハツ虫類・（又）芫青ニハツ蟲、

奴之部

ぬかゝ（字）蚋又虻

ぬかむし（運）柏蟲ヌカムシ

ぬかあぶマクナギ（神道集）ぬかあぶ小原野にて目口鼻より入て人のなやむよしに記せり事なるべしマクナキの（和）糟虻

ぬかつきむし（和）叩頭蟲沼加豆木無之（運）

ぬみ（名）蟈ヌミ（字）蛈

ぬてのきのむし（本和）下十七丁樗雞奴天乃岐乃牟之

禰之部

ねずみ（和）

乃之部

のむし（和）蠹乃牟之（字）蛀

のうし　のみ（和）蚤乃美（和玉）蚤又蝨又蝛ミノ（字）蚤

のつち（林節）野杵ノツチ（伊字）野鎚ノツチ（字）螻乃豆知 蟵同（和傳）螻蛇久呂波美豆知（加）波美乃（本朝文粋）ニ見ユ和訓栞（沙石集）五「野槌といふ獸あり形大にして目鼻手足もなく只口ばかり有て人を食ふとあり　信友按に若狹國人の云横槌といふものありうはゞみの類にて形太く短し横つちともいへるものに似たり草野ふかき山に居るものなりと」

のきはむし（字）蚟

波之部

はちミカバチ（和）蜂波知（字）蛘又螽（和玉）蜂又蠭又蚃又蘲又蠆ハチ（藻）十二丁七（和）今本爾雅集注云木蜂和名美加波知似ニ土蜂ー而小在ニ樹上ー作レ房者也（伊字）同（釋紀）十一丁五　私記云師說云々今俗大蜂爲ニ美加羽知ー云々〔補〕（紀）皇極二年

蜜蜂房

はちのこ（醫）蜂子波知乃古（本和）下三十丁同（字）蟺又蚳蚓

はちのゆばり（少彦名命遺法）蜂乃由波利

はちのす（十訓抄）一十一十二丁

はちのかす（和傳）蜜蠟波知乃加須

はたおりむしハタオルムシ ハタオリメ

はたおりめ　はたおるむし（和）促織波太於里米（和玉）蟋又蟀ハタオリ（藻）

つくづくぼうし クツクボウシ （和玉）蛁
又蟟
つめむし （字集）蟲ツメムシ
つばみのかは （大）八十一 十八丁 都波
美乃加波 蚖歟
つのむし アクタムシ
つぐむし （醫）悲蠊ツグムシ按ニクハノノ寫誤歟
（伊字）クタムシ ツキムシ
つちがへる （和）黒蝦蟇 豆知加閉流
つむつむし （大）五十三 五十六丁 都無川牟之
（又）五十三 廿七丁 都無自牟之

天之部

てらむし クチナハ クツナハ （名）蝸テラムシ クツナハ
てふ （藻）十二 十四丁

止之部

とかげ （本和）下 十七丁 石龍子 止加介
（和）蝘蜓 止加介（字）蛆又蝮又蝍（運）
蛆蜒トカゲ（和玉）蚖又蠑又蠑又蜥又
蝘又蝽
とむし スクモムシ すくもむしノ條
とむぼう とばう とうぼう アキツムシ アキツムシ トバフ カゲロウ カキロウ エンバ トウバウ
（運）蜻蜓トンボウ（撮壌）同（和玉）蜻又
蜓又蟟又蜓（林節）蜻蜓トバウ（新韻）
蜻トバウ 蜻蜓同（和傳）蜻蛉 止ム波宇 又加計呂
宇（加）加（童蒙抄）カゲロウ ウチヲ 黒きとう
太子 ばうのちひさきやうなるもの也
とこむし （和玉）蠊
とこよむし （名）蝎蠋トコヨムシ（字）
蠋之欲反蝎止己與虫（又）蝎一胡反蠋止己牟之（書紀）
ともむし すくもむし参考スヘシ （名）蠐又蜡トモ
ムシ 河中在（字）蟦

奈之部

なはせみ （本和）下 十七丁 蚱蟬 奈波世美
（和傳）蚱蟬 奈波世美（和） （蜻蛉日
記）下ノ中 四丁 六月になりつ云々木の下
にたてるほどにはかにいちは
やうなきたればおどろきてふり
あふぎていふやうよいぞよいぞと
いふなりせみ來にければ蟲だに
ときせちを忘りたるよとひとり
ごつにあはせて忘かなとなき
みちたるにをかしくもあはれに
もありけんこゝちぞあぢきなか
りけり
なめくじり ナメクヂ
なめくぢ （本和）下 十八丁 蛞蝓 奈女久知
（和）蛐蜒（字）蛐又蜒（林節）蛐蜒
ナメクジリ（和玉）蜆ナメクジ 蝣同 蛞ナメクジ 蛐同
蝂同 蚸同 蝂同 蜒ナメクジリ
なつご （和）蠠 晩蠶也（和玉）蠠
なつのむし （和）夏蟲 奈豆無之（大）五
十五 五丁 奈川無之（萬）九 廿五丁長「なつのむ
しの火にいるかごとみなといり
に船こくごとく 上下略

とわと妹にあはす來にけり(本和)蠮螉一名土蜂蘇敬注曰土蜂非二蠮螉一也一名蜾蠃一名細腰云々佐曾利スガルノ訓ナシ楊子方言曰螟蛉之子殪而逢二蜾蠃一祝レ之曰類レ我類レ我久則肖レ之詩陸機似レ蜂而小腰取二桑虫一負レ之于二木空中一七日而化爲二其子一

すごもる　(和)蟄虫至レ冬隱不レ出也須古毛流

世之部

せみ　セビ　ナハセミ　ムマセミ　ヒクラシ　クツクツボウシ　カムセミ　(和)異本蟬世美　爾雅集注云蜋蜩徒貌反亦蜩和名世美　(字)蟬セビ　蝒又螗(又)噫セビノコヱ　(和玉)蜩又蠬又螿又蝭又蟬又蠑又蜩又蚱又蛭又蟌(藻)十二丁三　(萬)十五丁廿「いはゝしるたきもとゝろに鳴蟬ナクセミのこゑをしきけは京師ミヤコしおもほゆ　信友按ニ世美ハ蟬センノ音轉也(和)兼名苑云、、一名寒蜇一名蠬音鷹俗云加無世美似レ蟬而小青赤月令曰寒蟬鳴是也トアルヲモテ知ルベシ

せみのぬけがら　セミノカハ　セミノモヌケ

せみのかは　(和玉)蛻又蜎セミノヌケガラ　(伊字)蟬花世美乃毛奴計　(和玉)蛭セミノカハ

せむ　(字)蟬

太之部

たに(和)蟎太仁(和玉)蟎又蜱又蟎又蚤　タハニ(藻)十二丁九

たにくゝ　(萬)五長七丁「あまくものむかふすきはみ多爾具久タニグクのさわたるきはみ云々(延)祝詞皇神乃敷坐島乃八十島者谷蟆グヽ能狹度極サワタルキハミ云

たくも　(名)蛇タクモ

たまむし　(字集)蠖タマムシ(伊字)蠖　同(名)蛭タマムシ(運)玉蟲タマムシ(林節)蛭タマムシ

たかはつ　(大)五五丁五十多加波豆

たりはく　(大)五十三四丁七十多利波久　虫魚歟

たつ、タツミツチ　(和)　(名)大虬ミツチ　〔補〕(三實)神龍貞觀十七年六月(扶略)寛平元年記曰云々黃龍

たつきミツチ　(字集)虬又虯タツミケミ

たるなむし　(久安六年御百首)物名　たるなむし待賢門院堀河「君かためむれてきたるなむしろ田の鶴の毛衣千代をかさねて　書言字考ニ虴蛇タルチムシトアリ可レ考

知之部

ちむし　(運)地蟲チムシ

都之部

つゝがむし　(林節)恙蟲ツヽガムシ

つゞりさせ　(賀茂保憲女集)「うちはへてはたおる虫もあるものをつゝりさせてふ聲やなになり

うろみそれさへ月のあきをしる哉

さかきさゝ　(和)酒蟻佐加岐散々

さけのはへ　(字)蠛

さばへ　(萬)三五十九丁長歌「五月蠅なすさわく舍人は白たへに衣とりきて上下略

さをり　(名)蚒蟬カアメカサチリケラ

志之部

しみ　(本和)下廿三丁衣魚之美　(字)蟫(和玉)蟫(和)　(藻)十二七丁

しらみキササ　(字)蝨蝨又蟣又蛨又螅(和玉)蝨又虱又蟇又颯又蝡

しやくとりむし タカバカリムシ チキコシ ムマノマラムシ(新韻)蠖 シヤクトリムシ タカバカリムシ ムマノマラムシ(伊字)蚇蠖 ムマノマラム シチキムシ (字集)蠖 チキムシ タカバカリムシ 蛸 ムマノハラムシ アシタカグモ (和)チキムシ(江次第)元日篇練作法 荻虫様ニ足每レ歩落立也トアルハヲギ虫頭ノ方ヲアゲテ招クヤウニスルゴトク每歩足ヲアゲテオロスヲタトヘタル也

しまきむし　(大)五五十六丁之万支牟之

じがばち　(和玉)蠃

しらむし　(續古事談)「四ふところより白虫を出してかうらんのひらげたにあてゝ大ゆびして殺しけり」

須之部

すゞむし　(藻)十二一丁

すゞみのつぼ　(本和)下廿三丁雀甕須々美乃都保

すくもむし モムシ トムシ　(本和)下十八丁蠐螬須久毛牟之(和)　(大)五五十五丁須久母牟之(字集)蠐 螬トムシ スクモムシ モムシ (字)蠐スクモ(和玉)蠐又螬又蠹又蠐又蝗又蟦

すばちのあめ　(大)五五十五丁須波知乃阿免ミツノコト也

すみはむし ミノムシ　(字集)蠧 スミハムシ メノムシ 可レ考

すきさゝ　(名)蛩蟻 スキサ、コシボソバチ ツガバチ サ、リ

すがる パチ クヒ クキ サ、リ サソリ リアリ　(和)爾雅云蠮螉佐里似レ蜂而細腰者也兼名苑云一名蜾蠃トアリテすがろノ訓ナシ(本和)同ジ(書紀)雄略天皇六年蜾蠃此云須我屢ニ(釋紀)十二九丁蜾蠃スガル　玉篇云上古火切蜾蠃細腰蜂也卽蠮螉也又曰蠮力節切又曰毛詩曰螟蛉有レ子蜾蠃負之云々　私記曰蜾蠃取ニ他子一爲ニ己子一若因レ此而爲レ名歟右大相曰此説可レ謂レ宜(慶長癸丑仲冬和玉篇)蠃スガル ジガバチ　(萬)九　腰細之須ガル娘女之其姿之端正爾(又)十六飛翔爲輕如來腰細丹(又)十二卅丁「春されは酢輕成野之霍公鳥ほ

くまばち　(和玉)蠜又蝮

くまばちのすよりたる　(和傳)石蜜久末波知乃須與利太留

計之部

けらサチリカアメ　(本和)下廿三丁螻蛄介良(和)(字)螻蛄下螻也介良　蚓(又)螻同(堤中納言物語)わらはべの名はれいのやうなるはわびしとて虫の名をなんつけ給ひけるけらいなごまろあまびこ云々

けむしカハムシ　(字集)蝟ケムシ　蝤同(新韻)蛓又蝛又蛔ケムシ(和玉)蚝又蛓又蝔又蛔又蝟又蝛ケムシ(伊字)雀瓮又蛓又蝟又毛蟲又蚝虫ケムシ

古之部

こがひ　(字集)蛙コガヒ(名)蠶コガヒ

こぐそコグソ　(名)蠶沙コグソ(伊字)蠶糞

こたねをかみにつく　(和傳)蠶退己太禰乎加美仁川久

こばち　(和玉)蟾

こあふ　(本和)下十七丁蜚蝱古阿布(和傳)同己安不

こほろぎ　(和)蜻蛩古保呂木(和玉)蜓コウロギ　蟋蟀也又作レ蛩　蜊同(伊字)蜻蛚コウロギ(萬)卅八丁「夕つく夜心もしぬに白露のおく此庭にこほろきなくも(同)十四二丁「あき風の寒くふくなへわか宿の淺茅かもとにこほろきなくも

こえひうし　(大)五十五六丁古依比宇自

こしほそばちスガル ジガバチ サソリハチ クサクヒ　(字)蜾コシホソバチ(萬)九十七丁上略「こしほそのすかるをとめにその顏のいつくしけさに下略

こむし　(和玉)蛁

こまむし　(和玉)螻

左之部

さゝがにクモ　(和泉式部)「たまのをゝみるにはかなきさゝかにのいかてしはしもかきかよはゝや

さゝり　さそり　さす　さそりあり　サソリ ハチ クヒ クキ スガル ウシノシラミ サス サソリアリ コシボソバチ　(本和)下廿二丁蠮螉又土蜂蘇敬注云土蜂非二蠮螉一也又蜾蠃佐曽利(字)蜂又蠆又蛾又蠓又虹蛭(和)(大)五十五二丁差曾利(同)四十四二丁左須連(字集)蠍サゝリ ハチ クキ 蛆サソリ サス 蝓サゝリ 蠁サソリアリ(壒嚢抄)サソリハサゝリ蜂也

さすれむし　蠮螉(大)七十九八丁左須禮無之

さし　(和)蠁子佐之(七十一番職人盡歌合)ほうろみそうり十八番右月「なつまてはさしいてさりしほ

ふりくらすしぐれたるに未のときばかりにはれてくつ〳〵ぼうしいとかしましきまでなくをきくにも我だにものはといはる

くつわむし　(林節)轡虫(クツハムシ)(曾丹集)上八月「くつわむしゆら〳〵おもへ秋の野のやふのすみかは長き宿かは」

くろがへる　(和傳)蝦(久呂加倍留)

くれのみゝず　(字)蠶(久禮乃彌々受)

くちみむし　(大)五十六丁久知美無之

くちふとか　(字)蚊(ロフト)蝨(ロフトカ)

くちなは(ヘミ アカヽガチ チロチ)　(和玉)虵

くちなはのもぬけ　(延)蛇脱皮(クチナハノモヌケ)

くちのかは　(字集)蛻(クチノカハ)

くちばみ　くちばめ(マムシ マミマムシ)(林節)蚖又蝮(ハミ クチバメ)(運)蝮(クチバミ)(和玉)虺又蝮

くはこ(クハマユ)　(字集)繭(クハマユ クハコ)(大)五十三丁久波古又久波古乃比々流(萬)十二廿七丁「なか〳〵に人とあらすは桑子にもならまし物を玉のを計」(又)蠓(クハコ クハマユ)

くはまゆ　くはこノ條

くはむし(カヒコ)　(和玉)蜋又蠋又蠖又

蝎(クハノムシ)

くわむし(アチムシ)　(和玉)蛉又蠊

くひ　くゐ(スガルソリ スガリ コシボソバチ サヽリ ウシノ サシラミ ウシラミと もよめり)(名)螉蠮(クキ)(字集)蜋(クヒノシラミ)蠮(サヽリハチ クキ)

くさふ　(本和)下十六丁蝟皮(久佐布)(和傳)同(和)

くも(サヽガニ)　(本和)下廿一丁蜘蛛(久毛)(和)(林節)蛛網(クモノイ)(運)篠蟹(サヽガニ)(夫)(サヽガニ)(字)蟏又蠨又鼅又鼄又蜘蛛(和玉)蟏又蜘又蛛又蝃又螢又蟱又鼅又鼄又蜘蛛(藻)十二丁四・(萬)五廿丁長「かまとには煙ふきはてすこしきには蜘蛛の巣かきて」上下略(曾丹集)終八月「秋かせはまたきな吹そわか宿のあはらかくせる蛛のいかきを」拾遺雜秋に入れり(夫)和泉式部家集云松の木にくものゐかきたるに云々(十訓)一十丁中納言和田丸の事の條に岩屋の有ける中にかくれて二三日住みけるほどに岩のもとにて蛛といふものいをかけたりけるに大なる蜂(ハチ)のかゝりたりけるにいをくりかけてまきころさんとしける云々　蛛の網にからまれつる蜂はおのれに侍ると云々(順家集)

くものこ　(和玉)蠨又蟢

くそむし(マロムシ)　(本和)下廿三丁蜣蜋(久曾牟之)(和傳)同(和玉)蜣又蜋

くずかづらのむし　(本和)下廿三丁葛玉亭長(久須加川良乃牟之)(和傳)同

かつをむし マクナギ (和)爾雅集注云蠛蠓 マグサムシ 上ハ亡結反下ハ亡孔反 漢語抄云加豆乎無之日本紀私記云蠛末久奈木 小虫亂飛也磑則天風春則天雨(允恭紀)下四 蠛 此云摩愚那岐 (釋日本紀)十二下五 玉篇曰巳結切蠛蠓也蠓ハ巳孔切小飛蟲也(字集)蠓蠛 マグサムシ (和玉)蠛又蠓 カツラムシ

かまなはみ (大)八十下二 加萬奈波美 蛇歟

かまきりむし (少彥名遺法)加广岐利武之(和玉)蝙 カマキリ

かまむし (運)蟷蠰

かまめ (字)螂

かとふ スクモムシ (大)五十五下 加度布又須久母牟之

かざりぐし (壒囊抄)貂蟬ノ事ノ條 日本紀ニ「モカザリグシ」ノ羽ヲ擧ブ由ヲ申セリ「カザリグシ」トハ蟬ノ名也

幾之部

きゑんば あきつノ條

きりぐ〱す (和)蟀蟀 木里木里須 (字)蠬又蟋(和玉)螒又蟋又蟿又蠽又蛩又蛬又蚟又蠽 キリギリス (藻)十二下六 はたおりめのきりぎりすトナクト云ヘル歌アリ其虫ノ條ニ記セリサレドきりぐ〱すトハ別ナルベシ(源氏)ほ夕がほ かべの中なるきりぎりすだにまどほにきゝならひ給へる御耳にさしあてたるやうに鳴みだるゝを云々(寬平御時后宮歌合)「秋かせにほころひぬらん藤袴つゝりさせてふきりきりすなく 古今俳諧同 (菅萬)上「秋風丹——蟋 キリギリス 鳴

きさゝじらみ　きさす　きさゝ キサ、キ キサス、キサ

きさゝのみ　きかさ

シキカサ (和)蟣 木佐佐 虱子也　虱之艮美

齧人虫也(撮壤)蟣 キサ、ジヲミ 說文云虱子 シラミノコ 和名キサ サジラミ (新韻)蟣 キサ、 蟣子 (林節)蟣 キサシ (字) キカサ (和玉)蟣 キサヾノ

きへみ (名)蝋 キヘミ

きあぶ あぶノ條

きのむし (和)異本蠹木中虫也

久之部

くろばち (字集)蚑 クロバチ

くろむし (字集)蠰 クロムシ イホウシリ

くつち (字集)蚼 クツチ

くつ〱ぼうし ツクシヨシ ツクツクボウシ (和)蛁蟟 久豆久豆保宇之 (運)ツクツクボウシ (夫)九家のつまにつく〱ぼうしの鳴を聞く 俊頼朝臣「我やとの妻はねよくやおもふらんうつくしといふ虫のなくなる 散木集同 (家集)俊頼朝臣「女郎花なまめきたてる姿をやうつくしよしと蟬のなくらん 散木集同 (蜻蛉日記)下ノ下五丁 八月になりぬついたちの日雨

鷂(カウホリ)又蝙蝠(カハホリ)蜧同(林節)蝙蝠

かひ　(和)　(字集)蜧(カヒ)蚆同蜖同

(字)蚼(カイ)蛺(カヒ)

かひばち　(名)蚜(カヒバチ)

かひこ(クハムシ)　(本和)下十七丁五十五丁五十三丁白殭蠶(加比古)蠶沙(加比古乃久曾)蠶布(加比古)屧(以天加良)

(和)　(和玉)蠕又蟓又蚕又蠶又蜿又蛹又蠶又蠒(藻)十二丁八　(紀)

(萬)十一丁十二「たらちねの母のかふこのまゆこもりこもれる妹をみるよしもかも

かひる　かへる(カヘル　アマガヘル　アチガヘル　ヒキガヘル)

かはづ通用　(本和)下丁廿鼃(加倍留)(和)蝦蟇(字)蜚(加比留)(和)鷄冠木ヲ加倍天乃木又加比留提乃木トアリ(藻)十二丁三　(催馬樂)無力蝦　知可良奈支可戸留(和玉)

䵷又蟼又蜢又蠹又蛙又蝦又蟆又蟈

蠬(今物語)實賢は小侍從が子

なりいかなりける事か世の人ひきがへると名付たりけるに法眼を望申て「法の橋もとに年ふるひきかへる今ひとあかりとひあからはや」と申たりされはやがてなされにけり云々(中務集)かへるのかれたるをおこして人かれにけるかはつのこゑを春たちてなとかなかぬとおもひけるかな」返し「誰かかくからをおきてはしのふらんよみかへるてふ名をやたのみし 右かはづトかへるト同物トシテヨメリ

(後撰)戀四 物などいひつかはしける女のゐなかの家にまかりてたたきけれどもきゝつけずやありけんかどもあけずなりにければ田のほとりにかへるのなきけるをきゝて よみ人しらず「あし引の山田のそほつ打わひてひとりかへるのねをのみそなく

かへたむし　(字集)虰(カヘタムシ)蟚同

かあめ(ケラ　サチリ)　(名)蚵蛂(カアメサチリ　ケラ)

かぎろふ(カゲロフ　チトンバウ　アキツ　カタトバウ)　(和玉)蛉又蛏又蝀又蠊又蠛又蛺又蚵又蜻又蠻(藻)十二丁五

かげろふ　かぎろふノ條

かたつぶり　(本和)下丁廿四蝸牛(加多都布)利(大)五五十三丁加多豆武利(字)蝓又蜦(和玉)螔又蚹又蝸又蟀(藻)十二丁八

かたち(カゲロフ　バウ　カギラフ　トムバウ　アキツ　ト)　(醫)蜻蛉(和名加太千又加介呂布)(和傳)蜻蛉(止ム波字又云ニ加計呂不加太千)

かぶらみゝづ　(名)白蛏蚓(カブラミヽズ)

かみきりむし　(和)齧髪虫(加美木里無之)

(名)蟷蠰(カミキリムシイボムシリ)(和玉)蠰(字)蚼(カミキリムシ)

かむせみ　(和)寒蜩(加無世美)

かざひる　(名)草蛭(カザヒル)(和)

蛸於保知加布久利(字)螵蛸オホチカフグリ

おふ　(字)蝤又蜡又蛤

おほばちのす　(本和)下十七丁露蜂房於保波知乃須

おほあぶアブキヤア　(大)五三十丁袁保安武

(和傳)木䖟於保安布キアブ

おほねむし　(和)蝗於保禰無之　(三代實錄)螟螣オホネムシ(和玉)蝗又蜂

おほありアリアカアリ　(和玉)蟜

おほまゆ　(大)五三十丁袁保末田

おほばち　(字集)螸オホバチ(和玉)螸

おほむし　(和玉)蛆

おほひいる　(大)

おめむしチツミ　(本和)下十八廿二丁蘆蟲於女牟之鼠婦　伊咸(和)　(大)五二十丁平女牟之又袁豆美(字)蟠於女蟲　蛜同

(和傳)鼠婦於女无之又奈女無之

おなむし　(伊字)床蝨オナムシ

おさし　(字集)蠛オサシ

おきなむし　(字集)蛹オキナムシ

おかみ　(萬)二十二丁「わかをかの於可美にいひてふらせたるゆきのくだけてそこにちりけん

加之部

かクチアブト　(和)　(名)蚊又昏蝕クチブト

(和玉)蚊カ(藻)十二五丁

かゞち　あかかゞちノ條

かゞちのい　(大)五二十丁加々知乃以

からみゝず　(壒囊抄)貂蟬ノ事ノ條ニ「カラミヽズ」ト云者蟬ニ成ト云實ハ竹ノ根ト云々

からすへみ　からすくちなは　カラスクチナハ　(和)蚢蛇加良須倍三　(和)蚢カラスヘビ

(字集)蚢カラスクチナハ

かはむし今云なゝむし也　(和)烏毛虫加波無之

(和玉)　蝟又蠦又蝎又蟣又蜸(堤中納言物語)　かはむしの毛深きさまをみつるより云々

かはひらご　(名)蠑又蛺カハヒラゴ(字)蝶又蛺

かはやなご　(大)五四十丁加波也奈古

かはづカハズ　或カヘル通用　(萬)三廿九丁長「夕霧に河津はさはぐ云々(同)卅三丁「けふもかもあすかの川の夕さらす川中島せの清くあるらん倚多シ(古今序)　花になくうぐひす水にすむかはづ云々　(同眞名序)　(和玉)蛙(曾丹)二月始カイ　わがやどの　板井のニイ水やぬるむらむ底のかはづの聲すだくなり コハカヘルトシテヨメリ　(蜻蛉日記)下廿七丁あめうちみたるくれにてかはづの聲いとたかし

かはほり　かうもり　かうむり

かうほり　カウモリ　カウムリ　カウホリ　(本和)下六丁伏翼　蝙蝠加波保利(和)　(大)五六十丁加波保利　(新韻)蝙蝠カハホリ(字)

伊之部

いなごまろイナムシ イナゴ　（本和）下廿八丁蚱蜢一名螽斯以奈古末呂（和）（さ衣物語）（堤中納言物語）わらはべの名はれいのやうなるはわびしとて蟲のなをなんつけ給ひたりけるけらいなごまろあまびこ云云

いなご

いなむし　（大）五十四丁以奈無之又以奈古（和玉）蚱イナゴ 蟿又𧒂又螽又蟳又蝶

いさごむし　（和傳）石蠶伊佐己无之

いぼむしり　いぼうしり　いぼむし　いぼしり　いぼいり　いもしり　いひぼむしイボムシ イボウシリ　イイ　ボシ カミキリムシ　イ　モシリ イヒボムシリ　按にいひぼむしりが本名なり　（和）蟷螂以保無之利（字集）蛜イボウシリ 又

蠰クロムシ イボウシリ　（名）螳蜋イヒボムシリ（字）蛣イヒボムシリ（字集）蛸イボシリ蜱同ヘウ　（大）五十五丁以保知利（又）四十一丁廿八以保自利（新韻）蜋イモシリ螳蜋カミキリムシ（和玉）蝗イボムシ イボシリ螳同 蜋イボムシ クリムシ マロ（散木集）ひきかへの牛のことの外にちいさくやせてえひかざりしかばいぼうしりとつけて笑ふぼとに云々「くひほそくいほうしりして立直れ云々（新猿樂記）蟷蜋イボシリマヒノ舞之頸筋クビスジ〔補〕（塵添壒嚢抄）蟷蜋蟷蜋取レ斧向ニ隆車一

いひあり　（和）（名）赤蟻イヒアリ

いもり　（藻）十二丁八

いらむし　（字）[illegible]

いとゞ

宇之部

うしのふせみ　（大）五十九丁宇之乃布世民宇之乃腹中生レ之

うしのしらみ　くひノ條

うしばひ　（和玉）蝡又蛆

うじ　（字）蜡

うりばへムシロ ムシ　（和）守瓜（順抄）守蓏（名）蠸ムシロムシ ウリバヘ

うりむし　（新韻）蠸ウリムシ食ニ瓜葉一黄甲蟲（和玉）蠸又蟲

うさむし　（大）八十二丁宇左無之小兒腹内ニ生ズル小虫ナリ

うみちし　（大）五十六丁宇美知之

うはゞみハミ ハミムシ　（新韻）蝮蛇ウハゞミ　ハミ ハミムシ

衣之部

えめむし　（字）蛑

えひまらむし　（字）蠖

於之部

おほちかふぐり　（本和）下十四丁桑螵

四ニ秋津野　十二ニ蜻アキツノ小野ト
カヨハシ書リ陽炎カゲロウト同言ナルニ
ヨリテアキヅノ小野ヲカゲロウ
ノ小野ト中昔ヨリ歌ニヨメルハ
誤也(萬)三二十七丁長歌秋津羽之袖振
いもをたまくしけおくにおもふ
を見たまへわか君
あしまとひ　あしからみ　あしか
らめ　あしあき　あしまさ　あ
したかむし　あしたかぐも　アシカラ
モ　アシダカムシ　オホチカフクリ　ア
シアキ　アシタカクモ　アシカラメ　ア
シマ　(名)蠨子　アシアキ　アシカラミ　(字集)蟱
(字)蟱(字集)蝭アシメカムシ　アシマトヒ(林節)蠨
蛸又蛴アシタカクモ(和玉)蛴同(字)蠨アシ
タカグモ(和)蠨蛸阿之太加久毛(運)蛴アシタカグモ
(重之集)あしたかぐも(字)蠨蛸
アシカラメ
アシマキ
あをみゝず　(字)蚖
あをはへ　(うつぼ)さが院巻あをばへ

のあらんやうにたちさりもせで
云々
あをがへる　(和)青蝦蟇阿乎加閉流(字)
蠍青加邊留(本和)下二十七丁
あをむしクワムシ　(和)螟蛉阿乎無之(和玉)
螟(名)蠕蛉アチ　アムシ　ナヘハムシ　キムシ可二考合一
あかねぶり　(林節)垢舐アカネブリ温室中之虫
也
あかゑむば　あきづノ條
あかゞはつアカガヘル　(大)五二十五丁阿加
加波川
あかゞゑる　(大抜)二阿加々惠流
あかあり　ありノ條
あかゝがちカヾチ　ヤマカヾチ　クチナハ　ヘミ　マムシ　チロチ
(神紀)　(大)五三十五丁加々知(同)九
十一七十丁加々知布(又)五二十五丁也末加
加知(名)蠎カヾチ　(和)　(林節)蝮
蚖マムシクチ　バメハミ(和)ヲロチ
あみ　(字集)蚫ハウアミ(又)蠼アミ

あこひ　(運)蚒アコヒ
ありこアリノコ　(林節)蚳アリコ酒上蟲(和玉)
蚳アリノユ
ありオホアリ　マカアリ　サソリアリ　オアリ　(和)(字
集)螯サソリアリ(名)大蟻オアリ(和玉)
蚍又蜉又蟻又螘又蝝又蛆(藻)十二
七丁(字)蟻又蛾(萬)四四十二丁「こひこ
ひてあひたるものをつきしあれ
はよはこもるらんしはしは蟻ま
てこは蟲の歌ならねどありのよみをかりてあぐ
あぶオホアブ　キアブ　アム　(和)蝱阿夫又紀阿夫(本
和)下十七丁(大)五三十五丁表保安武(醫)
木蝱キアブ(和玉)蝱又虻又螨[補]
(紀)雄略虻(續後紀)承和十二年五月山城國
言云々蝱虫殊身赤首黑大如二蜜
蜂一好咬二牛馬一咬處即腫相樂郡
牛斃盡
あむ　あぶノ條
あむかへる　(大)五五十五丁阿無加反流

かこゝろをわすれておもへや
をそ　かはをその條
をねずみ　あまくちねずみノ條
をけざる　さるノ條
をくまのい　くまノ條
をまチヽムマ　（名）牡馬チフチヽムマ
をしろのうま　（名）騸
をばなあしげ　うまノ條
をけもの　（和）牡平介毛乃（和玉）牡
をとり　（和玉）鸌
をさぎウサギ　（萬）十四二十九丁「とやの野にをさきねらはりをさ〳〵もねなへ子故に母にころはえ

動植名彙巻七

蟲類

阿之部

あくたむしツノムシ ツクムシ　（本和）下十八丁蛬蠊阿久多牟之 名都乃牟之（和）蛬蠊豆乃無乃（醫）蛬蠊ツノムシ ツクムシ又（伊字）蛬蠊アクタムシ アキムシ立秋（和傳）蠒虫　安久太无之又於女無之（加）　蛬蠊安久太无之（加）ツノムシ

あまびこ　（本和）下二十二丁馬陸阿末比古（字）蝒（名）馬陸アマビコ百足ノ一名也（堤中納言物語）わらはべの名はれいのやうなるはわびしとて名をなんつけ給ひたりけるけらいなごまろあまびこ云々

あまがへるアマゴヒムシ　あたがへる同物歟　（字）蛙阿萬加戸留　（和）蛙黽阿末加閉流　（大）七十九丁八阿萬加反流又アマゴヒムシ　（字集）蛙アマガヘル

あまごひむしアマガヘル　（大）七十九丁八阿萬古比牟之又アマガヘル　（林節）蚪アマゴヒ

あきつむし　あきづ　あきむし

あかゑんば　アキツ　アキムシ　カギロウ　トバウ　アカエンバ　カゲロウ　キエンバ　トンバウ　（大）五十三丁阿支豆牟之（名）蜻蛉アキムシ　（和）エンバ

（字）蛚　（本和）下二十二丁蜻蛉加岐呂布一名赤痿小而赤一名赤衣使者（和）蜻蛉一名胡蟹加介呂布赤卒一名絳騮　蜻蛉之小而赤也阿加惠無波（醫）蜻蛉加介呂布（和）胡黎一名胡離　蜻蛉之小而黄也木惠無波（名）胡離キエンバ（神武紀）三十一年猶ニ蜻蛉アキツノ之臀トナメセルガ吐ニ焉由レ是始有ニ秋津洲アキツシマ之號ニ也（雄略紀）四年蜻蛉野　コレヲ古事記ニ阿岐豆野トアリ記紀ノ御歌ニモアキヅトヨマセ玉ヘリ（萬）六ニ蜻蛉乃宮（又）飽津之小野

やまを　（大）五十八丁三夜末表

やまいぬ　いぬノ條

やまひつじ　ひつじノ條

やまはう　（名）猩又蝗又猩

［補］やまじヽ　（天武紀）下小寺本卅九丁山羊皮ヤマジノカハ

與之部

よつしろ　（名）躅ヨツシロ（林節）踏雪ヨツ（字集）蹁ヨツシロ（類往）蹁ヨツシロ

よめ　（和玉）鼠

良之部

らくだ　（日本紀）二十二丁三推古天皇卷云七年秋九月癸亥朔百濟貢二駱駝一疋一同二十六年秋八月高麗遣レ使貢二方物一云々幷土物駱駝一疋一云々（本草）驝駝卽駱駝也有二肉鞍一能負レ重致レ遠者也（說文）駱駝馬白色黑鬣尾詩曰嘽々駱馬（玉篇）駱刀各切白馬黑鬣駝アリく大何切駱駝（字彙）駱歷各切音落白馬黑鬣尾也又陸佃云黃馬尾鬣一道通黑如レ界者爲レ駱蓋馬爲レ分二黃白一皆謂二之駱一若二今衣脊ノ絡縫一故曰レ駱俗言三駱馬善奈二勞苦一［補］（齊明紀）三年駱駝

利之部

りつす　（林節）栗鼠リツス［補］（天武）下廿丁麟角

和之部

しかのわかづの　（和）鹿茸　鹿角初生也鹿乃和可豆乃

わさづの　（七十一番職人盡歌合）四十九番右戀「うらあしやたはちたヽきかわさつのそ昨日までこうやこうやといひてとはぬは」わか角は鹿の角をいふ歟又異物か可レ考

爲之部

ゐ　（本和）下九丁（藻）十一丁七

ゐのしヽ　（本和）下九丁猪爲乃之々猳猪肉爲乃古（和玉）猪キノコキノシ、豬キノコ、貗キノシ、猯豬又貗　同尚多シ　豕又豚又豨又豭キノコ尚多シ（類往）豕キノコ

ゐのふくり　（本和）下九丁豚卵爲乃布久利（和傳）同又キノシノフグリ（和）

ゐのあぶら　（本和）下肪腿爲乃阿布良

惠之部

ゑぬ　ゑいぬエイヌイヌ　（伊字）猗エイヌ犬子也エヌ猘エイヌ謂二犬子一也

遠之部

をじかカ　（本和）下八丁麢骨乎之加乃保禰（和玉）麚チヅカ（萬）四十四丁「なつのゆく小牡鹿ヲジカのつのヽつかのまもいも

まい　（和）烏牛　辨色立成云烏牛揚氏漢語抄云麻伊黑牛也（伊字）同

まだら　（和玉）駮

まだらうし　（和玉）犉又犖（伊字）

牻

まだらをのむずみ　（字鏡）鼸

美之部

みマミムツナサツナ　（字）狢貒又牟志奈（伊字）猯ミ似レ豕而豚也

みつちいぬ　（類住）蛟犬

みち　（伊字）獼ミチ（貓イ本）

みたらをのむま　（名）驄ミタラヲノムマ

武之部

むじなウツナミ　（和玉）貉又狢（類住）猯（字）狢（補）（紀）推古三十五年有レ狢化レ人以歌

むさゝびモミ　（和）鼯鼠無佐佐比（本和）

（和玉）鼯又鼯又鼠又鼯（字）猶豫（藻）上廿丁（萬）三十八丁「牟佐々比はかすへもとむとあし引の山のさつをにあひにけるかも

むくげいぬイヌムクイヌ

むくいぬ　（和玉）狵又獴ムクイヌ狵ムクゲイヌ

むごろ　うごろもちノ條

むぐろ　同上

むま　うまノ條

むまのひづめ　（大）五十九丁無萬乃比豆兎

むまのはらみいし　（大）五十九丁無萬乃波良味以之馬腹内ニ生ズル石

女之部

めか　（和）牡鹿米加

めむまメマ　（名）牡馬メマ騇メマ

めうし　（和玉）牸又犉

めとら　（類住）兕

めひつじ　（和玉）羒

母之部

もみ　むさゝびノ條

もゝかはモミ　（和傳）鼺鼠狀如二蝙蝠一大如二鵄鳶一云々毛紫色モヽカハ（加）毛美　信友云日光山中に多しモヽグハといふと山人いへり或山里人いふ深山にて夜中風呂敷の如きもの飛來て頭を覆ひ口鼻の息をとゞめ惱ますものありといへり是なるべし東國の俗に小兒を懼す言にもモヽンガといふはもとこのものゝわざを學びて夜中に小兒の面をおほひてモヽグハといへるより出たるなるべし

也之部

やまこヲケザルサル　（和玉）玃

のひつじ（林節）羱ノヒツジ
のづち（林節）野杵ノヅチ（類往）同
のらねこ（藻）十一丁九
のせがみ（類往）驤

波之部

はなつの（和）奴角犀乃波奈豆乃犀鼻上角名也一名食用

比之部

ひねずみ アマクチネズミ（加茂保憲女集）
「手なれとなほひねすみのかはほりはあつさそまさるおきや
してまし
ひつじ ヤマヒツジノヒツジ（和）羊比豆之（字集）
羱ヤマヒツジ（和玉）羊又羝又羱ヒツジ（藻）
十一丁八［補］（紀略）弘仁十一年五月　羖䍽
羊　白羊　山羊（玉海）文治元十八　羊
ひつじのこ（和玉）羜又羔又羜又羜
又羦又羚

ひつじのつの（和玉）子
ひくま くまノ條
ひたひじろ（林節）額白ヒタヒジロ（類
往）額白（和玉）駒又騢
ひばりげ（林節）鷚毛ヒバリゲ（類往）騮
ひづめ（和）蹄比豆米

不之部

ふぐり（本和）下十四丁九　豚卵キノ布久利
ふるもちのゐ（本和）下丁九　豚布留毛知乃爲
（伊字）豚　豮豬同
ふるき イタチノイタチ　テン（伊字）黒貂フルキ出二東北
夷一貂裘フルキノカハ又カハゴロモ也
ぶちうま（名）駮ブチムママダラナリ（和玉）
駮（新韻）驙ブチムマ白馬脊黒也又騨（伊字）駮
馬ブチムマ不純色馬也
ぶち（和玉）駢又駮

反之部

［補］へう（天武）下四十七丁豹皮

保之部

ほしつきのうま（名）落星馬ホシツキノムマ
ほゆ（和）吠保留（萬）二丁卅四「小角の音オト
母あたみたるとらか叫ホユル吼ともろ
人のをひゆるまてに云々

末之部

また さるノ條
ましら 上同
ましらこ（大）五十九丁五萬之良古
まし（林節）猿マシ（和）猯（和玉）猯
（伊字）猿マシ萬葉集一見二　猱猨マタ猿属也（萬）
猿ヲ「マシ」ニ用ユ
まみ ミムジナ ウジナ（林節）猯マミ（和玉）
猯（類往）猯（和傳）猯末美又牢志奈（本和）
下丁十（和）信友云まみハ猯ナルベシ（東寺文書）
三丁廿七狸穴マミ

鴾毛馬也（類往）騼ツキゲ（林節）
鴾毛ツキゲ　赭鴾毛ツキゲノムマ

つるぶち　（伊字）䮿駮ツルブチ

つまいり　（伊字）蹄漏ツマイリ牛　蹄漏病也

つましろ　（伊字）騚ツマシロ

つきしらひ　（和）觝以レ角觸レ物也　豆木之良比

つめ　（和）甲豆米　畜足岐曰レ甲　蹄ヒヅメ

つの　（和）角

つちもひのうし　（大鏡）六道隆大臣ノ條　輪つよき御車につちもひの御牛かけて云々

天之部

てむ　イタチ　ノイタチ　フルキ（和）貂テン（類往）貂（十二類歌合繪卷物）さむらひ大將にはねこてんいたちはん鳥みゝづくなども候けり

止之部

とら　なかつかみノ條參考スベシ　（和）虎止良（和玉）虎又虓又虪又䖘トラ（藻）十一丁九（萬）十六丁十八「とらにのりふるやをこえて青淵にみつちとりこん劔太刀もか［補］（紀）巴提便虎　•

とけ　（類往）騂トケ　騮同

奈之部

なかつかみ　（本和）下丁八　膞骨　豹肉奈加都加三

なふさむま　（伊字）驃馬ナフサムマ　信友案字書馬行疾貌

仁之部

にけのむま　（各）鼠毛馬又騅　蒼白雜也

にく　羚羊カマシヽ　（岡本記）貞丈座右書所引　うつぼにかけぬ皮の事にくしまうし　羚羊　水牛　ねごの皮云々

禰之部

ねこ　ねこま子コマ　カラネコ　たゝけノ條參考スベシ　（本和）下丁八　家狸一名猫禰古末（又）三丁十五　猫屎禰古久曾末乃（字集）猫カラ子コ（伊字）猫子コマ（和玉）猫子コ　獠又貓同（藻）十一丁九

ね　ねずみ　ネズミ　ノラネ　（和）鼷鼩乃良禰　小鼠也　鼷鼩豆良禰古　小鼠相銜而行也（和玉）鼠又鼮又鼦（藻）十一丁十（本和）下丁五十四　鼠場土（拾遺）物名　ねすみのことのはらにこをうみたるをすけみ「年をへて君をのみこそねすみつれことい の（イ）はらにやこをはうむべく［補］（紀）大化元年十二月　鼠向二難波一（又）同二年（又）同三年四月（又）同三年　鼠産二於馬尾一（續紀）寶龜六年七月　黒鼠（續後紀）嘉祥三年三月　鼠（文實）仁壽二年　白鼠

ねぶりこ　（類往）舐子　牛ノ一類也

乃之部

のいたち　フルキイタチ　テン　いたちノ條

のらね　あまくちねずみノ條

さい（夫）犀寂蓮「うき身には犀の生角得てしかな袖の涕は遠さかるやと（藻）十一丁十一

さめ（類往）騅サメ

さびづきげ（伊字）鉼鴾毛

志之部

しろねずみ（和玉）鼶シロ子ズミ

しぐま　くまノ條

しくも　同上

しゝ（萬）三丁長十三「かりちのをのに十六こそはいはひふせらめ云々（同）五十八丁長「あさがりに鹿猪ふみおこし（同）十四丁十五「あたゝらの根に臥思之の有つゝもあれはいたらむねとなさりそね

しか　かノ條（和玉）鹿（類往）鹿（續紀）一丁三文武天皇元年九月丹波國獻二白鹿一（同）三丁卅三慶雲三年七月周防國守云々獻二白鹿一（補）（紀）仁德鹿（又）百舌鳥耳原鹿（文實）白鹿

しゝ（和玉）猊（補）（三實）圓仁師傳子

じやう（類往）猜シヤウ狸同

しまうし（岡本記）貞丈座右書所引うつぼにかけぬ皮の事にくしまうしね　羚羊　水牛　この皮云々

しめびたひ（林節）神馬額馬毛シメビタヒ

しろかげ（名）驄シロカゲ

したくひ（伊字）䫌シタクヒ牛頭下云レ䫌

太之部

たゝけ　たぬきタヌキネコマ　クヽキメコマ（本和）下丁八狸骨虎狸猫狸鼠狢多々介（和）狸木太奴（靈）（和傳）狸一名猫子コ又太々計（夫）貉（伊字）狸タヌキ　タヽケ搏二鳥馬一猥也　虎狸チコマ　猫狸タヽケ子コマ（字集）狸タヽケ　クヽキ　イタク　タヌキ　メ（醫千）狸和名多々毛今案爾古是也（和玉）貒タヽケ、貍タヽケ同狸タヌキイタチ（類往）狸タヌキ貍タヽケ、（藻）十一丁十一（十二類歌合繪卷物）扔もたぬきはからき命いきてつかにかくれゐて云云へんどのともがらどもがもとへたゝけの筆をそめはなのかみに文をかきてしのび〳〵につかはしける

たねずみ　あまくちねずみノ條

たつのほね（本和）下丁五龍骨多都乃保禰（和傳）同

知之部

ちゝむま　チヽマ（名）牡馬チヽムマチマ

都之部

つらねこ　つらめこツラメコ（和）（名）鼲鼬ツラメコ　小鼠相銜行也トアリ連鼠子ノ義チ申（字集）鼲ツラ子コ

つくて（和傳）海馬川久天

つきげのうま（伊字）絹白馬ツキゲノウマ

きかはらけ 馬毛 （林節）黄河原毛

きつねのまら （和傳）狐陰莖 支川爾乃萬良

〔補〕きりん （紀）天武九年得二麟角一

久之部

くつね キツネ キツネ （伊字）狐子クツ （和玉）狐

くま チクマノイ シグマ チクマ シクモ （本和）下六丁 熊脂久末乃阿布良（和）熊白（大）六十四廿五丁素久麻乃伊（字集）羆チクマ グマ シシク モ（和玉）熊又羆クマ（字）熊（藻）十一九丁（大抜）熊膽久末乃以（萬）十二卅二丁「あら熊のすむとふ山の之はせ山せめてとふとも汝の名はのらし

くじか かもしゝノ條 （和玉）麞又麞（字）麞

くさゐなき （本和）下十丁野猪黄久佐爲奈岐（大）五十五九丁久佐以奈岐比トモ（和）

くゝき たぬきノ條

くりのねずみ （藻）十一十丁

くりげ クリゲ クロク （名）紫馬クリゲ クロクリゲ

くろみどりのむま （名）驪又駵クロク

くろむま ミドリノムマ （和玉）驪

計之部

けつね けつ キツネ クツネ ケツ クツ キ（類聚大補任）神麻續織殿鎮守神殿三狐神ミケツ

けり （和玉）（萬）

古之部

こけざる （運）長猿コケザル

こねずみ （字集）鼷アイ（和玉）鼷又鼷

こうし （和玉）特ウシノコ牸メウシ（類往）特（藻）十一十六丁（伊字）犢コウシ牛犢

こま （和玉）駒又驢又駃

こまなこ （和玉）駒ヒタイジロ

こまいぬ （伊字）晄コマイヌ晄兒 兒字正作巴注可書也 或云居像於狛同コマ

こびたひのむま ウビタヒノムマ （伊字）戴星馬 白顚

佐之部

さをしか かノ條 （和）麞佐乎之加（萬）六廿一丁「さをしかの鳴なる山を越て行む日たにや君にはたあはさらん

さる さるまた サルマタ ヤマコ マタマシラ チケザル （和）猨佐流（撮壤）王孫（和玉）猨又獼又狙又玃（字集）蝯又猨又猿（類往）猿サル狖同（藻）十一七丁（夫）（萬）〔補〕（紀）於二三輪山一見二猿晝睡一 （和）ヤマコ

さるほゝ （和）猨嗛 猿頰肉藏レ食處也

おくまのい　（大）五六十丁

加之部

か　かのし丶　かせぎ　かこ　かのこ　カノシ　カセギ　カコ　カノコ　コジ丶　シカ　メカ　サチシカ（大）五五十九丁加乃之々（和）鹿（和玉）鹿カノシカ（藻）十五丁　（字集）麑カノコ（伊勢物語）かのこまだら（字）鹿兒加吳麛コツシ（和玉）麛又麑カコ（七十一番職人盡歌合）十番名月つし君三「おく山もおもひやるかなつまこふるかせきかつしのまとの月みて（字集）鹿カセギ（萬）一卅一丁「秋さらは今もみること妻戀に鹿なかむ山そ高野原のうへ

かまし丶　（和）麢羊加萬之々或作ﾚ麙（本和）下七十丁靈羊角加末之々乃都乃（和傳）

かもし丶　（字鏡）麢カモシ丶（和玉）麙又麢カモシ丶（類往）羜猪カモシ丶（大）六十九丁加母之乃津乃（大）五八丁五十加母又久之加

かのつの丶にかは　（本和）下六丁鹿角膠加乃都乃爾加波

かのわかつの　（本和）下八丁鹿茸加乃和加都乃

からねこ　ネコマ　（字集）猫カラネコ子コ（本和）下八丁

かくら　ネズミ　アマ　（字）鼠カクラネズミ　クチネズミ

かはうそ　チソ　（本和）下獺肝カハチソ加波平曾（和傳）同（加）平曾（和玉）猵又獺又黿（大）五六十丁袁曾（字集）獺カハチソ（林節）獺老而成二河童一（類往）川魘カハラソ（十二類歌合繪巻）あつまるものどもは一門のかはうそのかみをはじめとしていな山のおいぎつね云々

かわらけ　（和玉）駱（類往）同

かげのむま　（和玉）騮

かすげ　（類往）騘

かいこ　（和玉）穀

かざこ　（類往）風子牛ノ一種カ

岐之部

きつ　きつね　キツネ　ケツネ　クツ　（和）狐（本和）下十丁狐岐都禰（和玉）狐キツ子　クツ子（藻）十一九丁（大）五六十丁支川禰同丁久都禰乃以（萬）十六「さしなべに云々狐キツ爾安牟佐武（敎長集）きつねのなくをきゝて「きく人のさかゆときけはよをさむみなくなるきつをあはれとそきく（靈）第二狐ノ子ノ名岐都禰其子狐直ノ姓水鏡ニモ此事ヲ記シテ子ノ名ヲきつト云ヘリ（和傳）狐陰莖支川禰乃萬良（補）（文實）齊衡二年四月有ﾚ狐見ﾚ晝（扶桑）仁和四年靈狐（又）賀陽良藤傳靈狐

きさ　（和）象岐佐（和玉）象

きつきげ　馬毛　（林節）黄鵠毛

五丁六十無古路(同)八十三丁廿四牟久路

うじな　むじなノ條

うみうし　(新韵)犀 犀牛(ウミウシ)

うびたひのむま　(名)戴星馬(ウビタヒ)

うま　(名)牝馬(メムマ) 騇(メムマ)(和玉)馬(藻)十一丁一(釋紀)十二丁九驄馬(ミクラチノウマ) 廣韵曰馬青白雜色説文曰馬青白雜色倉紅反玉篇曰千公切青白雜毛色也(夫)一白馬新撰六帖信實朝臣「みわたせはみなあをさきのけつるめをひきつらねたるうま司かな(同)三久安百首花園左大臣家小大進「春ふかみゆるきのもりの下草のしけみにはむやあをさきのこま(散木)「ひまもあらはをくろにたてる春さきのこま〳〵とこそいはまほしけれ(拾遺)雜下廉義公家のかみゑにあを馬ある所にあしのはなげの馬のある所惠慶法師「難波江の芦のはなけのましれるは津の國かひの駒にやあるらん(夫)三攝政家十首御會春駒を俊頼朝臣「はるの野にをはなあしけのみえつるは引たかへたる心ちこそすれ(同)三嘉保二年三月御宴歌合中納言國信「うちなひくをはなあしけの春駒の立わたりたるきり原の人(兼盛集)あをうま「ふるゆきに色もかわらてひくものを誰かあを馬と名付そめけん(萬)一丁卅八「玉きはる内の大野に馬なめて朝ふますらんその草ふけに(補)(續紀)大寶二年神馬(又)天平三年十二月神馬(又)同十一年神馬(又)大寶二年八蹄馬(又)靈龜二年紫驃馬(又)寶龜三年七月馬前二蹄似レ牛

うまのち　(和傳)馬乳 宇麻乃知

うんないさい　(運)膃肭臍

うそ　(和玉)獱又獺(カハウソ)

うまくさ　(伊字)芑角

於之部

おほしかのあぶら　(本和)下丁九麋脂 於保之加乃阿布良

おほかみ　(本和)下丁十豺又野犴 於保加美(和)獨犴(和玉)豻又豺又猇又獌又狼(類往)狼(萬)八丁五十四「大口のま神か原に降ゆきはいたくなふりそ家もあらなくに(十二類繪卷物)れんだい野のおほかめあたご山のふるとび(補)(紀)欽明狼(三實)仁和二年九月狼

おほかめ　おほかみノ條

おほいぬ　(和玉)狼(オホカミ、イヌ)

おほいぬのまら　(和傳)牡狗陰莖 於保伊奴乃萬良

おほしか　(和)麎 於保之加(字)麞

おほねずみ　(詩經)古訓 鼫鼠(オホネズミ)

ノイタチ フルキテン（和玉）狸又鼬又䶄又鼪又鼵（類往）鼯（十二類歌合繪卷物）さぶらひ大將にはねこてんいたちばん鳥みゝづくなども候けり云々

いね エヌ イヘノイヌ ムクイヌ ヤマイヌ ムクゲイヌ（和）犬伊奴（和玉）犬又獹（伊字）獶ムクイヌ（藻）十一丁七・（字）猺ヤマイヌ 奴刀（大）五丁六十也萬以奴（萬）七丁廿八「かきこゆる犬よひこしてとかりする君あをやまの葉しげき山へ馬やすめきみ〔補〕（紀）犬名足往（又）景行 白狗（又）鳥捕邊萬條 犬（三實）仁壽元年正月犬遺二屎於紫宸殿前殿上一

いぬのたまひ（和）

宇之部

うしのち（本和）下牛乳宇之乃知（和傳）牛黃又牛乳（醫）

うしのこつの（本和）下丁七牛角鰓角中骨也宇之乃古都乃（和傳）牛角䚡宇之乃都乃也（加）宇之乃古都乃（伊字）䚡コツノ牛角中骨也 本草云 コマイヌ

うしのこ（延）犢（和玉）犢（天武紀）同〔補〕（續後紀）承和三年三足犢（文實）齊衡二年犢一身兩頭（三實）貞觀十七年五一身兩頭（扶桑）治曆三年八月犢七足八蹄

うしのつの（和）玉犂

うしのを（和玉）犛

うしのひづめ（和玉）犩

うしのにかは（和傳）白膠宇之乃仁加波

うし コトヒノウシ（和）辨色立成云特牛徒得反俗語云古度牛特牛頭大也（和玉）牛シウ（藻）十一丁六（伊字）特牛コトヒ（伊字）特牛コトヒ 牡牛同犅同（萬）九丁廿八長「ことひうしのみやけのかたにさし向ふ鹿島のさきに（又）十六丁卅一長「牛にこそ鼻繩はくれ（六帖）二しうし「足ひきのやまとことひのうしなればおもしろくこそけふはひきけれ（續紀）一丁四文武天皇二年正月土左國獻二黃牛一（又）丁七同年十一月下總國獻二牛黃一コハアメウシナルベシ

うなじ（林節）乳牛ウナジ

うなかみ（伊字）䮶ウナカミ馬頂上馬毛

うさぎ（本和）下丁八菟頭骨宇佐岐（和）兎（和玉）兎又㝹又逸又䨲（類往）兎（藻）十一丁九（伊字）䨲ウサギノコ（和玉）䨲又娩ウサギノコ

うさぎうま（本和）下丁十驢宇佐木宇末（和玉）駒又驢又驘（類往）驘（和傳）ウサギウマ驢（伊字）同〔補〕（齊明紀）三年驢（紀略）弘仁九年正月新羅獻レ驢

うごろもち ウグロモチ ムゴロ ムグロ（本和）下丁十一（和傳）鼹鼠ムグロモチ宇古呂モチ（加）（和）（名）鼹鼠 ウグロモチ（和玉）𪕮又蚿（類往）鼹（大）

動植名彙卷六

獸類

阿之部

あめうし　（林節）黄牛アメウシ（和玉）牸（類往）㹀犢〔補〕（垂仁紀）黄牛アメウシ（榮花）淺緑あめうし

あまくちねずみ　カクラネズミ　シロキネズミ　タネズミ　ノラネズミ　チネズミ　ヒネズミ　コ（和）鼷鼠阿末久和禰須美（伊字）鼷鼠アマリチ子ズミ一名甘口鼠小鼠食人及鳥獸至冬皆不痛也（和玉）鼷アマクチ子ズミ　コ子ズミ（字）鼠カクラ子ズミ（同）鼬シロキ子ズミ鼸ケン田ネズミ撮壤集同䶆（本和）下廿丁牡鼠乎禰須美（大）五六十一丁袁禰豆美

あかうし　（大）五五十九丁

あしふち　（名）騚今緇馬四骹白（和玉）騚

あじか　（林節）海馬アジカ（類往）䴥アジカ

あしげかぶら　（林節）葦毛鹿駮

あしげむま　（和玉）驄アシゲムマ　アラムカ

あしのはなげ　うまノ條

あかざめ　（林節）赤佐目アカザメ（類往）走獸赤佐目　馬の毛の名歟またた魚か考ふべし

あをぐろ　（林節）驪アヲグロ（類往）驪アヲグロ驃同

あかくりげ　（林節）騮アカクリゲ（字）驃

あかむま　（和玉）騂

あをさぎのこま　うまノ條

あをうま　（本和）下十七丁（醫）白馬莖安平支馬乃萬良（和傳）白馬莖アシゲウマノマラ（加）安平支馬ノ萬良（和玉）驄アヲムマ（類往）騅アヲチ（字）驄アヲキ馬（萬）二廿丁「青駒のあかきをはやみ雲ゐにそいもかあたりをすきてきにける」兼盛

あめまだら　（字）黄牛

あざらし　（和）水豹阿左良之（類往）水豹（伊字）水豹アザラシ胡獱老也葦鹿　獨犴同

あまつきつね　（紀）廿三十一丁舒明天皇卷云九年春二月丙辰朔戊寅大ナル星從レ東流レ西便有レ音似レ雷云々於レ是僧旻僧曰非二流星一是天狗也アマツキツネ其吠聲似レ雷耳史記天官書天狗ハ状如二大奔星一有レ聲其下止地類狗孟康曰星有尾旁有二短彗一下有下如二狗形一者上　これをもてあまつきつねをおもふに今俗に天狗星といふものかはた天狗とて如レ神人のおそるゝものも中頃より見えたりさる類のものか尚可レ考（類往）天狗

あをしゝ　（和傳）安平之々麂

あをきうまのまら　（醫）白馬莖安平支馬乃萬良（和傳）白馬莖アシケウマノマラ（本和）下十七丁

伊之部

いたち　ノイタチ　テンフルキ　（和）（撮壤）貂

り閑院の御いし山にまうでける
を只今なんゆき過ぬると人のつ
げ侍ければおひてつかはしける
敏行朝臣「あふ坂のゆふつけに鳴
とりの音を聞とかめすそ行すき
にける」

與之部

よぶこどり　(和)喚子鳥(字集)鶻 杜鵑 三月鳴 嶋 同書 入 鴗(藻)十五丁　(萬)十廿七丁「大和には鳴てかたらん呼子鳥きさの中山よひそこゆなる信友説別にあり

よしすゞめ　(運)葦雀ヨシスズメ

よみぢどり ヨミザドリ ヌエ　(拾芥)一廿一丁ヨミヂドリ又ヌエ又ヨミツドリ

(一)鵺鶚引書追而可レ考

よみつどり　見上

よだか　(和)怪鴟與多加(字)鴟

よなどり ウトウ　(歌林樸樕拾遺)

和之部

わし オホワシ コワシ　(字)鷲又鷲(和)鵰又鵰又鷲又鵰又雕ワシ(藻)十十七丁

遠之部

をし　(本和)下十三丁鴛鴦平之(和玉)鴛鴦 鴛鴦(藻)十十九丁　(萬)三十六丁「人こかすあらくも玄るしかつきするをしとたかへと船の上にすむ(又)十一十二丁「妹こふといねぬ朝けにをし鳥のこゆとひわたる妹か使か(枕)三九丁水どりはをしとあはれなりかた身にゐかはりてはねのうへの霜をはらふらむなどいとをかし(赤染衞門家集)一三丁　(小大君家集)廿五丁をしのたちげ

をとり　(和)雄鳥平止利(字)囮

をがも　(新韻)鸂鷘也チガモ

をながどり　(藤爲忠朝臣集)尾長鳥「とひかふにさはるやつらき尾なかとり玄たきてをるゝ松のうはえた

をぎゑ　たかノ條

を　(和)尾平

をふさ　(和)

伯勞（和）鵙（拾芥）一丁十三鵙モズ（和玉）鶪又鴂又鴗又鴃又鷭又鵙又雖（紀）十一丁廿三百舌鳥モズ（藻）十丁廿五（六帖）もず「春されはもすの草くきみえすとも我は見やらん君かあたりをは　この歌萬十ノ十三丁にもあり「秋の野を花か末に鳴もすの聲きくらんかかたきくわきも　萬十ノ四十二丁にもあり

もちどり　（萬）五丁七十「もちとりのかゝらはしもよゆくへしらねは云々

ものはみ　（和）膝鳥受レ食處也

也之部

やまどりタドリ　（本和）下丁十二山鷄（和）（夫）鷮（名）鸐ヤマドリ（撮壤）鸐ヤマドリ（和玉）鷮又鵫又鸐又鷂又鸛又鷍ヤマドリ又鸃ヤマドリ（藻）十丁六（枕）三丁八山どりは友をこひてなくにかがみを見せたれはなぐさむらんいとあはれなり谷へだてたるほどなどいとゝこゝろぐるし云々（萬）八丁五十「あし引の山鳥こそは峯向につまとひすとふうつせみの人なるわれやなにすとか一日一夜もはなれゐてなけきこふらん云々（八雲抄）（俊頼卿無名抄）（童蒙抄）

やまばと　（和玉）鳩（字）鵴

やまかごめ　鳥カ尚考ベシ　（大）四十一丁廿五也萬加古女

やまめチケサル　（和）

やまがらめヤマガラ

やまがら　（字集）鴣ヤマガラ（林節）山柄ヤマガラ（和玉）鸈（拾遺）物名やまがらめ「紅葉はに衣の色はしみにけり秋の山からめくりこしまに（夫木）廿七「山からのまはすくるみのとにかくにもてあつかふは心なりけり　光俊朝臣（太平記）山がらがさのみもどりをうつの宮云々（平家物語）八丁六　□

やまがらす　（和玉）鸒又鴉

やまさぎサギ　さぎノ條

やますゞめ　（林節）鷦ヤマスズメ

やまがへり　たかノ條

やかたを　同上

やすかたの鳥　うとふ鳥ノ條參考スベシ　（正徹家集）戀「へたて行うき身をそとのはま風にくたく涙ややすかたのとり（藻鹽草）「子をおもふなみたの雨の笠の上にかゝるもわひしやすかたの鳥

やつどりサヤツドリ　（伊字）鸈鵸ヤツドリ可レ考

由之部

ゆふつけどりカケアケツゲドリニハトリ　（後撰）雑二やまひし侍りてあふみの關守にこもりて侍けるにまへの道よ

つなくはみやこ鳥かも(古今)
(枕)三丁みやこどり 一本みこどり (十六夜日記)廿日尾張の國おとゝいふむまやをゆく云々すみだ川のわたりにこそありときゝしかど都鳥といふ鳥のはしとあしとあかきは此浦にもありけり「こととはんはしとあしとはあかさりし我すむ方のみやこ鳥かも(和泉式部)詞書前後を考るに摂津國ときこゆ かゝりやして濱づらにふしてきけば都鳥なく「ことゝはゝありのまに〳〵都鳥みやこのことをわれにきかせよ伊勢物語)(藻)十丁廿五
みこどり(枕)三丁八みこどり 一本ミヤコドリとあり カウナイシトヽにはあらぬ歟考べし
みこさゝい(和玉)鷦
みさご カクガノトリ (和玉)鴡又鵰(藻)十丁廿(伊字)鴡鳩覺加鳥鴡同已上(字)鴡又鳩(萬)三丁廿四「美沙居 ミサゴヰル いそわにおふるなのりそのなはのらしてよおやはしるとも〔補〕(紀略)弘仁十二年十一月鴡鳩執ㇾ魚
みほ ミホ (源平盛衰記)四十二矢島合戰の條 那須與市の扇の的射切たるさまをいへる文に 扇はそらに上りつゝ云々かぶらはぬけてうしほにありみほのうきすとおぼえたり
みつこひどり (夫)水乞鳥(外記日記)水乞鳥(藻)十丁廿七(伊勢集)六丁「夏の日のもゆるおもひのわひしさに水こひとりのねをのみそなく(山家集)〔補〕表章伊勢日記附證云豆まはしといふ鳥なり斑鳩 イカルガ なり(夫木抄)「山の井のむすふ雫やぬるむらむ水こひ鳥のあかぬけしきを(現存六帖)「袖にみつよはの涙をたつねこて水乞鳥のひとりなくらむ(色葉字類抄)一條帝ノ條下 鶍 ミヅコヒドリ (日本紀略)(散木集)

中

みづどり (新韻)鸍 白鸍ミツドリ (和玉)鷭又鵜(萬)七丁廿二「浪高しいかに梶とりみつとりのうきねやすへき猶やこくへき
みなしごどり (字)鷀
みづかき (和)蹼 美豆加木 鳧雁足指間有ㇾ幕相連著者也 (伊字)同

武之部

むぎまきどり (古玉篇)鴾 ムギマキドリ (和玉)鴝
むしくひ ウグヒス ムシバミ
むゝき (和)肫 鳥藏也 無々木

女之部

めどり (和) (名)鴫 メドリ

母之部

もず (本和)下丁五十四 百勞 毛須 (字)鶪 又

のにあふきてきけは佛法僧なく躬恒集ニ延喜十八年八月十二日左大臣の家に八こうするに佛法僧といふ鳥の鳴けれはよみて奉る長歌云々以上雅言集覽所引コレ紀略ト合ヘバ妖僧ガシワザナルベシ（辨内侍日記）建久二年二月なり佛法僧となく鳥太政大臣殿より參りたるを常の御所の御らんにおかれたりしが雨などの降る日はことに鳴けに其名もさやかに聞ゆすがたはひえ鳥のやうにて今すこしおほきなり「とにかくにかしこき君か御代なれは三つの寶のとりもなくなり

保之部

ほゝどり　ふゝどりノ條

ほゝきどり　（出雲風土記）法吉鳥ホヽキ

ほゝじろ　（運）頰白ホヽジロ

ほとゝぎす　コヒス（和）鸕鷀鳥保度々木須今郭公也（撮壤）郭公又時鳥（字）鴞又郭公鳥（和玉）𪀚又鷤又鸂又鳰又鷵又嶋又䳓杜鵑（藻）十七丁（萬）三四十六丁上畧「郭公鳴五月にはあやめ草はな橘を玉にぬき下略（又）八廿三丁「足引の山ほとゝきすなかなけは家なる妹をつねにおもほゆ〔補〕（類史）弘仁四年四月保止度枝須

ほとしどり　（大）卅五丁四保度之止利

ほくろふ　ふくろふかくれふとノ條

ほろゝ　ジキ（和傳）雉支之又保呂々

ほこどり　（和玉）鸂

ほろば　トリノワキノシタノケ（和）

鳳凰　（藻）十廿九丁

ほしどり

ほくば　トリノワキノシタノケ（和）

末之部

ましこどり　テリマシコ（夫）僧子鳥（林節）鳰マシコ（藻）十廿七丁

まつほしり　（夫）松毛（藻）十廿七丁

またらう　（運）斑鵃マタラウ

まぐそつかみ　（林節）鷹マグソツカミ

まなばし　そひノ條

まめうましのとり　（字）鵙又鳩

まめうましのとり　いかるがノ條（撮壤）

鶍マメウマシドリ豆甘鳥也（林節）鶍イカルガ豆甘鳥

まとり　マケリ（大）五五十八丁万止利又万介利（藻）十七丁

まけり　同上

美之部

みゝづく　ツクスクミツ（伊字）木兎ミヽヅクカイマイマ　赤ツミツカヒ（藻）十廿八丁

みそかひ　みゝづくノ條

みそさゞい　うすせ鳥ノ條（和玉）鷦ミソサンザイ

みとさぎ　（和）蒼鷺美止佐木

みやこどり　（萬）廿四十九丁「ふなきほふ堀江の川のみなきはにきゐつ

(藻)廿七　(夫)火燒鳥(枕)三丁八
ひゝす　(名)鵯ヒヽス
ひしくひ　かりノ條
ひばり　(萬)十九四十八丁「うら〳〵に
てれる春日にひはりあかり心か
なしも獨しおもへは(曾丹集)三月
終「道芝もけふははる〳〵青み
原おりぬるひはりかくろへぬへ
みレイ(本和)下十二丁雲雀比波利(和)
(字)鷎又鶪又鶊(和玉)鶬又鶊又
鷚又鶊又鵯ヒバリ(林節)鷚毛ヒバリゲ馬ノ毛色ノ名也
ひよどり　ひえどりヒエドリ　(本和)
下十二丁鵯比衣止利(和玉)鵯(藻)十廿六丁
(和)　(林節)鵯ヒヨドリ(續紀)十一八丁
鵯鵊ヒヨドリ(藤爲忠朝臣集)長き日
のしけきの枝にかまひすくなく
ひよとりにねふたけもなし(土
御門院御集)「このうちにまたす
みなれぬひえ鳥はこゝろなくて
も世をすこす哉
ひめ　しめノ條　(伊字)鵤ヒメ白啄鳥也鵤鷯同
鶍同
ひめら　(字鏡)鶓
ひがら　(運)鶮ヒガラ(林節)鶮ヒガラ(草
節)日鵲ヒガラ
ひわヒハ　(林節)鶸ヒワ(和玉)鴾ムギマキドリ
(枕)三丁八ひは
ひは　前ニ見タリ
ひきつくろひす　(和)㱿鳥理毛也
ひたれ　あぶらしりノ條
ひな　ひなどりヒナ　(六帖)ひなどり「ひ
なとりのかさきりよはみとはれ
ねはすこもりなからねをのみそ
なく」又「明ぬとて何いそくらん
ひなとりのまたとくらなる聲に
やはあらぬ
ひうナブリニハク　(新韻)鴝鸎鳥也

不之部

ふゝどりホヽドリ(イ本)(和)布穀鳥
布々止利(名)鳲鳩鳥ホヽドリとあり
ふくげフユゲ　(和)襹褷布久介
ふくろふサケホクロフカクレブトツク　(和玉)鵂
又鵩又鶹又鵄又嶋又鴞又梟
フクロ(字)鵂
ふゆげフクゲ　(和)氄毛鳥千皆生ニ細毛一自温也(伊
字)氄毛フユゲ　襹褷同
ふき　(名)鷩フキ雉屬
ぶつ　法僧鳥　(扶桑略記)廿四廿三丁
裏書云延喜十八年七月十四日夜
五條后宮松林佛法僧鳥鳴衆人聞
奇異自ニ去三日一講ニ法華經一(玉
造小町壯衰書)池鳥囀三室浮沈
往來飛(躬恒家集)四十一丁　(新千載)
釋教雅言集覽所引(新撰)六鳥右大辨光俊
「松の尾の峯しつかなるあけほ

ぬくめどり（後京極殿三百首）冬部「たかのとるこふしのうちのぬくめ鳥こほる爪根のなさけをそしる（西園寺殿百首）「空さゆる一夜のたかのぬくめとりはなつこゝろもなさけあるかな 但此歌稿本にはみえず鳥しばの雪といふ書に出たりかの百首の異本なるべし

禰之部

ねどり（伊字）宿鳥ネドリ

乃之部

のせ ツブリタカ（和）鵚鶬 乃世鶬之屬也

波之部

はと ヤマバト ハト シロキ イヘバト（本和）下十二丁 鳩鴿 波止（和玉）鵓又鵴又鴿又鳩又鵓又鷙又鵃又鵓又鴓又鳩又睢又鵻又鶌又巂又鶵又鴛 ハト（藻）十二丁

はしだか たかノ條（和玉）鷂又鷤又鸇

はやぶさ（和）鶻又隼 八夜布佐（和玉）隼又鶻又鶽又鸇又鷹 ハヤブサ（字）鶻又鶻又鴪又鷞農又風鳥

はしぶと（大）五十七丁 波之武度

はしぶとり（大）七十八丁二 波之布度利（白氏集）

按ずるに鳥のことなるべし俗にはしぶと鳥といふもの有

はつくろひ ヒキツクロヒス（和）刷蕩 鳥理毛也 波都久呂比

は（和）羽 波

はぶる ハウツ

はうつ（和）翥 飛擧也波布流波宇豆

はね（和）翮 八爾羽本也一云羽根羽也羽莖也

はがひ（萬）一廿六丁「あしへゆく鴨の羽我比に霜ふりてさむきゆふへはいへしおもほゆ

はしとゝ シトト かうないしとゝノ條

はしばみ　はいだか（和玉）鷂

はこどり（夫）箱鳥（六帖）はこどり「みやま木によるは來てなくはこ鳥のあけは歸らん事をこそおもへ「春たては野邊にまつなくはこ鳥のめにもみえすて聲のかなしき」「とりかへす物にもかもやはこ鳥のあけてくやしきものをこそおもへ（いほぬし遠江日記）濱名のはしの邊にて四月の末五月の始のころの事なりはこ鳥のなくをきゝて「古さとのことつてかとてはこ鳥のなくをうれしとおもひけるかな（源）若菜（枕）三十九丁

はこどり 季吟が春曙抄に云或說にはやこはやことなく故に早來鳥と書といへり（藻）十廿七丁（伊字）篧 ハコドリ

はつくろひ ヒキツクロヒス（和）刷蕩 鳥理毛也 都久呂比

比之部

ひたきどり キヒタキ（林節）鶲 ヒタキ 鶲同

とつぎをしへどり〔いなおほせどり〕

とき（撮壤集）鴇〔トキ鴾ノ誤カ〕（和玉）鵟又鴾

とり（和）鳥〔土里〕

とりのふえ（和）吭〔鳥乃布江〕

とりのわた（和）腮脛〔鳥乃和太〕

とぐら（萬）二〔廿九丁〕「鳥塒たてかひしかりの子すたちなはまゆみの岡にとひかへりこね（和）塒〔止久良〕

とぶさ（萬）三〔四十丁〕「鳥總〔トブサ〕立あしから山にふなきゝりきにきりよせつあたらふたきを

奈之部

なく（和）鳴〔鳥啼也奈久〕

仁之部

にはとり〔カケ　ツゲドリ　アケツゲドリ　あけつげどりノ條〕（和玉）鷄又鴟又鴠又鶤又雞又翟又鷄（藻）十〔廿二丁〕〔補〕（紀）〔天武五年〕其冠似二海石榴華一（又）〔同年〕雌雞化雄（三實）〔元慶六年二月〕天皇於二弘徽殿前一覽二鬪雞一（紀）〔吉備前屋云々〕鷄云々令レ鬪之

にはくなぶり〔いなおほせどりノ條〕〔補〕（紀）〔神代〕鶺鴒

にはたゝき（賀茂保憲女集）〔にはたゝき〕「かとをたによつかきし心〔つカ〕を思ふにはくなふりはてゝ遠き山路を

にほ〔ミホ〕（和）鸊鷉〔爾保　異本鸊作レ鵜〕（醫千）鸊鷉〔ニホドリ〕（林節）鳰〔ニホ〕（字）鸊又鶔又鳰（字集）鳰〔ニホ　ミホ〕（藻）十〔十九丁〕（萬）四〔五十丁〕「二寶鳥のかつくいけみつこころあらは君にわかこひこゝろしめさね（同）五〔五丁長〕「爾保鳥のふたりならびゐ云々（曾丹集）〔正月中〕「かつまたの池の氷のとけしよりやすのこらとそ鳰鳥もなく〔補〕美本梯理〔ミホドリ〕記珥倍廼利〔ニホトリ〕紀

にこげ（和）（林節）毳〔ニコゲ〕

にけかむ（和）齝〔獸呑食蒭反齒出而嚼〕

奴之部

ぬか（夫）額（林節）糖鳥額鷲（藻）十〔廿六丁〕

ぬえどり〔ヌエコドリ〕

ぬえこどり（萬）一〔長八丁〕「むらきもの心をいたみ奴要子鳥うらなきをれは（萬）二〔卅三丁長〕「あやにかなしみ宿兄〔ヌエ〕鳥の片戀つま云々（同）十七〔卅二丁長〕「青丹よし奈良の吾家に奴要鳥のうらなけしつゝしたこひにおもひうらふなれ云々

ぬゑ〔ヌエ　ヨミヂドリ〕（和玉）鵺又鵼又鵺又鵗又鸐又鷃（藻）十〔廿九丁〕

ぬえ（字）鵺〔ヌエ〕鵼〔同〕（林節）鵺〔ヌエ〕〔玉篇曰音夜日本俗作レ鵺部源三位賴政所レ射者也〕

め　すけみ「難波津はくらめにのみそ舟はつく朝の風の定めなければ」(今昔物語)四十八丁燕々云

つばめ　同上

つゝ　同上

つるひ　ツルヒス

つるひす　(和)䳽尾又遊牝都流比イ本都流比須俗云由比トアルハ音也

つる　たづノ條　(和玉)鶴又鸖又鶴ツル(字)鶴〔補〕(續紀)天平十三年三月鶴

つぶり　たかノ條　(和玉)鸊

つみ　たかノ條

つぐみ　(和)鶇豆久見(和玉)鶇又鷲又鵊又鶫ツグミ(字)鶫(古今集)(拾遺)物名つぐみ「わかこゝろあやしくあたにはるくれは花につくみといかてなりけん」古今序ナル歌ナリ「咲花におもひつくみのあちきなき身にいたつきのいるもしらすて」

つくミゝヅクスクイマダカ　(名)木兎ツク或云ミヽヅク(字)木菟(和)木兎都久美美都久(紀)十三丁木兎ツク(同)十一丁五(大)五七十丁五十豆久度利(十二類歌合繪巻物)ちぶらひ大將にはねこてん、いたち、ばん鳥、みゝづくなども候けり云云(土御門院御集)「足曳の山深くすむみゝつくは世のうき事をきかしとやおもふ」

つぐり　(新韻)鷸ツグリ白鷸似レ鷹毛白捕レ鼠也

つちくればと　はとノ條　(林節)鳩

つゝどり　(林節)都々鳥

つゝまなばしら　イナホセドリの條

つゝなはせどり　同上

つきタウトキ　たうノ條　(字)鴟又鵈

つけどり　あけつげどりノ條

ついばむ　(和)啄都以波無

つゝけ　(和)淋滲豆々介毛羽初生貌也

つばさ　(和)翼都波佐(萬)二十二丁鳥翔ツバサ

成ナスありかよひつゝみらめともひとこそしらねまつはしるらむ

天之部

てらつゝき　(本和)下四十五丁啄木鳥天豆良都々岐(和)鴷木(字)鴷寺ツキ鴷同鶍同喙同(伊字)都盧テラツヽキ文辻鳥ノマヒ名(藻)十廿八丁

てりましこ　ましこノ條

止之部

とびトビノカシラクソトビ　(本和)下十二丁鵄頭止比乃加之頁(和)鵄土比又クソトビ(字)鵄又鳶又鴟(和玉)鳶又鵄又鳹又鴘又鴟又鵰又鵂又雕又鵝又鶚又鴞(藻)十廿四丁(枕)三十丁とび(十訓)一十四丁あゆみよりて見れば古鳶のよにおそろしげなるをしばりからめて云々〔補〕(紀)神武金色靈鵄(三實)貞觀十八年三月鵄

れいるたつのさしなからおもふこゝろの有けなるかな〔補〕(紀)垂仁鵠

たどりヤマドリ　(和)鶏鳥多止利(字)鵢(撮壤)鶏ヤマドリタドリ(林節)田鳥又鶏タドリ　信友按ニ紫野今宮ニテ三月十日鎮花祭アリ其謠歌寂蓮ノ眞筆社司鈴木氏ニアリ其謠詞ニたとり　たつなりトアリ山鳥ノ事トキコユ但シソハ論フベキ事多ケレバ別ニシルセリ

たかべ　(和)鸍多加閉(字)鳧タカベ(萬)三十六丁「人こかすあらくもしるしかつきするをしと高部とふなのへにすむ(赤染衛門家集)一三丁美濃國人田中道麻呂云他國ニテ小鴨ト云ヲ己ガ國ニテハたかべトイヘリ

たうツキトキ　(伊字)鵇ツキタウ音歟タウハ(字)鴾(和)

たゝをツキタチツク　(名)鴾タヽチタチツキツク

たを　同上

たかり　(名)鳫

たくみどり　(枕)三十八丁たくみどり季吟　(藻)十廿八丁
春曙抄に巧鳥なり巧婦鳥とも女匠なども本草にあり

知之部

ちどりカハチドリ　(古)上三十五丁傳十一ノ十九丁(萬)三十八丁「あふみのうみ夕浪ちとりなかなけは心もしぬにいにしへおもほゆ」又「わかせこかふるへの里のあすかには乳鳥なくなり君まちかねて(又)三十六丁「おうのうみのかはらの乳鳥なかなけはわかさほかはのおもほゆらくに(枕)三十九丁川ちどりは友まどはすらんこそ(六帖)ちどり「大空をわたるちとりの我ならはをふのわたりをいかになかまし「川千鳥すむ河の上に立きりのまきれにたにもあひ見てしかな」此歌萬十一「いとゝしく物おもひおれは川千鳥野にも山にもなき亂れけり(和玉)鴻又鵆チドリ(名)鵆チドリ(藻)十十八丁

都之部

つばくら　つばくらめ　つばひら　こツバクラメツバメツバヒラコツ、　(本和)下十一丁鷰都波久良女(伊字)鷰ツバクラ(名)鳦ツ、ツバクラメ(字集)鷰ツバヒラコ(和玉)鷰ツバメツバクラ鳦又鷾又燕又鳾又鷰(字)鳦ツバヒラコ又鷾又鷰又鳱又鳦又鴯同(藻)十四丁(名)燕ツバクラメ鷰同鳦(書紀)三十十一丁白鷰(拾芥)一十一丁玄鳥ツバメ(六帖)つばくらめ「つはくらめくる時になりぬとかりかねは古里こひて空かくれなく國おもひつゝ方り方　この歌萬十九ニモアリ　(拾遺)物名つばくら

まし

すだち（萬）二廿九丁「とくらたてかひしかりのこ栖立なはまゆみのをかにとひかへりこね

世之部

せゝりさぎ（運）徵鷺セヽリサギ

せぐろ（運）背黒セグロ

せふひ（大）五五十八丁鳥世布比

せう　たかノ條

曾之部

そゝろ（和）鴅鷙鳥食已吐二其皮毛一如レ丸也

そひ（和）鴗曹比〔補〕鴗日本紀私記用二此字一文德天皇錄魚虎鳥三字今按魚虎見二衆名苑等一（字集）鴗マナバシラ マナバシ ヲシヨヒ 翠鳥ソヒ シヨヒ（伊字）鷸鶄鴗水狗ソヒ

そとり（和玉）鳶

そに（字）鴗

太之部

たか　クチ　オホダカ　コノリ　ツミ　スヽダカ　セウ　ハシダカ　ダイ　カヘル　ダカ　クマダカ　コダカ　スヽミダカ　シラダカ　ツブリ　ノセ　ヤマカベリ　オホクロ　チギエ　ハヤブサ　エツサイ（和）鷹太加鷹鷂總名也（和）羽族名云廣雅云一歲名二之黃鷹一俗云和賀太加 二歲名二之撫鷹一俗云加太加閉利 三歲名二之青鷹白鷹一今俗青白隨レ色名レ之俗說鷹白者不レ論二雌雄一皆名二之白太賀一不レ論二青白一大者皆名二於保太賀一小者皆名二世宇一漢語抄用二兄鷹ノ二字一爲レ名所レ出未レ詳俗說二雄鷹謂二之兄鷹一雌鷹謂二之大鷹一也（和）角鷹久萬太加角鷹者毛角之義歟（和）鷂波之太加 兄鷂古能里 鷂子都布利 鷂屬也」鷂鸜乃世之太加 鷂屬也」雀鷂須々美多加或云豆美 善捉レ雀者也」雀䳟悅エッサイ小鷹也」鶻八夜布佐 鷹屬也隼同訓上 鷙鳥也大名二祝鳩一」鵃加閉流（大）五十三七十七丁也萬加倍流（撮壤）山廻ヤマカヘリ（林節）山鷁ヤマカヘリ（同）弟鷹ダイ（萬）十七四十五丁長歌「矢形尾乃、安我大黑爾、大黑者蒼鷹之名也、之良奴里能、鈴登里都氣底、云々（拾遺）物名「はし鷹のをきゐにせんとかまへたるほしあゆかすなねすとみるへく（散木集）歌散木集に同じ（堀大百首）同やかたを（六帖）やかたを（伊字）青鷹モロカヘリ三歲鷹也（又）黃鷹ワカダカ一歲（紀）雄略紀十九丁（同）十一十七丁 隼（和玉）鷹又鷲又雁タカ（藻）十十二丁（六帖）爲家 クロツミ〔補〕（紀）仁德四十三年 百濟俗號二此鳥一曰二倶知一（續紀）神龜五年詔 鷹（紀畧）延曆十七年閏五月 鷂子

たづ　ツル　オホトリ（和）鶴太豆（和玉）鶴（藻）十廿一丁（萬）一廿七丁「やまとこひいのねらえぬにこゝろなくこのすのさきに多津鳴倍思哉（同）十廿八丁「多頭我鳴乃今朝鳴奈倍爾云々 信友按に雁がねといふことに同じく鳴聲をかねて名によべる歌詞なり（拾遺）賀伊勢「大そらにむ

此鳥どもにメをそへて「シヾフカラメ」「コガラメ」「ヒガラメ」「山ガラメ」などもいふは「ツバクラ」を「ツバクラメ」ともいふがごとき呼ざまなりさて又「五十カラ」といふがあるは「シヾフカラ」に似て觜短く尾長し四十からといふにむかへて五十からといふなるべし此鳥またえながともいへりこれ本名なるべし

しなばしら　くろどりノ條

しろとり　（撮壤集）鵜シロトリ（續紀）三十丁慶雲元年七月下總國献ニ白鳥一

しろきはと　（續紀）一丁七文武天皇三年三月河内國獻ニ白鳩一云々

しろきつばひらこメツバ（續）紀一丁文武天皇三年八月伊豫國獻ニ白燕一

（又）三十丁慶雲元年七年左京職獻ニ白鷲一

しやくなぎ　（和玉）鵖

しやこ　（和傳）鷓鴣之也古（藻）十丁廿九

しろきかも　（和傳）鷺之呂岐加毛

しらさぎ　（字）鷗又鷂

須之部

すゞめスヾミ（和）雀須々米（和玉）雀又鶸又鵊スヾメ（本和）下十二丁（大）五五十八丁須米（枕）三九丁かしらあかきすずめ（同）二十四丁すゞめのこがひ（紀）五十丁雀スヾメ（同）廿十四丁雀鳥スヾメ（拾芥）一十三丁爵スヾメ（六百番）冬朝（林節）雀スヾミ〔補〕（續紀）延暦四年四月赤雀（類史）同十六年六月白雀

すゞめのこ　（和玉）雀スヾメノコ（名）爵轂スヾミノカヒコ（林節）雀スヾミ

すゞみだかツミダカ　たかノ條

すゝだか　たかノ條　（名）鷂スヾダカ又ハシダカ

すゞどり　（林節）鸞スヾドリ五色而似ニ鳳凰一　信友案ニ鸞和ノ聲抔云ヨリ出タラン

すゝかせサヽシカクキツキ・ヽミツキ（字集）鳲サヽシカヤクキス

すなどり　（名）鵻スナドリ

すがどり　あまどりノ條　（伊字）鶯スガドリ亦作ニ翟一田鼠化爲鶯是（萬）十二丁廿七「しらま弓ひたの細江の菅鳥の妹にこふれやいをね兼つる」

すスク・フ　（和）巣須久不須

すくイマ・タカ　伊之部ニ在

すもり　（和）鶵卵不レ孵也須毛里（頼政集）戀あひかたらひ侍し女のやう／＼とこはなるゝ契りとなりてもとすみ侍ける山里へおくりつかはすとてそのかたならずとも心ながくおもへなど申契りて侍し人のもとよりいひつかはしける

「鳥の子のすもりにとまる身なりせはかへりて物はおもはさら

さやつきどり（和）鶍鵲佐夜豆木土里（伊字）鶍鵲サヤツドリ サヤツキドリ

さゝぎ（字）鷯又鷦　うすせどりノ條ニ見

さゝい（和玉）鷦サヽイ

さゝなぎ（夫）鸍はしばみといふ題を人よむときいてこゝろみに堀川右大臣「あやしくも風になるてふさゝなきのはしはみよりもなかくみゆらん（藻）十廿七丁

さくなぎ（名）鷟ウ サクナギ シマドリ 又鸍サクナギ 又鵹又鵧似レ燕生ニ欝林ニ知ニ天将一レ雨　この説によれば夫木集のさゝなきはサクナキの誤歟尚可レ考（字）鸀サクナギ（字集）鶬ラ サクナギ ミツドリ シメヒメ ヒメ（撮壌）鶍シト ト

さゝし（字集）鳭セウ

さか 俗ニ云トサカ（和）毛冠トウ毛角佐賀

さへづる（和）囀鳥吟也

さしば（林節）鷲　鸇サシバ

さけ カクレアフト フクロフ　加之部ニ在

志之部

しとゝ かうなひし とかノ部（藤爲忠朝臣集）神鳥「ひらのたけくもると見れは雨ふりてしとゝにぬれてやとる

しひのき（字）鷙シト、（和玉）鸊又鴲又鵶又鵊又鳾シトト（藻）十廿五丁

[補]（天武）下廿丁白巫鳥

しぎ（和）鷸之木一云田鳥（字）鷸シギ（古節）鳴（三代實録）嘉祥三年童謡ニ護毛留田仁搜阿左理食無志岐那 椎雄伊志岐耶（枕）三八丁しぎ（萬）一廿七丁「たひにしてものこひ之伎の鳴事もきこえさりせはこひてしなまし（赤染衛門集）二十四丁（六帖）しぎ「はるまけて物悲しきにさよふけて羽ふりなく鳴誰田にかなく 此歌萬十九ノ九丁にもあり（小大君集）「空にこそつらきかすかけかはしきのもゝはかきにはすきやしぬらん

しめ ヒメ ヒメラ（和）鵑女之（名）鵑ヒメ シメ（伊字）鳾シメ 小青雀也（字集）鶍ヒメラ シメヒメ（和玉）鵑シメ（萬）一十九丁此米シメ全文イカルガノ處ニ在

しまつどり ツブリ ウツブリ ウノ條（伊字）

鸕鷀

しゞうがらめ シジフガラ

しゞうがら（夫）寂蓮四十唐「朝またき四十唐めそたゝくなる冬ごもりせるむしのすみかを（沙石集）廿八丁「八蜂ノ八ツミエンヲアル人ニアレバコソハチトイフラメ」是ヲツク「サキハ、タオモニテソ有ベキニ」又或人是ニツク「四十カラコソ鳥ノカスナレ」（運）鶗シジフカラ（林節）四十雀シジフカラ　信友按るに此鳥の聲シヾフときこゆカラは「コガラ」「ヒガラ」「山ガラ」どものカラにて同屬なり又

孔雀

くちばし　（和）觜久知波之

くちさき　（和）喙久知佐木

計之部

けひたか　（和玉）鷲

けらつゝき　（和玉）鴷又鴗

古之部

こわし　おほわしノ條　（伊字）鷲

このり　タカノ條　（伊字）兄鷂似レ鷹而大鳥也

こだか　タカノ條　（和玉）鷂

こふ　くゞひノ條

こいたるとび　（和）寒鵰古伊太流止比

ごいさぎ　（林節）五位鷺

こゝどり　（文德實錄）齊衡元年三月有レ鳥集二殿前松樹一俗名二古々鳥一其鳴自呼

こまどり　（運）駒鳥

こどり　ミソサンザイ　イサヾキ　ミソサヾイ　ウスセドリ　（和玉）鶎コドリ

こがらめ　（夫）正治二年百首小侍従「はねかはすこからめふしをみてもまつわかひとりねのちきりをそ玄る」コガラメ臥ノ歌尙アリ（土御門院御集）本類聚「やみまへの嵐にうつるこからめはしくれにのこる木の葉とそみる（林節）小陵鳥コガラ（同）食服之部鷁交コガラアヘ（藻）十廿六丁

ことまなび　（名）鸚鵡コトマナビ今ノ鸚鵡也（紀）廿九四十二丁鸚鵡アフム

こはみ　クジヤク　（字集）鵁コハミ孔雀同

こひす　ホトヽギス　（大）五五十七丁古比須又保度々支寸（萬）九廿二丁「うくひすの生卵の中に霍公鳥ひとりうまれてなかちゝに似てはなかすなかはゝにゝてはなかす云々

こばと　（字集）鴿コハト

こすゞめ　（和玉）鷦

こひ　（字）鵠

佐之部

さぎ　ヤマザキ　キハシ　（本和）下十三丁鷺佐支（字）鷀又鵁又鴱又鵖又鶬サギ（和）（和玉）鷺又鸅又鵟又鵯サギ（字集）鸀ヤマガラス　ヤマサギ（林節）鵲ヤマガラス（藻）十七丁（格物論）鷺鷥林棲ム朝出テ捕二魚鮮一而食ス夜歸テ宿二其所一百千爲レ群云云（運）黃觜キハシ（六帖）さぎ「たかしまやゆるきの森の鷺すらも獨はねしとあらそふものを（枕）三九丁さぎはいとみるめも見ぐるしまなこゐなどもうたてよろづになつかしからねどゆるぎのもりにひとりはねじとあらそふらんこそおかしけれ（萬）十六十八丁「池かみの力士舞かも白鷺のほこくひ持てとひわたるらむ

幾之部

きじキヽシ　キヽス　きゝし　きゝす　（本和）下十一丁雉岐之（和）（醫）雉支之（和玉）鷸又鴙又雉又鳩又翟キ ジ（紀）廿二丁三白雉（同）十七丁九歌 枳蟻之キヽシ（藻）十五丁（萬）八十九丁「春の野にあさるきゝすのつまこひにおのかあたりを人にしれつゝ（古今）俳諧平貞文「春の野にえけき草葉の妻戀に飛たつ雉のほろゝとそ鳴（補）（紀）神代無名雉（又）大化六年二月白雉（續後紀）承和十四年三月雄雉

きくいたゝき（林節）鶲キクイタヽキ

きはし　さぎノ條

きひたき　ひたきノ條

きさく（名）鷸

久之部

くひな（本和）下十二丁竃鳥久比奈（和）水鷄（藻）十十丁（六帖）くひな「くひなたにたゝけはあくる夏のよを心みしかき人や歸し（枕）三八丁（更科日記）四十三丁

くち　たかノ條

くゝひ コフ（和）鵠久々比（伊字）鵠コフ亦クグヒ 大鶩同小鳥似レ鵝鳥也（大）五五十八丁久々比（林節）天鵝クヾヒ（和玉）鵠（字）鵠（藻）十廿九丁（紀）六八丁鳴鵠クヾヒ（北山行幸記）

くまだかクマタカ（和玉）鵰又鶚又鷲又鵰又鷲（字）鷹又鵰又鶻

くそとびミヽヅク　イマダカ ツク　スク（和）鳶久曾比止 イ本按美豆久也トアリ（和玉）鵟（宇治拾遺）二丗四丁

くろどりシナパ シラ（和）鳿久呂止里 黑色水鳥也（名）鳿シナパシラ クロドリ（字集）鳿娯眉反似レ晃イヒトヲ クロドリ 鵂古慧反古穴反 フクロフ クロドリ（林節）鳿クロドリ（土佐日記）廿一日うのときばかりにはかりにふなです云々くろどりといふとりいはのうへにあつまりをり云々（補）追啓 御遠來之鳿被二贈下一奇代之珍物御賞感仕候早速由豆流江相廻し候處同人も感心仕候いまだ通り不申故佐藤江は爲レ見不レ申候右名義集に付御尤被レ存候字鏡集にも鳿娯局反似レ晃イヒトヲ クロドリ 鵂古慧反古穴反 フクロウ 同クロドリ 曾禰など見え候又饅頭屋本と申節用集に鳿クロドリと云々

くだかけ　あけづげどりノ條

くさくき（名）鷵草クキ

くはとりイヒトヨ　いひとよノ條

くじやく（紀）廿二丁三（續紀）一十五丁 文武天皇四年十月直廣肆佐伯宿禰麻呂等至レ自二新羅一獻二孔雀及珍物一（補）（紀）推古六年新羅貢二孔雀一侯二（紀略）延喜十一年三月孔雀（又）同十九年七月

云々
かいし　(字)鵤
かゝし　(名)鴰(カシ)、
かやゝこどり　(歌林樸樕)カウナギノカヤ、コドリ云々カヤ、コドリハ豆鵐ヲ云「野モ山モミナ白タヘニ雪フレハ宿ノウチニテ鳴カヤ、トリ
かうないしとゝ(シ、トハシト、)　(名)神鳥(カウナイシト、シト、ハシト、)　(枕)ノミコドリ歟(和)　(大)五(五十七丁)之度々(字集)鳶(ハシト、シト、)　(又)神鳥(カウナイシト、)　(紀)廿九(廿丁)白巫鳥(此言芝苔々)　(夫)廿七丁(定家)「人とはぬ冬の山路のさひしさにかきねのそはにしとゝ鳴なり(土御門院御集)(類聚本)「しとゝなく籬の竹のゆふけふりいくよかへぬる人すますして
かきし　(名)鶡鴟(カキシ)
かりめ　(うづらノ條)

かしらからけ　(藻)十(廿九丁)
かしどり　(林節)鵫(トクカシドリ)(藻)十(廿九丁)　(夫)廿「なつそひてうなかみ山の椎柴にかしとりなきつゆふあさりして
かはちどり　(ちどりノ條)
〔補〕
が　(紀略)弘仁十一年五月鵝
かはしぎ　(小大君家集)十七丁
かやくき　(名)鷦(字鏡)鷚(藤爲忠朝臣集)「かやくきのしつやの軒にむらたちてひろふ落穂にはしやつかゆる
かひつぶり　(林節)鵜
かけ(アケツゲドリ　ニハツドリ　ニハトリ　ユフツケ　ツゲドリ　クダカケ)(古事記)八千矛神御歌爾波津登理加祁波那久云々(繼體記)御歌(萬)七(四十二丁)庭津鳥(ニハツトリ)、可鷄乃垂尾乃(カケノタリヲノ)(同)十一(四十二丁)「あかときとかけは鳴なり」又四十三丁「里とよみなくなるかけ」又「里なかになくなるかけのこゑ」十三(廿五丁)「いへつとりかけもなき(丁長)　(催馬樂)　(内宮儀式帳)廿一丁オ御形遷幸下又三遍音(コヱシ)爲豆稱(テ)二其音一如二鷄加(カ)祁(ケ)飼一
かざきり　(和)翢(翢ノ上短羽也)(ハネ)(六帖)六(ひなとり)「ひなとりのかさきりよはみとはれねはすこもりなからねをのみそなく
かゝなく　(和)嚇(加々奈久)
かへる　(和)孵(卵化也加倍流)
かひこ　(和)卵(鳥胎也)(名)鷇(カヒコ)(六帖)(かひ)「あしたつのかひこめくつるすこもりのつひにかへらぬ身とやなりなん」「鳥の子はかへりて後そなかれける身のかひなきをおもひしりつゝ(萬)九(廿二丁)「うくひすのかひこのうちのほとゝきす(このかひこ可レ考)

へり（寛平緣起）亦問ニ公ノ入レ海之由ヲ一八服啓曰度ニ駿河ノ海中ニ有レ鳥鳴聲可怜毛羽奇麗問ニ之土俗ニ稱ニ覺賀鳥ト云々（景行紀）廿三丁五十三年冬十月至ニ上總國ニ從ニ海路ヲ渡ニ淡水門（アハノミナト）ヲ是時聞ニ覺賀鳥（カクカ）之聲ヲ欲レ見ニ其鳥形ヲ尋而出ニ海中ニ仍得ニ白蛤（ミサゴ）ヲ云々（萬）三丁卅四「美沙居いそわにおふるなのりそのなはのらしてよ親はしるとも

からす　ヤマガラス　アカキカラス　（和）烏 加良須（名）鸒 ヤマガラス（字集）同（字）鵯 ヤマガラス（林節）鵲 ヤマガラス（和玉）烏又鵶又鴉又鷺又鸒又鵲 カラス（枕）二丁七（和傳）玆鴉 ヤモメガラス（藻）十丁廿二（萬）十四丁廿八「からすとふおほをそ鳥のまさてにもきまさぬ君をころくとそなく 此歌六帖にもあり（土御門院御集）「いつもきくおほをそとりの聲まてもねさめかなしき有明の月〔補〕（紀）神武 頭八咫烏（續紀）養老五年正月赤烏

かもめ　（和）鷗 加毛米（和玉）鷗（藻）十丁廿

かまめ　（萬）一丁七長歌 海原波、加萬目（カマメ）立多都、云々（萬）三丁十六長歌「おきへには鴨妻（カモメ）よはひてへつ邊にあちむらさわき云々（十六夜日記）はまなのはしよりみわたせばかもめといふ鳥いとおほく飛かひて水のそこへも入岩のうへにもゐたり（躬恒集）丁廿六

かほよどり　カホドリ　（夫）家長朝臣「むこ川にあともとゝめぬかほよとりなく日も見えぬ五月雨の比

かほどり　（萬）十七丁廿九長「やまひには櫻はなちり可保等利のまなくしはなく春の野にすみれをつむと云々（同）三丁卅六長「はかひの春日山の云々容鳥（カホドリ）のまなくしはなく云々（六帖）かほどり「かほとりのまなくしはなく春の野の草のねしけき戀もするかも 萬十にもあり「夕されは野邊になくてふかほとりのかほにみえつゝ忘られなくに（藤爲忠朝臣集）「朽木橋ゐくゐにとまるかほとりのつかひしはしや水にそゝける（藻）十丁廿八ウ（又）十丁六（歌林樸樕）澤江ナドニ魚ヲトル鳥也 ヒスイ 川セミトモ云（林節）良鳥（カドリ）俗曰カホドリノホ脱カ黛鷲

かくれふと　フクロフと同物歟 サ（名）鵂鶹 カクレフト（和）ホクロフ ツク（本和）下五十四丁 サケ亦フクロフ（字集）鵂 ホクロフ ツク（伊字）クロフ（源）蓬生三丁「もとよりあれたりし宮のうちいとゞきつねのすみかになりてうとましうけどほきこゝちにふくろうの聲を朝夕にみゝならしつゝ人げにこそさやうのものもせかれてかげかくしけれ

(萬)十六丁廿九「しふたにの二上山に鷲そ子むとふさし羽にも君か御爲に鷲そこむとふ

おほだか タカノ條　(和)大鷹於保太加(和玉)鴾又鸇

おほとび　(大)五丁五十七袁々度比

おすめどり ウスメドリ ウスベ　(和玉)鵐又鵖(字)護田鳥

おほをそどり　カラスの條にみゆ

加之部

かも アシガモ　(本和)下丁十鳧肪鳧毛加(和傳)白鵝加牟又白鴨加毛(加)鳧加毛(字)鴨(和)　(和玉)鳧又鴉又鴹又䴀又鶇又鳧又鷖又鴨又鳭カモ(藻)十丁十九(萬)一丁廿六「あしへゆくかもの羽かひにしもふりてさむきゆふへはいへしおもほゆ(同)四丁四十八「鴨鳥のあそふこの池にこの葉おちてそかへる心わかもはなくに(同)三丁五十六長「はしきやしいもかありせは水かもなすふたりならひゐ云々(土佐日記)上丁十五をしとおもふ人やとまるとあしかものうちむれてこそわれはきにけれ(拾遺)冬橘のすより「池水や氷とつらんあし鴨の夜ふかく聲のさわくなる哉

かり ヒシクヒ カリノコ　(本和)下丁十二鴈肪(和)鴻又鴈(字)鳺(和玉)鴈又雁又鴻(撮壤)菱喰ヒシクヒ(藻)十丁十(萬)二丁廿九「とくらたてかひし雁のこすたちなはまゆみの岳にとひかへりこね この雁はもしはかるかもまたかもの類にや(又)六丁廿二「あしたにはうなひにあさりし夕されは山飛こゆる鴈し乏しも【補】(紀)仁徳五十年鴈産子

かさゝぎ　(本和)下丁十一雄鵲飛駮加佐佐岐(和)　(和傳)雄鵲加佐々支五月五日採之一名飛駮鳥練鵲加佐佐支(字集)鵲䳛鴭鴲鶣(撮壤)蒼鴉(紀)廿二丁三　(同)廿九丁二十四(拾芥)一丁十四鵲カササギ(和玉)鵲同(藻)十丁廿四(六帖)かさゝぎ「夜やさむき衣やうすきかさゝきのゆきあひのはしに霜やおくらん 此歌新古今神祇に有「かさゝきのみねとひこえてなきゆけは夏のよ渡る月そかくるゝ 此歌後撰夏にもあり

かやくき カヤククリ　(本和)下丁五十四蒿雀加也久岐(和)　(運)萱潜カヤククリ(名)鷦カヤクキ コトリ アトリ サヾキ(字集)鷃カヤクキ鴟サヽカヤクキ スヾミ ツグ(和玉)鷦又鷃カヤククリ(字)鷃又鷦又鳭又鷄カヤクキ(拾遺)物名かややき「何とかやくきの姿はおもほえてあやしく花の名こそわするれ

かくかのとり ミサゴ　(和)鶚鳩加久加乃止利(名)覺賀鳥カクカノトリ ミサゴ也(紀)覺賀鳥加久加乃止利　高橋氏文考に委しくい

善知鳥(ウタウ)、悪知鳥(ヤスカタ)云レ之観世虚同八姿金春方ニ書レ之自異國虚舟藏レ人而流其幽魂化而成レ鳥也依レ之如レ此書也森匊一覧説也

(夫)定家卿「みちのくのそとの濱なるよふことりなくなるこゑはうとふやすかた 松葉集ニ夫木抄ニ引テ此歌ヲ載タリ普通本ノ夫木ニハ脱タリ

(回國雑記)河越といへる所にいたり云々歌に「うとふ坂こえて苦しき行末をやすかたとなく鳥の音も哉(書言字考)鴗ノ字ヲモヨメリヤスカタノ諺ニ似タリ木曾路御嶽ト細久手ノ間ニウトウ村アリ善知鳥ト書ウトウ坂トモ云フ坂路モアリ　按に字鏡又東鑑等によりてウタウと書べし刀の字音タウ也刀をトの假字に用ふるは格別なり

頼庸云天治本字鏡鸒鷽三同金據反去焉鸑鷟二同其月反入已上字焉慶長本字鏡其月反白鷟鳥力良須鵜余據鷟力良須とあれば宇多宇の證とする附會なり

うみかも　(字)鷗

衣之部

えつさい　たかノ條

〔補〕えんご　(續後紀)燕虎飛入集ニ殿梁上一

於之部

おほとり　(本和)下丁廾一鸛於保止利(和)鸛於保止利水鳥似レ鵠巣レ樹者也(和玉)鵬又鴻又鶴又鸛又鶴(天武紀)下卅二丁十一年九月庚子日中數百鸛(オホトリ)當ニ大宮一以高翔ニル於空ニ四剋而皆散(釋紀)鶴(オホトリ)(正字通)鸛鶴同　(風俗歌)大鳥於保止利乃波禰仁之毛不禮利太禮加佐伊不知止利曾佐伊不加也久支曾佐伊不見止佐支曾京與利支天佐伊布(師光家集)上略其夜大鳥といふ風俗などうたはれし云々「くまもなき月と雪とに大とりの羽かひの霜をいつかわすれん 萬ノ大鳥羽易モハガヒトヨムベキ也　陸奥人佐藤方定云己ガ遠祖ノ居城ヲ大鳥城ト云ヘリ其ハ鶴ノ瑞ニヨリテ名付タル傳説アリ今モ國人ハ鵠ヲ大トリトモ云フト云ヘリ按古ハ鸛鶴鵠ナドヲナベテ大鳥トモイヒ或ハ別チテモイヘルナリ古ノ物名ナドヲ呼ベルハオホラカナリシ也鷹ト云フテ惣名ニテサマザマニ別チタル名ノアルニ同ジ扨又風俗ノオホトリモ田舍風ノ歌ナレバオホラカニ鶴ノ事ト心得タランカタ雅ナルベシ萬二ノ大鳥ノ羽易(ハガヒ)乃山モ其意ト心得ベシ

おほわし ワシコワシ　(和)鵰於保和之(和玉)鵰(名)　(うつぼ)俊蔭ノ上ノ中五十九丁

鵜川平立（同）三丁卅三「阿倍乃島宇乃住いそによるなみのまなくこのころやまとしおもほゆ（同）十七丁長四十五「あゆはしるなつのさかりと之麻都等里鵜かひかともはゆく川のきよきせことにかゝりさし云々（阿佛尼十六夜日記）いとしろきすはまにくろき鳥のむれゐたるは鵜といふ鳥なりけり「白はまにすみの色なる島津鳥筆もおよはゝゑにかきてまし

〔補〕（續紀）養老五年七月鸕鷀（類史）延暦廿四年十月鵜（三實）貞觀十二年鸕鷀

うかり（名）鴒ウカリ（字）鴻

うづらソヒカリメ（本和）下丁十二鶉宇都良（和）（字）鶕又鶉又 鶉又鴽（字集）鵖ウヅラヒカリメ ソ（名）鵖ウツヲ（和玉）鵖又鶕又鷃又鴾又鷂又鵪又鵪又雛又

鶉（藻）十（萬）二丁長二十五「鶉こそいはひもとほれ云々（萬）十七丁十二「鶉なくふるしと人はおもへれと花橘のにほふこのやと

うづらのこ（和玉）鴳

うぐひすムシクヒ（和）鶯宇久比須（字）鸎

（和玉）鶯又鸎又 鸜又 鶯又雗ウグヒス

（藻）十丁三（枕）三丁九鶯はふみなどにもめでたき物につくり云々夏秋の末までおいごゑになきてむしくひなどようもあぬものは名をつけかへていふぞくちおしくすごきこゝちする云々（萬）五丁十六「うめの花ちらまくをしみわかその丶たけのはやしにうくひすなくも

うすめどりオスメドリウスメ（林節）護田鳥ウスベ（扶桑略記）醍醐天皇延長六年六月十八日曰女鳥集ニ南殿版位南ニ云々（伊字）鷀鶦又護田鳥ウスメ

（字集）鳨ウスベオスメドリ（和）

うぶめ（今昔）十三丁十八姑獲鳥ウブメ

うつニハトリハイダカ（名）鷄ニハトリ鶻ウツハイダカ

うそウソ（新韻）鷽ウソ（林節）鷽鳩ウソ

春鳥子ウス（和玉）鷽ヤマガラス

うすせどりミソサンサイサ（名）鷦ミソサザイ ウスセドリサイ ミソサンザイ（名）ミソサ サギ ミソサザイ（和）（大）七十九丁十左々支度利（神代紀）（紀）十一

うとう（字）鷘其月反白鷘鳥刀 やすかたの鳥可ニ合考一 刀ノ字韻學記ニテハ「タウ」ノ音ナレドモ古事記チハジメ「ト」ノ假字用タレバトウノ音ニモ用タル也又ウトトヨムベシウトウハ訛言歟（寛永廿一年板玉篇）鷘其月反似鷹尾白（寛文和玉篇）云鷘似鷹尾白（韓愈送文暢詩）飄然逐ニ鷹鷘一（東鑑）十丁八於下外ノ濱與ニ糠部一ノ間上在ニ有多宇末井之梯一以ニ件山一爲ニ城郭一トアル有多宇地名也假字ウタウ也（運歩集）

一九丁山上憶良大夫類聚歌林曰記曰天皇十一年乙亥冬十二月己巳朔壬午幸二于伊豫溫湯宮一云々一書云是時宮前在二二樹木一斑鳩此(イカルガシ)米二鳥大集時勅多掛二稻穗一而養レ之乃作歌云々(又)十三長六丁「なかつえにいかるかかけ

いなおほせどり　(和)　(神代古訓)鶺領(イナヲセドリ)(新萬)上秋十五丁　稻負鳥(古今)　(藻)十一丁

いひとよ(クハドリ)　(和)鵂鶹以比止與(名)鵂(クハドリイヒトヨ鵂鶹也)　(字)鴟又鵂(紀)廿四十三丁皇極天皇卷云三年三月　休留也茅鴟(イヒトヨ)産二子於豐浦大臣ノ大津ノ宅倉一二(又)廿九廿五丁天武天皇卷云十年八月伊勢國貢二白茅鴟(イヒトヨヲ)一(釋紀)十四九丁兼方案レ之云二伊比登與一者梟異名也承元四年神宮奏二此鳥ノ事一ヲ有二軒廊御卜一

いひ　(和)鵼鶲伊微(撮壤集)鵼(イヒ)

いへばと(ハト　ヤマバト)　(和)鴿以倍八止(字)鵓又鷗又鳩又鳩(本和)下十二丁鳩鴿波止(和)　(紀)十三十二丁波刀(源)夕顏小本四十五丁かの夕顏のやどりをおもひ出るもはづかしたけのなかにいへばとゝいふ鳥のふつゝかになくをきゝたまひてかのありし院にこのとりのなきしをいとおそろしとおもひたりしさまのおもかげにらうたくおもほしいでらるれば云々

いしくなぎ(イシタヽキ　イナオホセドリ　トツギオシヘドリ　ニハクナギ　ツヽナハセドリ　ツヽマナバシラ　ニハタナブリ　ムギマキドリ　セクロ　マナバシラ　ツヽドリ)

いしたゝき　いなおほせどり　(字)碻(ニハクナブリ)(和)　(本和)下十二丁鶺鴒(醫)鶺鴒爾波久奈布利(字集)鶺(ツヽマナバシラ)(夫)都々鳥(八雲)日本紀にはつなはせ鳥又とつぎをしへどりとあり(神代)上鶺鴒古訓イナセドリ(藻)十十丁いしくなぎ(運)鴒(セクロ)(和玉)鶺(イシクナギ)又鶺(イシタヽキ)(新韻)鶺(イシナギ)(クナギ　ツヽナハセドリ　イナオホセドリ)

いまだか(スク　ツグ)(ミヽヅク　クソトビ)　(名)鵂(イマダカ)(伊字)鵂(クマダカ　スク　スグノ)クはイの寫誤也スクはツグ木兎のツをスに通はしていへるにてイマダカは木兎(ツグ)の一名なり

いすか　(運)鶍又鶍(イスカ)

いひ　(撮壤)鵼

いそとり　(字)鷉

宇之部

う(シマドリ　ウツブリ　シマツドリ　ツブリ)　くろどり考ふべし(本和)下十二丁鸕鷀字(和)　(紀)神武卷(伊字)鵜(ウツブリ　ツブリウ)(字)鸕又鷀(シマドリ　シマツドリ)(名)鷺(シマドリ　ウツブリ　ツブリ)(和玉)鵜又鵜又鸕又鸕又鷁(藻)十七丁　(萬)一十九丁長

よそにみるかな　顯昭云みなくくるあみの羽がひとは水をくゝるあみといふ鳥なり「あに」ともいふ「に」と「み」とかよへり云云大あにともいふ鳥也　信友云若狹にてはアビといふ也大なるを大アビといへり沼川などに住む水鳥なり眞鴨の大キサして柿色に黑文あり大なるは雁にやゝ少サシ此鳥羽がひは有ながら飛事あたはず水をつたひて浮ありくのみなり故にあみのはがひのかひもなしとよめる也

あいろふ　(大)五五十六丁阿以路布　川歟可レ考

あけつげどり　カケ　ケドリ　ニハツトリ　ニハトリ　ユフツケドリ　ツゲドリ　(夫)久安廿三年十二月云々　源忠季「すもりこのかへらぬこともありなましあけつけとりの聲なかりせは(千五百番歌合)「つかふへき道にいそかは誰もかく明告鳥のねをや鳴らん(林節)挙掛(カケ)(クダ)(大)五五十七丁都介止利乃加比古乃黃汁云々(枕)六十五丁　(紀)十七九丁歌偏藩都等利(源)總角十三丁には鳥(兼盛集)十四丁

あをきゝし　雉子ノ類歟　(名)鶍又鶬又鵁(アチキ)(ゝシ)

あふむ　ことまなび可ニ參考一　(紀)廿九四十二丁(山海經)黃山有レ鳥其狀如レ鴞青羽赤喙人舌能言名ニ鸚鵡一也(文選)鸚鵡賦云(枕)三十八丁あふむ　ことゝころの物なれどあふむいとあはれなり人のいふらんことをまねぶらんよ(禮記)鸚鵡能言不レ離ニ飛鳥一云云(藻)十廿九丁

あひる　オホカリ　アヒロ

あひろ　(紀)十四廿丁鵝(アイロ)(カリ)　アヒル　オホ

あしたづ　(萬)一五十三丁「君にこひ痛毛(イトモ)すへなみ芦鶴(アシタヅ)の哭耳所泣(ネノミシナカユ)(ネヲノミゾナク)あさよひにして

あしがも　かもノ條

あかきからす(カラス)　(續紀)一五丁文武天皇二年七月下野備前二國獻ニ赤鳥一

あきさ　(萬)七九丁「山のまにわたる秋紗のゆきてゐん其川の瀨に浪たつなゆめ(賴政家集)海邊霞「あきさゐる海上かたを見渡せは霞にまかふ信太の浮島(八雲御抄)秋紗(アイサ)(藻)十廿四丁

あまつめ　(和玉)䳄

ありす　(新六帖)

伊之部

いかるが　(本和)下十二丁鵤以加留加(字)鵤又鴫(和)鵤(字)鳰(イカル)(ベトモ)　(林節)鵤(イカルガ)豆耳鳥也或作ニ斑鳩一(藻)十廿七丁(枕)三九丁いかるがのをとり云々(萬)

みるまてにほふをかつゝしかな

をかまつのやに（本私）上二十五丁松脂 平加末都乃也爾（字）樠 私云字鏡樠莫奔反木乃也爾前西域傳ニ松樠トアリ樠ノ上松ヲ脱

をさこ（和玉）棖

をとこばらナマエノキ（延）牡荊子

をなつめ（醫）酸棗 平奈川女（和傳）同

動植名彙卷五

鳥類

阿之部

あまどり スガドリ（和）胡鷰 阿萬止里（字）鶬（名）鷰 アマドリスガドリ 菅鳥 田鼠化爲レ鴽郎（和玉）鶬（藻）十 廿九丁 谷川氏云雨鳥ノ義歟東海ノ地方ニテ雨ヲヨ占フィブ鳥也雨降ナントシテハ此鳥空中ニカケリナクト云太平記ニアマノオモテノ羽ツキタル平ヤナグヒノヤ漢書ニ天將レ雨則鶬必知レ之トアル類也許渾詩石燕拂レ雲晴亦雨（萬）十二 菅鳥「しらまゆみひたの細江の菅鳥のいもにこふれやいをねかねつる

あとり（和）獦子鳥 阿止里（字）獵子鳥（字集）䳺 アトリアツリ（書紀）欽明二年（同）廿九 十五丁 廿三丁 臘子鳥 アトリ阿止利（萬）廿 廿丁「國めくるあとりかまけり行めくり歸りく迄に祝ひてまたね（藤爲忠朝臣集）「さえつりしあとりの聲に時過て柴とる事をうちわすれけり

あぶらひき ハヅクロヒス（和）刷毛 鳥拭二理毛一也

あぶらしり ヒタレ（和）臎 鳥尾上肉也

あこえ（和）距 鷄雉脛有レ岐也（伊字）距 亦作ニ肥鷄一

あをさぎ（名）鵁 アヲサギ（林節）青鷺（和玉）鵁

あをじとゝ（運）青鵐 アヲジトヽ

あぢむら（林節）鶈 アヂムラ（萬）三 十六丁長「おきへには鴨妻よはひて邊津方に味村 アヂムラ さわき云々（同）十七丁長「へつへには阿遲村 アヂムラトヨミ 動云々（藻）十 廿四丁

あぢさぎ 鷺類歟可レ考（林節）鵁鶄 アヂサギ

あみ（袖中）「みなくゝるあみの羽がひのかひもなく人を雲ゐの

り（和玉）杠又樹又杼ユヅリハ（伊字）槲ユヅリハ杠同（藻）九丁廿六

ゆふ（萬）二丁廿五「かみ山のやまへまそ木綿みちか木綿かくのみからになかくと思ひき（又）卅五丁長「木綿花ユフハナのさかゆるときに云々

ゆしのきハヽソ（和）柞由之漢語抄云波々曾 木名堪レ作レ梳也（伊字）柞ユシハヽソ（催馬樂歌）「大芹に上略これやこのせんはんさんたの枝の由之のきのはんむしかめのとうさいかくのさい云々

ゆすのき（七十一番職人盡歌合）くしひき四十二番右戀「いかにせんおふ事かたきゆすの木のわれにひかれぬ人のこゝろを 廣庭云ゆしの木ゆすのきともに今の俗にいふいすといふ木なり今も櫛又箸などにするなり双六將基盤などにもしかるべきものなり

ゆタチバナ（和）橘柚由（伊字）柚似レ橘而大亦榛爾

雅云似レ橙而酸在二江南一栽後八年結レ子 櫞同作櫞（和玉）柚ユ

ゆかう（伊字）櫞椵ユカウ 柚柑同（林節）柚柑ユカウ 橙同

ゆやなぎカハヤナギ（醫）水楊葉加波也奈岐又由也奈岐（伊字）楊ユヤナギ（字）檟

〔補〕ゆしほつめ（夜鶴庭訓抄）七丁 ユシホツメ

利之部

りうこうリンゴ

りんご（本和）下廿三丁林檎利字古字（林節）林檎リンゴ

和之部

わどんぐり（和傳）橡實川留波美又和止ン久利

惠之部

ゑにすのきエンズ エンジュ エスノキ キフジ

ゑんず　ゑすのき　ゑんじゅ

（字）檴ヱニスノキ（醫）槐實惠爾須乃木乃美（和）槐惠爾須（本和）上五十四丁槐實惠乃美（伊字）槐エンズ（林節）同（和傳）槐實支不知之美又惠ムンジュ之由乃美（加）惠乃美又惠須乃岐乃美（和玉）橡又槐又檴エンジュ

遠之部

をかだまのき（林節）岡玉木をかたまのき別に貞丈の圖あり（古今）物名をかたまのき友則「みよし野のよしのゝ瀧に浮ひいつるあはをかたまのきゆとみゆらん（同）墨滅歌勝臣「かけりてもなにをかたまのきてもみんからはほのほと成にし物を

をかづら（和）楓（和玉）楓

をかつゝじ（堀川百首）「紅のふりてのいろのをかつゝしいもかまそてにあやまたれつゝ（曾丹）「山姫のそめていさほす衣かと

也之部

やまあらゝぎ コブシ ハジカミ (本和)上四十五丁 辛夷 コブシ ハジカミ 也萬阿良良支(伊字)同(字)夷 山阿良々支 辛夷 山阿良良木(藻)九丁卅一(和)辛夷 夜末阿良々木一云古不之波之加美 其子可レ喰レ之 大膳式 蘭子アリコレカ

やまがしは カシハギ クヌギ (本和)上五十五丁 猪茶 也末加之波

やまもゝ (本和)下廿二丁 山櫻桃 也末毛々 (和)楊梅(伊字)楊梅 ヤマモヽ 櫻桃 同 (和玉)楒 ヤマモヽ

やまなし ナツナシ (撮壤)檎 ヤマナシ(和玉)樆 又檎(近江御息所歌合)山なしの花「よの中をうしといひてもいつくにかみをはかさらん山なしのはな (續世繼)つかさめし 甘棠ヤマナシトイヘリ

やまがき (伊字)鹿心柹 柹小長者也

やまちさ (萬)七「いきのをにおもへるわれを山萵チサの花にか君かうつろひぬらん(六帖)「我ことく人めまれらにおもふらし白雲かゝる山ちさのはな(近江御息所歌合)山ちさの花「ふたつらにちりやしぬらん山たかみ人もかよはぬ山ちさのはな

やまうつぎ クサギ (伊字)蜀漆 ヤマウツギ 亦クサギ (藻)九丁卅一 (字)獨漆 山ウツギノナヘ

やまひゝらぎ (藻)九丁卅一

やまぐり (和玉)檗

やまたちばな (和玉)橙 ヤマタチバナ (伊字)同

やまざくら (字)木辛夷

やなぎ ハコギ ハコヤナギ (本和)下三丁 白楊樹 也奈岐皮(和)楊(伊字)楊又青柳又蒲柳 ヤナギ (和傳)水楊柳 ヤナギ 又カハヤナギ (加)田也奈支 (和玉)楊又柳 ヤナギ (萬)五丁十五「あをやなき梅との花を折かさしのみての後はちらぬともよし(藻)九丁十一

やどりぎ (延) (和)寄生(和玉)鵗

やにれ ニレ ヒキザクラ (本和)上五十八丁 楡皮 也爾禮 (和)楡(伊字)楡皮(本和)上五十八丁 蕪荑 也爾禮乃美

やに (伊字)膠又脂

由之部

ゆづるは ユヅルト呼來レリ 信友案ニ若狹遠敷郡明通メウ寺村明通寺ノ山號楓山ト云フ楓チ (萬)二丁十四「いにしへにこふる鳥かも弓絃葉のみ井のうへよりなきわたりゆく(兼盛集)十二月大雪のふれるに家にをのこかしらに雪かゝりてゆづり葉もちてきたり「奥山のゆつり葉いかて折つらんあやめもしらす雪のふれるに (式)大膳 弓絃葉

ゆづりは (林節)楪杠、弓絃葉、朴同 ユヅ

イフモノ大木ニテ數株アリ枝葉モハラ海上ヘ垂レ覆ヒタルサマイトメヅラシ是萬葉にヨメルむろの木ナルコト疑ナシ里人ハ其名ヲモ知ラデアルナリトイヘリ

むく　(和)椋牟久(本和)上五十八丁椋子木無久乃支(和傳)同(字)村又椹又枳ムクノキ(又)櫁枕ムク(和玉)橨ムク　樸又椋ムクノキ

むくれにしのき　(和)欒子無久禮遁之乃木(和傳)欒荊ムクレンジ　欒華牟久禮之又牟久禮之乃波奈(和玉)欒ムクレンジノキ

むくれんじ　見上

むくげ　(醫千)槿ムクゲ(伊字)毛ムクゲノキ(和傳)木槿ムクゲ

むめウメ　(本和)下卅丁梅牟女(和玉)梅

むこぎウコギ　(本和)上五十三丁五加牟古岐(和傳)五加皮ウコギノカハ(加)牟古岐皮波比乃美

むべ　(和)郁牟閉

むみのき　(字)杫

むら　(和玉)榆

むばら　(藻)九卅丁

免之部

めかづら　(和玉)榠又桂メカヅラ(伊字)桂メカヅラ榠同

めつら　(藻)九廿九丁

母之部

もゝ　(和傳)桃核人毛々乃佐禰(和玉)桃モヽ(藻)九十二丁(皇極紀)七丁二年二月辛巳朔庚子桃華始見云々(拾遺)

もゝすけみ　「心さしふかき時にはそこのもゝかつきいてぬるものにそありける(萬)七卅四丁「向峰にたてる桃の木なりぬやと人そさゝめきし汝か心ゆめ〔補〕(神代紀)大桃樹

もろなり　(和)胡頹子

もけ　(本和)下卅丁木瓜毛介

もとこホイ　(字)栐又蒋又莽草

もくらに　(醫)木蘭毛久良爾(和傳)木蘭クロモンシヤ(加)毛久良爾

もくわんし　(新韻)槵毛久

もくれんじ　(和傳)欒華毛久禮ン之布之乃支(加)牟久禮之牟久禮之乃波奈(和玉)槵モクレンジ(藻)九卅一丁

もちのき　(字)樆(林節)樆(藻)九廿八丁

もみのき　(和)樅(和玉)樅モミノキ(林節)同(字)樅モミノ木(日本釋名)妄樾モミは朝鮮のこえ也

もむにれ　(萬)十六卅二丁「もむにれを五百枝はきたのあま照や上下略

もみぢ　(和玉)蒙又楓モミヂ(名)蒙モミヂ又葉モミヂバ黄葉同紅葉同蒙モミヂ(藻)九十五丁(萬)二卅八丁「秋山のもみちをしけみまとひぬる妹をもとめん山路しらすも

みちのき　(和玉)欆

みえふし　(藻)九卅一丁

武之部

むろのき　(和)檉(和傳)柏實比乃美又无呂乃支(加)加倍乃美(和玉)檉又榴ムロノキ(夫)枌(藻)九廿七丁　(萬)三五十二丁「吾妹子かみしとものうらの天木香樹はとこよにあれと見しひとそなき」(同)五十二丁「とものうらの磯の室木みんことにおひみし妹はわすれえめやも」又「磯のうへに根はふ室木見し人をいかなりとゝはゝかたりつけんか」(同)十五七丁天平八年遣新羅使人「はなれそにたゝる牟漏能木うたかたもひさしきときをすきにけるかも」又「しましくもひとりありうるものにあれやしまの牟漏能木はなれてあるらん」(拾遺)物名むろの木「神なひのみむろのきしやくつるらん立田の川の水のにこれる」(和傳)赤檉木牟呂乃支枝葉如ニ松狀ー(字)檉諸貞反楊類加波也奈支又牟呂乃木　樬楤二字牟呂乃支(又)播乃木(伊字)檉ムロノキ河柳又赤檉ムロノキ(法隆寺資財帳)檉筥捌拾貳合丈六分白筥二合云々トアル文例ニヨルニ檉筥ハ檉ノ木ニテ作リタル筥也其木ハ香木ニテ虫ヲ生ズマジキ爲メナルベシ　本綱ニ時珍云松楊其材如レ松如レ楊故云レ爾トイヘリ此むろの木江戸ワタリニテハ「ギヨリウ」ト云ヘド若狹ナドニテハ「ジヨリウ」ト云ヘリ如柳ノ義ニテ如楊ト云ヘルニ據レル名トキコエタレバ「ジヨリウ」ト云フ方マサレリ檉ハ爾雅ニ檉ハ河柳也郭璞云今河傍赤莖小楊也ト云ヘリ檉ヲむろのきニアテタル本據詳ナラネド古キ漢籍ニアリケルニヨリテアテタルナルベシ「カハヤナギ」ハ別物ニテ此字ヲ二種ノ名ニ用タルナリ壒袋云檉ノ字ハムロノ木歟河柳カ此字ツネハムロ也又ハ「カハヤナギ」トモヨム毛詩云啓レ之振レ之其檉其椐攘レ之其檿其柘　トイヘリ柘字ヲ「ツミ」トモ「クハ」トモヨム萬葉ノ歌ニハ柘左枝ナガレコトハヨメリ「クハ」「ツミ」トモニ同ジ部類ニテ蠶ノ食木也禹錫云按爾雅疏云檉一名河柳郭璞云今河傍赤莖小楊也陸機云生二水傍一皮正赤如レ絳一名雨師棕似レ松圖經本草ニハ柏木ヲモ「ムロ」ノ木ト云ヘリ(節用集)檉ムロヤナギ カハヤナギ　說文云河柳　肥後隈本人長背眞幸云備後ノ鞆ノ浦ノ磯近キ海中ニ泉水岩トテ奇巖種々アリテ景色ヨキ所アリソコヲ舟ニテユクニ磯ノ方ノ岸上ニ今江戸ニテ「ジヨリウ」又「ギヨリウ」ト

まつのみ　（萬）十七丁十七まつの花はなかすにしもわかせこか思へらなくにもとなさきつゝ（伊字）五粒松マツノミ〔補〕（後紀）天長十年八月松實御贄

まつほどマツノホド　（本和）茯苓末都保止（名）茯苓マツホド（和玉）苓マツホド（藻）九丁卅一（和傳）茯苓末川乃保也（加）末川保止

まつやに　（本和）松脂末都也爾（伊字）同（和玉）柄

まつのしる　（和）松藷（伊字）同

まつのほや　（和傳）

まつのこけ　（和傳）松羅末川乃己計（伊字）松羅マツノコケ又サルチカゼ（名）松羅マツノコケ一云サガリコケ サルチカセ女羅同

まつのもへ　（大）萬川乃母返松ノ茂枝カ

まかりき　（伊字）樛

まかりはのみ　（和傳）山茱萸末加利波乃三

まかやきクマツヅラ　（和傳）紫葳久末川々良又云末加也支

まゆみ　（和）檀萬由三（大）萬由民岐又末由美（和玉）檀又檏マユミ（藻）九丁十六（萬）七丁卅二「みな淵の細川山にたつまゆみゆつかまくまて人にしらゆな

まゆみのきのかわハヒマユミ クソマユミ　（和傳）杜仲末由美乃支乃加和（加）波比末由美

まめふくムクレンジ　（和傳）欒荊末女不久又云ムクレンジ

まき　（和）柀末岐（和玉）槇マキ（字）槇又櫔又槗マキ（藻）九丁廿（萬）三丁四十八「ことはきけと眞木マキの葉やしけうあるらん云々

またたびのさなきは　（和傳）小天蓼末太々比乃佐奈支波

また　（伊字）岐マタ

美之部

みゝふし　（和傳）五倍子美々不之

みづながしは　かしはノ條

みづ　（和玉）椹〔補〕（夜鶴庭訓抄）七丁ミツノ木

みづがしのき　（字）核

みつゝじ　（近江御息所歌合）みつゝじの花「君をおもふこゝろに見つゝしのはなむ戀しきをりはあまたすくれと

みかくり　くりノ條

みやつこぎヒメツバキ　（字）女貞實比女豆波木又造木（本和）女貞美也都古岐（散木集）「春たてはめくむ垣ねのみやつこき我こそ先に思ひそめしか（和）本草云接骨木和名美夜都古木（和傳）同美也川己支（加）ニハトコ（伊字）接骨木冬青ミヤツコギ亦タツノキ

みやましきみ　（林節）深山樒實

そくたくる

ひさぎ（和）楸木比佐（和玉）楸又柃ヒサギ又柃又樀ヒサカキ（和傳）楸木皮（伊字）同（萬）十一丁卅八「浪間よりみるは小島の濱久木ひさしくなりぬ君にあはすして（相撲集）長歌上略「むらさきにさしおとろかすひさかきのうひよりもけにわれそくたくる

ひざくら（近江御 息所 歌合）火櫻の花「あつさゆみ春の山へにけふりたちもゆともみえぬ火櫻のはな

ひきざくら（本和）上五十八丁無夷比岐佐久良一名也附禮乃美（和傳）蕪荑同狀如ニ楡莢一（字）辛夷（名）蘖蒼ヒキザクラ（藻）九丁卅一（和）蕪夷一名蘖蒼比木佐久良

ひめくるみ（式）大膳姫胡桃ヒメクルミ

ひしのき（古節）楡

不之部

ふぢ（萬）三丁卅「藤浪の花は盛になりにけり奈良の都を思ほゆや君

ふぢかづら（本和）下丁一黃環布知加都良

ぶな（和玉）橅

ふなえ（本和）下丁卅二椋布奈江

ふさはじかみ（本和）下丁一蜀椒布佐波之加美（和傳）同（伊字）蜀椒巴椒大椒フサハジカミ

保之部

ほゝかしは ホウノキ アツホヽ

ほうのき（字）厚朴（本和）下（醫）（和）厚朴（延）厚朴ホヽノカハ（和傳）厚朴保宇乃加波（加）保々加之波乃岐（和）三朴又樸ホウノキ（萬）十九丁廿四「わかせこかさゝけてもたるほゝかしはあたかも似るか青き衣かさ

ほよ（萬）十八丁卅七「足曳の山の木ぬれのほよとりてかさしつらくは千とせほくとそ

ほや ヤドリキ（和）寄生夜止里木一名保夜（藻）九丁卅

ほそき（延）蔓荊子ホツキ（本和）下丁二蔓椒保曾岐一名伊太知波之加美（和傳）同（字）椒又蔓椒（補）（賦役令）蔓椒ホソキ

ほこすぎ スギ（萬）三丁十六「いつの間も神さひけるか香久山の鉾椙ホコスギのうれにこけむすまてに

〔補〕

ほちのき（夜鶴庭訓抄）丁七 ホチノ木甲斐國ヨリイデク

末之部

まつ マツノキ（萬）三丁卅五「いはやとにたてる松樹なをみれはむかしの人をあひ見るかことし（和）松萬豆（和玉）松（藻）九丁卅一

はなざくら（近江御息所歌合）花櫻「はなさくらちる山川は春もなほともまちかほの雪かとそ見る　草木ヲ題ニテ花櫻かには櫻犬櫻ノ花ニハ櫻ナドワカチタレバ花櫻モ一種ノゴトクキコユ

はわつのき（和玉）杁

はたつもり（藻）九十七丁 令法

はやし（萬）二卅四丁「みゆきふる冬の林につむしかもいまきわたると云々

はしばみ（和傳）榛子波之波美（和玉）榛ハシ又櫨バミ（字）榛（拾遺）物名はしばみ「面影にしはしは見ゆる君なれは戀しき事そ時そともなき

はじかみ（和玉）椒

はまはひ（本和）下蔓荊子波末波比

はまはふ（延）蔓荊子

はこやなぎ ハコヤナギ

はこぎ（本和）下三丁白楊樹皮也奈岐一名波古岐（伊字）白楊樹ハコヤナギ

はにじ（和）黃櫨木波邇之 染色具

はらはし〔補〕（夜鶴庭訓抄）七丁 ハラハシ

はゆ（和玉）橙

比之部

ひノキ ヒキ（和）檜比乃木 一本（字）檜ヒ 杞ノヒキ（和玉）杼又檜ヒ（藻）九卅丁〔補〕（神代卷）又拔ニ散胸毛一是成レ檜

ひのみ カヘノミ（本和）栢實比乃實（醫）柏子仁比乃美（延）同（和傳）同 又元呂乃支（加）加倍乃美（伊字）柏實子八 カヘノミ ヒノミ

ひたいき ヒラキ ヒイヒキ

ひゝらぎ（字）巴戟天比々良木 杠谷樹 同上（和）楊氏漢語抄云杠谷樹一云巴戟天比々良木（本和）上十八丁草巴戟天末也 比々良岐黃芩比々良岐一名波比之波（和玉）柊又榕ヒヒラギ（林節）柊ヒヲギ 欂同櫟同（藻）九廿九丁（又）卅一丁（儀式）正月卯杖ノ條 比良木（續紀）二大寶二正 造宮職獻ニ杠谷樹長八尋一 俗曰ニ比々良木一 同四月 秦忌木廣庭獻ニ杠谷樹八尋桙根一（古事記）景行 比々羅木之八尋矛（播磨風土記）比々良木八尋桙根（土佐日記）元日ノ條 なよしの頭ひゝらぎら

びは（本和）下卅丁 枇杷（和）枇杷 比波（字）杷ビハノ木（和傳）枇杷 已不久扁又云比巴（加）比波（十訓）一十四丁

ひはだ ヒノハタ（大）比波多又比乃波多

ひかきめ ヒメツバキノキ ミヤツコギ タツ（和傳）女貞 比加支女（加）美也都古岐太都乃岐乃美（和）女貞女楨 ヒメツバキ（字）女貞實（伊字）冬靑ヒメツバキ 冬月靑故以名レ之

ひめつばき 見ニ上

ひさかき ヒサカキ 二物なり〔補〕（和）柃比佐加木（伊字）同（和玉）柃又檣（相撲集）長歌首略「むらさきにさしおとろかすひさかきのはひよりもけにわれ

ぬみくすり　（本和）（醫）枸杞
（和傳）奴美久須爾（和）枸杞
ぬるで　（林節）白膠木ヌルデ勝軍木也護摩乳木用レ之
（和玉）樗ヌリデノ木（補）（紀）斮ニ取白
膠木一疾作ニ四天王像一
ぬで　（和）樗沼天
ぬりでのき　（字）樺ヌリデノ木
ぬきハシラヌキ　（和）古辨色立成云　欄額
上刀寒切波之㒵沼岐　杜貫也

禰之部

ねぶのきネムノキネブリノキ　（撮壤）合昏ネム
ノキ（和玉）棔ネブリノキ 棭ネブノキ 同（本和）上四十五丁合
歡木同布利乃木（字）槿ネブリ（又）棭同（又）合
歡木同（萬）八廿一丁「ひるはさきよ
るはこひぬる合歡木花君のみみ
むやわけさへに見よ（又）「吾妹
子かかたみの合歡木は花のみに
さきてけたしもみにならぬかも
（藻鹽草）「山ふかみいつよりね
ふと名をかへてかうかの木には
人まとふらん
ねむのき　ねぶりのき　共見レ上
ねずみもちのきネズモチ　（和）梗禰須三毛知乃木
鼠梓木也（和玉）梗ねずもち（林節）鼠梓ネズモチ
（伊勢集）ねずとちの紅葉にさし
てなんやりける（藻）九廿九丁

乃之部

のろのきカヘヒ　（和傳）柏子乃呂乃支

波之部

はゝかのみ　（和傳）櫻桃加波々加（加）和佐久㒵
乃美加豆波佐久㒵之美
はゝそユシユズ　（和）柞由之漢語抄曰波々曾（和玉）
柞ハゝソ（藻）九十六丁　（萬）九十六丁「山し
なのいはたのをのゝはゝそ原み
つゝや君か山路こゆらん（字）楢
又栵
はねず　（萬）八四十一丁「なつまけてさき
たるはねす久方の雨うちふらは
うつろひな　むか（同）八廿六丁「おも
はしといひてしものをはねすい
ろのうつろひやすきわかこころも
かも　木蓮花なるべし詳說別にあり（補）（天武）下
四十二左朱華朱華此云波泥孺
はひの木　（字）橝又椺
はひのみ　むこぎノ條ニ見ユ
はひまゆみクソマユミマユミノキ　（字）杜仲波比萬由
美又云屎萬由美（名）㭬ハヒマユミコケノシベ
はり　（萬）七十三丁「住の江の遠里小
野のまはりもてすれる衣のさか
りすきゆく
はなかうじ　（藻）九十四丁
はなゝきつばきハシ
はじ　（和傳）椿莢波奈々支川波支（醫千）椿
木紛レ樗椿和名津波幾今案波之是也（藻）九十六丁

し奄羅(アリノミ)といふうへ木あれどこのみをむすぶことかたしとこそはとき給へれ云々(萬)十四四十丁「もみち葉の匂ひはふかししかれともつまなしの木を手折かさゝん(夢窓國師集)花梨のなりたりけるが春の暮まで庭に殘りたりける枝を折て將軍へ奉りけるとき「櫻ちりて花なしとこそ思ひしに猶この枝に春はありのみ

なぎ　(林節)椰(ナギ)柊(ナギ)同(和玉)椥(ナギ)(運)椛(ナギ)〔補〕佐々木古信云梛長門ノ方言ニチカラシバト云フネバクシテ切レズ至テチカラアル故ニカク云フ歟

ない　(本和)下三十丁榇(フナエ カラナシ)(伊字)榇(ナエ)

なまえのき(イバラ チトコバラ)　(和)牡荊子

ならしば　(萬)十二三十丁「みかりする狩場の小野の楢柴のなれはまさらす戀こそまされ

なら　(字)楢(ナラノ木)椎又柞又櫟同(和)楢(和玉)楢(藻)九二十二丁

ならがしは　(曾丹集)四月初「榊とる卯月になりぬ神山のならのはかしはもとつはもあらし(なし)此歌後拾遺夏に入れり(同)十一月「千早振神なひ岡(山イ)のならの葉を雪踏わけて手折山人此歌新勅撰冬に入る

なるはじかみ(フサハジカミ)　(和)蜀椒奈留波之加美(和傳)同(大)五三十四丁奈留波自加美(和玉)椒

なるつぶら　いしくりノ條

なもふみ　(大)五三十五丁奈母布美

なみ　(新韻)棠(ナミ 甘シ)

なかご　(和)心木心ノコト也

仁之部

につゝじ(チカツ、ツ　つゝじ)　ツ、ツジノ條ニ詳也(萬)六廿五丁長「につゝしのにほはん時のさくらはなさきなん時に上下略

にはざくら　(和)朱櫻波々加一云邇波佐久良(近江御息所歌合)にはざくら「あさことにわかはく宿のにはさくら花ちるまては手もふれてみん(新六)後光「かほりまさるむくらの宿の庭さくらうつろひぬとも誰につけまし

にはとこ(ミヤツコキ)　(運)接骨木(ニハトコ)

にれ(ヤニレ)　(大)五三十六丁邇禮乃美(和傳)楡皮仁禮(加)也爾禮又伊倍爾禮(字)楡(ニレ)(和玉)枌楡(ニレ)同 廣庭云和名抄の楡(ヤニレ)可ニ考合(十訓)六六十二丁園の楡の上に蟬露を飲(ニレ)とす云々〔補〕(播磨風土記)枌

にかやき　(大)五三十七丁邇加也支

にきりのみ　(大)五三十八丁邇支利乃美(同)八十七四十九丁同

奴之部

ぬみくすぬ(ヌミタ スリ)

臣の和歌の序に團栗と書けり
とへつみトヘスミ (大)五三十八丁度倍川咊
加波(又)六十六三十七丁止倍須美
とふすみ (大)五二十九丁止布須美
とうだいぐさ (林節)燈臺草トウダイクサ
とがのき (藻)九二十八丁樼(萬)六十丁「水
枝さしゝに生たるとかの木の
いやつぎ〳〵に上下略
とらくね (字)䕡茹
とりくす (後拾遺往生傳)三善爲康撰 鳥
樟 僧圓觀者伊豫國久米郡長村
里之居住也俗呼ニ鳥樟供奉ー家側有ニ鳥
樟木ー故以名レ之
とびらのきサクナムゲ (字)石南草(藻)
九三十丁
とへら (和傳)石南止扁頁(加)止比頁乃岐

奈之部

なつめナマナツメスギナツメ チナツメサネブト (伊字)
棗ナツメ(名)棗ナツメ(又)蘻ナツメシバノネ(本
和)下五十四丁 (大)廿八三十一丁差禰布止(和)
棗(本和)下二十九丁生棗(字)樍又棟
(藻)九二十九丁 (萬)十六十八丁玉はゝき
かりこ鎌まろ室の木と棗かもと
をかきはかんため 信友云丹波の國人ナツメといふ
なつめのはり (本和)上五十九丁白棘奈都女乃波利
なつなしヤマナシリンゴ (伊字)檎林檎ナツナシ
なつはじリンゴヤマナシ (九槐記)殿上の小庭に
は夏はじの木といふ木をなん植
て候けるちひさくてたけたかく
ならぬ木の枝さしいみじくをか
しげなるにてなん候ける夏は燈
爐をば人ね候ける時は其木にか
けゝる
なみくぬぎ しらくぬきり條
なくみぬぎ 同上
ならみくぬぎ 同上
なしアリノミイハナシ(本和)下三十二丁梨(和玉)梨
又樝又棠(藻)九十二丁 (林節)磐梨イハナシ
(和訓栞)ニ云マノ部 鹿梨也 サルナシ
トモ云梨ヲ無シノ義トスルヨリ
ノ反語也山家集云「花のをりか
しはにつゝむ信濃梨は一つなれ
どもありのみとみゆ 信濃甲斐は梨の名あり
(又)一休和尚有無空の歌「あり
の實となしといふ字はかはれと
もくふに二つの味ひはなし(字)
梨又榛ナシノ木(相撲集)さかり過てく
ちたるなしををさなき人のもと
にやるとて「おきかへしつゆは
もおきかへてける心さしなきあ
りのみと見るそうれしき(大鏡)
一道長公の事申條にいふ法文聖教のなかにも
の給ふなるはうをのこおほけれ
どまことのうをとなる事はかた

て候と申たり云々

つるばみのみ　（本和）下橡實（和傳）橡實川留波美（加）都留波美乃美又ドシグリ（和玉）橡ツルバツノキ（藻）九三十一丁（大）四十四四十丁川流波美（萬）七三十丁「橡のきぬきる人はことなしといひし時よりきほしく思ほゆ（和）橡都流波美櫟實也

つみきツミ　（大）五四十丁都美紀柘歟可レ考（和玉）楢又檍ツミ（和）柘豆美（字）檗又柘ツミノキ（和傳）柘木豆美順和名久波乃支乃加波（萬）三三十九丁「このうれに柘ツミノさ枝のなかれこはやなはうたすてとらすかも有ん（同）三十九丁「いにしへにやなうつ人のなかりせはこのまもあらまし柘之枝はも（仁明紀）（懷風藻）

つげ　（和）黃楊豆介（和傳）黃柳川計（字）黃楊ツゲノ木（和玉）梓又槻（藻）九十五丁

つきのき　（和）（字）欟ツキ（伊字）槻ツキノキ作レ弓木也（和玉）槻（藻）九廿二丁（七十一番職人盡歌合）ろくろし二十番右月「うれしくもひきれにしたるつきのきの月のかけぬをこよひみるかな（萬）二卅九丁長いてたちのもゝえつきの木こちく\にえたさせること云々（又）十一二丁旋頭（家持家集）「吾宿のえのきつきのきつきことにつかひはやらんまたくこゝろを〔補〕（播磨風十記）欟ツキ

つぶらみ　いしくりノ條

つちいちご　（和傳）蓬藟川知伊知己（加）以知古

つし　（字）摁

つみ　（和）柘都美

つまで　（萬）一廿二丁長歌田上山之タナカミヤマノ、眞マ木佐苦キサク、檜乃嬬手乎ヒノツマデヲ云々、いつみの河にもちこせる眞木乃都麻手をもゝたらすいかたにつくりの

ほすらん云々

天之部

てがしはコノテガシハ　（大）五三十丁天加之波乃美カヘノ一名このてがしはノド相摸集ナル歌詞考合スベシ

てらのつばき　（和玉）梗

止之部

とねりこのき　たむきノ條

とねりのき　同上（和玉）梣トネリコ（字）秦皮トネリコ（藻）九三十丁とねりこのき

とち　（和）杼止知（大）五卅八丁木部止知乃美又度知乃美之（又）卅七十六丁止智久留味共兎又廿五四丁止知久美（又）七十五ニモアリ七十三丁（運）杼又橡トチ（字）橡（和玉）茅又杼又橡又栩トチ（藻）九廿丁

とちから　（和玉）栩又梗

どんぐり　（林節）團栗ドングリ家經朝

加良多萬

たら　(和)楤太兒小木叢生有レ刺也(伊字)楤ノタラ

甜茨同(和玉)槲又楤又柞

たほやなぎ　メシヤナギ　ヤナギ　(大)五三十六丁多

保也奈支又メシヤナギ

たをのき　(大)五十四八十丁多袁乃記

たふれぎ　(伊字)𣟧

知之部

ちやのは　(和傳)茗苦𣘻茗チヤノハ　味甘

若无レ毒茶也春採レ之嫩葉蒸焙一名荈蜀又謂之苦茶是也

ちゝ　(萬)十九十四丁長「ちゝの實の父のみことはゝそ葉の母のみことは下略

都之部

つゝみき　(新韻)𣛰ツミキ、薪𣛰タキヾ

つゝじ　ニツヽジ　チカツヽジ(伊字)躑躅ツヽジ、山石榴　杜鵑花　山躑躅(本和)下四十一丁　(字)𣗳

(萬)三四十九丁「かさはやのみほのうらはの白管仕シラツヽジみれともさひしなき人おもへは(同)三五十一丁長「としのつき日か茵花ツヽジバナはほへるきみか云々

つかたのき　(大)七十一五十四丁川加田乃支

つかる　(大)五三十一丁都加流

つがのき　(萬)一十六丁長「樛木ツガノキのいやつき〳〵に云々(同)二三十八丁「つゝみにたてる槻木ツガノキのこち〳〵の枝云々(同)三廿七丁「しゝにおひたる都賀の樹のいやつき〳〵に云々(同)十七四十二丁長「かきかそふかたかみやまにかむさひてたてる都我能奇もともえもおやしときはにはしきよし云々

つまゝ　(萬)十九十三丁「いそのうへの都萬麻を見れは根をはへてとしふかゝらし神さひにけり」都萬麻樹名トアリ

つまなしのき　(萬)十四十四丁「もみち葉の匂ひはしけししかれども妻梨の木を手折かさゝむ

つばき　タマツバキ　シラタマツバキ　シロツバキ　ヤマツバキ(本和)下四丁椿木葉樗木(和)椿柦豆波木楊氏漢語抄云海石榴(和玉)椿ツバキ(藻)八廿丁(和傳)椿木一名樗木(字)椿又桛(天武紀)　(萬)一廿四丁「こせ山の列々椿つら〳〵にみつゝおもふなこせのはる野を(同)廿八丁「吾せこをはやみはまかせやまとなる吾松椿ふかさるなゆめ

つばきもゝ　(和)李桃都波木毛々(林節)椿桃ツバイモヽ(十訓抄)二十六丁高陽院の正親町殿の東向の車寄に大なるつばいもゝの木あり德大寺左大臣參り給て云々此木はさくらかと問せ給たるにたゞうちかしこまりてもなくて口とく桃の木に

(藻)九廿丁(萬)二廿二丁「みもろのかみのかみ須疑云々(同)三十六丁「いつのまにかみさひけるか加久山の鉾榅(ホコスギ)かもとにこけむすまでに

するのき　しゆろノ條

すはう　(和)蘇枋

すなは　(和玉)栟

すうき　(和傳)秦萩藾須字支

すひゐ　(伊字)桉子小木也(スヒキ)見二本草藥抄一

世之部

せんたにのき　(伊勢集)「草枕袖は露にもぬれしかとわかそてぬれし淵瀬たになし

曾之部

そばのき　(和)枫棱曾波乃木(枕)(藻)九廿八丁(江次第)卯枝ノ條　(蜻蛉日記)下ノ中四丁「六月になりつ云々大夫そばのもみぢのうちまじりたる枝につけたればれいのところにやる

そなれまつ　まつノ條

太之部

たかはじかみ　くみはじかみノ條

たちはじかみ　イタチハジカミホソキ　いたはじかみノ條

たちばな　(本和)上五十丁橘柚(和)橘(伊字)橙(アヘタチバナ)似二柚小一出二七卷食經一(タチバナ)(和傳)橘柚(醫)(和玉)橙又橘(藻)九十三丁(大)卅三四十六丁多知乃加波橘皮(ヌキカハ)(萬)二十六丁「橘のかけふむ道のやちまたに物をそおもふいもにあらすて(同)三四十三丁「橘をせゝにうゑおふしたちてゐてのちにゆくともしるしあらんやも(同)四十六丁「ほとゝきすなく五月にはあやめくさ花橘をたまにぬき云々(同)十七丁「多知婆奈はとこ花にもかほとゝきすすむとき鳴はきかぬ日なけむ(同)十二丁「ほとゝきすなにの情ぞ多知花のたまぬくにしき鳴とよむる〔補〕(紀)垂仁九十年橘(紀略)大同三年六月甲子禁中橘凋枯(續後紀)承和六年五月橘樹經レ日忽生二花葉一楚々可レ愛

たちがれ　(伊字)榴

たつのき(ミヤツコギ ヒメツバキ)(本和)上五十三丁女貞(タツノキ ニハツコギ ヒメツバキ)(藻)(伊字)女楨九卅一丁

たつのきのみ　(和傳)牡荊子太部乃支乃美

たむき(トネリコノキ ムノキ タモノキ タ)(本和)上五十七丁秦皮多牟岐(和)石檀止禰利古乃木太無乃木(和傳)秦皮(加)多牟岐(トチリコノキ)(伊字)同(名)石檀(トチリコノキ ムキ タモノキ タ)(大)三十六丁止禰利支　信友按にタムノキ檀ノ音歟

たまつばき(ツバキ)(林節)玉椿

たまかは　(大)五廿九丁木部　多萬加波名一

しぶき　（本和）下卅九丁蕺之布岐（和）
（大）七十九丁八之武支
しゆろスロ　（本和）五十五丁栟櫚木須呂乃岐（和）椶櫚種脊（字集）椶櫚スロケカヤ（和傳）椶梠子種路之字呂（加）（和玉）栟シユロノキ　椶同櫚同
同（夫）家爲「朝またき梢計におとたてゝすろの葉過るむら時雨かな

しもと　（和）𣝂木細枝也（伊字）𣝂シモト木細枝
楉同或云馬埸埼物也（拾遺）下雑　大隅守櫻嶋の忠信が國に侍けるときこほりのつかさかしら白き翁の侍けるをめしかんがへんとし侍けるときおきなのよみ侍ける「老はててゆきの山をはいたゝけとしもと見るにそ身はひへにける」この歌によりてゆるされ侍にける
此拾遺の歌しもとは刑鞭にてこの條に入べき物にあられどおなじ名なればこゝにおきつしもと枝など（字）楲而隆反志毛止又字豆木いふなもみえたり
（又）楉又𣏓（萬）一廿一丁長「あら山道をいはかねの楚樹押靡シモトオシナベさかとりの云々

しなの木　（大）五四十丁

しほち　（夫）枝保智（藻）九廿七丁

しば　柴あやまつて草の部に入れたり　（萬）四十七丁「大原のこのいち柴のいつしかとわかおもふいもにこよひめへるかも（藻）九廿五丁

しどみ　（和傳）木瓜ボケツノ日本名注也シドミ紅色花薄云々（加）毛介不レ及二流布一是和

しやくぎ　（伊字）梀シヤクギ木名可二以爲一レ笏也

しまぎ　（字）石南草

しゆろスロ重出也　（和）椶櫚種脊（本和）下五十四丁栟櫚木須呂乃支（伊字）椶櫚スロケカマ（和傳）椶梠子種脊之字呂（加）（和玉）栟シユロノキ　椶同櫚同

［補］したん　（夜鶴庭訓鈔）下七丁シタン

［補］しゝはじかみ　クマハジカミ　カミ　イタチハジカミ　コブシハジカハハジカミ　（字）秦椒

須之部

すきなつめ　サネフト　チナツメ　なつめノ條（和傳）酸棗スキナツナ（伊字）同

すもゝのき　（本和）下二丁鼠李須毛々乃岐（同）下卅二丁（和玉）李スモ（和）李毛須毛（字）同（和傳）同（伊字）同（和傳）李核仁須毛毛（萬）十九「わかそのゝすもゝの花か庭にちるはたれのいまたのこりたるかも（古今）物名「今いくか春しなけれは鶯もものいなかめて　おもふへ　らなれ［補］（竹取物語）こなたかなたのめにはすもゝをふたつつけたるやうなり

すぎのき　ホコスギ　（本和）下二丁杉材須支乃支（和傳）同（和）　（字）枌木スギ椙又樧又榅又槐又櫘又榠スギノキ（和玉）榅檀又杉スギ

さねぶとナツメ（和傳）酸棗佐禰不止（伊
字）同
さねきのはな（萬）十廿丁「あほ山の
さねきのはなはけふもかもちりま
かふらんみる人なしに（藻）九廿九丁
さしぶのき（和）烏草樹（字）同サシ
ブ（倭姫世記）（紀）
させふ（字）棩
さいかち（和傳）皂角佐伊加知又加和良布知（撮
壤集）皂角木サイカチ（和玉）棶
さきりは（大）五卅一丁木部差支利波

志之部

し（本和）上四十四丁
しのね（萬）（大）廿六十六丁之乃禰
しゝはじかみクマハジカミ　イタチハジカミ　カハハジカミ　コブシハジカミ（字）秦椒
しろつゝじイハツヽジノ條
しらつゝじ（萬）三四十九丁「かさはや
のみほのうらわの白管シラシヽジ仕みれと
もさひしなきひとおもへは
しらくぬぎナクミヌキ　ナミクヌギ（本和）下二丁擧
樹皮之良久奴岐（和傳）擧樹皮奈良美久奴
岐（伊字）擧樹皮又烏樟ナクミヌギ　ナミタヌギ
（和傳）釣樟根皮之良久奴支又加之和乃支乃加和（藻）
九卅一丁なみくぬぎ
しらくち（本和）下卅三丁獼猴桃之良久知
（和）（醫）（和傳）獼猴桃之良久美
（加）之良久知
しらかしかしノ條
しらぬき（和玉）榫
しきみシキミノキ
しきみのき（本和）下一丁莽草（名）
莽シキミ　莽菓草カ（和）櫁（和玉）櫁シキミ
（和傳）莽草一名紺一名春草一名菌草シキビノハ（加）之岐美乃岐
（伊字）櫁又莽草（萬）廿四五十丁「奥山の
しきみか花の名のことやしくくし
く君にこひわたりなん（藻）曾根好忠
「あたご山しきみか原に雪つも
り花つむ人のあとたにもなし今本
なし或人云此歌方輿集ニアリトゾ
しだりやなぎカハヤナギ　ヤナギ（本和）下三丁
柳華之多利也奈岐（和）（傳和）柳葉（伊
字）柳小楊（大）五廿七丁之多利也奈支
（萬）十九丁「百敷の大みや人のかつ
らけるしたりやなきは見れとあ
かぬかも
したにのき（伊勢集）此はなをい
かてちらさすなりつらんかはか
り風のふきしたにのき
したなか（字）辛夷
しひ（本和）下卅三丁椎子之比（字）柞又
槲（藻）九十六丁（萬）二廿二丁「いへにあ
らは笥にもるいひをくさまくら
旅にしあれは椎の葉にもる（和
玉）椎シイ
しひし（字）梮シヒシ　シヒノ木

蘇敬云此非二龍眼一也和名佐加支乃美（和）佐加木（和傳）へ龍眼佐加支乃美（伊字）同（和）龍眼木楊氏漢語抄云龍眼木佐加岐今案龍眼者其子名也具見二本草一日本紀私記云坂樹刺立以爲レ祭レ神之木今案本朝式云用二賢木一二字一漢語抄用二榊字一未レ詳（字）杜又榊又龍眼（藻）九廿四丁（同）廿一丁（萬）三廿七丁長「奥山のさかきの枝に云々

さがりいちご　（和傳）覆盆子佐加利伊知己（加）加宇布利以知古○陶云根名蓬藟實名覆盆

ざくろ　（醫）安石榴佐久呂（類往）石榴ザクロ（七十一番職人盡歌合）かゞみとぎ番右月三十三「水かねやさくろのすますかけなれやかゝみと見ゆる月のおもては」七十一番職人盡歌合かゞみとぎのうたにかゞみとぎたる傍に今いふざくろふたつみつありむかしは何の用にたちしや今はたえて不用なり

さくき　（和）椋佐久木木可レ爲レ笏也

さくら　イヌザクラ（和）櫻佐久良（和玉）桜又櫻（藻）九十丁（萬）三十六丁長「あもりつく天之芳來山かすみたつ春にいたれは松風に池なみたちて櫻花サクラバナ木晩茂爾コノクレシゲニ云々（夫）四おもふ事ありける比大貳長實卿のもとへつかはしける後頼朝臣「山かけにやせさらほへる犬さくらをひはなたれて引人もなし（萬）三五十八丁長「打なひく春さりくれは云々（補）（紀）履中三年櫻花（類史）天長八年二月櫻花

さくなむさ　トビラノキ（和）石楠草止比良乃木俗云佐久奈无佐（拾遺）物名さなむさ如覺法師「むらさきのいろにはさくなむさし野の草のゆかりと人もこそしれ顯昭拾遺抄ノ注ニ是ハサクナンサヲカクセリ柘楠草ト云木也草ト書タルニヨリテクサト云ハ僻事也サレバ歌ニハトビラノ木トヨメリ和言ニモトビラノ木ト訓セリ樒ノ葉ノヤウニテ花赤クサク木也信友按に今川崎宿またかの海岸多くトベラの木とて里人庭前などにもうゑるものありかたちサクナギに似てあかき實をむすぶものありこのとびらの木は全く先にいふトベラの木なるべし今日光山などより出でゝ栽植家にていふサクナンギとはよく似て聊ことなるもの也

さはら　（林節）弱檜サハラ

さはぐみ　イタチハジカミ（和傳）山茱萸

さうもく　（醫）木香佐宇毛久（和傳）木香佐宇毛久佐

さもゝ　ムベ（和）麥桃麥秀時熟故以名レ之（字）椛（和傳）郁李仁佐毛乃佐爾（加）宇倍

さもゝのき　（和傳）鼠李佐毛々乃支（加）須毛々乃岐

さね　（和）核又人

計之部

けやき（林節）樫ケヤキ

けむのき（和傳）枳椇ケムノキ（伊字）椇ケム今云ケンホナシ也古名ケムトモイヘリ肥後人ケムホノ梨トイヘリ

けもゝ（和玉）櫻（萬）七丁卅五「はゝきやしわきへの毛桃もとしけく花のみ咲てならさらめやも

古之部

こぶしはじかみコブシカハハジカミ　ヤマアラヽギ

こぶし（和）辛夷其子可レ噉レ之末夜阿良々支一云古不之波之加美（名）辛夷コブシ（和傳）辛夷コブシ（加）ヤマアララギ古不之波之加美（伊字）同（本和）上四丁五十辛夷也末阿良々支（字）辛夷山蘭形如ニ桃子小時一又云比支佐久良亦云志太奈加（夫）こぶし（藻）九丁廿八辛夷木「うちたえて手をにきりたるこふしの木心せはさをなけく比かな（又）丁卅一辛夷やまあらゝぎ（醫）秦椒加波々之加美又古布之波之加美（和傳）同（本和）上丁五十秦椒加波々之加美（續詞花）「時しあれはこふしの花もひらけたり君かにきれる手にもきれかし

こふくべ　ひはノ條ニ見ユ

こくはクハノキ（伊字）獼猴桃コクハシラクチサルノモヽ、萿同（林節）獼猴桃コクハノホヤ

こしあぶらのき（和）金漆樹許師阿夫良乃紀

こずゑ（和）梢古須惠

こむら（和）樾古無良　纂要云雨樹枝相交陰下曰レ樾

こはた（和）樸木皮古波太

こめ〳〵（夫）木ノ部為家「あきふかき山の夕きりこめ〳〵におのれも色やまつかはるらん（藻）九丁廿九

こがめ（和傳）木鼈子己加女

こゑたるふちのね（和傳）甘露藤己惠太留不知乃禰

こみ（林節）櫕シゲル　アツマル　玉篇古玩切木叢生也

こすき（和玉）杦

こがめつらねカ（和傳）金樓子

こがのき（字）欄

このてがしはテガシハ（萬）十六丁十九「なら山の兒手柏の二面とかにもかくにもねちけ人の友（相摸集）箱根権現に奉れる歌の中に早夏「ふたかたに我氏神を祈るかなこのてかしはのひらてたゝきて箱根の僧これを和したる歌に「てかしはにひらてをさしてこし人の祈りいてゝし人はみるらん　コノテガシハナテガシハトモイヘル也

〔補〕こにすい（字）呉茱萸

〔補〕こつき（夜鶴庭訓鈔）コツキ

〔補〕紅梅ウメクレナキウメ（古）

佐之部

さゝぐり　くりノ條ニ見ユ

さかき（本和）上五丁五十龍眼一名益智

もおもほゆ久利はめはましてしのはゆ云々(同)九丁廿三栗乃中爾向有さらしゐのたえすかよはむそこにつまかも〔補〕(紀)神功其栗林之菓

くりのはな　(和傳)棘刺花久利乃波奈

くりのいが　(和)神異經云北方有レ栗經三尺二寸刺長一尺栗刺俗云久利乃以加　文選蜀都賦云榛栗罅發罅音呼亞反罅發師說惠女利　木子　善曰栗　皮圻罅而發也

くりのしぶ　(和)本草云栗扶和名久利乃之不今案其味澁之義

くみ　モロナリ　(醫)　(本和)下丁卅三胡頽子(和)又毛呂奈里(名)同(延)大膳式備中國宮內式諸成(醫)甘蔗(夫)櫧(和玉)欓(藻)九丁廿八

くみはじかみ　タカハジカミ　(大)五丁八久美波自加美一名多加波自加美

くみのき　(和玉)槌

くるみ　(本和)下丁卅二胡桃久留美(名)藺鳥ムキクルミ(和)胡桃(字)栲又占斯

くろがき　(和)黒柿

くろもんじ　(笠懸記)永正九年記埒の木の事に木はくろもんじといふ木なり

くろもんじや　(和傳)木蘭クロモンジヤ

くろき　(少彥遺方)久呂木榭歟

くしがさ　(和傳)稗柹久之加支

くこ　ミクスリ　(和)枸杞(字)同(和玉)枸

くき　(和)莖草木枝之末也

くなりみ　(大)五丁卅二木部久奈利美

くれき　(七十一番職人盡歌合)筏士四十二番左月「大井川なかれにつる丶いかたしのくれことに見る月のさやけさ」同番左戀「やま國やゐせ木のくれはかさなれときらはる丶みはひとりとそをれ(和玉)榑クレ

くれなゐのうめ　(相撲集)梅さくらいづれおもしろきと人のいふに「櫻より色はさこそはふか丶らめ香さへことなりくれなゐのうめ　コハ歌詞ニテウチマカセタル名トハキコエザレドカクヨメルモメヅラシ

くそまゆみ　カハリマツヾラ　ハヒマユミ　(本和)上五十八丁衛矛加波久末都々良久曾末由美乃加波一名(和)衛矛久曾末由美一名加油久末豆々良(字)杜仲波比萬由美又云屎萬由美(和傳)衛矛(和傳加)同久曾末由三乃加波

くまはじかみ　カハハジカミ　シ、ハジカミ　イタチハジカミ　コブシハジカミ　(延)秦椒

くまつゞら　(和傳)紫葳久末都々良又云末加也支(字)櫁

くまがし　(字)橿

くすりのき　(和玉)檞〔補〕(異制庭訓)卅一丁類從本櫥槽櫥之爭

くさぎ　(和)櫥クサキ(藻)九丁卅一

〔補〕くわりほく　クワリホク　(夜鶴庭訓鈔)七丁

〔補〕くろつみ　(夜鶴庭訓鈔)七丁クロツミ

(又)桐葉支利乃支乃波
きかは タチバナノカハ キチヒ　(和)甘皮岐加波
(又)橘皮木加波又タチバナノカハ(大)四四十一丁支
加波(伊宇)橘皮キカハ キチヒ(又)甘草一同
名橘皮其色黄義也
きふち　(和傳)槐實支不知乃美又惠ム之由乃美(加)惠
之美又惠須乃岐之美(少彦遺方)岐布知根
きさのき　(字)黄芩(和玉)樰キサ(拾
遺)物名きさの木 すけみ「いかりゐの石を
くゝみてかみこしはきさの木に
こそおとらさりけれ(同)きさの木のは
こ「よとゝもにしほやくあまの
絶せぬは渚の木の葉こかれてそ
ちる
きのみゝ　(和)檽木菌也
き　(萬)三廿五丁「ひんかしの市の殖
木のこたる迄あはて久しみ我こ
ひにけり

久之部

くぬぎ カシハギ ヤマガシハ　(和玉)橡又櫟又
樟(藻)九十七丁　(萬)十二卅二丁「渡會
の大河のへの若くぬきわか久に
あれは妹戀んかも〔補〕(景行紀)
十丁歷木クヌギ
くちなし　(本和)上五十七丁枝子久知奈之(和)
梔子久知奈之(字)枳又梔又樜又支子(林
節)梔クチナシ(和玉)同(藻)九十五丁〔補〕
(天武)下廿六丁支子クチナシ
くは　(本和)上五十八丁　(和)桑久波(新
韻)柞クワ(和玉)桑又柘クワ(藻)九
廿四丁(萬)七卅五丁「たらちねの母か園
なる桑さへも願へはきぬにきる
とふものを〔補〕(三代格)大同二年正月桑
くはのかは クハノキノネノカハ ハクハノネノカハ
くはのきのねのかは　くはのねの
かは　(本和)上五十八丁桑根白皮久波之加波
(伊宇)桑根白皮カハノ子(和傳)桑
根白皮久波乃支乃禰乃加波(加)久波乃禰乃加波(又)柘木
くはのみ　(本和)上五十八丁赤鷄桑久波乃美
(和玉)葚又椹クハノミ(新韻)葚
くはのたけ　草ノ部ニ見ユ
くはきのほや　同上
くすのき　(本和)下楠材久須乃岐(和玉)
楩又楠又枏又櫪又樟クスノキ(字)棆又
樟又椵又梻又櫶(藻)九廿五丁
くすのきのやに　(和傳)龍腦香久須乃支乃也仁　本草論云之日本所々有レ之木中脂如ニ白霜一衍義曰如ニ氷雪一(大)
五卅七丁久須也爾
くり カミクリ サヽクリ　(本和)下廿九丁栗撰子
掩子和名久利(和)兼名苑云栗一名撰
子和名久利　崔禹錫食經云杭子上音元一
名鸍栗和名佐佐久利(釋日本紀)十一五丁和
記曰師說云々大栗爲ニ美加久利一
云々(和玉)栗クリ(字)栗又栗(藻)
九十七丁　(萬)五八丁「うりはめはこと

和)下丁卅櫻桃加爾波佐久良乃美(和)朱櫻本草云櫻桃波々加一名爾波佐久良(和傳)櫻桃加波佐久良美(加)波々加乃美加爾波佐久良乃美(近江御息所歌合)かには櫻「ふかれくるかにはさくらそそひてちる春をおくれるにほひなるへし

かむはかは　(大)五十二廿七丁加無波加波

かむし カウジ　(本和)下丁卅三柑子和名加牟之(字)甘橘(和)柑子加無之(類往)柑カウジ(和玉)柑カウルイ(帝王編年記)神龜二年乙丑賣ニ柑子ー從ニ唐國ー來殖レ種結レ子(補)(續紀)神龜二年甘子從レ唐來(性靈集)卷四丁十九甘子出ニ西域ー

かふち　(本和)下丁卅二枸櫞加布知(和)枸櫞加布智(江次第)九丁卅一(大)五丁卅二加布知乃美(同)三十九丁十九加布智

かぶかのき ネブリノキ　(大)五丁卅二加布加乃支又子ブリノキ(藻)九丁廿六

かうじ　かむしノ條ニ見ユ

かうふりいちご　(本和)下丁廿八覆盆加宇布以知古

かき ネリガキ　(本和)下丁三十柿加岐(和)柿(和玉)柿又稗キカ(藻)九丁十七柿かき(拾遺)物名ねりがき「古はおこれりしかと侘ぬれはとねりかきぬも今はまつへし

かき　(字)楤

かたくみ　(字)槐又櫟又欟

かたき　(林節)樫木(和玉)樾　近信云樾ハ樹陰ノヿ也蔭ノ字ト義同ジ樹木ノ名ニ非ズ

かげ　(和玉)樾

かくのこのみ　(萬)十八廿七丁長歌「田道間守とこよにわたり夜保許もちまゐてこしときときしくの香久の菓子をかしこくものこしたまへれ云々

かりはのみ イタチハジカミ カラハジカミ サハグミ ヤマハジカミ　(本和)上丁五十六山茱萸以多知波之加美一名加利波乃美

かや　(和傳)橄欖加也乃實(亦)榧子(和玉)栯又榧カヤ カヤノキ　日本釋名云此木をたきて蚊遣火に用ふ榧

かい　(字)椁

かひ　(字)枸

かとほ　(和傳)突厥白加止保根知ニ白色ー花知ニ牽牛ー

幾之部

きはた　(本和)上丁五十四蘗木岐波多(名)蘗キハタ(和玉)檗同(和)蘗岐波多(和傳)蘗木キワタ(伊字)黃蘗同(字)黃蘗(大)五丁卅二木部支波多(同)卅七丁十四紀波太美(藻)九丁卅

きはちす　(和)蕣木波知須(大)支波知寸乃美(和傳)茼蘆巳支波知須日本木筆用レ之

きりのき　(本和)下丁卅桐葉岐利乃岐(字)桐(和)梧桐木里(和傳)胡桐淚支利乃支

故號ニ其地一謂ニ御津前一也（釋日本紀）十二丁三　筑紫風土記曰寄採ニ御津柏一（大神宮大同本紀）神嘗祭以ニ十七日一直會云々齋宮之釆女二人御綱柏爾酒盛瓦毎レ人給（相模家集）四月「かた山のかしはのくほてさしなからおいなほる身のさかへともかな（萬）四丁廿「さほかはのきしのつかさのわかくぬきなかりとりありつゝもはるし來たらはたちかくるかね（夫）樟クヌギ（和傳）猪苓加之乃支乃須扁（和傳）釣樟根皮加之波乃加波又之叵久奴支

かしはくぬぎ　（藻）九丁卅一

かはみどり　（本和）上五丁五十　蘇合加波美止利（和傳）蘇合香

かはやなぎ　かはやなのき　かはやき　カハヤナノキ　ミカハヤナギ　ユヤナギ　ハコキ　カヘノ　ヒノミ（字）楒カハヤナギ（和玉）同（藻）九丁卅一　楒

かはやなぎ（林節）楒カハヤナギ（新韻）同（醫心）水楊葉加波也奈支由也奈岐（和）水楊加波夜奈木（本和）下丁二　水楊葉加波也奈岐（和傳）白楊樹皮加波也奈支乃加波又波己支又也奈支（大）五丁卅一　木部　加波也奈乃紀（同）五十二丁七十　加波也支（同）廿七丁十六　加波也奈（同）九十九丁卅七　加波也奈支（萬）九丁十五「蛙なくむつ田の川のかはやきのねもころみれとあかぬきみかも

かはちさのき（本和）下丁四　賣子木加波知佐乃岐（字）賣子木カワチサ（和）賣子木加波知佐乃木（和傳）加和知佐乃支云奈佐乃支（藻）九丁卅一

かはじかみ　イタチハジカミ　タマハジカミ　シヽハジカミ　コブシハジカミ（本和）上五丁十七　秦椒加波之加美々（和傳）同（和）呉茱萸（姓氏錄）左京皇別上阿部志斐連條云大彦命八世孫雅子臣之後也孫自レ臣八世孫名代諡天武御世獻ニ之楊花一勅曰何花代奏曰辛夷花也群臣奏曰是楊花也名代猶强奏ニ辛夷花一因賜ニ阿部志斐連姓一也（夫）こぶし（名）辛夷コブシ（補）（賦役令）蔓椒

かはらまつ　（和傳）昨葉何草加波叵末川生ニ屋上一年久瓦松

かはくまつゞら　（和傳）衞予加波久末川々叵又由美加波

かはらふぢのき　サイカチ　サラフチノキ（本和）下丁三　皁莢加波叵布知乃波（和）皁莢加波叵布知（和傳）皁角加和叵布知又佐伊加知（加）加叵布知乃支

かば　かにば　かばざくら　カニハ　カバ（林節）樺櫻カバザクラ（和）樺加波又加仁波（和）玉樺カバ（和傳）櫻桃加和佐久叵美（七十一番職人盡歌合）左戀　ひものし「あふ事はそれそとちめのさくらかはかはかりとこそおもはざりしも　判云左とぢめの櫻かばかりとつづけたるさま面白く聞ゆ

かなき　（大）九十九丁卅一　木部　加奈支

かにはざくらのみ　ハヽカノミ　ニハザクラ　（本

木(萬)八五十一丁「我宿に黄變蝦手モミツルカヘデみる毎に妹をかけつゝ戀ぬ日はなし

かつらチカヅラ メカヅラ　(本和)上五十二丁楓香脂加都頁(和玉)楓又椰又桂カヅラ(藻)九卅二丁　(字)㮶(萬)七卅五丁「向つ岡の若楓の木しつ枝とり花まつひまに歎つるかも

かづらのあぶらカヅラノヤニ　(醫)楓香脂(加)加都頁乃阿不頁　(和傳)楓香脂(藻)九三十一丁

かづのき　(萬)十四十六丁「あしかりのねをかけ山の加豆の木のわをかつさねもかつさかすとも

かぢの木カヂ　(本和)上五十四丁柠實加知乃岐(和)柠實(字)苕カヂ(又)穀カヂノキ(又)穀同(又)楮同(又)著實木彌カヂノ(撮壤)紙麻カウゾ(林節)楮カウゾ(和玉)楮カヂ楊カヂノ木穀カヂノ木(和傳)楮實加知乃支美(加)加知乃支　(藻)九卅五丁　(近江御息所歌合)かぢの木「わたつみをこき行ふねのかちのきの花とはさらになみぞたちける

かし　(和傳)訶梨勒一名訶子加之也　字音

かしシラガシ カシノキ　(和)橿加之(字)櫪カシノ木櫟同白樹同(和玉)橿カシ又樫カシノキ(拾遺)冬題しらず人まろ「足曳の山路もしらす白かしの枝にも葉にも萬もとをゝに雪の降れは萬十ノ五十九同　顯昭注拾遺抄にカシノ木ノ葉ノウラノ白ク又木皮ノ色モ白クアル也シラガシ赤ガシトテカシノ木ニハフタツアリトイヘリ此事不審ニテ侍リシラガシアカガシトハ木ヲ破テ見ルニ白ク赤キニテコソヲカチ侍メル如何若木ノナカゴノ白キガヤガテ葉ノオモテモ白キニヤ云々(萬)九十九丁上略長「かしの實の獨かぬらんとはまくのほしきわき妹か家のしらなく(藻)九廿四丁橿かし

かしはぎクヌギ シズナガシハ ヤマガシハ　(本和)上五十五丁猪苓加之波岐一名久奴岐一名也末加之波(和傳)同(伊字)同(和)槲加之波　柏同(字)茜カシハ(和玉)槲カシハ　同柏又朴カシハノキ(本和)下五十一丁槲若葉加之波岐一名久奴岐(和傳)槲若久奴支カシハノキ(加)加之波岐(名)櫟樟烏樟クヌギ(和傳)釣樟根皮加之波乃支乃加波又之頁久奴岐(萬)十一十一丁「あき柏うるわ川へのしぬのめの人にしぬへは君にたへなく(萬)二十九丁大鷦鷯天皇云々三十年秋九月乙卯朔乙丑皇后遊ニ行紀伊國ニ到ニ熊野岬ニ取ニ其處之御綱葉ミツナカシハニ而還云々(書紀)十一十二丁同(古事記)太后爲將ニ豐樂ニ而採ニ御綱柏ニ幸ニ行木國ニ之間天皇婚ニ八田若郎女ワカイラツメニ云々大后大恨怒載ニ其御船ニ之御綱柏チバ者投ニ棄於海ニ

衣之部

えのき　（和）榎衣乃木（和玉）榎（字）柃又林（藻）九廿九丁（夫）槚（萬）十六廿七丁吾門之榎實毛利喫、百千鳥、千鳥者雖來、君曾不來座、（ワガカドノエノキミモリハモ、チドリ　チドリハクレド　キミゾキマサヌ）（家持集）「わかやとのえのきつきの木つきことにつかひはやらんまたく心を

えだ　（和）枝條

於之部

おほなつめ　（本和）下廿八丁大棗於保奈都女（和傳）同

おほたら　（和傳）食茱萸於保太巨（加）於保太巨乃（藻）九卅一丁三

おみのき　（萬）三廿八丁長「こむらをみれは巨木（オミノキ）もおひつきにけり云々

おものき　（神武紀）

おどろ　（名）棘オドロ（和玉）荊

おちば　（詩古訓）蘀オチバ落葉也

加之部

かゝて　（字）楨

からたま　たまかはノ條

からたち　（本和）上五十八丁枳實一名枳殼加良太知（和傳）枳實加良太知乃和加支（又）枳殼加良多知（和）枳　棋加良太知玉篇云枳似橘而屈曲者也七巻食經云枸櫞枸郎棋字也櫞音緣和名加布知（醫）諸方中有二枳實一而無二枳殼一（康）枳實カラタチノワカキ枳殼カラタチ枳實カラタチノミ枳殼カラタチノカハ（名）棘カラタチ（和玉）榛又枳又棱カラタチ（字）枳カラタチ花（藻）九卅一丁（萬）十六十八丁「からたちのうはら苅ける倉たてん屎遠くまれ櫛作るとし

からたちのわかき　（和傳）枳實加良太知乃和加支

からもゝ　（本和）下卅一丁杏橡加良毛々（和）杏子加良毛々（和傳）杏核人加良毛々（大）五卅五丁加良母々（類往）杏花カラモヽ（藻）九廿三丁

からなし　ナイ　フチイ　フチエ　（和）榛和名奈以一云加良奈之（和玉）奈又棠又梈（字）榛

からはじかみ　カハヽツカミ　サハグミ　イタチキ　カリハノミ　（本和）上五十六丁呉茱萸（和）呉茱萸（延）山茱萸（本和）上五十六丁山茱萸

から　（和）纂要云大枝曰レ幹音翰和名加良

かほりぎ　（少遺方）沈音

かへ　かへのき　カヘノキ　カヘノミ　（藻）九廿六丁（萬）十九十六丁上略長「たゝむかひみん時迄は松柏の榮えいまさね尊きあかきみ

かへのみ　ムロノキ　ヒノキ　（本和）上五十一丁柏子仁加倍乃美（和傳）柏實比乃美又无呂乃支（加）加倍乃實

かへでのき　カヘデカヒ　ルデノキ　（和）鷄冠木加倍天乃木加比留提乃木（字）鷄冠樹加戸天（和玉）

楓カエデ　（藻）九十五丁（禁秘抄）桃手

書ナレドモ侍中群要ニハアラズ 表袴シカ〴〵 衛府藏人行幸供ニ奉本陣一之時必可レ着ニ染袴一歟色與ニ伊治比歷中色一令ニ分別一之故歟最可レ然事也此伊治比トカケル治字濁音ノ意ニテ書ルニ似タリ

いちご（如玉）櫟

いちやう（類往）銀杏

いちしば（萬）四十七丁「大原のこのいちしはのいつしかと我おもふ妹に今宵あへるも

いへにれ にれノ條ニ見ユ

いろたまザクロ（和傳）按石榴 以呂太末（加）

佐久呂

いはばらイハバラ（和傳）牡荊

いはつゝじ モチツヽジ シロツヽジ（和）躑躅 和名伊波津津之

伊波津（本和）上四十一丁（大）四十八五十七丁

伊波川々自（萬）二卅丁「水つたふいそのうらわのいはつゝしもくさくみちを又も見むかも（近江御息所歌合）いはつつじ「えたしあれはおひそしにけるいはつゝし花咲迄にならむとやみし（和傳）羊躑躅伊波川々之（又）シロツヽジ（加）モチツヽジ三月採花云々花色如ニ紅色一深山生ニ平地一號ニ菌芋一

宇之部

うつぎ（本和）下二丁溲蔬宇都岐一名巨骨一名楊櫨一名牡荊一名空疏（和玉）櫨ウツギ（和傳）溲蔬ウツギ四月採レ之似ニ杓杞一秋似ニ空疏一云ニ楊櫨木一也楊櫨木 同（伊字）溲疏楊櫨木巨骨杜荊空荊ウツギ

うのはな（曾丹）二月始「山陰のうつき垣ねに消殘る雪をそ花によそへつゝみる（萬十七卅七丁「ふちなみはさきにちりにき宇能波奈はいまそさかりと云々

うめムメ（本和）（和）（醫）（藻）九九丁（萬）三四十丁「ぬは玉のそのよの梅をたわすれてをらすきにけり思ひしものを（補）（續紀）天平十年七月殿前梅樹（類史）延曆廿年正月宇米能波那

うしからみ（大）五良味（同）五卅八丁同（同）三十七十五丁同

うけせきイツキ（大）五三十六丁木ノ部 宇介世支又以都岐

うとき（大）五三十六丁木ノ部 宇度支

うはめのき（夫）爲家「冬くれは霜をいたゝくうはめの木老のすかたやいとゝみゆらん（藻）九廿九丁

うるし（撮壤）椅（和玉）椅（藻）九廿八丁（和傳）乾漆

うるしのき（林節）柒椅（補）（和玉）椅（三代格）大同二年正月 桑漆之課

うぐひすのさる（藻）九卅一丁

うぐひすのきのみウグヒスノミ あうじちノ條ニ見ユ

うぐひすのみ

うこぎ むこぎノ條ニ見ユ

り(和泉式部集)あうじち「木傳ひし梅をはおきてこれたにも鶯のきとひのいふらん」ウグヒスノ木トイフ名ノゴトクキコユレド實ニツキテ鶯ノ木ノ實ニイヘルナルベシ鸎實俗云アウジチ ウグヒスノミ

あらき　(和)梣 青皮木名之檪

〔補〕
あわすはう　(夜鶴庭訓抄)七左 アワスハウ 土佐國ヨリ出ヅ

伊之部

いとざくら サクラ　(夫)四永暦元年七月清輔朝臣家歌合 さくら法橋顯昭「わきもこかはこねのやまのいとさくらむすひおきたる花かとそみる

いとにれ　(和傳)楡皮 仁禮(加)也爾禮又伊戸爾禮又伊倍爾禮

いぬざくら サクラ　(夫)四「おもふ事ありける比大貳長實卿のもとへつかはしける 後頼朝臣「山かけにやせさらほへる犬さくらをひはなたれて引人もなし

いしくり ツブラ ナルツブラ　或云無患子又石榴皮 (大)五卅二丁 伊之久利又伊波久利(同)五卅二丁 豆武良美(同)五三十三木ノ部 奈流豆布良

いはくり　いしくりノ條ニ見ユ

いはなし　なしノ條ニ見ユ

いはやなぎ　(近江御息所歌合)はいやなぎ「いはやなきはな色みれは山川の水のあやとそあやまたれける

いはくみ　(藻)卅一丁

いしなし　なしノ條ニ見ユ

いつき ウカ セキ　(大)五卅六丁 以川支　又字介世支(萬)十三 二丁「もゝたらす 長 いつきか枝に水枝さす秋のもみちは 上下 略

いたちはじかみ タチハジカミ イタチハヂカミ　(伊字)蔈椒 タチハジカミ ホソキ　(和傳)

いたちはじかみ シ、ハジカミ ハジカミ カハ、ジカ コアシ クマハジカミ　(字)秦椒 伊太知椒 又鹿椒

いたちはじかみ サハ グミ　(本和)上五十六丁 カリハノミ カミ ヤマハジ カラハジカミ　(延)山茱萸

(和傳)同 以太知波之加美

いたちき カラハジカミ カハハジカミ　(和傳)呉茱萸 伊太知支(加) 加良波志加美

いたび　(和傳)折傷木 伊太比　(字)同

いすのき　ゆすゆしノ條ニ見ユ

いすき　(運)橦 イスキ　(字彙)徒紅切木名花可レ爲レ布

いちひ ツルバミ　(和)以知比乃加佐櫟 株(醫)橡實 以知比又云ツルバミ (和玉)株 イチ ピノキ イチピノミ (字)杔 イチピノ木 櫟同 枸同 (藻)八廿五丁　(侍中群要)柏 大口表袴ノ條 此書古

つけけんあちぎなきかねごとなりや 信友按にあすならふといふものなり

あづさ 山城にてあかめがしは (本和)下三丁梓白皮阿都佐乃岐 (和)梓(和玉)梓アツサ (字)梓(和)九三十一丁 (和傳)梓白皮安川佐伊乃加波(加)阿都左乃岐(又)蘇方木阿川佐之支(萬)一八丁長「みとらしの梓の弓のなか　はすの音す也

あつほほホヽカシハ ホヽノカハ (醫)二十丁

あはぎ (和)檍アハギ

あはさき (大)五十四丁木部阿波差支

あまがし かしノ條ニ見ユ

あまぐみ (大)五三十四丁阿萬久民

あまきしやくる (和傳)小蘗味苦大寒 无毒今案云石榴小也如ニ狗杞子一堅用之義花之後十月可レ過安末支之也久留(加)一名用石榴加波字須支々波多

あまなし (和玉)棠

あまぐり (江次第)甘栗(枕)大饗のあまぐりの使

ありのみ なしノ條ニ見ユ

あぢまざ (本和)上五十七丁檳榔(和傳)檳榔阿知末佐(伊字)同(延)檳榔アヂマメ マメハサノ誤ナルベシ

あへたちばな タチバナ (萬)十一三十八丁「わきも子にあはす久しもうまし物あへ橘のこけむすまてに (本和)下三十三丁橙

あへたち (大)

あえたち (大)

あいつゝじ (和) (伊字)山榴アヒ

あきつゝじ (林節)山榴アキツツジ ツツジ岩榴同 花似ニ羊躑躅一

あしび アシビ (萬)二十六廿丁「磯のうへにおふる馬酔木をたをらめとみすくききみかありといはなくに (俊頼卿)「とりつなけ玉田横野のはなれ駒つゝしましりにあしみ花さく〔補〕或云馬酔木バ「アシビ」トヨムベカラズ「ツヽジ」トヨムベシ「アシビ」ハ木瓜也或云「アセボ」ハ「ミヤマシキミ」ナリ

あしみ 同上

あせみ シキミ (和) (夫)「おそろしやあせみのはなをゝりさして南にむかひ祈るいのりは(藻)九六十丁

〔補〕

あせぼ (塵添)アセボ馬酔木

あだばな (和)英 栄て實のならざるをいふ

あうじち ウグヒスノキノミ サクヒスノミ (和)鸎實 俗云阿宇之智一云宇久比須乃岐乃美 (名)鸎實俗云アフジナ ウグヒスノミ (台記)天養二年五月三日戊申權大納言宗輔送ニ鸎實一云自ニ和泉國一所ニ尋取一也其色紅大如ニ碁石一其體圓其微核少有レ三食レ之甚美其味甘焉、其色妙其味美足ニ賞翫一禮記曰仲夏之月天子羞以ニ含桃一先薦ニ寝廟一注ニ以ニ鶯鳥所レ含故一曰ニ含桃一今櫻桃也 漢名ニヨリタル和名ナ

動植名彙巻四

木類

阿之部

あからがしは かしはあをがしは参考スベシ （萬）二十[十三丁]「いなみ野のあからかしはは時はあれと君をあかもふときはさねなし（貫之家歌合）「しら雪の降つもりぬる奥山はあからかしはも埋れにけり 谷川氏云北野天神霜月朔日ノ祭ヲアカラ柏トイフ供御ヲ申スナルベシ又四月ノ供御ヲ青柏トイフ（資子内親王歌合）君が為我もり山の青柏萬代迄ももえ増りけん

あかき 赤竜皮 （古節）赤木

あかだま （和傳）薫陸香 安加太末 （又）琥珀 安加太末 唯日本秘事薫陸香用レ之甚不レ知レ人 （康）薫陸香 安加太末

あかまつのやに （和傳）松脂 安加末川乃也仁（加）乎加末川乃也仁

あかだま アマタマ （本和）上[五十丁] 虎魄 阿末多末 一名阿加多末（和傳）琥珀 安加太末

あまたま 見上

あをがしは あからがしはノ條ニ見ユ

あをき （和玉）杠

あふち アテノ木 （和）楝 阿布智 （和傳）楝實 安宇知之支又阿夫之木 （字）楝 アフチノ木 練實 同 （和玉）楝又樗又樗又楮アフチ （類往）

樗花アフチ （藻）九[十四丁] （萬）五[六丁]「いもかみし阿布知の波那はちりぬへしわかなくなみたいまたひなくに（枕）あふちのはないとおかしかれ花に咲て必五月五日にあふもおかし（藤原明衡詩）樗花萬蘭自囘レ辰（萬）十七[十一丁]「珠爾奴久、安布知乎宅爾、宇恵多良婆、夜麻霍公鳥、可禮受許可武聞、（同）[十二丁]「ほととぎす安布知の枝にゆきてゐははなはちらなむ珠とみるまて（曾丹集）「名にしおへはたのまれそするわか戀る人にあふちの花咲にけり（萬代）孫引「わかせこかいつかと侍しかひありて妹にあふちの咲花にけり（近江御息所歌合）あふち「うくひすのこのはなとのみいふなれとあふちとりをはすゑむともせす（土右記）俘囚貞任重任經清等首各挿レ鉾植レ之至ニ西獄ニ標樹梟レ之 樗ヲ悪木也ト注セルニヨリテ標トカケルニテ和字ナリ（本草）五月五日俗人取ニ樗葉ニ佩レ之避ニ悪氣ニ

あふちのみ （本和）下[三丁]練實 阿布知乃美 （大）三十六[十三丁]阿布知乃加波

あふちのかは 見上

あてのき 見上

あすはひのき （枕）みたけまうでゝかへる人などしかもてありくめる何の心してあすはひのきと

チミナヘシ(十訓)二ノ三丁 花色如二蒸粟一俗呼爲二女郎一云々(六帖)をみなへし「女郎花一本ゆゑに秋の野の千種ながらに花をおもふかな「たなはたに似たるはなかな女郎花秋より外にあふことかたし(古今)秋上「秋ならてあふことかたき女郎花天の川原に生ぬものゆゑ(萬)四三十丁「をみなへしさきさはにおふるはなかつみかつくもしらぬ戀もするかも(同)十七十七丁(同)八三十四丁

をぎ　(和)荻平木(字)　荻薍同徒歷反薕荻也乎支(又)薍胡挂反香草乎支　蕎茂音菫草乎支　蓷乎支又井(名)荻チギ(和玉)萩又 蘿又 荻チギ(六帖)をぎ「秋風の吹につけてもとはぬかな荻のはならは音はしてまし「朝夕になてゝおふしゝ草なれはおいて見ゆるそわか宿の荻(萬)四十四丁「かむ風のいせの濱荻をりふせて旅寐やすらむあらき濱へに(同)十四十八丁「妹なろかつかふ川邊のさゝら荻あしとひとことかたりよらしも

をばなススキ、　(萬)十二十丁「さをしかの入野のすゝきはつ尾花いつれかいもかたまくらにせむ古今六帖人丸新古今同(同)八四十一丁吾屋戸乃、草花上之、白露乎、不令消而玉爾、貫物爾毛我、古今六帖人丸すゝき

をむべみ　(大)五廿六丁蘡薁中ノ部 袁牟倍美

をあみのみ　(大)四十三卅八丁 袁阿美乃味

をもつね　(大)六十七四十丁 袁母川禰

をものつ　(大)五十五三十九丁 袁母乃川

をくるのは　(大)八十五四十丁 袁久流乃波

をもと　(和傳)藜蘆也末宇波良又云於毛止久佐(運)　蒿芘　茢芦チモト　(藻)八四十三丁老母草(林節)藜蘆チモト

をにあざみ　(字)薊芵同通敢反上醜也薊也又道感反花初將開保々牟又乎ニ阿佐美

をはぎ　うはぎノ條ニ見ユ

をしのひたひ　(延)括樓

をむなかづら　(和玉)蒻又芎(長)芎藭於無奈加都良

をほそみ　(大)袁保曾美(醫心)於保々曾美

ゑびのね　ゑみのねノ條ニ見ユ

ゑびかづら　(和傳)忍冬惠比加川良又須比加都良

ゑぬのこぐさ　(和)狗尾草惠沼能古久佐

ゑのこぐさ　(名)狗尾草(伊字)同(夫)犬子草

ゑのみ　(和傳)荏子惠乃美

ゑぐり　(大)五十七二丁

ゑぐ　(萬)十七丁爲君、山田之澤、惠具採跡、雪消之水爾、裳裾所沾、家持集赤人集後撰春上讀人しらず(同)上卅九丁足檜木之、山澤囘具乎、採將去、日谷毛將相、母者責十方、古今六帖六ゑぐ(曾丹集)始春の「雪きえはゑくのわかなもつむへきを春さへはれぬみ山へのさと」この歌詞花春ニモ入レリ(藻)八七丁(袖中抄)

ゑあらゝぎ　(和傳)羅勒惠安良良支

遠之部

をさ　(和玉)麻又枲(萬)七十五丁夏麻(同)十一卅一丁櫻麻(同)十四十二丁「あその眞麻むら

をゝち　(大)四十四四十二丁袁々知

をゝたけのは　(大)六十九四十五丁袁々多介乃波

をお　(延)天雄

をほに　(延)紫苑

をとくし　(名)赤箭(長)於止於止之

をとくし　(本和)上廿五丁鬼督郵平止平止之

をとこめし

をとりさき　(大)四十六四十八丁袁斗利左紀

をけら　(字)白朮平介良(和玉)(長)朮於介良(本和)十二丁朮一名山薑、白朮、赤朮平介良

をかとゝき　(名)荷蘆(本和)上三十八丁桔梗阿利乃布支一名平加止々岐(字)桔梗阿佐加保又云岡止々支

をかつゝじ　につゝじノ條ニ見ユ

をかつみ　(大)五十一丁雄加豆美

をかすみ　(大)卅六十一丁雄加寸美烏喙

をかつゞら　(大)廿八廿四丁袁加豆々良

をかづら　(大)四十八五十六丁袁加豆良

をがら　(曾丹集)六月初「夏はきの麻のをからとあた人の心かろさといつれまされり」も夫木抄八にも此歌出たり

をのね　(本和)上四十六丁苧根平乃禰

をち　(本和)下卅九丁芸臺平加(和)同(名)芸臺芸薹

をみなへし　(和)女郎花平美那閉之新撰萬葉集云女郎花倭歌云女倍芝平美那閉之今案花如ニ蒸粟一也所レ出未レ詳(名)女郎花

計の戀にしあらねは(和泉式部集)人のもとへわすれ草しのふ草つゝみてみるとて(大和物語)下　(夫)

わつね　おほれノ條ニ見ユ

わな　(名)薍 ワナ

われもかう　(撮壤)我毛香 ワレモカウ (類往)予甲 ワレモカウ (狹衣)三ノ中 ワレモカウ (夫)三十(季ノ道)「野へことに人も宿さぬわれもかうこや今やうのむさのことくさ(久安百首)安藝「なけやなけを花かれはのきりくすわれもかうこそ秋はをしけれ

わかめ　(萬)十六廿七丁「つぬ島のせとのわかめは人のむたあらかりしかとわかむたはにきめ(式)大膳 稺海藻 ワカメ

わうさい サワカケ　(名)黄菜 谷云ワウサイ 一云サハカケ

わしくさ　(伊字)玄參 ワシクサ 蓋同

爲之部

ゐのくづち　ゐのこづち　ゐのいひ　(本和)上十六丁 キノコヅチ キノイヒ 牛膝 爲乃久都知 一名都奈岐久佐 ツナギグサ イナギグサ (伊字)牛膝 キノコヅチ ツナギグサ (和)牛膝 爲乃古豆知 又云伊乃久豆知 (字)牛膝 爲乃久豆知 又爲乃伊比 又云百億草 (藻)八四十二丁 牛膝 ゐのくづち (長)牛膝 爲乃久津知 (傳)屍方

ゐのとゞき イヌトドキ　(本和)上四十丁 豬魁 爲乃止止岐

ゐのみとり キミトリ　(本和)上卅七丁 井中苔 爲美止利 (醫)爲乃美止利 (和傳)井中苔乃萍 伊乃美止利 (伊字)井中苔及萍、井水藍、井底泥、井華水 已上 キノミドリ

ゐちごまめ　(和)珂孚豆 井知古末女 狀圓々似ㇾ玉

ゐ サギノシリサシ キグサ ホソキ　(和)(玉篇)藺 音名 和音 爲成云鷺尻刺 辨色立 似ㇾ莞而堅宜ㇾ爲ㇾ席(同)唐韻莞 音完一音丸 漢語抄云於保井 可ㇾ以爲ㇾ席者也(釋日本紀)十五六丁 莞子 カマ 玉篇云古桓胡官二切似ㇾ藺而圓可ㇾ爲ㇾ席詩曰上ㇾ完下ㇾ簟 廣庭云カマに莞子とあてたるはわろし但訓を誤たるか考ふべし (字)蘿 平支 又キ (和玉)藺 キ (名)藺 キグサ キ (和傳)燈心草 爲久佐 (東北院職人歌合)「かりすかすゐ田のほそゐのうきぬなはくるしきものを下のおもひは

ゐぐさ　見上

惠之部

ゑみくさ　あまなノ條ニ見ユ

ゑみのね　(本和)上卅三丁 女菀 惠美乃禰 (伊字)白蔔 ヱミノ子 (和傳)女菀 惠比乃禰

ゑみあなかど　あまなノ條參考スベシ　(藻)八四十三丁 女萎

古今物名又「色ふかき露のかきりうたむれともむらさきふかき秋の花哉」又「風さむみなく雁かねの聲によりうたむ衣をまつやからまし

和之部

わたゝび　(名)茵蓿ワタタビ華薆ワタタビ(内膳式)和太太備

わたり　(今昔)廿八知多利毒菌ナル由見ユ

わさび　(本和)下卅九丁山葵和佐比(和傳)同(延)山薑ワサビ(和)山葵和佐比(名)葵アフヒワサビ山葵ワサビ山薑ワサビ(長)山葵ワサビ(和玉)芨又葰ワサビ

わさうり　(撮壌)年中行事五月下内膳司供二早瓜ワサウリ一事

わさなへ　(曾丹集)終二月「わさなへを宿もる人にまかせ置て我は花もる急きをそする」見夫木

わさゝ　(名)薊アサヽアサワサアサツキ

わら　(字)藕茎イ茎同和蒿同(和)玉機又稭又稈又稾又秸𥞃又藁(萬)五長「ふせいほのまきいほのうちにはにつちにわらとき敷て云々

わらしべ　(和玉)莛

わらはも　(大)五十四七十九丁和良波母

わらび　(本和)下四十丁蕨菜一名虌和良比(字)蕨古月反和良比虋、蘿、蕨、薇、蕣和名保之和良比(又)土陰蘖トアルハ漢拘ノ字誤テコヽニ入タル也土陰蘖ハ玉石ノ類也(延)猶脊ワラビ(名)薇ワラビ薇蕨下ワラビ虌ワラビ(和玉)蕨又薇(六帖)六わらび「三吉のゝ山のかすみをけさ見れはわらひのもゆる煙なりけり」又「けふりたちもゆとも見えぬ草の葉を誰かわらひと名付そめけむ(曾丹集)上三月「蕨生るやたの廣野に打むれてをりくらしつゝかへる里人

わらびのね　(字)雷丸

わせい　いね條ニ見ユ

わせたね　(和玉)稙

わせあり　(字)穋

わすれぐさ　(和)萱草オニノシコグサ一名忘憂和須禮久佐(名)萱草シコノシコグサ俗云火ンサウ(和玉)萱又蘐ワスレグサ(萬)十二廿四丁「萱草垣毛繁森カキモシミヽニこゑたれとおにのしこくさ尚こひにけり(同)廿四丁「萱草吾ひもにつく時となくおもひわたれはいけりともなし(同)四五十丁「萱草吾下紐につけたれとおにのしこ草ことにしありけり(同)三三十丁「萱草わかひもにつくかくやまのふりにしさとをわすれぬかため(六帖)わすれ草「道しらはつみにもゆかん住の江のきしに生てふ戀忘草古今物名又「我ためはみるかひもなし忘草わするる

由利(紀)廿四丁十六 百合華(萬)七丁廿四 道邊之、草深由利乃、花咲爾、咲之柄二、妻常可云也(ゆり)六帖六(同)八丁廿九 ヒメユリ(同)十八丁十八 サユリ(同)四丁十四 ハマユリ(六百番)初戀ヒメユリ

ゆふさね　(大)五丁十九 由布差禰

ゆふはた　(大)五十二丁三十七 由布波太

ゆふがほ　フクベ　(大)五丁廿八 由布加保 (少彦遺方)壺盧(枕)三丁廿七

ゆふかげぐさ　(萬)四丁卅一 笠女郎「我宿の夕蔭草の白露のけぬかにもとな思ほゆるかも(夫)夕蔭草 (藻)八丁廿三 槿

ゆみつろのし　イハクスリ スクナヒコノクスリ スクネ スクナヒコナノクスリ クスネ ミタカラ　(字)石斛豆豆呂乃志

ゆかう　(林節)柚柑同橙

ゆさゝ　(萬)十丁六「はなはたも夜更てなゆき道のへのゆ篠か上に霜のふるよを

與之部

よろひぐさ　かさもちノ條ニ見ユ

よもぎ　ヤイグサ エモギ ヤキ　(本和)上丁卅五 艾 ヤイグサ 蕪 アシヨモ 葉 與毛岐(名)苃 ヨモキ 艾 ヨモギ 蒿 カラヨモギ 蓬 ヨモギ 蕭 カハラヨモギ 華 ヨモギ (和玉)艾又莪又蘈又華又華又蓬又苵又蕭(六帖)六よもぎ「我もふりよもきも宿にしけりにし門に音する人は誰そも」又「ふるさとになるそ佗しき夏衣よもきの上の露みることに(萬)十八長歌三十丁「あやめ草よもきかつらき酒みつきあそひなくれと上下略

よもぎのわた　(本和)上丁卅五 蒿麋 蒿是莖間白毛麋也

よねタヽ ヨネ　(和傳)稻 與禰(加) 多々與禰

よねのもやし　(和)蘖(和傳)蘖米 與禰乃毛也之(加)毛也之

よみはな　(伊字)宿花 妖花同 (林節)宿花

よし　あしノ條ニ見ユ

良之部

らに　(拾遺)物名らに「秋の野に花てふ花をおりつれはわひしらにこそむしもなきけれ〔補〕(順集)丁卅六「らにもかれ菊もかれにし冬の野のもへにける哉を山田のつら

利之部

りうたむ　リンダウ ノイクサ エヤミグサ 山ヒコナ ニガナ タツ

りむだう　(和傳)龍膽 一名利牟多宇(類往)龍膽 リンダウ (六帖)しだく古 りうたむ「わかやとのはなふみちらすとりうたむ野はなけれはやこゝにしもくる」

やまあく　(大)五十四八十一丁也萬阿久

やまあゐ　(枕)五丁九　(同)三丁廿五　(萬)九十九丁長歌「くれなゐのあかもすそひき

やまあゐもてすれるきぬきて上下略

やまあらゝぎ　あらゝぎノ條参考スベシ　(藻)八廿丁蘭やまあらゝぎ　(字)辛夷又荑(和)蘼蕪類蒜

辛夷夜末阿良々木一云古不之波之加美其子可レ噉レ之(大膳式)山蘭龍葵子各一斗(又)山蘭一合漬菜料(催馬樂)妹與我「いもとあれといるさの山の也萬安良々支てなとりふれそかほまさるかにことまさるかに

やまおほね　(大)廿五丁八也末於保禰

やまちも　(大)廿八丁廿三也萬知母

やまちさ チサ チシャ　(夫)山苣(萬)八丁四十

山苣

やまはひ　(大)四十二丁卅二也萬波比

やまはさ　(大)四十二丁卅二也萬波記

やまばら　(大)五十六丁卅八也萬波良

やまうばら　同物歟

やまはじかみ　(和傳)薑ヤマハジカミ 味辛苦大寒元毒云々日本緒原淨觀謂之和生姜古根也

やまみら　(大)六十六丁卅四也末味良(和傳)韭ヤマニラ又古美良(加)岐乃三

やまにら　同上

やまひこな　たつのいくさノ條ニ見ユ

やまわらび　いぬわらびノ條ニ見ユ

やまほゝき　(字)東花山保保支

やのうへのこけ　(本和)上四十七丁屋遊陶景注云此凡屋上青苔衣也乃宇倍乃古介

やのたけ　(和玉)篠

やかやき　のうせうかづらノ條ニ見ユ

やなぐひぐさ　(爲家千首)「ものの夫のやなくひ草のふちたにもいるまてやとす秋の月かな(藻)八丁五

やはらぐさ カハラサヽゲ　(和)黃耆夜波良久佐(字)黃耆弱久佐(伊字)黃耆ヤハラグサ獨榿、茇艸、蜀脂、百本同亦カハラサヽゲ(大)五十九丁七也波良久佐

やはづら　抜萃(長)著實也波良久佐黃耆(本和)上廿三丁黃蓍也波良久佐一名佐

やはづら　(大)卅六丁八也波豆良

やはづは　(大)七十七八十一丁也波豆波

やどりぎ　ほやノ條ニ見ユ

やちのみかは　(大)四十四五十丁也知乃美加波

やいくさ　やいばぐさ　やきぐさ ヤキグサ ヨモギ ヤイバグサ エモギ　(名)艾ヤイグサ ヨモギ 醫草ヤイグサ(延)熟艾ヤイグサ又ヤイバグサ(和傳)艾葉也支久佐又ヨモギ

やへむぐら　むぐらノ條ニ見ユ

やゑみ　くろなノ條ニ見ユ

由之部

ゆり ヒメユリ ハマユリ サカユリ サユリ　(本和)上三十一丁百合由利(和)百合一名𪊲䕭音羅和名由里〇䕭今本作䕭(字)百合由利(名)𪊲䕭ユリ(類往)百合草ユリ(長)百合ユリ(大)五丁二差加

やへやまふきそうかりけるへたて丶をれる君かつらさに(萬)二丁廿五「山ふきの立しなひたる山淸水汲にゆかめと道のしらなく(同)十七丁廿五「鶯のきなく山吹うたかたも君か手ふれす花ちゝめやも

やまふり　(大)也末布利 按に山吹萬葉に山振と書ければこの也末布利もやまぶきならんか

やまたちばな フカミグサ　(延)牡丹 ヤマタチバナ

(夫)山橘(藻)八丁十二 牡丹(萬)廿丁五十二 氣能己里能、由伎爾安倍弖流、安之比奇之、夜麻多知波奈乎、都刀爾通彌許奈、(同)四丁四十五「あし引の山橘のいろにいてゝかたらひつきてあふこともあらん

信友按るに山橘は俗にいふやぶかうじといふものなりふかみぐさは牡丹のことなり歌にもさる心にてよめり俗もしかおもへり尙考べし

やまうばら ヤマムバラ シヽノクヒグサ ヤマグサ ヤマムグラ　(大)卅二丁四十 也萬波良(本和)蘠蘼 也末宇波良一名之々乃久比乃岐(醫)蘠蘼 ヤマムバラ 也末久佐(和傳)蘠蘼 シヽクヒグサ ヤマムグラ ヤマウバラ チモトグサ(名)蘠蘼 ヤマウバラ一云シヽノクヒグサ(伊字)蘠蘼 ヤマウバラ亦シケノヒツキ 薔丹山薔

やまうつぎ クサギ　(藻)八丁四十二 蜀漆 やまうつぎ(字)恒山 山字豆支

やまうど　(大)廿八丁十二 也萬宇止

やまむばら やまうばらノ條ニ見ユ

やまむぐら 同上

やまくさ 同上 (大)五丁八 也末久佐

やまかゞみ　やまかゞも ヤマカガモ (本和)上丁四十三 白蘞 也末加加美(和傳)同(伊字)同(名)白蘞 ヤマカガミ(和)(大)也末加々美(和傳)白蘞 也末加々毛(加)ヒヨドリジヤウゴノ根也

やまかづら　(大)五丁廿五 也萬加豆良(萬)十四丁卅五「あし引の山かつら蔭ましはにもえかたきかけをおきやからさん

やまかごめ　(大)五藤丁廿七 蔓艸之部 也萬加古女(同)四十一丁廿五 同

やまがら　(延)白蘞

やまさく ヤマコメ ヤマクサ　(本和)上丁四十八 狼毒 也末佐久(和)狼毒 也末佐久(和傳)狼毒 也末久佐 又云也末己女(伊字)狼毒 ヤマクサ

やまさらし ウグヒスノサルカキ サルトリイバラ　(大)六十丁八 也萬差良之

やまさけ エビスグサ　(字)勺藥 衣比須草又山佐介

やまくさ やまうばらノ條ニ見ユ

やまくさ やまさくノ條ニ見ユ

やまくさ かくまぐさノ條ニ見ユ

やまこめ やまざくらノ條ニ見ユ

やまごぼう　(和傳)商陸 一名也末己波宇

やまあざみ アザミ　(和)大薊 夜萬阿佐美(延)續斷 ヤマアザミ(同)蘆茹 同(名)大薊 ヤマアザミ(伊字)同

署蕷山伊母（名）薯蕷山ツイモヤマノイモ山芋
ヤマツイモ谷云山ノイモ（和傳）薯蕷ヤマノイモ（和
玉）薯ヤマノイモ（又）蕷同

やまのいも　見上

やまいも　同上

やまなすび（本和）上十七丁房葵也末奈須比
（和）防葵夜末奈須比（和傳）同（伊字）同
（名）防葵ヤマナスビ房葵同（大）五二丁也
萬奈須比

やまひらゝぎ（和）巴戟天夜末比良木
（本和）上十八丁巴戟天也末比良々岐（大）五一丁
也末比良々支（同）廿五二丁也末比
良岐（伊字）巴戟天ヤマヒラヽギ天精ヤマヒヽ
ラギ

やまひこなタツノイクサ　えやみぐさ参考スベシ（字）
龍膽太豆乃伊久佐又云山比古奈

やませりウマゼリカハサク　オホゼリカハゼリ（字）當
歸山世利

やましたりナムテノミ（大）卅三四十九丁也末
之多利

やましヤマトコロモクルベキナ（本
和）上廿七丁知母也末止古呂クルベキグサ（醫）知母也末志
（延）僕奈ヤマシヤマトコロモ菥蓂僕奈同貝菜二十八
（和）本草云知母夜萬之一名兒草（字）
菥母山止己呂一名野蓼（名）兒草ヤマシ（和傳）
知母ヤマトコロヤマトコロ（加）也末志又イマ（伊字）知母
ヤマシ（古今）物名やまし平あつゆき「郭公
みねの雲にやましりにしありとは
きけとみるよしもなし

やまところ　見二上條一

やまところも　同上

やまどりぐさ　うむきなノ條ニ見ユ

やまとはじかみ（和傳）薑ヤマトハジカミ黃
味辛苦大寒无毒云々日本猪
原淨觀諸之和生姜古根也

やまとなでしこトコナツナデシコカラナデシコ
（古今）上秋「われのみや哀とおもは
んきり〳〵す鳴夕陰のやまとな
でしこ（同）戀四「あな戀し今も
みてしか山かつの垣ほに咲るや
まとなでしこ（六帖）なでしこ「いつこ
にもさきはすらめと我やとのや
まと撫子誰にみせまし

やまふゞき　おほばノ條ニ見ユ

やまぶきヤヘヤマブキ（字）椛（枕）五十三丁山
吹（和玉）蔛ヤマブキ（新韻）蘩ヤマブキ（名）
山蘩ヤマブキ（和傳）欵冬花ヤマブキ（加）也末布々岐
於保波（伊字）疑冬、虎鬚、山吹、金銀
花、顆冬、少兎葵、互冬、於屈、耐冬
ヤマブキ一名オホバヤマブキ棣棠花　花の色欵冬に似たり日本釋名
（六帖）やまぶき「やまふきの花は千と
せもさくへきを暮ぬるはるの
惜もある哉」「八重なからあた
なる見れは山吹の下にこそな
け井手の蛙は」「我宿の八重山
ふきのちるをみて春過行とみ
るそかなしき」「なにしおへは

わかめやも(崇神紀)十二丁頃者於ニ止屋淵ニ多生レ萎萎此云レ毛

もゝよぐさ(萬)廿丁十六父母我、等能能志利弊乃、母々余具佐、母々與伊弖麻勢、和我伎多流麻弖、(清輔集)「あたならすたのむるさまも百代草ことの葉計みゆる君かな(夫)百代草顯昭(藻)八丁廿つゆくさ(又)菊廿四丁百夜草

もちつゝじ イハツヽジ シロツヽジ (本和)上四十丁羊躑躅以波都々之又之呂都々之一名毛知都々之(字)羊躑躅(夫)六顯季卿觀音寺にて寄ニ躑躅ニ戀といふことを俊朝朝臣「いなゝらはいひもはなたてもちつゝしやにかけたるはひこしろへとや

もちいね (撮壤)モチイネ

もちよね モチノヨネ

もちのよね (大)五丁廿二母知與禰(字)糯(和)粳毛知乃與禰(長)糯米モチノヨ子

もちぐさ 、(詩經)古訓豐草モチグサ

もぎ ムギ (本和)穬麥加良須毛岐(和)加良須牟岐

むぎともぎと通ハシイヘリ

もぐら ムグラ (本和)上四十八丁葎草毛久良(和)葎草毛久良(名)葎草モグラハヽコ(和玉)葎

もやし イネノモヤシ (本和)下四十八丁糵米毛也之

もづく (和)水雲毛豆久(延喜式)大膳毛都久

もしほぐさ 按に一物にあらず (林節)藻鹽草モシホグサ(藻)八丁四

もろかづら あふひノ條ニ見ユ

もろこし (和玉)草

もろき (和玉)萊

もえはじかみ (名)紫薑モエハジカミ

もくらに (名)木蘭モクラニ

もかきはらのね (和傳)菝葜

也之部

やますげ ヤブスタマスヽキ フカツミ (本和)上十二丁麥門冬也末須介(和)同(伊字)同(大)五十三丁也末須介一名加布寸(同)五十三丁也末須介一名タマスヽキ又フカツミ(名)草類餘糧ヤマスゲ(字)麥門冬山菅又云馬韮又云烏韮(又)葥財古反葥茄水芋山須介(和傳)麥門冬ヤマスゲタツノヒゲ(加)セウカビケ(萬)四丁廿六「山菅のみならぬことをわれによりいはれしきみは誰とかぬらん(和泉式部集)秋はなどものさきたるに山すげのさきたるをみて「おときけは人のもの思ひやますけのこゝろみかほに咲る花かな(枕)三丁廿五ヤマスゲ(同)四丁廿六

やまゑみ あまなノ條ニ見ユ

やまゑび (大)廿八丁廿二也末依比

やまついも ヤマノイモ ヤマイモ (本和)上十四丁署蕷也末都以毛(伊字)同(大)五丁七也末豆以母(和)山芋夜萬都以毛俗云山乃以毛(字)

良(伊字)麩ムギガラ(和玉)同
むぎのくろみ　(和)麥奴牟岐乃久呂美
むぎこ　(和玉)麪又麳又麵
むべ　うべノ條ニ見ユ
むまちのみ　うばらノ條ニ見ユ
むなかり　(大)卅一三十六丁無奈加利
むしろゐ　ゐノ條參考スベシ　(字)藋古官反葦也牟志呂井
むかづき　ぬかづきノ條參考スベシ　(字)蒢牟可豆支
むまたら　(延)獨活无末太良
むまくさ　(延)白芷
むまひる　(字)白芷馬比留ムマ
むなくさ　(延)白芷
むさはうど　(名)芝ムサハウド

女之部

めアラメ　(林節)和布メ(伊勢物語)「世をうみのあまとし人を見るからにめくはせよともたのまるゝかな(萬)三二十丁「しかのあまはめかり鹽やきいとまなみくしけの小櫛とりもみなくに
めど　めどぎメドギ メドグサ　(字)蓍式脂反信也高也女止(名)蓍メドギ ハトハヽキ メド(和傳)蓍實安之久佐又女止久佐(伊字)蓍メド 蓍實 楮實已上メドグサ(撮壤)蓍メドギ(和玉)蓍(藻)八四十三丁蓍實(古今)物名「花の木にあらさらめとも咲にけりふりにしこのみなる時もなく
めどぐさ　同上
めぐさ　(大)五十九丁免久佐
めはじき　(本和)上十七丁茺蔚子女波之岐(和傳)同(伊字)茺蔚子又益母又貞蔚又苦蔴メハジキ(和)茺蔚(長)茺蔚子ジユヰシ女波之岐(大)卅二四十二丁女波自紀(字)茺蔚女波自岐又云益母又益明又太禮又貞蔚格又天蔴草(名)茺蔚メハジキ上(和玉)茺又蔚又蓷メハジキ下同(藻)八四十二丁茺蔚めはじき
めかま　カマ　(本和)上廿二丁香蒲女加末(和傳)(伊字)蒻蒲又香芦マノハナ
めか　(本和)下卅七丁白蘘荷女加(和)蘘荷米加(名)蘘荷メカ
めひる　コヒル　(伊字)蘭葱メヒル僧尼令云五辛四曰云々(和玉)蒜コヒル(名)小蒜コヒル一云メヒル
めひし　(名)芰メヒシ
めしは　(大)五十九丁免之波
めづら　(大)四十六四十丁女川良(夫)爲家卿「朝露のもる山蔭のしためつらめつらしけなくぬるゝ袖かな
めなもみ　ナモミ　(和傳)鶴蝨

毛之部

も　モハ　(和)藻モ一云毛波　水菜也(名)藻モ一云モハ(伊字)同(和玉)藻八丁(萬)二四十丁「かはかみのいつ藻のはなのいつもいつもきませわかせことき

みるめ　見：
みちしば　(林節)道芝
みちふり　(大)四十丁卅三美知布利
みさくさ　(大)五丁十七美左久佐
みてくら　(大)五丁十七美天久良
みどりこ　(大)五廿二丁穀類美度利古
みどりね　(大)五廿四丁藤蔓艸ノ部美度利禰
みどりこめ　(大)五廿七丁藤蔓艸美度利古

女

みたから　いはくすりノ條ニ見ユ
みまくさ　(榮花)裳着の巻田植るさま御らんぜさする條の歌に「さみたれにもすそぬらして植る田を君か千とせのみまくさにせむ」「うゝるより數もしられす大そらをくゝにてつまんみまくさの」いね(催馬樂)飛鳥井「飛鳥井にやとりはすへしかけもよしみもひもさむしみまくさもよし」コレラハ御馬草ニテ殊

みかな　ナルベシ　(和傳)龍互美加奈
みかうり　(藻)八丁四十瓜蔕
みをへ　ヒツチ　(和玉)穭
みすゞ　(萬)二丁十二「みすゝかる信濃の眞弓わかひかはうま人さひていなといはんかも

武之部

むらさき　(本和)上丁三十紫草无良佐岐(名)紫草ムラサキ　茈ムラサキノリ　茈蔓ムラサキ　藾ムラサキ
同(和)紫草無良佐岐(萬)三丁四十一「つくまのに生流紫(オフルムラサキ)きぬにそめいまたきすしていろに出けり
むらさきのり　スムノリ　(和)紫菜无良佐木乃里(名)紫草ムラサキ　ムラサキノリ　紫苔スムノリ　ムラサキノ紫菜ムラサキノリ　アマノリ　石蓴ムラサキノリ(長)紫菜ムラサキノリ
むぐら　モグラ　(醫)葎草牟久良(大)五丁十五

牟久良(字)葎牟久良又云薮蔓牟久良
(萬)四丁五十「いかならむ時にか妹を牟久良布(ムグラフ)能けかしきやとにいりまさしめん(同)十一八重六倉(同)十九丁四十四牟具良波布、伊也之伎屋戸母、大皇之、座牟等知者、玉之可麻思乎「古今六帖たて(枕)三丁廿五やへむぐら(名)葎ムグラ　葎ウバラ　ムグラ
(和玉)葎
むぐろ　(大)四十一丁廿九牟久路
むこぎ　(本和)上丁三十五五茄牟古岐(和)
むぎ　モギ　(和)麥牟岐(和玉)麦　又穬ムギハ　又稍ムギガラ　又麥　又麩　又麮(萬)十二丁廿八「うませこしに麥はむ駒ののらゆれと猶しこふらくしぬひ兼つも(補)(三代格)天平神護二年九月大小麥(續後紀)承和六年十月大小兩麥
むぎから　むぎはら　ムギガラ　(和)稍牟岐加良麥莖也(大)八十五丁四十無支波

和）上丁卅五莎草美久利名佐久一（和）三稜草
美久（和傳）京三稜須計乃禰（加）ミクリ一説私按川スゲ里ノ子田中ニアリ（名）莎草ミクリメ サ コスゲ（林節）
薛莎也スゲ クク丶 ミクリ ミクリグサ サ（大）卅七丁十五
美久利禰（大）七十三丁六十三美久利寸
賀禰（名）葝草ミクリ（字）葝而證反草木剪彌久
利（伊字）地髮又三陵草又莎草ミクリ亦
サク（藻）八丁廿八莎草（六帖）六りみくゝ「つ
くま江に生るみくりの水はやみ
またねもみぬに人の戀しき」又
「戀すてふさやまの池のみくり
こそひけはたえすれ我やねたゆ
か（枕）三丁廿五（萬代）九有房「我戀
はなみのみくりのみかくれてね
はふと人にしられすもかな（夫）

みくりぐさ　見上

みくさ　（藻）八丁十九薄さみく（萬）一丁九
「秋の野のみくさ刈ふき宿れり
しうちの都のかりほし思ほゆ

みそはぎ　コノ艸ノ名義三十日萩也近キ田舎人ノ云ソガ方ニテハ三十日萩トイフトカタリキ又花咲テ三十日ホドハ散ズアルモノ也（本
和）上四十六丁鼠尾草美曾波岐（和）鼠尾草美曾
波木（名）鼠尾草ミソハギ（藻）八丁二十四鼠尾
草（和傳）皃尾草（伊字）同（長）水
蓼ミツタテ

みづたで　（本和）上五丁水蓼美都多大（和
傳）同（伊字）同（名）水蓼ミツタデ（公事
根源）上十五丁ミヅタデ（長）水蓼ミツタデ
（萬）十三丁四「みてくらをならより
出て水蓼を穂つみにいたり　下略

みづぶき　ミヅフキ

みづぶき　（本和）下廿九丁鷄頭實美都布々
支乃美（和）芡三豆布布木　一名鷄頭草其實
似二鳥頭一故名レ之（字）芡疾脂反蓋屋水不不
支　又云芡巨険反鷄頭水不々支　又云芰水不不支　又
孔公蕐水不不支（名）芡水不不キ　又蔿水フフキ　又
菱人ヒシノミ水フ丶キノミ（伊字）芡人ミツブキ鷄
頭草同鷄頭實蔿子天門冬上巳ミツブキ
（和傳）鷄頭實ミヅブキ都布々岐乃美（加）美（醫千）
茨ミヅブキ（和玉）同（林節）水路ミヅブキ鷄
頭草同（藻）八丁三十四鷄頭實

みつばせり　（林節）英蓉葉

みつばぐさ　ウタナ　（書言字考）表題合類大節
用集　前胡ミツバグサウタナ俗書トイヘド考ニソナフベシサキク
サノミツバノコト

みつふて　（大）卅一丁卅八美都布天

みつね　（大）卅三丁四十九美豆禰

みづぐさ　（新韻）蓶ミツグサ蘿葦同（和
玉）蔪又萋又蓍又蒔又蓁又蓅ミツグサ

みづなすび　（撮壤）澤茄子

みづき　（林節）蓨ミヅキ

みづぐき　（林節）荇ミヅグキ

みせり　（和傳）水蘄

みる　ミルメ　キミル　フカミル　ウミマツ　（和）水松美留
（名）苔コケ　ミノリ　ノリ　ミル（萬）五廿丁長歌「わ
たもなき布かたきぬの海松のこ
とわゝけさかれる　上下略

まろこすげ すげノ條ニ見ユ

まさきかづら (萬)七十一丁 皇祖神之、神宮人、冬薯蕷葛、彌常敷爾、吾反將見、今本訓誤レリ (六帖)六まさきかづら

まりげ (林節)茉莉花マリゲ

美之部

みゝたけ (字)蕈 而无反上 彌々太介

みやまぬなは ヒキノシタヒグサ ミラノネグサ (康和) (醫)細辛 美也末奴奈波 (藻)八四十二丁 細辛 みやまぬなは (字)細辛 彌艮乃禰草 又似地白 (長)細辛 美艮乃禰久佐 (本和)十六丁 細辛 美艮乃禰久佐 一名比岐乃比太比久佐 (名)細辛 マカダチ タヒ ヒキノヒ ミラノ子グサ (伊字)細辛 ミラノ子グサ亦ミツヌナハ ヒキノヒタグサ

みらのねぐさ みやまぬなはノ條ニ見ユ

みらねぐさ (延)白芷 ミラ子グサ

みら ニラ (字)葍 相力反 韮禰艮 (名)韮 コミラ ミラ タ ダミ オホミラ ミラ ヒル ラ 薤 ナメミラ ニラ

みなしごぐさ クロメグサ クロナ ヤエミ クロクサ アマナ (本和)三十丁 白薇 一名春草 美奈之古久佐一名久呂女久佐一名阿末奈 (和) (釋藥性)白薇 和名美奈之古久佐一云久呂久佐一云阿末奈 (古節)白薇 ミナシコグサ (名)白薇 ミナシコグサ ログサ アマナ 一云ク (伊字)同 (又)白密曾 ミナシログサ ルメグサ アマナ ク (又)紫草 ミナ (延)白薇 ミナシグサ ミナシログサ (拾遺)雜下 長歌 源順「秋霧にこゝろも空にまとひそめみなしこ草になりしより物おもふ事の葉をしけみ云々

みなしぐさ (伊字)紫草 ミナシグサ (延)白薇 ミナシグサ ミナシログサ

みのはぐさ ミノハ

みのは 共ニさきくさなノ條ニ見ユ

みの アキカラ ミノサ、メ ミノクサ

みのぐさ サ、ケ (大)五十七三丁 美乃久佐 (和)葟子 美乃 (字)蘘 未乃 (又)茠 未乃 又阿 非加 (伊字)襄 サゝメ草名 可レ爲二雨衣一 (字)莠 踰受 艮 又救二反上醜 又云董 多動反正也 也田乃美乃 田在美乃 このニツのみのおなじものにて田にあるをいふ歟 (名)莎草 サゝメ コスゲ ミノグサ シハ ミクリ 蘘ノ ミ 葟子ノ ミ 茠ノ ミ (林節)葟子 ミノグサ (法隆寺資財帳)蓑薦壹拾枚蓑貳拾玖枚云々 按ニ蓑ハ茠ノ寫誤ニテ葟ノ席ナルヲカク書ルニヤ又蓑ヲミノニ用タルカサラバ蓑ハ艸長ノ義ニテ製レルニヤ 和字(赤染衞門集)みのをかりてかへすとて「みかさやまふもとの露のつゆけさにかりこゝろみし野邊のみのくさ (皇大神儀式)年中行事ノ四月ノ例云々以二御笠縫内人一造二奉御笠廿二蓋一云々 茠はミノなりこは雨具のみのなりされど雨具に用るものをミノといふ故にいふ名にはあらじミノ草といふものにて作るもの故にそなさしてミノといふなるべし字鏡にあゐからといふ訓はいかなる故かしらずはたあゐからにても茠を作る歟おぼつかなし

みのむぎ (大)六十一十三丁 美乃無支

みのり ノリ (名)苔 コケ ミル ミノリ

みくり みくりね みくりすがね ミクリ ミクリネ スゲノネ スガネ カハスゲノ サク、 (本

茲(名)白蕊草マタフリグサ

またて　(大)五十五丁末多天

またかけ　つぶれぐさノ條參考スベシ(和傳)杜蘅

まきくさ　にはくさノ條ニ見ユ

まきひつみ　(大)五廿二丁萬支比川美

まきひ　(大)萬支比

まきゝよもぎ　ひきよもぎノ條參考スベシ　(延)菴蘆子ヒキマキ　カムシキマキ　マキ、ヨモギ

まひりくさ　くらゝノ條參考スベシ

まとりぐさ　同上　(醫)苦參一名末止利久左(和傳)又クラ、

まひたけ　(今昔)廿八　(林節)舞草マヒタケ(類往)同

まかやき　のうせうかづらノ條ニ見ユ

まかだち　ひきのたひぐさノ條ニ見ユ

まかこ　(字)薇无非反菜垂水也白薇萬可古

まつのこけ　さるをかぜノ條ニ見ユ

まつたけ　(類往)松茸

まめがら　(名)萁カラ　ナマエノキ　マメカラ　萁マメガラ(字)萁(和玉)萁又蕢又藿マメガラ(和)頭萬米加豆

まめのもやし　ソヤマメ　(本和)下四十二丁大豆黃卷末女乃毛也之(拾遺)物名　そやしまめ　高岳相如「いさりせしあまのをしへしいつくそや島めくるとて有といひしは　ツヤシマメのツヤシは俗にもツヤスと云ふと大方同じ心にてあざむくやうの心にてもやし豆とおなじ心ばえなるべしもやし豆は其蒔時ならぬに云々してもえしむろがあざむく意有

まめ　オホマメ　(和)大豆萬米萁萬米加豆豆莖也(和傳)生大豆末女於保末女(名)菽マメ(萬)廿廿三丁「道のへのうまらのうれにはふ豆のからまる君をはかれかゆかむ

まめつき　フキマメ　(和)大豆麨末女豆木(延)末豆子マメツキ　フキマメ　又(大)上祭式十六丁

まめのは　(和)藿(名)藿マメノハ　アフヒナヘ　アツキ

まむぎ　こむぎノ條ニ見ユ

まこむぎ　同上

まこも　マコモグサ　コモ　(伊字)菰マコモ　コモ(和玉)蔣(六帖)こも「春駒のあさる澤邊のまこもくさまことに我をおもふやはきみ(萬)十一丁卅三「まこもかる大野か原の水隱りに戀こし妹か紐とくわれは

まこもぐさ　見上

まごやし　ワラビ　(和傳)蕨マゴヤシ(加)和豆比

まゆけぐさ　(大)五

まくつね　くずノ條ニ見ユ

まくり　ひちもノ條ニ見ユ

まくりも　同上

まなかひ　あらめノ條ニ見ユ

まなかし　同上

まらたけりぐさ　ウムギナ　ヤマドリグサ　クハナ　(和)漢語抄云仙靈毗草末良多介里久佐(名)仙靈毗草マラタケリグサ(伊字)仙靈毗草又淫羊藿マラタケリグサ

信友按ニ土陰蘚ハ玉石類ナレバ乾獻ノ誤ナルカ

ほのくち ヒクチ (大)五四十六丁保乃久知

ほけのみ モケ (大)廿九卅丁保介乃美

ほら (名)芝 サハウド又ム ニ□サ ク又ホラ一名サハソ ラシ又サ クシハ

ほひる (和傳)蒴

ほくさ つぶれぐさノ條參考スベシ (藻)八四十二丁

杜蘅

ぼうたん ハツカグサ (枕)七廿三丁露臺に植られたりけるぼうたんのからめきおかしう云々(榮花)玉ノウテナ七丁さうびぼうたんからなでしこ云々(蜻蛉日記)天祿元六月ノ條西山ノ寺ヘ詣タル處ニまづ僧房におりゐて見出したれば前にませ結ひわたしてまだ何とも知らぬ草どもしげき中にぼうたん草どもいとなさけなげにて花ちりはてゝたてるをみるにと云云(今鏡)巻六七丁菊や牡丹などめでたくおほきにつくりたてゝこのみもち院にもたてまつりなどして(出雲風土記)上十四丁牡丹フミクサ按この牡丹はやぶかうじにや
信友按此草漢國ヨリ來レルモノナルベク思ハル、ニ三河國人云其國猿投サナゲ神社ナル猿投山ノ奥ノ巖澗ニモ紅白等ノ牡丹多クアリカツテ人ノ植ベキ地ニアラズトイヘリサレバモトヨリ皇國ニ在來シモノナガラ其ハ希シキモノニテ普ク世ニアルハ漢種ナルベシ○又大井川東海道ノ也三十里バカリ川源ノ山中ノ巖澗ニモ紅白ノ牡丹アリ莖ダチ高ク葩モイト大キナリトゾコハ或モノゴノミ人大井川ノ源ヲ尋ネントテ深山ニ入タル話ナリトテ篠原善一語レリ○遠江島田人服部萬歳門ニ右大井川ノ源云々ノコトヲ問タルソハ傳聞ノ誤也秋葉山ノ麓ヲ流ル、乾川イヌヰノ川上ニ牡丹多アリテ全ク件ノ話ニ違ハズトイヘリ
ぼうたんハ牡丹ナリ女房ヲにようぼうト云フ例ノ字音ノ音便也

ほうづきのね 乃爾一名金灯花 (和傳)山慈菰 保宇川支

末之部

またゝび ワタタビ (本和)下四丁木天蓼 和多 多比(和)藺醬 和多多非(又)木類云木天蓼 和多多比(大)卅六五丁和多々比(醫)木天蓼 多々比 多ノ上ニ和字脫シタルナルベシ (和傳)木天蓼 マタ比 多(加)和多々比(醫千)藺醬 マタタビ (林節)天木蓼 マタタビ

まだらうり (和)蔵類斑瓜 末太良宇利 黄斑文瓜也(伊字)同

またふりぐさ (和)白慈草 萬太布里久佐 (大)五廿八丁 艸木ノ部 夜蔓 萬太布利(和玉)

べにたけ　(類往)赭茸
へびいちご ヘビノイチゴ ヘミイチゴ　(和傳)蛇毒扁比伊知己(加)倍美乃以知古．(本和)上四十六丁蛇苺汁倍美以知古
へびのいちご　見上
へみいちご　見上
へみのほそくさ ホホ、ソミ　(字)虎掌蚺枕又蚺乃富曾久佐
へくそかづら　(和玉)薗ヘクソカヅラ(和傳)百部根保止都頁ヘクソカヅラ一名婆婦草
へうたんヒサゴ　(七十一番職人盡歌合)はちたゝき四十九番右月「むしやう聲人きけとてそへうたんのしはくゝめくる月のよねふち
へんちく　(伊字)班竹ヘンチク一名涙竹

保之部

ほゝつき　あかゝちノ條ニ詳也　(藻)八四十二丁酢醬

ほイナホ　(和玉)釆又穗又穟ホ
ほろし　つくみのいひれノ條ニ見ユ
ほろし　(藻)八四十三丁天名精しほろ
ほそくみカタホソ　ほそくさ參考スベシ　(本和)上四十二丁半夏保曾久美(和)半夏保曾久美(大)五十五丁保曾久美一名加多保曾拔萃云半夏
ほそくさホソクサ　(大)保曾久佐(延)半夏
ほそちホソチ　(本和)下　(和)熟知保曾(名)虎掌ホソチ(又)熟瓜ホソチ　信友按ニ虎ト訓シタルハオホソミノ書誤ナルベシ　掌ニホソチ(著聞集)曉行法師「山しろのほそちと人やおもふらんみつくみたるはひさこなりけり
ほそつら　(名)蔕ホソツラ
ほそからみ　(大)四十七四十五丁保曾加良味
ほそたけシノ　(字)篻志乃曾保太介
ほとホトツルホトツラ　フトツラ

ほとつる
ほとつら　(和)百部保止豆頁(大)五十一丁保度豆良(字)百部根度富(又)石長生度保(本和)上卅四丁百部根布止都頁(和傳)百部根保止川留一名婆婦草保止都頁(藻)八四十三丁ほとつら
ほとふく　(大)保登布久
ほとけのざ　(公事根源)五十丁　ほよノ條參考
ほやヤドリギ　(和)寄生夜止利木一名保夜(名)蔦ホヤ(和玉)同(又)辟ヤドリギ
ほよ　ほやノ條參考スベシ　(字)蔦都交反寄生保與
(萬)十八卅七丁(散木)俊頼「ふし柴にやとれるほやのおのれのみときはかきはに物をこそおもへ
ほしはじかみ　(和)乾薑保之波之加美(名)乾薑ホシハジカミ
ほしなのみ　(大)廿六十四丁保之奈乃美
ほしわらびワラビ　(字)土陰孽保志和頁比

野べを匂はす

ふぢな ナタ ソナ　（本和）上四十九丁蒲公草布知奈一名多（和傳）蒲公草布知奈（加）（名）奈 そな

蒲公草フヂフヘ 一云タナ　構褥草同（伊字）

蒲公草タナ亦フヂナ（大）五十三丁布知奈（和）

蒲公草不知奈一云太奈

ふじかむろ　（大）五廿六丁布自加武呂

ふかつみ シノノヒ タヒクサ　うしのひたひぐさ　かつみ　つかつひ　つ參考スベシ

（字）石龍芮不加豆瀰又云牛乃比太比一又地椹又彭根又天（本和）上廿八丁石龍芮之々乃比多比久佐一名布加豆美都（名）石龍芮フカツミ（伊字）同（大）五十二丁布加豆美也末須介多末須々紀

ふかみぐさ ヤマタチバナ ハツカグサ　（本和）上卅二丁牡丹布加美久佐一名（和傳）同ニ字音ボウタントモ也末多知波奈（伊字）同鹿韮同鼠姑同百兩金以上三名フカミグサ亦名ヤマタチバナ（和）牡丹布加美久佐（藻）八十二丁（延）牡丹フカミグサ（大）五卅一丁布加美久佐（同）七十六五十七丁布加味禰（同）七十六六十七丁布加味（新

古今）八小本二丁六條の攝政かくれ侍て後うゑ置て侍ける牡丹の咲て侍けるを折て女房のもとよりつかはして侍ければ太宰大貳重家「形見とてみれは歎のふかみ草なに中々の匂ひなるらん（夫）山橘（名）鹿韮フカミグサ

ふかみる ウキミル ウミマツ　ミル（万）二十九丁「つぬさはふいはみのうみのことさへく辛のさきなるいくりにそ深海松ミルおふる云々

ふほゝてぐさ　そゝきノ條ニ見ユ

ふたまかみ　つふれぐさノ條ニ見ユ

ふとつら ホト ツラ　（本和）上卅四丁百部根布止都良

ふとむぎ　かちかたノ條ニ見ユ

ふとまめ　同上

ふつくさ　下ノふゆき合考スベシ　（本和）上卅七

葈菜布都久佐（和傳）葈菜不川久佐（大）五十五丁

布都久差（伊字）龍葵菜草フツクサ　葈フツクサ菜葈葱冬葱フユキ（延）白頭翁フツクサ　信友按ニ遠州ニテ歯コボシト云モノアリト或人イヘリ

ふゆき　（和）冬葱布由木（名）冬葱フユキ（伊字）葈菜又葈葱又冬葱フツクサ フユキ

ふゆとち　かくまぐさノ條ニ見ユ

ふゆくさ　（和玉）𦯶フユクサ

ふくべ ユウガホ　（大）五廿八丁布久倍一名由布加保（新韻）瓢瓠也フクベ（源）夕顔（宇拾遺）（枕）三廿七丁ゆふがほ

ふす　いらゝぐさノ條ニ見ユ

ふさはじかみ　なるはじかみノ條ニ見ユ

ふでつくさ　（藻）八九丁ふでつくさ土筆

ふうき　ふゝきノ條ニ見ユ

ふき　同上

倍之部

べにのはな クレノアヰ　かくれのあゐノ條ニ見ユ

ヒズキモ(伊勢語)むかしをとこ有けりけさうしける女のもとにひじきもといふ物をやるとて「おもひあらはむくらの宿にねもしなんひしきものには袖をしつゝも」

ひかげ　ひかげつる ヒカゲ ヒカゲクサ
(和)蘿比加介(名)蘿ヒカゲゴケ(大)八十四丁非加介久差(古語拾遺)(六帖)六ひかげ「ときはなるひかけのかつらけふしこそ心のいろにふかくみえけれ」又「人しれぬこゝろを君におく山のおもひかけてふ草も生けり(土御門御集)「神代よりくもらぬ空の日かけ草たえぬ末とはてらさゝりけり(枕)三廿五丁(同)四廿六丁(同)五十九丁(中務集)こだに日かげをつゝみて給はせたりしに云々 此詞書歌どもこだにノ條ニ擧

ひたちぐさ　(林節)常陸草

ひなぶり　(大)五卅五丁比奈布利　藤蔓草ノ部

ひぶなり　(和玉)蘿

ひこばえ　(和)蘖纂要云斬而又生曰レ蘖魚列反和名比古波衣(和玉)䅭(曾丹集)二月中「あら小田の去年の古跡のふる蓬今は春へとひこはえにけり」新古今春上ニモ入レリ

ひさしきこけ　(和傳)土馬騣比佐之支己計古墻垣上有レ之

ひさしきよね フルキヨネ　(和傳)陳廩米比佐之支與禰(加)布留支與禰

ひくち　ほのくちノ條ニ見ユ

布之部

ふゝき フウキ フキ　(本和)下四十丁梠莖菜布々岐(和)園菜類蕗布々(字)蕗不々支蕗木同(名)蕗フキ(和玉)蘮フキ(和傳)梠莖菜不宇支

ふゝるね　(大)卅一卅七丁布々留禰

ふぢ　(和)藤布知其子狼跋子(名)藤フヂ 藟カヅラ フヂ(和玉)藤又藟又虆又欒フヂ(萬)三卅三丁「藤浪のはなはさかりになりにけり(萬)十六布自加武呂(續紀)奇藤

ふぢかづら　(本和)下一丁黄環布知加都良(伊字)同(和傳)同

ふぢのみ　(本和)上四十七丁狼跋子布知乃美(伊字)同(和傳)同(藻)八三十四丁ふぢのみ狼跋子

ふぢばかま ヲニ　(和)蘭一名䒬布知波賀萬(名)蘭フヂバカマ アラヽギ ビル 子(又)䒬フヂバカマ カチ(伊字)蘭フヂバカマ藤袴萬葉 新撰萬葉集曰蘭一名䒬 水香同前澤草同蒸同茎同(六帖)ら「みな人のそのかにゝほふ藤はかま君の御のたをわたるけふ」 めつらイ おもふに御のたりイ 又「折人のこゝろのまゝにふちはかまむへもいろこく咲てみえけり」 ふかくに ほひたりけりイ 又古今集「なに人かきてぬきかけし藤袴くる秋ごとに

ひるむしろ　ひるもヒルムシロ ヒロモ（大祓）含紫菜比流毛（救荒本草）含子菜
ひろも　同上
ひろめ　えびすめノ條ニ見ユ
ひつじぐさ　（本和）上三十丁白鮮比都之久佐（伊字）同（和傳）白鮮皮比川之久佐
ひつぢ　おろかおひノ條ニ見ユ　（和玉）穭
ひさご ヒサゴ ヒサグ ヒサゴウリ　（延）土瓜ヒサゴ（和玉）瓠又瓢又葫ヒサゴ（類往）瓠ヒサゴ（和傳）王瓜ヒサゴウリ乃爾（加）比佐久 花白花下結レ子如ニ彈丸ー圖經曰花黃謂ニ之比佐久ー（本和）上卅四丁王蒖比佐久（更科日記）ひさご
ひさごつぶり　（林節）瓠禿ヒサゴツブリ
ひさごうり　見上
ひさぐ　見上　（本和）上四三十丁王蒖一名菲芴比佐久
ひさごつらヒサゴツラ　（大）比差古川流（本和）上四十八丁烏蘞苺比佐古都良（和傳）同（伊字）同

ひさごナリヒサゴ　（紀）十一十九丁（十訓抄）一十二丁　（同）七丁なりひさご
ひらむばら　（大）五廿四丁比良無波良
ひらき　（名）蒜ヒラキ オホビル　ヒル
ひらゝね　（大）卅六丁十二比良々禰
ひらたけ　（林節）平茸ヒラタケ（伊字）菌茸ヒラタケ（類往）平茸（宇拾遺）
ひらまめ　（和傳）藊豆比良末女（加）阿知牟女
ひとつば　いはのかはノ條ニ詳也　（林節）石葦ヒトツバ（和傳）石葦ヒトツバ又イハガシハ（加）伊波乃加波　伊波久佐
ひともじ　ウツボグサ キ岐之部ニ在　（和傳）葱實（和玉）蒴又葱ヒトモジ（林節）葱葱同ヒトモジ（七十一番職人盡歌合）一もじうり四十一番左戀「こひといふひともじゆゑにいかにしてかきやるふみのかすつくすらん
ひとつひる　（和）獨子蒜比止豆比流（名）獨子蒜ヒトツヒル（伊字）同

ひとよだけ　（名）朝菌ヒトヨダケ
ひともとぎく　かはらおはぎノ條ニ見ユ
ひとひこ　（字）萷正頑力反附子也借鉏力反一比古　ちい
ひこナルベシ
ひゆ　（本和）上卅五丁莧實比由 又云馬莧字萬比由（字）蕒蔃二作ル位反草器又赤莧比由（名）蕒ヒユ（又）莧同　（長）莧菜ヒユ
ひう　（和玉）莧ヒウ
ひね オクテ イネ　於之部ニ在　（伊字）晩稲ヒネ子
ひえ ヒエツミ　（和）䄺衣比（字）稗江比（和玉）稗又稷又蕒又秀ヒエ（大）五廿三丁比返都美（萬）十一十二丁「打田にも稷は數多にありといへどえらえれしわれそよるひとりぬる
ひちも マクリ マクリモ　（大）廿八廿四丁比知母今云萬久利（同）卅五丁四萬久利
ひちかづら　（字）蘲止仁反茀（茀イ）比地加豆良
ひずきも ヒジキ ヒジキモ　（和）鹿尾藻比須木毛（攝壤）鹿尾藻ヒジキ ヒズキモ（名）天味菜

池に生るひしの下ねのなかれこそすれ

ひしのは　（和傳）菱實（伊字）同

ひじきも　ひずきもノ條ニ見ユ

ひじき　上同

ひしごめ　（和玉）菰

ひきのひたひぐさ　ひきしたみ

ひきのしたみ　ヒキノシタミ　ミラネ　アブラネ　ミラマ　カダチ　サ　ヒキシタミ　アヤマヌナハ　ミラノネグ　ミラノネグサ（本和）上十六丁細辛 美良乃禰一名比岐乃比太比久佐（和）細辛 美良乃禰久佐一云比木乃比太比久佐（名）細辛マカタチ ヒキノヒタヒ（大）廿五十七丁比支乃之太比 ミラノネグサ（同）五十七丁美良々禰一名比支乃比太比（同）廿五十三丁美良乃禰久差（和傳）細辛比岐乃比太比又美也末奴奈波（加）三頁乃禰久佐

ひきよもぎ　ひらよもぎ　ハヽコグサ　ハヽコマ　キヽヨモギ参考スベシ　（大）五十四丁比支子與母記（字）菴蘆子 蕳茵使蕳殖又大蓬比支與毛支（和傳）菴蕳子 比支與毛支一名波古（又）茵陳蒿 一名青蒿ヒキヨモギ又カラヨモギ（延）茵蔯蒿ヒキヨモギ（名）馬先蒿ヒキヨモギ　爛石蒿同 茵陳蒿同 纂藺蒿同（和）馬先蒿 比木與毛木一名爛石草

ひきをこし・（大）廿七丁比支袁古之（林節）延命草ヒキオコシ

ひきまき　（延）菴蘆子ヒキマキヨモギ　又カムシキマキ　ひきよもぎ　はゝこぐさ　参考スベシ

ひきおこし　（林節）延命草ヒキオコシ　◎重出

ひめかゞみ　カヾモ　ハナワラ　（本和）上廿三丁徐長卿 比女加々美（和）除長卿 比女加々美（醫）加加毛（和傳）徐長卿 比女加々美又波奈和頁又加々毛

ひめくさ　（大）卅四五十一丁比女久佐

ひめゆり　リユリ　（六帖）六ゆり「夏の野のしけみに咲るひめゆりのしられぬこひはくるしかりけり（土御門御集）「庭のおものつちさへさくる夏の日にひとり露けき姫ゆりのはな

ひくさ　あやめぐさノ條ニ見ユ

ひるむしろ　ハマゼリ　（字）蛇床 比留牟志呂又云蛇粟又蛇米又虺床又思益又繩毒又墻靡（本和）上廿三丁蛇床子 比留牟之呂一名波末世利（伊字）同（名）葈ヒルムシロ（長）蛇床子 比留牟之呂（藻）八四十三丁ひるむしろ繼子草（枕）三廿五丁ひるむしろ

ひる　ヒルサキ　オホヒル　ひろつき同物なるべし　（和）蒜 比流又云蒜顆 比流佐木（大）廿八二十一丁比流禰（和玉）葫又蒜ヒル（名）葱キ ヒルツキ ナ、ニラ 蒜ヒル ヒルヒラキ オホ蒜 オホミラ ナメミ ニラ 薤 ヒル 蔦ヒル（應神紀）歌六丁伊弉阿藝、怒珥比蘆菟彌珥、比蘆菟獼珥、和餓喩區瀰智珥云々（景行紀）蒜

ひるつき　（和）搗蒜 比流豆木（萬）十六十八丁「ひしほ酢にひる搗かてゝ鯛もかもわれにな見せそ水葱のあつもの

ひるさき　（名）蒜顆ヒルサキ（和）蒜顆 比流佐木（伊字）蒜顆ヒルサキ 顆同

の沼の花かつみかつみる人の戀しきやなそ古今戀四

はなわら ヒメカヾミ カヾモ ひめかゞみノ條ニ見ユ（和傳）徐長卿 波奈和良又比女加々美又加々毛

はとくさ　はなたき ハナタキクサ ハルクサ クロ（字）大靑 波止草（藻）八二丁四十大靑（和）本草 大靑 和名波止久佐一云久流久佐（和傳）大靑 波止久佐久呂久佐（加）久留久佐

はどかみ　（大）卅九丁十九 波度加美

はじかみ クレノハジカミ ツチハジカミ アナハジカミ ハジカミ 久之部ニ在（和）乾薑 保之波之加美（名）薑 クレノハジカミ ツチハジカミ 谷云アナハジカミ ナルハジカミ 生薑和名同上

はじかみ　（攝壤）粃 ハジカミトアリ 和名抄

はじゆす　（大）卅六丁十 波自由須

はしくさ　（延）大靑 ハシクサ

はくるめ　（大）五丁十 波久流女

はくさ　（字）葈 波久佐（名）莠 ハクサ アシ（和玉）莠

はたすはみ ソバノミ ムキ クロムギ ソバ くろむぎノ條ニ見ユ

はたつみ　（大）五十五丁四十八 波多川美

はたつもり　（夫）（六帖）

はたすゝき スキ、（萬）一 廿一丁長歌 阿騎乃大野爾、旗須爲寸、云々

はたけぐさ　（延）連翹

はりをね　（大）卅九丁十九 半利袁禰

はりたけ　（林節）鍼茸 ハリタケ（類往）鍼茸

はひろらね　（大）七十九丁四十 波比呂良禰

はら　（字）萩

はえぐさ　（字）大戟 念比須一云 波衣草 澤漆 大戟苗生時 波衣草苗

はつかぐさ ボウタン 牡丹ナルベシ（詞花）春 關白「咲しより散はつるまて見しほとに花のもとにて廿日經にけり 此歌ハ白詩牡丹第二 花開花落二十日 一城之人皆如レ狂トアルニ據リ玉ヘル也（藻）八丁十二 はつか草牡丹（詩經）古訓ニ芍藥チハツカグサトヨメリ

比之部

ひゝらぎ ハヒシハ 木ニ入ベシ（本和）上丁廿六 黃芩 比々良岐一名波比之波（名）芩 ヒヽラギ、黃芩 ヒヽラギ（和）黃芩 比々良木楊氏漢語抄云杠谷樹一云巴戟天（和傳）黃芩 比々良岐一名波比之波（伊字）同

ひゝらぎ　（延）大戟 はやひとぐさノ條參考スベシ

ひし　（本和）上丁廿九 芰實 比之（字）芰 渠知反 云 蔆 又云菱 亡伯反 水中ノ菜也 比志 也比志（同）藻蔆 二作菁 道反 水菜藻比志 蔆 比志（長）芰實 ヒシ（新韻）蔆 ヒシ（和玉）芰又蔆又菱又蕿又蔾又茨 ヒシ（名）菱 ヒシ 菱子同 菱人 ヒシノミ ミツフ、キノ蓤 ヒシ ミシ 薢茩 ヒシ（類往）菱 ヒシ（萬）七丁廿三「きみかためうきぬの池に菱とるとわかそめしそてぬれにたるかも（同）十六丁廿八「豐國乃、企玖乃池奈流、菱之宇禮乎、採跡也妹之、御袖所沾計武 六帖 ひし（六帖）「あすへてはこゝろほそみの

木槿ナ「ハチス」「オホハチ」ストモ云コノ歌ニヨメルはちすヨクカナヘリ異本ニよもぎが花トアルハイカニアヤマリケムヨモギノ花ニテハ歌ザマキコエズ

はちすは　（和玉）芙又蓉又荷又蕖又蓮又菡又藕（ハチス）（名）芙蓉（ハチス）芙蕖（ハチス）藕（ハチスノ子／キハチス）荷（ハチスノハ／ハチス）茄（ハチスノクキ／ハチスナスビ）菡（ハチスコクハ）（類往）藕（ハス）

はちすのみ（ハスノミ）　（本和）下廿九丁藕實波知須乃美（和傳）同（大）廿五十六丁波知壽乃味（源氏）手習はちすのみ（字）菂蓮乃實（和玉）蓮（ハチスノミ）（名）蓮（ハチスノミ／ハチ）芍（ハスノミ）（長）藕實（ハスノミ）（藻）八四十三丁藕實（はちす）

はすのはな　（和玉）菡（ハスノハナ）（名）菡萏（ハチスノハナ）（又）蔤（ハチスノハヒ／ハチスノハナ）

【補】（紀）推古七年七月瑞蓮生ニ於劔池一莖二花（續紀）寶龜八年六月一莖二花（三實）貞觀十二年七月一莖二花

はちすのはひ（シノハス）　（和）蓮蔤類波知須乃波比

（延喜式）内膳荷葉椎葉七十五枚波斐四抱半云々（後撰）「はちすはのはひにそ人はおもふらん君をは戀ちの中におふれは（名）蔤（ハチスノハヒ）（類往）蒻（ハチスノ子／ハチスノハナ）蒻（ハチスノハヒ）荷蔤（ハスハイ）（藻）八十四丁荷ノ根也　後撰集新抄別記に考アリ

はちすのくき　（和）茄波知須乃久木（字）芳葪二作郎六反香菜荷乃久木又云蔤美筆反荷本乃白久支（和玉）茄（ハチスノクキ）（名）茄（ハチスノクキ／ハチスナスビ）

はちすのね　（和玉）蔤又藌又藕（名）藕（ハチスノ子／キハチス）蓮藕（ハチスノ子）（長）藕根（ハスノ子）

はちすのは　（萬）十六十九丁「ひさかたの雨もふらぬか蓮荷（ハチスバ）にたまれる水の玉にしむみむ（古今六帖はちす）（六帖）はちす「はちすはのにごりにしまぬ心もてなにかは露を玉とあさむく（古今集）（大）十五八十六丁

（名）遐（ハチスノハ）荷（ハチス）ハノ荷葉（ハチスノハ）

はぎ（シカナキグサ／コハギ）　（萬）三五十三丁「かくのみにありけるものを芽子（ハギ）のはなさきてありやととひしきみかも（同）一十三丁（和）鹿鳴草又萩（名）萩（ハギ）芽（ハギ）芽子（ハギ）（又）蕭（ヨモギ／ハギ）（和玉）萩又蕭（菅萬）十丁芽（ハギ）（又）秋芽

はなすゝき　すの部に在　（名）薄（ハナススキ）ス、キ　花薄（ハナススキ）芋（ハナス、キ／ナマキ）

はなたき（ハトクサ／クルクサ）　（大）五十七丁久流久佐一名波奈多支

はなくさ　（大）五十八六丁波奈久佐

はなだぐさ　（大）六十一十二丁波奈多久佐　ハナタ草ハ月草ノコトナチイフ歟長門國人ハ月草ノコトヲハナタト云ナリコレハナノイロ花田イロナレバ歟考フベシ

はながつみ　（萬）四四十三丁「をみなへしさき澤におふる花勝見（ハナガツミ）かつみもしらぬ戀もするかな（六帖はながつみ）（六帖）はながつみ「みちのくのあさか

俳諧寶方朝臣「みかのよのもちひはくはしわつらはしきてはよとのにははこつむなり

はふこ　(林節)這孤又菴蘆子

はふてかづら　(少彦名命乃遺法)波婦弖加津良

はふべら　はこべら參考スベシ　(字)薞波不邉頁

はみ　オニノヤカラ ネギクサ　おにのやからノ條ニ見ユ

はみくさ　同上　(本和)上三十三丁續斷波美一名於乃也加頁

はかた　(字)續斷　おにのやからノ條參考スベシ

はか　(本和)下三十八丁薄蘠(和)葷蒜類養生秘要云薄荷波加(名)薄蘠ハカ

はかつみ　(大)五十二丁十七半加豆美　半八乎ノ誤乎

はねず　(萬)八丁廿六大伴家持唐棣花歌一首「なつまけてさきたる波禰受久方の雨打零はうつろひなむか(同)四丁四十「おもはしといひてしものを翼酢色之ハネズイロノうつろひやすきわか心かも(同)十一丁四十一「やまふきのにほへるいもが翼酢色のあかものすかたいめに見えつゝ(天武紀)廿九十四年明位以下進位以上之朝服色淨位已上幷朱華此云波泥孺

はやひとぐさ　ひゝらぎノ條參考スベシ　(藻)八丁四十木芙蓉(本和)上丁卅九大戟波也比止久佐(和傳)大戟波也止久佐(加)波也比止久佐加爾比(和)大戟波也比止久佐

はやひとぐさのめ　はえくさ參考スベシ　(本和)上廿九丁澤漆波也比止久佐乃女(和傳)同(延)澤漆(藻)八二丁四十澤漆はやひとぐさ

はやひとぐさ　(本和)上丁廿五旋花波也比止久佐一名加末(和傳)同(和)旋花一名美夜比止久佐旋音䟶和名波草(名)美草ハヤヒトグサ(又)旋花ハヤヒトグサ(字)旋復花須萬比止久佐本草云早人草

はかりぐさ　つかりぐさノ條ニ見ユ

はひしは　ひゝらぎノ條ニ見ユ　ヒヽラギ　(本和)上丁廿六黃芩比々良岐一名波比之波黃芩比々良木

はこべら　はくべら　はこべ　ハコベラ　(本和)上六丁四十鷄腸草一名蘩蔞波久倍良(公事根源)上十五丁はこべら(和)蘩蔞八久倍良(字)䔧五勞反蘩縷細草波久邉良又云蘩蔞波久邉良(又)菸波不邉良(名)蘩蔞ハコベラ ハクベラ(長)鷄腸草ハコベラ(和玉)蘩ハコベ シロヨモギ　ウキグサ

はこみら　(大)廿七丁十六波古美良

はこもの　(醫)葫蘆ハコモノ　太平御覽之一瓠蘆ヲ引タリ

ばせをば　(本和)上四十九丁甘蕉波世平波(和)芭蕉平波發勢(名)芭蕉バセヲバ 和バセウ

ばせをばのみ　(醫心)波世乎波乃美

ばせをのね　(和傳)甘蕉根波世宇乃(加)禰波

はちす　世乎波乃美　(和泉式部集)「さなくてもさひしきものを冬くれははちすの垣もかれ〳〵にして信友按ズルニ世ニ

リ僻事也是ハ伊勢國ノミクマノ
ノ浦也又クマノヽ浦トモイヘリ
クキニツキタルハノオホク重リ
テ薄クヘカルヽナリ人丸モ浦ノ
ハマユウモヽヘナルトヨメリ大
嚮ノ時ハ鳥ノ足ツヽムトテ伊勢
國ニメサルヽ也ソノスガタ芭蕉
葉ノヤウナル草也艶書カクモノ
也思コト叶トイヘリヤスキ事ナ
レド世人ミナ紀伊國トオモヘル
云々能因坤元儀云々ミクマノヽ
浦ハ紀國ニアリ彼浦ニハマユフ
アリト云リ又熊野ヘ參人ニ道命
ガオクル歌云「ワスルナヨワス
ルトキカハミクマノヽウラノハ
・マユフウラミカサチン」此等ノ
心ハ紀國ノクマノ浦トキコユ如
何云々（枕）三廿五下　（夫）濱木綿後成
「み熊のヽ濱ゆふわけてさくすセイ
みれかさねといろのむつましき
かな

はまをぎ　（萬）四十四下「かみ風のい
せの濱をきをりふせてたひねや
すらむあらきはまへに

はまも　なのりそもノ條ニ見ユ

はまはひ　（名）蔓荊ハマハヒノキ　ナマエオドロ　サルトリ　小荊ハマハヒ　ナマエノキ

はまなすび　（字）牡荊實

はまふぐら　はまたかなノ條ニ見ユ

はまひるしヒ　（和）玉蔟

はまふき　（和傳）木防已波末布木

はまクルベキナ　トコロ　クルベキクヒ　ヤマトコロモ　ヤナく　ヤマシろ　（延）典藥唐使僕奈八下（名）蕈
べきぐさノ條ニ見ユ　ハマタカナ　ハマナ　はまたかなノ下考ベシ

はまぐりヒオ　（本和）上廿七下貝母波々久利
（和）同（字）貝母於比一云波萬久利　萬ハハノ誤也
（大）五一下波々久利名茵ハヽグリイチビ

ははき　はゝきぐさ　ハヽクサハウキグサ
（大）九十六下波々支久左（撮壤）蒂草ハヽキグサ（和玉）蒂ハウキグサ（又）苕ハウキグサ
（字）葶又芇（和玉）茺ハヽキ　箒又葶又
箒

ははこ　はゝこぐさ　ハヽコグサ　ヒキヨモギ
（本和）上十七下菴䕡子比岐與毛岐一名波々古（同）上
三十四下馬先蒿波々久佐（同）廿四下茵蔯蒿一
名馬先蒿比岐與毛木（大）五四下比支與母
記（和）菌陳蒿比岐與毛木（和傳）馬先蒿
ハヽコグサ　味甘花紅白色八九月採（和）菴䕡子波々古
（又）馬先蒿比木與毛木（長）菴䕡子エンロシ波々古
（名）葎草モグラハヽコ（又）䕡子ハヽコ（藻）
八四十三下馬先草はゝこ草（又）四十下母子草ハヽコ
（文德實錄）一卷嘉祥三年五月壬午
云々此間田野有レ草俗名ニ母子草一
二月始生莖葉白脆毎レ屬ニ三月三
日一婦女採レ之煎擣以爲レ餻傳爲ニ
歲事一云々（曾丹集）上三月「はゝこつ
むやよひの月になりぬれはひら
けぬらしな我宿のもゝ（後拾遺）

動植名彙卷三

草類

波之部

はまあかな アマアカナ ウタナ ノセリ 阿之部ニ在

はますかな ハマニガナ (本和)上十九丁 防風 波萬須加 波末須加奈一名波末爾加奈 (和)防風一名屏風 波萬須加 奈一云波萬爾加奈 (大)廿五丁三 波萬須加奈(同)五丁一 波萬邇加奈(長)防風 波末須加奈

はまにがな 見上

はまおほね (延)防風 ハマオホ子

はませり ヒルムシロ (本和)上廿四丁 蛇床子 比留无之呂一名波末世利

はませり はまたかな ハマタカナ アシナヅナ

(大和)上卅八丁 亭藶 波末多加奈一名阿之奈都奈一名波末世里 (和傳)同(和)同(字)亭藶 上池經反 下力亦反 波萬太加奈 在海濱 (又)亭藶子 波萬太加奈 (名)本草 和名云 葶藶 ハマタカナ (又)蕈 ハマタハマ

はまたかな (藻)八四十一丁 防風

はまたかな ハマフクラ (本和)上廿一丁 天名精 波末多加奈一名波末布久良 (長)天名精 波末多加奈

はまからし (延)亭藶子

はまさゝげ (本和)上廿二丁 雲實 波末佐介 (和)同(大)五三十七丁 木ノ部 波萬左々介

はまにれ (本和)上卅九丁 蕘花 波末爾禮 (和)同(和傳)同(名)蕘花 ハマニレ (和玉)蕘

はまつゞら (萬)十四丁五「するかの海おしへに生る濱つゝらいましをたのめ母にたかひぬ(夫) 後九條内大臣「戀をのみするかの海のはまつゝらゆふ波かけてひるひまもなし(藻)八廿七丁 鞭草

はまびし (本和)上十九丁 蒺藜子 波末比之 (和)蒺藜 波萬比之 (字)蒺藜子 波嘛比志 (名)蒺藜 ハマビシ ムバラ (長)蒺藜子 波末比之

はますみ (大)五廿五丁 波萬須美

はまちくさ 下ニはまちアリ (大)卅三四十九丁

波萬知久佐乃禰

はまゆり (萬)四十四丁

はまち 上ノはまちぐさ參考スベシ (枕)三廿五丁

はまゆふ (萬)四十四丁「みくまぬのうらのはまゆふもゝへなすこゝろはおもへとたゝにあはぬかも 人麿 云ハマユフは芭蕉に似たる物歟(拾遺)下 戀 屏風にみくまのゝかたをかけるところに 兼盛「さしなから人の心をみくまのの浦の濱木綿いくへなるらん 同顯 昭注 此歌ハ萬葉ノ「ミクマノ、ウラノハマユフイクカサ子ト云歌ヲ本ニテ讀也ミクマノトハアル人ノ云ククマノ也熊野ノウラニアルハマユウ也大饗ノカイシキニスル物也カサナリテイクヘモヘダヽル草也ト侍リ但顯昭傳承侍リシハミクマノト云ニツキテ世人多紀伊國ノ熊野浦トオモヘ

ねぐさ　かはねぐさノ條ニ見ユ

ねずたけ（林節）鼠茸

ねずて（類往）鼠子チズテ

ねかづら（和玉）薢

乃之部

のゝえ（本和）下卅七丁假蘇乃々衣

のらえ　いぬえノ條ニ見ユ

のらまめ（和）野豆乃良末女

のらよもぎ　ゑろよもぎノ條ニ見ユ

のせり　うたな（本和）上卅七丁前胡宇多奈一名乃世利（藻）八四十三丁前胡のぜり

のせり　あまあかな　はまあかな（本和）上十六丁茈胡乃世利一名波末阿加奈（和傳）同（名）茈胡ノセリ一云ハマアカナ（藻）八

のし　ゑをにノ條ニ見ユ

のはり　つちばりノ條ニ見ユ　ぬは

のかゝみ　かゞむ一ノ五十八ノ條ニ見ユ

のかゝむ　同上

のかゝも（本和）上卅四丁爵床醫心方和名乃加々毛（和傳）爵床乃加無（加）野加々毛

のうせうのかづら　ノウセウカヅラノ　ヤカヤキ　ウセウマカヤキ

のうせうかづら　のうせう（和）紫葳（醫）紫葳乃宇世宇乃加豆良（醫家千字文）似陵霄ノウセウカヅラ（伊字）ノウセウ陵苕ヤカヤキ マカヤキ（本和）上五十八丁紫葳末加也支（名）陵苕マカヤキ一云農セウ

のまめ（伊字）豌ノマメ（新韻）豋ノマメ野豆同豍同豌同（名）豌豆烏官メ豍豆ノメ　ラマ豋カ、野豆（和玉）菽

のぐさ　のぜり参考スベシ（藻）八四十二丁茈胡

のほし（大）五十二丁乃甫之

のすくり（大）卅六七丁乃須久利

のもかひ（大）五十五八十四丁乃母利比

のもけ（大）六十四廿八丁乃母介

のさらし　ヤマサラシ　オホウバラ（大）八十十八丁乃差良之

のそらし　ウグヒスノサルカキ　サルトリウバラ　サルカキ（字）蒿莽乃曾良自（又）拔葜乃曾良自一云佐留加支

のえび（大）八十六四十五丁乃依比

のげ（和玉）穖又䅗又穬

のぎ（曾丹集）中七月「我まもる中ての稲ものきは落てむらむら穗さき出にけらしも（字）芒乃支（和玉）禾又秥又穖又稜又秕又稴又秖・巳上ノギ（名）芒ノ、シノ于サ、

のぎさき（和玉）秒又穎

のたら　うどノ條ニ見ユ

のつち　あやめたむ参考スベシ（藻）八四十三丁地楡ミノリ

のり　ミノリ（名）苔コケミル　ノリ（和玉）苔ノリ

の（和玉）篦

にんにく　（諸食禁好集）三歸撰　葱蒜
にところ　ところノ條參考スベシ　（藻）八四十二丁萆薢
にわらび（のカ）　（藻）八四十二丁狗脊
にの　みの參考スベシ　（字）袠

奴之部

ぬみぐすり　えびすぐすりノ條ニ見ユ
ぬみぐさ　あやめノ條ニ見ユ
ぬかつき　ほかゞちノ條ニ見ユ
ぬかご　（本和）下五十五丁零餘子（長）零餘子ヌカゴ
ぬかえ　いぬえノ條ニ見ユ
ぬはりぐさ　ツチハリノハリ　（本和）上卅四丁王孫奴波利久佐一名乃波利（藻）八四十三丁王孫ぬはりぐさ（和傳）王孫乃波利奴波利（加）奴波利久佐
ぬばのみ　（本和）上四十二丁鬼臼一名爵犀一名雀草奴波乃美（和傳）同
ぬなは　ネヌナハ　ウキヌナハ　ナハ　メナヌナハ　（本和）下卅八丁蓴奴奈波（字）蓴蒓茆三同補各反萓蘘荷也浦穗也借視倫反平奴奈波（和）蓴沼奈（大）五九丁（伊字）波蓴子ヌナハ（名）蓴ヌナハ（長）同（書）十六丁彌豆多摩蘆、豫佐彌能伊戒珥、奴那波區利、云々
ぬえぐさ　（古）　（藻）八四十三丁薺泥ぬえぐさ

禰之部

ねなしかづら　ネナシグサ
ねなしぐさ　（本和）上十八丁菟絲子禰奈佐之久（字）菟絲子禰奈志之彌（大）五廿四丁禰奈之加豆良（同）卅五一丁同（伊字）菟絲子子ナシカヅラ（和玉）菟子ナシカヅラ蓎同（藻）八四十三丁菟絲子　ねなしかづら（長）菟絲子禰奈之久佐（六帖）ねなしぐさ「わか世しもちよにあらめやねなしきイ草たはれやせまし身のわかいとき」
ねあざみ　にひまぐさノ條ニ見ユ
ねびる　（和）澤蒜禰比流生水澤中葉形氣味不異家蒜（名）蘭フヂバカマラキ子ビル　ア蘮子ビル　澤蒜子ビル　蒔子ヒル
ねぬなは　ヌナハ　ウキヌナハ　ナメヌナハ　（六帖）ねぬなは「かくれぬの底より生るねぬなはのねぬなはたてしくるないとひそ」又「戀をのみますたの池のねぬなはのくけはそ物のみたれともなる」
ねいも　（林節）根芋
ねぎ　（拾芥）六九丁慈葱子ギ（倭尼令）八丁慈葱子ギ
ねぎぐさ　おにのやからノ條ニ見ユ
ねつこぐさ　（萬）十四廿六丁「芝つきのみうらさきなるねつこ草相みすあらはあれ戀めやも」（藻）八五丁
ねつらぐさ　（六帖）ねつらぐさ「見うらさきなるねつら草あひみさりせはわれ戀めやも」
ねはらぐさ　かはらふぢ　（延）黃芪

名(六帖)にこぐさ「いるしかをとむる川邊のにこ草の見わかきか上にさねしこらはも(藻)八丁卅九爾許草

にがな　えやみぐさノ條ニ見ユ

にがな　つばひらぐさノ條ニ見ユ

にがな　くらゝノ條參考スベシ　(延)苦參一名爾加奈

にがうりのほぞ　(本和)下丁卅瓜蒂(和傳)同

にがひさご　(本和)下丁卅八苦瓠

にがせり　かくまぐさノ條ニ見ユ

にがふゝき　(大)卅二丁四十爾加布々支

にがちさ　ちさノ條ニ見ユ

にがたけ　茸　(古今)名物(空穗)嵯峨院丁卅「くさびらどもあついものさせにがたけなどてうじて云々」な

にはろこぐさ　にはくさ參考スベシ　(藻)八丁四十三地膚子

にはぐさ　マキグサ　にはろこぐさ　あかぐさノ條參考スベシ

(本和)上丁十九地膚子爾波久佐一名末岐久佐(字)地膚爾波久佐(和)地膚一名地葵爾岐久佐末木久佐(大)廿七丁十九末支久佐(長)地膚子爾波久佐(名)地葵ニハクサ一云マキグサ(藻)八丁十二庭草　これはつちあぶちなりちゐばり草の事なり又にはのくさともただには草ともいふとふるきものにあり　(字)菴萬支久佐(伊字)地膚ニハグサ マキグサ

にはそ　ニヒソ ニワソ　(本和)上丁卅八甘遂爾波曾一名爾比曾(和)甘遂爾波曾一云仁比曾(和傳)仁和曾又仁和曾禰(加)爾比曾(大)五十丁爾波曾

にはくゝね　(字)華爾波久禰

にはやなぎ　たちまちぐさノ條ニ見ユ

にはとく　そくつノ條ニ見ユ

に口さく　(名)芝ニ口サク　近信按にはささナルベシ

にきめ　シマモ オコ　(萬)十六丁廿七「つぬ島のせとのわかめは人のむたあらかりしかとわかむたはにきめ」(名)海藻ニキメ(長)海藻ニキメ(本和)上丁卅六海藻之末毛一名爾岐女一名於古

にぎりたけ　(類往)握茸

にひそ　にはそノ條ニ見ユ

にひまぐさ　ネアザミ　(本和)上丁四十四薊茹爾阿佐美一名爾比萬久佐(和)同(名)薊茹子アザミ一云ニヒマグサ(藻)八丁四十二薊茹　にひまぐさ(醫)薊茹子アザミ(和傳)薊茹爾安佐美(加)爾比末久佐

にはつゝじ　ニツヽジ　チカツヽジ

につゝじ　(本和)上丁四十一茵芋爾都々之一名平加都々之(名)茵芋ニツヽジ チカツヽジ一云(延)茵芋ニハツヽジ(字)茵芋

にら　オホミラ ナメミラ　ミラ サトニラ　ニラ ニラ　ヒル　(拾芥)六丁九薤ニラ(名)菁ニラ ニラノハナ アチナ　葱キナ、ヒルツ、ニラ　薤オホミラ ミラ ナメミラ ニラ ヒル(長)薤ニラ(和玉)韭　又韰　又薤

にらぎ　スヾチリ　(和)菹爾良木菹菜鮓也(字)蘫爾良支(名)菹ニラキ　菹通ニ菹字ニツチクサビラ スヾチリ

にらのはな　(名)菁ニラノハナ アチナ

にらのみ　(和玉)菁

なかご（和玉）莕
なめみら（オホミラ ニラ）（字）薤（ミラ ヒル）不或反奈女美良
なめすゝき（運）滑薄（林節）滑耳（類往）滑蘐
なめぬなは（ヌナハ ウキヌナハ）（字）蓴奈女奴奈波
なづな（アマナ ヅナ）（本和）下卅五丁薺奈都奈（字）薺苨麁三字奈豆奈 葥奈豆（長）薺（ナツナ）（名）薺（ナツナ）蒿（ヨモギ オハギ カラヨモギ ナヅナ）（和玉）莡又荼又薺（藻）八廿五丁なづなぐさ蒿（催馬樂）（枕）三廿五丁（六帖）四ないがしろ（清正集）（拾遺）雑上女のもとになづなの花にさして遣ける 長能「雪をうすみかきねにつめるからなつなゝつさはまくのほしき君哉（顯昭注）カラナヅナトハ常ノ薺ヲヨムナリ云々（拾芥）一十二丁
なづなのみ（藻）八四十三丁葶藶
なすび（本和）下卅九丁茄子奈須比（大）五十七丁奈須比支（和傳）茄子奈須比（又）龍葵奈須比（加）久佐奈須比（名）茄（ハチスノク、ハチスノナスビ）茄子（ナスビ）（伊勢大輔集）「めつらしやからきの枝のもとなすひつくりさるにはいかてなりなん」返し伊勢大夫「おもはさる事のさまかなもとなすひからきのえたにならんものとは
なたね（名）蕪菁子（林節）同（和玉）芥子（ナタネ）
なはめ（伊字）綫昆布（ナハメ）
なよたけ　たけノ條ニ見ユ
なりひさご　ひさごノ條ニ見ユ
なへ（萬）十四十四丁（字）苗七妙反狩也奈倍又加利須（名）藿（マメノハ ナヘ アフヒ アツキ）（和玉）秧又穲又苗
なしみ（和玉）蔾
なみたけ（藻）八四十三丁菓茸
なろし（和傳）葫蒜奈呂之
なはのり（萬）十一四十一丁「うな原のおきつ繩のりうちなひき心もしぬにおもほゆるかな
なるつぶら　つむらノ條ニ見ユ
なるはじかみ（フサハジカミ）（和）蜀椒奈留波之加美一名布佐波之加美（長）蜀椒布佐波之加美（大）五卅四丁奈留波自加美（同）廿五三丁奈留波豆加美

爾之部

にごた　かのにけぐさ條ニ見ユ
にこたぐさ（延）丹參
にこぐさ（大）六十八四十三丁爾古久差（萬）廿十四丁秋風爾、奈妣久可波備能、爾故具左能、爾古餘可爾之母、於母保由流香母（同）十四七丁「あしかりの箱根のねろのにこ草の花妻なれや紐とかすねん（同）十一卅九丁蘆垣之、中之似兒草、爾故余漢、我共咲爲而、人爾所知

なまゐ オモダカ クログワヰ　（字）葫 荒烏反大蒜奈萬井（本和）上十四丁 澤瀉 奈末爲一名於毛多加 （和）烏芋 久和井 イ本（名）芋 奈萬井 花ス、キ キ ナマイ 荸蔗 スナマキ 澤瀉 ナマキ一云 オモダカ

なまえのき　（名）蔓荊 ハマハヒ エノキ ナマ オドロ サルトリ 小荊 ハマハヒ ナマエノキ 其 カラ ナマエノキ マメガラ

なしでこ トコナツ ヤマトナデシコ カラナデシコ　（萬）八十九丁 吾屋外爾、蒔之瞿麥、何時毛、花爾咲奈武、名蘇經乍見武（本和）上廿九丁 瞿麥 奈天之古（字）瞿麥 奈氏之古（名）大蘭 又石竹 又蘧麥 ナデシコ トコナツ 又（藻）八十三丁 瞿麥なでしこ（萬）三四十三丁「石竹ノ之その花にもかあさなさな手にとり持てこひぬ日はなけむ

なもみ メナ モミ　（本和）上卅一丁 菜耳 奈毛美 （和）（字）菝 葹注反烏 稀莶奈毛美 䔒 三字奈毛 彌䔒實彌奈毛（名）菜 ナモミ カラムシノナ カラムシ 菜耳 同 羊負菜 ナモミ 蒼耳 ナモミ （長）菜耳實 奈毛三（大）五廿丁 （徒然）上九十七段 メナモミ

なのみ　（藻）八四十三丁 常忍草なのみ

なのりそ ナ、リソ ナノリソモ ハマモ　（和）莫鳴菜 奈々里曾 奈乃里曾（名）莫鳴奈 ナノリソ、（又）神馬藻 ナ、リソ（書）十三廿丁 允恭天皇十一年春三月癸卯朔丙午幸ニ於茅渟宮一衣通郎姫歌之曰等虚辭陪邇、枳彌母阿閇椰毛、異舍儺等利、宇彌能波摩毛能、余留等枳等枳弘、時天皇謂ニ衣通郎姫一曰是歌不レ可レ聆ニ他人一皇后聞必大恨故時人號ニ濱藻一謂ニ奈乃利曾毛一也云々（萬）四十六丁 長歌「あり磯のうへにうちなひきしゝにおひたる莫告我なとかもいもに云々（同）三卅四丁「みさこゐる磯わにおふる名乗藻の云々

なつりそを 見上

なぎ コナギ タナギ ウヱ ウキナギ コナギ　（本和）下卅七丁 蔛菜 奈岐（和）水葱一名蘚菜 奈木（字）莋蘺 二字奈支（長）蘚菜 ナギ（和傳）蘚草 奈支（加）田（名）葱 キ ラヒル ツキ ナギ ニ 水葱 ナギ 蘚 奈支 ナギ（醫）蘚菜 本草云味甘寒无レ毒主ニ暴熱喘小兒丹腫一七卷經云廣陵人呼蘚爲レ接一名水葱和名奈支 （萬）十六十八丁「ひしほ酢にひるつきかてゝ鯛もかもわれになみせそ水葱のあつもの

○三河吉田人中山美石云世ニ水あふひト云フ水草ヲ遠江濱名郷アタリニテハなぎトノミ呼ビテ水葵ト云フ名ハサラニシラズト云ヘリ近信按ニナギト水葵トハ同類別種也ナギハ高サ一尺ニ過ギズ水田中ニ自生アリミヅアフヒハ高サ二尺ニ餘リ栽傳ヘテ愛翫スルモノ也其自生イヅコニ在ヲシラズ水葵ノ差別ハ石竹ト瞿麥ト異ナルガ如シ

なかぐさ　おきなぐさノ條ニ見ユ

ながなすび　（和傳）龍葵

は花といへとゝこ夏をのみ植てこそ見め(古今)夏「ちりをたにすゑしとぞおもふ植しより妹とわかぬる床夏の花(拾遺)夏家にさきて侍けるなでしこを人のかりつかはしける伊勢「いつくにも咲はすらめと我やとの大和撫子誰にみせまし(狹衣)一十五丁(萬)八十九丁　(萬)八廿丁　(同)卅二丁(同)卅八丁　(同)十七四十七丁　古今顯昭が注にいふ瞿麥をば鍾愛抽ニ衆草一故曰ニ撫子一艶色契ニ千年一故曰ニ常夏一と家經朝臣の和歌の序に書けり(萬)十七たち山にふり出ける雪の登古奈都に云々(大鏡裏書)染殿大后少之時容姿艶麗號ニ瞿麥ナデシコ御ゴニ取ニ美艶一後改ニ瞿麥一稱ニ常夏花ニ蓋避レ諱也トアリ染殿后ノ文德天皇ノ皇后清和天皇ノ妣ニ坐リ祐盛抄ニモ染殿の后幼くおはしましける時みめかたち美しくおはしければ撫子と名づけたり其御名をさらんとて常夏とは云傳へたりトイヘリトコナツトハトコシナヘト同意也(大)廿六十二丁

⊛止古奈豆(和)瞿麥一名大蘭奈天之古　一云止古奈豆(名)大蘭トコナツナデシコ石竹又蘧麥同(和傳)瞿麥ナデシコ又トコナツ(藻)八十二丁瞿麥とこなつ

どくだみ　(大)八十七四十八丁度久太美

とくさ(枕)三廿五丁　(令)三十一丁(和傳)木賊止久佐

とみくさ　(古本神樂)　(古本風俗)荒田安良太仁、於不留止見久佐乃波奈、天仁川見禮天、見也戸末井良牟云々、(相撲集)箱根權現に奉れる百首の中題されいはひ「深山なるとみくさのはなつみにとてゆるきの袖をふりてゝそこし(詞花)雜經朝臣家「うちむれて高倉山につむものはあらたなる世のとみくさの花　俊成卿九十賀に權中納言隆房「こゝのそちよはひな君にゆつりおきてなほ春秋のとみ草のはな　信友按に家經朝臣の歌によれば風俗歌は新に生ふるの意にて荒田と題せるは借字なり

ともぐさ　あぢさゐノ條ニ見之

としゝ　ねなしぐさ参考スベシ　(和玉)蒸

とがたけ　(類往)栂茸

とま　(字)萇又葆

奈之部

な　(萬)一七丁此岳爾、菜採須兒須兒、(コノヲカニ ナツムスコ)(萬)六廿二丁「いさ子ともかしひのかたに白たへの袖さへぬれて朝菜つみてん(名)菜クサビラナ(和玉)蕃又荇又薮又薢又臺又菜又芼(林節)菜ナ

なゝみぐさ　クロクサ　アリクサ　(字)澙蘆奈々美久佐

つまゝ　(萬)十九丁十三都萬麻トアリ樹名也(新六)題つまゝ木也礒ニヨメリ(夫)妻摩摩

つのうり ツノフリ

つのふり　(本和)下丁卅四越瓜都乃宇里(伊字)越瓜ツノフリ

つのまた　(本和)下丁四十鹿角菜都乃末多(和)鹿角菜豆乃萬太(名)鹿茵カノツノワカツノマタ海菜(式)大膳角俣此條ニ鹿角菜一斛九斗海松角俣各廿四斤トアリ鹿角菜角俣二物ナリ又鹿角菜角俣各幾斤トモアリ

つちはり ヌハリ サノハリ ヌハリグ 重複　(本和)上丁卅三王孫奴波利一名乃波利(和)王孫沼波利久佐一云豆知波利

つむらみ ツムラグサ ナルツブラ イシクリ

つむらぐさ　(大)五卅二木部豆武良美(同)五十二丁卅七豆武良久佐

つらのみ　(大)七十丁卅十都良乃美

づらなぐさ　(字)蕢豆頁奈久佐

つらくぼ　(字)蕷

つりざを　(字)蘀欃同田歴反菜豆利坐乎

つれなしぐさ　(六帖)つれなしぐさ「としをへてなにたのみけんかつまたの池に生ふてふつれなしの草

つゆぐさ　つきぐさノ條ニ見ユ

ついぐさ　同上

つむなり ツブナリ　(大)五丁廿五　(同)五十九丁七都布奈利

天之部

てはきほど　(大)天波支甫度

てまり花ケ　(林節)毬花

止之部

とゝき アマヅラ　(本和)上丁廿千歳虆汁阿末都頁一名(名)苻蘆チカト、キ 上トト 止々岐キ 下チカト、キト、(和傳)藉魁トヽキ イノトヽキ 又

とりのあしくさ トリアシサ オシク ウタカグサ うたかぐさノ條詳也

とりあし　(長)升麻度利之阿之久佐(字)升麻鳥足草又云周麻(和傳)升麻トリアシクサ(加)止利乃阿之久佐止利乃爾久佐宇多加久佐於之久佐(醫)升麻久佐宇多加久佐於之久佐

とりのねぐさ　同上

とりかき　(大)三十六丁十一止利加幾

とりさかのり トサカノリ　(和)雞冠菜土里佐加乃里式文(名)鳥坂苔トサカノリ(又)用ニ鳥坂苔ー雞冠菜トリサカノリ(式)大膳鳥坂苔

とりのこたけ　(類往)鵜茸

とりかぶと オウ　俗に志かいふ也漢名ま烏頭といふ説もあり

ところ　(本和)下丁卅二蔛止古呂(和)野老(字)蔛古諧反蔛苔決明子止古呂(又)萢遇地反山蔛二字止古呂(名)蔛トコロ芼トコロ俗用之(藻)八丁卅九野老(和玉)蔛又苫トコロ(長)蔛トコロ

(うつぼ物語)　(拾遺)

とこなつ ナデシコ トコ ヤマトナデシコ カラナデシ　(六帖)なでしこ「なかけくの色をそめてし春秋をしらでのみさくとこなつのはな」又「かはるときなき宿なれ

卅丁卅四波介利久佐(名)秦艽ツカリグサ一云ハカリ(藻)八三丁四十秦膠

つかつひ ミセリ ツカツミ (和傳)水斳川加川比又三世利(伊字)水斳ツカツミ せりノ條參考スベシ (本和)下二丁四十水勤都加都美

つかつみ 同上

つかつみ ふかみ (藻)八二丁四十石龍芮

つかたのき (大)七十二四丁五十川加田乃支

つぶねぐさ フタマガミ マタ加介 (本和)上卅丁杜衡布多末加美都布禰久佐(和)杜衡布太末賀三一云豆布禰久佐(名)馬蹄フタマガミ一云ツブ子グサ(又)杜衡フタマガミツブ子グサ(和傳)杜衡川不禰久佐又不多末加介(加)久佐 延牛膝ツブ子グサ キノコツチ キノクツチ コマノヒザ

つぶぐさ (藻)八三丁四十仙女草 かきどほし參考スベシ

つぼぐさ (本和)上四卅丁卅四積雪草都保久佐(名)積雪草ツボグサ 連錢草(藻)八三丁四十積雪草

つぼな (字)蓓豆菩奈

つぼしぐさ そゝきノ條參考スベシ (伊字)飛廉

つぼすみれ すみれノ條 (萬)八十八丁山振(ヤマブキ)之(ノ)、咲有(サキタル)野邊乃(ノベノ)、都保須美禮(ツボスミレ)、此(コノ)春之(ハルノ)雨爾(アメニ)、盛奈里鷄利(サカリナリケリ)(同)十九丁(相摸集)「もえまさるやけのゝ野へのつほすみれつむ人たえすありとこそきけ

つきねぐさ オウ ツツネグサ (本和)上四十丁及已都岐禰久佐一名於字(和傳)及己川々禰久佐川支禰久佐

つきえ (大)五十四丁都支依

つきくさ ツユグサ ツイグサ (六帖)つきくさ「むかしよりうちみる人につき草のはなこゝつとは君をこそみれ(又)あしたた「つとにさき夕へはきゆ(けぬ)る月くさのけぬへき戀も我はするかも萬葉(又)「朝夕に(日たくるなべ)咲すさひ(露)たるつき草の引さへともにけぬへくおもほゆ萬葉(萬)四卅丁「月草のうつろひやすくおもへかもわかおもふ人のこともつけこす(同)七卅三丁鴨頭草(ツキクサニ)丹、服色取(コロモイロドリ)、摺目(スラメ)伴(ドモ)、移變色登(ウツロフイロト)、偁之苦沙(イフガクルシサ)(土御門院御集)「つきくさの花にはすらし我衣ゑけき涙は露にまされり(小大君集)廿六長歌つゆくさ(源氏)横笛小本四丁露草してことさらにいろどりたらむ(古今)(本和)下五十三丁鴨頭草都岐久佐(和)鴨頭草都岐久佐(字)鴨頭草都岐久佐蘏豆支久佐(伊字)鴨頭草ツユグサ(名)鴨頭草ツキグサ(藻)八廿丁露草(又)三丁四十芀芭(林節)鴨頭草ツイグサ

つき (名)菍キ ヒル ナギ ツキ ニラ

つまめ サツ マメ (本和)上三丁四十虵全都末女 廣庭 云このつまめは字都末女の字を略きたるもの歟また傳寫の誤にて脱したるもの歟 倘可レ考

つまみのり (伊字)撮苔

つちばり ヌバリ クサノハリ （本和）上丁卅五 王孫 奴波利一名乃波利（和）王孫 沼波利久佐一名豆知波利（字）薬以灼反豆知波利（藻）八丁四 土針（萬）七丁卅三「わかやとに生るつち針心ゆもおもはぬ人のきぬにすらゆな」

つちくさびら ニラク スヽチリ すゝたりノ條參考スベシ（伊字）醢菹 ツチク サビラ ニラグサ スヽチリ（名）菹 ツチク サビラ

つちなのね （大）卅二丁卅九

つちうり （字）牡桂 豆知有利

つちひとかた そくとくノ條參考スベシ （延）

つちとち 蒴藋 のねイ （和傳）天麻 土知之爾又川知土知

つしだま スヾダマ タマツシ ツヽダマ ツズダマ （本和）上丁十七 薏苡子 都之太末（和）（名）薏苡 ツシダマ 蘱 ツシダマ（大）五丁十三 都之多末

つしも （本和）下三丁五十 鹿毛菜

つすだま つくだまノ條ニ見ユ

つばひらぐさ （本和）上丁十七 菥蓂子 都波比良久佐ツバメチツバヒラゴトヨメリ考ベシ

つばひらぐさ ニガナ アチカラシ （本和）下丁卅五 若菜 爾加奈一名都波比良久佐（和傳）苦菜 安於加良之（加）爾加奈 都波比良久佐

つばきあゐ あゐノ條參考スベシ （和）木藍 都波岐 阿井（伊字）木藍 ツバキ アヰ

つばな ちがや あさぢノ條參考スベシ （萬）八丁廿一 以下三首六帖つばなに在「けぬかためわかてもすまにはるのゝにぬけるつはなそめしてこえませ（同）丁廿二「わか君にわけはこふらしたまひたるつはなをくへといやゝせにやす（同）丁十九「つはなぬくあさちか原のつほすみれいまさかりなりわかこふらくは（枕）三丁廿五（夫）

つくみのいひね ホロシ （本和）上丁十七 白英 保呂之一名都久美乃以比爾（和）白英 保曾（今本作曾）之一云豆久美乃伊比爾（和傳）同（字）白英 保呂志草又豆具彌乃伊比爾（名）白英 ホロシ一云ツクミノイヒ子

（林節）茅又蔞 ツバナ

つくも たくまもノ條ニ入 〔補〕水菜之部 江浦草 豆久毛一云太久萬毛 伊勢物語云今もづくといふものなり同新釋云江浦草はふとゐといふものなり

つくづくし （源氏）サワラビ わらびつくづくしをかしきこにいれて（元眞家集）物名「雲かゝるそらにこきつくつるし舟いつこかけふのとまりなるらん（伊字）土筆 ツクヅクシ

（古節）天花菜

つた （本和）上丁廿 落石 都多（和）絡石 豆太（和玉）茘又蔦又蘿 ツタ（萬）二丁十九 長歌「さぬるよはいくはくもあらすはふつたのわかれしくれは（撮）蔦 ツタ ホヤ（長）絡石 都多

つたうろし （大）五丁廿六

つかりぐさ ハカリグサ （本和）上丁廿五 秦艽 都加利久佐一名波加利久佐（和傳）同（和）秦艽（伊字）秦膠（大）五丁八 都加利久佐（同）

ちゝのはぐさ　(和)紫參知々乃波久佐(本和)上丁卅二　(和傳)同(大)五丁五　知々乃波久差(延)紫參チヽハグサ

ちゝはぐさ　(延)紫參見上

ちめぐさ　オホツチグサ　クチメカマクサ　おほつちノ條ニ見ユ　(本和)上丁廿九敗醬於保都知一名知女久佐

ちひさきこけ　コケ　こけ一ノ七十八丁ノ條ニ見ユ　(和)石衣知比佐木古介(本和)上五丁四十烏韮知比佐岐古介

ちひさき井　(字)藺知比佐支井

ちさ　チシヤ　ニガチサ　アマキチ　サ・チサノクキ　ヤマチサ　(長)白苣チサ(本和)下丁四十白苣知佐(和)苣知散(字)苣其呂反上胡麻又知佐(又)萵知左(名)苣チシヤ萵チサ苣藤チサ藹苣チサ(和玉)苣チシヤ(和傳)苔苣知佐又云仁加知佐(又)白苣知左又安末支知佐(大拔萃)知佐乃久支[附錄]川ちさ若狹の山里人云おのが里わたりにて七日の七くさといふは定まりたる草はなし雪降比なればまづは水邊につきて食はるべき草を求む谷川の水中に「川ちさ」とて苣に似たる草のあるが雪中にも必あるもの也なづな青菜大根はつねあるもの也此ほかは何にまれ食はるべき菜をあさりて七色そなへてまな板に置き所謂七くさなづなのはやし詞にあはせて庖丁刀にてきざみて粥に入れて祝ひ食ふ也といへり

ちがや　チバナ　(萬)十六丁卅二「あめにあるやさゝらのをのに茅草刈かやかりはかにうつらしたつも(同)八丁卅五(同)八丁四十一(大)五丁十四知加也一名袁波奈(和玉)茅又蕢又萮(撮)茨チガヤ

ちさきえ　(和傳)水蘇知左支衣

ちにさき　(撮壞)石髮チニサキ

ちな　(字)蔕知奈

ちつくり　(名)蠹チツクリ

都之部

つゝだま　ツスダマ　ツシダマ　スヽダマ　タマツシ　(延)薏苡都々太末(古語拾遺)以薏子ツスダマ蜀椒呉桃葉云々

つゝじ　ツヽジ　やまつゝじ　いはつゝじ　(伊字)躑躅ツヽジ

つゞら　(伊字)黒葛ツヾラ(名)黒葛ツヾラ累葛同(和傳)木防巳安於加川良一名川川良(萬)十四丁八(同)丁十六(同)丁廿六

つゝねぐさ　ツキネグサ　(和傳)及巳川々爾久佐川支爾久佐

つゝのとら　そくとくノ條參考スベシ　(延)蒴藋

つなぎぐさ　ゐのくつちいなきぐさニ見ユ

つちたら　ツド　うどノ條ニ見ユ

つちはじかみ　くれのはじかみノ條ニ見ユ　(藻)八丁四十三干薑つちはじかみ

つちたけ　(本和)下丁四禾茸都知多介(伊字)地菌

たとたしのな　チトチトシ　カミノヤカラ　カミノヤチトシ　ヒ(醫)鬼督郵云々　加之部ニ在

たで　タデ　ホタデ　アチタデ　タカタデ　ヤホタデ　イヌタデ　ミツタデ　(本和)下丁卅七蓼多天(和)蓼多天(字)蓼力了反上又六音太氐又太氐(名)蓼タデ(伊字)同(和玉)同(和傳)藋菌太天(長)蓼タデ(萬)十一丁卅九吾屋戸之、穂蓼古幹、採生之、實成左右二、君乎志將待、(六帖)でた「みな月のかはらにおふるやほたてのからしや人にあはぬこゝろは(夫)

たてう　(和傳)芸臺太天宇

たてあゐ　あゐノ條參考スベシ　(名)蓼藍タデアキ　菜藍同(伊字)菜藍(和)蓼藍多天阿井

たくまも　ツクモ　(和)江浦草豆久毛一云太久萬毛(本和)下丁三十五江浦草都久毛(林節)食服撞藻汁ツクモシル　(名)江浦草ツクモ　一云タクマモ

たね　(和)種太禰(和玉)稼又穡

たれ　(字)荒蔚

たむけぐさ　(夫)手向草

たにせり　(大)六十四丁廿五多爾世利

たはなぐさ　(大)七十五丁二十多波奈久佐

たはき　(大)六十五丁卅三多波支波ノ下波ハ葉ナリ(同)七十五丁多波支(同)九十三十七八丁多波幾乃葉

たら　タテ　たでノ條ニ見ユ　(字)蓼太天又太氐

たらのね　(大)四十四丁四十多良之禰

たしみぐさ　(大)五十八丁一多之美久差

たのもぐさ　タノモ　(大)六十四丁廿四多乃母乃美美ハ實也(同)八十七丁四十八多乃母久差

たのみの　(字)莠喩受反救二反上醜也田乃彌乃(又)董多動反正也田在美乃　案するにみのといふ草の田にあるをいふ歟美之部のみのぐさ考參べし

たよらは　(大)三十五丁一多與良波

たりはく　(大)四十一丁廿五多利波久

たせり　せりノ條ニ見ユ

たうあらゝぎ　(和傳)薄荷太宇阿良々支

たまかみ　(大)卅六丁七

知之部

ち　(和)茅智(名)茅チ

ちのね　(本和)上丁卅一茅根知乃禰

ちゝこぐさ　(躬恒集)物名ちゝこぐさ「花の色はちゝこくさくとみゆれともひとつもえたにあるへきはなし

信友按にちゝこぐさはゝこ草に對へて何ぞの草を後になづけたるものなるべし母子草ありて父子草なくてはとの物いまひよりいでたる名なるべし「ちゝこぐさ」はちゝ(チヽ)こく(濃)さく(朔)ト云ヒナセル也　三河の吉田人中山美石云遠江舖知郡邊ニテ尋常ノ餅ニ搗合セナドシテ食フ鼠麴(ハヽコ)ヲちゝこト云ヒ其鼠麴ノ一種ニ葉ノ細ク剛クシテ白毛少キヲ犬ちゝこト云テコハ食用ニハセヌ也按フルイニハユル「犬ちゝこ」ト云ヘルガ古ノ「ちゝこ」ナルヲ「はゝこ」ノ名ヲ失ヒテツレテ「ちゝこ」ト云ナラヘルモノ也ト文政十二年二月カクイヒオコセタリサルコトナルベシ

廿四皇極天皇卷十三丁倭國言頃者菟田郡人云々雪上登ニ菟田山ニ便見ニ紫菌拔レ雪而生ニ高六寸餘滿ニ四町許ニ云云煮而食レ之大有ニ氣味ニ明日往見都不レ在焉押坂直與ニ童童子ニ因喫ニ菌羹ニ無レ病而壽或人云蓋俗不レ知ニ芝草ニ而妄言レ菌耶（說文）神草也臣鍇曰芝爲ニ瑞服之神僊ニ故曰ニ神草ニ臣鍇以爲今人所レ見皆玄紫二色如ニ麻角ニ或如ニ繖蓋ニ皆賢實而芳香或叩レ之有レ聲本草有ニ青赤白黑紫六ニ也眞而反（廣韻）芝草論衡曰芝生ニ於土ニ氣和故芝草生古瑞命記曰王者慈仁則芝草生也（書）廿九天武天皇八年云是年紀伊國伊刀郡貢ニ芝草ニ其狀似レ菌莖長一尺其蓋二圍云々（拾遺）物名まつだけ「あしひきの山下みつにぬれにけりそのひまつたけ衣あふらん」又「いとへともつらきかたみをみる時はまつたけからぬねこそなかるれ（和）四聲字苑云蕈音歎和名木乃美々菌茸タケ木茸卽木菌也（名）菌クサビラ

たけつ　（大）四十七丁三十多介豆

たけす　（大）六十丁十多介須

たかむら　タカハラ

たかはら　（和）篁太加無良

たかむなたけのこ　（本和）上五十五丁竹笋多加牟奈（字）筍笋同息元則元二反笋也太加牟奈（和）笋太加無奈（和玉）笋又筍（長）竹笋タカムナ

たかむなのかは　（和）篺笋乃加波（大）篾多加無奈加波（大）廿七丁十八多加無奈加波（同）四丁太加波

たかな　（本和）下卅六丁菘（字）菘息隆反菜名太加奈（和）辛芥多加奈（名）辛芥タカナ（大）廿六丁十三多加奈（和玉）菘タカナ（和傳）菘タカナ又シュ（伊字）菘菜タカナ辛芥

たかはじかみ　くみはじかみノ條ニ見ユ

たかたまぐさ　（大）五十八丁多加多萬久佐

たかやき　（大）五十七丁多加也支

たかたて　（大）卅六丁八多加太天私云高蓼歟たからばたでの處に入るべし

たかのそねみ　（大）卅四丁五十三多可乃楚禰美

たかゝや　カヤ（萬）十四丁廿五可波加美能、禰自路多可我夜、阿也爾安夜爾、左宿左寐氐許曾、己登爾氐爾思可、古今六帖かやノ題ニアリ

たかさのやれ　タケカサノヤレ（本和）上四十七丁敗天公多加佐乃也禮（醫）同

たな　フジナ　フナ（本和）上四十九丁蒲公草多奈一名布知奈（大）五十三丁布知奈（名）蒲公草フヂナ（和）蒲公草不知奈一云太奈

たなぎ　ナギノウエ　ユナギ　コナギ（伊字）薙菜水葱

薏苡子玉豆志(又)苡玉豆志
たつのはぐさ　えやみぐさ参考スベシ　(延)龍膽
たつのゐぐさ　同上　(字鏡)龍膽太豆乃爲久佐
たまえさぐさ　あしノ條参考スベシ　(歌林樸撖拾遺)「難波江にたまえさ草のつのくめは駒のいはへてうれしかるらん」讀人不知
たまはゝき　(萬)十六丁十八「玉はゝきかりこ謙まろ室の木と棗かもとゝかきはかんため
たまかつら　(夫)　(萬)二丁十二「玉葛實ならぬ木には千早振かみそつくとふならぬ木毎に(大)五丁五多萬加豆良(同)五丁廿六同
たまよはり　(大)卅一丁卅六玉與波利
たますゝき ヤマスゲ フカツミ　(大)廿六丁十四多萬須々支(同)五丁十二多萬須々紀一名也末須介又布加豆美

たまのを　(大)廿六丁多末乃雄
たまつさ　(大)五丁廿五多萬豆差
たちまちぐさ ウシクサ　うしくさ一ノ廿六丁参考スベシ
(本和)上四十五丁牛扁蘇敬注云治二牛一痼一故名二牛扁一一名牛特太知末知久佐(同)上四十九丁蔏蓄多知末知久佐一名宇之久佐(和傳)牛蔏草太知末知久佐二ハヤナギ太知末知久佐(加)宇之久佐(伊宇)牛蔏草ウシクサ タチマチグサ(藻)八四十三丁牛扁
たちまぐさ　(和傳)牛蔏草見上
たちふうり　(小大君集)まへにありけるたちふといふ瓜をきなる雲しきしにつゝみて大舎人なりける翁にとらせたりければ内藏司につきてそこよりいふ「山しろのとはにかよひてみてしかなうりつくりける人の垣ねを」夫木ニモアリ(和)瓞瓟姪雹二音小瓜也多知布宇里(名)瓞舶タチフウリ(伊字)瓞舶タチフウリ
たちひ イタドリ　(書)反正天皇卷八丁多遲花者今虎杖花也云々

たけ タカムラ タカハラ シノ ホソタケ ナヨタケ　(和)竹類四聲字苑云竹草也多計一云非レ草非レ木又云篁太加無良太加波良竹多計(萬)二丁四長歌「あき山のしたへるいも奈用竹のとをよるこらは云々
たけのこ たかむな　(和玉)笋タケノコ(藻)八四十二丁笋
たけのこのかは　(和玉)篒又篛
たけのかは　(和玉)篾(和)箋竹乃加波竹皮也(大)五丁卅多介加波
たけのみ　(本和)上五十六丁玉英多介乃美(伊字)玉英垂珠タケノミ
たけのはな　(和玉)箮
たけのつゝ タケノヨ　(名)笿無節竹(和)兩節間俗云與
たけのふし フシ　(字)筠于貧反竹有二此中一也節也竹乃不志(和節)竹中隔而不レ通者也和名布之
たけ キノタケ マツタケ クリタケ　くさびら一ノ七十二丁　(書)

こらさ（四季物語）（良材集）そかひきく也

そやしまめ マメノ モヤシ （拾遺）「物名そやしまめ 高岳相如「いさりせしあまのをへしいつくはやしまめくるとて有といひしは ツヤシは俗にソヤスと云ふ大かた同じ心にてあだむくやうの心にてもやしまめとおなじ心ばえなるべしもやしまめは其蒔ときならぬに云々してもえしむろがあざむく意あり

そとしひ チトチシ タトタトシ カミノヤカラ カミノヤ （和傳）鬼督郵 かみのや曾止 から一ノ五十一丁をとをし三之比又乎止乎止之又太止太止之奈

そな たなふし な廿五丁 （和傳）蒲公草一名ソナ

そろゐ キ サキノ シリサシ （無題如節用集書）草部水菩薩ソロキ（新六帖）鎧爲家「道のへにそろゐ刈ほすむしろうちさなから床にしくかとそみる
御菩薩ミゾロガ池ト云フハ此水草ノ名ニテミゾロキガ池ヲツヾメテ呼ナルベシ文字ヅカヒモ合ヘリ此池ニ蘭ヲ生ズコレニヨリ名ヅケタルナリ新六帖ノ歌ヲ詞ニテ考レバ今ノ疊ト云フムシロニ作ル藺ヲイヘルナリ コハ穂井田忠友ノ考説ナリ

そめぐさ （和玉）茈

太之部

たつのひげ うしのひたひ一ノ廿五丁ノ條ニ見ユ（本和）上廿丁石龍蒭 字之乃比太比一名太都乃比介（字）石龍蒭 太豆乃比介一云牛乃比太比又云草續斷又龍米（朱和本）又龍花又縣莞（莞和本） フカツミハシ、ノヒタヒノ一名也ウシノヒタヒト同カラズ

たゝひ マタ、ビ ワタ、ビ （本和）上卅七丁蒟醬 多々比（同）下四丁木天蓼 和多々比（醫）和多多比 廣云同名異物歟おそらくは一物なるべし

たゝさ （伊字）鬼萓葵

たゝよね イネノ ヨネ （本和）下四十四丁稲米 多多與禰（醫）以禰乃與禰（伊字）稲米稌米鳥米糯米タ、ヨ子

たゝらめ （字）莘 所巾反長也衆也姓也糕也聚也太々良女（衞門府風俗歌）「多々良女乃、花乃如、加以禰利好牟夜、滅紫乃色好牟夜、（延）内膳廿一漬年料雜菜條 多々良比賣花搗カチ三斗 料鹽三斗 云々右漬ニ春菜ニ料 別ニ秋菜モアリ（神樂歌）得錢子 太々良古支比與也 上下略コノ太々良古支モシクハ太々良比賣ノ花葉ナドチコキトル由歟膳式ノ花ノ搗ト云フモ合テキコユ 和名抄滑海藻ノ條ニカチメノコトヲ搗ハ搗末也トアリ

たゝらひめ 上二見 （大）五十四丁（同）卅二丁四十

たゝみら コミラ ニラ （字）韮 居有反太々彌良（名）韮 コミラ ミラ ニラ タ、

たつも （大）卅五丁一多豆女

たつのいくさ ヤマヒ コナ たつのはぐさ えやみぐさ たつのいくさノ廿四丁参考スベシ（字）龍膽 太豆乃伊久佐又云山比古奈

たまつし ツシ タマ つしだま すゝだま参考スベシ （字）

すたみ　(大)五丁十八須多美

すゑつむはな　(萬)十丁廿四「よそにのみ見つゝやこひむ紅の末つむ花のいろにいてすとも(拾遺)一戀(六帖)(源氏)末摘花　(藻)八丁廿九紅

すはうごけ　(拾遺)物名すはうごけ「鶯のすはうこけともぬしもなし風にまかせていつちいぬらん

世之部

せりタセリ　つかつひ　(萬)廿丁四十八「あかねさすひるはたゝたてぬは玉のよるのいとまにつめる芹これ」六帖ニモ同返し「ますらをもおもへるものをたちはきてかにはのたゐにせりそつみける」又「人しれす沼に生ふてふふか芹の我たにひかはねも見さらめや(更科日記)タゼリ(本和)下丁卅八水靳世利(和)芹世里(大)廿五丁五　(字)芹居求反秦芹菜世利(名)芹セリ(伊字)荷セリ　水荷　水芙　水靳仁謂正作ㇾ荇音勤　水英セリ　渣靳仁謂音出ニ陶景注ㇾ　芹(長)芹菜

曾之部

そゝき　フホヽテグサ　シホテ　つほぐさ　(本和)上丁廿四飛廉布保々天久佐一名曾々木　(和)飛廉曾々木一云布保々天　(和傳)飛廉シチテ　曾々支(加)久佐　布保々天久佐　(名)飛廉ソヽキ一云フ(伊字)同(藻)ホヽテグサ八丁卅二

そゝきス、キ　(林節)薄　加之部ニ在

そゝりね　(大)卅六丁十二

そくとくソクツ　ソクトウ　つちひとかたつゝのとら參考スベシ

そくつ　(本和)上丁四十五陸英曾久止久(同)上丁四十七蒴藋蘇敬注云此陸英之葉和名曾久止久　(字)蒴藋上所角反下直角反曾久止久(和傳)蒴藋曾久止久(醫)又ソクヅ曾久止宇(和傳)陸英ソクヅ仁和止久(加)

そくとう　見ㇾ上

そらし　サハソラシ　さえぞらし

そらし　(本和)下丁四十藁蒻一名阿魏之曾良之(和)藁本(大)五丁八曾良志(延喜式)內膳漬春菜科蘇羅自(字)茹女加反茹茹曾良自(又)芟曾良(和傳)藁蒻曾良之

そばむぎ　ソバノミ　ハタス　クロム　ハノミ　くろむぎ六十八丁ノ條ニ見ユ

そばのみ　(名)蕎ソバムギ一云クロムギ　蕎麥ソバムギク ロムギ　(和玉)蕎(長)蕎麥ムギ(補)(續後紀)承和六年七月蕎麥

そばうり　キウリ　カラウリ　一ノ六十四丁一ノ四十七丁兩條ニ見ユ　(和)胡瓜(伊字)胡氷

そひまめ　(和)藊豆紫赤色者也

そひくさ　あやめたむノ條參考スベシ　(字)地楡曾比久佐

そかまめ　(字)菽ソカマメ豉同

そかぎく　(六百番歌合)　(拾遺)「かのみゆる池邊にたてるそかきくのしけきさえたのいろのて

(字)忍冬須比豆良スヒカヅラ(伊字)忍冬スイツチ(藻)八丁四十三忍冬(長)忍冬須比加都良以イ

すひすひ　(大)二丁四十卅二須比壽比

すいぐさ　すゞなりノ條參考スベシ　(撮壤)葅酢菜スッケ蒩　コハ說文注ナリ酢キ菜ナリ(和玉)葅

すひものぐさ　アカ、ガチホ、ヅキ　(運)鳩酸草スイモノグサ(林節)同上(又)酸漿草スイモノグサ　阿之部ニ在

ずいき　(夢窓國師集)「いもの葉におくゑら露のたまらぬはこれやすいきのなみたなるらん

すみれ　ツボスミレ　(萬)八丁十五「春野爾、須美禮採爾等、來師吾曾、野乎奈都可之美、一夜宿二來、(同)八丁十九「つはなぬくあさちか原のつほすみれいまさかりなりわか戀らくは(同)丁十八　(同)十七丁卅九　(枕)三丁廿五つぼすみれ(拾遺)長歌東三條太政大臣「大原のへのつほすみれつみおかしある物ならはてる日もみよと云々(本和)下丁卅九菫汁一名菫葵一名葟(乾者也)禮須美(和)菫菜禮須美(名)菫菜スミレ(和玉)菫(和傳)菫禮須美

すむのり　ムラサキノリ　(和)類海菜　紫菜無良佐木乃里(同)類水菜　紫苔須無能里(名)紫苔スムノリ　ムラサキノリ(伊字)紫苔スムノリ(長)紫苔スムノリ

すのり　(林節)洲苔水カカ(蘆主)すのりとりにとて人々あまたまうできて云々「すのりとるぬま川水におり立てとるにもまつそ袖はぬれける

すがも　(萬)七丁十一「うち川におふるすか藻を川はやみとらす來にけりつとにせましを

すかなぐさ　すゞぐさノ條ニ見ユ　(康和)王不留行須加奈久佐又須加久佐又加佐久佐(加)須々久佐

すかぐさ　同上

すげ　(萬)三丁四十二「奥山の岩もと菅をねふかめて結ひし心わすれかねつも(同)七丁廿七シツ菅(同)十丁十一コスゲ(同)丁卅九アリマスゲ(同)丁四十シラスゲ(同)十四丁八ミシマスゲ(同)同ミクマスゲ(同)十二丁廿七マスゲ(夫木集)マロスゲ　マロコスゲ　アチスゲ　イハコスゲ　コスゲ　ヤマスゲ　タマコスゲ　ミハコスゲ　マスゲ　シラスゲ　シホノイリエノシノビスゲ　山カケノイハモトスゲ　(枕)三丁廿五マロコスゲ(字)蓌須介上字蕠須介　コノ上字イカゞ可レ考(和)菅須介(名)菫スゲ藪スゲ菅同荄スゲ(和傳)京三稜須介乃禰(加)川スゲ(林節)薛スゲ莎也ミクリ　ノ子田中ニアリ　ミクリグサ　サ(和玉)藹又菅又莎スゲクク、

すし　(和)　(大)　(名)蓫蕪(伊字)蓫蕪スヽシ

すぎな　スギ　(藏玉集)「片山のしつかこもりに生にけり杉なましりのつくつくし哉(名)蕢草スギ(又)芊花スヽキナマキ(林節)蕢スギナ

すぎ　見上

といふ草の多かりけるを引すて
させけるをみて「ひくにはよわ
きすまひくさかな(順集)歌合ノ判歌
「言の葉はこはくみゆれとすまひ
くさ露にはうつる物にそ有ける
(夫木)「すまひくさ秋のはつきの
をりしりてうつる花には立なま
しりそ」又「けふにあふ雲井の
庭のすまひ草とるてもあたにう
つるものかは(字)施覆花須万比久佐本草云
早人草(林節)白慈草(藻)八丁卅八白慈
草(夫)白慈草

すゞしろ　(公事根源)上丁十五　(名)鬠
落也小兒全髪スゞシロ也(林節)小兒之前殘髪也トアリ落ハモシ蕗ニテ草ノ名歟イヅレニモ名義考ベシ

すゝだま ツシダマ ツヽダマ　たまつし参考スベシ　(林
節)薏苡スゞタマ ツシタマ　都之部ニ在

すゞめむぎ　(大)五丁十九須々免無支
(和玉)蘥

すゝむぎ　(和傳)雀麥須々无支又加夏須无支

すゞをり ニラ ニラク ニラキ ミラ　フちくさびらノ條参考スベシ
(名)葅スゞチリ ニラキ ニラク ニラ ミラ ニラク 此訓ミナ酢菜ノコトノ用言トキコユ下ノすいぐさノ條合見ルベシ

すゝき ソ、キ シノス、キ ハタス、キ ハナス、キ チバナ (萬)
一丁廿一 ハタス、キ (同)八丁五十四(同)八丁四十七 ハナス、キ
(同)十丁廿二「さをしかの入野の爲
酢寸初尾花いつしかもかたまつ
とにせん(六帖)人丸すゝき「野へみれ
はおふるすゝきの秋わかみまた
ほに出ぬ戀もするかな」又「め
とめてそ見るへりける花すゝ
きまねくかかたにや秋のいぬら
ん(伊字)薄スヽキ 花薄　芋蕩同芋スヽキ

すゞな アチナ 丁十二　(拾芥)七種菁スヾナ
不レ見二和名一集二不審也(和)薄

すゞみな　(字)莀古云反羊蹄香卉須々彌奈

すゞぐさ カサグサ グサ スカナグサ 又カ かざぐさ一ノ五十三丁一
(本和)上丁廿二王不留行須々久佐一名加佐久佐
(藻)八丁四十二　王不留行すゞぐさ(和傳)王
不留行 須加奈久佐又須加久左又加佐久佐(加)須々久佐

すくなひこのくすね ミタカラ ナヒコノクスリ スク イハグスリ ネ いはぐすり ユミヅロノシ クス 一ノ十九丁

すくなひこのくすり 同上　(延)木斛
スクナヒコノクス 子 イハグスリ　(本和)上丁十五石斛須久
奈比古乃久須爾 一名以波久須利 (名)薢スクナヒコノクスリ スクナヒコノ子 一云イハグスリ

すくりくさ　(大)五丁五須久利久佐

すくたち　(大)四十五丁四十須久多知
乃味(同)四十六丁四十九須久太知

すくた　(大)四十四丁四十一須久多　すく

すくち たちノ知チ 脱スルカ　(大)四十八丁五十七須久知　すく

すゞみむしろ たちノ多チ 脱スルカ　(字)薺蒢二字須々彌牟志呂

すひがづら　すひつら スヒツラ　(本和)
上丁十九忍冬須比加都夏(和)忍冬須比加豆夏(大)
五丁廿五須比加豆良(醫)忍冬須比都夏

ミネノシタシバ　カレシバ
シヒシバ　シヒノマシバ（俊頼卿）
「ふし柴にやとれるほやのおの
れのみときはかきはにものをこ
そおもへ（字）荊之絲反志波（又）莱志波
莱は荊の字の誤歟　このしばは
柴のかたなるべくおもはる芝に
はあるべからず尚考て可ㇾ定（林
節）柴シバ

しばたけ　（類往）芝茸シバタケ（林節）
芝草シバタケ

しばのね　（名）蕀ナツメ シバノ子

しばみくさ　（大）六十二丁十九之波美
久佐

しかみぐさ　（大）六十丁九之加美久
佐

しかなきぐさハギ コハギ　（敦長集）「都
にも咲匂へとも鹿のなく名にお
ふ草は秋の山里

しこぐさ　（大）四十七二丁五十之古久差

しこのしこぐさワスレグサ　（萬）四丁五十
「わすれくさわか下ひもにつけ
たれとしこのしこ草事にしあり
けり　上ノ志こぐさ同物歟またおにのしこ草といふうた大和物語によれば
よき歟考べし（夫木）廿二　俊頼「ひくまの
に雨そほふりて木かくれのつか
やにたてる鬼のしこくさ

しりぐさ　（萬）十一丁十潮葦シホアシニマジレルクサ、交在草シリクサノ、
知草ヒトミナシレヌワガシタオモヒノ、人皆知、吾裏念、（和）藺云々音吝
和名爲辨色立成云鷺尻刺　この鷺尻刺志りくさによしあるに似たり可ㇾ考

しめぢ　（類往）卜治シメヂ（林節）卜
治シメヂ

しちく　（和玉）蕪

しべ　（和玉）菊（名）荕ハヒマユミ コケシベ
（伊字）蘂シベ花心也

〔補〕しきん　（紀）紫茵挻雪

〔補〕しさう　（紀）天武八年貢芝草（紀略）天長四年八月
芝草（續後紀）承知二年二月芝

しのばすハチス ハス　伊勢ニテ蓮ノ葉ハ
小サクテ水上ニ立ノブルガアリ
國人イヘリ上野江戸ノシノバズノ
池モモトハしの蓮ノミアリシニ
ハアラヌ歟

しろつゝじイハツヽジ モチツヽジ　（本
和）上一丁四十羊躑躅以波都々之又志呂都々之又毛知都々之 伊之部ニ在

しろひし　（和傳加）蒺蔾子

須之部

すまろぐさ　（木和）上丁十二天門冬須末呂久佐（字）天門冬須万呂久佐又云似ㇾ扇（大）五丁四
須末路（和）天門冬須末呂久佐（藻）八十四
丁二天門冬（林節）天門冬スマログサ（伊
字）天門冬スマログサ

すまひぐさハヤヒトグサ カマ　はやひとぐさ三かま一ノ五十五丁　（加茂保憲女集）「すまひ草本ノマヽオ
ほてふく風にふきつゝらになそ
しるらんさ ためなきよを（赤染
集）二一丁廿三　（金葉）連歌　すまひくさ

(大)七十九丁八 (和) (蜻蛉日記)石山詣ノ條 しりへのかたなる池にしぶきといふものおひたるといへばとりてもてこといへばもて來りてふるけにせる序イあへしらひ契云ウハオキニスル也てゆをしきりてうちかざしたるぞいとをかしうおぼえたる

しまも オコノリ ニキメ おこのり 卅九丁 (伊字)海藻シマモ 石帆水松已上シマモ又ニキハ又オコ

しもふり (大)五丁廿八 之毋布利

しもつけ (枕)三丁廿七 (拾遺)物名しもつけ「植てみる君たにしらぬ花の名を我しもつけんことのあやしさ(夫)九 夏草為家「夏くさの露けき中のしもつけにむろのやしまのことやとはまし (續拾遺)物名しもつけ崇德院「さしくしもつけのはなくてわきもこかゆふけのうらをとひそわつらふ(藻)八丁卅八 下野

したつき (本和)下五十一丁 仙沼子之多都岐 (伊字)仙沼子シタツキ (内膳式)舌附

したみかは (大)四十八丁五十六 之多美加波

したみ (名)葈シタミ

しだ (林節)歯朶シダ (運)蕨

しをに ノシ (本和)上丁卅 紫苑乃之(和)紫苑能之俗云之乎邇 (名)紫苑乃之又云シヲニ (六帖)にしほ「秋の野の草葉を人もおりきしをにしきのことも見え渡るかな」又「むらさきのはなゆひしつとつけしをにおもひはふかく結ひこめてき(古今)物名「ふりはへていさふるさとの花みんとこしをにほひそうつろひにける(躬恒集)丁卅四 (伊勢集) (今昔物語)廿二丁六

しおて (和傳)楊厥菜之於天 (伊字)同

しほて ソヽキ ホチグサ フホ (醫)飛廉之保天

しいねたけ (類往)瘤茸シイタケ 子

しひたけ (類往)椎茸シヒタケ (林節)椎茸シヒタケ

しひなせ (和)粃穀實有レ皮而無レ米也 (林節)粃しほなし俗語ナルベシ

しば シバクサ キリシバ シバフ (六帖)六丁卅 しば「たたみこもへたてあむかすにかよひせは道の芝草生さらましを萬十一ニ (枕)三丁卅五 (和)菜草(名)菜草シバ (又)類草シバ 芝サバウド又云ニモ名サハソラシ又サク □サク 又ホラ一 (和玉)茨又芝シバ (伊字)菜草シバ 茨芝日記用ニ此字 類草同 已上(萬)五丁卅八 長「草たをり芝とりしきて下略 (又)六丁四十三「立かはりふるき都となりぬれは道の芝くさ長く生にけり

しば (夫)柴ノ歌ノ中 アチシバ 大ナ カタシバ ヲノハシバ ナラシバ ナラノシバ マ ツノシタシバ フシヽバ ハヽツノシバ

しゝのひたひぐさ フカツミ タヒグサ ウシノヒ ウシノヒ ヒタ (本和)上廿八丁石龍芮之々乃比多比久佐一名布加都美 (和傳)石龍芮 シゝノヒタヒグサ ウシノヒタヒ フ (字)石龍芮 ウシノヒタヒグサ カツミ 宇之乃比多比 又云不加豆彌 不加川奈

しゝのくひのき ヤマウバラ ヤマクサ (本和)上四十丁䕡蘆也末宇波良一名夜末宇波良之々乃久比乃岐 (和)䕡蘆 一云之々乃久比乃木 (醫)也末久佐 (大)五七丁也万無波良 (同)卅二四十丁也末波良

しゞらふぢ (徒然草)六十五段鷹ノ鳥ルスベキ木ノ枝ニツクノ條 枝の半に鳥をつく云々え(ゞ)ら藤の割らぬにて二所付べし藤のさきはひうち羽のたけにくらべてきりて牛の角のやうにたはむべし 舊抄ドモニしゞらふぢハ俗ニつゞら藤トイフモノ也ト云ヘリ

しのぶぐさ コケ 一ノ七十八 (大和物語)下 (枕)三廿五丁 (本和)上三十五丁 垣衣之乃布久佐一名 (六帖)しのぶぐさ 古介 「ひとりのみなかめふるやのつまなれは人をしのふのくさそ生ける」又「こひしともいはてふるやのしのふ草しけさまされはことにほに出る。(和泉式部集)人のもとにわすれ草えのふくさつゝみてやるとて

しのね (藻)八廿八丁 忍草 (名)鳥韮 シノブグサ

しのね (本和)上四十四丁 羊蹄 之乃禰 (字)羊蹄 志乃禰 (伊字)長間箏 又羊蹄 又姜根 シノ子 (和玉) 蓫 シノ サキグサ

しのね チノ ネ (和傳)茅根 シノ子 チノ根 (加)

(名)芒 サゝシ ノ子

しの　しのたけ シノダケ サゝホソダケ (和)篠 竹之乃 一云佐々 俗伊小竹也 細竹也 篠也 竹二字 謂ニ之佐々ー (字)篻 方標反平 志乃 又保曾太介 (和玉)筱 又䈲 又篠ノシ (夫)小竹 シノタケ (萬)七九丁「妹かりとわか通路の篠すゝきわれしかよははなひけ篠はら

しのめ (和)長間箏女 之乃 (大)之乃女

しのべだけ (夫)竹 えのべ

しのすゝき しのゝをすゝき スゝキ ハタスゝキ ハナスゝキ チバナ シノゝチスゝキ (六帖)えのすゝき 「年ふともわれわすれめや相坂のえのゝをすゝきおひはてぬとも」又「秋風のやゝ吹野へのえのすゝきほに出ぬ戀はくるしかりけり」又「えのすゝきほに出すとも行秋をまねくといはゝそよとこたへよ (萬)七九丁 妹所等 イモガリト 我通 ワカカヨヒ 路 ヂノ 細竹 シノ 爲 ス 酢 ゝ 寸 キ、我通 ワレシカヨハゞ 靡 ナビケ 細竹原 シノハラ、(古今六帖)えのすゝき 人丸

しシブグサ えのれ參考スベシ (和)羊蹄菜 唐韻云 蓳丑 六反 字又作レ 遂 和名 之布久佐 一云志 (醫)羊蹄 志 (名) 羊蹄菜 シブグサ (又)蓳 シフクサ 一云シ シブ (伊字) 蕺 シブクサ 水菜也 (又)羊蹄草 シブクサ 蓫 同

しぶぐさ 同上

しぶき シブクサ (本和)下卅九丁 蕺 又葅菜 之布岐 (和名)蕺 シブキ (伊字)蕺 シブキ シブクサ

さいかいし　(藻)八四十三丁皂角(下學集)下西海子 于以可ニ洗馬ー

さゆり　ゆりノ條ニ見ユ

さうび　(古六帖)さうび「我はけさうひにそ見つる花の色をあたなるものといふへかりけり」古今物名

さうもぐさ　(和傳)木香 於ニ播磨國ー採レ之佐宇毛久佐

さとにら　オホミラ　おほみらノ條ニ見ユ

さぎのたるさし　ゐノ條ニ見ユ　◎按に前のさぎのさりの重出ならん

さきつ　(字)英 於香反英稻又英俊佐支豆〔補〕ニ草アラズ

さくき　クマノイ ニコダ カノニケグサ コダニ　加之部にあり

さわらひ　カナワラヒ　加之部ニ在

さはかけ　(名)黄菜サハカケ

さはそと　サモチ サハツヲシ ヨロヒグサ　加之部ニ在　(本和)上三十丁白芷 加佐毛知一名佐波宇止一名與呂比久佐

志之部

しろよもぎ　カハラヨモギ ノヲヨモギ シラヨモギ モギ　一ノ四十八丁　(藻)八四十二丁白蒿 ならよもぎ (名)白蒿シロヨモギ 一云カハラヨモギ オハギ 薺蒿 一名カハラヨモギ (和玉)蒿又蘩又菊(伊字)白蒿シロヨモギ カハラヨモギ (長)白蒿之呂與毛岐 (和傳)白蒿ノラヨモギ又カハラヨモギ(加)之呂與毛岐

しろつゝじ　イハツヽジ モチツヽジ　いはつゝじ一ノ十八丁ノ條ニ見ユ　(本和)上四十一丁羊躑躅 以波都々之又志呂都々之又毛知都々之

しろまめ　(大)五廿一丁之呂末女(同)六十二十七丁同

しろなまめ　(大)九十五九十一丁之路奈万女 按ずるにしろなまめは今いふしろなたまめのたを落したる歟

しろさゝげ　さゝげ三丁ノ條ニ見ユ　(醫)白角豆

しろうり　(和)白苽之路宇利 (伊字)白瓜シロフリ 女臂同 (和傳)越瓜シロウリ (加)都乃宇利 (林節)越瓜〔補〕(小大君集)「ありところこまかにいつらししらうりのつらをたつねて我ならさなん」

しろふぢのね　アマキ　あまき一ノ十ノ條ニ見ユ　(康和)甘草之呂不知乃爾

しろきあは　(本和)下四十三丁白粱米之呂波阿波 (和傳)同

しろひし　(和傳加)蒺梨子

しらよもぎ　しろよもぎノ條ニ見ユ

しらひゆ　(大)五十九丁之良比由

しらくち　こくは一ノ八十三丁ノ條參考スベシ　(大)三十四六十四丁之良久知 (醫)獼猴桃 和名己久波

しらくち　(字)蘦志良久知 (名)蘦シラクチ

しらふぢ　あまき一ノ十一ノ條　(藻)八四十五丁甘草

しらに　(順集)天祿三年八月十八日源高明卿葛野別莊歌合序 學生爲憲作順朝臣別也史料之考 おまへの庭のおもにすゝき、荻、しらに、しをに、くさのかう、女郎花、苅萱、撫子、萩など植させ給ひ 歌モアリ追而可レ注

さきな　（字）薊菊二上字左支奈
さわらび　かなわらびノ條ニ見ユ
させもぐさ　さしもぐさノ條ニ見ユ
さいたつま　（後拾遺）春下三月ばかりに野の草をよみ侍りける藤原義孝「野へ見れは彌生の月のはつるまてまたうらわかきさいたつまかな（能因歌枕）草をばさゐたつまともいふさねたつまとも（玉葉集）春上常盤井入道「春日野にまたうらわかきさいたつまつまこもるともいふ人やなき（童蒙抄）はるの若草をいへり（夫）廿二穎丁綱「さいたつまうらわかゝりししめしののしのゝをすゝきほに出にけり（喜撰和歌式）「さいたつままかふ草葉におとろへて云々詠二若草一時さいたつまといふ（萬代集）春上忠度「さいたつままたうらわかくみよしのゝ霞かくれにきゝすなくなり（夫木）五（忠度集）同（六百番歌合）殘春左有家「うらわかき三月の野邊のさいたつま春は末はに成にけるかな（長嘯山家記）まれにわらはべ賤の女などの筐に若な入れてもたるにぞ道なる蘡薁（エノコログサ）などやうのものつみたる中に見もしらぬ草のあやかしきをば名もゆかしくて問ふにこなぎがはなこれはさいたつまなどいらへてなれ良ににたてるもおかし歌などによむものなれどたしかにしらざるをかしこくいひてけるかなと心ひとつに嬉し（袖中）顯昭ガ說ニ故堀川源左府以二淺青朽葉色一號二佐伊多津万一云々　同人和歌色葉集ニモカクイヘリ（本草）東風菜（サイタツマ）先春而生故名莖高二三尺葉似二杏葉一而長（綺語抄）さいたつまとはわかくおひ出たる草の名なり

私云古歌共ヲ以考フルニサイタツマハ春草ノ中ニテ生タチノオソキ草トキコエタリ後拾遺ナル義孝ノ歌六百番ノ有家ノ歌ニテ殊ニヨクシラレタリコヽニ引出タル童蒙抄ナドノ諸說ニタヾ春草ノゴトクイヘルハサラニカナハズ推量ノ說トキコエタリ山家集ニイヘル趣若菜ニツミ入タル由ナレバ春ノ諸草ニイタクオクレテ生出ルモノニハアラデ生立ノオソクテ三月ノハテガタニ及テモナホウラ若クテアルナルベシ淺青ノ朽葉色ヲ佐伊多津万トイフ由ニヨリ野草ノ中ニテ尋ネタランニハ知ラルベキ也本草ニ見エタル東風菜ヲ當タルハサラニカナハヌコトナリ

薺苨サキクサ一名ミノハ
さきくさ　(名)葛サキクサ(藻)八五丁(和玉)葛(林節)葛サキクサ(伊字)葛サキクサ草名也葛草枝々相値葉々相當也　福草同(古)
(萬)五卅九丁「さき草の中にをねんと」上下略(和玉)蓫シノ子サキクサ
さきくさ　(藻)八卅七丁白朮
さく　ミクサク クミクリ　(本和)上卅五丁草美久
利一名(字)〔本〕女居反猪蓽(名)芝廿八丁サハ
佐久　蔛也佐久
ウド　又ムニ口サク　又ホラ
一名サハソラシ又サクシバ　(和)具
具
さくゝこ　かのにけぐさ
さくつ　(名)澡豆サクツ
さゝき　(和傳)白豆佐々支
さゝげシロサ サゲ　(本和)下四十七丁 四十丁白角豆(醫)白角豆(和)　(長)白角豆
サヽゲ
さゝげミノクサ　(伊字)蓑サヽゲ草名可レ爲ニ雨衣一
さゝシノササノハ　(萬)二十九丁「小竹の葉はみやまもさやにさわけともわれはいもおもふわかれきぬれは
(六帖)六さゝ「篠のはもさえくるなへに足曳の山には雪そふりつみにける　(和)　(和玉)篠シノ
さゝめミノクサ　みのゝ條參考スベシ　(夫)小々妻「山かつのむすひてかつくさゝめこそ云々(千載)戀右大臣「朝またき露をさなからさゝめかるしつか袖たにかくはぬれしを(回國雜記)さゝめがやつ　鎌倉ノ下ニアリ「霜さやくさゝめかやつのふしの間に一夜の夢も嵐ふく也(名)莎草サヽメコヌケシバ
ミノグサ
ミクサ(藻)八四十丁小々妻(伊字)蓑サヽゲ草名可レ爲ニ雨衣一
(イチメ)
さゝりぐさ　(藻)八三十五丁小角艸
さしたけ　(類往)蕩茸サヽタケ
さしもぐさサセモグサ　(枕)　(六帖)さしも草「あちきなやいふきの山のさしもくさおのかおもひに身をこかしつゝ」又「しもつけやしめちの原のさしも草おのかおもひに身をややくらん(夫)指燒艸(運)
茖蒿サシモグサ　(藻)八廿七丁蓬
さこひめサホヒメ　(大)五三丁差保比兎拔萃ニ地黄(少彥遺法)佐古比咩地黄
さこく　(六帖)物名さこく「はるはきてきのふはかりをあさみとり色はけさこく野はなりにけり」又「春雨にしめそゆふらし花にけさこくは色えて咲みちにけり
さをひめ　さこひめノ條ニ見ユ
さかゆり　ゆりノ條ニ見ユ
さがりこけ　さるをかせノ條ニ見ユ
さほとりぐさ　(大)卅三四十九丁　(名)松蘿マツノコケ一云サガリ又云サルヲカセ　女蘿同
さぎのしりさしサギシリサシ ゾロキ　(和)藺左岐乃志利佐之　ゐノ條參考スベシ

動植名彙巻二

草類

佐之部

さねかづら　さなかづら 神衣比 サナカヅラ

(六帖)六さねかづら「なにしおはゝ相坂山のさねかつら人にしられてくるよしもかな」後撰戀 又「つれなきをおもひしのふのさねかつらはてはくるをもいとふへらなり」

(萬)二 卅七丁 狹根葛(萬)二 廿一丁「玉くしけみむろのやまの狹名葛さねすはつひにありかてましを」(大和物語)(本和)上 廿五丁 五味 佐禰加都良

(字)藷 左奈葛(藷イ)共ニ誤也 案字彙ニ藷云々五味子とあるもの也

(同)木防巳 佐奈葛一云神良比(和)(醫)

(大)五 廿六丁 差禰乃民 抜ニ五味子 (名)藷

アマヅラ サネカヅラ (和玉)莖 又藷 又遂(長)

五味子 佐禰加都良

さはそらし カサモチ サハウド かさもち一 五十三丁 サハソヽ

(本和)上 廿六丁 藁本 加佐毛知一名佐波曾良之 ヲシソ ラシ ラシ

(名)芝 サハウド 又ホラ 又云 一名サハソラシ ニ□サク 又 サクシバ

(和)藁本 佐々波曾良之 一名曾良之(醫)藁本 又ソ ラシ (和傳)

さゝはそらし 同上(和)藁本 カサモナ サハソラシ (伊字)同

さはうど カサモチ ラシ サムホソ ヨロヒグサ 加之部ニ在

(本和)上 卅丁 白芷 加佐毛知一名佐波宇止一名與呂比久佐

(名)芝 サハウド ラ一名サハソラシ 又ムニ□サク 又サクシバ 又ホ

(和傳加)白芷 佐波宇止又佐波保曾良之

さはあらゝぎ アカマグサ (和)十七丁 澤蘭 佐波阿良良木一云阿加末久佐 生ニ澤傍一故以名レ之(本和)上 三十二丁 澤蘭 佐波阿良良岐一名阿加末久佐(和傳)

同(名)澤蘭 サハアラヽギ アカマグサ (萬)十九

澤蘭一株抜取云々

さはほそらし さはうどノ條ニ見タリ

さるとり　さるとりいばら サルトリイバラ オホバラ

ウバラ ヤマサラシウグ ヒスノサルカキノソラシ うくひすの 二十七丁 さるかき

(字)拔葜 乃曾良之一云佐留加支 (又)菝 左留支加

(和)菝葜 佐流止里一云於保宇波良 (本和)上 廿九丁

菝葜 方八反 和名字久比須乃佐留加岐一名佐留止利一名於保宇波良

(林節)荊茨 サルトリイバラ (名)拔葜 サルトリ 一云 オホウバラ 薑荊 ハマハヒキ ナマエノオドロサルトリ(和傳加)(近江御息所歌合)佐理卿筆さるとりの花「なくこゑはあまたすれともうくひすにまさるとりのはなくそありける

さるかき 同上

さるをかせ マツノコケ サガリコケ (和)松蘿 萬豆乃古介一云佐留乎加世 (名)松蘿 サガサコケ サルヲカゼ マツノコケ (本和)上 卅九丁 (藻)八 廿九丁 苔

さるなめり (夫)猿滑 サルスベリ歟

さきくさ　さきくさな サキクサナ ミノハミ

ノハグサ (本和)上 卅四丁 薺蒿 美乃波一名佐岐久佐 (和)薺蒿 佐木久佐奈 一云美乃波 (和傳)

薺蒿 佐支久佐 佐(加)佐支久佐奈 美乃波久(伊字)同(名)

ごまめ　(字)荏

ごまのひざ イナキグサ (和傳)牛膝 古末乃比左

ごまのせり　(延)前胡

こぜり　(堀川)「春日野の雪消の澤に袖ぬれて君か爲にと小芹をそつむ

こにやく コンニヤク　(本和)下五十丁蒻頭 古爾也久(和)蒻頭　(名)蒻頭 コニヤク (伊字)蒻頭 コンニヤク (長)蒻蒻 コニヤク (拾遺) 物名こにやく「野をみれははるめきにけり靑つゝらこにやくまゝし若菜つむべく〔補〕(下學)昆若 コンニヤク

こゝろぶと コルモハ　(和)大凝菜 古留毛波俗用ニ心太二字 (名)凝海菜 心ブト 凝海藻 コルモハ 古々呂布止 心ブト (七十一番職人盡歌合) こころぶとうり 詞に「こゝろぶとめせちうしやくも入て候 月歌左「うらほんのなかはの秋のよもすから月にすますやわかこゝろてい 戀右 云々「おもひよりけるこゝろぶとさよ」判云右はうらぼんよもすがらこゝろぶとうる事しかりこゝろていきくここちす 按ニコヽロブトを賣るに言便にコヽロテイとも呼たる也今トコロテンと呼ふは又轉たる也かくて上方にてはてんとのみもいひ其を干たるを今なべて干テンとさへいふ〔補〕攷云コは甚く訛りたるものなりコロチトコロト訛ル「フト」ヲ「テ」ト訛ル「テ」ヲ引テ「テイ」ト云フナルベシ

こるもは 同上 (令)三十丁 (名)凝海藻 コルモハ 心ブト

こほね　(和)温松(名)菘 コホネ (伊字)温菘 コオロノ子 温菘こしノ條ニモアリ參考スベシ

こにしこし　(和)胡荽

こすげ コスゲシバ ミノグサ みくりくゝノ條參考スベシ (名)莎草 サヽメ、

こはぎ　(古今)戀「山城野のもとあらのこ萩露おもみ風をまつこと君をこそまて

こはつ　(和傳)續隨子 己波川一名拒冬一名菩薩

ことなしぐさ　(六帖)「こゝりすまの松にはいとゝとしふれとことなし草そ生そはりける」又「人にのみいはれの池のあやなくにことなしぐさのやとにさそはん」又「君見てしほとのふるやのひさしには逢ことなしの草そ生ける

こくは　しゝぐちノ條參考スベシ 廿八丁 (醫)獼猴桃 己久波 (名)蓿 ハチスコクハ

こたけ　(和玉)篡

こつゆぐさ　(藻)八二丁濃露草 八月中旬の干種なり

こがねぐさ　(藻)八廿四丁菊

紅梅草　(藻)八廿五丁仙翁花

に生たるわかこものそよ〱我もいかてとそおもふ(夫)(枕)五十二丁

こもつの　こもふつら　(本和)下卅三丁菰首古毛都乃(醫)菰首古毛都乃(和)菰首古毛布豆呂一云古毛豆乃(本和)下五十三丁葼虋古毛布都良(名)菰首(伊字)葼虋鷰同菰　葼弱(本和)下五十五丁葼弱古毛布都良(長)葼菜　葼虋　菰首

こもうり　(和玉)苽

こなすび　くさなすび七十一丁　(名)龍葵(伊字)苦菜

こなぎ　(萬)十四丁十三可美都氣努、伊可保乃奴麻爾、宇惠古奈宜、可久古非牟等夜、多禰物得米家武、(同)三十五丁奈波之呂乃、古奈伎我波奈乎、伎奴爾須里、奈流留麻爾末仁、安是可加奈思家、(同)三十三丁春霞、春日里爾、殖子水葱、苗有跡云師、柄者指爾家牟、已上三首六帖なぎの部に出たり(長嘯子山家記)わらはべ賤の女などの筐に若菜入れてもたるにぞ道なる蘡薁などやうのものつみたる中に云々問ふにこなぎが花これはさゐたつまなどいらへて云々

こみら　にら・たゝ　(本和)下卅七丁韮古美良(和)韮古美良(大)五十二丁古美良(名)韮

こひる　(本和)下卅九丁蒜古比留(和)小蒜古比留(拾)介六丁九茖葱(和玉)蒜(名)小蒜一云メヒル(和傳)蒜仁行久

こし　(本和)下卅九丁温松黄菜葫䔧和名古之(名)葫荽　葫荽和名(和傳)胡荽古之(伊字)胡荽胡荾同胡藻黄菜也

こむぎ　(本和)下四十二丁小麥女一名麳古牟岐(和)小麥古牟岐一名末牟岐(大)五十二丁末古無紀(和玉)麳又䅘又秾(伊字)小麥(長)小麥

こむぎのかす　(和)麩小麥皮屑也亦作䴸古無岐乃加須(伊字)麩

こむせん　(和)金錢花古無歟(名)金錢花

こふなぐさ　(大)廿七丁十七

こま　(和玉)菰　こもノ條参考スベシ

ごま　(和玉)葫(字)苣其呂反胡麻又知佐(和傳)胡麻己末(加)字古麻(伊字)胡麻己末又宇古麻俗云五萬白油麻己末乃安不良

ごまのは　(字)青蘘胡麻葉(和傳)青己末乃波(和傳加)巨勝苗胡麻淳里名巨勝

こまぐさ　(大)卅一丁卅七古萬久差

こまつなぎ　(和)狼牙(伊字)同(藻)八四十三丁牙子こまつなぎ(同)卅七丁駒擊(夫木)駒擊(延)狼牙

六十九四十五丁久差波自加美

くはのたけ（本和）上五十九丁桑菌久波乃多介

計之部

けし（和）（古節）芥子ケシ（大）卅二四十二丁介之加良

けにごし（拾遺）物名けにごし「忘れにし人のさらにも戀しきかむけにこしとはおもふものから（古今）物名

けいも（名）芋イモ ケイモ イヘノイモ オホイリ

古之部

こだに クマイイ カノニケグサ ニコダ サククサ ニケグサ かのにけぐさ 又コニダ ニケグサ 又（大）五十二丁加乃爾介久差（中務集）栗田の右大殿夜深く歸り給ひてこだに日がけをつゝみて給はせたりしにきこえさせし「つゝめともこたに人めのしけきよにあけは日かけのまはゆからまし」〔補〕（枕草紙）三十五丁草はこけこだに云々（源）宿木七十二丁まだのこりたるこだになどひきとらせ給ひて宮へとおぼして

こだち（名）蘇コダチ

こけ シノブグサ チヒサキコケ 廿八丁卅一丁（六帖）六けこ「石の上に生出るこけのねもいらすよなく／＼ものをおもふころ哉（萬）二四十二丁「妹か名は千代にながれん姫島の小松かうれに苔むすまでに（本和）上卅五丁垣衣之乃布久佐一名古（和傳）烏菲己計又屋上有之生ニ岩石上苔也（加）石陰ニ不レ見レ日採レ之久知比佐支久佐（名）薜コケ 蒳コケ ハヒマユミ シベ 苔コケ ミノリ ノリ シベ 蘿ヒカゲ コケ 莓コケ 華コケ ヨモギ（和玉）莎（和傳）垣衣之乃不久佐

こけまめ（慶節）苦菽

こやすぐさ カラスアフヒ コヤスクスリ からすあふひ参考スベシ（本和）上四十一丁蔵尾古毛須久佐（和傳）鳶尾己也須久佐（伊字）同（大）五十八丁古也須久差一名加良寸阿布比

こも（本和）下四十一丁石蓴一名海蓴古毛（和）石蓴古毛水葵也（名）石蓴コモ 海蓴コモ（和玉）蓴コモ（伊字）海蓴コモ〔補〕（古事記）上海蓴之柄コモノカラ

こも マコモ（和）菰一名蔣古毛（辨色立成）云菱草（名）茭草コモ 菰コモ 蔣コモ 蔫コモ 茭コモ（和玉）蔣又茭又蒓又菰コモ ヒシコメ（伊字）菰コモ（字）蔣又䕲古毛

こものね（本和）下卅三丁菰根一名葑古毛乃禰（同）上四十六丁菰根一名蔣古毛乃禰（名）菰根コモノ子（萬）三十三丁長歌「若こもをかり路の池にしゝこそはいはひをろかめ略上下（同三）十六丁「けひの海のにはよくあらしかりこものみたれ出るみゆあまのつり舟（古今六帖）こも「駒にかふ澤のわかこもかりにきていかてよとのゝことをしりけむ」又「五月まつぬま

くるべきなヤマトゴロモ クルベキグサ ヤマシ (本和)下五十一丁樸奈久留倍岐奈

くるべきぐさ 同上 (延)典藥僕奈クルベキ グヒ越前 越後ヤマトゴロ攝津ハマ又ヤマシ唐使 茹母ノ傍注ニ僕奈同今越後ニテくるめきなト云ハ採藥家ニテ漢名王孫ト云フモノナリトイヘリ

くるぐさ ハナタキ ハトグサ くろぐさ 六十七丁 (和)大青波止久佐一名久流久佐(大)五十七丁久留久佐一名波奈多支

くゝさ (本和)下五十三丁鬼皂莢佐久々(名)莍サク、(又)鬼皂莢サク、

くゝだち (萬)十四丁十二「かみつけぬさ野のくゝたち折はやしゐれはまたむゐことしこすとも(和)蔓菁苗也 薹トモ 莖立(名)莢ダク、ダチ(又)莖立(又)英(又)蘴ク、ダチ ツチハジカミ(和玉)蘴

くゝみら (萬)十四丁十八「きはつくの岡のくゝみらわれつめとこにものたなふせなとつまさね

くゝ クコ サク ミクリグサ ミクリスカナ ミクリネ みくり 可ニ参考(和)三稜草美久里又云莎草具々(本和)上卅五丁莎草美久利一名佐久(字)莍久々(夫)(大)卅七丁十五美久利禰(大)七十三

くゝところ (大)五丁九久々度古路

くゝもち (大)廿五丁九

くそかづら (萬)十六丁廿四「葛花にはひおほとれるくそかつら絶ることなく宮つかへせん(和)細子草(名)細子草

くしかづら (大)六十七丁卅九久之加豆良(同)卅一丁卅五同

くしひゆ (大)卅五丁四久之比由

くみはじかみ タカハジカミ (大)廿八丁廿一久美波知加民(同)六十九丁四十五久差波自加美(大)五丁八多加波自加美又クシハジカミ

くみ (和玉)萸ハジカミ(名)甘蕉クミ アマヅラ(字)藂又卷栢又甘遂

くみのかしは (字)石葦

くちたり (大)卅一丁卅七久知太利

くちたけ (醫)前胡

くりたけ (林節)茅茸クリタケ(紀)十丁九

くりくり (和玉)蕘

くひゐ (字)莁子此反上久比井

くだに (六帖)にくだ「ちりぬれはのちはあくたになる花をおもひしらすもまとふ今日哉てふ古(古今)物名「水上を山にておつる瀧つせのしつくの たえすそゝくたにかけ〔補〕(源)少女五十三丁花たちばな、なでしこ、さうび、くだに、などやうの花のくさぐゝをうゑて山梔子ヲ云フ也木丹ノ字ヲ用キル委しくは古今集打聞物名のところに見えたり

くさなぎ おほれ (字)葦クサナギ オホ子(名)菫クサナ

くさな 同上

くさはじかみ (大)廿八丁廿一 (大)

な」源爲憲「野へことに花をしつめ
はぐさ〳〵のかうつる袖そ露け
かりける」此くさのかうの歌は
歌ざまの左衞門の今少しやはら
かにいはれて侍るめりされども
かみのくさはもとの草にて下の
かうをのみそへたれば人にかく
れん人の身のみがくれておもて
あらはする心ちなんしけるちく
さのかうつるたもともありける
をなどあさがほをかくさゞりけ
ん(永久四年堀川次郎百首)題草香忠房「春より
ほイもも え出しかと草香かは秋風
ににほふなりけり」兼昌「秋野の花
わけゆけはくさ〳〵の香うつり
ぬらん我衣手に」常陸「わか袖に草
のかみつる秋野の旅ねのとこは
なつかしきかな」大進「ふちはかま
にほふあたりにおひ出るくさの
かうのみなつかしきかな」此四首みな草

香なよめり俊頼「いくくさのかう心を
やつきぬらんいそのはゞ道石ふ
ますして」とたゞ物名によめり仲顯「みねに
追へはむら鳥おちく草香あさき
すそのにともやたはさめ」コレハ鳥狩ノ歌ニテタヾ物名ノミニヨメリシカルニ獨信實ハ「雲間よりさ
えたる月をのきちかう川のよと
みにうつしてそみる」トアリテ「キチカウ」チ物名トシテ川邊月トキコユル歌ニカクツタナゲニヨマレタル桔梗ハサラニ香アルモノニアラヌヲカクヨマレタルハ芸ハモト唐種ニテモテハヤシケレド永久ノ比ハハヤク世ニタエテ名ノミツタハレルヲオノモオノモシラズヨマレタルヲ信實ハ桔梗トココロエテオシテヨメルナルベシ天保ヨリ永久マデ百有餘年此堀川太郎百首(康和年中)ニ橋ノ題ニテ公實卿「いたくらの橋なは誰もわたれともいなおほせ鳥そすきかてにする」稲負鳥ヲ稲負タル馬ナリトシテヨミ給ヘルト同ジタグヒノ杜撰ナリ
說文曰芸草也似ニ目蓿一禮月令
芸始生注芸香草也爾雅翼曰芸類ニ豌豆一
叢生其葉極芳香秋後葉間微白
如レ紛南人採置ニ席下一能去ニ蚤
蝨一今謂ニ之七里香一續博物志云

典略云芸香辟ニ紙魚蠹一故藏書臺
稱ニ芸臺一成公綏芸香賦云美芸香
之修潔合陰陽之淑清急就篇注芸
芸蒿也生熟皆可レ啗(貫之集)
(元眞集)

くさもちひ　(和)餻
くさたつ　(大)五丁廿久差多豆
くさはた　(大)四十一丁廿八久左波多
くさ　(字)蘋久佐
くさきり　(和傳)剪䔍久佐支利
くはのきのほや　(本和)上二丁五十桑上寄生久波乃岐乃保也(和傳)同
くはなヤマドリグサウムギナ　(字)淫羊うむぎな藿久波奈
くぼて　(名)菸又莖クボテ　(字)滿又菝
くき　(本和)下二丁四十豉久岐　(字)莖米臥反斬也又市士反傑着也久岐
くきまめ　(大)五丁廿七久支末女

ほなほに（大）廿七丁十七久須禰（長）
葛根乃禰久須（和玉）葛クズ（本和）上廿七丁
葛根乃禰久須（大）五丁廿四葛久豆禰曽イ
くずかつら　同上　（和）葛穀久須加豆良之美
葛脛久須加豆良之禰（名）蔄クズカヅラ　葛カツラカヅラ　葛穀クズカツラノミ　葛脛クズカツラノ子
くずかづらのはえ　（本和）上四丁四十鹿藿陶景注曰葛根之苗又名鹿藿一名鹿豆蘇敬注云撥有二豆氣一故名レ之云久須加都良乃波衣（和傳）鹿藿クズカヅラノハエ　はえは苗なり採レ苗日乾レ之似二豌豆一
くずねイハクスリ　ナノクスネ　スクナヒコ　ミタカラ　いはすれノ條ニ在
くずね　（名）黏クズ子
くずぐさ　アリクサ　クログサ　あノ部ニ在
くずらね　（大）廿六丁十四久寸良禰クズ　カツラノカツヲ脱スルカ
くずたけ　（林節）槗茸クズタケ　槗ハ楠歟樟ノ譌
楠耳（類往）槗茸クイセ

くらら　マヒリグサ　キツネサヽゲ　アサリ　にがなノ條参考スベシ
（本和）上廿八丁苦參久良々末比利久佐一名（名）苦參キツ子サヽゲ　ヒリグサ　クラヽマ　（和）苦參久良々一云末比里久佐（字）苦參久良（藻）八丁卅九苦辛（又）卅二丁苦參（名）苦讖クララ　ヒリグサ　一云マキツ子ササゲ
くちめぐさ　カマグサ　オホツチ　於ノ部加ノ部ニモアリ
くるな　アエミグサ　アマナ　ミナシゴクサ　クロ　六十七丁
くるひくさ　くろぐさ六十七丁参考スベシ　（延）白薇
くさぎ　ヤマウツギノハ　（本和）上四十三丁蜀漆葉久佐岐一名也末宇都岐乃葉（和）蜀漆久佐木一名未宇豆木乃禰（造酒式）久佐木灰（和傳）蜀漆クサギ　山ウツギ　恒山苗也（大）五丁卅六也末宇豆
くさぎ　ウグヒス　ノイヒネ　（本和）上四十三丁恒山久佐岐一名宇久比須乃以比禰（和傳）常山タサギ　三月生二白花一宇久伊須乃伊比禰　此二種木歟可レ考
くさなすび　コナスビ　十九丁　（本和）下卅六丁

龍葵久佐奈須比一名古奈須比（和）
くさびら　（和）菜蔬草間食曰菜蔬和名久佐非良（藻）八丁卅三菴菌（名）蔬クサビラ又茹又菜又蕈
井クサビラ（和）玉蔬クサビラ又菜
くさびらたけ　ニ　丁廿六　（藻）八丁四十三菴菌
くさびら（和玉）蕈又菌又茸クサビラ
くさのかう　（和）芸　禮記注云芸音雲亦曰和名久佐乃香草似二目宿一也
（名）芸クサノ香（六帖）くさのかう（ゆく集イ）「草のかう色かはりぬるしら露は心おきてもおもふへきかな」此歌伊勢集に式部卿のぜんざいあはせにくさのかうトアリテ歌六帖ト同（順集）ある所をにとこをんなかたわきておまへの庭にすゝき、をぎ、らに、しをに、くさのかう、をみなへし、かるかや、なでしこ、小萩などうゑさせ給ひ云々くさのかう　左衛門君「とこ夏の露うちはらふよひことに草のかうつる我たもとか

五廿八丁久良須萬女一名久呂末女（和傳）豉久呂末女（加）久豉
くろしたき　（大）五十五丁久呂之多紀
くろこつち　（大）五四十四丁久路古川知
くろつめ　（大）六十二十九丁久路川女
くろこめ　（七十一番歌）こめうり「山かけや木のしたやみのくろこめのつきいて丶こそしらけそめけれ
くろくず　（少彦遺法）葛根
くれのはじかみツチハジカミ アナハジカミ　（本薑）上廿六丁乾薑久禮乃波之加美（醫）生薑都知波之加美（大）五十七丁久禮波自加美（字）子薑久禮乃波自加美（名）蘘クレノハジカミ（又）薑クレノハジカミ ハジカミ 谷云アナハジカミ ツチハジカミ ナルハジカミ 生薑和名同上（和傳）乾薑クレノハジカミ 麻黄同 高良姜同（長）乾薑久禮乃波之加三（神武紀）十四丁「みつ〳〵しくめのこらかかきもとにうゑしはしかみくちひ丶くわれはわすれすうちてしやまん
くれのおも　（本和）上卅七丁蘱香子久禮乃於毛（和傳）同（和）　（醫）　（僧尼令）八丁興蒁クレノオモ（拾芥）六丁九興渠クレノオモ（本和）葫實一名興渠和名岐久（本和）薰蕖一名阿魏一名興蕖和名曾良志合考ベシ〔補〕（和名抄）懷香一名懷芸
くれのはじかみのうど カハネグサ 四十八丁加部にあり　（本和）上卅四丁高凉薑加波禰久佐一名久禮乃波之加美乃字止　くれのはじかみ同物歟
くれのあゐ ヘテハナ クレノハナ　（本和）下五十五丁紅藍花久禮乃阿爲（大）五十三丁久禮乃波奈（同）二十六丁十一二モ久禮乃波奈（同拔萃）久禮乃阿井（名）紅花クレノアキ 紅藍クレノアキ 呉藍同（和）紅藍久禮乃阿井（和傳）紅藍花久禮乃波奈（加）久禮乃安爲（萬）四四十丁「いふことのかしこき國そ紅の色にな出そおもひしぬとも
くれたけ　（和）箪竹呉竹也久禮太介似レ篁而節茂葉滋者也（和玉）箪（和傳）淡竹　貝原氏大和本草云呉竹は俗にいふ眞竹也其釋（カハ）禁腋祕抄かはたけの下に呉竹紫白の斑文あり　〔補〕（紀畧）弘仁四年　此歳呉竹實如レ麥其後枯盡
くれ　くれのはじかみノ條參考スベシ　（和傳）生薑久禮
くず マクズ クズカスラ　（萬）三四十六丁長歌「延葛ハフクズのいやとはなかく云々（同）四卅九丁「夏葛のたえぬ使のよとめれはことしもあることとおもひつるかも（萬）八卅六丁うらかへす古（六帖）くずく「秋風に吹かへさる丶くすの葉のうら見ても猶うらめしきかな（古今）戀五「ちはやふる神のいかきにはふ葛も秋にはあへす色付にけり（拾遺集歟）（又）「我宿のくすは日ことに色付ぬきまさぬ君はなに心そも（萬十四歟）（又）「足柄のはこねの山にはふくすのひかはよりこねしたな

知波賀麻菊ヘリチイ　（字）蕣祖禮反柴甘奈豆奈

きはゐアマナヅナ　あまな　又支波井

きはちすアサガホ　（和玉）蕣アサガホ（名）藕ハチスノ子キハチスハ（又）蕣アサガホキハチス　（和傳）葫蘆巴キハチス日本木筆用レ之（伊字）蕣

きさのき　（字）黄芩伎佐乃木

きこけ　（藻）八四十三丁馬韮

きもらたけ　（和傳）肉蓯蓉支毛㝵太計

きうめウキクサ　（醫）水萍岐宇女

久之部

くまのいニコタコダニ　かのにけぐさ五十二丁　（本和）上十五丁人參加乃爾介久佐一名爾コタ一名久末乃以（字）人參久萬乃伊有人云加乃爾介久佐

くまわらびオニワラビイヌワラビ　おにわらびいぬわらび四十廿二丁　（和傳）狗脊久萬和㝵比　（醫）狗脊クマワラビ

（藻）八卅二丁貫衆

くまつゞら　（本和）上四十六丁馬鞭草久末都々㝵（大）五十丁久萬川々良（和傳）馬鞭草クマツヅラ（加）於之天（名）馬鞭草クマツヅラ（靈）（夫）

くまつゞらマカヤキノウセウカヅラ　ノウセウ　（和傳）紫葳久萬川々㝵末加也支（加）乃宇世宇ノウセウカヅラ

くまつゞらユミカハ　（和傳）衛矛久萬川㝵由美加波

くまぐさカイマグサ　（和傳）黄連久末久佐（加）加伊末久佐

くまはじかみ　（延）秦膠（字）檝

くまそ　（大）卅六丁七久末曾

くろぐさアリグサ　ありぐさ阿部にあり　（延）漏蘆

くろぐさクルグサ　（藻）八四十二丁大青（和傳）火青久流久佐一名久呂久佐

くろぐさクロ（名）漏蘆又野蘭クログサ

くろぐさ　くるな　アマナグサ　クロメクルナ　ヤエミグサ　ミナシゴクログサ　クロクグサ　あまな十丁くろひぐさ七十一丁參考スベシ

（字）白薇夜惠彌一云久留奈（和）白薇和名美那之古久佐一云久呂女久佐一云阿末奈（和傳）同

くろめぐさ　同上　（本和）上三十丁白薇一名春草

くろくわゐオモダカ　おもだか四十一丁於部にあり　（本和）上卅一丁烏芋久呂久和爲一名於母多加（和傳）烏芋クロクワヰ（加）久呂久和爲又オモダカ

くわゐナマキ　なまゐノ下考合テ正スベシ　（和）烏芋久和爲（醫）烏芋久和井（名）烏芋クワヰ（長）烏芋クワヰ

くろむぎソバムギハタスハノミ　ソバノミ　（大）五十二丁曾波乃美一名波多須波乃美（本和）下四十四丁（和）蕎麥曾波牟岐一云久呂無木（名）蕎ソバムギ一云クロムギ

（和玉）秬蕎（續紀）養老六年七月勸二課天下一種二樹晩禾蕎麥一

くろきゝみクロキビ　（和）秬黎久呂木美（大）八十二丁三久呂支比（續日本紀）養老六年七月勸二課天下一種二晩禾蕎麥一云々　詩秬古訓クロキビ又クロキアハ

くろきび　見上

くろまめクラスマメクキ　（和）烏豆久呂末女（大）

葱（補）秀葱之轉キノ雙納可ニ思惟一イヤフタコモリオモフ矣（釋日本紀）十二丁十五私記曰師說時之葱不太古毛利爾生故取喩レ身

きのみ（本和）下丁卅七葱實岐（醫）岐乃美

きひる（字）葱

きうり ソバウリ カラウリ かな うり 四十七丁（和）黃瓜 木宇利 胡瓜 曾波宇利 俗云木宇利（和傳）胡瓜 キウリ（加）カラウリ（伊字）胡瓜 キウリ バウリ 又フタマリイ 胡氷

きうめ ウキグサ うき ぐさ（醫）水萍 宇岐女

きたいす キタキス ウマフヾキ うまふぶき

きたきす ゴバウ（本和）上丁卅四惡實岐多伊須 一名宇未（醫）（大）五丁十五支多支須 布々岐（和）（和傳）惡實 支太支乃須 ゴバウ（加）宇末布々岐（字）牛蒡 キタキス 惡實 キタキスノ彌

きみ（萬）十六丁十九「なし棗に黍に粟つきはふ葛の後もあはんとあふび花さく（和傳）黍米 支美（名）秫 黏粟也（和玉）穈又黍又穄又粱又秬又稃又穆又稑又秎又穰又穄又䅣又稷

きみのもち（和傳）稷米 支美乃毛和

まびまめ（和玉）𪏮

きつねさゝげ クラヽ ママヒリグサ くら ら（名）苦參 キツネサヽゲ リグサ クラヽ マヒ

きつねぐさ（伊字）及化

きゝやう きちかう キチカウ フリヒフキ あり のひふき（和）桔梗 阿里乃比布岐（字）（枕）三丁廿七（中務集）詞書 みじかききゝやうをねごめにひきて女三宮より 歌きゝやうの詞なし（古今）六帖ニモ出ス 物名 きちかう「あきちかう野はなりにけり白露のおける草葉も花かはり行（六帖）きちかう「秋の月ちかうてらすと見えつるは露にうつろふ光なりけり（和玉）桔

きなるきみ（和傳）黃粱米 支奈留支美

きぼうし（伊字）菡露

きのたけ タケ たけ（和）菌（伊字）木菌 太の行にあり

きのこ（和玉）菌 クサビラ

きのみゝ（和）萸 音歟 和名木乃美々 木耳即木菌也（名）蕈 キノミヽ（伊字）キノミヽ 檽 キノミヽ 木耳別名也

きしぶし（類往）禽仆 キシブシ 菌ノ類カ

きく オキナグサ カハラ かわら オハギ コガネグサ をはぎ（六帖）きく「ぬれてほす山路の菊の露のまにいかて千とせを我はへにけん」又「うゑしうゑは秋なき時やさかさらん花こそちらめねさへかれめや」已上古今集同「うすくこく花そ見えける菊の花露や心をわきて置らん（長）菊 幾久（補）（今鏡）卷六丁七 菊や牡丹などめでたくおほきにつくりたてゝこのみもち（類史）大同二年九月 挿ニ菊花ニ云々布

壤）葑又蕪（和傳）蕪菁 加不良奈（和）
蔓菁根（和玉）蕪
かぶ　かぶな　共見上
かや（六帖）かや「かやの野へい
ともかるゝか峯の上の松かえと
もに久しき物を」又「なぬかゝる
かやはわか身のうへなれや人に
おもひをつけてやみぬる（萬）一
十一丁「わかせこかかりほつくらす
かやなくは小松かしたのかやを
からさね（萬）十四 廿五丁「門かみの
柚田たかゝやゝやに〳〵さね
さねてこそ里に出にしか（撮壤）
茆（和）萓 加夜（名）萓（和玉）萓
蒯又茨
かるかや　（古今六帖）かるかや「まめ
なれとよき名もたゝすかるかや
のいさみたれなんしとろもとろ
に「秋風にみたれそめにしかる
かやを我そつかねてゆふきくれ
見し」「かるかやのほに出て物を
いはねともなひく草はら哀とそ
見し（萬）二 十四丁「おほなこををち
かたのへに苅草のつかのあひた
もわれわすれめや（拾遺）物名かるかや
「白露のかゝるややかて消さら
は草葉は玉のくしけならまし
（枕）三 廿七丁かるかや（源氏）野分 小本十七丁
（萬）十四 廿五丁「をかによせわかか
るかやのさねかやのまことなこ
やはねろとへなかも（徒然）百二十八
段 秋のくさは荻すゝき云々われ
もかう　かるかや　りんどう云々
（名）苅萓

かたみぐさ　あふひ 五丁（藻）八 十二丁 葵
かたみぐさ　かはらよもぎ　きく 三十八丁（藻）八 廿五丁 菊
かつみ（辨内侍）五月五日　あさがれひ
にかつみを參らせたるを歌を添
てとりてまゐらせよと仰ごとあ
りしにあやめとおもひて侍れば
ひきたがへたるもおもしろくて
「かつみ生るあさかの沼もまた
しらて深くあやめとおもひける
かな云々
かゝねうり　（字）菱 加々禰宇利
かつら　（字）葛 加豆良（名）薗（又）蘿
（又）葹（又）蘽（又）蔦（和玉）葛
藟 茘 蕚
かゞも　かゞみぐさ 五十七丁
かむしきまき　（延）菴䕡子
かやのひめ　（藻）八 四丁
かりぐさ　（和玉）蒭

岐之部

き　（和）葱 和名岐（伊字）

和)下四十二丁大麥布止牟岐(大)五十三丁布止
萬女(長)大麥アトムギ
かたしろぐさカタシログサ　(本和)上四十七丁
三白草蘇敬注云葉上有二三黑點一古人祕レ之隱白爲二黑耳一加多之呂久佐
(和)三白草(大)五十五丁加多之良(和
傳)三白草加川之留久佐(加)加太之呂久佐 加太乃久佐(名)
三白草カタシログサ 私云カタシロ グサ同物歟
かを　潁米穀末也
かつち　(大)七十三六十五丁加川智
かなむぐらムグラ おほむぐら　(和傳)葎
草加奈无久良(加)牟久良
かくしぐさ　(大)卅四五十三丁
かほよ　(少彦遺法)芍藥加保歟
かほよぐさ　(藻)八十一丁杜若かほよ
ぐさ　かほよ花
かほばな　(萬)八五十二丁「高圓の野邊
の貌はなおもかけにみえつゝ妹
はわすれかねつも(歌林撲樕)杜若
の異名なり

かたかご　(萬)十九九丁「ものゝふ
の八十のをとめかくみまかふ寺
井の上の堅かこのはな
かほりぐさ　(大)廿九廿八丁
かふす　五十八丁かふすアリ　(大)廿九卅丁加布
須案るに類聚方のかふとおなじものなるべし
かふし　(字)芼莫告反萠也搴也擇也取也菜也 加不之
かうぶしミクリサク ハマスゲ (和傳)莎草加宇不之(加)美久利佐久 私云ハマスゲ 上ノ二條幷五十八丁かふすノ條參考スベシ
かすうし　(大)卅一卅一丁加須宇之
かたしり　(大)卅一卅四丁加多之利
かるみ　(大)卅一卅五丁(同)六十七卅九丁
かたくみ　(大)卅二四十九丁
かもふりカモウリ　(大)四十一廿九丁　加母
布利(林節)冬瓜カモフリ
かもうり　かもふり見レ上　(本和)下卅三丁白
冬瓜加毛宇利(和)冬瓜(和玉)菰(長)
冬瓜カモウリ(名)菰カモウリ
かわたのにカキツバナ　五十五丁　(和傳)由

跋加支川波奈又云加和太乃仁
かむはかは　(大)五十二七十二丁加無波
加波
かたつみ　(大)五十四七十九丁加多川美
かうそのは　(大)六十一廿四丁加宇曾
乃波
かまぼのこ　(大)六十八四十二丁加萬保
乃古　五十四丁かまのはな條可二參考一
かたしろ　(延)白蘚
かうれむかうのみ　(本和)下廿八丁豆
蔻加宇禮牟加宇乃美
かうぶりいちご　(本和)下廿八丁覆盆
加宇布利以知古
かすもみ　(和)
かつうり　(和)寒瓜至レ冬熟也
かちめ　(和)末滑海藻加知女俗用二搗布一(名)
末滑海藻カチメ　アラメト見合スベシ
かぶらカブラナ カブナ
かぶらな　(和)蔓菁根毛詩云菜レ葑菜レ非　(撮

かきはらのみサルトリ　うぐひすのさるかき　廿七丁
(和傳)菝葜カキハラノ子
かゞみぐさカヾミグサ　ノカヾミ　ノカヾム　オホ子　カヾム　カヾミ
カヾミ(和玉)芄又薟カヾミ　カヾミグサ　(藻)八
廿九丁鏡草(和名)蘭本草云蘿摩子一名加々美(本和)
上卅七丁蘿摩子加々美(醫)加々毛(名)
芄蘭カガミ(又)薟カガミ(又)蘿摩子カガミ
(本和)上四十三丁白芨加々美(神代)
(本和)上廿三丁徐長卿　比女加々美醫心方云加々毛
白薟ヤマカヾミ
徐長卿ヒメカヾミ合考べシ　記傳十二ノ四丁
かたばみ　(本和)上四十九丁酢醬草　加多波美
(和)酢醬(藻)八四十三丁酢漿草(名)
酢漿カタバミ(大)廿五丁九加多波民
(六帖)かたばみ「あふことのかたは
みくさもつまなくに(枕)三廿五丁
かとりたけ　(類往)鵽茸カトリタケ
かりやすカリアス　カルヤス　(躬恒)卅四丁　(大)
六十一十三丁加流阿寸(同)七十三十六
三丁加留也須(運)藎草(林節)刈安

かるやす
(字)荊カリヤス
かるあす同上見
かつねぐさアマナ　あまな　(大)加豆禰
久佐(本和)上廿六丁麻黄加都禰久佐一名阿末奈
(和)(名)麻草カツグ子サ一云アマナ(和傳)
苦參加都禰久佐
かゞむノカヾミ　ノカヾム　カヾミグサ　オホネ　カヾモ　(本和)
上卅四丁白前乃加加牟(醫)加々牟(和)
白前能加加美(和傳)白前加々美久佐乃禰(加)加々牟
(又)蘿摩子於宇禰(加)加々牟(又)白芨
カヾミグサ(加)加々美(後拾遺)「あけかたは
はつかしけなる朝貌をかゝみ草
にもみせてけるかな

「パンヤ」ト云綿ヲ得ル草ハ蔓草ニテ葉ハ□ニ似テ實ハ「レイシ」ニ似テ大ナルハ長サ三寸バカリヱミ破レテ舟ニ似タリ堅ニヒラキワレテ片方ハワレズ其形マコトニ舟ノ如シワタハソノ中ヨリ出ルモノナリトゾ後拾遺ノカヾミ草コレニテ朝貌ト同ジサマニツルクサニテアリシサマトキコユ白前ヲ「ノカヾム」「ノカヾミ」「カヾミグサ」ナドヨメルコノモノナルベシ

かむだち　(和傳加)麴加牟多知(名)女
菊カムダチ
かむち　(大)芄
かふすヤマスゲ　六十丁　かふす　かふし
スベシ　カフツ　(大)五十三丁　かうふしノ條參考　(同)三十六八十二丁
加布會
かたぼそホソグミ　(大)五十八丁　拔薬云半
夏(和傳)半夏加太保曾比
かなわらび比一名佐和夏ワラビ　(大)五十八丁
(同)廿七十九丁左和良比久佐(名)
野菜類云薇蕨和夏比　(萬)八十四丁さわわび
かゝちヌカツキ　ガチ　ホヽヅキ　アカカ　あかがち　(大)
五廿丁
かゝみごヌカヅキ　(字)酸漿加我彌香又奴加豆支
かなつる　(大)五廿五丁
かなぎカナギグサ　(大)五卅一丁　(字)莚カナギグ
サ
かちがたフトムギ　フトマメ　(名)大麥カチカタ　フトムギ
(和)大麥一名青科麥布止無岐一云加知加太(本

花さくころ雁來と云々
かまトグサハヤヒ　さ廿四丁すまひぐ　（本和）上廿五丁旋
花佐一名加末波也比止久（大）四十六四十九丁波也比
止（字）莞莧同古丸反似二蒲員一加萬又大井（又）虆
可萬〔補〕（天武紀）廿六丁莞子カマ
かまつかの花　（枕）三廿七丁
かにひヒガン　（醫）芫華比加留（本和）上
卅九丁芫華（六帖）「わたつみの奥な
かにひのはなれ出てもゆとみえ
しは蜑のいさり火（同）草部「かた
をかにひのはる〳〵とみえつる
はこのもかのもに誰かつけけむ
（拾遺）物名　（枕）三廿七丁かにひの花
色はこからねど藤のはなにいと
よく似て春と秋とさくおかし
げなり（伊勢集）物名かにひのはな
（運）莪眉ガンヒ
かいなアシキアサクサ　アシノキ　あしゐ三丁　（本和）
上四十五丁薹草加伊奈一名阿之爲（醫）薹草阿之乃阿爲又加岐

奈（和）阿之井一名加木奈（名）薹草カキナ　黄草
カイナアヒ　イリアカザ　刈安草カイナ（和）黄草カイ
ナ本朝式云刈安草（藻）八四十三丁薹草（和）薹草
アシイ
かきな　見上
かひなぐさ　（大）卅九十九丁加比奈久
佐かいな歟（同）廿六十二丁
かきつばなカワタノニカキツバタ　（本和）四十二丁由
跋加岐都波奈（和）由跋カイツバタ（和傳）由
跋加支川波奈又云加波太乃仁（加）加支都波太（醫）由跋加岐都波
多（藻）八四十三丁由跋
かきつばた　（和傳加）見上
かきつばたカツタノミカケツバナ　カキツバナカイツバタ
かほばな五十九丁　（本和）上三十二丁蠡實加岐都波多
（同）上四十三丁加岐都波奈按に奈は多の誤なるべし（和
傳）同（加）加岐都波奈（又）杜若カキツバタ（和）劇
草一名馬藺加木豆波太（名）劇草カキツバタ（又）馬
藺カキツバタ（又）杜若カキツバタ（和玉）蘅
（大）五十六丁加介都波奈（同）三十三

四十八丁加支豆波多チ脱スル歟（六帖）「住吉の
あさゝはをのかきつはたきぬ
にすりつけきん日しらすも」
萬七ノ卅五丁（又）「いひそめしむかしの人
の杜若いろはかりこそかたみな
りけれ（又）「常に見ぬ人くる山
のあきつのゝかきつはたをし夢
に見えつゝ萬七ノ卅三丁（萬）十七十六丁「加吉
都播多衣にすりつけますらをの
きそひかりする月は來にけり
（拾遺）物名かいつばた「こき色は
いつはたうすく移ろはん花に心
もつけさらんかも
かいつばた　見上
かきとほしツボグサ　（和）　（林節）積
雪カキトホシツボグサ恒通二字共雨訓也（大）五十四丁都
甫久佐
かきわらび　（林節）鑰薇カキワラビ
かきつも　（字）藫徒含反水衣加支豆毛

加久末久佐（大）四十丁廿一加久萬又ヤマグサ（和）
黄連加久末久佐（大）五丁八也末久佐フユトチニガ
ゼリ（延）黄連（藻）八丁四十二黄連（長）黄
連加久末久佐（大）五丁十一爾加世利
かくもぐさ （六帖）「うかりける
みきはかくれのかくもくさ葉す
ゑも見えす行隱なむ
かくしぐさ （大）卅四丁五十三加久之久
佐
かさぐさ スゞグサ すゞぐさ 二十五丁 （本和）上丁廿一
王不留行加須々久佐又加佐久佐（字）王不留行
加佐久佐（大）五丁十三加差久佐（和）
かさもち サハソラシ 丁廿一 （本和）上丁廿六
藁本加佐毛知一名佐波曾良之（和傳）同ヨロヒグサ（醫）
藁本佐波曾良之（大）五丁九加差母知（同）
五丁十三
かさもち サハウドヨロヒグサ 丁廿二 （本和）上丁卅白
芷加佐毛知一名佐波宇止一名與呂比久佐（新韵）茿ヨロヒグサ
（名）白芝カサモチヨロヒグサ（又）白芷カサモチ

ヨロヒグサ（大）廿六丁十二與呂比久差（和）
白芷（和玉）葯又芷又芝
かざしぐさ あふひ 五丁 （藻）八丁十葵
かま めかま おほゐノ條参考スベシ （和）蒲加末
（名）蒲カマ蒲黄カマノハナ（和玉）蒲蒻カマ
又藻又莩ナカゴ（字）莞又藁
かまのはな カマメカマ （本和）上丁廿一蒲
黄加末乃波奈（和）蒲カマ蒲黄カマノハナ（名）
蒲黄カマノハナ
かまのなかご （和玉）莩ナカゴ
かまのは （和玉）蒻
かまこも （本和）上丁四十七敗蒲席布留岐加
末古毛（和傳）敗蒲席加末己毛（加）フルキカマコモ
かまつぼ カマボカマノツボ （本和）上丁三十九旋
花波也比止久佐一名加末旋復華加末都保一名加末保加末乃川保
（和傳）旋復華加末无乃川保（加）加末保（延）旋カマ
ツボ復花（伊勢集）山田をしそほつ
はかりももりつれはあきもから
んとわかまつほくさ

かまぼ かまむのつぼ 見同上
かまな カンナカマナグサ おこしな 五十丁 （本和）上丁四十
苦芙加末奈一名加美於古之奈（大）五丁十八加美袁
古之（醫）苦芙加爾奈誤か（和傳）苦芙加
奈久佐美於古之奈（加）加（名）芙カマナ一云カミチコシナ
かまぐさ クチメグサ メクサオホツチ かほつき 三十八丁
（醫）加末久佐（本和）上丁廿九敗醬
於保都知一名知女久佐 於の部にあり
かまふはな （大）七十二丁五十九加末布
波奈
かまのき （名）草カマノキ茖葱同
かまつかのはな かきつかばな
（枕）三丁廿七わざととりたてゝ入め
かすべきにもあらぬさまなれど
かまつかの花らうたげなり名ぞ
うたてげなるかりのくるはなと
もじにはかきたる抄に云世に雁來紅といふものにや
（藻）八丁四十かまつかの花雁來草又
はかきつか花ともいふなりこの

(名)荊根カハホ子(又)蓬ヨモギカハホ子 骨蓬カハホ子(長)同
かはなグサ カハナ (和)水苔加波奈(大)七十五丁加波乃奈(名)水苔カハナ 河苔同(藻)八十二丁かはな草(又)卅四丁 (鎭花祭)水神匏川菜(古今)物名「ぬは玉の夢になにかはなくさまんうつゝにたにもあかぬ心を
かはなぐさ 見上
かはのな 見上
かはたけ 茸 (類往)皮茸(空穗)かはたけ(古今)物名かはたけ「さよふけてなかはたけゆく久かたの月吹かへせ秋の山かせ
かはたけ 竹 (禁腋秘抄)石灰の間の前に河竹の臺あり仁壽殿の西向の北の間には呉竹の臺あり(和)箬竹苦竹也 和名加波多計本朝式用二河竹二字一 (和傳加)竹葉加波多介

かはしぐさ (字)蒴加波志久佐
かはらさゝげ ヤハラグサ (本和)上廿三丁黄耆也波良久佐一名加波良佐々介(和傳)黄耆カハラヨモギ 又ヤハラグサ(加)加波良佐々介
かはみどり (藻)八四十三丁蘇合
かはらふぢ かはらぐさ (延)黄蓍カハラフヂ(同)黄耆カハラグサ
かはらさゝみ (藻)八四十二丁黄耆
かはくに (延)貝母
かみのやから かみのや (本和)上十二丁赤箭カミノヤ タトタト 加美乃也 シツトシヒ チトチトシ 一名平止平止之一云平止之(和)赤箭平止平止之加美乃夜加良(和傳加)赤箭加美乃也(大)五十一丁袁度於斗
かみおこしな カマかまな十四丁 (和)苦芙加満奈一名加美於古之奈
かみつは (大)五四丁 (大)五十七三丁
かみな (大)廿六十五丁
かみもち (大)五十八二丁加美母智
かみのし (大)六十一十四丁加美乃自

かみかづら あけび かづら (字)通草神葛一名於女葛
かのにけぐさ ニコグサ クマノイ ニコグサ カノニケ ニケグサ (本和)上十五丁人參加乃爾介 コダ くまのい ニ 六十七丁 久佐一名爾己太 一名久末乃以(和傳)同(和)人參加乃仁介久佐一名久末乃伊(字)葠士矢反生山其味甚苦人能食爾古多東人云加乃爾介(名)葠ニコタ云東人カノニケ(大)五十二丁加乃爾介久差 又コタニ ニケグサ(同)五十二丁久萬乃以(同)六十八四十三丁爾古久佐(藻)八四十二丁人參かのにけぐさ(夫)爾許草(長)人參加乃仁介久佐(萬)二十十四丁
かのした ノシ シナニ (枕)三廿五丁 (字)菾茢加乃志太(又)紫菀加乃志太
かのみゝぐさ (字集)鹿耳草カノミヽグサ
かのしたぐさ (字集)石葦鹿舌草(類往)鹿古
かのわかつの (名)鹿角菜
かくまぐさ かくま かくみ カクマ カクミ ヤマクサ ニガゼリ フユトチ (本和)上廿丁黄連

からなつな ナツナ (賴政)戀部「人こゝろあれたる宿の庭に生ふるからなつなかはつまゝほしきは

からよもぎ　からゑもき　(字)菊 辛與支毛 からおはぎノ處ニ出 (和傳)黃菣 加良與毛支 (又)草蒿 カラヨモギ オハギ (延)茵蔯蒿 カラエモギ (林節)同 (名)藺 イハヨモギ カラヨモギ (又)蘩 カラヨモギ (又)蒿 ヨモギ オハギ カラヨモギ ナヅナ (藻)八四十二丁 白蒿 からよもぎ

からうはぎ カララハギ (字)苟陳蒿 加良宇波支 (延)古本訓 茵陳蒿 カラハギ

かはらおはぎ カハラヨモギ キク カラヨモギ (本和)上十四丁 菊花 加波良於波岐 (和)菊 (字)蘩藩二同輔圖反白蒿也加良與毛岐 (和傳加) 加波良於波岐岐久 (伊字) (大)五廿一丁 加波良袁波支 (拾遺)物名 ひともとぎく　すけみ 「あたなりと人も ヒトモトギク ときくる物しこそ花のあたりを過かてにする

イハヨムギ (字)藺 呂居支平蓬類也蒿也 伊波與牟支又加良世毛支

按に字鏡に菊花辛與毛支とあるも同じ物か下にからよもぎとあげたる可ニ合見一大同類聚方に加波良袁波支とあるも同じ物か合可レ考

かはらよもぎ シロヨモギ カハヨモギ しろよもぎ 廿七丁 (本和)上十八丁 白蒿 加波良與毛岐一名之呂與毛岐 (和)白蒿 本草云一名蘩藩蒿 (大)五十二丁 加波良與母支 (同)四十二卅一丁 加波與母支 (和傳加)黃菣 加和良與毛支 (名)白蒿 シロヨモギ 一云カハラヨモギ (又)菊 カハラヨモギ (和玉)菊 シロヨモギ

シベ アキ

かはさく ヤマゼリ ウマゼリ オホゼリ カハゼリ (本和)上廿五丁 當歸 加波佐久一名也末世利一名宇末世利 (延)當歸

かはせり 上ニ見

かはねぐさ (本和)上五十丁 女青 加波禰久佐 一名雀瓢 蘇敬注云子似ニ瓢形一故以名レ之 (和傳)女青 加波禰久佐 又云禰久佐

かはねぐさ クレノハジカミ ノウト イチビ (本和)上卅四丁 高涼薑 加波禰久佐一名久禮乃波之加美乃宇止 (和傳)高良薑 久禮乃波之加美(加)加波禰久佐久禮乃波之加美乃宇止

かはらはぎ (大)五廿丁 (同)七十二六十丁

かはからみ (大)七十六七十二丁

かはも (萬)二卅二丁

かはくみ (大)卅卅一丁 加波久三

かはさゝぎ (大)卅卅一丁 加波差々支

かはつり (大)卅二四十一丁 加波豆利

かはふす (大)四十七五十一丁 加波不須

かやふす (大)四十八五十八丁 加也布須

かはたて (大)四十八五十六丁 加波多天

かはふき (大)五十二七十一丁 加波布支

かはすき (大)五十五八十三丁 加波寸岐

かはくさ (和傳加)當歸 加波久佐又也末世利又宇末世利

かはゝじかみ (名)吳茱萸 カハハジカミ

かはすげ (和傳加)京三稜 みくりノ下ニ注ス

かはほね (本和)下四十丁 骨蓬 加波保禰 (和)

からを　カラムシ カラムシノチ　見上

からかしは（カラエ）　（本和）上四十八丁葦麻加良加之波（和）（名）葦麻カラカシハ一云カラエ蜱麻子カラエ

からえ（カラガシハ）　見上　（名）蜱麻子カラ　エ葦麻カラエシハカラガ

からすむぎ（スヾムギ）　（本和）下四十二丁穬麥加良須毛（醫）雀麥加良須岐（和）穬麥加良須牟支（和傳）雀麥加良須无岐又須之无支（名）蘥烏ムギ

からむぎ　（和玉）穬

からすうり　（本和）上廿七丁栝樓加良須宇利（字）蔞茵岡曾候反平加良須宇利（和玉）蔞（藻）八四十二丁栝樓（長）栝樓加良須宇利

からくは　ありのひふき十丁ノ條參考スベシ　（字）桔梗

からすうりのね　（延）栝樓根（和傳）

からむす　（大）七十六八丁加良無須　からむし同物カ

からみね　（大）卅一丁卅六加良味禰

からすをぎ　（大）四十七丁五十一

からうり（キウリ　ツパウリ）　（本和）下卅四丁胡瓜加良宇利（名）胡蓏カラウリ（長）同

からし　（本和）下卅六丁芥加良之（和）辛菜（延）亭藶子（名）辛菜カラシ（又）芥カラシ芥子カラシ（和傳）時蘿加良之（和玉）芥ケシナ菘タカナ葶タカラ（長）芥カラシ

からあふひ（アフヒ　あふひ）　（本和）下卅八丁五落葵加良阿布比（同）下四十一丁蜀葵加良阿布比（和傳）加（同）（字）蔨古賢反葵加良保比（寛玉）葥居賢切葵今蜀葵アフヒ（和傳）黄蜀葵花加良阿於比乃波奈（字）阿保比（枕）三十九丁からあふひはとりわきて見えねど日のかげにしたがひてかたぶくらんとなべての草木の心ともおぼえでをかしき（童蒙抄）向日葵とて日の影にかたぶくなり（文選）七陸士衡葵詩に朝榮東北傾夕穎西南晞

からあゐ（ツキグサ）　（萬三）卅八丁「わかやとに韓藍まきおふしかれぬれとこりすて又もまかんとそおもふ（同）十一四十一丁隱庭（シノビニハ）戀而死鞆（コヒテシヌトモ）三苑原之（ソノフノ）雞冠草花乃（カラアキノハナノ）色二出目八方（イロニイデメヤモ）、この歌六帖六にはあゐの歌として出せり類聚古集云鴨頭草又作雞冠草云々依二此義一者可レ知二月草一歟

（本和）下五十四丁雞冠草加良阿爲

からはぎ　（古今）物名からはぎ「うつせみのからはきことにとゝむれとたまの行へをみぬぞかなしき

からたけ　（和傳加）竹葉加良太計

からなでしこ（トコナツ　ヤマトナデシコ）　とこなつ　ナデシコ　止之部ニアリ　（榮花）玉十六臺丁うへの御前の御堂の方にゐてまゐりたれば田の方にはからなでしこをさながらうゑさせ給ひてませをゆはせ給へりこくうすくいろへたるほどめでたし（同卷）七十二丁

たり又烏冠に似たればさとびごとに烏かぶと丶はいふなるべし

おはぎ チハギ ヨモギ (本和)上四十三丁草蒿於波岐 ウハギ (大)五十二丁袁波支一名與母支(和)(名)蒿菜オハギ 蕆蒿同 莪蒿同 蒿ヨモギ カラヨモギ オハギ ナヅナ 薺蒿シロヨモギ 一名カハラヨモギ オハギ (藻)八四十三丁草蒿(長)薺蒿菜オハギ

おばな (和傳)茅香花於波奈(和玉)蕑 フヂバカマ

おうね カヾム カヾミグサ カヾミノカヾモ ノカヾム (和傳)蘿摩子於宇禰(加)加々牟

おきなぐさ ナカグサ (本和)上四十四丁白頭公於岐奈久佐一名奈加久佐 陶景注云近根處有二白茸一似二人白頭一故以爲レ名(和)(藻)八卅八丁白頭花

おくて イネ ヒネ (萬)奥手(和)晩稲(和玉)種又穉又粘ソクイ(詩經)重穋オクテワセ

おろかおひ ヒツチ (和)穭自生稲也

おひ ハヽクリ (字)貝母於比一云波萬久利 萬今本あやまれり

おめかづら あけびかつら七丁 (字)通草神葛又於女葛

おゝへほそ (和傳)天南星於々保曾扁

おほのやぐら (延)鬼臼

おほむぎ (和玉)麰オホムギ

おほむぐら モグラ (伊字)葎草オホムグラ モグラ

おけら チケラ (長)朮於介良

おほばこ (本和)上十七丁車前子於保波古(大)廿八丁廿二(字)車前子於保古乃彌(名)車前草オホバコ(又)芣苡上オホバコ オホバコ(和玉)蔦又芣(藻)八四十三丁車前(和傳)苢藭於奈加川良(又)蘼蕪於奈加川良和加支苗芎藭苗也

おほね (本和)下卅六丁萊菔於保禰(醫)蘆菔於保禰(字)菫オホ子 クサナキ

おひ ハヽクリ (字)貝母於比一云波萬久利 萬今本あやまりあり

加之部

からすあふひ コヤスグサ カラスアフギ コヤスグスリ (本和)上四十二丁射干加良須阿布岐(大)五十八丁古也須久差一名加良須阿布比(大)卅二丁射干加良須阿布岐(和)射干一名烏扇加良須安布木(藻)八四十二丁射干 からすあふぎ(和傳)同

からすあふぎ 見上

からな (祈年祝詞)あまな九丁の條に注す

からくさ (名)菪クサ カラクサ

からむしのね ヲノネ (本和)上四十六丁苧根 山苧相似不入用 平乃禰(醫)苧根平乃禰又加良牟之乃禰(和傳)苧根加良无之乃禰(大)八十五四十二丁加良無之乃禰

からむしのみ (和玉)苨

からむし カラヲ (本和)(和)苧加良无之(字)枲加良牟白鞣枲同司里反加良平(書紀)三十廿五丁七年三月庚寅朔丙午詔令三天下勸二殖桑紵梨栗一云々 說文曰麻屬細者爲レ絟粗者爲レ紵(名)葈ナモシ カラムシ カラムシノチ 葈耳同(又)苧

の部に入れしか疑らくは(新字)の誤なるべし

おにところ オホトコロ (本和)上廿九丁萆解 於爾止古呂 (藻)八四十二丁萆薢(名)萆薢 オホドコロ

おにふすべ (本和)上四十六丁馬敎 於爾布須倍 一名馬⿱穴氣敎 仁諝音疋二反 下部出レ氣也

おにのしこぐさ シコノシコヾ廿三丁チ行ニアリグサをにあざみ (大和物語) (藻)八廿一丁紫苑(萬)四五十一丁みて鬼のしこ草をおにのしこぐさとよみて紫苑遠志などにあてたる俗説ありなほ別書あり

おにみるぐさ (延)蕢蘑子 以下三名同

おにしるぐさ

おにほみぐさ (醫)蕢蘑子 於爾保美久佐

おにひるぐさ 己上四名おほみるぐさの一名卅九丁ニアリ (康)蕢蘑子 於爾比留久佐

おもだか クログワヰくろくわゐ ナマキ 六十八丁 (和) (本和)上十四丁澤蔿 奈末爲一名於毛多加イワキ (同)下卅一丁烏芋一名水芋 於毛多加一名久呂久和爲 (和傳)澤瀉 於毛太瓦加奈萬爲 (伊字)同 (名)澤蔿 ナマキ一云オモダカ (和玉)蕯又蕍 チモダカ (長)澤瀉 於毛多加 (枕)三廿五丁

おもかげぐさ おほばこ三十八丁 (藻)八十丁款冬

おもひぐさ ヒグサ (夫) (林節)思草 オモ

おひもぐさ (藻)八十八丁女郎花

おもひぐさ (藻)八廿丁露草

おもひぐさ (藻)八廿一丁龍膽

おもひぐさ (藻)八廿六丁 (萬)十五十四丁「道のへのを花かもとの思草いまさらさらに何かおもはむ

おしくさ (本和)上廿八丁玄參 於之久佐(大)五四丁(同)六十丁於之久佐(古拾)天押草 (和)玄參一名重臺 和久於之久佐(字)玄參 於之久佐(藻)八四十二丁玄參

おしくさ (醫)升麻 於之久佐宇太加久佐止利乃爾久左

おしきぐさ (藻)八卅九丁折敷草

おむなかづらぐさ おむなぐさ

おみなぐさ オナカヅラ (本和)上廿二丁芎窮 於元奈加都良久佐 (和傳加) 同 (醫) 芎窮 (大)五七丁袁美奈加豆良(同)廿五丁於味奈加豆良(少彦遺法)於牟奈草(和傳)芎窮 於奈加川良(又)蘼蕪 於奈加川良 和加支芎窮苗也

おなかつら 見上

おうなかづらぐさ (延)芎窮 おうなかづらぐさ(又)おむなかづら (名)芎窮 オムナカヅラ (藻)八四十八丁芎窮 おむなかづら

おうぐさ ツキネグサ (本和)上四十丁及巳 都岐爾久佐一名於宇 (和)及巳 仁諝音義云巳音以 和名豆木爾久佐

おうぶと トリカブト (本和)上烏頭 陶景注云似二烏鳥之頭一故以名レ之 烏啄 蘇敬注云烏頭兩岐即名二烏啄一陶景云似二烏鳥口一故以名レ之 天雄 烏啄三寸上爲二天雄一 側子 和名於宇(藻)八四十二丁烏頭(和傳)附子烏頭天雄側子 於宇

今俗にとりかぶとゝいふ草則このもの也花の形鳥の頭に似

(和)款冬一云夜末布々木一云夜末不木(名)虎鬚ヤマブキ(新韵)轡ヤマブキ山轡虎鬚一名款冬

おほし　(本和)上廿八丁大黄於保之(和傳)同(和)(大)五十六丁雄保之乃禰(同)卅六丁袁々志ト(名)大黄オホシ黄良同

おほゝそみ　ヘミノホ　オホソミ　ソクサ　(本和)上四十二丁虎掌於保々曾美(大)五十六丁於保曾美(和)虎掌和名於保保曾美四畔有二圓牙一如レ看二虎掌一故以名レ之(和傳)虎掌於保曾比(伊字)同(康本)十二丁虎掌和名於保々曾美六月採陰干似二半夏一(延)ニ「オニシルクサ」トアルハ寫誤歟(醫)「キホ、ア」トアルハ「キホウア」ノ寫誤カ

おほたら　(本和)上五十八丁食茱萸於保多良乃美(名)食茱萸オホタラ

おほえびかづら　チ、エミ　オ、エミツラ　エミ　エミ　ユノ部卅三丁　(本和)下廿八丁蘡薁於保衣比加都良(伊字)同(醫)衣美(大)五十三丁袁保依民(和傳加)葡萄於保衣比都良

おほひ　おほのみ　(本和)下卅六丁苜蓿於保比之美(和)苜蓿於保比(和傳)苜蓿於保比乃美(加)於保比乃美(伊字)苜蓿オホノミ(名)苜蓿オホヒノミ　オホキ下同　上　又莞オホキ

おほえ　えノ部　(本和)下卅六丁荏子於保衣乃美(和傳加)同

おほひゝらぎ　(延)大戟オヽヒヽラギ

おほみるぐさ　ホミグサ　オホミグサ　オホシグサ　オホシル　オニミルグサ　オニヒルグサ　オニシル　オニ　(本和)莨唐於保美留久佐(延)莨菪子於保爾美留久佐(同)莨菪子於爾之留久佐(同)莨菪子於保之久佐(同)莨菪子於保美久佐(醫)莨菪子於爾保美久佐(和傳)莨菪子於爾比留久佐(名)菪子ナシカヅラ　オホミル　莨菪子ミルオホ茸菪同

おほかみぐさ　(延)狼牙　ウマツナギ廿六丁可ニ參考一

おごま　ウゴマ　ゴマ　うごま三十丁　(名)胡麻子

おこしぐさ　(大)五十七丁於古之久佐

おこのり　オコ　マキメ　シマモ　しまも廿丁　(本和)上卅六丁海藻於古一名之末毛一名爾岐女(延)於古(和傳)

おこ　同上

おどろ　マエノキ　サルトリ　ロ　(名)菜オドロ(又)蔓荊ハマハヒナ(又)藪オドロ(藻)八廿八荊オドロ

おとわ　(名)蘰オトワロノ異體歟

おにふし　五倍子歟　(少彦遺法)於爾婦之

おにのやから　ハミ　アザミ　ハカタ　ハミクサ　ネキクサ　(本和)上廿三丁續斷於爾乃也加良一名波美(和)續斷美波一云於仁乃夜加良(字)續斷爾乃也加良　牛我多一云於(和傳)續斷於爾乃也加良又波美久佐又阿佐美(名)含水藤オニノヤカラ

おにわらび　イヌワラビ　オホワラビ　クマワラビ　山ワラビ　にわらび卅七丁　(本和)上廿九丁狗脊於爾和良比一名以奴和良比(同)四十一丁貫衆於爾和良比(醫)久末和良比(和)(藻)八四十二丁貫衆おにわらび(新字)般蘖於爾和良比　(本和)(和傳)皆玉石の類に入て和名なしひとり(新字)のみ和名ありてしかも草の名なり和名同じき故にあやまりて(新字)の草

六十九丁大蒜(僧尼)八丁大蒜(和玉)
葫ヒル(名)葫大ビル(又)蒜ヒル オホ コマヒサゴ
ビルヒ(藻)八四十二丁葫子ラキ

おほまめ　(本和)下四十二丁生大豆於保末女

おほゑみアマナ　アノ部ニアリ　ヤマヱミ

おほどち〔つ共〕　(和)野菜部　荼於保都知苦菜之可
レ食也(名)荼オホドチ(字)蒢荼同宅加反平緣也於
保止又云蒤思軍反香草(和玉)荼ナヅナ
知於保度知
(本和)敗醬(和傳)敗醬於保川知又知女久佐
(藻)八四十三丁敗醬
(和)都ハ津ノ假字ニ用タル例也　オホツチハ(本和)敗醬トス○字書ヲ按ニ荼ハ荼モト同字也(和)水醬類ニ荼名　爾雅集注云荼宅加反字亦作檕小樹似ニ支子ニ其葉可ニ煮爲レ飲云々(名)モ同ジサマノ文アリ(伊字)茶チヤ亦作レ檕小樹似ニ支子ニ云々ナドアリテオホツチトハ別也ふゆとち考合ベシ

おほまゆ　(大)七十九丁七

おほゐカマ　(字)莞又莧同古丸反似ニ蒲
井　又云蒚於保井　員卉ニ加萬又大
(和)莞於保井　可ニ以爲
レ席者也(書紀)十五六丁莞子カマ(名)莞

オホヰ(和玉)莞(藻)八三十九丁莞草おほ
ひ草　(萬)　十四十二丁可美都氣奴、
伊奈良能奴麻能、於保爲具佐、與
當爾見之欲波、伊麻許曾麻左禮、
廣庭云カマに莞子とあてたろはわろし但し訓を誤たろか考ふべし

おほたけ　(和)篠竹漢語抄云淡竹於保多介今案淡宜レ作
レ淡(名)篠竹

おほね　(延)蘿菔根(大)五十三丁和
豆裲一名オ(字)葷オホ子又クサナキ(又)茯
(名)菖オホ子　蘆菔オホ子　蘆茯同　萊菔同
蘿蔔同(和玉)蔔(本和)下卅六丁萊菔
於保根(醫)蘆茯於保禰(長)蘆茯オホ子

おほすたみ　(長)五卅四丁遠保須多味

おほなづな　(大)卅一丁卅七

おほばこ　(本和)上十七丁車前子於保波古
(大)廿八丁廿一　(字)車前子於保古乃禰波
(名)車前草オホバコ(又)芣苡オホバコ上
(和玉)蔦又芣(藻)八四十三丁車前(長)
車前於保波古

おほせりヤマゼリ　カハサク　ウマゼリ　カハゼリ　(醫)於保世利
(延)　(和)　(和傳)當歸
おほわらび　(延)狗脊(延)貫衆(藻)
八四十二丁貫衆おにわらび

おほうばらウグヒスノサルカキ　サルトリ　ノソラシ　サルカキ　ヤ　マサラシ　ウノ部　廿七丁　宇久比須乃佐流加岐一名佐留止利一名於保宇波良
(和)菝葜方八反和名佐流止里一云於保宇波良(名)拔
葜サルトリ一云オホウバラ

おほつちチメクサ　カマクサ　クチメグサ　おほとちの條可ニ參考ニ
(本和)上卅丁敗醬於保都知一名知女久佐(醫)久知女久
佐(和)　(大)五十丁知女久佐(同)十六丁
知兎久佐(和傳)敗將オホツチ又女久佐(加)加末

おほあらぎ　(少彥遺法)薄荷於保久佐久知女久佐
阿良岐

おほばヤマフヾキ　ヤマブキ　(萬)二廿五丁山振之
タチヨリヒタル立儀足山淸水くみにゆけともみ
ちのしらなく(萬)十七廿九丁　(和傳)
款冬花(本和)上卅二丁款冬於保波一名也末布々支

えびすぐさ 山サケ (本和)上廿二丁 決明 衣比須久佐 (醫)同 (又)地楡 阿也女多牟又衣比須禰又衣比須久佐 (字)茯 房六反 大根 衣比須久佐 又云文藥 衣比須草又山佐介 (延)決明子 エビスグスリ (藻)八 決明

えびすぐすり ヌミグスリ エビ スグサ ヌミグサ (本和)上廿六丁 芍藥 エビスグスリ 衣美須久須利 一名奴美久須利 一 (和)(延)決明子 (名)芍藥 エビスグスリ 又ヌミグスリ (和傳)芍藥 エビスグサノ子 ヌヒグサ (加)衣比須久須利奴美久佐 (伊字)同 (字)芍藥 衣比須草 又山佐介

えびすね アヤメ タム アノ部ニアリ十二丁 (古節) 地偸草 エビ 子 今エビネトアルハヌノ字チ脱シタルモノナルベシ

えびすめ ヒロ メ (本和)上卅六丁 昆布 衣比須女 一名比呂女 (和)昆布 比呂米一名衣比須女 (大)七十四十八丁 比路苑 (長)昆布 ヒロメ

えびやす (大)五十七丁 依比也須 拔藥ニ云 芍藥ナリ

えびすからみ (大)五卅三丁

えびすみ (大)六十三廿三丁 依比須美

えびらぐさ えやみぐさ えひすぐ えびすぐすり さ 可ㇾ參考 (延)決明子

えやみぐさ ミカナ ニガナ リウタン リンタン タツノイクサ ヌミ グサ ビコナ 山 やまびこな いくさ參考スベシ たつの (本和)上十八丁 膽龍 和名衣也美久佐 一名爾加奈 (和)龍膽 和名衣夜美久佐 一名邇加奈 (伊字)龍膽 エミグサ ミグサ エヤ ニガナ ○按ニ「エミグサ」ハヤノ字脱乎「エヤミグサ」ナルベシ (大)五二丁 衣美久佐モ也ノ脱乎 (和傳)龍膽 惠也美久佐 又リンダウ (延)決明子 エヤミグサ エビスグサ參考 (藻)八廿一丁 龍膽 (長)龍膽 衣也美久佐 (古今)物名 友則「我やとの花ふみしたくとりうたんのはなければはやこゝにしもくる」(拾遺)物名 りうたん「川上に今よりうたん網代にはまつ紅葉はやよらんとすらん」(源氏)野分 りんだう

えみぐさ (大)五一丁 依美久佐

えみ オホヱビカヅラ オホヱビツラ エビノ條可ㇾ參考 (醫)蒲陶 衣美

えみひす (大)五十二七十二丁 衣美比須

えくりね (大)卅八十四丁 衣久利禰

えもぎ ヨモギ ヨモギノワタ ヤイクサ シロヨモギ オハギ (本和)上卅五丁 艾葉 與毛岐 (同)下五十二丁 蒿嬰 與毛岐乃和多 (名)艾 ヤイクサ (大)五十二丁 與母支 一名於波岐 (和玉)蒿 シロヨモギ (林節)蓬蒿 (萬)(夫)「なほしとてあさのよもきはなにならすみたれてもあれのへのかるかや」(枕)三廿五丁 (同)五十五丁

えのこぐさ (藻)八四十八丁 犬子草

於之部

おほみら ニラ ミラ ナメミラ ヒル サトニラ (本和)下三十七丁 薤 於保美良 (和)同 (大)五十六丁 遠遠邇薤 (名)薤 ナメミラ ミラ ニラ オホミラ ヒル (和玉)薤 ニラ ミラ (和傳)薤 サトニラ 於保仁良 (加)於保美良

おほいり イモ イヘツイモ ケイモ オホイリ (名)芋

おほびる (本和)下卅九丁 (和)大蒜 又葫 於保比流 (字)蒜 蒜 同蘇改反葫 於保比留 (大)廿五六丁 於保比留 (同)五十六丁 同 (拾芥)

ときつかはしたりければ「音にき
くこまの渡りの瓜作りとなりか
くなりなる心かな」返し「定なく
なるなる瓜のつゝみても立やよ
りこん駒のすき物（億計天皇紀）
十七丁二年秋九月云々弘計天皇時皇
太子億計侍レ宴取レ瓜將レ喫無二刀
子一弘計天皇親執二刀子一命二其夫
小野傳進夫人一就二前立一置二刀子於
瓜盤一云々（字）菰宇利（名）菰ウリ（和
玉）菰又瓠（類往）瓜ウリ胡瓜白瓜請
瓜冬瓜唐瓜熟瓜細地梵天榎エノミ子瓜
〔補〕（紀）顯宗 小野皇后云々瓜（類）
延暦十一年十月 獻瓜

うりのさね　（和傳）白瓜子宇利乃佐禰
（和玉）瓠又瓣又瓤（本和）下卅丁白瓜
子宇利乃佐禰

うりづる　（新韻）瓞瓜瓞也

うらかせ　（大）廿八廿二丁

うちくさ　（大）卅三四十九丁

うちき　（和傳）蕣蒿菜宇知支

うゑこなぎコナギ・ナギ ナノ部ニアリ　（萬）三四十三丁
（夫）

うみまつ　（夫）（土佐）

うけらヲケラ・オケラ　（萬）十四八丁「戀しく
は袖もふらんをむさし野のうけ
らか花のいろに出なゆめ（和）朮
平介瓦似レ薊生二山中一故亦名二山薊一
也（大）五十一丁於計良古不分明蒼白朮（藻）
八卅七丁白朮（本和）上十二丁朮一名山薑
白朮平介瓦

うつぼぐさヒトモジ・ネギ　（内膳式）虉蒚
草考ヘシ（七十一番歌）一もじうり
四十番左月「紅葉せて秋ももえきの
うつほ草つゆなき玉とみゆる月
かな

うすたけ　（林節）臼耳ウスタケ（類往）
同

うねはひ　（字）萶

うもイモ　イノ部ニアリ　（萬）十六十七丁「はち
す葉はかくこそあれもおきまろ
か家なる物はうもの葉にあら
し

衣之部

え　卅九丁オおほえアリ
（和玉）荏又蘈ヨモギ（和）荏衣（名）荏エ

えびエビカヅラ・エビヅラ　エビス・カヅラ（神代）上十四丁投二
黑鬘一此卽化成二蒲陶一醜女見而
採噉レ之（古）上十二丁取二黑御鬘一投
棄乃生二蒲エビカツラノミ子一是摭食之間逃行
（本和）上四十八丁紫葛衣比加都良（和）紫葛
和名衣比加豆良漢語抄云蒲萄衣比加豆良乃美（大）五廿七丁依比
豆良（伊字）紫葛エビスカヅラ葡萄エビカヅラノ
子（和傳加）紫葛衣比加都良乃禰（和玉）萄
（名）蒲萄エビカヅラノミ紫葛エビカヅラ（藻）
八四十三丁紫葛

五丁九

うきくさ　（六帖）草うき「根をたえて水にうかへるうきくさは池のふかきを頼むなるへし」又「わひぬれは身をうき草のねをたえてさそふ水あらはいなむとそおもふ古今雜下（又）「こもり江にひまなくうける萍のまなくそ人はこひしかりける（本和）上丁卅五水萍宇岐久佐（和）萍薄經反字亦作レ苹和名宇木久佐無レ根浮ニ水上一者也（名）蒉ウキクサ（又）萍ウキクサ（又）蘋ウキクサ（和玉）繁シロヨモギハコベ苹又萍又菩又萣又蕢又蘋又苴又藻モノツモカルモ

うきも　（大）廿九丁卅八

うきすは　（大）五十八丁五

うきみる　ミルフカミル　ミルメ　（萬）二十丁十九長歌「こ とさへく辛のなるいくりにて深みるおふる云々（令）三丁十ミルメ（萬）ミル（業平）ミルメ（和）海松美流

うきぬなは　ヌナハネヌナハ　（萬）七丁卅四吾情ワガコヽロ、湯谷絶谷ユタニタエタニ、浮蓴ウキヌナハ、邊毛奥毛ヘニモオキニモ、依勝ヨリカテ益士マシテ（六帖）ぬなは「こりすまのこもり江におふるうきぬなはうき身に物をおもふころ哉（字）蘋蕢同府隣反大萍宇支奴奈波

うきなぎ　ナギコナギ　（字）苔都合反小豆宇支奈支

うつまめ　ツマメ　つまめノ條参考スベシ　（醫）蛇全ウツマメ蘇敬注云宇都末女（延）蛇銜（伊字）蛇全蛇啣朝生女青兜鈴己上全是含字誤也宜ニ改爲レ含ワツマメ

うつまめぐさ　（延）蚍銜（和傳）宇川末女久佐

うつぎ　うのはな木ノ部ニアリ　（本和）下丁二溲䟽一名巨骨一名楊櫨一名牡荊一名空䟽和名宇都支（同）五楊盧木一名空䟽和名宇都岐（醫）二條トモニ同ジ（和名）溲䟽

うつたかぐさ　（延）蛇銜（醫）ウトマメ

うるひ　（本和）上四十五丁夏枯草蘇敬注云五月枯故以名レ之（名）夏枯草ウルヒ（伊字）ウルキ（和傳）宇留比

うるき　（和）土茯苓

うるしね　（和玉）粳（本和）下丁四粳米宇流之祢本草云粳米之祢（和）秔米一名粃米不レ黏米也宇留

うべ　ムベ　（本和）下丁一郁椽宇倍（和）郁子ウベ（補）（大膳式）丁廿四郁子閉牟（長）郁子山城國近江國

うごま　オゴマ　（和）胡麻音五萬訛云ニ胡麻一

うち　（延）蕓薹

うちくさ　（大）卅三丁四十

うちき　（和傳）薺蒿菜宇知支

うりとち　（大）五丁廿八

うり　ホソチカガネウリ　（書紀）廿二丁廿推古天皇二十五年夏六月出雲國言於ニ神戸郡一有レ瓜大如レ缶（拾遺）雜下三位國章ちいさきうりを扇におきて藤原兼のりにもたせて大納言朝光が兵衛佐にて侍りける

一名宇末布々岐キス一云ウマフゞキ(大)廿六十二丁(名)牛蒡(キタキ)

うまさく(アマサク) (本和)上四十二丁青蓿宇末佐久 一名阿末佐久(和)青蓿宇末佐久一云阿萬佐久(名)青蓿ウマサク一云アマサク

うまくさ (藻)八四十二丁うまくさ青蓿

うまつなぎ (本和)上四十二丁牙子一名狼牙 狼子宇末都奈岐 一名附子本草和名によれば附子の一(字)狼蘑子宇末豆奈支和名抄オホミルクサオノ部ニ見(名)芽(ウマツナギ)(和傳)牙子ウマツナギ又コマツナギ(伊字)牙子狼牙狼齒狼子犬牙支蘭云々(ウマツナギ)

うまきたし(ウマギクサ) (本和)上廿七丁鱧腸宇末岐多之 一名蓮子草(和)鱧腸草宇末木太之(和傳)同上(名)鱧腸草

うまひゆ (和)馬莧宇萬比由(大)五十四丁(名)馬齒草(ウマヒユ)(又)荔挺(ムマヒユ)(又)

馬莧(ウマヒユ)

うまひる (字)白芒馬比留

うばら(ムバラ イバラ)廿一丁 (萬)廿廿三丁「道へのうまらのうれにはふまめのからまる君をはかれかゆかむ(本和)上廿四丁營實宇波良乃美(和)(大)五十九丁牟波良禰(同)三十九木ノ部牟波良美(名)蕪(アシ・ヨモキ)荊(ウバラ)(又)茨(ウバラ)(又)蒺藜(ハマビシ)(又)薊(ムバラ)ウバラ、ムグラ(和玉)荊(チドロ)茨(フクシバ チガヤ ヒシ)アヤ(長)營實宇波良乃美

うはぎ(チハギ オハギ つみイ) (萬)二四十二丁「妻もあらはとりてたけましさみのやまのかみの宇波疑すきにけらすや(同)十十一丁春日野爾、煙立所見(ケブリタツミユ)、嬬等(メラシ)四、春野之菟芽子(ハルノノウハギ)、採而煮良思文(ツミテニラシモ)、菟今本作レ莵又訓もをはぎとよめれどこはうはぎとよみてしかるべし同二の卷にもうはぎとよめる歌あり又和名抄本草和名にも於波木と見えたり志かれば阿行のはたらき詞にてうはぎともおはぎともかよひていひしならん菟は官本によりて改つ又おもふにはぎのいまだ春の野に若めいでたるばかりにて若くちいさき方にさき方によりてをはぎともいふ歟(延)内膳漬年料理菜薺蒿(オハギ)一石五斗料鹽六升右漬春菜料(藻)八四十二丁飛廉(和)薺蒿

うばかづら (和傳)何首烏宇波加川良

うぐひすのさるかき(サルトリウバラ サルカキオホウバラ) (拾遺)物名にさるとりの花「なく聲はあまたすれとも鶯にまさるとりのはなくこそありけれ(本和)上廿九丁拔葜宇久比須乃佐留加岐一名佐留止利一名於保宇波良(古節)荊茨(サルトリウバラ)下ノソラシ可ニ考合一

うぐひすのいひね(クサギ クサギノネ) (本和)上四十二丁恒山久佐岐一名宇久比須乃以比禰(和)恒山

うくそ (名)蜀水草

うむぎな(ヤマドリグサ マラタケリグサ) (本和)上三十二丁淫羊藿一名靈脾草宇无岐奈一名也末止利久佐(大)也末度久佐(和)仙靈毗草陶隱居本草注云淫羊藿宇无木奈也末止里久佐末良多介里久佐(名)滛羊草(ウムギナ一云ヤマドリグサ)淫羊藿(ウムギナ一云ヤマドリグサ)

うむぎ (大) 私云ウムギト山ドリグサトハ別也

いね ワセ オクテ　（萬）八 五十一丁 わさ穗（又）十 卅六丁 行あひの早稻（又）同 四十九丁 いな葉かきわけ（又）十四 九丁 かつしか早稻（又）同 十四丁 佐野田の苗の村苗に（又）同 廿丁 稻つけは（又）十六 廿二丁 ゑゑ田のいね（和）稻 イ子（又）早稻 和勢 晩稻 於久天（和玉）秕又稌又租又秔又稻又秈又秏又稼 タ子 䆉 ノケ 粱 キビ 粘 ノキ 穤 モチ

稗 ヒエ

いはかづら　（大）卅四 五十一丁

いへついも　（本和）下 卅一丁 芋 以倍都以毛

いほとり　（大）五 四十丁（和）

〔補〕いながら ノイナガラニ　（古）中 五十六丁 那豆岐能多 ナツキノタ 能伊那賀良邇

いらゝぐさ　（本和）上 四十四丁 羊桃 以良久佐（大）廿八 廿一丁 以良禰 今云布寸（同）卅三 四十七丁 以良奈乃味（和）羊桃（名）銚 茂 イラ ラ草（藻）八 四十二丁（和傳）羊桃 伊良々久佐

いをすき　（本和）上 卅九丁 商陸 以乎須岐

い口かり　（大）三十 三十一丁

宇之部

うど ツチダラ ノダラ　（本和）上 十六丁 獨活 宇止一名都知多良（和傳）同（宇）獨活 宇度又云乃太良一云獨搖草（少彥遺方）津知多良宇止（名）獨搖草 ウド一云ツチダラ（和）獨活一名獨搖草 和名宇止一云豆知多良（大）五 二丁

うたかぐさ アシクサ ノネグサ トリアシ トリノアシクサ トリ　（本和）上 十六丁 升麻 宇多加久佐一名止利之阿之久佐（大）五 六丁 度利安之（和）升麻 和名止里乃阿之久佐一名宇多加久佐（大）廿六 十四丁（醫）升麻 止利乃禰久佐又於之久佐（藻）八 卅六丁 うたかた草升麻

うたな ハマアカナ アマアカナ ノゼリ ミツバグサ アノ部ニ見 ミツバグサ可レ考　（本和）上 廿七丁 前胡 宇多奈一名乃世利（和傳）同（醫）同（藻）八 四十二丁 前胡（少彥遺方）宇太奈

うしのひたひ タツノヒゲ フカツミ　しゝのひたひぐさノ條參考スベシ　（本和）上 廿丁 石龍蒭 宇之乃比太比一名太都乃比介（和）石龍蒭 和名宇之乃比太非（字）石龍芮 不加豆禰又云牛乃比太比又地椹又彭根又天豆（又）石龍芮 太豆乃比介一云牛乃比太比又云草續斷又龍米又龍花又懸莞（延）括蔞（名）石龍蒭 牛ノヒタヒ

うしのした草　（運）牛舌

うしくさ タチマ チグサ　（本和）上 四十九丁 蕭蓄 多知末知久佐一名宇之久佐（同）四十五丁 牛扁 太知末知久佐（和）蕭 宇之久佐（大）五 十二丁（同）五 四十丁 宇之久差（和玉）蓄又蕭（名）蕭蓄 ウシクサ

うしろい　（和玉）糚又粭

うまぜり ヤマゼリ ゼリ オホカハサク　（本和）上 廿九丁 當歸 和名夜末世利一名宇末世利一名加波佐久（和）當歸 世里一云於保世里又云宇萬世里（醫）於保世利（和傳）當歸 也末世利一名宇末世利加波佐久（和傳）當歸 也末世利一名宇末世利加波佐久（伊字）當歸 同 山歸 同

うまぜり　（和傳）馬芹子 宇末世利 花青白色子黄黑色似防丸子

うまふゝき キタ イス　（本和）上 卅五丁 惡實

いなくさ　アノ部三丁(あしゐ)ニ出　(和傳)藎草伊奈久佐又加支(伊イ)奈又支(和イ)奈(加)阿之乃阿爲

いら　ウバラノ條可ニ參考一　(字)萩七由反蒿蕭類伊良(又)莿且靑反菜也卉木芒人刺伊良(又)蒅伊良蘉同蒅同荊同

いら　(和)苛(字)苛加多反平擾也怒也煩也小卉也怨也疾也伊良

いまところ　(和傳)知母伊末止古呂

いちご イチビコ　(本和)下廿八丁蓬虆以知古(雄略紀)蓬虆(長)覆瓮子イチゴ

いちびこ伊知寐姑　(著)五五十七丁頼朝卿狩に出給へる條に大將もる山にてかりせられけるにいちごのさかりになりたるを見てともに北條四郎時政が侍けるが連歌をなしける「もる山のいちごさかしくなりにけり」大將とりもあえず「むばらかいかにうれしかるらむ」云々(和)覆分子イチゴ(字)蘽方富反去盆伊知比古又云茥古圭反實似莓覆盆伊知比古又云葥正頌力反附子也借鉏力反一比古(名)蒛葐イチゴ覆葐子イチゴ(和玉)莓又蒛又茥(藻)八四十三丁　こ　いちご　いちび　目異考べし

いぎす イギス　(和)　(名)海菜海髪

いくさ　(大)五十五丁　(大)六十四廿九丁　(和傳)燈心草

いけきかは　(大)五卅八丁

いしくり ナルツブラ ツムラ　(大)五三十二丁

いしみかは イシミ　(大)卅九十八丁　(名)苛

いたちぐさ　(字)蓮翹阿波久佐形似ニ保々豆岐一實似ニ栗子一伊太知波世一云(和)連翹一名三廉草和名以多知久佐一云以太知波勢(大)五十二三十七丁　(名)三廉草云イタチグサ一云イタチハゼ

いたちはじかみ カリハノミ ホソキ　(本和)上五十六丁山茱萸以多知波之加美一名加利波之美(同)下二丁蔓椒保曾岐一名以多知波之加美(和)蔓椒以多知波之加美一名保曾木(字)椒イタチ

いたちはぜ アハクサ　(本和)上四十三丁連翹以多知波世一名以多知久佐

いたどり タチヒ　(本和)上四十六丁虎杖根以多止利(和)虎杖一名武杖和名伊太止里(字)茶伊太止利(又)虎杖根伊多止里(土集)「野邊に出て誰家つとゝをりつらん春の蕨にましるいたどり(和玉)蒤(藻)八四十三丁虎杖根いたどりの根(和傳)虎杖根

いたひ　(本和)上五十八丁折傷木以多比(大)五十二三十七丁

いたひ　(本和)下卅三丁木蓮子以多比【補】(日本後紀)十三卅四丁木蓮子木蓮子折傷木同物

いちひ アグベシ ナリ一ツニ　(本和)上四十九丁莔實以知比(和)　(和傳)補骨脂伊知比破故紙謂之八月採之(名)莔イチヒ ハヽクリ(藻)八四十三丁莔實(和傳)莔實加和爾久佐伊知比

いつき ウケヤキ　(大)五卅六丁

いぬとゝき(キノト)(トキ)　(和)本異 豬魁 伊奴止止岐又云爲乃止止岐

いぬわらび(オニワラビ)(ヤマワラゴ)(クマワラビ)　(本和)上廿九丁 狗脊 以奴和良比一名於爾和良比 (醫)狗脊(クマワラビ) (字)狗脊 犬和良比又云山和良比

いぬたて　(和傳)葒草 伊奴太天 (和玉)蓼(タデ)蘇 同 葒(名)葒(イヌタデ) 葒草 同 遊龍(イヌタデ)

いぬにかね　當藥　(大)五十七丁

いぬめぐさ(イヌメ)　(大)廿九丁 廿八

いぬからみ　(大)四十六丁 四十七　(同)九十五丁 二十九

いぬまめ　(大)六十七丁 四十

いぬのしり　(和傳)天名精 波末太加奈又云伊奴乃之利又波末布久良 (和傳)稀薟 伊奴乃之利 (和傳)地菘 伊奴乃之利南人天名精爲地菘 但天名精有高花 地菘无短花

いへにれ　(本和)上廿七丁 蒬葵 以倍爾禮 (和)菟葵(名)兎葵(イヘニレ) (和傳)蒬葵 以保爾禮

いへのうへのこけ　(和傳)屋遊 伊倍乃宇倍乃古介(加)也乃宇倍乃古介 陶云屋上青苔衣

いへあらゝぎ　(字)蘇家 阿良良支

いへついも　(和)芋 子遇反 和名以閉都以毛 葉似荷 其根可食之 (長)芋(イヘツイモ)

いへのいも　(和傳)芋 伊惠乃伊毛(加)以倍都毛以倍乃以毛

いも　(字)蕷芋 二字 伊毛 (名)薯(イモ)(又)芋(イモ) (イヘノイモ)(オホイリ)芋(ケ)苻君(イモ) (和玉)芋(イモ)

いもがしら　(和玉)芋(イモガシラ) (イエノイモ)蕷(ヤマノイモ)

いもがしら(イモシ)　(和)唐韻云 蔌 音耿 和名以毛加良 一云以毛之 俗用芋柄二字 芋莖也

いもし　(和)前ニ見 (名)芋柄(イモシ) 芋 莖 同 蔌(イモガラ)(イモシ) (和玉)蔌(イモシ)(イモガラ)

(うつぼ物)俊蔭の巻中 四十九丁 芋一すちほり出て云々 (同)上ノ中 四十八丁 芋野老(イモトコロ)云々

いほしり　不分明 (大)四十一丁 廿九

いしくるみ　(大)六十丁 十

いちし　(萬)十一丁 十二 路邊(ミチノベノ)、壹師花(イチシノハナノ)、灼然(イチジロク)、人皆知(ヒトミナシリヌ)、我戀孋(ワガコヒツマハ)、(同)十一丁 四十 道邊乃(ミチノベノ)、五柴原能(イチシバハラノ)、何時毛何時毛(イツモイツモ)、人之將縱(ヒトノユルサン)、言乎思將待(コトヲシマタン)、この歌六帖にはしばのうたとて出せり (夫)逸師 光明峯寺入道攝政「たつたみも衣手白し道のへのいちしの花の色にまかへて(六帖)六ちし「大原のこのいちしはのいつしかと我おもふ妹にこよひあへるかも 此歌萬葉四歟 (藻)八丁 卅七 羊蹄

いねのよね(タヽヨネ)　タノ部ニアリ

いねのもやし(モヤシ)　(本和)下 四十三丁 蘗米 以禰乃毛也之 (醫)蘗米 毛也之

いなぐき　(和玉)稂

いなぼ(ホ)　(萬)一 九丁 時勅多掛稲穗而養之云々 (萬)二十 二十四「秋の田の穂むけのよれるかたよりに君によりなんこちたかりとも

をまたもみなんかも（近江御息所歌合）「岩つゝしえにしあればおひそしにけるいはつゝし花さくまてにならんとやみし

いそな　一物にあらず（夫）

いはくすり　スクナヒコノクスリ　ユミツネ　ロノシ　スクナヒコナノクス　クスネ　ミタカラ（本和）上十五丁　石斛須久奈比古乃久須禰一名以波久須利　すくなひこのくすれ二十五丁（和）（大）卅四五十丁久須禰

いはぐみ（和）（本和）上十六丁巻柏伊波久美一名伊波古介（大）五四丁イハコケ（名）イハグミ（和名）石韋一名以波久美

いきごけ（醫）巻柏伊岐古介

いしあやめ（大）五十丁（同）十四十四丁一（大祓）石菖蒲

いなき草　キノクッチ　ツナキグサ　キノコッチ　キノイヒ　コマノヒザ（醫）牛膝以奈岐久佐一名爲乃久川知（和傳）牛膝イノコッチ又コマノヒザ（加）川奈岐久佐爲乃久川知以奈岐久佐（伊字）牛膝爲乃古豆知

いき草（長）景天伊岐久佐（本和）上廿一丁景天一名火草一名火母伊岐久佐（字）景天伊支久佐又云戒火又救火又據火塡又火（藻）八四十三丁（名）蘆アシ　イキグサ

いはのかは　いはかしは　イハシバクサ　イイ　ハグミ　イハシバ　イハカシハ　ノ　シノ波ウチ　ヒトツハ　イハノカハ（本和）上廿九丁石葦以波乃加波一名以波之一名以波久佐（和）石葦以波乃加波一名以波久美（延）石葦イハガシ（藻）八四十二丁石葦伊之乃波宇知又伊波志波（林節）石葦ヒトツハ（名）石葦イハノカハ一云イハグミ

いはにら　イハヒル　石蒜（大）五五丁

いはつはた　イハッタ　イハシッタ（大）五六丁以波川波多（大）五十五八十四丁以波津多（大）五十六八十六丁以之川多

いはつな（萬）六四十二丁「岩綱のまた若かへり青によしならの都を又もみんかも

いはぐり（大）廿九廿九丁

いはうつみ（大）五四十五丁

いはかづら（大）卅四五十一丁

いはとり（大）卅九十七丁

いはひる（大）卅九五十一丁

いはくそ（大）卅九十八丁

いはかみ　韮鳥（大）四十廿三丁

いはくち（大）四十一廿九丁

いはくちり（大）四十二卅六丁

いはふゝき（大）七十六七十八丁

いはにみ（大）九十五九十丁

いはよむぎ　カラヨモギ（字）蘭呂居反平蓬類也蒿也伊波與牟支又加豆與毛支

いはかきる　シブキ（和傳）蕺以波加支留又安支（加）之布岐

いはたけ（林節）嵒耳

いはこけ（林節）嵒苔

いはこめ（撮壤）粔イハコメ

いばら　ナマエノキ（和）荊イバラ　ナマエノキ

いのくづち　キノクッチ　ツナキグサ　イナギグサ　キノイヒ（和）牛膝爲乃古（久イ）豆知又云伊乃久豆知

朮

あらい（新韻）蕭蘽芄

あらかせぐさ（大）四十廿二丁

あをたて　太ノ部ニアリ（夫）讀人不知「みな月の川原に生る青たてのからしや人にあかぬこゝろは

あまうり（江）廿丁甘瓜アマウリに云マクハウリ今俗の事歟可レ考

あまなづな　キハキ（字）薺祖禮反菜甘奈豆奈又支波井

あはくさ　イタチハゼ　イタチグサ（字）連蘞阿波久佐形似二保々豆岐一實似二栗子一一云伊太知波世

あさくさ　アシヰ　アシノアキ（名）蓋草

あらよもぎ（延）茵蔯蒿

あませり（醫）當歸

あぢまぐさ（延）蛇銜

あらぶ（和玉）芼ナ

あまひらゝぎ・（少彥遺方）黃芩

あぶらねぐさ　あやまぬなは　ミラノ子グサ　ミラ、ネ　ヒキノヒタヒクザ　ヒキノシタミ　ヒキノシタミ　マカタチ（和傳）細辛アブラ子グサ　アヤマヌナハ

あかきゝみ（和傳）丹黍安加支美

あをからし（和傳）苦菜安於加良之（加）爾加奈

あまほこり　都波比良久佐（撮）萸ノミ、和名抄木

あひしらげ（林節）日出草アヒシラゲ

あき（和玉）菊シロヨモギ　カハラヨモギ　シヘ（藻）八廿四丁菊　秋のくさ

あさうつ　アケビ　カヅラ（和傳）通草

あにくさ（和傳）丹參安仁久佐美濃國採レ之（康和）丹參安仁久佐

あだばな（伊字）芙

あかまぐさ　さはあらゝぎ廿二丁

あをめ（長）海帶アヲメ

以之部

いつまで草（枕）三二十五丁（堀太）山家匡房「かへに生るいつまて草のいつまてもかれすとふへき篠原の里（林節）壁生草イツマデクサ（藻）八四丁（月詣集）覺延「秋ふかきかへの中なるきりぎりすいつまて草のねをや鳴くらん（續古今）雅成（新葉）國堅

いぬえ　ノラエ　ノヽエ（伊）（大）五十三丁香薷以沼衣（和）香薷以沼衣（本和）下卅七丁蘇以奴衣一名乃良衣一名野蘇不レ香似レ荏者（同）卅八丁假蘇名乃々衣一名イヌエ（和傳）同上（字）薺犬衣（本和）下三十八丁香薷以奴衣一名奴阿良々岐以（和傳）上同（林節）犬荏（和玉）蘓イヌエ一云ヌカエ　水蘓イヌエ　薷イヌエ　香薷イヌエ

いはこげ（和）岩苔（林節）礜苔

いはつゝじ　シロツヽジ　モチツヽジ（本和）上四十二丁羊躑躅以波都々之又之呂都都之一名毛知都々之（大）四十八五十七丁以波川々自（字）茵芋（和）躑躅（和傳）（萬）二三十丁「みつゝたふ磯のうらわの石乍自木丘開道イハツヽジモクサタミチ

陟釐阿乎乃利俗用青苔(赤染)あをのり
(長)涉厘
あをな　(萬)十六丁十七「すこもしき青菜煮もてきうつはりにむかはきかけてやすむこの君(書)蕪菁(古)菘木(本和)下卅六丁蕪菁阿乎奈(和)蔓菁阿乎奈(字)蔓亡怨反長也莚葛花也阿乎奈聡明草阿乎奈(又)葑阿乎奈(寛玉)蔓忘怨切藤生蔓延也(和玉)蕪菁ノ菜(名)蔓菁　菁　葑
(長)蕪菁
あらゝぎ　(書)允恭卅丁紀闘雞國造云々旦日壓乞戸母其蘭一莖焉皇后則採一蘭根云々對曰行山撥蠛(古)菘菜(本和)下四十丁蘭蘲草阿良良岐(和)蘭蒿阿良良(字)蓀阿良良支(名)蘭　蘭蘲　蘭蘲草(和玉)蘭(和傳)羅勒紫蘇葉香也似味如蘭也常是希也(伊字)蘭蘲(長)蘭蒿草

(大膳式)干蘭干蓼各以一把充四日又蘭十把
あはのよね　(本和)下四十三丁青粱米阿波乃與禰(伊字)秫粟　青粱米
あをきあは　(和傳)青粱米安御支安和(加)阿波乃與禰
あぢまめ　(本和)下四十三丁藊豆阿知末女(和)藊豆阿知萬女(大)廿九丁廿六安知末女(名)藊豆籬上豆也(字)藹九巻反鹿豆也天豆也阿地末女
あらきはな　(名)薔　薔薇
あをうり　(和)青瓜(伊字)青瓜
龍歸同(長)青瓜同
あさりぐさ　(和)若參
あなはじかみ　(和)生姜(名)薑
生薑和名同上
あまのり　(和)神仙菜(又)紫菜俗用
甘苔(運)海帶(名)甘苔　紫菜
神仙菜

あしたみ　(大)五廿七丁蔓草之部
あつし　(字)蓫
あまあかな　(和)茈胡乃世利一云阿末安加奈(本和)上十六丁茈胡乃世利一名波末阿加奈(同)廿七丁前胡宇多奈一名乃世利
あいつゝじ　(和)山榴阿伊豆豆之
(沐節)山榴躑躅相似
あかひゆ　(名)赤莧
あせみ　(和)異本莽草安世美
あかかづら　(大)五三丁
あしくさ　(大)廿六十五丁　(和傳)蓍實
安之久佐又云女止久佐
あしのくすまかり　(大)廿九廿八丁
あまゐ　(延)藺茹
あをりぐさ　(伊字)莎草
あさめつる　(大)四十四四十丁
あたまもみ　(大)五十二三十七丁
あさけみ　(大)五十八六丁
あけ弘けら　(少彦名命乃遺法)蒼

あらめマナカヒ マナカシ　(萬)三廿丁「しかのあまの軍布かりしほやきいとまなみくしけのをくしとりもみなくに」(延)卅九丁十六 海藻根マナカヒ(同)一丁十八 滑海藻マナカシ(和)滑海藻 阿良女俗用二荒布一(名)滑海藻アラメ(古節)和布

ありくさ　クロクサナ、ミグサ　ウスクサ　ころくさ六十七丁

くすくさ七十一丁(本和)上廿四丁 漏蘆クスクサ 阿利久佐一名久呂久佐(延)漏蘆(和)漏蘆一名野蘭 和名安里久佐一名久脊久佐(大)十四阿利久左(名)漏蘆クロクサ一野蘭アリクサ(伊字)漏蘆 云アリクサ クロクサ

蘆

ありのひふき　チカト、キ　アサガホ異説　からくは四十六丁　條可二參考一(本和)上卅八丁 桔梗 阿利乃比布岐一名乎加止々岐(和)桔梗 和名阿里乃比布木(大)五十一丁五 阿利乃比布支(字)桔梗 阿佐加保又云岡止々支 此あさがほ別に考

あり(藻)八廿一丁　(拾遺集)　物名　きちかう
「あた人のまかきちかうな花うゑそ匂もあえす折つくしけり」

あしたつみ　(大)五十八丁　(字)地膚子

あかくさ　にはくさ參考スベシ
阿加久佐

あかくさ　(大)廿六丁十二 アカクサ

あまき　アマクサ シロフチノネ　シラフシ　(本和)上十五丁 甘草 阿末岐(大)五三丁 阿萬木 一名安萬久佐(和)甘草一名蜜草木 阿萬(和傳)甘草 之呂不知乃禰(加)(名)甘草アマキ 蜜草同(伊字)阿萬岐 甘草アマキ 大苦 同出二陸奥國一(長)甘草 阿末波
波ハ岐ノ誤ナルベシ

あやふぐさ　(枕)三廿五丁 あやふ草はきしのひたひにおふらむもげにたのもしげなくあはれなり(朗)
觀レ身岸額離レ根草

あまづら　トキ、　(本和)上廿丁 千歳藟汁 阿末都良一名止々岐(大)五廿七丁 阿末豆良(和)千歳藟 阿末豆良 俗用二甘葛一(字)藷 所與反藤類甘豆良(運)藟アマヅラ(和玉)藟クズカヅラ フヂ 蘡(林節)甘葛(延)甘葛煎(枕)三十二丁

あまかづら　(和)一本千歳藟汁 阿末加豆良 俗用二甘葛一(名)蔗アマヅラ 甘蔗アマヅラ グミ 藷アマヅラ サチカヅラ 藟蕪アマヅラ 千歳藟汁アマヅラ 蘡薁 藤アマヅラ

あかね　アタネ アタ、ネ　(本和)上廿四丁 茜根 阿加禰 禰一名紅藍(和)茜 阿加禰 可二以染一緋者也(和玉)茜又蒨(名)茜アカネ アケ(藻)八卅二丁 (記) 歌阿多泥 眞福寺本延佳本所レ引作二阿多多泥一

あまつみ　(大)五卅六丁 阿萬豆美

ありふすま　(大)五十五丁八十三 阿利布寸萬

あやめたむ　エビスネ ソヒクサ　のつち參考スベシ　(本和)三卅三丁 地楡 阿也女多牟一名衣比須禰(醫)衣比須久佐(和)地楡一名玉豉 阿也女太無一云衣比須禰子黑似レ豉故以名レ之(延)地楡 一名あさめぐさ又あやめたも又あこさ(和傳)安也太於也末不之(加)阿也女太牟衣比須禰 衣比須久佐

あさしらけ　(林節)日出草アサシラケ

あをのり　(本和)上卅六丁 陟釐 阿乎乃利(和)

豆和名阿加阿豆木(又)腐婢和名阿豆岐乃波奈小豆花名也(和)小豆阿加安豆木腐婢阿豆岐乃波奈(大)阿加豆支

あぢきアヅキ　(萬)十一廿一丁　小豆奈アヂキナ九、何枉言、今更、小童言爲流、老人二四手、こは小豆と書てあぢきなくの假字に遣ひたればあづきをあぢきとも言へる證に引のみつとちと通ふ例いと〳〵多し

あは　(萬)三二十四丁「ちはやふるかみのやしろのなかりせはかすかの野邊に粟まかましを(和)粟阿波(名)芠アハ(和玉)虋キビ粱ヨネ禾ノギ穠アワ粟(字)秸阿波保(大)廿七十九丁(長)粟米アハ[補](續紀)靈龜元年詔粟

あはがら　(神代)上四十四丁粟莖(字)秆稈公旱反木芋也禾筌阿波加良(名)莂アハガラ

あはのうるしね　(本和)下四十三丁粟米(和)粱米

あはのもち　(本和)下四十三丁秫米(和傳)秫米アハノモチヨ子

あきこめ　(和玉)糙タイタウゴメ秖

あかきゝみアカキビ　(和)丹黍阿賀木(本和)下四十三丁丹黍米阿加岐美(和玉)穄アカキビ(和傳)丹黍米安加支美

あまなエミクサ　(和)女葳蕤イスイ一名黄芝安麻奈一云惡美久佐(字)黄精安末奈又云惡彌又云重樓又雞格又救窮(本和)上十三丁黄精阿末奈一名也末惡美(和)黄精於保惡美一云夜末惡見(醫)黄精於保惡美(名)黄精ヤマエミアマナグサ(和傳)黄精アマナヤマエビオホエビ(加)於保惡美阿萬奈也萬惡美(長)黄精於(字)黄精エビ

あまな　(伊字)女萎蕤アマナグサ黄芝女萎アミクサトモ(和傳)女萎エビグサ又安末爾(加)惡美久佐阿末爾(伊字)女萎エミグサアマニ(和)女萎蕤一名黄芝安麻奈一云惡美久佐(本和)上廿二丁女萎惡美久佐一名阿末爾(醫)女萎々蕤惡美久佐又阿末爾(名)女萎蕤エミグサ一云アマナ中エミクサ

あまにエミグサ　(本和)上十二丁女萎阿末爾又惡美久佐(醫)(和傳)上見

あまな　(祈年祝詞)大野原爾生物者甘菜アマナ辛菜カラナ眞淵翁云甘ハ薺菜薺ノ類辛ハ蘿蔔野韮ノ類イトクサグサナリ且韮ノ類ハ古ハ皇神ニ奉リツ

あまなカツネグサ　(本和)上廿六丁麻黄阿末奈一名加都彌久佐(和)麻黄阿末奈一云加都豆彌久佐(醫)麻黄阿末奈出ニ讃岐國ニ(和傳)麻黄加川彌久佐又阿末奈(加)久禮乃波之加美

あまなミナシゴグサ クロナ クロクサ クロメグサ ヤエミ　(拾)雜下長歌源順六十七丁「秋きりに心もそらにまとひそめみなしこ草になりしより物思ふ事の葉をしけみ云云(本和)上卅丁白薇阿末奈一名美奈之古久佐一云久呂女久佐(和)白薇阿末奈一名久呂女久佐(林節)白薇シナシゴグサ

あまさくアマキクサ ウマサク　(和)青葙阿末佐久一云宇末佐久和名一本ニ阿末久佐(本和)上四十二丁青葙阿末佐久一名宇末佐久(大)五四丁阿萬久差(伊字)青葙アマキクサ(名)青葙ウマサク一云アマサク(和傳)青葙阿末佐久又宇末佐久一本ニ久佐

アセボ(醫千)莔芋華アセボ(夫)アセミ(和
傳加)莔芋アセボノキ
あしびアシミ　俊頼卿「とりつなけ
玉田横野のはなれ駒つくしまし
りにあしみ花さく(萬)二廿六丁「い
そのうへにおふるあしひをたを
らめとみすへき君かありといは
なくに(大)五十二七十二丁阿之比
あかざ　(和)藜阿加佐　蓬蒿之類也(字)
藜落嵆反草藋阿加坐(大)七十六七十四丁　(和玉)
菸チギ藜又蔬クサビラ(名)黄草ザ　カイナアカイソア
ヒアカザ灰藋アカザ藜アカザ　藜灰アカザノハヒ
あかざのはひ　(本和)上十十丁冬灰阿加佐乃
波比(名)藜灰アカザノハヒ
あひまぐさ　(藻)八四十二丁青葙
あかゞちヌカヅキホヽヅキ　スイモノグサカヾミコ
(萬)　(源氏)小本十三丁分野　(神)上卅八丁赤
酸醬此云阿箇箇鵄知(本和)上卅一丁酸漿保々都支
一名奴加都伎(和)酸醬一名洛神珠和名保保豆木

(林節)酸醬草スイモノグサホヽヅキ　ヌカヅキとは
別歟今カタバミグサ歟(字)蘵之翼反卉奴砻豆岐　酸漿醬
加我彌吾又(名)赤酸醬アカヽガチ
奴加豆支
あかま草サハアラヽギ　(和)十七丁澤蘭和名佐波阿良
良木一云阿生ニ澤傍ー故以名レ之(本
加末久佐
和)上卅三丁澤蘭佐波阿良々木一名阿加末久佐(名)澤
蘭サハアラヽギアカマグサ(伊字)同
あき遅草　(藻)八十七丁萩
あきなぐさ　(藻)八廿四丁菊　秋無草
秋しくの花(ヘノ誤刋ニ考アリ)
あけびつる　あけび　おめかづら四十三丁
かみかづら五十一丁　(家)覺性法親王「山里はそし
ろの門田かりほしてかきのあけ
ひはひとりゑみけり(又)寂蓮「ま
すらをかつま木にあけひさしぞ
へてくるればかへる大原の里
(和)通草阿介比加都良(字)蔔開音山女也阿介比(本
和)上廿九丁通草阿介比加都良(大)五卅九丁阿
介比加豆良(又)七十三六十四丁阿介比

(和傳)通草阿介比都留(加)(名)通草
アケビアケウツ　蔔アケビハタツラ　葍アケビ　葍藤アケビ
(類往)通山アケビ(藻)八四十丁山女あけび
(又)　二十四丁通草　あけびのかづら(伊字)草通
アケビカツラアケウツ(長)通草子アケビ
あざみヤマアザミ　(書)　(本和)上卅五丁大
小薊根一名虎薊大薊也　一名猫薊小薊也
和名阿佐美(和)薊音計阿佐美　味甘温
令ニ人肥健ニ云々(字)莇擧欣反阿佐美(又)
菝阿佐美(和傳)續斷於仁乃也加良又波美久佐又阿佐美
(延)藘茹(名)蔬アザミ(又)薊アザミ
(和玉)薊(長)薊菜アザミ
あさつき　(和)島蒜阿佐豆木(拾芥)六
九丁蘭葱アサツキ(伊字)阿佐岐(僧尼)八丁蘭葱アサツキ(和
玉)蒜(本朝式)　島蒜(和傳)胡葱
あさとき　(運)胡葱アサトキ(又)角葱
(名)島蒜アサツキ蘼アサアサツキ、ワサ、
あらこめ　(和玉)糲
あづき　あかあづき　(本和)赤小

つる朝かほをみつとも人に夢にかたるな」又「あさかほを朝ことに見るものならは君よりほかに誰にかはいはむ(六歌合)朝戀「我ことく人や戀しき見るまゝにやかてしほるゝ朝かほの花(貫之)二十九丁　(和)牽牛子和名阿佐加保(字)五十一丁桔梗阿佐加保又云岡止々支(大)五三十五丁阿之多保一名阿佐加保(枕)三二十五丁(本和)上四十七丁牽牛子陶景注此出於田舍凡人取牽牛易故以名之和名阿佐加保(名)蕣アサガホ 蒿アサガホ 啓アサガホ(和玉)蕣キハチス 槿(藻)八四十二丁(類往)牽牛花(和傳)牽牛子アサガホ 味苦寒有毒結實七月生花有三種生之白黑也

あさぢ　(萬)三三十丁「淺茅原曲曲にものもへはふりにしさとのおもほゆるかも(萬)八三十一丁「秋はきはさきぬへからしわかやとの淺茅の花のちりゆくみれは(萬)八三十六丁今朝乃旦開、鴈之鳴寒、聞之奈倍、野邊能淺茅曾、色付丹來、(六帖)あさぢ「時雨のみまなくしふれは春日野の淺ちのいろもうつろひにけり(書)淺茅

あゐ　(字)藍魯甘反染草阿井 又云藍實阿非(本和)上二十一丁藍實阿爲乃美(名)藍アヰ 藍(和玉)藍(長)藍實安爲乃美

あゐらう　(和傳)青黛阿爲良宇

あゐから　みの條參考スベシ　(字)莪

あふひ　モロカツラ　カラアフヒ　かざしぐさ五十二丁　からあふひ四十七丁

(六帖)あふひ「ちはやふる神の卯月に成にけりいさ打むれてあふひかざゝむ(枕)三二十五丁あふひいとおかしまつりのをり神代よりしてさるかざしとなりけむいみじうめでたしものゝさまもいとおかし(和)葵阿布比 味甘寒無毒者也(本和)下三十四丁冬葵子阿布比乃美 葵根阿布比乃禰(字)葵 苵同平蓋反地名揆度也又巨惟反平阿保比 蔛加良保比(源大)「山人のもろかつらとはいふなれとけふのみあれにあふひなりけり(名)藿アフヒ(和玉)葵(伊字)羅勒ノ子(萬)十六十九丁「なし棗きみに粟つきはふ葛の後もあはむとあふひ花さく

あさで　(萬)四十八丁「庭にたつあさてかりほしきしのふ東女をわすれ給ふな(萬)十四十九丁「あさて小ふすま(萬)九三十二丁長歌「小垣内之麻を引ほし云々(夫)八好忠「夏はきの麻のをからもあた人の心かろさといつれまされる(曾丹)「庭におふるあさてか花云々

あさのみ　(本和)下十一丁麻賁阿佐乃美(伊字)同(醫)麻勃アサノミ考フベシ　(長)麻子

あさ　(林節)麻(名)苴アサ アサダ子(和玉)麻又苴又檾又葈又蔴又

あせみ　(新六)(林節)馬醉木

ひく蘆の根のうき世の中はみしかからなむ

あしかび　(萬)二十七丁「わかきゝじみゝによくには葦若木アシカビのあしなへわかせつとめたふへし(古事記)上　(萬)十七四十九丁「をかみ川紅匂ふをとめらしあしつきとるも瀬にたゝすらし

あしつゝ　(夫)　(新六)家知「けふもこすうきにかるてふあしつゝのうすきや人のちきりなるらむ

あしのなかご　(林節)莩アシナカゴ　(字集)

あしのはな　(名)蓬蕽アシノハナ(和玉)芀同(和玉)茄アシナスビ ハチスノクキ　同名異物カ可レ考

あしなづな ハマタカナ ハマゼリ　(本和)上三十八丁亭歷阿之奈都奈一名波末多加奈一名波末世利(和)亭歷子波末太加奈一云阿之奈豆奈又云波末世利

あしゐ加伊奈カキナ　かいな五十五丁　(本和)上四十五丁藎草阿之爲一名加伊奈(醫)藎草阿之乃阿爲又加波奈(和)藎草阿之井一名加木奈(名)藎草アサクサ(和傳加)藎草支奈又阿之乃阿爲(伊字)藎草

あさゝアサ　(六帖)あさゝ「みるからにおもひますたの池におふるあささのうきて世をはゝよとや(新六)「見れはまたあさゝ生てふ澤水の底の心の根をそあらはす篤信云あさゝは葉も花も萍蓬草に似たり(夫)二十八丁「思ふことそこふかゝらぬこゝきねよりいつるあさゝのさてそおひぬる(本和)上三十七丁凫葵阿佐佐(和)荇菜阿佐佐(名)薾アサアサツキ、ワササ、一和傳)凫葵阿佐(和傳加)阿佐佐(藻)八二十八丁淺沙

あをつゞらサネカヅラ　(莤)　「あをつゞらこにとりいれてこ(六帖)あをつゞら「山高み谷へにはへる青つゝらたゆる時なくあふよしもかな(古今)戀四「やまかつの垣ほにはへる青つゝら尋くれともあふよしもなし(夫)　(延)木防巳(藻)八三十七丁鞭草青つづら

あをかづらツヅラハマブキ　(本和)上三十二丁防巳阿遠加都良(醫)阿乎加都良又佐爾加都良(大)廿六十三丁阿乎加豆良(夫)青かづら(和)防巳一名解離阿乎加都良(和傳)防巳安乎加川良又川良波末布文(加)佐爾加都良

あをみづら　(萬)七二十八丁旋頭「あをみつらよさみの原に人もあはぬもいは橋のあふみあかたのものかたりせむ

あさがほ　あしたほ　(萬)八三十六丁「はきの花を花葛花なてしこの花をみなへしまた藤袴朝貌の花(萬)十三十五丁「朝杲アサガホは朝露おひてさくといへとゆふかけにこそさきまさりけれ(六帖)あさがほ「春日の野邊の槿面影にみえつゝ妹は忘れかねつも」又「おほつかな誰とかしらむ秋きりの絶まに見ゆる槿の花」忠敦「白露のいそきおき

動植名彙卷一

伴信友輯草稿

草類

阿之部

あぢさゐ トモクサ アヅサヰ　(萬)四五十七丁「ことゝはぬ木すら味狭藍(アヂサヰ)もろちらかねりのむらとにあさむかれけり」(萬)二十四十六丁「安治佐為の八重さくことくやつよにをいませわかせこみつゝしぬはむ」(六帖)「あかねさすひるはこちたしあちさゐの花のよひらにあひみてし哉」(新六)「あち(つイ)さゐのよひらすくなき初花をひらけはてすと思ける哉」(和)紫陽花阿豆佐為(字)蓙止毛久佐又安知左井(名)紫陽花アヅサヰ(又)蓙アヅサヰ

あづさゐ　(名)　(和)アヂサヰノ條ニ擧(類往)

味戢アヂサイ(藻)八十五丁

あやめ ヌミグサ アヤメグサ　(萬)三四十六丁長歌「ほとゝきす鳴五月には菖蒲(アヤメグサ)はな橘を玉にぬき云々(萬)八二十七丁「ほとゝきすまてときなかぬ菖蒲玉にぬくひをいまたとほみか(長)菖蒲阿也女久佐(本和)上三十丁昌蒲阿也女久佐(和)昌蒲阿夜女久佐　臭蒲同(和傳)昌蒲一名奴美久佐(又、菖蒲アヤメグサ ヌビグサ(和玉)菖(名)昌蒲アヤメグサ　臭蒲同(又)堯時韮アヤメグサ

あしつの　たまえぐさ参考スベシ　(六帖)「蘆つののおひてし時に天地と人とのしなはさたまりにけり」(枕)三廿五丁　(和)菼阿之豆乃蘆之初生也(名)菼アシツノ(字)金可アシツノ

あし　(六帖)「津のくにの難波のあしのめもはるにしけき我戀人しるらめや」(古今)戀二　(萬)七廿八丁旋頭「みなとのあしのうら葉をたれか手折しわかせこかふる手を見むとわれそ手をかみ」(和)蘆葦阿之(名)蘭アシ 葦アシ 蘆アシ イキクサ アシハラ 葭アシ 蕉ツバラ アシ ヨモ 莠ハグサ アシ(和玉)蘆ヨシ 芦同 葭又蒹又葦又亂又

あしのね　(萬)七卅一丁「あしのねのねもころもひて結ひてし玉のをといはゝ人とかめやも」(和傳)蘆根安之乃禰(本和)上四十九丁蘆根阿之乃禰(六帖)あし「人しれす物おもふときは難波なる蘆のしらねのしられやはする」又「しらなみのよすれはな

中務集
近江御息所歌合
萬代
喜撰和歌式
袖中
綺語抄
古六帖
三代實錄
金葉
廬主
藏玉集
四季物語
小大君集
夢窓國師集
土御門院御集
古本神樂
催馬樂
諸食禁好集
續拾遺
伊 伊勢物語

長嘯子山家記
能因歌枕
玉葉
徒然
本草
下學集
和泉式部集
加茂保憲女集
公事根源
更科日記
良材集
政事要略
神樂歌
相撲集
古本風俗
詞花
伊勢大輔集
蜻蛉日記
敎長集
大祓

ウツボ物
業平 業平集
著 著聞集
宇物 宇治拾遺物語
精進魚類 精進魚類物語
古節 [illegible]林逸節用集也「林節」ト略シタル所モアリ清書ノトキ正シテミナ「林節」トスベシ
康本 康頼本草チ略シタリ此書本名「本草和名傳抄」也「和傳」ト改ベシ
大 大同類聚方　今現本疑書ナレドモフルキモノニヨレルモミユレバ参考ニ備フベシ

動植名彙

引書節目

萬　萬葉集
新六　新撰六帖
字　新撰字鏡
藻　藻鹽草
本和　本草和名
和玉
古今　古今集
夫　夫木抄
字集　字鏡集
伊字　伊呂波字類抄
延　延喜式
敦忠　敦忠集
貫之　貫之集
源大　源大府集
醫千　醫家千字文
源氏

六帖　古今六帖
和　和名抄
名　類聚名義抄
類往　類聚往來
和傳　本草和名傳抄
枕　枕草子
古事記
林節　林逸節用集
醫　醫心方
和傳加　和名傳抄加筆
堀　堀川百首
六歌合　六百番歌合
書　日本書紀
曾丹　曾丹集
後頼卿
神　神代紀

家
僧尼　僧尼令
運　運歩集
祈年祝詞
拾遺集
寛玉　寛永板玉篇
少彦名命遺法　此書信ガタケレドシバラクトレリ
江
堀太
續古今
土佐　土佐日記
新字
童蒙抄
頼政　頼政集
大和物
令
躬恒　躬恒集
辨内侍　辨内侍日記
順集
元眞集

拾芥　拾芥抄
本朝式
神代
拾
赤染
古
新韻　新韻集
撮　撮壤集
月詣集
新葉
七十一番職人歌合
古拾　古語拾遺
榮花
鎮花祭　鎮花祭祝詞
十訓
伊勢集
後拾遺
靈
堀川次郎百首
慶節　慶長板節用集

動植名彙

よろづの草木鳥けだもの貝魚むしけらなどの名を今の世には漢名或は近きよのひなびたる名にのみ呼ならひてむかしのたゞしき名のたえて知られぬがごとなりぬるが多かるをあかずおもふ心から年ごろふみよむついでにこゝろにとまりたるをり／＼はかみのくだりのものゝ名を始にてそれにたぐひたるものゝ名くらひものゝ名どもをさへにちなみにいさゝかぬきいでゝ書つけおけるが數つもりにたるをさらにたぐひをわかちて書集たる下書のかく十まきばかりのふみめけるものとなりたるをなほ繼々に書加へてむとぞすなるさてかくはものしつれど其名はきこえて猶物ざねのさだかならぬぞおほかるそはいはゆる本草といふ類の書の漢名和名にかむがへあはせ又諸國の人々にあまねく尋ねとひはたよこなまれる方言にもこゝろとゞめて考たらむにはさだかにしらるゝもありけれどさすがにそれもひとつの學にておしたてたるまなびのかたへにはたふべくもあらずをりにつけたるものゝあかしなどに考あはするたよりとするほかにはたゞいにしへしのぶなぐさめぐさのごとくにてやみなむをいかでいたりふかきくすりし人また本草といふすぢに心をいたせる人などのもはら今の世のひなび名にのみ引あてゝその物實をわきまふるならひのごときこゆるはげにさても專たりぬべかめれどさるがうへにむかしの名をも明らめたらむにはいよゝめでたかるべきをさまではえ堪がたくてある人のありなむにかくめやすく書つどへたるを傳へたらむにはいさゝかたづきともなりなむかとかつはおもはるゝかたもありてのわざなるをいとまあらむとき書とゝのへてさる人々にも見せまほしくてなむ

文政十年十月廿日　　伴信友

もとより御息所更衣など稱すばかり、むね〳〵しきしなにせさせ給ひたりしにはあらざりけれど、しかすがに宇多天皇の皇子うみ奉り、天皇おりゐの後、御道行ぶりに、その桂の家に立よらせ給ひて、御歌給へる事などさへにありけるが、もとよりきこえたる歌よみにて、おのづからその名高きにあはせて、後の世には、御息所更衣などにてぞありけむとおしはかりて、さも稱へりしなるべし、また大鏡に、伊勢の君、貫之集の詞書、大和物語、袋草紙などに、伊勢の御といへるは、上の件にいへる心しらひして、伊勢が世にありけるそのかみより、然あがまへてぞ呼なれたりけむ、うけばりたるものには、古今集をはじめ、世々の歌の撰集にも、たゞの女房の並に伊勢とのみ書はなたれたるをもても、證とすべし、

但し上に引出たるごとく、拾遺集の詞書には、伊勢のみやす所、うみ奉りたりけるみこの云々としるされたれど、作者の列には、たゞ伊勢とのみ載られたり、かの詞書には、伊勢がうみ奉りたりける御子の云々といはむことのさすがにて、こゝろしらひせられたる文とぞきこえたる、これも上に引たるごとく、同集に、敦慶式部卿のむすめ、伊勢がはらに侍りたるかとしるされたるは、論ふまでもあらず、

作者部類に、庶女の部に入たるは然ることなり、

様にと仰渡され、罷出候處、公家堂上の面々、御講釋の跡にて申され候は、さりとては在原業平はあやかり者かな、美しき人にてありけると一人申されければ、いかにもさやうにて候と、いづれもむかし男を慕ひ羨しく思ひ給ふけしきなりければ、其時伊賀守申されけるは、こはいづれもさま、あらぬ人を美しく思ひ給ふものかな、萬一今時業平ごとき不行儀なる公家衆御坐候はゞ、かく申す伊賀守、關東の御目代として罷上り居合候へば、なじかは免し申べき、立どころに流刑死罪にも申行はむとぞ申されける云々、

わすれたり、伊勢が事を上に注せるがごとく、古今集目錄に、更衣とみえ、拾遺集の詞書、また今昔物語集などには、尊卑分脈にも、御息所と記されたれど、今事蹟につきて考ふるに、伊勢はじめ七條后に仕へまつれるとき、宇多天皇にめされて、皇子うみ奉りたるによりて、おのづからなべての女房のごとくにはあるべからぬいきほひにて、その皇子のまします桂宮わたりに家を賜ひ、ゆゑづけて置きたりけるが、いくほどなく天皇おりゐさせ給ひて、三年といふに御ぐしおろし給ひて、仁和寺におはしまし、相つぎてめす事もなかりけるに、皇子かくれさせ給ひければ、またもとのごとく、后の宮に參り仕へ奉りき、かくて后かくれ給ひし後は、もとのおのが五條の家に歸り住めりしなり、さはありけれど、なほむかしのなごりにて、しばらくは故づきてありけむ事、かの今昔物語集に見えたる趣にて知られたり、さてそのほどの淫行は、みづからも書記し、他書どもにも見えたる事、上にしるせるがごとし、かくて又宇多天皇の皇子とます敦慶親王にめされて、御子たちうみたりけるが、親王薨給ひて後、おちぶれて五條の家を賣りて、別家にうつりたりし由書どもに見えて、これも上に注せるがごとし、上件のありさまを考合せて、つら〳〵おもひやるに、上にも論へるごとく、

の、是かれと傳はれるを、今のめでたき御世の心もて思へば、何のたけきことのありや、誰にみせむとて、みづから書ものこしたりけむど、あやしきまでに思はるゝを、昔の勅撰の歌集どもの中にすら、いとやむごとなき御あたりの事はさておきぬ、攝政關白、あるひは何がしのおほいまうちぎみ、くれがしのおとゞなどゝ申せるをはじめとして、いといろいろしき淫行し給ひ、事をさへにつゝましげもなく、をかしくめでたき事の如く詞書して、其歌どもを載られたるはいかにぞや、歌をめづとならば、よみ人しらずとてもありなむものをや、かへすぐあやしき御世のならひにこそは有しか、

（注）良人のうへにすら、淫行の者にみえたるがいと多きを、今たゞひとつ引べし、袋草紙に、大二條殿小式部內侍をおぼす頃、日來は御所勞にて、久しく有て平愈して、參上東門院給に、小式部內侍大盤所に祇候、令出給とて、死なむとせしはなど不問ぞと仰られて過給を、引留て申ける、「しぬはかり歎にこそはなけきしかいきてとふへき君にしあらねは」、不堪感情かきいだきて局におはし懷抱と云々、凡如此事院に多聞、數日の事別樣、又不可勝計也といへる事みえたり、大二條殿とは、關白教通公の御事なり、○貝原篤信の益軒自娛集に、漢さまの文章の事を論へる中に、雖古昔名家之士、其所作多艶麗嫵媚之詞、而有婦女之風態、不純正雅健、而無丈夫之氣骨、唯近世先輩宿儒之所作、有與彼艶麗異者、可嘉賞焉、といへり、此は漢文の議とはいへど、おのづから同じこゝろばえなり、○元和の頃より後の武家の事記せる大綱政要と云ふ書にいふ、松平伊賀守□□京所司代たりし時、歌を出精して公家堂上の人々と、平常心易く出會申されし、或は法便の寄合、五節の會など、ひたと殿上へも召れけり云々、或時禁裏にて、伊勢物語の御講釋あり、伊賀守出席仕候

其實皆落、其華孤榮、至レ有下好色之家以レ此爲二花鳥之使一、（白氏文集上陽人の自注に、天寶末有下密采二艷色一者上、當時號二花鳥使一、）乞食之客以レ此爲二活計之媒一、故半爲二婦人之右一、（字彙に、毛晃曰、人道尙レ右、以レ右爲レ尊、故尊レ文曰二右文一、）難レ進二丈夫之前一、（丈夫の字、予が見たる諸本みな大夫とあり、今顯昭の古今集注、本朝文粋殘缺の寫本、また松永貞德の戴恩記に、此序を擧て論へる文詞に據る、）また假字序にも、今の世の中、色につき人の心はなになりにけるより、あだなる歌はかなき言のみいでくれば、色ごのみの家に、むもれ木の人しれぬことゝなりて、まめなるところには、花すゝきほにいだすべきことにあらずなりにたり、などいへるをもても、當時はやくより、然る世のさまなりしことおもひやるべし、おふけなけれどいま己がこゝろには、其古今集に載られたるすら、戀の歌どもの中には、なほまめなるところには、いかにぞやおもはるゝもすくなからぬを、（伊勢物語の首章に、春日里にて云々のことをしるして、結文に、むかし人はかくいちはやきみやびをなんしけるといひて、一部の括語さきへせりさきこゆるをおもふに、そのかみみやびといふことを、うらまかせて色ごのみするかたにもいへるなり、おもひあはすべし、）その後の歌集どもは論ふもさらなり、さてしか世のうつろひこしほどに、法師意さへうちそひて、なべての人の心よわくなまめきて、めゝしくなんなれりける、さるにあはせて、上世の單に正しき詞さへうちなよびて、言便（コトバツヾキ）なだらかにはたくだ〳〵し、いひなせるまに〳〵、いゐおをえゑの音を混ひ、てにをはの違ひ、詞の活の誤なども、漸にいできつるものなるべし、されば今の世に丈夫とあらむものは、かの色につきたるはな、こゝろにそむ事なく、ものいひ歌よみ文かゝむにも、あふな〳〵こころすべきわざなり、これらの事は、なほこまかに論ふべき説多かれど、こゝにつくすべくもあらず、さてまた此伊勢の日記は、己が事をみづから記せるふみなれば、まことにそのかみの世のさまの、いと能くしらるれば、其中のおもむきはとまれかくまれ、よく讀あぢはひて、昔の書どもよむためには、心えおくべき事なりかし、（延喜十三年三月十三日の亭子院歌合の首の文も、伊勢が書りといへど、こともなければ論はず、）そもそも此日記のごときすぢの女の記せるふみども

語ぶみの趣をとりすべて論はゞ、其物語つくれる人の、世の中のさまのまゝに、おほかたかのいろ〳〵しきすぢによりて、あはれふかきあらましごとなどを、そのかみの平生詞に、俗諺をさへに交へ、またをりをりは、古言のなよびたるかたにきこゆるをも、とりまじへなどして、書とゝのへてもてあそびぐさとしたりしものなれば、眞に正しき古風を慕ぶとならば、その世々の風俗をわきまへ知り、然る濫なるすぢの意にそむまじく、よく〳〵其心しらひしてえらび見るべし、源氏物語は、殊にそのすぢをむねと多くものして、あはれをつくしてうまく書とゝのへたる書なれば、わきて心をつくべきなり、かくて中むかしの事を記せる書とものこれかれあるが中に、榮花物語は、村上天皇の御世より、堀河天皇の頃までの事を記せるが、もはらその御世々々にありける女房の日記のたぐひによりて、書つらねたるものと見えて、内ざまの事どもを、いとこまかに記せり、よくよみ見て、その御世々々のさまをおしはかりしるべし、物語の名の榮花とは、御堂殿の上にかけていへるにて、まことは天皇の御上には、御衰のものがたりとも申奉るべき御事なるべし、（榮花物語の事は、別に考記せるものあり、）又紫式部の日記、清少納言の枕草紙にも、件の御世の中の事見えたり、添て見るべし、そのほか大和物語、今昔物語集、宇治拾遺物語、宇治大納言物語、著聞集、古事談、續古事談の類の書どもにも、御世々々のありさまのよくしらるゝ事あり、見るべきなり、さて歌も其世々のさまのこゝろにてよみ出るものなれば、萬葉集なる歌といへと、古ざまなると、やゝ後のさまなると、おのづから心ばえのかはりあり、いと後の世のごとく、古を擬びて作りよめるにはあらず、よく心をつけてよみあぢはふべし、さてまた古今集の眞字序に、歌の事を論ひて、見上古歌多存古今之語、未爲耳目之翫、徒爲教誡之端、云云、及彼時變澆漓、人貴奢淫、浮詞雲興、艶流泉涌、

き結ひ命しあらはかへりきなゝむ、」と記せり、心とまることありて書おけるを、選の跡にして集に書入たるものなり、此歌は萬葉集に、有馬皇子自傷結松枝歌とて「磐白の濱松か枝をひき結ひまさきくあらは亦還り見む」とあるを作りかへたるなり、これも萬葉に、長忌寸意吉麻呂、見結松哀咽歌に「磐代の岸の松か枝結ひけむ人はかへりて又見けむかも」、「いはしろの野中に立てる結松心もとけすいにしへおもほゆ」とも見えたり、

また集の中に、いとみそかに人にあひたりけるを、人々やう〳〵いひのゝしりけり云々とて、よめる歌あり、そのほかにもみそかごとせる趣にきこゆる歌、又さるおもむきにて、男とよみかはせるなど、其男の誰なりけむ、知られぬも多く見えたり、又むすめのおとこたえにければかはりて、「かくはかりうしとおもふに戀しきはわれさへ心ふたつありけり、」人の返し、「もしもやとあひみんことを頼ますはかくふるほどにまつそけなまく」ともあり、むすめ中務なり、むすめにさへしかじかすき〴〵しきわさを、事とりすゝめたりき、すべて昔の女は、おほかた此伊勢が如くなる淫行をなむめでたき事とはしける、男は更なり、さて此人いつの頃、いくつばかりにて身まかりたるにか、ものに見あたらず、集に、陽成院の帝の御七十の賀の歌みえたり、此御賀は承平七年なるべし、伊勢の皇子生奉りたる寛平の末を、しばらく廿歳ばかりの時として推はかれば、承平七年は六十一二歳の頃にあたれり、此伊勢と世を同くし給へる、堤中納言兼輔卿の十帖の作り物語にても、そのかみの世のさま、相あかしておもひやらるゝを、其物語の中の詞に、むかし物語などにぞ、かやうの事はきこゆるを云々、又まことに物語にかきつけたるありさま、おとるまじく云々などあるをおもへば、そのかみはやくより、いろ〳〵しき物語をつくりて、もてはやせることのありし事しるし、さるたぐひの物

おもへば、此卿は天暦六年參議、應和三年中納言に任され給ひ、康保三年五十七にて薨給へれば、これも又時世合はず、されご朝忠朝臣の事を、後にしか書りとする時は事もなし、さて伊勢が世に在りし間の事は下にいふべし、

の家のとなりに侍りけるに、さくらの花のいたくちりけるに、いひつかはしけるとあり、（此かけ歌六帖に二ノ句見れはかひなし、四ノ句れなから風はとあり、集の一本と後撰とには、二三ッ句をちりくる花をみるよりは、又それらの一本ごもに、二三ノ句を見れごもあかず梅の花とあり、また四ノ句のれなからを、後撰一本にれこめにともあり、返しの歌集一本に、初句の櫻花を梅の花四五句となり、ありきや人のするとてともあり、）集に、件の贈答の歌の次に、又人（後撰集の詞書によるときは、この又人とあるも朝光朝臣なり、）「かりそめに染さらましをから衣かへらぬ色をうらみつるかな、」返し、「身にしみて深くしなれは花衣かへすことこそしられさりけれ」とあり、孀（ヤモメ）になりて又しもかゝる歌をよみかはしたりけり、さて土御門の中納言の家の隣といへる家はざだかならず、（この土御門は坊ノ名にはあらず、中納言某ノ卿の家號なりしなるべし、もとの地名に依れる家號を他所に遷りて、後も猶呼ならへりさきこゆる例あり、）上に云へる五條の家を賣りて、こゝに徙り住めりしなるべし、俊賴卿ノ髓腦に、能因法師讃岐前司兼房の車の後（シリ）に乘て行くに、二條東ノ洞院に、伊勢が家にてありけるに、子日の松のありけるを、さきを結びてありけるがおひつきて、まことにおほきなる松にて、ちかうまでありしが、末の見えければ、車の後よりまごひおりければ、兼房あやしみて問ければ、能因云、この松の木は、かうみやうの伊勢がむすび松に候はずや、いかでか車に乘ながら過はべらむやと云ひて、はるかにあゆみて、松のみゆるかぎりは、車には乘らざりしとなり、（此事袋草紙にも見えたり、）といへる所にもやあらん、

（注）此結松は、伊勢が思ふところありて、ものしおきつるなるべし、萬葉に大伴 家持「たまきはる命は知らす松か枝を結ふこゝろは長くとぞおもふ、」と見えたり、命長からむとてする古の壽事（ホギワギ）なるべし、又集の歌ごもの中に、是は有馬の皇子の罪せられけるときによめる、「いはしろの野中の松をひ

たまれる松なれは久しきものと誰か見さらん」とあり、此御賀は延長四年の事なれば、これも敦慶親王にめされてありし頃なるべし、これらの事ども、、そのかみ世のならひとはきこゆれど、後の世にはあるべくもあらぬためしなるべし、

○集に、ふる家にあからさまに行て「みそめすばあらましものをふる里の花に心のとまりぬるかな、」此日記のはじめに、五條わたりに家ありけるよし見ゆそこなるべし、七條后崩給ひて後、この故の家に歸り住たりしなるべき事、上に云へるがごとし、上に擧たるごとく、今昔物語集に、伊勢が五條の家に、伊衡朝臣を遣したる文には、伊勢御息所と稱ひ、其家居ありさまなごつき〴〵しく、凡人ならぬさまに記されたれど、其は物語詞のかざりのすぎたるにて、實はそのころは凡人となりて、はやく父と共に住たりし舊の家に歸り住たりけるが、そのころ父は既に亡なり、もとより兄弟も無りしかば、寡にてありしなるべし、敦慶親王薨玉ひて後、その宮をまかり出ても又此家に歸り住たるなるべし、集に家を人のになして「飛鳥川ふちにもあらぬ我宿もせに瀬に錢を兼たりと聞ゆ、かはりゆくものにそ有ける」此歌古今集には、家をうりてよめるとあり、身のおちぶれて、五條の家を人に賣與へたりしなるべし、○集に、土御門の中納言の家のとなりにすむころ、其家の花のちるをみていひやる、「かきこしにみれともあかぬ櫻花ねなから風の根さ寢を兼たり、吹もこさなん、」かへし「櫻花うゑて我のみ見むとかはとなりありきも人やするとて」とあり、後撰集春下に、此かけ歌を載せて、詞書に、朝光朝臣

（注）上に擧たる集に、土御門の中納言と記せる人にあたれり、但し後撰集一本に、朝忠朝臣とあり、かくて集にみえたる土御門中納言の傳いまだ考ず、その後撰集に、朝光朝臣と記されたるによりて考れば、忠義公の子の朝光卿なるべくおもはるれど、系圖を考ふるに、此卿長德元年に薨給へれば、伊勢が在し世におくれたれば合はず、別人なるべし、又後撰集の一本に、朝忠朝臣とあるによれば、藤原定方卿の子の朝忠卿を、土御門中納言と稱へり、系圖にも見えたれば、其ならむかと

と見えたり、貫之集の歌の詞書に、あつよしの式部卿のむすめ、伊勢の御はらにあるが、ちかうすむ所ありけるに、なりてかめにふしたる花をおくるとてよめると書るを、後撰集には、うちまかせて中務としるされ、その歌をふたゝび拾遺集に載られたるさころには、敦慶式部卿のみこのむすめ、伊勢がはらに侍りけるが云々、としるされたり、然るに集に、春秋子をなくして思なげきて、「春は花秋はもみちとちりしかは立かくるへきこのもとも無し」と見えたり、この歌、拾遺集哀傷に載て、樹下、子許、（缺）子ふたり侍りける人の、ひとりは春身まかり、ひとりは秋なくなりにけるを、人のとむらひて侍りければよみ人しらず、「春は花秋はもみちとちりはてゝ」云々とあり、但し詞書に、子ふたり侍りける人のと書るは、他人の上にかけて云へる詞にて違へり、歌も他人の上をおもひやりてよめりとはきこえぬをや、此歌によりて考るに、伊勢のちに親王にめされて、御子三人うみけるが、其中の二人、一年の内の春と秋とにうせ給ひたるにて、いま一人は中務なるべし、こは首にいへるごとく、天暦の御時に中務がもとより伊勢の集を奉りたれば、母にはさきだゝざりしなり、されば春秋にうせ給へる二人は、中務の生れより前に、ともに稚きほど、年の内の春と秋とになくなり給へるなるべし、その哀傷（カナシミ）の歌に、「立かくるへきこのもともなし」とよめるをもて察るべし、さてその二人の御子は、ともに稚くてなくなり給ひたれば、系圖にも漏されたるによりて、紹運錄にも、中務のみのせられたるものなるべし、さて集に、式部卿宮慶親王なり、うせ給ひて、御四十九日はてゝ家にまかづるに、「かなしさそまさりにまさる人の身にいかて多かる涙なるらん」「君によりはかなきしにをわれはせんこひかへすへき命ならねは、」此宮延長八年に、四十四にて薨給へる事、上に記せるが如し、此ころまでも宇多法皇は世におはしましけるなり、古今に、中務の宮の家に、舟をつくりておろしはじめて遊びける日、法皇の御覽じにおはしまして、夕さり歸らせ玉ひなんとしけるをりによみて奉りける、伊勢「水の上に浮へる舟の君ならはこゝそとまりといはましものを」とみえたり、中務宮とは敦慶親王の御事なり、此宮にめされてありけるほどの事なるべし、又集に、亭子院の六十の御賀に、京極の御息所のつかうまつり給ふ御屛風のうた、子日する所に松のいとちいさきあり、「おふるより年さ

微妙く見ゆる事无限り、程久く成ぬれば、紫の薄樣に歌を書て給ひて、同じ色の薄樣に裹て、女の裝束を具して押し出したり、赤色の重の唐衣地摺の褰濃き袴也、物の色極て淸らに微妙く、思ひ不懸ぬ事かなと云て取て立ぬ、女房共少將の出るを見送て、目出入る事無限り、門を出て隱るゝまで見るに、後手口口歩たる姿窈窕に微妙し、車の音前の音など不聞成ぬれば、極く哀に思えて居たりける、薗の移り香媚くて取り去り難し、此て內には參りぬや參りぬやと、人を以て見せさせ給ふ、殿上口の方に前追音して參れば、次て參たりと申せば、疾々と被仰る、道風は筆を濕し儲て御前に候ふ、亦可然き上達部殿上人數御前に候ふ、而る間伊衡物を被きて、殿上の戸の許に被物をば落し置て、文を御前に持來て奉る、天皇此れを披て御覽ずるに、先書樣微妙くて、道風が書たるに露不劣ら、御息所此く書たり、「ちりちらすきかまほしきをふるさとのはなみてかへるひともあはなむ」と、天皇此れを御覽じて目出たがらせ給ふ、御前に候ふ人々も此れ見よとて給はせたれば、可咲き音共を以て詠むるに、いと歌口口て微妙く聞ゆる事無限り、度々詠じて後になん道風書ける、然れば御息所尙微妙き歌讀也と、語り傳へたる也、と見えたり、件の御子の宮の御着袴といへるは何れの皇子のなりしにか詳かならねど、七條后宮の崩給ひて後、宮を退り出て、五條の家に住める時の事なるべし、

○伊勢、後に宇多天皇の皇子とます敦慶親王にまゐゐりて子をうめり、歌よみの中務これなり、紹運錄に、

宇多天皇
敦慶親王 二品式部卿號二玉光宮一延長八年二月卅日薨 ○按に、日本紀略には廿八日薨、四十四とみゆ、
—源後古
—源方古
—女子 號二中務一歌人 母伊勢

○按に、作者部類庶女の部にも、中務とは、父親王はじめ中務卿にておはしけるころ、例の名稱とせるなり、

に副て立たり、西東三間許去て、四尺の屛風の中馴なる立たり、母屋の簾に副て高麗端の疊を敷て、其上に唐錦の茵敷たり、板敷の被瑩たる事鏡の如し、影殘り無く移て見ゆ、屋の躰舊めかしくして神さびたり、寄て茵の喬に居たれば、内より空薫の香氷やゝかに馥しくほのぐと匂ひ出づ、淸氣なる女房の袖口共透たる、額つき吉き二三人許、簾より透りて見ゆ、簾の氣色極く故ありて可咲し、耻かしと思へども、簾の許に近く寄て、内の仰せ事に候ふぞ、さは若宮の御着袴に屛風にして奉るに、色紙形に書かむ料に、和歌讀共に歌讀せて書せつるを、然々の所を思し落して、歌讀にも不給りければ、其所の色紙形には可書き歌も無し、然れば其歌可讀き躬恒貫之召さするに、各物に行にけり、今日には成にたり、亦異人には可云樣無ければ、此歌只今讀て被遣なんやと仰事候ひつると云へば、御息所極く驚て、此れは可被仰き事にか有らむ、兼て仰せ有らんにすら、躬恒貫之が讀たらむ樣には何でか有らむ、増して俄に糸破無き仰事也、思不懸事にも非りけりと云音髣に聞ゆ、氣はひ氣高く愛敬付て故有り、伊衡此れを聞くに、世には此る人も有けりと聞く、暫許有れば嚴き童の紅の汗衫着たる、銚子を取て簾の内より居さり出つ、怪と思ふ程に、早う居たる簾の下より、繪可咲く書る盤に、盞を居へて差出たる也けり、童の可咲氣にて、簾より透て居ざり出るを見る程に、遲く見付たるなりけり、亦女房よせ來て、蠻繪蒔たる硯筥の蓋に、淸氣なる薄樣を敷て、交菓子を入て差出たり、酒を勸むれば盞を取て有るに、童銚子を將て酒を入る、多しと云へ共押へて只入に入る、我酒飮むと知りたる也けりと思ふに可咲し、然て飮て盞を置むと爲るに不置せして度々誣ふ、四五度許飮て辛くして盞を置つ、亦打次き簾の下より盞を差出つ辭め共情無きはとて度々飮む程に醉ぬ、女房達少將を見れば、赤みたる顔付眼見、櫻の花の匂ひ合ひて

る、春帖に櫻花の栄たる所に、女車の山路行く繪を書たる所に當りて色紙形有り、其を思し落して、歌讀共にも不給ざりければ、道風書き持て行くに、其歌無ければ、天皇此れを御覽じて、此は何がせむと爲る、今日に成ては俄に誰か此れを可讀き可咲き所に歌無からむこそ口惜けれと被仰て、暫く思食し廻して、藤原伊衡と云殿上人の少將にて有けるを召す、即ち參ぬ、被仰て云く、只今伊勢御息所の許に行て、此る事なん有る、此歌讀てとて遣す、此御使に伊衡を遣す事は、此人形ち有樣より始て人柄なん有ける、然れば御息所の耻かしと思ひぬべき者は、此なん有ると思食て遣したるなるべし、然て此御息所は、極て物の上手にて有ける、大和守藤原忠房と云人の娘也、亭子院天皇の御時に參て有ければ、天皇極く時めき思召て、御息所にも被成たる也、形ち心ばせより始め、故有て可咲く微妙かりけり、和歌を讀事は、其時躬恒貫之にも不劣ざりけり、其れに亭子院の法師に成らせ給て、大内山と云所に深く入て行はせ給ければ、此御息所も世ノ中冷く思えて、家づくりも長しくして居たるなりけり、内渡の事共の事に觸れて、思ひ被出て物哀に思ひ居たる間に、門の方前追ふ音す、禰姿なる人入來る、誰にか有らむと思て見れば、伊衡の少將の來れるなりけり、思ひ不懸して何事にか有らんと思ひて、人を以て令問む、伊衡は仰を奉りて御息所の家に行て見れば、五條渡なる所也、庭の木立ち極く木暗くて、前栽極く可咲く殖たり、庭は苔砂青み渡りたり、三月許の事なれば、前の櫻譫く栄へ、寢殿の南面に、帽額の御簾所々破れて神さびたり、伊衡中門の脇の廊に立て、人を以て、内の御使にて伊衡と申す人なむ參りたると云せたれば、若き侍の男出來て此方に入らせ給へと云へば、寢殿の南面に歩み寄て居たる、内に故びたる女房の音にて、内に入らせ給へと云、簾を掻き上て見れば、母屋簾は下したり、朽木形の几帳、淸氣なる三間許

には「伊勢の海に年へて住しあまなれは舟なかしたる」云々、集の尋常の歌にも、この三句を上の句とせるがありて、これも上に擧たるがごとし、
○空を招かば、」后の御魂の天翔りたまはむを、招き奉らばの意ときこえて、いとあはれなり、さて此長歌は、后の崩後、故宮に在りてよめるなり、はつ雁の云々とよめるを思へば、八月の末九月の始つかたなりしなるべし、

○此日記にしるせる後とおぼしくて、何くれとものに見あたりたる伊勢が事ども、
○集に、故中宮(七條后)うせさせ給へるころ、遠江の内侍經おこせたりける返し、
世の中を、夢のこと(如)ゝは、聞しかと、うつゝなからに、深草の、山のけふりと、わか君を、しらぬ雲ゐに、まもりあけて、松のかとにて、ふしまろひ、むなしき蟬の、まろこゑに、鳴くはくもゐに、きこゆらん、人は宮ひと、歸るさはゆきゝの道も、おもほへず、立ゐならしゝ、おほ殿(朱雀院)は、玉のみすさへ(御簾)、あけてけり、落る泪を、袖ならす、もの(器)にためつ(溜)つ、(揚)見ましかは、いかなる海と、成なまし、思へと飽かす、わひしさに、いとゞ秋さへ、來にけれは、悲き事は、かなしさの、相かさなれる、虫の音の、己がこゑ〳〵、鳴きみちて、わふるなりけり、かくしつゝ、しはしはかりは、濱千里、出てゝも人に、しはしたに、打語らひて、ありつゝも、今はかきりと、さと(吾家)にいてゝ、獨なかむる、事のわひしさ、
此歌の末の句に、「今はかきりとさとにいでゝ云云とよめるをおもへばおきつ波の長歌よめる後、五條の家に退(マカ)り出てよめりと聞えたり、
○今昔物語集に、今は昔延喜天皇御子の宮の御着袴の料に、御屛風を爲させ給ふ、其色紙形に可ㇾ書歌を、歌讀共に各和歌讀て奉れと仰給ひければ、皆讀て奉たりけるを、小野道風といふ手書を以て令ㇾ書給け

がめてなむこゝには侍るといひあげ（上下より也）たりければ、（集）いひたりけれ、（歌）によりて補ふ、うへの（上）おもとたちの（侍女）かへし（返答）には、いと（糸）よりはてゝ、いまはねを（哭）なんよりあはせ（寄合縒合（兼））てなき（泣）侍る（縒）といひいだし（言出）たりければ、しもなる人、（仲平）よりあはせてなくらん聲をいと（糸）にして我泪をは玉（數珠）にぬかなん（貫）、」

澳つなみ、荒れのみまさる、宮のうちに、（七條皇后宮）（（古）宮のうちは、）年へて住し、伊勢のあまも、（兼二己名稱一）舟なかしたる、心ちして、依らむ方なく、かなしきに、（諭二皇后崩一）泪のいろの、くれなゐは、（紅）我らが中の、しくれにて、秋のもみちと、人々は、おのかちり〳〵、別れなは、たのむ蔭なく、（黄葉）なりはてゝ、とまる物とは、花すゝき、（薄）君なき庭に、むれ立て、空を招かは、はつかりの、（初雁）鳴わたりつゝ、（七條后）よそにこそみめ、」

やう〳〵なりぬ、」後の御わざの時に近づきたる由なり、○心うしと思ひし人云々、」仲平公なり、上に今は男を心うがりて、もとの宮づかへをなんしけると云へり、仲平公御姉の后の御事につきて、籠り居給ひつゝも、かゝるいろ〳〵しきことをのたまひかけたるは、かへす〴〵も實の情なき人にてぞおはしける、さはあれど、此後左大臣までになりのぼり給ひにけり、○糸よりはて、今はねをなんよりあはせてなき侍る、」こは然る諺のありていへるなるべし、拾遺集躬恒の歌に「青柳のはなたの糸をよりあはせたえずもなくか鶯の聲、」夫木抄に、讀人知らず「琴の音に聞よりあはせなく虫も秋のはつるはえこそしのはね」『下露やむすほゝるらん虫の音のよりあはせてもわふるおとかな、」花山院「よりあはせなく虫のねを琴柱にてひきたてたりな秋のしらべに」などみえたり、○此長歌、古今集雜體に載られて、七條のきさきうせ給ひける後に讀ける、伊勢とみえたり、○伊勢のあまとは、己が名稱を兼たるなり、（かくざまに名稱を兼てよめる歌、此ほかにもありて、上に擧たるがごとし、）集

此日記の上文に、時の大臣もながされ、むこにて兵衞のすけより但馬の介になされて、その人も流されける云々とみえて、菅公の聟ときこえたり、兵衞とは、父の官によれる呼名にて、例多き事なり、符宣抄に載たる賜姓の官符によりて考ふるに、允明朝臣は、延喜十九年に生れ給ひたれば、時世も合へりて、さて朱雀院の兵衞の御息所といへるは、もと七條の御息所とも申せるによりて、兵衞をつらねてもいへるを、後に朱雀院に居給へるによりて、又其地にもかけて、然は稱へるにぞあるべき、又新古今集賀に、七條后宮の五十賀の屛風に、伊勢「住の江の濱のまさこをふむたつは久しき跡をとむるなりけり」とある七條后も温子の、御事にはあらず、こは集に、きさいの宮の御五十賀、內にてせさせ給ふに、御屛風の歌はらへするところ、「みそきつゝおもふ事をそ祈つる八百萬世の神のまにまに」云々、是も同じきさいの宮の冬の御賀のなか、おほきおとゞのつかまつり給しだいの、住の江の濱にて鶴立り、「住の江の濱の眞砂を」云々とむるなるべしとありて、これを拾遺集賀には、承平四年中宮の御賀し侍りける屛風に、伊勢、「みそきして思ふことをそいのりつる」云々と載られたり、こはともに醍醐天皇の中宮穩子の御事にて、日本紀略に、承平四年三月廿六日、公家於『常寧殿』賀『皇太后五十御算』とある時の事なり、此御賀の事、扶桑略記にも見えたり、これら七條后温子の御事と、いと混(マギラ)はしければ辨へつ、

淺ましくいみじくかなしくて、つかうまつりし人々もさまぐ\にあつまりて、よるひる(晝夜)戀(泣)なき奉るに、後の御わざ(四十九日七月廿六日)のをりにやう\/\なりぬ、雨のふる日心うしと思ひし人、(集)一本(歌)心うとひし人、しも(下)になむこもりゐ(籠)たりける、うへ(上)の人あつまりて、御わざのくみのいと(糸)をなんより(縒数珠の緒なるべし)ける、しもなる人、いと(糸)はより(縒)はて(終)給ふべかなり、たゞ今は何わざをかし(仲平)給ふ、雨をな

の故の家なるべし、其五條の家にありし事、今昔物語に見えたり、下に擧べし、さて此時里に罷出たるは、皇后の宮中にて、仲平公にあひたる事の顯はれたるを耻たるがゆゑなるべし、下の人もきぬ云の歌、また皇后の御返し歌にて然としらるゝなり、○人もきぬ尾花が袖にまねかれば云々、」上に云へるごとく、后の宮にて仲平公にあひたることのあらはれたるを、おしつゝみてかくよめりときこえ、后の宮の御返しに、「吾まねく袖とぞ知らて」云々とよみて給へるは、さあらぬ由にとりなし給へるにて、伊勢が身にとりては、かたじけなき御歌なるべし、

（七條后御腦）常になやましくせさせ給ひけるを、つひにみな月の（延喜七年六月崩三十六）八日になんかくれさせ給ひにける、

集に、中宮うせさせ給ひける頃、かいねりこしとて、検非違使の道にあひてきらんとしければ、「深草に道まとはしてわふる身の涙にそむる頃とやは見ぬ、」ふくぬぎて歸りて、「こゝなからけなんとそ思ふよそにても人やきえぬときかぬと思へは、」中宮とは七條の后の御事なり、さて件のはじめの歌に、「深草に道まとはして」云々とよめるによりておもふに、此后を深草に葬リ奉りて、その御陵詣したる時の事ときこえたり、此陵所書どもに見およはず、此歌をもて證シとすべきにや、（詞書に、かいねりこしとて云々とは、搔練の紅色のそのかみの今より濃かりけるを、使が見咎めて裁とらんとしたる由なり、歌に涙にそむる頃といへるは、血涙の故事もてとりなしたるなり、）○按に、集に七條ノ御息所の御五十ノ賀を、おほきおとゞのせさせ給ひし御屛風の繪に、秋の月かげ、「我宿もてりみつ秋の月影は長き夜みれとあかすそありける」とよめる、七條ノ御息所は、（七條ノ后の御事にはあらず、この后は三十六にて崩給ひたれば、五十の御賀せさせ給ふべきにあらず、）仙本の伊勢集に、朱雀院の七條の兵衞の御息所の、御五十の賀を（五十を印本に八十と作ルは誤、）云々とあるによりて考ふるに、兵衞の御息所とは、皇胤系圖に、醍醐天皇の皇子源允明朝臣の母を、左兵衞佐源敏相女とあり、敏相朝臣は、

童稚て薨給へるから、はやくより混らはしくきこえ給ひしなるべし、拾遺集哀傷に、うみ奉りたりけるみこのなくなりて、又の年時鳥をきゝて、伊勢、「しての山云々、」○拾遺集雑下に、伊勢のみやす所、うみ奉りたりけるみこなくなりにけるが、かきおきたりける繪を、藤壺より麗景殿の女御のかたにつかはしたりければ、その繪をかへすとて、麗景殿みやのきみ、「なき人のかたみとおもふにあやしきはゑみても袖のぬるゝなりけり、」

いまは男(仲平)を心うがりて、もとの(歌)に據る、みやづかへをなんしける、きさいの宮(七條后)の(歌)きさきの宮の、御こゝろは、かぎりなくめでたくなまめき給て、世にたぐひなくなんおはしましける、(婉情)此人(伊勢)のざうし(曹司)には、前栽などいとをかしううゑてなん住ける、

「いまは男を心うがりて云々、」男とは仲平公なり、伊勢桂の家にても言かよはしたりけるが、又心うきことのいできたるによりて、又もとの七條后の宮仕にまゐりたる由なり、さて文(コトバ)のつゞきがらをおもふに、しでの山云々とよめる、その年の内のことなるべし、

秋のころ、里(伊勢里亭)にまかで(退出)ゝあるに、宮(七條后)よりなどかいまゝではまゐらぬ、おそくまゐらば花の盛もみな過ぬべし、松虫も鳴やみぬべかめりとなんの給はせたりける、御かへりごとにきこえさせける、

(伊勢)松虫も鳴やみぬなる秋の野に誰よふとてか花みにもこん、」御返し、

(七條后)よふとても聲は聞えて花すゝきしのひにまねく袖もみゆめり、」又かくきこえさせたりける、

(伊勢)人もきぬ(着)尾花か袖にまねかれはいとゝあたなる名をや立なん、」御かへし、

(七條后)わかまねく袖ともしらて花すゝき色かはるとそ思ひわひける、」

秋のころ里にまかでゝあるに、」此里と云へるは伊勢が家なり、すでに生奉れる皇子薨給ひぬれば、彼桂の家にはあらで、此日記の首に見えたる五條

表裏(ウラウヘ)なるは、いまだ亭子院にめされざりけるときよみたりけるが、そのゝちめされたりけるとき、前の歌をよみあらためて奉れるなるべし、又集に、人のおこせたる、「伊勢の海にあそふあまともなりにしか波かきわけてみるめかつかん、」かへし、「おほろけのあまやはかつくいせの海の波たかき浦におふるみるめは」とあり、此かけ歌は、仲平朝臣の上に擧たる伊勢が亭子院にめされて、いせの海に云々とよみて奉りし歌を聞て、ねたましげによみ給ひたりときこゆ、返歌の波高き浦は、法皇にかけてよめるなり、

此帝(宇多)につかうまつりて御子うみたりし人は、(伊勢)(集)一本子うみたてまつりし人は、よにさいはひ(幸福)なきものなりければ、うみたて(産)まつりし君、八ッに成給ふとしうせ給ひにけり・(歌)うみ奉つりし君は、やつにてうせ給ひにけり、(集)一本うせ給ひにければ、いみじうかなし(悲)と思ふにも、おろかにおぼゆれど、(歌)一本(集)一本おろかにおぼゆれば、さらにいふかひなし、しなんと思ふにもしなれず、(歌)しなれれば、よるひるなきわたるに、みつとなづけたりし人のもとより、(仲平)いひおこせたりける、

(仲平)おもふよりいふはおろかに成ぬれはたとへていはんことのはそなき、」(歌)ことのはもなし、とあれど、(集)一本とあれば、(歌)さいへど、さらに物おぼえで返事せず、(歌)さらにものおぼえれば、かへりごさもせずなりにけり、かへるとしの五月に、(延喜五年)(歌)かへりくるさしの五月に、時鳥の鳴を聞てひとりごちける、(歌)ひとりかこちける、

(伊勢)しての山こえてきつらん時鳥こひしき人のうへかたらなむ、」

うみたてまつりし君、八ッに成給ふとしうせ給ひにけり、」上に論へるごとく、此皇子寛平九年に誕(ウマ)れ給ひたれば、こゝに八ッにて薨給へりと云へるは、延喜四年に當れり、日本紀略に、延喜九年正月廿七日、無品行中親王薨、年十三、童稚也、とみえ給へる皇子、論書に御母を記さず、又その薨年をもて考ふるに寛平九年の誕に當り給へば、此伊勢腹の皇子、すなはち行中親王あらむとおもはるれど、さては此日記に、八歳にて薨給へる由、さだかに記せるに合はず、又扶桑略記裡書に同じ年月日にかけて、行中親王於二仁和寺一薨と記せるに、伊勢腹の皇子は、此日記にしるせる趣、桂宮におはしたりときこゆれば、これも合ひがたし、しかれば伊勢腹の皇子と、行中親王とは、もとより別皇子にて、同年に誕れ給へるなり、おもふに二皇子同じ御ありさまにて、共に

年作」宮室仁和寺」とあり、此年より仁和寺の宮に御坐ましけるなり、承平元年七月十九日、六十五にて崩給へり、諸書にみえ給へり、集に、亭子の帝おりゐ給はんとしける秋、「白露のおきわかるらんもゝしきをうつろふ秋はものそ悲しき、」「別るれとあひも思はぬもゝしきを見さらん事の何かかなしき」と思て、こきでんのかべにかきつけたりけるを、うへ御らんじて、かたはらに書つけさせ給ひけり、「身ひとつにあらぬはかりをおしなへて行かへりてもなとかみさらん」とあり、此事大和物語、大鏡にも見えたり、又集に、法皇御くしおろし給ひてのころ、七條のきさいの宮、「人わたすことたになきをなにしかもなかから橋と身はふりぬらん、」御返し、「ふるゝ身は泪の河にみゆれはやなからの橋にあやまたるらん」とあり、此御歌、後撰集にも見えて、前なるを七條后さ書し、結句を身のなりぬらん、後なる二句を泪の中にさあり、花鳥餘情に、宇多院山陵大内山に在り、仁和寺西云々、此所に伊勢が住けるに、並岡の松風すごくふくさかけりさ注されたろ、件の並岡に住ける本文いまだ考へざれど、法皇仁和寺におはしましけるほど、遠ながら侍らひて、しばし並岡に住める事もありしなるべし、山城名勝志に、雙岡在二仁和寺南法金剛院西一、一二三岡相並、故並岡ト云、〇もとすみ給ひし所に帝おはしまして云々、」後撰集雑四に、亭子院にまゐりてさぶらひけるに、御ときのおろし給はせたりければ、伊勢、「いせの海に年へて住しあまなれとかゝるみるめはかつかさりしを、」いせの海とは、おのが名を兼てよめるなり、さて亭子院は、拾芥抄に、七條坊門北、西洞院西二町、寛平法皇御所也、元東七條后温子家、とみえて、既に注せるがごとく、皇后の東七條宮を、法皇の御所として、亭子院と稱すに、皇后も共におはしまし、法皇仁和寺に遷御の後も、なほ亭子院と稱して、皇后はおはしましけるなり、されどなほ皇后をば七條后と申奉りしなり、かくて按に、集に、思ふことありける時、「いせの海に年へて住しあまなれはいつれの藻かはかつきのこせる、」夫木抄に、かづきのこさむ、とよめるは、上に引たる後撰集に、亭子院にまゐりてよめる歌ともはら同じくて、意の

し、「をみなへしほりもほらぬも古をさらにかくへきことならなくに、」と見えたるも、桂の家なる女郎花を奉りたりときこゆ、後撰集秋の中にもみえたり、さしごろ家のむすめにせうそこかよはし侍りけるを、女のためにかるべくしなどいひて、ゆるさぬあひだになん侍りける、法皇伊勢が家のをみなへしをめしければ、たてまつるを聞て、枇杷左大臣「女郎花折けむ枝のふしごとに過にし君をおもひ出やせし、返し」伊勢「をみなへしをりもをらすもいにしへをさらにかくへきものならなくに」とあり、一本かけ歌の結句おもひ出やせん、さて此贈答の歌のおもむきをおもふに、かくてもなほ仲平公と情をかよはしたりしなり、

桂宮は今昔物語集に、「天曆の御時云々、五條西洞院の桂宮の前に、大なる桂木ありければ、桂宮とぞ人云けると見え、拾芥抄に、桂宮一町六條北西とみえたる所なるべし、ささきには思ひしかどあらず、上に引たるごとく、集に桂にありしころ、院のみかどのたまはせし「あふほさは河をへたて丶戀さきはたなはたつめになにかこさなる」とよませ給へるをおもひ奉るに、院は仁和寺におはしまし、伊勢は桂里に在りて、桂川をへだてたるによりて、然はよませ給へるなり、しかれば皇子の宮も伊勢の家も、ともに桂里にありける事明證なり、

かくて帝おりゐさせ給ひて、宇多　同年七月三日譲位　(集)かくてみかどおり給ふとあり、今(歌)によりて改む、三年といふに御ぐしおろし給ひて、昌泰二年十月十四日　剃髪　(歌)おろさせ給て、仁和寺自延喜元年といふ所に住給ふて、時々ぞきさいの宮にはおはしま亭子院七條皇后御所御幸しける、きさいの宮世になくかなしとおぼす、つかう陪侍まつりし人もかぎりなうかなしと見たてまつる、もとすみ給ひし所に、亭子院舊御座所　伊勢　帝宇多法皇おはしまして、御幸　御ときこしめ齋食すつかうまつりし人々きむだちなどめしいでゝ御おろし撤食給ふ、賜　きさいの宮七條后の御方より、(集)きさいのなし、かくよみて出し給へり、

七條后
ことの葉に消せぬ露はおくらめや(歌)おくらむや、昔おほゆるまとゐしたれは、」御返し、

伊勢
うみとのみまとゐの中は成ぬめりそなからあらぬ君かみゆれは」となん、

「帝おりゐさせ給ひて三年といふに云々、」宇多天皇の御事なり、日本紀略に、寛平九年七月三日譲位あり、御年三十一、八月九日夜太上天皇幷皇后遷御東三條、昌泰元年二月十七日、太上天皇移御於朱雀院、四月廿五日中宮自五條宮遷御於朱雀院、二年十月廿四日、太上皇落髪入道とみえ、又延喜元年八月廿三日、太上法皇於仁和寺限四箇日開法華八講、裏松固禪主の皇居年表に、古記を引て、延喜元

り、しかれば皇子は、その后だちよりやゝ前にて、同年の内に生れ給へるなり、古今集目錄に伊勢が事を、寛平之間、爲更衣誕皇子、といへるに、事がらも合ひてきこゆ、但し爲更衣こさは訛なるべし、其由は下に辨ふべし、なほ下に、此皇子の薨給へる事を記せるところに論ふべし、○うみ奉りたりけるみこは、かつらのみやといふ所におきて、」桂は山城の葛野郡なる桂里にて、世にきこえたる所なり、紹運錄に、宇多天皇の皇女孚子内親王を、號桂宮とみゆ、此皇女、其宮におはしけるによりて、宇治大納言物語に、今はむかしかつらのみやに、式部卿の宮通ひ給ひける時、其女君にさふらひけるわらはは、此男宮をいさめでたしと思ひかけ奉りけるを、知り給はざりけりさみえたる御事なるべし、古今物名の題に、かつらのみやさあるも、此皇女の宮なるべし、皇子をも同宮に置給ひ、伊勢をも其あたりに家を作りて、ゆゑづけて居き給ひたりしなるべし、古今雜下、桂にはべりける時に、七條の中宮のとはせ給へりける、御返りごとにたてまつりける、伊勢、「久かたの」云々と有、但し件の詞書、事實にうさし、集に、亭子のみかど宇多天皇、ものへおはし御幸ましけるついでに、かつらなる家におはしまして、花にむすびつけさせ給ひける「櫻花かたえのこさすちりにけりかこひてたにやのこさゝりけむ、」一本なしまさりけむ、御返し、「春霞立なからみし花なれとふみとめてけるあとそかなしき、」又集に、かつらにありしころ、院のみかど宇多天皇の給はせし、「あふほとも河をへたてゝ戀ふときたはたなはたつめになにかことなる、」土佐日記に、桂川月のあかきに渡る、御返し、「たくひなきものとはわれそなりぬへきなはたつめも人めやはもる、」又新拾遺集に、伊勢が桂の家におはしまして、梅の枝に結びつけさせ給ひける、亭子院、「梅の花香たにのこらすちりにけりうらみてなとかをしまさりけむ、」など見えたり、又集に、院のものへおはしましけるに、女郎花おほかりと御らんじて、ほりに給へりけるを奉りけりと聞て、枇杷のおとゞ「女郎花ほりけん枝のふしことに過にし君は宇多天皇一本過にし秋は、思ひ出やせし、」返

入宮、不知其名云々、體如水乞鳥、といへる事もみえたり、（此事本朝世紀にも載せたり、）

かういふ人々（如此）（仲平時平）のことをもきかで、宮づかへ（七條皇后宮）をのみしけるに、時の帝（宇多天皇）めしつかはせ（伊勢）給けり、よくぞけしからぬ人のこと（言）をきかざりけると、みづからも思ひ、おやなどもおもひわたりけるうちに、（（集）本ごもに、おやなどもいふほどとあり、今（歌）に據りて改む、）はらみ（娠）にけり、さてをとこみこ（皇子）をぞうみ（寛平九年）たてまつりける、（（集）本ごもに、男君をぞうみたりけるさあり、今（歌）によりて改む、）我おや（親）みづからも、（（集）本さもに、我心さあり、今（歌）によりて改む、）いとうれしと思ひ（已）けり、

「時の帝」宇多天皇の御事なり、○けしからぬ人とは仲平公をさせり、○をとこみこをぞうみたてまつりける、」古今集目錄伊勢の傳に、七條后宮女房、寛平之間爲更衣誕皇子とあり、此皇子の御事、いかなればか諸書にをさ〳〵みえ給はず、なほ下にあげつらひ申し奉るべし、○我おやみづからも、」こゝにおやといへるは母なり、父は上にいへるごとく、仲平公にもはらあへるころ卒れりときこゆ、

つかうまつれる御息所は后にゐ給ひぬ、（（歌）つかうまつる御息所は后になり給ひにけり、）うみ奉りたりけるみこは、（（集）うみたるみこはさあり、今（歌）一本に依りて改む、（歌）印本うみたりけるをとこみこは、）かつら（桂）のみや（のみや（歌）に依りて補ふ、）といふ所におきて、みづからはきさきの宮にさふらひけるに、（みづから以下此まで（歌）に依て補ふ、）雨のふる日うちながめ（眺）てゐたりければ、（居桂家）きさいの宮（七條后）のよみて給はせける、

月のうち（中）のかつらの人（桂宮皇子）をこふとてや（（歌）一本おもふさて、印本思ふとや、）雨に涙のそひて降らむ、」御返し、

伊勢

久かたの中（月中）におひたるさとなれは（（集）一本君なれば、）光りをのみぞたのむへらなる、」（桂里）

「つかうまつれる御息所は后にゐ給ひぬ、」日本紀略に、寛平九年七月廿六日爲皇后、と見え給へり、皇子の生れ給ひしは、これよりやゝ前の事なるべし、其は此年の七月三日に、帝讓位したまひたれば、其御もよほしによりて、后に立て給ひたるなるべし、その讓位のことは、この下文にみえた

あまりに口づゝにてつきなく、又伊勢が此返しに「いたつらにたまる涙のみつならは」云々とよめるも、水にみつを兼て應へたるなり、よくよみあぢはふべし、さて水をみつと濟みてよむべき證は、古事記に、彌都波能賣(ミツハノメ)ノ神、書紀神代卷に、水ノ神罔象女、罔象此云ニ美都波ニとあり、又神武卷にも、水名爲ニ嚴(イツノ)罔象ノ女ニ、罔象女此云ニ彌菟破迺迷(ミツハノメ)ニなどあるは、水ノ神の御名にて、彌都彌菟などゝ書るは、決て水の義なるべきに、然淸ム音ノ字を用ひられたり、（万葉集には、水鳥の水に、美都とも美豆とも二かたに書り、此集は、淸濁定カならぬ書ざまも交れゝば、證(コヽロ)ッとしがたし、同集に、水着と云ふに、美豆久と書たれど、こは下の着と云ふに連れたる詞なれば、殘に證ッとは爲がたし、肥後熊本人木原楯臣云、おのれが國なる水島は、万葉集にも見えたる島なり、其島を島人はさらにて、その海邊わたりの土人も、なべて彌都島と淸みて唱へり、其ほか國内にも、他の筑紫の國々にも、水を淸みていふ處ありと云へり、おのれも何國の人なりけむ忘れたりしが、淸音にいふを聞たることさありき、なほ諸國の人にも問試べし、）又後撰集に見えたる檜垣嫗が歌に、「みつわくむまでなりにけるかな」とよめるみつわは、三勾(ミツワ)の義なるべきを、其三(ミツ)を水に云ひかけたるにて、（此も肥後にてよめる歌なり、）其後の歌どもにも、もはら同じ例によめりときこゆるが多きなどおもひ合すべし、（此事は別に委く考注せるものあり、こゝにはつくしがたし、すべて言の根本の淸音なることは、今さら論ふまでもあられど、連聲言便などによりて、おのづから濁音を交へて云習れ來つる言のありけるを、又其言を合ていできたる言もありぬべく、又本語の延約によりて、おのづから濁音に云習れたるもありときこゆるを、其は人の口つきにもよるわざなれば、古より必しも一定ならぬも雜りたりけむ、この考も委くは別にいへり、）此みつこひ鳥のみつと互におもひ合すべし、わすれたり、此鳥の事を狹衣に、あつさのわりなきほどは、水こひ鳥にもおとらず、心ひとつにこがれ給ふを、しる人もなしといひ、俊頼朝臣の散木集に、寄ニ小鳥ニ戀といふこゝろを、「君をおきてことこひするは奥山の水こひとりの水こふかこと、」西行の山家集に、山家の歌の中に、「山里の谷のかけひのたえ〴〵に水こひ鳥の聲きこゆなり、」夫木抄に、寂蓮法師、「山の井のむすふしつくやぬるむらん水こひとりのあかぬけしきは、」現存六帖に、正三位知家卿、「袖にみつよはの涙をたつねこて水乞鳥のひとり啼らむ」など見え、日本紀略に、永祚二年八月二日、怪鳥

こひ鳥のねをのみそなく」、返し、
見津戀(兼)音、哭(兼)　鳴、泣(兼)伊勢
いたつらにたまる泪のみつならはこれしてけてと
溜　水、見津(兼)　可消
いはましものを、」

たゞみつとのみぞいひたりける、」「君か名もわか名もたてし難波なるみつともいふな逢ひきともいはし」とみえたる古歌の意をうちかへして、あらゝかにされはみて對へたりときこゆ、此歌古今集に、讀人しらずとて載られたり、○夏の日の歌、夫木抄に、誤て伊勢の歌としてのせたり、○水こひ鳥は、色葉字類抄に、鶍ミヅコヒドリと訓り、續字彙補に、鶍與ㇾ鳻同、漢宣帝時、張敞舍鶍鳥飛來集ニ丞相府ー、即鳻也、小補韻會に云、鳻フン、說文鳥聚貌、一曰飛貌、本作ㇾ鳶、今作ㇾ鳻、或作ㇾ鶍、漢張敞舍鶍雀飛來集ニ丞相府ー、師古注音分、增匀云、本作ㇾ鳻、假借作ㇾ鶍、雀大而色靑云々、布還切、大鳩、方言斑鳩作ニ鳻鳩フンキウー、なごみえたるによりて考るに、鶍をみづこひどりと訓て、斑鳩にも當て訓めるなり、さて斑鳩は、和名抄、鳻、崔禹錫食經云、鳻、貌似ㇾ鳩、白啄者也、和名伊加流加とよみ、本草和名に載たるも同じ、また斑鳩を一名として、兼名苑注云、觜大尾短者也、和名上同、見ニ日本紀私記ーとみえ、其外古書ごもにも然よめり、又豆甘しマメウマしとも云、著聞集に、二條中納言定高卿、いかるがを家隆卿のもとへおくるとて「いかるかよ豆うましとは誰もさそひしりこきとは何を鳴らん」とみえたり、ひじりこきとは、それが鳴聲をまねびたることばなり、今も兒童はさるさまにまねびいへり、又古節用集に、鳻をいかるがとよみて、注に豆甘鳥也、或作ニ斑鳩ーといへり、今いかるとも、豆まはし豆たゝきなごも云これなり、此鳥ことに水を好めり、山林に集り、溪水の流に就きて、群下りて水を好ミ飲ムものなり、若狹にては溪水に沿ひ、或は溪水を林中に引きて假に小池を作り、羅網を張て其下るを待捕ることをなす、これを水張といへり、しかればみづこひ鳥は、斑鳩イカルガの一名なること明なり、さて此水乞は、水を淸みてみつこひどりとよむべし、其はかの伊勢をみつと稱へるに因りて、みつ戀鳥と云ひかけ給へるものなり、歌詞の云ひかけには、淸濁にかゝはらずして讀る例もまれ〳〵にはあれど、此歌にてみつとよまむには、

道眞公左遷の御事なり、日本紀略に云、昌泰四年正月廿五日、諸陣警固、帝御二南殿一、以二菅原朝臣一任二大宰權帥一、子息等各以左降、三十日太上皇御二幸左衛門陣一、官人以下衛士不レ下二胡床一、上皇通夜不レ還、二月一日還二本宮一、今日權帥向レ任云々、神皇正統記に云、兩大臣(左大臣藤原時平公、右大臣菅原道眞公)、天下の政をせられしが、右相は年もたけ才も賢くて、天下の望むところなり、左相は譜代の器なりければすてられがたし、或時上皇の御在所朱雀院に行幸、なほ右相にまかせらるべしといふさだめありて、すでにめし仰せ給ひけるを、右相かたくのがれ申されてやみぬ、其事世にもれにけるにや、左相いきどほりをふくみ、さま〳〵の讒をまうけて、終にかたぶけ奉りし事こそあさましけれ、などみえて、世にきこえ高き御事なりき、○むこにて兵衛のすけより云々、」政事要略に載たる上件の時、正月廿七日左降除目ノ中に、但馬權守源敏相(左兵衛佐)とみえたるこれなり、(左兵衛佐と分書せるは、左降の前官を注せる例なり、)皇胤系圖を按るに、醍醐天皇に仕奉りて、皇子源ノ允明ノ朝臣を生奉りし兵衛ノ御息所の父なり、(此御息所の事、因ありて下に注へり、)さてむこに○○○てとは、敏相、菅公の聟なる由ときこゆれど、その縁(ユカリ)は系圖そのほかの書にも、いまだ見あたらず、

同じ女(伊勢)年へて、(集)(歌)年をへて、いふともなく(仲平 非レ言)いはずともな(非二不言一)くよばふ(以レ書音信)を、返事(伊勢)もせざりければ、こゝら(仲平詞 許多)の年月に成ぬれど、などかみつ(見畢)とだにの給はぬといひければ、ただみつ(唯伊勢詞 見畢)とのみぞいひたりける、それより此女(伊勢)をみつとぞつけたりける、をとこ(仲平)のおこせたりける、

立(仲平)かへりふみ(踏書(兼))ゆかさらばはまちどり(濱千鳥)あと(跡)みつ(伊勢異名見)とたに君いはましや、」女(歌)に(依て補ふ)返し、

津(兼)としへぬること思はずは濱千どりふみとめて(踏止文留(兼))たにみへき物かは」(歌)みつ(見異名兼)べきものかさあり、此かたかなひてきこゆ、夏のいとあ(暑)つき日ざかり(仲平 盛)に、おなじ人(仲平)(イ)おなじをさこのよみたりける、

夏(仲平)の日のもゆる思ひの(イ)夏の日にもゆるわか身の、日(兼)わひしさに水(水乞)

に大臣に任されたりし人は、名を書ざる例なゝに云々といへる意にもやあらむ、さて又仲平公の件の濫行は、ぬしの御姉君として皇后におはします御事の、御藥のさわぎに集り侍らふ夜居の人を呼て、伊勢に云々とのたまへるは、ことのほかなる情なし人になむおはしける、後撰戀五には、おやのまもりける女を、いなともお一本さ、一本せ、一本を、一本をさなどあり、歌ある此詞も同じ、みな誤なり、おさ書るかた正しければ隨ふべし、其考證は別に論へる書あり、ともいひはなてと申ければ、よみ人しらず、「いなおとも云々と載られたり、○今昔物語集に、今は昔伊勢の御息所未だ御息所にも不レ成で、七條の后の御許に候ひける、枇杷左大臣まいだ若して少將にて有ける程に、極く忍て通給ひけるを、忍と爲れども、人自然ら髴に其氣色を見てけり、其後少將通ひ不レ給して音无かりければ、此く讀てなむ遣したりける、伊勢「人しれす絶なましかはわひつゝもなき名そとたにいはましものを」と少將此れを見て哀に思給ひけむ、

返てなん、此度は現れて、極く思て棲給ひけると也と見ゆ、此文、本書片假字にてかけるを、今草假字にうつしてかけり、下に引くも同じ、此ぼとの事なりしにか、此事宇治大納言物語にもみえて、歌の二ノ句やみなましかばとあり、六帖に、人にしらるゝの題下に載せたるも同じ、但し讀人をしるさず、集には、人のつらくなるころ、「人しれす絶なましかは」云云古今集戀五には、題しらず伊勢とありて、歌は集なると同じ、

かくて世にさわぎいできて、(集)かゝるに世に云々、(歌)かくて云々とあるに據る、時の大臣右大臣菅原道眞公もながされ給ひ、(歌)ながされ給ひける、むこにて兵衛左兵衛佐源敏相のすけより但馬介になされて、その人もその人もによりて補ふ、(歌)ながされけるを、たゞにてはさしもおぼえでやみにしを、かくとほくなり給ふがあはれなることゝいひやりたりければ、還流(集)いひたりければ、敏相返事にかくなむ、

かけていへは泪の川の瀬をはやみ(歌)はやみを心つからやまたはなかれん」

世にさわぎいできて時の大臣も云々、」右大臣菅原

なむといふ辭脱たりげなり、やみにける、

あからさまにしもにまゐり給へ云々、」急て下にまゐり給へ、いふべき事ありと、うちつけにいはせたるなり、しもは下なり、御前ざまを上といふにむかへて、女がたの局を下といへり、下文にうへの人あつまりて云々、しもなる人云々ともいへり、〇ことしげし、しばしなぐさめてといふふることのはしを云々、」古今和歌六帖露部に、嵯峨の后、「事しけししはし心をなくさめておけらん露はいてゝ拂はむ、」とみえたる御歌の本句をいひて答とせるにて、あからさまにといへるに應たる意ときこえたり、さてこのときの歌ども、後撰戀三に、みやづかへし侍ける女、ほど久しくありて、ものいはんといひ侍りけるに、おそくまかりければ、枇杷左大臣、「よひのまに」云々、返し伊勢、「わたつみと」云々、袋草紙、後撰集の事を論へる中に云、此集又有不審、戀部第三業平歌云々、「よひのまに」云云、返し伊勢「わたつみと云々、此歌詞如伊勢集、かくてみやす所なやませ給ひければ云々、このはじめのをとこ云々、予案之、此始男と云は、如集者仲平也、御息所七條后也、若仲平書誤歟、但後撰之時仲平大臣也、雖不可書名、和讒之人所爲歟云々と論へば、今按に、まづ件の歌の作者、後撰集の今ある本ども、みな枇杷左大臣とあり、清輔朝臣の見られたる本には、業平とありしとみえたり、上に論へる同集に、仲平を業平と誤れると、こゝなるも同じ誤なり、しかるに今の本どもに、枇杷左大臣とあるは、此なるをば、後にこゝろづきたる人の改たるものなるべし、さて件の論に、後撰之時仲平大臣也と云はれたるは誤なり、仲平公は天慶八年七十一にて薨給ひ、後撰集は公の薨給へる六年後、天暦五年に詔ありて撰びたる書なれば、後撰之時大臣也とは云べからず、但し此は文の書ざまのわろきにて、歌集の勅撰には、既

ひはてぬるものならは云々、」返し伊勢「わが宿と云々（一本三ノ句君もこば、六帖君がゆかば、）○集に、枇杷のおとゞ（大臣）のあに（兄）のおとゞ（大臣）、（時平公）「時雨ふる冬の木の葉のかわかぬはものおもふ人のみれはなりけり」返し（指二伊勢陰語一）「ぬれぬれて色かはるめる（一本色まさるめる）、もみち葉に袖はぬるともちらすもあらなん」（一本うちさまらなむ）、又（仲平）「露なからへなんとそおもふよそにてもひとよけぬるときかんと思へ（譬不可逢）（經）（一夜消）は」返し（伊勢 忠平）（時平公）「にこり江はかたふかくこそなりにけれ（一本あれにけれ）、みをはちすさへみれはおひけり、」とみえ（身 蓮與レ不レ恥（恋）似二兄與レ弟並翫一失レ實之陰語 一方深 池二）たるは、（時平情深一）此ころの事にやありけむ、

此人のいもうと（妹）におはしましける（上の文の、今はゆゐまゐにより、此まで（歌））みやす所（時平により て補ふ）（七條后）ときこえけるは、おほむくすり（御 藥）のさわぎにて、なやましく（惱）なんし給ひければ、よゐ（夜居）あつまりてさふらふ（侍）きの（紀伊）藏人といふものして、此はじめの男（仲平）、あからさまに（急）しも（下）にまゐり給へ、物きこえんといはせたりければ、（歌）物きこえんといひけり、」清輔朝臣の袋草紙に、伊勢集の此文を引て云、かくてみやすどころなやませ給ひければ、あつまりさふらふ紀伊、藏人といふものして、このはじめのをとこ（仲平）あからさまにしもにおりよ、ものいはんといはせたれば、かへりごとにことしげし、しばしなぐさめてといふふることのはしをなんいひたりける、（此間に（歌）されば、）をとこ（仲平）、

よひのまにはやなぐさめよ石上ふりにし床も打はらふへく、」とよみたりける、女返し、

わたつみとあれにし床を今更に拂はゝ袖や（歌）拂はむ袖や、あわと消なん」（古）戀四、題しらず、（歌）一本（後）一本あわさうきなん、といひたりければ、人々よゐ（夜居）の目さましてなんあはれがりける、

また人かずともせぬに、（此間（歌）そひてとありて、此下なるは無し、）心ざしいとふかき人そひていひける、文おこせけれど、（歌）心ざしふかくありて、をさこふみおこすれど、（添）かへりごともせざりければ、（仲平）

山かつといへどもかひそなかりけるやまひこそらにわかこたへせよ、」なほかへりごともせざりければ、あるとき、いな（否）どもお（諾）どもいひはなてといへりければ、

いなおとも（イ）（後）一本いなをさも、（イ）（後）いなおさも、いひはなたれすうきものは身を心ともせぬよ成けり」とばかりいひて

女の里とはかの五條のなるべし、○初めの人きて見て云々、」大鏡に、仲平公の事をいへる條に、伊勢が集に、ほにいでゝ人にむすばれにけり、とよみたまへるは、此人におはす、宇治大納言物語にも、此公の事をいひて、ほにいでゝ人に、とよみたるも此おとゞにおはす、

あにの男、時平公などかまゐり給はぬ人のこゝろのつらきをいでゐて一本人のこゝろのつらきをいひて、仲平(歌)かの人の心のつらきを云々、おぼす思やとて、

ひたふるに思なわひそふるさるゝ人仲平のこゝろはそれそよのつね、」返し、

世の尋常つねの人の伊勢心をまたみねはなにか此たひけ消ぬへきものを、」此男仲平(歌)歌云々、けぬべきものを、かくいひけるほどに、めぐるさしの神無月になん有けろ、此あに、御心のつらければ、よしのへなんまかるとて、(歌)御心のいさつらければ、よしのになんまかりぬるとてよみたりける、

ひたふるに(後)ひたすらに、いとひはてぬるものならはよし伊勢父大和守任國吉野のゝ山にゆくへしられし、」返し、伊勢

わか宿とたのむよしのに君かこは(歌)(後)君しいらば、おなし父大和守舘時平來○かさしをさしこそはせめ、」かくて今は今の字すこし心得がたし、この字を今の草書のゝさ見誤りたるにて、こはにはあらぬか、ゆゐまゐにあひにゆかむとて、吉野とはいふなりけり、維摩會大和伊勢人の心つらしとて、いふにはあらざりけり、今はゆゐまゐにより、此下文かけて(歌)に依りて補ふ、

維摩會(ユヰマヱ)は大和の興福寺にて、毎年十月十日より十六日まで行はるゝ恒例にて、藤氏の殊に重くし給へる會式なるが故に、時平公も見參したまへるなり、(歌)に「めぐる年の神無月になむ有ける」といへるは、其會行はるゝ十月なる由なりさて其行(イデマシ)を吉野へまかるとのたまへるは、前に伊勢が仲平公をうらみながら、大和へ下りたる事あり、その時歌よみて仲平公におくりける、御返しに、「もろこしの吉野の山に」云々とよみ給へることをもきもちて、こたび維摩會に、大和へ下り給ふ事を、さればみて然(サ)はのたまへるなり、○人の心つらしとて云々、」此は實(マコト)に己が心をつらしとおもほして然(シカ)のたまへるにはあらずと、みづからことわれるなり、○下の二首を後撰戀四に、女につかはしける、

贈太政大臣、時平公「ひたすらに一本ひたふるに、一本とにかくに、いと

にたちて伏見の里と云ことは云々、集に、うためすおくにかきてまゐらす、「山川のおとにのみきく百敷をみをはやなからみるよしもかな」とあり、古今雜下には、歌めしける時にたてまつるとてよみて、奥にかきつけて奉ける、伊勢とて右の歌あり、いまだ宮づかへに參らざりつる時(ホド)の事と聞えたり、〇此男のあにゝあたる男とは、時平公なり、さて此公の懸想の時のならむと思合さるゝ歌どもの、此後にも見え、また他書にも見あたりたるを、此ところに擧ぐ、後撰戀一、心ざしはありながら、えあはずはべりける女のもとにつかはしける、贈太政大臣、時平公「ころをへて相みぬときは白玉のなみたも春は色かはりけり、」一本色まさりけり返し伊勢「人こふる泪は春そぬるみけるたえぬおもひのわかすなるへし、」此贈答、集にはみだれたり、同戀三、だいしらず、贈太政大臣、時平公「あちきなくなどか松山波こさむことをはさらに思ひはなるゝ、」返し伊勢、「きしもなく汐しみちなは松山をしたにて波はこさむとそおもふ、」同戀三、せうそこつかはしける女の、伊勢又こと人に、仲平ふみつかはすときゝて、今はおもひたえねと云ひおくりて侍りける返事に、贈太政大臣、時平公「松山につらきなかにも波こさん事はさすかにかなしきものを、」今昔物語集に、時平公左大臣の時、伯父國經卿の妻の美麗かりけるを、欺き奪ひ取て妻とし給へる事見えたり、色めきたるかたに甚しくおはしゝ人なりけり、

かくいふけしきを、けしき(歌)に依て補、仲平もとの人しりたりけり、伊勢女の里にて前栽の(歌)女の里にいで、秋せむざいなどのをかしかりければ、手ずさみにをばなを(歌)をばななんたすびたりけるを、初めの人きてみて、

花すゝき我こそしたに(歌)我こそふかくたのみしかほに出て人にむすはれにけり」とて、時平物を聞たるはやといひければ、人かずならざらむには、(歌)人かずならざらん身には、仲平之言也などかはとてこそなど打とけたるけしきにていへば、(歌)うちさけたるさまにいひければ仲平男もいとあはれと思ふ、女はされど、(歌)女もあはれにおもへど、不逢令歸あはでやりつ、(イ)あはでやりつゝ、(歌)あはでやりつゝ、この、

きりなくいとふうきよに身のかへりくる、」（歌）いさふうき身の世にかへろらむ、とひとりごちて、そでもしぼるばかりにぞなきぬらしたりける、

りうもむといふ寺云々、」三代實錄に、元慶四年修功德二十一寺の中に、龍門寺みゆ、又清和天皇の御事を記されたる中に、天皇寄㆓事頭陀㆒意切㆓經行㆒、便欲㆑歷㆓覽名山佛壠㆒於㆑是云々、至㆓于大和國東大寺云々、龍門大瀧云々、諸有㆑名之處㆒、經廻禮㆑佛云云、その寺も瀧も、今大和吉野ノ郡にあり、古今集雜上に、龍門にまうでゝ、たきのもとにてよめる、伊勢、たちぬはぬ云々、○こし、今高市ノ郡に越(コシ)と云處あり、道の次も合(カナ)へればそこなるべしと、奈良人西村知氏云へり、○雪さらばかりにてかきくらし降るほど、」雪のはなはだしく皿ばかりに凝りて降るさまをいへるなり、うつぼ物語に、雪ぶすまのごとくこりて（一本にはこほりて、）ふる、といへるも同じ趣にきこゆ、

かゝるほどに、かの御息所（七條）の御もとより、（歌）かゝるほどに、つかまつりし所より、はやのぼらせよとめし（召）たりければ、はやの（仲平詞）ぼり（上）給ひね、宮づかへをこそせよ、（歌）云々おほせ給ひければ、はやのぼり給へ、もとより宮づかへをこそし給へ、と思ひしかと思はせていふになん、しぬ（死）るこゝちしてける、さてのぼる（上）道にて、伏見（山城）といふ所にて、

名（伊勢）にたてゝ（歌）に名たてゝ、（夫）名にたちて、ふしみの里といふことは紅葉を床にしけは成けり、」すべてよしなききむだち（仲平）をやは思ひかけじなどいひて、上りてうちにま（七條）ゐり（すべてより此まで卅三字（集）に無し、今（歌）により補ふ、）つかうまつる（仕）に、此男（仲平）はふみおこせて（令來）あはんなどいへり、あはで（逢）有けるに、此男（仲平兄）のあにゝあたる男（時平）ありけり、いまはあの人（弟仲平）はよにもとはじ（訪）、なにか（何）（いまはより此まで十六字（歌）に依て補ふ、）たのみ給ふ、あなをさな、われ（時平）を思へなどせちにいふ、（仲平を也）ふみなどはかよはして、（歌）せちにいへど、文ばかりは見つゝも、一本ふみなどはかよはせど、かよはし、一本かよはせて、さらにあはざりけれど、（歌）さらにあはでありけり、

後撰（雜四）に、ふしみといふ所にて、よみ人知らず、「名

載て、題も讀人も知らずとあるを、六帖に、三輪の御歌とて載たるは、もとははやく作ﾘ物語の中に、三輪ノ神のよみ賜へる由に作れる歌なりけむを、そは三輪ノ神の、活玉依姫に御婚ましける故事に擬てぞ作りいでたりけむ、其物語のこゝろばへに依り、其歌を本歌としてよめるものなるべし、又もろこしの吉野の山に云々とは、いま伊勢が下りゆく大和の吉野山は、いと奥深き山なりときゝわたれるが、たとひ其山のもろこしの國にありて、其山の奥に隱(コモ)りたらむにも、しかぐ〵と情(コヽロ)ふかげに、さればみてよみ給へるなり、故古今には、誹諧の部に入られたるなり、○世をうみの云々、」後撰(戀一)ニ題しらず、枇杷ノ左大臣(仲平)云々、かへし伊勢、わたつみと云々此贈答あり、

やまとに三月ばかり有けるに、(歌)三月ばかりすむ、さう〴〵(寂々)し、寺めぐりせんとて、(歌)寺めぐりせんさ思ひてありきけるに、りうもむ(龍門)といふ寺にまうでたりける、正月十一日ばかりになん有ける、(歌)むつきの十日あまりになん有ける、此寺のありさまは、(歌)みれば其たうのありさま、瀧は雲の中よりおつるやうになん有ける、(歌)雲の中よりおちくろやうに見ゆ、仙人の岩やといふ所は、(歌)仙人の岩やさいふ所、いとあはれに(歌)いたく年つもりて、岩の上に(歌)岩の上の、苔やへ(彌)にむしたり、みるに、あはれにたふとく(尊)のみおぼえて、(彌生)なみだ(涙)はおつる(落)瀧(見)にもおとら(劣)ずながむる(眺)ほどに、見しらぬこゝちにたぐひなくめでたく見えて、ものがなしく都思ひやられて、いし(石)のもと(下)にしばしながむるに、此寺はいとくらうなりぬ、雨やふらむとすらむと、とも(供)にある人々はいそぎければ、雨はふらじ、雪などいふほどに、雪さら(皿)ばかりにて、かきくらし降ほどに、人々いさ歌よまんといふに、(歌)さいひければ此女、

伊勢

たちぬはぬきぬきし人もなき物を何山姫の布さらすらん、」とよみたりければ、こと(他)人よまずなりにけり、今日はみち(歸路)に出て、こし(越)といふ所にやど(宿)りぬ、かの寺のあはれなりしことおもひいでゝ、また、

伊勢

みもはてす(歌)見もはてゝ、そらにきえなて(歌)一本そこにもきえで、か

伊勢
なみたさへ時雨にそひて（後）時雨ささもに、故郷は紅葉の色もこさまさりけり、」とて、ねずもちの紅葉につけて梗ぞ（歌）ねずもちの紅葉にさしてなん、濃やりける、男いとをかしと思ひけり、仲平

女今は我をば男いさおかし以下此まで、（歌）人のむこになりぬれば我をいまはよもとはじと思ひて、伊勢やまとへくだるとて、寛平三年正月父繼蔭任大和守 仲平男のもとへやりける、

伊勢
三輪の山いかにまちみん年ふとも尋る人もあらしと思へは、」父任國大和をとこ返し（歌）をとこ又あるほどに、心ぼそげにのたまへれば、いみじくあはれになん尋ぬる人もさあるは人わろくも、

仲平
もろこしのよしのゝ山にこもるとも思はん人に我おくれめや、」唐土（歌）（古）おくれんさ思ふ我ならなくに、をとこのもとより、（歌）なさ仲平

これをいとあはれと思ひて、かへしをばえせで、かくよみたりけるさあり、此文によるときは、こゝの上に伊勢がかけ歌のありけるが脱たるにや、

仲平
世をうみのあわと消ぬる身にしあれはうらむる事倦、海（兼）沫 恨、浦（兼）そ數まさりける、」（歌）（後）數なかりける、ならざかのわたりにぞ、奈良坂おひつぎておこせたりける、かへし、

追次

伊勢
わたつみとたのめし事のあせぬれは我そわかみのうらを恨むる」海 淵（歌）我そわかみのうらは恨むる、さてぞ、さかなか（奈良坂中）にてかへしやりける、（後）歌同じ、一本わか身のうらを誰かみるべき、

此女の家の五條わたりなりける所、」此五條の家の事、下に注すべし、後撰冬、すまぬ家にまうできて、もみぢに書ていひ一本人に遣しける、枇杷ノ左大臣、仲平人すまず云々、返し伊勢、なみださへ云々、○やまとへくだるとて、」繼蔭は上に引たるごとく、寛平三年正月任ニ大和守一、と古今集目錄にあり、○三輪の山云々、もろこしの云々、古今戀五に、仲平の朝臣、あひしりて侍りけるを、かれかたになりにければ、父が大和守に侍りけるもとへまかるとて、よみてつかはしける、伊勢、三輪の山云々、同誹諧の部に、左のおほひまうちぎみ仲平「もろこしの云おくれむと思ふ我ならなくに、」と別コトに載られたり、さて三輪の山の歌は、古今、「我廬は三輪の山本戀しくはとふらひ來坐せ杉立る門、」とある歌を

但しはやく袋草草に、後撰集に仲平を業平と書誤れるにやと云へる事を、よひの間にはやなぐさめよ云々の歌の作者にかけて論はれたり、其は下に見えたる其歌のところに引注すへし、○時のおほいまうち君にむこにとられにけり、この時の大臣（オホイマウチギミ）といへるは、誰にかおはしけむ、いまだ考へず、吾友中山美石が後撰集ノ新抄の別記に、伊勢が集に、男の人の許にやる、「飛鳥川ふち瀬にかはる心とはみなかみしもの人もいふめり、」返し「ふちは瀬になりかはるなる世ノ中にわたりみてこそしらまほしけれ」、又返し「いとはるゝ身をうれはしみいつしかと飛鳥川をそたのむへらなる」、返し「あすか川せきてとゝむる者ならは淵瀬になると何かいはれむ」とある四首の贈答は、仲平公、かの時の太政大臣の聟になりて、其所に居（スミ）たまへるほどの事なるべし、詞書に、男の人の許にあるにやるとあるこれなりとて、件の歌どもの意をも解き證ヵし、さて其四首の中の歌を、後撰戀三に、題しらず、伊勢、「いとはるゝ身をうれはしみいつしかと飛鳥川をもたのむへらなり、」返し贈太政大臣、「あすか川せきてとゝむるものならは淵瀬になると何かいはせむ、」として、二首の贈答をのせられたるは誤にて、集のごとく、仲平公との贈答なる事、疑なき由辨へたるは、まことに然ることなり、その委しき説は、本抄を見て知るべし、

其をり（時）にぞ、おや（父母）もされはこそなどいひければ、女はづかし（恥）と思ふほどに、此男（仲平）のもとより人おこせたりけり、此女（伊勢）の家の五條わたりなりける所に來（今來）て、かき（柿）の紅葉に歌をなんかきつけける

（歌）五條わたりなる所に來て、

唐李綽が尚書故實に、鄭虔文學レ書而病無レ紙、知三慈恩寺有二柿葉數間一屋一、遂借二僧房一居止、日取二紅葉一學レ書、歲久殆徧、後自寫二所レ製詩幷書一云々といへる事見えたり、もしくはこの故實をおもひてものせるにや、

（仲平）人すますあれたる宿をきて見れは今そ紅葉の（後）今そ錦おりける」

山へは、同一本に今そ木の葉は

女（歌）見て　女いさゝ、

心うき物から、あはれにおもほえ（識）ければ、

の兄弟にかよはして、いろせわがせなど云ッと同じ心ばえなり、かれ御息所の御弟君たちをも、したしみてせうとゝのたまひたりしをうけて、こゝにも仲平公を御せうとゝはいへるなり、大鏡に、左大臣仲平云々、枇杷大臣と申す云々、伊勢が集に、「ほにいてゝ人にむすはれにけり」などよみ給へるは、此人におはすと云へり、この歌、此日記に見えたり、集に枇杷のおとゞ（仲平公の事なり、）「かくれぬの底の下草みかくれてしられぬ戀はわひしかりけり、」返し「みかくれにはつかはかりの下草はなかゝらしともおもほゆるかな、」（新千載集に、件の贈答の歌を載て、伊勢の歌の二ノ句、かゝるはかりのとあり、）びはのおとゞ、「いまといひて、（一本いまはさいびて、）わかるゝたにもあるものをしくるゝけふの（一本しられぬそての、）まして戀しき」（一本ましてわびしき、）かへし「さらはよとわかれし時にいはませはわれも涙におほゝれましを、」びはのおとゞ、ちかごとなどたてしをりに、「いふこともたのむこともあやまたはよにふることも（一本よにふる身にも、）あらしとそおもふ、」かへし、「いふこともたかはぬことにあらませはのちうき事そこきえさらまし、」集に、人のおこせたる、「伊勢の海にあそふあまともなりにしを（古今なりにしか、）波かきわけてみるめかつかむ、」かへし、「おほろけの海人やはかつくいせの海の波たかき浦に生ふるみるめは、」（一本おふるみるめを、）年をへてものいひわたりける人の、「たのめつゝあはて年ふるいつはりにこりぬ心を人はしらなん、」かへし、「夏むしのしるしるまとふ思ひをはこりぬかなしと誰か見さらん、」とある歌どもを、ともに後撰集（戀五）に、在原業平朝臣と、伊勢との贈答として載られたり、業平は元慶四年五十六にて卒給へるに、伊勢の宇多天皇に召されたる頃を、しばらく廿歳として推考るに、業平の卒給へる頃、十歳にもならずの時に當れゝば、更に合ひ難し、此は仲平と贈答の歌にて、本づける書に、なかひらと書けるをなりひらと見誤て、後撰にはのせられたるものなり、

崩、卅六とあり、上にあげたる伊勢が傳、又此后の御傳、ともに諸書を合せ考ふるに、正しく符ひて備りたれば、とりて引り、さてその七條と稱す由は、日本紀略に、延喜三年七月廿八日、中宮自二朱雀院一遷二御東七條一、とみゆ、宇多天皇讓位させ給ひて後の御事なり、かくて後同天皇、その東七條ノ宮に遷御しまし、亭子院と稱給へり、拾芥略要抄に、亭子院七條坊門北南、西洞院西二町云々、元七條后温子家、と見えたるこれなり、

おやいとかなしうして、をとこなどもあはせざりけるを、御息所の御せうと、年頃いひわたり給ひけれど、しばしはさらにきかざりけるを、いかが有けむ思ひつきにけり、おやいかにいはむとなげきわたりけるを、年ごろへにければ、きゝつけてけり、されどすぐせこそはありけめとて、ことにいはざりけり、たゞわかき人はたのみがたき物をとぞ(歎)ものをいひけるほどに、時のおほいまうち君にむこにとられにけり、

御息所の御せうと、」昭宣公(藤基經公)の三男、枇杷左大臣仲平公の事なり、拾芥抄に、枇杷殿左大臣仲平公宅、昭宣公家近衞南、室町東、或鷹司南、東洞院西一町、とみゆ、此集に、伊勢、枇杷大臣に婚たることを載せ、そのよみかはせる歌あまたあり、此ほかの書どもにも見えたり、さて昭宣公の御子たちの事を、系圖等により、また薨給へる年によりて推考るに、まづ太郎時平公は、貞觀十三年に生れ給ひて、七條ノ后の同胞にて、一歳の御兄なり、二郎兼平公、三郎仲平公はおの〱異腹にて、ともに貞觀十七年に生れ給ひて、后より三歳の御弟なり、しかるに仲平公を、御息所の御せうとゝしも書るはいかにといふに、まづせうとゝは兄人の義にて、うちまかせては兄をいふ稱ながら、姉より弟をも親しみいへる例にて、(仁賢紀の注に、古者不レ言二兄弟長幼一、女以レ男稱レ兄、男以レ女稱レ妹、)源氏落窪などの物語にみえたるがごとし、其は女

表章伊勢日記附證

いづれの御時にかありけん、おほみやすどころとき（宇多天皇御世の隱語　大御息所後稱二七條后一）こえける(歌)（こゆる）とき御つぼね（局）に、やまと（大和）におや有る（父大和守藤原繼蔭　此詞兼二父母一）人さぶらひ（侍）けり、（伊勢）

伊勢、藤原仲實朝臣の古今集目錄、伊勢の傳に、大和守從五位上藤原繼蔭女、七條后宮女房、寛平之間、爲二更衣一誕二皇子一、繼蔭者三木從三位家宗二男、母刑部氏、貞觀十三年四月十三日補二文章生一、（中略）仁和元年八月十五日任二伊勢守一、二年正月七日敍二從五位上一、寛平三年正月任二大和守一、爲二伊勢守一之頃號二伊勢一歟、また尊卑分脈、（繼蔭）右大臣藤原內麻呂流に、家宗（參議左大臣天慶元十四薨六十一）繼蔭（伊勢薩摩大和隱岐等守　木工頭母中納言山蔭女）女子（號二伊勢一　中務母歌人、七條院后宮女房、爲二寛平、御息所一生二皇子一（印本に皇女とあるは誤）之由見二家集一云々、父爲二伊勢守一之時、依二所生一號二伊勢一云々）とあり、但し伊勢を更衣御息所など記せれど、まことは其品になされたるにはあらざるべきこと、下に論ふべし、さて繼蔭の子は、伊勢たゞ一人のみ見ゆ、（但し伊勢が事を、今昔物語集には、大和守藤原忠房と云人の娘也とあり、忠房といへるは、繼蔭の前の名なるにか、いまだ考へず、）繼蔭は任中大和にて卒（ミマカ）られたりときこえて、集に大和におや（父）有けるを、うせて後、初瀬にまうづとて、「なく（泣）だにもしる人にせよ山ひこもむかしの聲は聞しれるらん」「ひとりゆく事こそうけれ故郷の奈良のならひ（雙）て見し人はなみ」又おやにおくれたる頃、男のとぶらはぬに、「なき人もあるかつらきを思ふにも色わかれぬは涙なりけり、」など見えたり、其は下に見えたるごとく、もはら仲平にあひたる頃ときこゆ、考合すべし、○おほみやすところ、宇多天皇の御息所、後に后に立給ひて、七條后と稱（マヲ）し奉れる御ことなり、古今集目錄に、件の伊勢の傳に引つゞけて、七條ノ后者昭宣公三女、諱温子、宇多天皇后、生二一子一、（均子內親王、）仁和四年十月六日爲二女御一、寛平九年七月廿六日皇大夫人、廿六、延喜五年五月出家、七年六月八日

書とゝのへたる本もいで來て、異なる本どもの多くなりしものなるべし、かくて今校(クラ)べたる本どものよしあしをいはゞ、家集に收(イレ)たるかたぞよろしきを、次第のみだれは多かり、かくて今其本かの本とことばの異なるついでの違ひたる、又證ッありて誤字としるきはとらざるなど、其ところ〳〵にわきまへしるさむには、いとこちたくなりてわづらはしければ、其ことなる中に、よしとおもはるゝかぎりをえらびて、本文にかきとゝのへ、いづれにても同じほどにきこえて、すてがたきをば、本文の下に書注して、目安くものせるなり、其違のこまかなる事は、歌仙家集の印本と、群書類從本とに合せみて、それらと異なるは、皆異本と知るべし、又他書どもにも見えて、歌詞の異なるもすてがたきは、ともに注しつ、さてはじめ、此日記をよみ見る時、これかれほかの書どもにかむがへあはせて、おもふところありて、因になにくれと書加へたりける事どものありつるを捨ずして、さらに一章(ヒトクダリ)の末に書しるし、又本文のかたはらにも、めやすく書そへつ、さて又本文の下の細書(コガキ)のかしらに（歌）と書るは、歌仙家集に收たる伊勢集なり、（集）はもとより別(コト)に伊勢集とて一卷にて在る本をいふ、此(コヽ)に表章とせるは、もはらこの本を用ひたるなり、今圈中にかくしるせるは、其異どもを校べたるをいふ、（古）は古今集、（後）は後撰集なり、ともに考證にとれり、これらの本ども、いづれも普通本異本の別(ワカチ)をばいはず、但し其別をいはまほしきところには云へるもあり、又字のかたはらに、ちひさく○を付たるは、心を付けて見るべき目じるしなり、もとよりちうさくなどせむ心がまへならざりければ、ことにおろそかなることのおほかるべけれど、ただこゝろやりのすさびなれば、さてあるなり、

天保四年十二月十二日　伴　信友

も、宇多のみかどにめされて、皇子生み奉れる事などは、古き書どもにももれて、をさ／＼見えざるを、みづからさだかに書のせて、此ふみに傳はれるがたふときに、はたかゝるたぐひのふみの中には、いとふるくさへありて、そのかみの世のさまも、うつゝにみるがごとくおもひやらるゝ假字書のおやともいふべきふみなれば、かた／＼おもふ所ありて、今ことにかの集より引はなち書うつして、ほんどもにかむがへたゞして、表章伊勢日記といふ、日記としも名づけたるは、此のちの世の事ながら、かゝるさまにしるせる女のふみを、何がしくれがしの日記と名づけたるに、たぐへたるなり、さて此集を歌仙家集にも收れたるを、其印本と寫シ本四つとを合せ見るに、いづれもこの日記をはじにのせて、澳津波の長歌は末にありて、そのさし次の歌はみな同じ、すべて大かたことなる事なけれど、ことばの互に異なるがあまた有り、其中にはいづれにても、あるべくおもはるゝもあり、是と彼とよきあしきもあり、又次第のことなるところも有り、あるひは是にありてかれに無く、彼にありてこれに無きもあり、又一かたは、かならずおちたりと見ゆるもあり是らのたがひどもを見合て、とりすべておもふに、もと二本ありけるを、うつし傳ふるほどに、かくはたがひの出きたるものとぞみえたる、さて又歌仙家集なるは、上に論へる日記の下の歌どもの中なる萬葉集なる歌はありて、他人の歌としるきがなきは、後に心づきたる人の、はぶきすてたるにこそ、そも／＼古き書どもの中に、いたく書のことなる本の有は、もはら寫たがへたるのみにはあらず、作者のつぎ／＼に書なほしたるものにして、其さきなると、のちなるとを寫傳へたる本の、もとより異なりしなるべく思はるゝがあり、此集も中務の前に書集たると、後に書改たるとが有けむを、それもこれも、世に寫し傳へたるによりてたがひのありけるを、又後に、二本を見あはせて、

表章伊勢日記附證

伊勢集とて、世に傳はれるものをみるに、はじめにいづれの御時にかありけむと書出せるより、おきつ波云々の長歌までは、伊勢の世こゝろのはじめより書出して、宇多のみかどの御時、七條ノ后のいまだ御息所にておはしましけるとき、つかへまつれるほど、みかどにめしつかはれて、皇子うみ奉り、みかどおりゐさせ給ひてのち、仁和寺におはしましけるほど、皇子かくれさせ給ひてのちまたもとの后の宮につかへまつりけるが、かくれさせ給ひて、よるべなくなりたるまでの事を、むかしものがたりの如く、書しるしたるものなり、其のしるしざま、ふみ詞もなにも、伊勢物語に相似たり、そのかみかゝる事、書つくる文體なりしなるべし、かくて件の長歌のさし次に、いとみそかに人にあひたりけるを、人々ややういひのゝしりけりとはし書せる歌より、下の歌どもは、伊勢みまかりけるのちに、書あつめたるものとみえたり、そは萬葉集なるふる歌、また他人の歌どものまじれるをもて思ふに、伊勢、世に在けるほど、よみ歌どもをかきとゞめおきつる中に、古き歌や、人の歌などを書しるしおけるが交れりしを、えらびあへずして、集に書のせたるものなる事著し、さてそを書あつめたるは、のちに伊勢が中務卿敦慶親王にあひて生めるむすめの中務なり、其は拾遺集に天暦の御時、伊勢が集めしければ、まゐらすとて、中務「しくれつゝふりにし宿のことの葉はかきあつむれどとまらざりけり」御かへし「昔より名たかきやどのことのはゝこのもとにこそおちつもるてへ」とみえたるをもて證とすべし、しかれば、伊勢ノ集は、中務が書あつめたるものなるが、えらびのおろそかなりしものにして、まことに伊勢のみづからしるせる文は、上にいへるごとく、はじめよりおきつなみの長歌にとぢめたるものなることしるき中に

古き神樂歌の譜、又同じ琴の譜をみるに、漢籍に見えたる譜の字を用ひて、からの樂書に似たり、そはとまれ神樂にうたふべき歌よみたる事は、後の書どもにもをり〳〵みえたり、これらの樂の歌どもは、もと打ものふきものゝ調子にあはせて、うたふ樂の歌なれば、尋常にうたへる歌とはことなるべし、嬥歌會なども舞ふにつけて、うたふ歌のふしあるべし、おもふに、上古の人のをりふしのあはれをうたひ出せる歌のふし、おほよそは上にいへるごとく、かの御詠歌といへるふしこそ、古のなごりなるべけれ、おのれはかの御詠歌、また瞽女のうたふ壽歌の音曲を、心にまなびしめて、心にあはれと思ふ事のあるをり〳〵は、其調に古歌をうたひ、萬葉集に古歌を詠じたる事、前に引けるが如し、又はたま〳〵えせ歌つくりて、打うめきうたひて、心はるけさすを、妻子らがかたはらいたがりていさむるを、人のきゝたらむには、いとおかし、物ぐるはしとやおもふらむ、

き深き、詞のとゝのひまさりおとりはもとよりにて、聲の大小(ホド)、またふしのよさあしさなどは、おのづから人の心にとほりて、そのさたはあるべきなり、その歌詞のさゝのひて、あはれに聞なされたるをば、人々もうたひつたへ、後に世にも傳はりしなり、上にいへるごとく、御詠歌とかの瞽女のうたへる壽歌と、ふしは大かた同じけれど、御詠歌のかなしげなると、壽歌のにぎはゝしきとは、いたくことにきこえ、又かの田舍にて酒もり臼歌なんどにうたふときは、にぎ〳〵しくうるはしく聞ゆるをも思ひ合すべし、猶國々の片田舍に尋ねもとめば、此考の證しとなる事多かるべし、さて贈和の歌は、互に其人にむかひてうたへるなり、其さまは記紀また萬葉集にも、をり〳〵見えたるを見て察るべし、

(注)近き頃あづまの方にては、たはれ女なんどに打かたらひて、酒もりのむしろなんどにて歌をつくり、はやり歌の調にうたひかくれば、かなたよりも其和へ歌を歌ふとぞ、其歌の詞どもを聞に、むげに物しらぬ人のなれど、しかすがにたゞごとにもあらず、めでたき詞の打交りて、其意はいたくあはれなるがあり、其はもとよりさるかたの歌をおぼえそらにしたるを、時にのぞみて一首にととのへたるものにして、其こゝろばへは、いといとあがれる世の人の意にちかくして、中々に後の世のえせ人の人まねすとて、歌の會に侍ふとて、頭かたぶけてからうじてひねり出したる、こしをれ歌をひざさしかはしつゝ、短冊たとふ紙などに贈答するとは、こよなくあはれなるかたにぞおぼゆる、

今傳ふる神樂歌、催馬樂、朗詠などゝいふものゝふしは、いたく詞を永めて、何てふ詞とも聞とりがたきがごとし、そはもとからぶりの樂より出て、新にうちものふきものゝ調子を定め置て、それにあはせて詞をながめうたひたるものにして、全き古風ならんとはおもはれず、神樂歌の譜に早歌といふがあるは、それも調子にあはせて、早くうたへるなるべし、又催馬樂は、正しくもと唐ざまの樂の調にあはせて歌うたふ曲なり、朗詠も三管笙、篳篥、笛、にあはせて、詩歌をうたふ曲にて、ともにまだき古のうたひたる歌のふりとはきこえず、催馬樂の事は下にいふ、すべてなつかしからず、神樂は上古の音樂に唐ぶりの樂の譜子をまじへたるものときこえて、ゆかしきかたなり、されど

事あるなり、（國によりて下句を打かへしてうたふと、又末の一句を打かへしてうたふさのかはりはありしさなり、）また佛前にかの御詠歌を書たる額をうちおけるも、かの歌かきつけたる佛足石の碑に似かよひてきこゆるをもおもふべし、さてしか書おけるは、詣る人の御詠歌詞を、そらにせざるものは、それをよみてうたふなり、これ古儀の名殘なるべし、萬葉集八、（四十五丁）佛前唱歌、思具禮能雨、無間莫零、紅爾、丹保敝流山之、落卷惜毛、右冬十月（前に天平十一年己卯秋九月さあり、維摩會は、貞治五年年中行事歌合に、十月十日さあり、公事根源も同じ）皇后宮之維摩講、終日供ニ養大唐高麗等種種音樂、爾乃唱ニ詞、彈レ琴者市原王、忍坂王、歌子者田口朝臣家守、河邊朝臣東人、置始連長谷等十數人也、皇后宮は光明皇后宮なり、（歌の意は、時のけしきをよめるのみにて、佛法の意はきこえず、）維摩講はてゝ後、佛前にて手向唱はせ給へるなるべし、（此時琴彈は二人、歌子は十餘人ときこゆ、）思ひ合すべし、さてしか謠はするは、佛の道を信おもひいらするやうにかまへたるものなり、そはもとより歌は人の心のあはれをのぶるものにして、うたふ人も打きく人も、心にしみてそゞろにあはれをもよほすものなる故に、はやくより僧どものしかおきてならはせるものにして、其道にとりてはいとことわりある事なり、（僧ども和讃祭文地藏經など經の意を、こなたの意詞にとりなほしてうたひ、その外打ものふきものなどを、打しめりたるしらべにものして、人の意のすゞろに物がなしうあはれをもよほすやうにせるわざなほ多し、）かくて今うたふ御詠歌の音曲の打しめりて、あはれに悲しきかたに聞ゆるは、詣る人の心もうたふ歌の詞も、かの佛の道にかたぶきたるが故なり、上にいへる田舍にて酒もり臼歌などにうたふ時は、詞こそ佛ざまなれ、いとにぎ／＼しく聞ゆるを思ふべし、若狹の風俗に、春の始また節供などいふ日に、盲女のものもらひにありくが、門に立て、「君か代は千世に八千世にさゝれ石の岩ほとなりて苔のむすまで、」の歌をうたふが、大かた彼御詠歌のふしと異ならねど、をりからのほぎ歌なれば、うたふ聲も、きくこゝろも、あはれににぎはゝし、（老人の云、むかしは、今よりもみやびてきこえたりといへり、おのれがいさわかゝりし頃、聞たりしさは、今はまたいやしく童歌のかたにちかくなりたり、）按ふに、上古の風は、後の世の歌うたひものなどいふふしのごとく、とり／＼にむつかしき事のあるべくもあらず、大かたかの御詠歌といふものゝ音曲のさまなりけむか、そは其をりふしのうれしき、かなしき、たのしき、戀しきなんど、其をりふしのまごころのまゝにうたふべければ、おのづからその音聲はことなるべきことわりなり、さてその歌の心の淺

巡禮に罷出たる山伏ども、云々、又弘治二年に依れる桂川地藏院記、賀茂祭行裝の文の中に、或有ニ三十三所順禮行者打ニ簡、元和二年に記せる太閤記に、伏見の境地を擧たる章に、僧喜撰が住し宇治山も近くありて、すなはち喜撰が嶽といひ傳ふなり、おしならびて三室戸と云ふ高山そびえつゝ、麓なる寺院三十三所の順禮をうつ観音堂あり、順禮歌とて「夜もすから月をみむろと明行けは宇治の川瀬にたつは白波、（今は三句をわけゆけばとも、うたふは訛れるなり、）元和の頃はやく耳なれたる趣にきこゆ、さて其観音の在所は、拾芥抄に、六角堂（頂法寺）中山、河崎、清水寺、（東山）法性寺観音堂、（今熊野）神光寺、醍醐如意輪堂、同石間、總持寺、（攝津）勝尾寺、（山城）六波羅密寺、神咒寺（大和）長谷寺、元興寺、東大寺法華堂、同西金堂、粉河寺、（紀伊）紀伊三井寺・（和泉）眞木尾、（美濃）谷汲、（紀伊）那智如意輪堂、（攝津）天王寺、播磨清水、成相、（丹後）長樂寺、（祇園）乙訓良峰寺（山城）、（大和）善蓋寺、（河内）藤井寺、近江石山寺、同観音寺（神崎、郡）同袋懸、穴太寺、（丹波）按ニ合或人本ニ之處合點二十二箇所附合、（河崎、中山、長樂寺、法性寺、観音堂、神光寺、神咒寺、元興寺、西金堂、天王寺、紀伊三井寺、近江袋懸等、無レ之、）此外金剛寶寺、（紀三井寺ト云）仲山寺、（攝津）長命寺、（近江）准胝堂、（上醍醐）行願寺、（革堂）千手堂、（御室戸）如意輪（書寫山、ト云）法華寺（播磨、壺坂、）松尾寺、（丹後）観音寺、竹生島、（近江）いまもことならず、

其寺へ詣る人にうたはせむとて、佛の道の心を其寺の事にとりそへて、歌につくりおきてうたはせたるものなり、その歌詞はむげにつたなくて云ふにたらねど、そのかみ何れの寺にか、歌うたふ音曲のかつがつ傳はれりけむを、歌をばつくりかへてその曲に教へうたはせたるがはやれるなるべし、興福寺の延年舞に、梅ガエニコソ、鶯ハスヲクヘ、二反カゼフカバ、イカヾセン、花ニヤドル鶯、二反ヤラ〳〵ヨシナノ、袖ノウツリガヤ、二反霜コホル、袖ニモカゲハノコリケリ、露ヨリナレシ、アリアケノ月、さてその歌はせそめたるは、一處二處の寺より初めたるを、漸々にうつれるなるべし、さてしかせるもいとふるき世よりのならはせなりけむ、そは大和國佛足石の歌、（美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利、都知佐閉由須禮、知知波々賀多米爾、毛呂比止乃多米爾、）に尾句を打かへして書れたるをおもへば、決してその石にむかひて、そをよみてうたふべき料なるべし、（三十一言の短歌の尾句を、打かへして書たるものあるべし、）かの御詠歌も、尾句をうたひかへす

人となむいひける、敦頼入道も是を浦山しくや思ひけむ、物とらせずして盲目どもに責うたはせ、世ノ人にわらはれけるとぞ、とあるをも思ひ合すべし、さて今の御詠歌といふものは、古僧どもが、かの三十三所觀音などいふ事を定めて、

(注)其三十三所の觀音を定めて順禮する事の始は何時ばかりなりけむ、いまだ考得ざれば、其觀音ある寺々の傳說に、花山法皇の順禮し給ひたりしに始れりといへりとぞ、此法皇はなはだしく佛法を信給ひ、御私に御位を捨て大宮を忍出給ひ、辱くも凡人の如く出家といふになりて修行して、諸國の寺々を拜巡り給へる事書どもに記せるが如くなれば、然る御行とせさせ給へるにもあるべし、又此上皇より前におりゐせさせ給ひて、同時におはしましける、圓融院上皇も同じさまにものし給へること、書どもに見えたる中に、日本紀略永延元年十月の條に、圓融寺法皇修行、南京に巡禮諸寺と記せるをおもひ奉れば、この法皇のものし始給へるにてもあるべし、さて其三十三所觀音巡禮の事の、書に見えたるは、壒嚢抄に、三十三所觀音を擧載て、此記は久安六年庚午長谷僧正參詣之次第也、或夜長谷僧正ノ夢ニ、於閻魔王宮日本ノ生身觀音三十三所ヲ注セル記錄ヲ見ルニ、則今ノ日記也ト云々、一度參詣ノ輩ハ、縱ヒ雖造十惡五逆、速ニ消滅シ永離惡越ト云々と記せり、千載集に、前大僧正覺忠、三十三所の觀音をがみ奉らむとて所々まゐり侍りけるとき、美濃の谷汲にて油の出るを見て、よみ侍りける、「世をてらす佛のしるしありけれはまたともし火も消ぬなりけり、」穴太の觀音を見奉りて、「見るまゝに淚ぞおつる限なき命にかはるすかたとおもへは、」と見えたる覺忠はいはゆる長谷僧正にて、三十三所參詣の時の事に合へり、さて其覺忠は、尊卑分脈を案ふるに、法性寺忠通公の子にて、權僧正天台座主號長谷前大僧正、治承元年入滅六十歲、と見えたるこれなり、幼雲稿に、明應七年清水寺新建慈願寺幹緣序に、日東之爲俗也、歸吾佛者夥矣、而敬觀音大士爲之先也、院々設其像云々、三十三所爲之最云々、國俗謂之三十三所巡禮、洛陽清水寺其一也といへる事見え、又太平記大塔宮熊野落の條に、三十三所

ばゝいましめはなくて、おほせられけるは、いとあはれなることかな、しやうが(唱歌)しすまして、よろづわすれたるにこそあんなれ、みかどのくらゐこそくちをしけれ、さるめでたきことをゆきてもえきかぬとぞのたまはせける、用光(モトミツ)といひし篳篥の師とふたり裹頭樂をさうか(唱歌)しけるとぞのちにきこえける、云々、後醍醐院日中行事に、殿上にては貫首や小板鋪にしこうしたるやと尋ればゝさなきよしを主殿司こたふ貫首あれはめん許につきて、ひざまづきて申なり、返あそびに歌うたふ、土佐日記に、梶とり物のあはれもしらで、おのれし酒をくらひつれば、はやくいなんとて、潮みちぬ、風もふきぬべしとさわげば、船にのりなんとす、此をりにある人々、をりふしにつけて、から歌ども時に似つかはしきをいふ、又ある人、西ぐになれど甲斐歌などいふ、かくうたふに、船屋形の塵も空ゆく雲もたゞよひぬとぞいふなる、云々、又船底にかしらをつきあてゝ音をのみぞなく、かく思へば船子かぢとりは、ふな歌うたひてなにとも思へらず、云々、此あひだにつかはれんとてつきてくるわらはあり、それがうたふ歌、「猶こそ、國のうたは見やらるれ、わが父母ありとし思へば、かへらや、とうたふぞ哀なるなどあり、さて歌詠ふ音曲(ネブリ)のさまを考るに、今の世三十三所の觀音を順禮するものゝうたふ御詠歌といふものゝ音曲ぞ、古の詠歌のなごりなるべき、そは今も田舍にては、かのいはゆる御詠歌を酒もりにうたひ手拍などしてうたひ、或は臼歌などに詠ふ處々、そこゝに多し、淸輔朝臣の袋草紙に、元慶は大山別當なり、筑紫にて詠郭公「わか宿の垣根な過そ時鳥いつれの門も同し卯の花」而上洛の時山崎邊において、下女の臼歌に唱之、「元慶聞」之拭」淚云々、長明の無名抄に、富家入道(知足院藤原忠實公、應保二六十八薨、八十五、)に俊賴朝臣さむらひける、かゝみの傀儡ども參りて、謳つかふまつりけるに、かみ歌になりて「世の中はうき身にそへる影なれや思ひすつれとはなれさりけり」と此歌を謳ひたりければ、俊朝いたりしにけりとて居たりけるとなむいみじかりける、永緣僧正此事を傳聞てうらやみて、琵琶法師どもにかたらひ、さまゞゝ物なんどとらせて我詠たるいつも初音のこゝちこそすれと、云歌をここかしこにてうたはせければ、時の人有がたきすき

年童女踏歌歟、琴、歌曰、新年始邇云々、歌詞七言也、如絶句詩、以平聲韵字爲韻、
三代實錄光孝仁和二年十月二日、天王御紫宸殿賜宴侍臣云云、王公並作歌、天皇自歌、萬葉集八、𡣿嬬等之、插頭乃多米爾、遊士之、蘰之多米等、敷坐流、國乃波多氏爾、開爾雞類、櫻花能、丹穗日波母安奈何、反詞、去年之春、相有之君爾、戀爾于師、櫻花者、迎來良之母、右二首若宮年魚麻呂誦之、年魚麻呂古歌を唱へしなり、同集十六安積香山、影副所見、山井之、淺心乎、吾念莫國、右歌傳云、葛城王遣于陸奥國之時、國司祗承緩怠異甚、於時王意不悅、怒色顯面、雖設飲饌不肯宴樂、於是有前采女、風流娘子、左手捧觴、右手持水、擊之王膝、而詠其歌、爾乃王意解脫、樂飲終日、同卷、家爾有之、櫃爾鏁刺、藏而師、戀乃奴之、束見懸而、右歌一首穗積親王宴飲之日、酒酣之時、好誦斯歌、以爲恒賞也、同集二十蘆苅爾、保里江許具奈流、可治能於等波、於保美也比等能、未奈岐久麻泥爾、右一首式部少丞大伴宿禰池主讀之、即云兵部大丞大原眞人今城、先日他所讀歌者也、同卷、保里延故要、等保伎佐刀麻豆、於久利家流、伎美我許己呂波、和須良由麻之目、右一首播磨介藤原朝臣執弓赴任悲別也、主人大原今城傳讀云、爾などあるは、みな古歌を誦たるなり、又枕草紙に、おかしと思ひし歌などをさうしに、書おきたるに、げすのうちうたひたるこそこゝろうけれ、源氏物語若紫卷に、いみじう霧わたれる空も、たゞならぬに、しもはいとしろうおきて、まことのけさうもおかしかりぬべきに、さう〴〵しうおもひおはす、いと忍びてかよひ給ふ處のみちなりけるをおぼし出て、門うちたゝかせ給へど聞つくる人なし、かひなくて御供に聲ある人してうたはせ給ふ、「朝ぼらけ霧たつ空のまよひにも行すぎかたきいもか門かな」、ふたかへりばかりうたひたるに、よしばみたる下づかひを出して、「たちとまり霧の笆のすぎうくは草のとざしにさはりしもせし」、といひかけていりぬ云々、續世繼九二十二丁中頃笙のふえの師にて、市佑時光ときこえしが、いづれの御時にか、うちよりめしけるに、おなじやうに老たるものと二人棋をうちて、歌うたやうによりあはせて、おほかた聞もいれず、御かへりも申さゞりければ、御つかひあざけりて、かへりまいりてかくなむ侍るとうれへ申けれ

古詠考

古事記ノ明宮ノ段に、又於吉野之白檮上、作横臼而、於其横臼釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓、爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須都久理、余久須邇、迦美斯意富美岐、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知、此歌者、國主等獻大贄之時時、恒至于今詠之歌者也、日本紀崇神卷十年秋九月壬子、大彥命到於和珥坂上、時有少女歌之曰、（一云大彥ノ命到山背ノ平坂時、道側有童女歌之曰、）瀰磨紀異利寐胡播椰、飫迺餓烏塢志齊務苫、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望、（一云於朋耆妬庸利、于介伽卑氏、許呂佐務苫須羅句塢志羅珥、比賣那素寐須望）於是大彥ノ命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰勿言也、唯歌耳、乃重詠先ノ歌忽見不矣、續日本紀十丁 天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門覽歌垣、男女二百四十餘人、五品以上有風流者、皆交雜、其中正四位下長田王、從四位下栗栖王、門部王、從五位下野中王等、爲頭以本末唱和、爲難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲之音、令都中士女縱觀、而罷賜奉歌垣男女等祿有差、同紀十三 寶龜元年三月庚申、車駕行幸由義宮云々、辛卯葛井船津文武生藏ノ六氏、男女二百三十人供奉歌垣、其服著青槢細布衣、垂紅長紐、男女相並分行、徐進歌曰、乎止賣良爾、乎止古多智蘇比、布美奈良須、爾詩乃美衣古波、與呂豆與乃美夜、其歌垣曰、布智毛世毛、伎與久佐夜氣志、波可多我波、知止世乎萬知天、須賣流波可可母、每歌曲折、擧袂爲節、其餘四首並古詩、不復煩載、時詔五位已上内舍人及女孺、亦列其歌垣中、歌數闋訖、河内大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儛、賜六氏歌垣人商布二千段綿五百屯、

（注）歌の爾詩乃美夜古は河内の弓削にて、即ち由義宮とある是なり、博多川もそのあたりにありとぞ、續日本紀十四 十丁ウ 天平十四年正月壬戌、天皇御大安殿宴群臣、酒酣奏五節田舞、訖更令少年童女踏歌、又賜宴天下有位人幷諸司史生、於是六位以下人等、皷琴歌曰、新年始邇、何久志社、供奉良米、萬代摩提丹、宴訖賜祿有差、年中行事祕抄に云、國史云、天平十四年正月壬戌、更令少

うあぶらむ、といひて、庭火を十まはりばかりはしりまはりたるに、上より下ざまにいたるまで大かたとよみけり云々、賀茂臨時祭の歸り立に、御神樂のあるに人長めしたてん時、竹臺のもとによりてそゝめかんずるに、あれはあれは何する物ぞとはやせば、其時やをら立て竹臺のもとによりて、はひありきてあれば、何するぞといへば、ちくへうといはんと云あはせたる事もあり、文を得て、予がかきされるなり、其は漢樂の何調何調とやうに物する習とぞ、漢國の音律は、天地間の音を盡したるものゆゑ、何れの國にても其格もて律すべく、又其律もて定すべき理なりといはむか、そはなづめり、此論いと長ければ此に云はず、さてしか漢國樂の調子をさだめおきて、琴笛皷を調て、其に隨ひて歌うたふゆゑに、歌の曲節もおのづから其調子にうつり、歌の詞もいと〳〵ながめ過て、聞知らぬ歌はなに事とも聞分くべからざるものなり。さやうにうたひては、其歌に神も人も感べきものかは、あたらし實の古の風は、神樂曲にかつ〴〵のこれゝど、全き古風とはおもはれず、催馬樂も此れにおなし、されど中には古き意詞もあれば、それらはよく考へてものゝ徵とし、學の助とはすべけれど、上に云へるごとく訛れる言又意詞のとゝのはざるなどもあるを、さしもあげつらひものすべきばかりのものにはあらずかし、

今も諸國の中の古き神社の神事には、たま〳〵里神樂など號ひて物するぞ中々に古風なるぞきこゆる、後世には神樂と云ふ事重くなりて、朝廷ならでは行はれざるやうになり來ぬるほど、亂世に其事もすたれ行まゝに、其作法も廢れたりしを、近ごろもておこさせ給へりとぞ、さて神樂といふ事、朝廷の重き式となりたるより、舊より古き神社に傳はりしをば、謙りて里神樂と云ふことゝなれるなり、萬葉集八四十五丁佛前唱歌一首、思具禮能雨、無間莫零、紅爾、丹保敝流山之、落卷惜毛、右冬十月、皇后之維摩講終日供養、大唐高麗等、種種音樂、爾乃唱二此謌詞一彈レ琴者、市原王、忍坂王云々、古詠考、て訛あり、引樂器は琴ばかりなり、上に引たる韓神の神樂にも、琴彈ばかりあり、三代實錄仁和二年十月二日、天皇御二紫宸殿一賜二宴侍臣一云々左右近衛府遞奏二音樂一酣暢之後、勅二命參議右衛門督藤原朝臣諸葛彈二和琴一王公並作レ歌、天皇自歌、とあるは、王公の作れる歌を、天皇の歌ひ給へる由なり、此ときも琴あり、すべて神遊事の上古より沿革り來ぬる事、愚按の徵をひきて辨むは、いと〳〵事ながきを、今は其概略を云へり、よけむやあしけむや、

られしなり、禁秘御抄賢所條に、自一條院御時（中右記を按に、寬弘二年内侍所燒亡ありしその十二月御神樂の事、玉がつま十一ノ十七丁にあり、）十二月有御神樂、但多隔年行之、近代毎年有之云々、體源抄に、多近方資忠にをさなくておくれにければ、神樂の道は傳へざりけるを、堀川院、資忠が手よりめでたく傳へめしたりければ、近方をたづね召して云々近くめして御みづからぞ敎給ひける、但御口うつしに物をば仰られずして、師時卿してつたへ仰られければ、彼卿も聲はわるかりけれども、此道のはかせにはなりにけり、おのづから師時侍らざりける時は、近方がうたひとらざりけるかぎりは、いく度もうたひてぞきかせさせおはしましける云々、十六歳になりてぞ始めて内侍所の御神樂に拍子とりたりければ、めでたくて御門よりはじめてほめさせおはしましけり、神樂の曲はすでに絕ぬべかりけることを、御門の御口よりの給ひける、めでたかりける事なり、（私云、堀川院御宸筆神樂譜、多近方ニ給テ、今多朝臣久時同子久泰マデ所持畢、）とあるに、續敎訓抄に、四條大納言の仰られけるは、風俗は今の世、近方よりしたゝかになりたり云々、（上に引たり、）と云へるを思へば、一條院の寬弘の頃より、神樂と云ふ事、內侍所に行はるゝ事恒例となりて、堀河院の頃は、（一條院の御世、寬弘の頃より、大凡八十年餘也、）其神樂の調子なども漢樂めきてこと〴〵しくなれりしなり、其は體源抄に、資忠云、上代は神樂は無調也、而近來總て以壹越調爲之、我世に可相替事是也（我世とは、資忠が物おぼえてこなたさまを云ふことなり、）同書に、神樂本年平調也、依爲亡國音後成壹越調云々、又氣比宮（越前なり、）神樂は用盤涉調云云、とあるを思ひ合すべし、尋常は笛ふきて歌舞せしとみえて、職員令義解（古本）に、雅樂寮頭一人、掌文武雅曲正儛、（謂元干戈者曰文、有干戈者曰武、）雜樂（謂雅曲正舞以外雜樂、）男女樂人音聲人名帳（謂樂人音聲人男女相雜、旣非一色、故先稱男女、以被之、）試練曲課（謂音聲曲度各有大小、課其限、試其程成功、）事、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、歌師四人、掌敎歌人、歌女（師）二人、掌臨時取有聲音堪供奉者敎之、歌人卅人、歌女一百人、儛師四人、掌敎雜儛生百人、掌習雜儛笛師二人、口笛生六人、掌習雜笛笛工八人云々、（唐樂師は別にあり、）宇治拾遺に、堀河院御時、内侍所御神樂の夜、仰にてこよひめづらしからむ事仕れと仰せ有ければ云々、行綱誠に寒げなるけしきをして膝をもゝまでかきあげて、ほそはぎをいだしてわなゝき、寒げなる聲にて、より〳〵に夜の更てさり〳〵に寒きに、ふりちうふぐりを、ありち

なりもならずもねて語らはむ

冬の賀茂のまつりのうた　藤原敏行朝臣

ちはやふるかものやしろの姫小松

よろつ代ふとも色はかはらし

この歌古本東遊に、求子歌とあり、

追考（神樂歌考草稿ニ合せつへくろべし）（◎古今集云々よりこゝ迄一本なし）

すべて此神樂歌は、幽き由ありて、ことさらに神の古實などによしある歌を撰み定めたるにはあらず、また殊更によみたるにもあらず、何れの社にまれ、神事にうたひたる歌、またさらぬをもとり入たれば、神の古實につけて、深く思ひめぐらさむは、中々に、なづめり、上代は定まりたる歌もなく、ときどきによめる歌、又古歌をもうたひたるを、後に大かたに其歌とてさだめおきたるものと聞ゆ、さて其歌ふ曲(フ)節(シ)にひかれて、おのづから歌ふときの言は訛れるを、其訛れるまゝに習ひて書も傳へけむ、かれいかなる詞とも、いかなる意とも覺りがたきもあり、又一首の意も詞も、とゝのはぬもあり、又言をかへたるもあるは、古言を當世の風にかへたりと聞ゆ、其は古本の歌の傍に書そへたるをみて知るべし、又或説とてのせたる歌は、今つたはる古本より前なる風も、又後なるもありげなり、さて此古本の歌は、かの延喜の勅定にて定れるが本（古今集に、採物の歌あり、）にて、其後次々にかはりたるを、記たるものなるべし、決く奈良より已前(アナタ)ありこしの風にあらず、さて思ふに古の神事には多く其神の古實、又其神をたゝへ、又は其國風などを歌ひ奉りけむを、朝廷にての神祭に神樂と云ふ事を肇て、をりにふれては、神の御前に奉られむために、其宮此社の神事の歌舞をとり合せて神樂と稱し、いかめしく立給へるものなるべし、そは古本神樂歌に貞觀云々、延喜四時祭式園幷韓神三座祭（園一座、韓神二座、）五色帛各八尺云々、已上神祭料五色帛各三尺朝神樂料とありて、此祭にのみ神樂の料物あり、齋服料の下に記せる此祭に奉仕の人々は、物忌二人、御巫一人、備₂供神物₁女孺一人、女丁二人、神祇官人彈琴二人、卜部二人、膳部八人、守神殿(カムトノモリ)一人、とあり、右春二月冬十一月丑日祭之云々、參議已上一人、就₂祭所₁行₂事、其内侍到來乃始祭₁之云々とあるを思へば、そのかみは公家より恒例としては、此園韓神にのみ神樂を奉

まがねふく吉備の中山おびにせる
　　ほそたに川の音のさやけさ
美作や久米のさら山さら〳〵に
　　我名はたてじよろづ代までに
みの〻くにせきの藤川たえずして
　　君につかへむよろづ代までに
君が代はかぎりもあらじ長濱の
　　まさごの數はよみつくすとも
あふみのや鏡のやまをたてたれば
　　かねてそみゆるきみが千年は
　東歌とて、次にみちのくうた七首
あぶくまに霧たちわたり明ぬとも
　　君をばやらじまてばすべなし
陸奥はいづくはあれどしほがまの
　　浦こぐふねのつなでかなしも
わかせこを都にやりてしほがまの
　　まがきの島のまつぞ戀しき
をくろ崎みつのこじまの人ならば
　　都のつとにいざといはましを
みさふらひ御笠とまうせ宮城野の
　　木のしたつゆは雨にまされり
最上川のほればくだるいなふねの
　　いなにはあらずこの月ばかり
君をおきてあだし心をわかもたば
　　すゑのまつ山なみもこえなむ
　さがみうた
こよろぎの磯たちならし礒菜つむ
　　めさしぬらすな沖にをれなみ
　ひたちうた
筑波嶺のこのもかのもに陰はあれど
　　君がみかげにますかげはなし
つくばねの嶺のもみぢ葉落つもり
　　しるもしらぬもなべて悲しも
　かひうた
かひがねをさやにもみしかけゝれなく
　　よこほりふせるさやのなか山
甲斐がねをねこし山こしふく風を
　　人にもかもやことづてやらむ
　いせうた
をふの浦に片枝さしおほひなるなしの

内侍所御神樂は、堀川院の寛弘二年の頃より始りたれば、それより後のものとせんか、されどつぎ〳〵に書入たるものとみゆれば、必さとも定がたし、假字づかひのさま、延喜よりあまり遠からず、後に書たるものなるべし、さて又右に引たる貞觀云々、延喜云々、などあるを合せ考へ、また古今集なる神あそびの歌のとりもの〻歌など考合するに、六首ある中、五首は古本にのせたれど、言の違ひたる處はいかゞなる處あり、霜やたび云々一首は、古本にはなくて平假字本にあり、延喜の後にまた撰定ありしものなり、仁和寺宮本の書籍目録に、神樂譜二帖とあるものこれなるべし、別本これも元は同本なるか、たま〳〵歌の互に異なるがあるは、又後に撰定せるものなるべくおぼゆかし、

『古今集二十 大歌所御歌の下に、おほなほびの歌、ふるきやまとまひの歌、あふみぶり、みづぐきぶり、しはつ山ぶり、又神あそびのうたとて、次にとりもの〻歌六首、

神かきのみむろの山のさかきは〻
　神のみ前にしげりあひにけり

神樂歌古本四丁裏書、又本文十丁神木、

霜やたひおけど枯せぬさかきはの
　たちさかゆへき神のきねかも

これは古本になし、假名本賢木、

まきもくのあなしの山の山人と
　ひとも見るがに山かつらせよ

古本十六丁 葛初句わきもこが、四句ひとももしるべくとあり、

み山にはあられふるらし外山なる
　正木のかつらいろつきにけり

古本十七丁 葛

みちのくの安達の眞弓わかひかば
　末さへよりこしのひ〳〵に

古本十三丁 弓二句あづさのま弓、四句やう〳〵よりこ、とあり、

わか門のいたゐのしみづ里とほみ
　人しくまねはみ草おひにけり

古本十五丁 杓

ひるめの歌

さ〻のくまひのくま川に駒とめて
　しばし水かへかげをだにみむ

かへしもの〻歌六首

青柳をかた糸によりてうぐひすの
　ぬふてふ笠はうめのはなかさ

ありて、神あそびといへる事は、もはらきこえざれば、神樂と書たるものは、はやくよりよみなれ來つるまゝに、「カグラ」とよまむぞ、當時の言にもかなふべき、さて「カグラ」は神樂にて「カミ」を音便に「カウ」といひ、又轉して「カグ」と云へるなり、「ラ」は樂の字音、催馬樂などの例なり、又神遊とも申べき事は、先大人たちの說のごとし、但しその神に遊して奉るよしなり、赤染集に、まうでつきて見れば、熱田宮なり、いと神さびおもしろき處のさまなり、あそびしてたてまつるに、風にたぐひてものゝねどもいとゞおかし、「ふえのねに神のこゝろやたよるらむもりのこ風も吹まさるなり」、神遊びのさまは、上にもいへるごとく、もとはおもしろきかぎりのあそびして、神の御心を悅懌せ奉るわざにして、神の御前にてする時の樂びを神遊(カミアソビ)と云るなり、今夏家の御前にてする能藝を、御能と云ふに似たり、ことさらに神遊びてふ樂のあるべくもあらず、かしこきや石屋ごもりの時の俳優態(サマ)も、當時の樂ひなり、その遊樂の情態の大御國につたはるべき故實ありてつたはり來ぬるが、人の世となりて世々に轉變て、くさ／＼の樂となりたるなり、かくていと古へはことに神遊の樂とて殊なる事なく、世におもしろき樂どもを樂遊に仕へしめ給ひしと聞ゆるを、からの國國の樂どもをめづらしくもてはやさるゝ御代とうつろひ來しまに／＼、もとよりの樂はおとろへゆき、はた禮々しげにうつりかはりたりとこそおもはるれ、されど神遊には、もとよりの樂のかたをむねと仕らしめらるゝから、さるかたの遊の中に、おのづから神樂てふものゝ一くさも、さだまれるがごとくになれるなり、されどそれも神遊の時のみにあらず、天皇の御前にても、臣たちの家にても、其樂をば爲し給ひし事、書どもにをり／＼見えたり、體源抄に、舊ト神樂譜ハ、昔貞觀ノ御時、神宴之日被ニ撰定一、神樂ハ若シ是清暑堂ノ御神樂歟、次ニ朱雀院ノ御時、貞信公攝政之間、被レ始ニ御神樂一云々、貞信公云々の文通えがたし、公攝政の間、私家にて神樂をせられたる由なるべし、洞物語菊宴の巻に、右大將雅賴の家にせし事あり、これも其世のさまを書たるものなるべし、又古本磯等前の注意にも、或說此歌貞觀神宴之時撰定、次之日依レ有ニ忌諱一停止云々、其說未ダ詳、ともあり、また朝倉の注書に、此歌爲ニ御前返歌一、是延喜廿一年勅宣(宣イ)也、神樂遊仕時榊音振唱、こゝに引たる注共は、此神樂歌の本へ後に書入たるものとおぼゆ、書目歌の下に、內侍所遊之、とあるいづれにも古き書入ものなり、とあるなどをも思ふべし、

神樂歌集と號く、

さて神樂を、古ざまには「神アソビ」と云ふべき事は、已に賀茂翁のいはれたるをはじめて、本居翁もくはしく論はれたるが如し、されど神樂と書て、正に「神アソビ」と訓べく書たるものは物に見えず、かぐらと云ふも、やゝ古ざきこゆれば、神樂と書たらむものは、なほ「カグラ」と訓むぞよかるべき、神樂の字は、萬葉集七に、神樂聲浪(サヾナミ)と訓べき義に書たるは、已に先達もいはれたるによりて考ふるに、古神遊には定まりて、「サヽ」とはやす聲のありしにより、「ササ」といふに、神樂聲の三字をあてたる事しるし、（按に、「サヽ」はもと人にものをすゝむることばなり、「イクヒサヽ」の「サヽ」これなり、今もしかいふなり、酒も「サヽ」とすゝむる由ならむ、女詞に「サヽ」といふも、其意同じかるべし、「サヽグ」と云ふも、「サヽ」といひて、上るよしなり、）古き諷物共にも今の童歌にも、「サヽ」とはやす詞多し、さて萬葉集は、神樂波(サヽナミ)又樂波(サヽナミ)とも書たるは、漸に字をはぶけるものなりと、賀茂翁のいはれたるがごとし、萬葉集に、神樂と書たるからは、已にしか連ね書なれたる事は決なけれど、いかに唱たりけむ知るべからねば、しばらくいはず、（當時とても、字音の詞もあれば、必ず「カミアソビ」と訓けむともいひがたし、）又古語拾遺に、猿女君氏供神樂之事、又延喜式

一、（四十二丁）四時祭式園幷韓神祭の下に、五色帛各三尺朝神樂料ともあり、さて神樂を「カグラ」と唱し事の、ものに見えたる始は、同式に、霹靂神祭三座、坐山城國愛宕郡神樂岡西北、とある神樂は、「カグラ」と唱へり、今も神樂岡といふ處にて、書どもにもあまた見えたり、又類聚國史（第三十二、帝王部十二天皇遊獵の條、）延暦十三年十一月戊寅、遊獵于康樂岡、とあるも、（「カグ」は「カウ」の音の字をあつる事は、古の書ざまなり、さて此類聚國史の文、後紀よりさられたるべけれど、此年ごろの條、本書今世につたはらざれば校ぶる由なし、）正しく山城なる神樂岡なるべし、然れば延喜の式に記されしころよりも、はやく「カグラ」の岡と云しなるべし、そは神樂と書べきを、康樂とも書たるなるべし、かゝる例古のつねなり、類聚名義抄（是善卿撰）神樂「カグラ」、又古本神樂歌に、神樂とかき、また神樂遊仕時云々ともあり、假字にて書たるものには、貫之歌集の詞書に、うちの御屛風のれうのうた、なつかぐら、「行水のうへにいはへる河社川波高くあそふなるかな」、忠見家集に、水のほとりにかぐらする、「みなかみのこゝろ流れて行水にいとゝなこしのかぐらおもしろ」、六帖の歌にも、かぐら（こは後に假字に書たるならむもしろべから）ず、とあるを始て、（その後の頃よりは、歌にも詞にも數多し、）多く「かぐら」と

るを、中つ代にいたく戯れに過たる事聞えたり、（此猿樂の事、別にくはしく云べし、）大御國のあそびは、漢國の禮樂などいふ樂とは其心ばえいたく違ひて、上に云るごとくをかしきわざをするがもとなり、其はもと武く嚴き心を和むるは、をかしわざにしくものやあるべき、されば亂世となりて武夫の遊びには、田樂、能藝（いはゆる狂言も、能藝のうちなり、）をむねともてはやさるゝ事となりしは、中々に古の心はえに近きを、今は能よりは、狂言はいたく賤しき藝のごとくなれるは、おのづからさるべき世のいきほひながら、實に人の心を悦懌しむる事は、狂言のかた、はるかにまされり、眞心にわきまへ知るべきなり、そが中の能藝といふものゝかた、さかりに行はるゝまに〳〵、やう〳〵にさま轉變りて、詞はなほしどけなき事ながら、漢國の音樂めきていとゐや〳〵しげにもてなしつけて、こと〴〵しくなつかしからぬを、（今云能なり、）その能藝に隷て爲なる狂言てふものぞ、（これも猿樂の態のひさつなり、）中々に古意に叶へる趣ありておもしろく、今の世の人の心を悦懌せ和むる中人わざとはすべきなり、さて今世に傳ふる、神樂催馬樂などの歌、風俗歌のごとき調の歌もあれど、雅歌のごとく五言に歌ひ發（ハツ）むるも、また尋常の雅歌も多くあるは、何事も漢國のさまをまねびたまふ世となり來しまゝに、漢韓（カラノクニグニ）の樂をもはらもてはやし給ふから、本よりの鄙歌のゐや〳〵しからぬをいとひて、やう〳〵にうつろひて、雅歌のごとく五音に歌ひ發むる歌も出來もし、又さながら雅歌をも歌ふ事となりて、古ざまなるはすたれ行て、世に傳はれるが少きなるべし、凡て歌てふものは、人の心より歌ひ出るものなれば世々のさまによりて、くさ〴〵に轉（ウツラ）ふものなれば、其心して論ひ、古の歌を見て其かみにかむがへ、古の道に立かへらむと心おきてすべき事なるを、末の事のみとらへて論ふ人のあるは、かたはらいたくなん、これらとりすべての論ひは、別に書つくべし、神樂歌の書、眞假字にて書たるが二本あり、共に賀茂翁の得られたる本なり、此本の方、歌も多く、裏書などの書入も多ければ、これをとる、今一本は翁の注をせられたる本なり、其本をば別本として是に書入れつ、（外に梁塵愚案抄の神樂歌、催馬樂を翁の注して、神樂催馬樂歌解と號られたるもあり、其解本も二本ありて、あらきさくはしきさあり、精しきは後に習び給へるもゝとおぼゆるなり、）さて右の古本又別本に、梁塵愚案抄にある歌を合せて、

神樂歌考

伴信友稿

古の神樂歌は鄙び歌にて、後に所謂風俗歌の體なるべし、そは狛朝葛が續教訓抄（體源抄に引く）に、風俗は諸國の古風を集るなり、故に風俗多在二催馬樂中一云々、維藝、今様、童謠之詞、皆是風俗之流也云々、又いふ、四條大納言の仰られけるは云々、風俗は古人の戯言の口すさびのやうにぞ歌ひし、今の世、近方よりしたゝかになりたるなりと見え、（近方は、多ノ近方にて資忠が子なり、資忠近方が事、末にいへると思ひ合すべし、）此外にも、神樂歌、早歌、神歌、片下法文歌、倭舞歌、東遊歌、雜藝田歌などいへるも、體源抄、またこれかれの書どもに考合するに、多くは皆風俗のたぐひの鄙歌（ヒナビウタ）（鄙歌とは、今己が新に設たる名なり、）より出て、さま〴〵と曲節の轉變たるものなり、古今集に、大歌所御歌の條に、神あそびの歌東歌あり、（その轉變さまは、古書どもに證し、其歌どもをつら〳〵記して、別に考たるものあり、○雅歌に、采振さて、くさ〴〵ある事は、記傳十三ノ七十二丁の夷振の下にいはれたり、）さてその鄙歌どもを見集めて考るに、初句を六音七音八音に歌ひ發めて、二句より已下は定まりたる事もなく、色々に歌ひたるものなるべし、（されどおのづから長きとみじかきさ、それ〴〵其調の節大凡は定まれり、そは其歌どもを見て知るべし、今いふは尋常の雅歌、三十一音の調のごとくには定まらぬをいふ也、）風俗歌は七言に發たるが多し、近世の女童のうたふ鄙歌も、多くは初句を七言に歌ひ發むるをも、おもひ證すべし、（これおのづから鄙びたる方の口つきなるべし、さていさ近き世の童歌、多くは七音、七音、七音、五音の調なり、これもおのづからかくうつろひ來れるならはしなるべし、）然れば彼いはゆる風俗は、古人の戯言の口すさびのやうにぞ歌ひし云々、といへるが本の體なるを、いと上古の神樂歌には、さる體の歌をもはら歌ひたるなるべし、そは鄙びてをかしき心ばえをもふくめるを、神もめで悅懌（ヨロコビ）給ふやうに、神慮を和め奉らむとての態なり、かの石屋隱の招事の古實におもひあはすべし、すべて人の心を和さむるには、打とけ悅懌しむるが、おのづからの道なる事、深くおもふべし、（風俗歌の正調は、かのいろは歌の句調、早くより傳はりて正しからむ、この句數四十七音にて、あらゆる音の數そなはりて、深きゆゑありげなり、）故古へ朝廷にして、國歌擽、風俗歌などを恒例として獻らせ給ひしも、さるこゝろばえなりけり、（豐臣秀吉公なぞより次のやごとなき武將たちも、時の童歌の歌舞を献らせ給へりし事も聞えたり、その歌舞のさまこそ後なれ、古の風俗にこゝろばえ近し、これ漢國風をむねとし給はざるによりて、おのづから古意なり、）又猿樂てふものも、本は神遊の態のなごりにて、神をも人をも和むる態なりけ

信友云、右の圖も本考に出されたる譽田八幡の神寶の靭と全く同じ物なり、これも決て僞物なり、

種案云、此圖の事に愚考あり、

靭記

函工岩井隆成（タカシゲ）（字與左衛門）家、舊藏一物、而不知其爲何物也、予十五年前嘗一閲、知其爲靭也、其製以熊皮作之、裏毛縫之、塗以黑漆、頭團如毬捲曲、其毬腹觸弦處頗破蝕、蓋古人慣用之遺物也、尾漸殺而薄、毬內受弦處襲小皮、其尾盡處吐熊毛如刷、有小方孔著啄木匾縧於毬頭絞處貫孔以勾之、盛以平絹橐、紫表緋裏無底、兩頭有襞積八摺、予好古之餘、（◎一本辯に作る）即令隆成模樣造之、著之左腕、以木弓射、一據古法、而後知不盡其弦力之具也、既而一二（一二の二字一本同好に作る）視之、又摸其製以藏之、（仄聞近曾爲神物、造二小祠於宅中以置之）後偶奈良西村知氏來訪、贈以東大寺正倉院所藏古靭二種眞圖、一淡紫黑色、一正黑色、而毬腹書淡紫黑向尾左旋一勾、似巴文、所謂靭畫之號出乎斯焉、與曩所摸之物、體製全同、而有小異焉、乃知岩井氏之所藏果爲靭之舊物而無疑矣、高階兄好古君子也、託予摸製、且使予記原由、於是乎敍其一二、而考證之詳有別記、不敢復贅、

天保十一年四月五日　源伴信友記

記しおくになむ、なほ考へ得たらむ事のあらむには、
又つぎ〳〵にこそ、

神名式、鍬靫鞆の事、

神名式、近江國高島郡、鞆結神社、安法々師集、山の僧正日野にともゆひの里にやとれは云々、

伊賀風土記、可校

○鞆尾明神、祭神神天王、○鞆尾山、在郡東、有神鞆尾川神弓神也云々、依之所名也、

○山城乙訓郡鞆岡、神樂歌に、「されりらか腰にさかれるともをかのさゝ」、

○備後國沼隅郡鞆、或書曰、渡神社在備後國沼隅郡鞆、所祭神一座、船靈命、古老曰、昔神功皇后三韓發向之日、於此浦備舟檝、畜兵食、發路也、即於渡之地、以鞆為神璽、而祠舟靈神、故名此地曰鞆、○鞆浦 夫木萬葉三

右の圖は、攝州大坂淀屋固菴方にて一覧の節寫し留るなり、和州石上郡布留社の繪馬なり、竹にて足を作り、手拭掛とす、總板杉の木地、高サ一尺五寸、廣サ一尺、繪は朱にて彩色あり、上の方に奉懸布留社と

五字横に書き、左脇に、永仁三乙未年十月二十一日少し下りて、貞時白と書けり私に云北條貞時歟、傳に吻合するの圖、珍物尤秘藏すべし、

貞享五年戊辰三月五日

正四位下信濃守大中臣師尋五十四歳寫之

右圖者、以南都春日神主向井三位師尋秘圖書寫了

于時寶永甲申元年三月廿八日　井向得宗在判

の射具に、鞆を載られず、天智天皇の養老(近江中)の令には載られたりけむを、大寶のときに除(ヨケ)られたるなるべし、さるは既に當時は兵器には用ざる事となりしなるべし、そはいはゆる壬申年の亂は、上古より類なき大なる軍にて、其道くはしくなりつるまゝに、勁弓を用ひなれて、鞆なくてはその用をなし、且へ敵と戰鬪には、さはりともなるによりて、廢て用ひざりけるから、文武天皇の大寶令のとき、議ありて止られたるなるべし、(その前代持統天皇の時は、なほ舊制によりて云々さ、詔ありしものなり、)萬葉集に、鞆の音すなりの御歌は、觀射にて、其はなほ古風に鞆を用ひたるなり、その後も儀射には古風を存して、必此ものを用ふる例にて、延喜の式(◎凡二行闕文)然るを中昔より、軍事も勵しくなり、射術に熟れて木竹合せたる弓も出來などして、なべての弓の力つよきを用ふる世となれるからに、武士などの鞆を用ふることなく、只朝家の儀式にのみ用ひられたり、そは本考にも引れたる、二條良基公の貞治五年の年中行事歌合弓場始の注に、鞆などつけて弓射るやう、此比しれる人もすくなきにやと見ゆ、同六年に記されたる、思ひのまゝの日記に、賭弓の時の事を、公卿弓矢もち鞆などつけてあるさま、ちかごろ目なれぬさまなりなどあるをおもふに、すでに其頃公家漸におとろへ給ひ、なべての儀式もすたれがたになりたりければ、鞆着て射る儀式なども、絶々になりしものとぞきこえたる、園太曆(文和五年三月廿七日の條、)に、先日或人相二尋眞卷弓事一、引勘今日遣二返狀一了云々、とある處の首書に、先日或人被レ尋云眞卷と號は何樣、或說に、小弓歟、或大弓、才學區々也、愚存如何云々、予所レ存眞卷に、卷二藤及樺一號二之眞卷弓一、近代以レ紙替二藤樺等一歟、と見えて、當時既に儀射に用る眞卷弓すら、世に知れがたき事となりたりしにてもおしはかるべし、かく此世の比より後は、ます〱公家微へ給ひ、亂世となりてよろづの儀式もすたれにすたれ行まゝに、觀射の儀も絶たりければ、世に鞆の形を知れる人もなくなりたるものとこそおもはれけれ、然れば今の世にしては、鞆は不用なるものゝ如くなれども、其もと遠つ神代に、天照大御神の用ひ給ひし、高天原に事始りたる射具なれば、いかなるものぞと慥に知らまほしくて、はやくより心とゞめたりつるかひありて、今正目に見得たる事のよろこばしさに、如レ此書

しなるべし、さて上の圖の處にも記せる如く、鞆の弦の觸るゝ處、内にも表革の毛に裏革の毛を合せて、二重に重ね縫ひたれば、ふくらかにして弦を受てひしげず、又損をも防くべし、さて其弦に觸れて鳴音おのづから射る威ともなるなり、鳴音を主として造りたるものにはあるべからず、鞆は音物の義なるべしと云へる説あれど、そは信じがたし、遠江人内山眞多豆が考に、トモはトムにて、弦にふれて鳴音もて號けたる歟、ホムダのホムも、ポント鳴音もて號けたるならんか、聲音をもて物の名とする例多しといへり、又同人の説に、トモを褒武多とも云、ホムは古武の轉音にて古武良なり、多は起(タツ)なり、古事記雄略天皇の御歌に、腕を多古牟良とよみ給へり、タコムラは手コムラにて、コムラ則腕なり、コムラを省きてコをホに通はして、ホムダといへるなるべしといへり、此考どもすて難きによりて、今其説にもとづきて、なほしてこゝに引り、さて地名の譽田を、今コンダといふも此考に叶へり、又常夏と云ふ人の説に、トモは止牟なり、弦を受止る物なるの義なりと云へるや叶ふべからむ、但此考の如くならば、トメと云ふべき格なり、然ればトメのメ、活言をはぶき、モノのノを省きてなれる詞にて、作物所をツクモドコロと云と同例の言ならむか、和名抄に、韝將紡切韻、云、韝(音旱、和名止毛、)在臂避弦具也、毛詩注云、袷襚也、禮弓矢圖云、襚臂韝、以朱革爲之、といへる、漢國なるはいかなる形なるにかしらねど、大かた似たるものなるべし、(種松按ふに、貞丈の考の附錄に出されたる、譽田八幡宮の神寶の鞆なりといへるもの、これ則漢國の韝、または袷襚などいへる物を摸したる物ならん、そは其繪像などの漢めきたるよりはじめ、以朱革爲之といへる文にも符へればなり、貞丈はかの和名抄に引たる文に據りて、僞り造れるものなりといへれど、そはなかなかの強言にて、漢國の韝といふ物の臂に着くる具なるからに、皇國の鞆と思ひ混へて、神功皇后の御物とさへそへ言したるなるべし、なほ後日云ふべし、)釋紀に、私記曰、問古事記云、竹鞆今此云高鞆、其説如何、答、今既云高鞆、即是高大之鞆也、古事記云、竹鞆即假字言之、其意則高大也、或説竹鞆者、以竹爲之、是似臆説、恐非耳、といへる、大かたよし、古事記に、取佩伊都之竹鞆、また書紀に、稜威高鞆ともいへるは、古言にていつくしく鞆の高く脹(フク)らかなるをたゝへていへる詞なるべし、(本考の説は、信がたし、)持統紀七年十月の條(此文上に引たり、)に、甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、鞍馬云々、とありて、鞆を兵器に備へられたるに、軍防令に、兵士の備る武器を擧られたる中

巾一寸九分
巾一寸七分
巾二寸一分
ウラ毛ヲ出セリ
ヒダノホヲ如此革ニテトヂタリヒダ五ツ左右トモ同シ

延喜式ニ、鞆手トアルハ、此所也、式ニハ、鞆手牛革トアリ秘訓抄ノ圖ニモ、手ハ、縫續タリ、コノ鞆ハ手モ同皮ニテ作ル、別ニ縫付タルニアラズ、

兵庫式ニ、鞆袋料、紫表緋裏帛、各條各長二尺三寸、廣一尺一寸トアル縫シロヲトレバ、此袋ノ大サトナルベシ

鞆袋 長二尺四寸、幅五寸三分、表紫裏緋共平絹

此頃岩井隆成に課せて、かの古樣の鞆一勾を張勾せ得たり、手の長さ課て四分餘許短く出來たれど用ふるには足れり、黑漆あつくかゝりて、まちの縫目見えがたし、年經て漆磨剝たらばみゆめり、さて年中行事の書の如く、左腕に着けて射試て、つら〳〵稽るに、此器もと上代木弓を射る料に造りたるものなるべくおしはかられたり、そは昔は今の平常の如く弓がへしする事なく、すべて弦を打切に射る例なりけるに、木弓は深くおして張るときはをるゝが故に、弛をひきくならでは張がたきを、古畫に見えたる木弓、みな弛をひきく畫きたるをも思合すべし、其弦なれたるはことに上弦緩くて、ともすれば腕に溺れ、さては矢行も正しからず、其用も利からざるを、鞆を着て射るときは、弦の勢盡ざるほどに、鞆にふるゝが故に、射やる矢の勢弱ることなし、こは今の尋常の弓の、いとつるなれたる弱弓をもて試にいへるなり、おのれさきに今の蝦夷人の弓を見たりしに、三尺ばかりなる木弓にて、ふかく押すこともあたはず、弦はいさゝかおして張をはぐるのみなり、其右の乳のあたりまで引て放つゆゑ遠きに到らず、其用も利からぬを、矢先に毒をぬりて、獸をいろにいさ近くよりて射されりさぞ、本考に引れたる蜻蛉日記に、二の矢鞆にかゝりてなん持になりぬと云へるは、極て弦馴たる木弓なりけんが、心せかれなどして弛放になりて、弦の鞆の脇の方にふれはづれて、矢の勢ぬけて堋にも及はざり

に催されて、この物の、ことに心とゞめたりけるが、眞の古の鞆を持てる人ありときゝて、やがてその人がり行て見む事を乞へど、甚くひめおもひずるにや、とかくのがれて見せざりと云ふに、己レまたかの鞆ぬしのゆかりある人を中人にたてゝ、こひ見る事を得たり、さて此鞆の傳はれる由をよく／＼きけば、もと江戸人岩井隆成(タカシゲ)字を與左衛門といへる甲作が家に、いにしへより持傳へたるものなりけり、古様の袋にいれり、この岩井隆成が出身の由來をきくに、云らく、遠祖の事は詳ならず、桓武天皇の御世の頃、大和の春日に倭部某さて、函人にてありしが、今に家門連きて其業につけり、そのかみ春日の家に岩井戸さいへる美井あるによりて、家の名を岩井さ呼來れり、中世繼子なかりけるに、故ありて源頼政の曾孫の孤にてあるを養ひたてたりけるを、さり子さして今に子孫連綿けり、東照神祖命の御恩かゝふりて、江戸に從りて御用の甲作さなれりさいへり、さて此鞆は岩井が家に舊く持傳へたるのみにて、いかなる物とも知らでありけるを、ある目かどある人の見つけて乞もて行て、今は其人のものゝ如くになれゝど、實は吾家に傳はれる舊物なるを、近き比、人に乞はれて二勾(フタツ)三勾(ミツ)摸し作れることありきと、かの隆成いへり、さて其鞆を見るに、既に考たる吉部秘訓の圖に符合して、なほその委しきこと知られて、眞の古代の物なる事疑なし、かの秘訓の圖に考證してしるべし、これいさゝかのことゝはいへど、古くよりたれも／＼詳にしらざりつるが、心にかゝりて何くれと考おきたるに、今その眞物をまさめに見る事を得て、違ふことなきが、になくおもしろけれぱ、全く熟くは摸し得がたきを、しひてかく圖しおけるなり、

岩井與左衛門所傳古鞆之圖

熊皮チモテ作、毛チ裏ニシテ縫ヒ、黒漆ニ塗ル、マチノ外ハ同皮二枚重子、毛ト毛トヲ合セタリ、コレニテ内フクラカニナリテヒシゲズ、又弦ヲツケテ損セザルナリ

緒ノツケ様

外

内
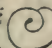
緒啄木平組

因みに云、服飾に玉帯石帯など云ひて、革類に玉或は石などを付くるなり、和名抄に、革帯唐令云、革帯玉鈎、（今按、革帯以其所附金石玉角等為名云々、其体有純方丸鞆櫛上等名、）と見えたるが如く、革帯に著くる玉石の形によりて、四角なる石つけたるを純方といひて、丸き石つけたるを丸鞆といふ、（これまた有文無文の差あり、さてその玉石を革帯に並連著くるは、糸もて石を押へ著くるなり、）その玉石の丸きを丸鞆と云は、もと玉石を鞆の形にかかるさまに作りたるものにて、そは上古の服飾に玉石をもてしか作りたるものゝありけんを、後に漢様の禮服を摸擬給ふ事となりても、此ものを用られたるものなるべし、其形の似たるをもて丸鞆と云へりしなるべし、近江人木内重曉（字木繁、コハン）は、いたく玉石を好みたる男なりしが、それが著したる曲玉問答と云ものに、己が多年見たりし曲玉の中に異體なるを圖せる由いひて、これかれ載たる中に、

如此圖を擧て云、甚異形なり、此形の物玉にあらず質石なりといへり、これ古代の服飾の製にて、後に漢様の服に玉帯石帯などゝ云ふもの出來ても、なほ玉石にて此形なるをつくることにて、其形の鞆の丸きが如くなる由にて、丸鞆とは稱へりしなるべし、さてその玉石に有文无文あり、无文は古儀なるべし、されば此の圖せる石は、古代に服飾に用ひし舊物の、たま〳〵土中などに埋れてのこり傳はりたるものなるべし、さて後には只丸く作る事となりても、なほ丸鞆の名はのこりたるものなるべし、（巡方は、丸鞆より後の制なるべし、）

高木正朝所著日本古義五に云、讃岐國丸龜藩士松井一磨いへらく、予先年丸龜近郷の舊き農家に行ける事ありしに、其主の云、我家に先祖より持傳へたるものに革にて造れる丸き袋の如きものあり、何の爲に用ゆる物と云ふ事をしらずと、即其物を取出て予に視しける、是を見るに鞆なり、稀代の珍器なれば、予是を受て今家藏せりと、ねもごろにかたられき、正朝是を見む事を乞ば諾ひ別れぬ、（天保四年巳七月二日の事なり、）松井氏歸國の後とみに彼鞆を贈り見さる」、この鞆の圖も寫しおけり、松井氏の鞆と大かたは同物と見ゆれど、縫法たがへり、また良安の和漢三才圖會に、甲冑の作法をいへる條に、和州奈良岩井與左衛門所作為佳と云へり、既にかく考おきつるを、或人の見て、これ

相二其地勢一似レ畫レ柄之象一故名云、古之畫飾用レ火者最多、橋梁、舟車、皆皆畫レ之於レ今所レ存者、唯有二樂鼓舞臺及尾瓦之飾一而已、後人諱レ災故稱二之柄繪一亦附以二水渦之象一而其義亡矣、丁酉三月書、とあり、此說一わたり打ぎゝのめづらしけれど、誤りて强言せられたり、まづ柄の字既く古事記にみえて、和銅の頃既に普く熟用ひたるなるべければ、其頃よりもいと古く在たる字なり、そのかみ云々のさるこちたき意にて字を作るべきにあらず、その上又丙字の訓の火之兄と火之繪と同言なりといはれたるも、古へ兄と惠との語格の違へるをさへ忘れられたる考也、これらは古意を得たらむ人は必信がたき說なり、又かの博古圖に見えたるいはゆる火の圖紋は、火焰を圍く書きたるにて、柄繪とは異なり、强ていはゞ、いさゝか似たりとは云べし、然るを出雲風土記に載せるは、神世の古語の柄の畫も、火の圖紋なりといはれたるは、これ又古意にあらず、件の說ども漢風に泥める例の牽强說にて、論ふまでもあらねど、博識人の說なれば、いまだしき人の迷ひぬべければ、ひとわたり辨へ論へるなり、

宣和博古圖所載
周素饕餮鼎

鼎ノ腹ノ紋

鼎ノ足ノ紋

腹間飾以二饕餮一循環、又間作二回顧狀一

火紋アルコトナシ

鼎ノ腹ノ紋ノ全圖
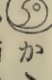
種松案に、漢籍三才圖會器用六卷、兵器類に、纛旗とて載たる旗の文、八卦の中に◎かゝる形を畫たり、柄畫に似たり、

つけたりし事、中昔の書にも畫にも見えて、

中心ニ、應安六年十月十五日、下野守藤原義政ト切リタル太刀ノ鞘ニ付タル紋ナリ
コノ紋ハ右旋ナリ、右旋ナルハ多カラズ

後三年畫卷ニ見エタル武者ノ鎧ノ袖金物ノ紋

（注）江次第新嘗會裝束次第に構立舞臺云々、懸亘帽額、不得鞆繪と見え、春日驗記の畫に、神殿の莊嚴にあり、此ほかなほあり、

古は物の飾もこちたからず、多く鞆畫を著けたりけるが、しかすがに神物は俗に轉ること少なく、昔のまゝなるが多かりしより傳はりて、今の世には神物には必鞆畫を著るものゝ如くなりぬ、家々の紋にも、多く此ものを著る事となりたるなるべし、又皷面に必此形を畫くも、神物よりうつりたるものなるべし、

さて奥の蝦夷は、本つ御國の物を得て貴む中に、鞆繪の文つきたる器を得ては、殊に重き寶物とする事、古よりの慣なりとぞ、これも故ある事なるべし、さて此もの形を古くは鞆畫鞆繪など書き、まれには友繪と借字に書たるに、中昔の軍物語などより始りて、トモヱと云ふに巴の字を塡て水の廻る象形字なり、鞆畫は水の廻る形を畫きたるものなる由いへる說のあるは甚しき强說なり、字書どもを考るに、巴は古體蛇の象形字にて、水廻の義ある事なきを、三巴記に、闐苑白水東南流、曲折三廻如巴字、故名三巴、など見えて、水の廻るが巴字の如しといへるなるを、反さまに巴字を水ノ廻形なりとやうに强說したるものなり、新井君美主の說に、我俗所稱鞆繪、世傳以爲水渦之象、亦因借用巴字非也、虞書藻火之火、周禮畫火以圜、及宣和博古圖所圖、古器飾以圜紋者、皆是我所謂鞆繪也、鞆者古射著臂、以避弦之器、源順以謂鞆俗字當作鞁、今撿諸書、並無鞆字、蓋我俗所製、以革以丙、丙字讀爲火之兄、語與火之繪同、其器用革爲之、以火繪之、義取于此、火亦轉言鞆者、其所畫之象如鞆也、出雲州畫鞆郡、古稱繪鞆、上古神人

をば、わきて畫鞆とはいへるなるべし、又色の黒色も必定れる事あるべからず、神寶には美麗く、白鞆に黒畫かきて奉らるゝ式と定められたるなるべし、されど後には黒漆に胡粉又銀にて文を畫つけて奉らるる事となれり、（そは上に引出たる證文を見て知るべし、）射(ユミイ)る圓なる的の地(シタ)を白く塗り置て、其規に隨ひて墨もて二院(フタヘ)三院(ミヘ)に塗周らすを畫を出すと云ひ、又畫出し的とも畫的ともいへり、内匠式に、大射賭弓等的、習差ニ向畫師一使ニ塗畫一とある畫これなり、思ひ證すべし、さて磐坂日子命の地形を、如ニ畫鞆一哉と詔ひたるは、高處に登りて廻望給へる地、山丘などの圍繞りたる内の國形の鞆に似て、又沛沼などの其畫の如く、とほじろく見えたるを美好(ウルハシ)とおもほして、然詔ひたりしなるべし、風土記楯縫郡に、鞆前神社見えたり、鞆の勾(マガ)れるさきにあたれる由の地名にはあらぬか、此神社今廢れてしれずとぞ、今楯縫卿は秋鹿郡界の西にありて遠からず、又惠曇郷中に惠曇社あり、七社權現と云ふとぞ、今の國形秋鹿郡の南の方湖水あり、そのかみ其湖水の山岳などの間に匂(マガ)りたる形をかねて畫ある鞆のごと見なし給へるなるべし、但しそは神社の古事にて、今の地形をもてはいひがたけれど、かの湖は太古よりありけむさまにきこゆれば、大かたは今の地形をもて思ひやるべし、なほ國人に尋ぬべし、（風土記に、惠杼毛社、神名式に、惠曇者と書り、こは地名をもて神社の名に稱せるなり、さて惠杼毛と書るは、止を濁音に唱へたるなれば、畫鞆もしかいひし事しられたり、）神武紀に、皇輿巡幸因登ニ腋上嗛間丘一而廻ニ望國状一曰、姸哉國之獲矣、雖ニ内木綿之眞迮國一猶如ニ蜻蛉之臀呫一焉、由レ是始有ニ秋津洲之號一也、とあるも、其趣相似たる事なり、（國號考七丁、二十四五丁、）其外地名の縁(コトノモト)にかゝる趣なる事、風土記などになほあり、さて又鞆繪と云ふは、かの鞆の畫の　如レ此なるを摸して、後に衣服調度の文に其形をつくる事となりて、其を鞆繪と稱へるなり、（畫鞆は畫ある鞆也、鞆繪は鞆の繪の由なり、この畫と云ふ言の本末をわきまふべし、）さてその鞆繪をうるはしくせむとて、二つ合せて畫たるを二鞆繪といひ、三ッ合せたるを三鞆繪など云へるなり、古器古瓦古畫などに見えたる鞆繪の形、今世の形とはやゝ異なり、首尖りたり、その樣左の如し、

しかるに後の世となりては、却りて三鞆畫を鞆に畫く事となりたるは轉ひたるものなり、上の圖に出せるが如し、さて又神社に莊嚴、また神物等に鞆畫を

なりて後、畫かく事も、から國にてもものするを、學びとりたるものなれば、古言ある事なく、繪字の呉音ヱなるを用ひたるものなりと說へり、そは一わたりさもやときこゆれど信がたし、たとひ上代字なかりしとて、衣服調度などの飾に物の形を摸しあらはす事のなどかなかるべき、奧の蝦夷のもとより字なき國すら、昔より衣服に物の形を畫きつけて、器に物の形を彫刻て飾とせり、況て萬國の本つ國にして、萬事はじめ給へる畏き神たちの神代の始をや、其上磐坂日子命の御言に、如ニ畫鞆一との給へる證文あるをや、(但し後の世の如く、こちたきまで精巧なる事はあらず、たゞ大らかなりしなるべし、)然れば惠といふは、いまだ國稚き遠神代よりの古言にして、漢國の繪字の音にはあらず、たまたま呉國の音の斯方に似たるなり、さて其惠といふは、萬葉廿(十七丁ウ)天平勝寶七歲二月、防人歌の中に、長下郡物部古麻呂が歌に、和我都麻母、畫爾可伎等良無、伊豆麻母加、とあり、この畫はヱと訓べくかけるなり、但し萬葉此卷に載せたる防人の歌、大かた假字にのみ書る例なれば、これも假字なるべく思ふ人もあるべけれど、をり〳〵は訓む

べく書る字あり、これも訓なり、繪の音ならんには畫とはかくべからず、畫はクワクの音にてヱの音はなし、又同集二十(八丁)縱畫屋師(ヨシヱヤシ)十三卷(二丁)吉畫矢寺(ヨシヱヤシ)、ともありて、訓をかりてかけるなり、姓氏錄下(百十丁ウ)左京諸蕃大崗忌寸の譜に云々、善ニ繪工一云云、工ニ繪才一云々、賜ニ姓倭畫師一、日本紀に、畫工ヱカキ、文選に郢削ヱカキツクル、名義抄に、繪音會、畫ホソイヌノヱ、尙書に彫など見えたり、何にまれ物のさまを美はしく摸しとり顯はすやうの事をいふ言ときこゆ、咲醉(ヱムヱフ)などの惠も、義好ほに出て見ゆる意より出たる言ときこゆれば、いたく別なれど、言の本の意は幽に相通ふ處あり、味ひしるべし、さてその畫を器の飾に書つけ、又は彫刻けなども爲たりしなり、

さて上古鞆に、畫を書てかざりとせるさま、如レ此にて、其を畫鞆といへりしにて、太神宮式に、鞆云々、胡粉塗以レ墨畫レ之、とあるものこれなるべし、但し兵庫式に出たる御物の鞆は、塗料の漆を載せ畫の事見えざれば、黑漆(クロヌリ)にて畫なしとしられたり、上代に必畫かきたりしにはあらざるべければ、畫ある

分、丸徑四寸、厚三寸、黒漆、畫ニ平文一、附ニ村濃組一有ニ
金銅金物一、納ニ赤地唐錦袋三條一、

住吉神社藏靨弓矢

鞆黒漆大如レ圖、重八十五匁、

縫レ皮爲レ之、以ニ黒漆一塗レ之、以ニ胡粉一畫ニ三鞆繪一、

畫鞆幷鞆繪考付石帶ノ丸鞆ノ考

出雲風土記秋鹿郡の條に、惠曇(ヱトモ)郷郡家東北九里卌步、須佐能乎命御子、磐坂日子命國巡行坐時、至ニ坐此處一而詔、此處者國稚美好、有ニ國形如ニ畫鞆(ヱトモ)一哉、吾之宮者是處造事詔、故云ニ惠伴(ヱトモ)一、神龜三年、改ニ字惠曇一、と見えたる畫鞆は、もと上代には鞆の形に隨ひて畫をかきたるがありしなるべし、東大寺正倉院、又新八幡宮に、鞆數勾あり、黒塗又くり色にぬりたるあり、其くり色なるに如レ此黒く畫たるもあり考合すべし、さてこの出雲も今の形を見るに、秋鹿の入海のさまとも見なさるべきなり、その廻りの地のさま鞆に似たるべし、ことに國稚美好とのたまへるは、大國主國作以前の事なるべければ、そのかみのさまおもひやるべし、又熊本人木原楯臣云、備後國の湊のさま海上より見るに、地形のいさゝか思ひ合さるゝにつきて、舟人によく問ふに、其浦の海灣地形のありかたますく鞆にもたとへつくべく聞ゆと云へり、これをも思ひ合すべし、

(注)先輩の説に、上古は字すらあらず、まして畫かく事のあるべくもあらず、漢字を用らるゝ世と

中に、鞆一口以胡粉畫之、着紫革緒、○同寛正官符、鞆二十四枚、以熊皮張之、黒漆、平文鞆繪、付村濃四組緒、長一尺七寸、各納赤地唐錦袋、裏緋唐綾唐組緒、納檜笥二合、徑二尺六寸五分、深一尺四寸五分、○又伊雜宮遷奉時裝束の中に、鞆一口、在金物、以胡粉畫之、着紫革緒、

今世造進
太神宮神寶御鞆之圖、今世所調進以木易革、頗失古製、蓋永祿天正之遷宮改作之乎、

中世造進
大神宮神寶御鞆之圖

○同元祿調進式目、（荒木田經雅神主儀式帳解所載、）御鞆二十四枚、各黒漆、鞆繪平文、付村濃組、長一尺七寸、有金銅金物、納赤地唐錦袋四條、裏緋綾納檜木筒一合、徑二尺六寸五分、深一尺四寸五分、（解に此文を擧て、今代も同じとあり、）又伊雜宮遷奉時の裝束の中に、御鞆一口指渡三寸五分黒漆、長曆二年神寶送官符云、鞆貳拾肆枚、以鹿皮縫之、黒漆、以胡粉畫之、各納袋著緒一處用紫革、長一尺寸、廣二分、

口長四寸五分
丸徑四寸厚三寸
金銅金物
菊座
村濃組淺黄白糸
塗黒漆
畫平文

寛永九年神寶調進送文云、御鞆三枚、各口長四寸五

あるべきなり、其は考得て後に云べし、
○太神宮式、神寶廿一種の中に、鞆廿四枚、以₂鹿皮₁縫₂之₁とあり、兵庫式には、熊革一條鞆料とあり、共に本考に引れたるが如し、熊革は堅硬くて弦をうけつゝ射るに堪ふべし、鹿皮は柔軟にて堪へがたかるべきを、神寶は儀(ヨソヒ)ものにてその實用なければ、鹿皮を用ひらるゝ例なりしなるべし、すべて神寶にはさる例多きなり、但し大神宮寛正官符には、鞆廿四枚以₂熊皮₁張₂之₁とあり、こは本式なれば論もなし、また鞆の緒兵庫式には、紫組一條長二尺五寸とあるは、大神宮式には、用₂紫革₁長各一尺七寸廣二分とあり、緒に革を用ひむことは、いづれにてもあるべきを、その長一尺七寸にては短くて、實用には用ひがたかるべし、これも儀物なれば、たゞその形ばかりに備へられたるものなるべし、さて大神宮の神寶は式に、鞆胡粉塗以₂墨畫₁之とあるに、長曆の官符を始てその後のものには墨漆白文ときこえたり、近世となりては、檜木を以て鞆の大かたの摸樣を作りたるものにて、かつて射具となるべきものにあらず、おのれ既きに京にありし時、大神宮新調の鞆を見たりき、しかれば神寶のものによりては、其實知らるべからず、なほ本考に引もらされたる神寶の證文、またその圖どもを擧るを見て考しるべし、

今神寶にある鞆は、たゞ其大概のさまを摸して奉れるものにて、實用にはなり難きものと知るべし、兵庫寮式に、御物の鞆の緒を、紫組一條、長二尺五寸とありて、今試るに量に合へり、吉部秘訓に、四尺二寸とあるは、はなやかに結ふべくしたる也、太神宮式に、鞆云々、著₂緒一處₁用₂紫革₁長各一尺七寸廣二分、とあるは、緒の丈は用ふるにたらず、神寶なれば事そぎたるものなり、

○內宮延曆儀式帳、新宮遷奉御裝束用物事云々、寶殿物十九種の中に、弓二十四枚、矢二千二百隻、玉纏橫刀一柄、須加流橫刀一柄、雜作橫刀二十柄、比女靭二十四枚、蒲靭二十枚、革靭二十四枚、鞆二十四枚、楯二十四枚、戈二十四竿、
○同書、伊雜宮遷奉時の神財九種の中に、弓三張、胡籙三具、矢各四十箭、鞆一口、
○太神宮長曆二年神寶送官符、鞆二十四枚、以₂鹿皮₁縫₂之、黑漆以₂胡粉₁畫₂之、各納₂袋、著₂緒一處₁用₂紫革、長一尺七寸、廣二分、○又伊雜宮遷奉時裝束の

まき、又ともの外面（鞆の手の上の事なり、）の上をやりちがへて、始の拳の下邊にでやりちがへたる緒の下へ通しなどして結むべきなり、凡二尺二寸の緒にて事足るべくおぼゆ、

鞆を着て射たるさまは、年中行事の古畫に見えて、上に寫せるが如し、此彼考合せて其用方をしるべし、但し右の古畫に緒にてとめたるさまをばしるさず、今試るに鞆の手の方を上になして、緒を下ながらしめ、鞆のあとさきを腕へまきながら、外面にて×如此やりちがへて、内の方にてはさみおくべし、

鞆の着處の事　タヽムキとよめる事　カラとよむ事

神代紀に、臂著₂稜威之高鞆₁と（三處に）ある臂は、字書に、自₁肘至₁腕曰₁臂と見え、又應神紀に、天皇の御母后の鞆を負給へるに肖て、宍₂生腕上₁其形如₁鞆、とも記されたり、正字通に、腕掌際也といひ、和名抄に、陸詞切韻云、腕手腕也、太々無伎、一云宇天と訓り、書紀には、右の如く臂腕字通はして共に太々無伎と云ふに塡て書れたるものなり、さて太々無伎を多古牟良ともいへり、古事記雄略天皇段に、蝄咋₂御腕₁云々とあるも、大御歌に、多古牟良爾、阿牟加岐都伎、と申ませ給へるによりて、御腕をミタコムラとよむべし、（コムラは字鏡に、蹲脛腹也、古無良また和名抄に、腓腨腓也訓₂古無良₁とあり、俗に脚のコムラといへり、コムラは手にもいふ名なり、タコムラは手のコムラなり、）此事を雄略紀には、虻疾飛來噆₂天皇臂₁とありて、御歌に、陀倶符羅爾とありタコムラと同音なり、さてまた應神紀に、鞆をホムタといへりと注せるホムタの名義、ホムはコムの轉音にて、コムラのラの省りたるなり、タは起つなり、手のコムラに起つ義ならむ歟、譽田をコムタといふも相證すべきに似たり、これにて臂腕など書るは、ともにタヾムキにて、またタコムラともタクフラとも云ふ處なる事をしるべし、なほ上に引出たる年中行事の繪に著たる（畫は藤原光長なり、）狀を見て相證すべし

應神紀（初丁ウ）負ハキタマヘル₂鞆₁はくと云ふこと、太刀を佩など身につくるをすべてハクと云ふ歟、

○本考に、鞆の用の事を論じて、古歌皆詠₂鞆音₁、則是助₂弦音₁以飾₂射勢₁之具也、といはれたるはいかがあらん、古歌に鞆の音をよめるは、たゞ音のする上を詠るにて、其故實の證とはすべからず、必其用

圖を見て書添たる本の傳寫誤りて、かゝる形とはなりたるものなり、

○小野高潔主の寫傳られたりと云ふ鞆弓懸の寫も、吉部秘訓抄の圖に似たり、この物實いかなりしものにか、聞まほし、さて此圖寫のあやまれる處ありと見えたり、其心して見るべき也、

十河氏所藏、鞆決拾摸圖也、惜哉失其舊物之所在云、以小野高潔主所傳寫轉寫之、

文政九年八月十五日　伴信友

○鞆を著て射る狀は、年中行事古畫射遺の圖に見えたり、畫は土佐光長、詞書は藤原雅經卿なり、さもに吉部秘訓抄に記せる建久のころの人なり、本考に載られたれど、猶正しき寫卷に據て改て左に寫す、

(注)按に、射人左の腕を肩までまくりたるなり、袂を帶にはさみたるなるべし、宇治拾遺物語に、門部府生が舟より海賊を射たる條に、皮子より賭弓の時著たりける裝束とり出て、うるはしくそうぞきて、冠老懸などあるべき定にしければ、中略うるはしくとりつけて、肩ぬぎてめでうしろ見まはして屋形の上に立て云々とあるにて考知るべし、肩ぬぐとはまくり上げたるをいへるなり、そは下文に袖うちおろして小唾はいてゐたりけりとあるにて、初に肩ぬぐとあるは、袖をまくり上げたる趣なる事を知るべし、

本考に辨られたるが如く、此圖にて其さま明證なり但し鞆を緒にて腕に纒つくべき事なるを、本考にいはれず、今推量るに本考の如く、鞆を腕に差て外面の鞆の手に通したる緒を下に引さげ、鞆の手の頭鞆のの上へ重なるばかりにしめて、さて其緒を鞆の上の方の拳の下邊にまき、次に鞆手の上を鞆の下方の腕に

白鞆組ハ細也、信友按ニ、鞆ノ緒ハ決拾ニ比ベテ細キ由ナルベシ、

右以ニ左大臣本所ニ寫也、已上吉部秘訓抄ノ寫ナリ、

○通本の一本に、本考に擧られたる如き鞆圖の側に、

イ本如此

吉部秘訓抄一本ニ書添アリ、

如此あり、こは右に寫し出せる古本と同じ本なる

白鞆

決拾

子ズミ

紫

アカ

但し因みに此條を連れて寫し出せり、さて此古本の通本と異なる處は、こゝにいはず、本考なると引合せてしるべし、但し此古本にも誤れりと見ゆる事の考はそこに云べし、さて又借字は己が今つけたるなり、に曰、衰老人不レ可レ參ニ入公事一事、建久二閏十二十、同記曰、民部卿經房卿の記を云なり、戊刻參內今日弓塲始也、衰老者、弓塲始、賭弓、强不レ可レ參云々、相ニ扶宿痾一所ニ參仕一也、弓箭令レ持レ之借ニ中左府一也、弓矢本樣事、弓矢の圖あり、こは眞卷考に出せれば、こゝには省けり、

按に、鞆の圖の在るが中に、吉部秘訓抄第五なるぞいと正しくこそ見えたれ、此書の寫本世にあるを四五本見たるに、鞆の圖本考に寫されたるに同く互に精疎ありて慥かならぬを、京にてあるやごとなき御家の古本を寫せるなりといへる、此第五の卷のみを見たるに、鞆の圖あざやかにて、しかも通本と異なる處あり、注文の文も少く異にして、これも通本にはまされりときこゆ、今此古本の圖を左に寫し出せり、

鞆弓懸本樣

白鞆 白鞆白字通本に無し、白鞆とは白塗なるべし、黑は常なるゆゑに、白とはいへるなるべし、緒組四(二トアリ)尺二寸、花田匂厚平也、

信友按に、白の字通本になし、延喜大神宮式に、鞆二十四枚、以ニ鹿皮一縫レ之、胡粉塗以レ墨畫レ之、とある製の類ひなるべし、但し鹿皮を用るは神寶なるが故なるべし、此ことは下に云ふべし、

又按に緒の長通本四尺二寸、とあるは誤なるべし、延喜式に、鞆緒五尺五寸とありて、三寸長聞ゆれ

ども、そは鞆の頭を括りなどする料となるべければ、鞆につけたる上にては二尺二寸ばかりになるべきなれば符へり、厚平とは平組の厚きよしなるべし、

より下に擧たるは、後に書加へたる字どもなりけんを、今ある印本はいたく錯誤ある本をもて板に彫りたるものにて、字の音の誤れるや前後に錯誤れるがありと見ゆれば、已上六十卷とあるも、今の本にてはそれより上にも必六十卷中の字にあらざるもあるべく、〔朱書傍注〕天台音義承應三年正月刻、マダ敵(トモノウサ)そが下にも六十卷中の字もあるべく思はる、さて書中に往々漢土になき字どもありて、榊(サカキ)鰹(カツヲ)辻(ソデマクリ)辻(ツジ)杣(ソマ)など云字も見えたれば、鞆字も此類ひにやあらむ、鞆字も、榊鰹など、同じく、訓のみを擧て音字を注す、これなも考べし、但しこの書中漢字にも音を注さぬもまれにはあれど、そは脱たるなるべし、

○康熙字典補遺上卷革部、鞆 字彙補、音未詳、呂氏春秋、凡耕之道、必始於壚、爲其寡澤而後枯、必厚其鞆、

○呂氏春秋卷廿六、士容論辨士五曰、凡耕之道、必始於壚、壚塡壚地也、爲其寡澤而後枯、言土燥濕也、必厚其鞆爲其唯厚而及鎗者 鎗或作遷 莖之堅者耕之、澤其鞆而後之、同卷に、仲春紀二月紀、天子所御以弓韣、授以弓矢於高禖之前、韣弓韜也、

○江次第三、四十丁ウ 賭弓裝束の下に、南立御弓臺、有弓二張、東立御箭、有矢四隻、其上置御決(ユガケトモ古訓)拾(オホユビ)等、とある條の首書に、決音厥鈎弦也、包右拇指以鈎弦者、拾音十射韝也、韝左臂防紲弦者、同卷、卅六丁ウ 賭弓射の條に、若弦斷者云々、以替弦掛之、當弓塲柱張之、先弦引次當拾(トモニ)、兩三度鳴之後歟腋(ナザメ)立とあり、この拾字印本於とあるは誤なり、古本異本ともに拾と書て、トモと假字をさしたり、よく叶へり、

○詩に雅車攻篇云、決拾既佽、弓矢既調云々、集傳云、決以象骨爲之、著於右手大指、所以鈎(カケ)弦開體、拾以皮爲之、著於左臂、以遂(トドム)弦、故亦名遂、佽比也、調謂弓強弱與矢輕重相得也、疏義云、鈎弦開體、謂弓之體、開之使(ナサメテ)内向而來也、放(トヾムル)弦謂之遂、詩話云、拾韜左臂、拾其衣袖以利弦、故曰拾、周禮夏官、繕人掌王之用弓弩矢箙矰弋抉拾、注云、鄭司農云、抉者所以縱弦也、拾者所以引弦也、詩云、抉拾既佽、詩家說或謂抉、謂引弦彄也、拾謂韝扞也、玄謂抉挾矢、時所以持弦飾也、著右手巨指、士喪禮曰、抉用正王、棘著擇棘、則天子用象骨與、韝扞著左臂裏以韋爲之、

○吉部秘訓抄第五 此書普通の本どもいづれも寫誤あり、殊に鞆圖は傳寫の誤さり〴〵にて、其制ざま詳ならず、本考に引れたるも猶詳ならず、己さきに京に在しとき、或やごさなき御家の古本を寫たるなりとて人の秘もたる、此第五の卷をかりて通本に比べ見るに、鞆の圖あざやかに見えたり、また文も異なる處あり、すべて正しく見ゆ、故今改て其古本を引出たるなり、

合すべし、但し長暦官符には、以鹿皮縫之、ともあり、
○散木集、賭弓、「ひきならすたつかの弓の矢をはやみともねに的のなりかはすなり」、顯昭注に、ともねとは、鞆の聲といふことなり、まゝきの弓いるには、手に鞆をかくるなり、
○夫木集に、賭弓、仲實「はるされはかたやたはさみともねうち我かち弓の數そましける」、
○承久四年百首、賭弓、大藏卿有家「心ある射手のともねりのけしきかな玉しく庭にともねひゝきて」、
○安法法師集、源順朝臣に、歌よみておくれる事あり、時代を知るべし、山の僧正日野にともゆひといふ所にやどりていますかりける、「船路にてともゆひの里にやとすれはとけてねられす浪の音して」、
○塵添壒囊抄卷二、この文壒囊抄に見えず、塵囊抄の說なるべし、此塵添壒囊抄は、天文の書にて、其比ふるき書させるものなり、に、日本紀に云へるには、既産之宍生腕上、其形如鞆、是肖皇太后爲雄裝負鞆、と云へり、鞆字、印本みな勒に誤れり、今訂して引つ、弓射時臂につくる物也、鞁とも縧とも拾ともかく、今の世にもまゝきと云事には是をもちふ、
○類聚名義抄に、鞆、未詳とも、また決拾、コガケトモ

○漢籍詩經、決拾、ユガケツルハジキ ○字彙鞁捍也、射用鞆左臂以利弦者也、按に、字彙補に云々といへる事なし、鞆（古幸切音硬、亦作鞕、）とあるを見あやまりたる歟、
○天台音義に、鞆トモとあり、慧林可洪等が一切經音義に見えず、別なる音義中に出たるなるべし、この天台六十卷音義は、から國にてたれしの人か作りたる音義の本によりて、その本字を擧げ、その義について訓釋をしるしたるものなるにか、慧林可供等がものせるとは別物なり、そは其揚たる本字互に異なるをもて證とすべし、鞆字天台六十卷を見たらんには此字あるべき歟、未いとまなくて見ず、
○天台六十卷音義、鞆トモとあれば漢字なり、本考の說いかゞ、種松案に、この天台六十卷音義は、今つらつら考ふるに、こはかの六十卷中に在る字のみを擧たるにはあらず、其はもと天台六十卷音義と云ひて、六十卷の音訓等を集記せる書のありけるも、後人の思ひ得るまゝに、くさぐさの字をものして、難字記と號けたるものなるべし、今在る印本標紙には、三大部音義と題し、開卷の首には難字記と標し、卷尾には天台六十卷音義とあり、されば書中往々に已上六十卷とありて、又種々の字を擧たり、これもと已上六十卷とあるより、上ノ字どもはかの六十卷中の字、それ

解鞆弓懸付弓云々、同記大治五年十一月廿八日、弓場始の下に、拜時粧事、宰相中將問下官、答云、張弓指矢於腰、解鞆結付弓、於弓懸不解様覺侍る、とあるは、大治四年の記さはたがへり、

○本朝世記、久安近衛天皇三年十月廿九日、今日有射場始事云々、南立御弓箭臺、弓臺置御弓、矢臺立御矢、有御鞆御弓掛御机、以下所雜色等役之由云々、

○種案云、此文は本考にも引れたり、但し注を本文の如くに書たり

○明月記、元久土御門院二年十二月六日、弓場始の下に、拜の粧を記して云、射手張弓に付鞆、

○玉蘂、承元土御門院四年十月十五日、弓場始也云々、余射手にはあらず、著座の粧を記されたるなり、於宣仁門外南面給笏隨身、取弓矢、件弓入袋相具也、矢持矢立也、結付鞆於弓捲下方、取副矢一手於弓、入自宣仁門云々、經弓場東庭並出居座前、入自下軒廊與弓場殿之作合間西行至第二間云々、居定南面云々、

○同書、承久順德天皇二年三月十三日、內々賭弓習禮を行はれける次第を記されたる下に、御卿出宣仁門外、撤笏取弓矢、按此諸卿は射手にあらず、當日の威儀なり、結付鞆於弓柄下方

○明月記寛喜後堀川天皇元年十二月十九日癸丑、弓場始明日被行、弓矢以下物具闕如、尋出哉由被仰、右大臣殿なり、仍私弓等取寄經御覽射手勤了所持之、弓矢頗相替歟、仍猶有御尋、廿日甲寅巳一點計參殿、右大臣殿御料弓物具等、依仰持參、弓入袋、矢弓懸、云々、年來言家許預置弓鞆等今朝送之、仍人進入殿下令加座給了、時先例借召頭中將弓云々、件人不持者爲用意猶內々可被具之料也、

○吉續記、文永龜山天皇八年正月十七日、入夜參射禮云々、下車相具弓箭鞆弓懸不具之、依不尋出歟、件弓矢請借藏人右衛門權佐隨身弓矢、○此記は吉田大納言經長卿

○古本神樂歌一本に、古乃佐々波、伊都古乃佐々曾、登禰里良加、古志彌佐加禮留、止毛乎加乃佐々、三四の句は、ともさいはん序なり、和名抄山城國乙訓郡の鄉名に、鞆岡度毛乎賀、また枕草子に、岡云々、ともをかは、さゝのはえたるがをかし。

今此歌によりておもへば、鞆を常には腰に下げて持たりしものときこゆ、但し袋に入たるべし、此袋の事は、下に出せる岩井所傳の古鞆の袋を見てしるべし、

○鞆を製る事を張といへり、本考に引れたる如く、續日本紀に鞆張(トモハリ)とあり、兵部式、近江國驛馬、鞆結九匹、こは地名ながら、もさ鞆を製る人の上に云ふ詞の地名となりたるにや、鞆を結さもいふべきなり、又下に引たる寛正官符に、鞆二十四枚以熊皮張之、とあるにもおもひ

兵庫寮式之鞆、是天子御物不レ塗不レ畫也、大神宮式之鞆、是神寶塗以ニ胡粉一畫以レ墨也、といはれたるは誤なり、又本考に引れたる大神宮式に、納ニ持麻笥二合一とある持字は度會延佳が考に、長曆官符に、納ニ檜笥貳合一とあるによりて、檜の誤なりと云へる宜し、寛正官符にもしかあり、

○延喜內藏式諸司年料供進の條に、梓弓一張矢四具、一具大角伊太豆伎、一具細具伊太豆伎、一具大木伊太豆伎、一具萬萬伎 鞆一枚右兵庫寮供進これは、本考を引れたる兵庫寮式に出たる御物なり、

○延喜臨時祭式八衢祭、太刀八口、弓八張、箭八具、鞆八枚、

○西宮抄天皇欲ニ御射一時、侍臣一人候ニ御座南方一奉ニ御鞆一張ニ御弓一又持ニ御矢一云々、

○帥記、承曆白川院天皇五年正月十九日、今日賭弓云々、相ニ示弓具一可レ被レ借ニ送由於左兵衞督隨身一被ニ借送一弓矢一双鞆弓懸云々上達部起レ座、授ニ笏於僕從一取ニ弓矢一鞆弓懸結ニ付弓束下一矢者取ニ尻方一取ニ副弓一不レ張、

○長秋記、天永鳥羽院天皇二年三月十五日賭弓也、府生忠淸借ニ鞆弓懸一乃借與了、

○中右記、元永同天皇元年十一月廿三日辛未、弓場始也、私云夜中ナリ、主上出御アリ、云々、射手一々參射、

前マヘ 左兵衞督忠敎、右宰相中將道季、雅定朝臣的一、實明朝臣、實衡、

後ウシロ 左宰相中將實隆、新宰相中將信通、家定朝臣的一、實能朝臣、重通、

一度初間藏人、結ニ付內藏寮懸物一云々、第一度末居ニ衝重一第二度初供ニ御膳一第三度雅定朝臣切レ弦取レ切ワゲテホソ懷レ入、又替弦從ニ慘中一取出、懸レ弓推ニ究弓於西柱一張レ弓我鞆に、兩度鳴弦、射ニ乙矢一間又切レ弦入了、三度了、內大臣以ニ頭中將一被レ奏ニ後方勝由一云々、可レ有ニ拜後方人人出レ從ニ無名門外一立ニ射庭東一公卿一列、四位五位六位立レ後、歸入之後還御出居、稱ニ警蹕一亥時事了、人々退出、內大臣殿鞆弓懸等結ニ付柄一下給也、以レ是可レ爲ニ本也、

家記どもを見るに、此時上卿の內大臣を始、參任の人々之みな矢を執る例なり、結ニ付柄一とは、玉蘂下に引り、考合するに、弓柄の事なり、さて此時の射手は五人づゝ上に見えたるが如く、なれども、三人づゝ射る例なり、この前後三人づゝ射るを、一度として三度にて終る也、

○長秋記、大治崇德天皇四年十月廿六日辛丑、弓場始也云々、前方勝、仍有レ拜、內大臣以下前方人、起レ座入ニ無名門一立ニ小庭一指レ矢取レ弓、射手乍レ張レ弓指レ矢、

鞆考補證

本考ニ引漏サレタル鞆ノ證文

○古事記（仲哀天皇の段）に、娶ニ息長帶比賣命一、是大后生ニ御子品夜和氣命、次大鞆和氣命、（應神天皇と諡す御事也）亦名品陀和氣命一（二柱）此太子之御名、所ニ以負ニ大鞆和氣命一者、初所ㇾ生時、如ニ鞆宍生ニ御腕一、故著ニ其御名一、是以知ㇾ坐ニ腹中一定ㇾ國也、こは日本書紀（應神天皇の卷）に、初天皇在ㇾ孕而云々、既産之、宍生ニ腕上一、其形如ㇾ鞆、是肖ニ皇太后（神功皇后と後に諡す御事なり、）爲ニ雄裝一之負ㇾ鞆、

今按に、古事記に、應神紀を合せて、その事實ますます明なり、なほ又本考に引れたる肥前風土記、また年中行事畫の鞆著たる樣を見て、鞆に肖給へる御腕の御宍のさまを畏くも察ひ奉るべし、又此應神紀の文のつゞきに、故稱ニ其名一謂ニ譽田天皇一とあるは、古事記傳の說のごとく、故稱ニ其名一謂ニ大鞆別尊一と記さるべきを、誤給へるものなり、又右の文の注に、上古時俗、號ㇾ鞆謂ニ褒武多一焉とあるは、後人、本文の誤なる事を心づかで、さかしらの推量說を書入たるが、注の文に纔りたるものなり、「ホムタ」は地名にて、□□□又內山眞多豆また常夏といふ人の、「ホムタ」の說ありて下に記すべし、此說によるときは、「ホムタ」は書紀に注へるが如く鞆の一名なり、

○日本書紀、持統天皇七年冬十月丁巳朔戊午、詔自ニ今年一始ㇾ於親王一下至ニ進位一觀ㇾ所ㇾ儲兵一、淨冠至ニ直冠一人甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、鞍馬、勤冠至ニ進冠一人太刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、如ㇾ此預備、

○東大寺所藏經卷を寫せる古紙、駿河國天平九年正稅帳に、器仗料馬皮貳張云々、鞆肆拾勾（別長九寸、廣五寸、）料皮壹張半、（一張、長四尺廣三尺、一張、長三尺廣二尺、）

按に、この鞆は馬皮にて作れる趣なり、長九寸廣五寸とある寸法兵庫式と合、

○內宮延曆儀式帳に載たる古語に、朝日來向國、夕日來向國、浪音不ㇾ聞國、風音不ㇾ聞國、弓矢鞆音不ㇾ聞國（止）、大御意鎭坐國（止）悅給（豆）、大宮定奉（支）

○延喜兵庫式の鞆の料物を本考に引れたるに、漆一合九勺二撮、漆ニ箭並鞆一料、とあるを引もらされて、

人にておはしき、
然るに夫木抄に、天仁元年顯季卿家の歌合に、琳賢法師「いかにせむまゝきの弓のともすればひきはなちつゝあはぬこゝろを」とよめる歌見えたり、此は伏竹の弓の木竹合せるが、鰾膠おりのわろくて、ともすれば離るゝに、比喩たる意ときこゆれば、そのかみ専と伏竹の弓を眞巻にも用ひたりとおもはるれど、此歌よみたる天仁元年は、かの園太暦にしるされたる、眞巻の弓の公家ざまにすら、明らかならざりつる康和三年に、八年ばかり後れたるが上に、其道知らぬ僧の歌なれば、かの呼子鳥などの例にて、詞の縁にのみすがりて、しらずよみに詠みたりときこゆれば、證にはとり難し、但この頃までに事そぎて、伏竹の弓にて眞巻射たる事もありなめど、さりさて歌にしか詠むべきものかはかにかくに此歌はかへすがへすも證さはすべきにあらず、

かく下書かきをへつるをりから、浪華人某が題をくまりて、人々の歌をもとむとて、おのれがえよまぬ事をしるゝゝ、公事題にてひとつとしひて乞ふに、心ののりたりつるまゝに、賭弓を、

春風に鞆の音すなりいにしへの
あとのまゝきの射手やたつらむ

こゝに書つくべきにはあらねど、後の思ひ出にもと、筆のついでにしばらく、

弘化四丁未年六月九日以二父翁草本一書寫畢　男　信近

右麻々伎考、伴信友翁所レ著也、嚮借二得息男信近主所レ清書一之本上、令三雇筆遂二書寫一、而今請二借故翁手稿一、自加二批校一、

嘉永二年五月三日　谷森種案

ふはみなゝどよめる趣によりておもへば、射場始ノのならむかとも思はるれど、決めがたし、されど射儀の歌なる事は論ふまでもあらず、年中行事の賭弓の畫に、射手ならぬ人々の、弓は執たで箙(ヤナグヒ)を負ひ、或は諸矢を腰に挿して立ふるまふ状を畫けり、弓立の射手の外とは、これらの人々をいへるなるべし、

さて眞巻弓と云へる事、これかれ書に見あたりたるは、建久九年正月十七日の明月記射禮の條に、予即帶レ劔挿レ矢取レ弓(マキ)、如レ例、(但巻纓、今日不レ相ニ具蒔繪壺弓一、)文和五年三月廿七日の園太暦に、先日或人相ニ尋眞巻弓事一、引勘今日遣ニ返狀一了、爲ニ後勘一續レ之、賭弓記康和三年正月十八日、左近次將(相ニ具弓矢一、不レ持レ笏依レ可レ執レ弓也、)眞巻弓矢也とありて、首書に此弓不レ限ニ次將一歟、可レ尋、先日自ニ或人ノ許一被レ尋云、眞巻弓ト號ハ何樣物ニ候哉、或ハ執ニ小弓一歟、或ハ大弓ト才學區也、愚存如何云々、予所レ存眞弓に巻ニ籐及樺一、號ニ之眞巻一歟、近代以レ紙替ニ籐樺等一歟、と記されたり、此答に云はれたる眞巻弓の樣、秘訓抄と同じけれどいと麁(アラ)し、

(注)この事、記されたる文和の頃、既に射儀もたえだえになりて、熟(ニ)くしれる人のいとまれなりし也、此頃より十年ばかり後の貞治の比、すでに弓場始賭弓に鞆つけて弓射るさま知れる人のまれなりしよし、年中行事歌合に、しるされたるをも、思ひ合すべし、さて此答に、眞弓に籐及樺を巻に依りて、眞巻弓と號(イフ)と思はれたる意きこゆ、然らばいと漫りなる推量なり、また元久二年十一月十九日の明月記五節の事を錄されたる下に、櫛ノ風流左衛門督ママキ弓ヲ作とあり、その今日(コンヒ)に公卿の中より置櫛とて櫛を出さるゝ例なるが、其を風流に作成りして興せらるゝならはしなりしが、この時櫛を幾枚(イクツ)も連續(ツラネ)て、眞巻弓の形に裝ひ作られたるなり、そもそも此櫛の事は、させる證とすべきにはあらざれど、眞巻の弓の事の因に引出て書置つ、さて藤原爲忠朝臣家の百首に、射場始加賀守顯廣朝臣、「まゝき射る大宮人はけふやさは冬の弓場に立はしむらん」、また弦月、勘解由次官親隆、「まゝきいる大宮人のともすればはかさしてたてる弓はりの月」とよめる歌あり、ともすれば、は鞆をひゞかせたる口つきにきこゆ、この爲忠朝臣は、かの貞治の比、世ざかりの

せろにか、

箭ノ長二尺四寸、內平題ノ錫七分、羽ノ長四寸、以ニ赤糸ニ卷レ之、長六分、雉雄羽也、無レ文妻羽也、フタツバキニス、箆頭一寸、弰二分、

靭弓懸本樣（ここに靭弓懸の圖あり、靭考に寫し出せれば、ここには略けり、）

右以ニ左大臣ノ本ニ所レ寫也とあり、（この秘訓抄諸本さも誤寫多く、圖も精しきさ疎きさがありて、いたく訛れたるを、今五本を見合せて善しと思はるゝかぎりを撰び寫しされり、）これにて眞卷弓矢の本樣あきらかなり、（和名抄には、かく美麗しく裝束たる上より、唐令の細射弓箭を當られたるなり、）さてこの圖るやう弓は木弓なり、（反張の勢無く張たる形に圖るにて知るべし、）弦ははづしたる處なるを、上下の弰にかけたるはかきざまの疎かなる也、鏃は錫の眞卷なり、（年中行狀齋卷の賭弓の鏃も同じ趣に見えたり、）然るを平題としも書れたるは、例の伊多都伎の名のうつりたる上の言にて、實は眞卷なり、（上に論へるに考合せて知るべし、）錫の平題は、簇をも細美しくせむとて、鐵に換てものせるなり、和歌題林愚抄に、年中行事歌合の歌とて、藤原爲忠朝臣、「弓立とて射手の諸人靭著けて錫のいたつきつまならすなり」、

（注）印本に、初句弓立とくとあるは誤なり、これ射場始の歌なり、弓立とは、もと射手の弓射むと身がまへして立つといふなるを、轉りては射手の射場に出たるをも云へり、この歌に弓立とて詠るは、射手どもの射場へ出べき催のありとてなり、つまならすは爪試すにて、軍物語などに、爪遣すといへるに同じくて、爪幹を爪甲に置て搓遣りて、曲直を試むる業なり、かくて錫といふに鈴を兼ね、試すを鳴すの縁語として詠みなせるなり、

また上に引出たる夫木抄の歌に、「けふはみな弓立の射手のほかまでも錫のいたつき腰なれにけり」などよめるこれなり、

（注）この歌の弓立の射手は、射場へ出る射手のよしなり、歌の意は、今日は殊なる射儀なれば、その射手ならぬ外の人々までも定まれる式の如く、錫の平題ノ矢を腰に挿みて、事熟れて行ふが、雄々しくめでたく見ゆるといへるなり、射儀には、內大臣以下參仕る人々みな矢を執給ふ例なり、その狀、中右記その餘の家記どもに見えたり、かくてこの歌に、け

以₂巾拂₁ㇾ矢而進ル、進訖各退立₂於位₁、とあり、千牛備身は、ともに内率府の官人なり、さてこれも同内率府の職掌を云へる中に、以₂千牛₁執₂細刀弓箭₁云々とあり、細は刀と弓箭にかけて云へるなり、かくて同書に、皇帝のには、千牛備身が預りて、其遠にはたゞ弓矢と書たるに、皇太子には、如ㇾ此細弓と云へるは、太子は弱年なるが故に、細美しく飾りたるを進る例なりしなるべし、又同書十六の衞尉等巻に云、弓之制₂有₁四、一曰₂長弓₁、二曰₂角弓₁、三曰₂稍弓₁、四曰₂格弓₁、注に、釋名曰、弓ハ穹也、張ㇾ之穹然、其末曰ㇾ肅、言肅ㇾ邪也、以ㇾ骨爲ㇾ之曰ㇾ弭、中央曰ㇾ拊、所₂撫持₁也、今長弓以₂桑柘₁、歩兵用ㇾ之、角弓以₂筋角₁騎兵用ㇾ之、稍弓ハ短弓也、利₂於近射₁、格弓ハ綵飾之弓、羽儀所ㇾ執、とありて細弓なし、但し格弓云々とある、これ細弓なるべし、羽儀とは、皇太子備ㇾ禮、出入則從₂鹵簿之法₁、而監₂其羽儀₁、とあり、羽は鳥毛の彩の如く儀ふよしなり、又同下の條に、今ノ儀刀ハ、蓋古ノ斑劔之類云々、至ㇾ隋謂₂之儀刀₁、裝以₂金銀₁、羽儀所ㇾ執、と見えたり、

さて觀射の時、かならず眞巻弓を用ふる例は、次將裝束抄に、射禮、賭射、弓場始ノ例ノ束帶相₂具弓矢₁、注に眞巻ノ弓矢也、件ノ弓ニ付₂鞆弓懸₁、とあり、(塵添壒嚢抄に、鞆の事を問へる答に、今の世にも、まゝきと云事には、是を用ふといへり、)吉部秘訓抄に、建久二閏十二十ノ同記云、(民部卿經房卿記をさせり、)戊刻参内、今日弓場始也、衰老者、弓場始賭弓、強不ㇾ可ㇾ参云々、相₂扶宿痾₁所₂参仕₁也、(弓箭令ㇾ持ㇾ之、借₂中左府₁也、)

弓矢本様事

黑漆可ㇾ以₂赤糸₁巻ㇾ之、取柄上下有₂金物₁、取柄以₂黄櫨ノ浮線綾₁、スヂカヘテ巻ㇾ之、弰ノ上下藤ニカバ巻ㇾ之、弦ノ上弰(弦の弰とは今云弦輪なり、)下村濃ノ糸五寸巻ㇾ之、弦下弰下村濃ノ糸四寸三分巻ㇾ之、上下弦弰以₂赤絹₁巻ㇾ之、弰革赤革、(今按に、弰革は弓の上弰に懸る嚢にて、其上へ弦弰懸るなるべし、さて此弰革の本様は、圖に見えず、)以₂紫革₁爲ㇾ裏、弦搜上下村濃糸四寸七分巻ㇾ之、惣テ弓ノ長(下弰の量いづれの本にも見えず、既く寫し脱)七尺六寸五分、内上弰二寸三分、

如し、此いたつき上に論へる式の麻々伎鏃の料の鐵の量(ホド)とおほかた相合ひ、又下に引く吉部秘訓抄に圖されたる平題の尺(タケ)七分とあるも、麻々伎にて、其ほどの符(カナ)へるにおもひ合すべし。さて其いたつきは、鐵に銅を和せて製れるなるが、其を善く造る工は、京ならではあらずとぞ、式の頃の業の今に傳はれるにやあらむ、又今の世的射の料に、鹿角もて椎の實の形したる鏃をすげて、まれに用ふる事ありて、これをつのぎと云ふ、或は堅木にても作る是を角のいたつき、木のいたつきなど云ひならへる人あり、おのずから古言の遺れるに似てぞきこゆる、

然れば眞卷弓といふは、眞卷矢を射る料の弓なるよしにて、今の世に的弓と云ふが如し、

(注)後頼卿の散木奇歌集に、眞卷の矢立といふ器の事見えたり、そは戀ノ部に、もの申ける人の、つねにあやしきことのありければ、恨むるをきゝて、くせ〳〵しきなむたぐひなきと申ければ、まゝきにやたてのひらなるに、むすびつけてつかはしける、「まろならぬ矢たての竹もふしことにくせ〳〵しくて世をはすきけり」、また物名に、まゝきの矢たて、「みくら山まきのやたてゝすむ民は年をつむともくちしとぞおもふ」、とありこの卿は、堀河、鳥羽、崇徳の天皇の御世に在し人なりき、

古事談に、中院入道(藤原雅定)有㆓六箇ノ能㆒、第一和歌、第二雙六、第三末々木云々と被㆓自稱㆒、また宇治拾遺物語に、門部府生が事を、眞卷を好みて射けり云々、(此文前に引たり)とあるも眞卷弓にて、的射を能くしたる由なり、

また和名抄(射藝類)に、細ハ射唐ノ鹵簿令云、細射ノ弓箭(今按此間云、万々伎由美、)とありて、この細射の細ノ字の義は、同書(征戰具長刀條)に、唐令を引て、銀裝ノ長刀、又曰細刀、(和名之路加爾都久利乃奈加太邏、)と擧られたる細刀の細と同義にて、鹵簿の料に美麗しく裝ひたる弓箭なるによりて、萬々伎弓に當られたるものなり、

(注)其裝のさまは下に擧ぐべし、唐の六典に、太子ノ左右ノ衞率府の條に、右衞率ハ領㆓崇榮、永吉、崇和、細射等四築陣㆒、また同左右ノ內率府の條に、凡皇太子若㆑射㆓于射宮㆒、則率領㆓其屬㆒以從、位定千牛備身奉㆓細弓及矢㆒、立㆓於東階ノ上西面㆒、率奉㆑弓、副率奉㆓矢及決拾㆒、北面張㆑弓、左ニ執㆑弣(ユツカ)右ニ執㆑簫(ユミノモト)以進、副率

る舍人が、眞卷を好みてよく射たりけるによりて賭弓に召されてよく仕ふまつりけるが、云々の事ありて、船にて海賊を射る處の文に、皮籠(カハゴ)より賭弓の時着たりける裝束取出て、うるはしくさうぞきて云々と云へれば、弓矢も賭弓の時の眞卷ときこゆるに、其海賊を射たる所の文に、左の目にいたつき立にけり、海賊やといひてのけさまにたふれぬ、矢を拔て見るに、うるはしく戰などする時のやうにもあらず、塵ばかりのものなり云々といへり、塵ばかりといへるは、征矢にくらぶれば矢の細く鏃の短く、少さなる由を甚しく云ひなしたる文(コトバ)なり、（塵ばかりとは、小さき事を甚しく云へるそのかみの俗言なるべし、續世繼波の上のさかつきの卷に、關白師通公のありさまを主上といふ、琵琶をひき給ひければ、大きなるびはのちりばかりにぞ見え侍りけるとあり、）この鏃實は、眞卷の鏃の立たるなるを、當時の言もて書れたるものなり、又夫木抄に、（六帖題）箭、俊實朝臣「今日はみな弓立(ユダチ)の射手のほかまても錫(スヾ)のいたつき腰なれにけり」とあるも、觀射の歌にて、眞卷鏃をいたつきと云へるなり、

（注）錫のいたつきの事は下に論ふべし、さて次將裝束抄に、召二寄瀧口ノ矢一可レ帶、瀧口尤可レ存二故實一、次將召二取弓箭一之時、貫首之外イタツキヲ拔取天指レ腰也、爲レ謂二貫首一也、依レ無レ便也、頭中將召レ之者、イタツキナガラ可レ進也、瀧口雖レ不レ存、次將必拔可二返給一也、とあるいたつきは、瀧口の負へる征矢のなれば、征器の鏃ときこえたり、定家卿名を正して書給へるなるべし、但し瀧口は征矢の外に的矢一手差添る故實なれば、その的矢には例のいたつきにて、實は眞卷ならむかとも思はるれど、こゝは貫首を貴びて征器の鏃を憚る故實と通ゆるが上に、拔取るにも便あり、眞卷ならむにはたやすく拔取がたかるべければ、的矢の事にてはあるべからず、なほよく考ふべし、

かくて近き世の的射には、なべて麻々伎作の鏃をのみ用ひて、伊多都伎と呼ぶ事となりて、別に一種の弓箭出來たり、

（注）今世にいたつきといふは、鐵を薄く平めて矢の篦を纏くばかりの太に曲め合せて造るなり、さて其頭を平めて、少し凸に造るを犬の乳と稱ひ、椎の實の形したるを、やがて椎の實と稱ひて、幹を刺食めて鏃とするなり、かくてその尋常なるは、ともに重さ五六分に過ぎざる事誰も知れるが

かたに當る頃いできたりし書なれば、それよりも以前の皇國のありさまをほのかに聞傳へたる趣を書載せたるにて、いと上古の事なれば、式の頃の證などにすべきにあらざれど、傍の考合には備ふべし、

かくて又南都法隆寺なる古器どもの圖の中に見えたる鏃かくの如し、

鹿角一寸二分

鐵

鹿角ヲ雕リアリテ、其間ヘ平ナル鐵鏃ヲ挿入タルモノ也

側

(縮圖)

刄ノ横ヲ見セタルカ

按ふにこれも古の伊多都伎の一種なり、鐵鏃を挿入たるをおもへば征器なるか、又たゞの的射の料にてもありなむかし、式の伊多都伎はその料の鐵を載られざれば、鹿ノ角のみをもておほかた此形の如くにぞ造られたるべき、上に出せる圖に合せて互に考ふべし、さて又麻々伎は、上に云へる如き製りざまにて、的射の料に造りたるものなれば、これぞ和名抄に擧たる平題におほかた符ひてきこゆるを、(平題は頭の平なる義にて、今の楊弓の矢の鏃の頭の如くなるを云へるなるべし、袖中抄に、登蓮法師が說なりさて、いたづきは馬の病なり、屈しぬる時にいたづきさ申して、いたつきさ中矢の尻の大きさくぼめる穴身に入さ云々、馬醫書に見えたりさあり、此矢の大きさほどくぼめるさいへるに思ひ合すべし)以太都伎をしも當られたるは、當時なべて征箭には、(征箭は襲箭にて、敵を襲ひ射る由なるべし、萬葉集に、オヒソヤノさあり、)夜佐岐また夜之利と呼びなれ、以太都伎の名は射儀的射に用ふる、角また木もて造れる鏃に專ら云ひなれたるによりて、いはゆる鏃ノ不レ銳者謂ニ之平題一といひ、題猶レ頭といひ、(平頭の義は、上に論へる如くなるべきを、こは頭の方にて銳からざる義にとられたるなるべし、)今戲射箭也、と云へるを擧て、以太都伎を塡られたるものなれども、精しからず、(伊多都伎は射義の的射に用ひ、また戲射にも用ふめれば、この語は當れり、但し征戰具の部に收られたるは疎なるが如し、すべて漢國の物の字に、皇國の名の當りがたきは、殊に多きこさわりなるに、和名抄はことに當らざるが多し、この伊多都伎も漢字はさよりにて、此方の實品をよくも求れずして、兩ながら訛られたり)されどそは順ぬしの始めて見識られたるにはあらで、はやくより平題の字を用ひなれたりつるなるべし、袖中抄に、ある人云云々、矢の中に的いる矢をいたつきと云ふ、平題箭と書り、其をばやがていたつきとよむと記せり、かくて後の世々の書どもにも此字を用ひて、つひに伊多都伎の名は的射の鏃の名の如くなりて、眞卷の鏃をもおしこめてしか呼ぶ事となりたるなり、宇治拾遺物語に、門部府生といへ

こよなきものなり、また鑿根さて鑿の刄先の形したるもありてこれも堅剛ものを貫すものなり、保元物語の一本にも此名見えたり、細伊多都伎さ云へるは、この鑿根の類なるべし、さてまた大神宮式に載られたる神寶に、征箭一千四百九十隻、長各二尺三寸、鏃長二寸五分、鏃塗二金漆一云々、(中略)箭七百六十隻長二寸四寸鏃⿰金斧云々、とある⿰金斧の字伊多都伎とよむべし、但しこの⿰金斧ノ字いま現る漢の字書どもに見えず、彼の國にて既く廢たるにか、また斯方にて斧ノ字に金偏を加へて製りたるにてもあるべし、此ほかに然る例の製字あり、類聚名義抄に、此字を載てヲノと訓み、天臺音孔の古訓に、チノ、ヨキさあり、大神宮儀式帳に、小⿰金斧、大⿰金斧、前⿰金斧、手⿰金斧、立削、立義⿰金斧、などある⿰金斧は斧にて、立削主義⿰金斧とあるは、和名抄に、鐇多都岐と云へる名義抄に、鐇ツキ、と同物にて其は⿰金斧の類なれば、大神宮式には、⿰金斧を鏃の伊多都伎といふに塡たるなるべし、たゞに多都伎さも訓べけれど、鏃に然云へる例なければ、決めてはいひがたし　然らずて乎乃とよみたらむにも、その物實違ふ事なければ、この考にさまたげなし、さて上に擧たる大神宮の神寶に、征箭云々長各二尺三寸とあり、この鏃⿰金斧とあるかたの箭は長二尺四寸とあり、徒に箭とのみある方は的矢の料にて其長の一寸長きは兵庫式に、角また木の伊多都伎とある鏃にて、その⿰金斧の長を一寸に造りて、征箭と共に鏃ごめに長を整たるものにて、射るにも妨なかるべし、また⿰金斧の長を別に載られざるは、推して知らるればなるべし、式の文さる例なほあり、かくて兵庫式の細伊多都伎の長もこれにて、大かた推量りしるべし、細といひ大と云へるはむねと幅の上にて云へるにて、長はさしも異ならざりけむ、

(注)　上に云へる如く、實の伊多都伎の鏃は、堅剛を貫すには善しけれど、その頭尖ならねば、角あるひは木などに換へ造る時は、かへりて鋭からずして、的射の料には似つかはし、また拾遺集物名の歌に、つぐみを、大友黑主「さく花におもひつくみのあぢきなさ身にいたつきのいるもしらずて」と詠る伊多都伎は、身の勞にかよはしてよみなせるのみにて、たゞ鏃の事なればとかく論ふべきにあらず、又漢籍魏志の倭傳に、倭人云々、兵用二矛楯木弓矢一云々、竹箭或鐵鏃或骨鏃、としるせる骨鏃は、角鏃の類を云へるにて、上古にはさる事のありもしつべし、魏志は西晉の世の陳壽が著せる書なれば、吾朝にしては神功皇后攝政の御世の末か、應神天皇の專ら御政せさせ給ふ始つ

七分を纒きたるが如くものして鏃とせるが故なり、但し錫を用ふるは後世の製にて細美しくせる也、長を七分させるも、古のさは長かるべし、主税式に、造ニ征箭五十隻鏃一料ノ鐵五斤七兩、とあるに、此麻々伎ノ鏃の料の鐵は、僅かに十二兩二分熟銅三分、合せて十三兩一分をもて箭五十隻に宛てゝ、一隻の鏃を造るには、今の秤の量六分ばかりにぞ當るべき、征箭のとはいたく料鐵のすくなきは、然纒たる如くものすればなり、これらを合考るに、そのかみ麻々伎鏃といへるは、鐵に少か熟銅を和せて錬り平めて、熟銅を和すは、鐵をやゝ柔らげてものせむ料なるべし、征箭の鏃 料には鐵のみにて、熟銅の無きをもおもふべし、上にいへるさまに、簳足を纒キ堅めたる如く造りたるものにて、名義もすなはち眞纒の謂れにぞあるべき、さて其は和名抄征戰具に、平題箭、揚雄方言ニ云、鏃不レ鋭者謂ニ之平題、和名以太都伎 郭璞曰、題猶レ頭也、今ノ戯射箭也、また射藝類に、戯射郭璞方言注云、平題者今戯射箭也、注に今按戯射此間云ニ左以多天ニ是乎、又的矢也、と擧られたる類のものにて、もとより的射の料に製りたるものなり、但し和名抄の伊太都伎に、平題を當られ、又戯射箭也とある文を引ながら、征戰具の部に收られたるは精しからず、其由は下に論ふべし、また續日本紀十二に、下道眞備朝臣の唐國より齎歸りて獻れる物の中に、射レ甲箭二十隻、平射箭十隻、と見ゆ、平射箭を古本にイタツキと訓をさしたり、おもひ合すべし、さてまた伊多都伎と云へるは、鏃の形によりて稱ふ一種の名にて、其は鐇の形したるものを鏃にして射遣る由なるべし、鐇は和名抄工匠具に、廣乃ノ斧也、楊氏漢語抄云多都伎、と見え、古事記に、山多豆者、是今ノ造木トイフ者也、と注されたるものにて、大神宮儀式帳には、立削とも立義とも書り、この器立に吾方へ削るよしの名ときこえたれば、多都宜と云へるぞ本の正しき名にて、其は今の手斧なるべし、さらば鏃の伊多都伎は、おほかた

東大寺藏鏃圖　聖武孝謙ノ頃納給フ所也、　穗井田氏自摺見贈

(◎縮圖)

かゝる樣にぞありけむ、此樣して細きがあるに對へて、大伊多都伎細伊多都伎と云へるなるべし、おのれ前に右の如き形の古鏃を土中より堀出したりとて、人の藏るを見たる事もありき、今もなほ征箭の鏃にさる形したるを釿形とてあるが中に鐵を射貫すには

麻々伎考

弓箭に麻々伎といふ事の書に見えたるは、延喜式に、鏃に麻々伎と載られたるが始にて、其後の書どもには眞卷弓、眞卷矢と云ふも見えて、彼是まぎらはしきを、今試に古書どもを考合せて證し辨へむとす、まづその延喜兵庫式に、凡御ノ梓弓一張、以二寮庫ノ弓一充レ之云々、箭四具、一具角ノ大伊多都伎、一具角ノ細伊多都伎、一具木ノ大伊多都伎、一具麻々伎、各五十隻爲二一具一云々、鞆一枚云々、篦二百二十隻、二十隻ハ損分云々、云々鹿ノ角本末各五十四隻、伊多都伎ノ料、云々鐵十二兩二分、熟銅三分已上麻々伎ノ鏃料用二寮家ノ物一、云々正月七日供進、と見えたり、内藏寮式の諸司年料供進の條に、梓弓一張、矢四具、一具大角ノ伊太豆伎、一具細角伊太豆伎、一具大木伊太豆伎、一具萬々伎鞆一枚、右兵庫寮所レ進、とある是なり、兵庫式に、正月七日御弓矢を獻る例の詞に、兵庫寮ノ仕奉レル、正月七日ノ御弓又種々ノ矢獻ラムト奏給クト奏、とある種々の矢は件の四種也凡御ノとは此條に凡て天皇の御兵物を奉るよしなり、梓弓は梓ノ木の御弓なり、箭の事は通考するに、五十隻を一具とすとあれば四具は二百隻なり、かくて篦二百二十隻とあるは、其中二十隻は損分とて、箭に造る時に損もし、或は其料に堪がたきがあらむをば撰ビ棄つべき設に餘したるにて、實は二百隻の箭の篦ノ料なり、さて其二百隻の箭の中五十隻は角ノ大伊多都伎、また五十隻は角ノ細伊多都伎を入む、さてその伊多都伎ノ料に、鹿角ノ本末各五十四隻とあるは角の大伊多都伎ノ料に鹿角の本二十七隻を宛て、角の細伊多都伎ノ料に鹿角の末二十七隻を宛て、各箭二隻に鹿角の一隻をもて造るべく配當てヽ、その五十隻の中にて、鹿角二隻づヽを餘して損分としたるものなるべし、さて木ノ伊多都伎五十隻の料の木は載られず、そは寮家に收めたる雜用木を出して用ふる例なりけるによりて 載られざるなるべし、かくて いま五十隻の箭は麻々伎といふ鏃にて、其料の鐵十二兩二分と熟銅三分なり、但し熟銅三分は、鐵に和する料なり、然れば件の二百隻の箭の中にて此五十隻のみ鐵の鏃にてはあるなり、式の文に角と木には伊多都伎とのみありて、鐵は麻々伎ノ鏃、と書別たり、此麻々伎ノ鏃とある物ぞ、後に眞卷弓眞卷矢など稱ふ名の出來たる起なる、其よしは、次々に述ぶべし、さて其麻々伎ノ鏃の製り樣を考るに、吉部秘訓抄に、弓矢の本樣とて 載られたるに、箭長二尺四寸内平題錫七分 此平題すなはち麻々伎鏃の事なり、其由は下に辨ふべし、と篦ごめに云へるは、圖も其狀に見ゆ、尋常の鏃の如く幹に刺入るヽにはあらで、件の箭ノ幹の長サの內にて、足

の筈のとりかけも、かはりたるものとぞきこえたる、さて後世の射術の書は、寛文延寶の頃、美濃國黒瀧の僧潮音が作れる、舊事大成經と云ふ僞說書の第六十七卷、軍旅本紀の中に、注射法本紀と號たる一條ありて、「その習ニ射術ニ有リ三、」と云ふより以下の文は、他に何くれの本紀とて數多載たる僞說とはさらに似るべくもあらぬ眞の射術の書なるを、いづこより取出て載たりけむ、されど後世の射ざまに轉りたる上の術を示せる書なり、然るを誰しの人か抄出して跋に、右射法本紀、昔厩戸皇子所ㇾ作也、納ニ於伊勢之天器一、而人未ㇾ識ㇾ之、中古傳ニ武家一、世爲ニ秘寶一云々、竹林坊如成、と記し、なほ大成經のまゝに、射法本紀と題して、或射術家に古より傳へ來し秘書なりと言ひおもへるは、いとかたはらいたき事なるを、或人此書を杉ノ森弓兵政所の祭ノ日に、異人より授りたりとて、注を加へて印本とし、又或人は厩戸ノ皇子の縁ある天王寺の古キ藏書にあるを寫しとりて、大成經に脫たる字を補へりとも云へりと、これら此書を尊ぶあまりに出たる妄言にて、いとあぢきなきわざなり、又伊勢貞丈主の家に傳はりたる射藝の書の中より、緊要とある法どもを抄出して、求身抄と題ヶられたる書あり、これも大旨かの射法本紀と云へる書の趣にて疎なりとや論はまし、件の二書轉ひたる後世ざまの射術には、いとよろしかるべけれど、眞の古の射法にみながらかなひがたかるべし、

奇特を巧出し、實に弓道正直の自由を得る人稀也、此故に末世の有様弓の達人をば、時々此堂の矢數を多く通したるものを以て、天下一の達人とするが故に末世にいたるほど久々此事をのみ心として、弓道の誠を失ふべしといへるはさる事也、伊勢貞丈主云、寛明日記曰、正保三年戌四月十四日、阿部豐後守正秋の家來海野仁左衛門と云者、淺草三十三間堂にて根矢千射を仕る、通矢二百五十三本、根の長サ九分込の長サ二寸五分、矢の重サ八匁より十二匁までと見えたり、こは飛場弓力の試といふべし、麻莖(ヲガラ)の如き篦に木鏃をすげ、弓矢ともに種々姦巧を專にして、通矢するとは同じからずと云はれたるにさる事ながら、これも例の堂射のわざの傑出たるにこそあれ、なほ眞の弓矢の道にはあるべからず、此海野が後も、まれ〳〵同じ様にものせし人もきこえたり、そも〳〵古の伏竹の弓は、木弓の外或は內外に竹を伏せて、木の力を助け用ひたりけるを、後には內外の伏竹の弓をのみもはら用ふるならはしとなりけるに、かの通し矢を強て競ひものするにつけては、其を殊更に弦の彈を強からしめむとて、其射手どもの繼々に考出て、弓短く細くして、質の木の中に横竹を堅ざまに二條三條の纖を入て、外の方へ甚く反らせ製り置て、其を押撓めて弦をはぐるが故に、うはべの張強くして矢の飛事はこよなけれど、弓の力堅剛曲々しく荒びて、木弓のごとく底強く弓の力淳からずして、しかも強きに非ざれば射通しがたきを、矢數をさへに多く前の人に射勝らむとて、己が力に應はぬ然る強弓もて、あまたの年月を晝夜いはずいく百千萬の矢を勞き射習ひものする事なれば、尋常の弽にては堪がたくて、大指に牛角などを入れたる四差弽を製り出し、又左手には押手掛とて掌にころびと云ふものを作り付たる革袋をさしはめて用ふる事となれり、こは吉田大藏に、岡助十郎と云へる堂前射手の巧み出せりとぞ、かくても尋常の矢にてはなほよくは射わたしがたければ、いさゝけき竹の鏃めきたるものをすげたるは、いと輕き箭を巧に造りて、射ざまをも試し改めなどして、からくして一日一夜の矢數を射通して、弓の用を盡せりとやおもふらむ、次々に競ひ射て前の射人に矢いくつ射勝たりとて、額などうちていかめしげにいとほこりなるぞかたはらいたきや、貞享の頃、和佐某が例の通矢をいかさまにか射たりけむ、前の射人に多射勝りて、頓て其射處の前に衡木をうちわたしてげり、此後は其木碍となりてかれに射勝る人なしとぞ、繼樣して前の射手に競ひしとは、いたく劣れるこゝろばへなるべし、さて又かの堂射の風の、尋常の的射にもうつりて、かの纖入れたる伏竹の反り高なるを好み、つぐらの數射にも角入のゆがけを用ひたるが、つひに的射にもなにもなべて、用ふるならひとなりて、おのづから射ざまも古とはことなる處の出來、はた上にいへるごとき古ざま

衆、竹林弟子淺岡平兵衞、右之衆十間繼射通す、其外京の人伴喜左衛門弟子關六藏と申仁九間繼射通、同弟子白川仁兵衞と申仁七間繼射通す、壽德弟子京の人黑田彌七と申仁七間繼通す、右の外七間繼射通す衆多し、如ㇾ右に射て（中略）四五年も有所に壽德弟子本鄕佐大夫と申仁、其比大射手大兵成事、昔の爲朝と云ふも、左大夫ほどぞ有べきと、皆人譽たる射手也、然所に本鄕被ㇾ申樣は、繼緣跡さがりに繼申事ひが事と申南のついぢのほどに大釘を打、堂の緣より水をもり緣ろくに十一間繼日數四日迄射る、然れども通矢一筋もなし、本鄕無ㇾ面目ㇾして繼緣とまられける、其時京童一首、「本鄕の力はしらす弓はまた堂はぬけいではぢは左大夫」又一首「壽德めがまつもおしへたまへあたり千に一つは先へやれかし」、此は慶長九年也、本鄕が繼緣ろくに繼たる事を、諸國の射手共聞及射に上る、淺野紀伊守殿衆十二間繼射通せば、越前衆十四間繼射通す、後には南のついぢ迄十九間半あり、是迄しさつて射通す處に、（中略）星野小左衞門、堀助右衞門と申仁兩人は、南のついぢ迄十九間半、堂より北十四間以上、三十間繼射通す所に、射手共集て繼緣と申事は、矢千に一つ射かけて通す事いらざる物と申、又矢數射る事に仕たる事也、信友云、長澤九郞兵衞筆記に、慶長元和の比浪速の戰の有しやう、又其比の世の事を記せる中に、其比弓事はやり候、上方にて師匠仕候衆吉田印西、伴半右衞門、三十三間堂繼椽と云ふ事いたし、堂十間十五間退候而通し申候事はやり申候是も後はすたりし、（中略）或書曰、京都三十三間堂にて矢數を用ふる事、是全く弓道の助とは成べからず、いかにとなれば、上古に弓を學する事は、手前を先として矢數を先とはせず、其故は中りといふものは、其手前正しからざればあたらざるもの也、故に中りを得んと欲する時は、よく弓を學び勤るにあり、故に中りを本とする時は、弓道おのづからすたらず、矢數といふものは弓と人との力にあり、矢數を本とする時は力をのみ勤て手前をつとめず、故に弓道おのづからすたれり、手前正しくして中る時は、矢數といふものも、自然と分に應じて其内に有べし云々、上古此堂を通したる心は、今の人の矢數を用る意にてはあらず、矢十筋の內にて皆通るか通らざるかをためして、其手前の善惡をかんがみぬる也、其實に弓を學ばんもの、いかんぞ此堂にあらんや、されば末世の弓を學ぶものは、他人の耳目を誑さん事をのみ巧とするに依て、かゝる事に樣々の

弓は勝筈にしたるもの也、さのみ遠き計を射る弓に非ず、弓にて勝負をせば、切先届く所にて矢を放せさ申候、尤に被レ存候、何れも尤の由也云々、一宮隨巴が申候、四五間の程にて敵を射るには、大なる根にて射るもの也、少し遠きものを大ある根にて射ては、矢業なしさ申候云々さいへり、長澤九郎兵衛筆記に、大坂敵味方の内にて、弓にて利を得たる沙汰は天王寺にて、細川越中殿衆、弓足輕七人矢壹ッ宛用に立候、後に御取立被レ成御知行被レ遣候由、其外に弓の働は沙汰無之候、然るを治れる大御世となりてよりこのかた、弓矢の道を好む人繼々に出來て、古にもをさ／＼おとるまじき射手世々にこれかれきこえたり、しかるに其射を學ぶものよろづの伎藝とは別にて、幼き比より老にいたるまで、よろづの事はさしおきて、夜晝をいはずいく千よろづの箭數をいたづき射て、心をつくして學ばざればよき射手とはなりがたく、さても軍塲に出てよろひ著て、古にきこえたるごとき射手はすくなかるめり、またさばかりまねびてもくせづきなどして、おのれは狐矢射にて、かの觀德風の理窟になづみて世を盡せるも多かりとぞ、たゞ一わたりかたばかりまねびとらむとするだに、年を積てこゝらの矢數をものせざれば、三四十歩へだてたる的にも、をさ／＼射中がたく、まして軍塲にて强仇を射きためん事などは叶ふべからず、然るにいたしへの人の、さばかり力を盡して射藝を學びたりけむ事は、かつてあるべからず、必しも師にしたがはずとても、いとゞく學び得らるゝ術のありしなるべし、此は、古の木弓の射ざまにつきて、いさゝか上文にいへる事あり、さて近き世となりて、三十三間堂の通し矢とてきそひて遠矢射るわざこそけしからね、すべて此事の始れるもとの由緣、其遠矢射たりしこゝろばへ、又それになづみていたづらわざなる趣を論ひて、武藝小傳と云へる書に記せるを、まづぬき出てこゝに記すべし、その書に云、大塲景重傳書曰、堂を射通初たるは、天正の中比、今熊野猪之助といふもの也、○矢數帳曰、三十三間堂射初し起は、東山今熊野觀音堂の別當、なにがしの坊とやらん弓ずきにて、八坂の青塚遠射の人を以て、今日歸るさに三十三間堂に休み、初てくり矢にて射そめしより事おこると也、愚曰、今熊野猪之助を、今熊野別當さ誤にや、○同書曰、繼緣射通初たる事、天正の末京の人木村伊兵衛と申仁上り、はしごを跡さがりに三間繼射通初たる事也、扨遠矢の筈淺く仕、遠矢弓短く切詰申候事も、秀次公の御時木村伊兵衛仕初たる也、扨又繼緣國々より射に上る、五間六間繼射通す、其比十間繼て射る衆、淺野紀伊守殿衆、吉田五左衛門越前衆、吉田印西弟子山口軍兵衛尾州

儀式は、弘仁の內裏式、その外の式書どもに見えたるがごとし、いづれも武藝を試給ふ式にはあらで、たゞかの漢國の禮典の觀德風をまねびうつして行ひ給へりし事なりけり、さるほどに鎌倉の將軍職始りて後、笠懸、流鏑馬、犬逐物などいふ射儀をもはらとせるは、しかすがにむねと武事を試錬る爲に張行へりときこゆれど、おのづから漸に禮々しくなりたりけるに、室町の將軍家に轉りては、朝家の儀式をも擬(マネ)び加へたりとおもはるゝ事の、はた漸に多くなりもてゆきて、かの觀德風にをさ〳〵異ならぬこゝろばへなる事も打交たるが、後つひに武家故實者など云ふすぢのもの〻出來て、ます〳〵儀式をむねとして、或はこちたき附會ごとを作り出などして、雄々しきものゝふの行ふべき武藝のごとくにあらずなりぬるがきこゆるは、弓箭の道の衰となんいふべかりける、そも〳〵大御國の上世には、弓をばなべて仇に備る重き兵具として、上ニサゾセル、根元狩ノ料ナルコトハコヽニ論フベキニアラズ、事とある時は天皇も大御自執し給ひ、八十伴の男は劍太刀とともに朝よひ身を離たず執用ひて、君を護り身の害を防ぐ具とせる事、遠つ神世より中昔にいたるまでの風になんありける、漢國ニテモ北齊顏氏家訓下廿六丁に、弧矢之利以威天下、先王所以觀德招賢、亦濟身之急務也、(先王以下ハカラ風ナリ)江南謂世之常射、以爲兵射、冠冕儒生多不習此、別有博射、弱弓長箭(一本爲)施於準的、揖讓昇降以行禮焉、防禦寇難了(無)所益、亂離之後、此術遂亡、河北文士率曉兵射、非直葛洪一箭已解追兵、三九(三月九月ノ節ナルベシ)讌集常縻(ツナグ、カヽル、繫也、牛繫也)榮賜、雖然要輕禽截狡獸、不願汝輩爲之、といへる事なり、さるに近むかしの世の亂の比より、軍ノ場に鎗と云ふ者を用ひ習ひて、弓を用る事のおのづから少なくなりぬる程、蕃國(カラ)より持參來れる鐵炮と云ふ者をみてまねび製りて、漸に其業を試み得て、なべて軍場にはまづ必此器を用ふる事とはなりたる也、かくて此器を用ふるに其丸の中りの精く、又其わざの利鋭にして、堅剛を徹す事、丸の輕重によりてはからふ時は貫ざる事なく、いと奇しき者なる事、人みな知れるが如し、そは何ばかりの學ならねど、大かたには其用をなすを、まして年月よく學び得たるはさらなり、故軍場にして遠き程は鐵炮を用ひ、たゞかひにはもはら鎗を用ひ、さらぬ時は刀を用ふる風となりて、戰の道も古とはいたくはげしくなりにたり、さるほどに弓を用ふる事は、ます〳〵まれにして、ほと〳〵廢たるがごとくなむなれりける、天文、武田信玄の撰しめたる武具要說に、弓の事、原美濃守申分、弓にて仕たる事無御座故、申上べきやう御座なく候、山本勘介申分、美濃守申所尤に候云々、一宮隨巴と申射手が申候は、「

（頭書）また聘儀に、聘射之禮、至大禮也云々、故勇敢强有力者、天下無レ事則用二之於禮儀一、天下有レ事則用二之於戰勝一、用二之於戰勝一則無レ敵、用二之於禮儀一則順治、外無レ敵內順治、此之謂二盛德一、故聖王之貴二勇敢强勇力一如レ此也、勇敢强有力、而不レ用二之於禮儀戰勝一、而用二之於爭鬪一、則謂二之亂人一云々、など云ふ事の趣によりて、彼國の代々にもかたばかりのまねびをものせるに倣ひて、皇朝にしてもさらにその儀式を始給へるなりけり、そもそも射はもと畋獵（カリ）の器に製りたるものなるを、兵器に轉し用ひたるものなる事既に論へるがごとく、から國にしてももとは然なりけむるを、孔丘が述れりといふ易の繫辭黃帝以下九事ノ章に、古者弦レ木爲レ弧（ユミト）、剡レ木爲レ矢、弧矢之利以威二天下一と云へるが眞の古傳ならむには、もとより兵器に製れるものなり、（禮記內則篇に、男子生設二弧於門左一と云へるも兵器として重みしたる風俗なるべし、）かくて周武王が殷紂王を殺せる軍にも、もはらこの器（もの）を用ひ世を奪ひ、後にはその射を以て觀德選士の具のごとくとりなせるは甚しき虛飾ならずや、そもそも射は伎藝なり、すべて伎藝は修練の淺深又人の生質にもよりて巧拙ある事にて、

かつて人の德に關（アヅカ）る事にあらず、漢國に名だゝる善射の人、誰かはことに德行ありし、多くは良からぬ人なめり、今の世にも德ある人必しも善射にあらず、善射の人に不德なるが多きをもおもふべし、されば漢國にして射を觀德の藝として用ふる事は、かの國の風として、まことに華飾の虛禮にして、實に射をもて士を選びたるにもあらず、もとより武藝として試たるにもあらず、遊戲にひとしき行なるを、聖王の制たる禮典なりとて、代々に損益して執行へるを、かたじけなくも皇朝にしても、まねび行ひ給へるは、いとあぢきなき御事なりかし、さても觀德風の射儀をまねび給へるは、日本書紀に、孝德天皇三年春正月戊子朔、射二於朝廷一とみえ、又天智天皇九年春正月辛巳、詔二士夫等一、大二射宮門內一など載せたり、此二天皇たちはことのほかに漢風を好給ひ、よろづの儀式どもかの國風をまねびとり給へる其御世の記にみえたるがごとくなれば、件の射儀もきはめて漢意に因りて行はせ給へるものなるべし、（兵器として、武事を試給へるにはあるべからず、）さて其射儀を大射、觀射、射禮などゝ稱て行はれし事、その後の御代々の紀どもに載られ、其恒例の

を夜晝いはずよろづの事をさしおきて勞き射熟ひてものすめり、さて然る製の强弓をことに矢數多く射るには、尋常のゆがけにては堪がたければ、今の世のごとく四指をゆがけの大指に角を入れて用ひ、又押手拭とて掌にころびと云ふものを作付て用ふる事となれり、そは吉田大藏、片岡助十郎など云へる人の巧み出したりとぞ、かくても尋常の矢もては射わたしがたければ、鏃もすげざるいとかろき矢を工に製りて、からくして一日一夜の矢數を射わたして、弓の用を盡せりとやおもふらむ、いとほこりかなるぞかたはらいたきや貞享三年に、和佐某が例の通シ矢をいかさまに射たりけむ、前の人々に射勝りて頓て其射塲の前に衡木(ヨコギ)をうち置たるが餘りとなりて、その後はかれに射勝る人なしとぞ、繼椽して前の人に射勝らむとせしとは、いとことなる意ばへなりけりかくて後尋常の的射にも其風のうつりて、弓も伏竹の彈するときを好みつぐらの數射にも角入レのゆがけを用ひたるが、つひに的射にも何にもなべて用ふるならひとなりて、おのづから射ざまもことなる處の出來、はた上にいへるがごとき古ざまのいつとなくいまのとりかけも、古とはことになりたりとぞきこゆる、かくてなほ按ふに、古の朝廷の行事に、大射、賭弓など云ふを、儀式をせさせ給ふは、武藝を整練(トヽノヘ)試給ふとにはあらで、漢國周の世の始つかたに製たる、燕射、大射などいふ虛飾の儀式をまねびとり給へるものなり、然るは彼國の聖人の例として、禮と云ふ事を事々しくもてなすあまり、諸侯、卿太夫、士などいふ品の臣(ヤツコ)どもに燕(サケノミ)させて、樂聲の節に應せて容儀を整へて弓を射さしめ、侯(マト)に中ることの多少をもて、其人々の德行を觀て、士を選ぶと云へり、禮記射儀に、射者進退周還、必中禮、内志正外體直、然後持弓矢審固、然後可以言中、此可以觀德行矣、また古者天子之制、諸侯歲々獻貢士於天子、天子試之射宮、其容體比於禮、其節比於樂、而中多者得與於祭、其容體不比於禮、其節不比於樂者、不得與於祭、數與於祭、而君有慶、數不與於祭、君有讓、數有慶而益地、數有讓而削地、故曰射者射爲諸侯也、是以諸侯君臣盡志於射、以習禮樂、夫君臣習禮樂、而以流亡者未之有也、

此ほか、かゝるこちたきくだくだしき虛文虛儀いさ多く、なほ周禮又他書どもにも見えたれど、ものぐさくて引も出ず、

マ、

宇治拾遺、例のひかりもの山より池の上を飛行けるに、起ん心もとなくて、あふのきにねながら、よく引て射たりければ、

(押紙)宇治拾遺物語 十二ノ十八丁 に、壹岐守宗行が郎等にて、新羅國へ渡りてかくれてゐたりけるほどに、

此文エラビテコヽニ入ベシ、弓ヲ射ルコヽロバヘモアリ、

そもそも伏竹の弓はしも、製る事のいとこちたくわづらはしくて たやすからず、その白木なるは、降雨にも堪へぬのみかは、照日にも くるひはなれなどす、五月雨の比などは、弦はぐる事だになりがたく、柿渋紙の袋などに入れていたはりおくめり、紀伊國にて 又毛筋ばかりなる疵にも折れ裂けなどすなる、塗たるは其害なきがごとくなれど、たゞ其甚しからぬばかりにて、なほ其害なきことあたはず、射るに難く中るに難く、堅剛物を貫し難き製ざまなるものをたまたまおのづから得たる處ありて用ひむ人こそよき事もあらめ、あまねく此伏竹をのみ用ふる例となれるから、今の世戰場にのぞみて弓もて敵を射きためむものは、百人に一人も有がたかるべし、昔より弓執と言繼來れる武士の道は廢たるがごとし、いと悲しき世の轉變なりと云へるに、おのれが年ごろおもひとりてありつる趣を書さしたる説と、いとあやしきまでに相符ひたるがうへに、みづから木弓射て試たりといへる説の慥なるを聞て、いぶかしがりつるふしぶしもはるけごゝちして、めでたくよろこばしく、すなはち此忠滿の云へる説をもてこゝに書繼ぎつ、

そもそも古の伏竹の伏は、木弓の外面或は內外に竹をふせて、木の力をたすけ用ひたりときこゆるを、かの通ッ矢を強て競ひ射るにつけては、ことさらに內外の伏竹の弓の弦の彈キを強からしめむとて、漸に工を加へて堂弓とて伏竹にものして長をちゞめ、さて質の木の中に横竹を竪ざまに二條三條の籤を入て、さて張るべき方とはかくさまに甚く反らせ製りて、其を引たはめて張るが故に、弦の強く張て彈くがゆゑに矢の飛事はこよなけれど、弓の力堅剛く荒びて、木弓の如く強直に淳ならぬが、しかも強きに非ざれば射渡しがたきを、矢數をさへに多く前の人に射勝らむとて、己が力に應はぬ強弓をもて、あまたの年月

わがみかどにしては神功皇后の御政執給ひし末の比か、應神天皇の專□□坐しける比に當りて記せるものなり、されば其御世の比の弓矢のさまを見も聞もつたへたるなれば、古の考に備ふべし、さて塗レ漆三遍云々、こは漆弓なり、兵部式に、凡武官人等皆用ニ漆弓一其正月十七日ノ大射ノ節ハ文官人モ並同、とみゆ、漆らさるをば白眞弓、また白木弓などいへり、古書どもに見えたり、

かくて伏竹の弓は、もとは弓木の外にのみ竹を伏たるを、後に内外にも竹を伏する事となりたりときこえたるを、□□近世になりて通矢と云ふ、夫、梓弓末マテ通ス伏竹ノ、張るべき方とは、かへさまに甚しく反らせ製り置て、其を引たはめて弦をはげ張るが故に、弓の力剛く荒びて、弦の張強く木弓のごとく強直に淳ならず故におのづから漸其射法も變りつらんを、又後に轉ひて、（こは三十三間堂の通矢といふ事を射始たるより、その料の弓の作りざまの、尋常にもうつりたるが故に、射ざまも轉ひたりとおもはるゝなり、この論は下にいふべし、）今世なべて伏竹の弓射るさまは、八文字とやらむにことさらに足を踏開きて、まづ弓を高くうちあげ、さて弦を前さまに引まはしながら、左の肩の上まで引かるゝかぎり小肘を廻し引著て、左右へ持合ながら、後ざまへひらく勢にて射放つめり、もとより弓の力は堅く荒びてあれば、おのづから射返しと云ふ事をせではあられぬ勢あり、さて其射放てる弦は、始引たる勢のまゝに前ざまをまはりて、弦の彈く力の極りたる處にて矢は放れ行なり、此時左手右手後ざまへ開くを、其いまだ開かざるほどの機にて、矢の弦を放れざれば、的に中らざる理なるが上に、いさゝかも業に失あれば、矢もあらび行なり、故に今の普通の射法にてよく射中むには、こゝらの年月を夜晝いはず射なれて、よく其あぢはひを覺えざれば、よく射中つる事を得ず、又軍塲の射ざまなりとて、つとめて射返せで射もすれど、さては伏竹の弓の勢力にさかひて中リもよからぬもの也、（信友云、應永の比の人、日置範繼が射術の書に、諸用方弦成の事、何れも用の時に弓を射返す事は惡しきなり、第一矢つがひ遲きなり、又取落す事もあり、肝要は矢ずりと筈のかけ合も極らず、射返して徳と云ふ事なし、心得べき事なり、他流には打切といふ事あり、弦にて小腕の内脉所を打なり、當家には是を嫌ふぞ、子細は手先のまくれて弱みとなる間、深く禁じて弦成とさいへり、今此教のごとくして射得たる人のありやなしや、）

（押紙）崇峻紀七丁 大連昇ニ衣摺朴枝間一、臨射如レ雨云々、射ニ墮大連於朴下一、

十戒に木枝ヨリ射ル處、前九年、木ノ下ヨリ射ルサ

たるにて、いまだよくも試ず、もとの方木のふとからむには削りとゝのへもすべし、削りたる木弓はいまだ作り試ず、

(注)信友云、木弓の作りざまはた弭の弱らざらむ儲は、兵庫式踐祚大嘗會新造雜物の條に、梓弓一張、長七尺六寸、槻柘檀准之、長功十五日、中功短功遞加、一日、削成三日（一日小斧削、二日鉋、）作本一日、瑩理一日、造弭角、裁革、纏弭料、理桼、續弦著弓一日、勾本令熟一日、塗漆三遍、毎遍乾二日云々、とあり、これにてそのかみの木弓の製ざまおほかた知られたり、さて削成作本とは、削りて弓の質を作るをいへり、此下文に削箭本とあるも、矢の質を云へり、造弭角云々、こは同式御物の條に、鹿角一隻弭料長一尺とあり、弭を鹿角にて一尺巻きて其上を革にて纏くなり、こは弭の所の撓まざらしめむ料にて、決て良き事なるべし、軍物語に握太なる弓といへるも同じ趣の製にぞあるべき、今楊弓の弭を、弓のほどよりは大に別に造りて、熟したる弓木二ッに作りて、其弭の上下にさしはめてものするも、弭の撓まざるため

にて、おのづから其趣に符へり、大神宮長暦官符に、梓弓二十四張、長各七尺以上八尺以下、塗赤漆、本末波須塗黒漆、以鹿角爲弓束、各纏縹組一丈五尺、並有絃、寛正官符にも、梓弓云々、以鹿角爲弓束骨各纏縹組一丈五尺、これによりておもふに、古の弭の角は、上の方を外へ張出して、其上へ矢を載せ、的に對へて射たるにやあらむ、なほ試て知るべし、かくて令熟とは、所謂弓の本を押撓めて熟すなり、さて又弭は古物も今のごとく中半より少し下りたり、其は弓の長さによりて、便よかるべくはからひたるものなるべくおもはるれど、然のみにはあらで、木弓は丸木はさらなり、削りたるも丸木を削りて製りたるべければ、おのづから本の方は木質剛くして、弭を下げされば矢、勢の弱きが故なるべし、もろこし籍魏志に、倭人云々、兵用矛楯木弓竹矢、木弓短下長上、と云へり、おのがもろこしわたりの戎國の、角弓、鯨弓などは本末同じ力に製りたるものにて、長も短ければ中半に弭あるを、それに異なる由を云へるなり、此書は晉の世に陣壽が著せるものにして、

る也、くすし指の事を云はざるは、當時の尋常なりしが故なるべし、さて此射法記の事は下に論ふべし、さて又ツレ〴〵艸九十一段、或人弓射る事をならふに、もろ矢をたばさみて的にむかふ、師のいはく、初心の人ふたつの矢をもつことなかれ、後の矢をたのみて、はじめの矢をなほざりの心あり、毎度ただ得失なく、此一箭にさだむべしと思へといふ、わづかに二の矢、師のまへにて、ひと矢をおろそかにせんとおもはんや、懈怠の心みづからしらずといへども、師これをしる、此戒萬事にわたるべし、

右手の肩口の下、胷乳の上へのあたりまで引つけらるるなり、かくものして引固めて、左手にて押ながら弓倒シに射放つ時は、信友云、かの門部府生が射ざまを引かためて、さろ〳〵と放ちて、弓だふしゝてと云へるはこれにて、さろ〳〵とは今ノ俗にザリ〳〵と云ふあぢはひなるべし、さて古射には弦をきりつけたる事は、上に矢束の事を論へる處にくはしく云へるがごとし、目的に中る事も、堅剛物を徹す事も、信友云、日本書紀應神天皇十二年、盾人宿禰高麗國より獻れる鐵的を射通せし事見えたり、伏竹にくらべてはこよなし、但し弓を射返す事なく射放ちたる右手は、絃を放ちたるまゝにてあるなり、信友云、此形古畫どもみなしかり、今は指を開く事を嫌ふめり、さて其は何ばかりの矢數をもものせざりつれど、さばかりは射得たりき、今は此江戸の所せきわたりに、ことに暇なくて侍らへば打廢ぬ、誰しの人も今云ふごとく心得なばたやすく射得つべきなり、信友云、太平記に、菅丞相の射給ふ事を記して曰、雪のごとくなる肌をおしはだぬぎて、打あげて引おろすより、しばししをりてかためたる姿、切て放したる矢いろ、弦音、弓倒し、五善いづれもたくましく勢ありて、矢つぼ一寸ものかず、五たびつゞをしたまひけりと書るは、太平記を書る比の射禮の法をもて書る作者の潤飾文なり、それよりもはやく、明衡往來企二射的一由の消息文に、五善の躰更無レ所レ避、といへり又壒囊抄に、射の五善とて載たるは、和志、和容、主皮、和頌、興舞とあり、こはこゝに漢國風にて論ふにもたらず、今の世楊弓とてある戯射の法を心得轉して射むには、おほかた其法を得べし、楊弓のいとよく中るものなるは、おのづから本弓の古の射法に符へる處のあればなり、さて木弓の質は始より張べき形を、おほかたに熟し置て作るなり、すべてをいはゞ、長は今のよりはやゝ短くすべし、されど あら木のほどは、力つよければ長くもすべし、木の力によりて己が力に應べくもはからふべし、又弦なれて弱はりたらむには切て短くもすべし、但しやゝ弦なるゝ時は、弣の所弱くなりて、矢を追ふ力のかひなくおぼゆるなり、さて木弓は始より張るべき形を勾め熟し置て後弦をはぐべきなり、但し今いふ作りざまは、槻のさ枝にて、丸木弓をかりそめにみづから作り試

有従五位上伴宿禰和武多麻呂、亦傳此法、由是後生武士、長効兩家之法、頗有異同、大體惟一也、と見えたり、さて此容儀といへる事、覲射の禮にはさる事もありなむを、其容儀を後生ノ武士、長効兩家之法、とある事となりたるは、いとあぢきなき事なり、然る法に拘はれるから、おのづから射術もこちたくねん〳〵しくなりて、古の淳直なる射ざまも變りそめたるなるべし、されどなほ古ざまにいたく違へる事はあらざりけむ、又建久二年の吉部秘訓抄眞巻弓矢の事の下に、近代弓師事、近來以敦方公私爲師、敦方子敦經又死畢、當時習傳者不聞、諸道皆欲絶歟、今度忠季朝臣習隆房卿、内府(忠親公)被尋敦方、而稱被忘却之由云々、信清、定忠、忠行等、爲定能卿弟子、とみえたり、漸に又其傳すら癈行たるなり、なほ下に論ふ趣にも合せて、熟々考あぢはふべき事ぞ、

(押紙)按に筈のとりかけざま、古は今と異なり、其は多賀高忠聞書に、ゆがけの指を繼事、頼朝大將の御時、富士の巻狩の時、久しく狩をせらるゝにより、大指とくすし指の革弦に強く當る間破れたり云々とあり、今のなべての射法のごとく、大指の頭に中指人指をかけて射むには、くすし指に弦の殊さらに強く當るべきにあらず、然れば古の法は、弦を大指の腹にかけ、大指の頭にくすし指を加へ保ちて射たりしものなる事決し、後三年合戰繪、その外古畫どもに、かならず矢筈を撮みたるごとく見ゆるも、今論ふごとくものせるさまを畫たるが、撮みたるごとく見ゆるなり、さて然ものする事は、くすし指は柔にして力あり、又拇腹も柔なれば、如此して射發る時は、弦に指逆碍ら□□□が故なるべし、今揚弓の戯射にも大指とくすし指とをもて、筈を撮みて射れば、弦に逆はで其わざよろしとて然するものもあり、おのづからこゝろばへ似たり、又然して筈をとりかけたるところを畫けるが、今とは異に臂を下げたる容なるは、おのづからしかものすべく、さて其まゝに引ときは、おのづから上にいへりしごとく□□あたりまで引滿べきなり、これらみづから其狀をまねび試て悟るべし、射法記に、懸以拇腹、不以頭高、といへるも、弦を拇の節に懸ずして腹に懸よと云へ

れむがうしろめたさに、たゞ心やりに書つけおくになむ、かく下書をものし置て、なほ古書に見えたる事どもを書加へてむと、或日その料に書ぬきおけるものなどとりあつめなどするをりから、とし比、親しかりつる陸奥の會津の君の御侍佐藤忠滿の訪來て、例の物語せむとする、待たまへ、そこには武藝に堪給へりときく、弭つけて木弓射る道や知り給へると問ふに、知れり〳〵、おのれ故郷の會津ゐなかに在りし時、古ざまの弓射て見むと、槻のさ枝打切りて丸木弓を作り、さま〴〵に射試るに、表弦力なき故にや、矢の勢弱く遠に及がたし、こゝに於て丈夫の鞆の音すなりてふ大御歌をおもひよりて、在あふ革をまろめ、小腕に縛ひ著て射試たるに、矢の飛事の疾くして遠にも及る、其は弦の力の弱はらぬ間に鞆に受るによりてなり、かくて己が射試て定たる法は、今世のごとく事々しからず、立たるまゝに弓立して、信友云、古書にみえたるさま皆然り、弓腹ふりおこし目あてに立むかひて後は、始より一道に矢つぼをねたましげによく見つめ、打あげて引おろしさまに遠近をはからひて、左手の拳を目的に對へ正しく定置て、弦を眞直に引わたす時は、

(注 信友云、こゝに擧ぐる忠滿の說、古書に見えたる趣におのづから符ひてきこゆる處をば、かくのごとく、其條々の下に注しつけ、又いさゝか己が考をも云べし、さて忠滿の打とけ言にいへる詞を、古書に符へる趣なるは、其古言に改めて記せる所あり、これおのづから古に符へるが、めでたくおもはるゝによりてのしわざなり、さて按に、上にも引出たる今昔物語に、門部ノ府生が賭弓の定の射ざまを記せる文に、弓立して弓をさしかざして、しばしありて打あげたれば、といへるまでは、たゞ容儀のみなるべし、爲忠朝臣家百首に、弦月、親隆「まゝ木射る大宮人のともすればかさして立てる弓はりの月」とよめるも容儀にて、弓を打あげたるまゝにて、しばし引ずしてあるさまによそへて、かくよみなせるなり、さて容儀と云へる事は、公卿補任に、中納言紀朝臣勝長卿の傳に、歩射容儀應レ爲ニ師模一とあり、此主、大同元年に、五十三にて薨給へり、又續日本後紀承和元年の下に、紀朝臣眞道の傳に、門風相承、能傳ニ射禮之容儀一、大同年中、

るにあはせて、武士どもも射る事を專として相競ひたる中に、大なる男の力の勝れてをゝしきが、おのづから其業を得たるがありて、强弓に大矢をはげ、或は遠矢を射など、よろづしたゝかにものせるに競ひて、おのもおのも劣らじと强き弓を用ひ、矢束も長く引まさむとするにつけては、弓の長も昔とは長く作りなどして、（後のものながら、高舘草紙の詞に、長矢束の大弓と云へる心ばへなり、）おのづから漸に弓箭のさまも射ざまも、古とはうつりかはれるものとこそおもはるれ、東鑑（建仁三年）佐々木重綱が事を載たる條に、山門堂衆追討之時掛一陣被討云々、高綱入道聞之、勇士之趣職墳以兵具爲先、甲冑者輕薄、弓箭者短少也、是尤爲故實就中如山上坂本邊歩立合戰之時、可守此式而重綱甲冑太重、弓箭太長、（長字印本兮に誤る）不相應主之間、更不可免死云云、果而不違其旨とあるを意を深めて考合すべき事なりかし、かくて亂世に精兵の射手の弓を强からしめむとし、又遠矢をも射むには、弦のつよく彈くを好むあまり、伏竹の弓を製りて物せる事となりたるに、さらぬ尋常人も、をゝしからむの心のすゝみにしひて、きそひまねびて、伏竹を用るならひとなりて、つひに射さまにも、異なるところの出來たるなるべし、かくてつひに古ざまの木弓は、おのづからすたれたるにあはせて、鞆を用る事は、たえて無き事とはなりつるものなり、（されどそのゝちも、公事の觀射の式のみには、眞卷弓矢を用ひて、鞆著て射る事のかたばかりは遺れりけるを、それも後々は廢れ果たりけり、さて此鞆の事は、別にくはしく云べし、）己若かりし時より、おろおろ右に論へる趣をおもひて、かりそめの木弓を作りて射試るに、弓の力底にぶく强く、表弦（ウハツル）は緩くして射放つに矢の勢鋭（ト）からず、はた遠に及がたかりしかば、按ひしがごとくはあらざりけり、まことの古ざまはいかなりけむとおもひなづみてのみ在經けるに、此ごろ眞の鞆を得て摸し張らせて、又例の射試るに、弦の力勢（イタ）の弱らぬ間に鞆に當る故に、矢の飛事速く遠きに及る事前に射たりしとはこよなし、かくてぞ古へにきこえたる鞆は、木弓射る料の專とある具なりけると始て悟りたれど、（鞆の圖説は、別に記せり、）おのれもとより此術をなにばかりも學ばされば、拙しともつたなきが、今は梓弓五十に多く餘りぬる老の身に、いたづきさへいりにたれば、今さらに射ならはむ事もかなひがたし、又みだりに語らはゞ、こだいなるしれ翁が、精兵のすびきなりとのみおもひいは

て、まことに生の涯にも能く物に射中る事は難き業なりなど云ひしらふめり、さる定に學びてだに鎧兜著よろひてはさばかり引まがなふ事あたはず、古の射ざまこそこちたからずすなほにして、學びやすくしてまことに便よかるべきなり、今射るわざを、見なれぬものに射さしむる形ぞ、おのづから古の射ざまに近かるべき、しかるを保元平治などの物語をはじめ、何くれの軍物語に、益荒雄の射る矢束を稱へて、十三束、十四束、十五束など云ひて、それになほ幾(イク)干伏(ツフヤ)など見え、まれ〳〵には十八束と云ふもみえたり、されどこは今世の射ざまのごとく、肩の上まで引つけたらむにも、さばかりの矢束はをさ〳〵引るべからず、まして鎧著てはいかにすとも引るべきにあらず、室町將軍家の武士の書たるものに、諸書當用抄、小笠原家大双紙、矢は己が手にて十二束なり、十三束十四束なるもあれど、そはいとまれなる事の由いへるも、尋常今の射ざまのごとく引く上をもて云へるなり、長門本の平家物語に、齋藤實盛が東國武士の弓勢の事を云立たる詞に、十二束、十三束、十四束を射るものこそ多く候へと書る十二束は、衍字なるべし、これをおきて軍物語どもに、十三束よりこそあれ、十二束といへるは見えたる事なし、そは十二束は肩上まで引わたす、おのづからなる體の度にて、尋常の矢束なればなり、大かたうひ學の人は、己が手にて十二束だにたやすからぬわざなるを、それに一束も引まさむは、いとまれなる事にて、たま〳〵、肘(カイナ)の長き或は胷の廣き質の人ならであらざるめり、異本保元物語に、源爲朝の事を、其長七尺計、生れ附たる弓取にて、弓手のかいな妻手より四寸長ければ、矢束を引こと十八束、(普通本又一本には十五束)云々、又爲朝を虜りたる條に、息災にては後惡かりなむとて、肘をぬきて伊豆の大島へ流されけり、かくて五十餘日して肩つくろひて後は少し弱はくなりたれども、矢束を引事いま二ッ伏ぞ引まさりたれば、物の切るゝ事むかしに劣らずといふ事もみえたり、さて上に中人の矢二尺七寸許といへりしは、中人の手にて十二束の長をもて云へるなり、さて又軍物語どもに云へる長矢束は、その尋常ならぬ由をおもしろく語らむとて、潤飾れる詞と聞ゆれば、平家物語に、淺利與一義成が事を、大の矢のわが大手におしにぎつて、十五束三伏ありけるをと云々と見えて、わが大手にてさこささらに云へるをおもへば、なべて長矢束の事を語る詞は、勝れて大なる男の矢を、中人(ナベテノヒト)の矢束にさりて云へる詞ならむともきこゆめれど、文のさまさはきこえずよみあぢはひてしるべし、淺利が事を云々といへるは、ここにめづらしくおもしろく書なせる文にて、めでたき語り詞なりけり、なべて慥なる證とはすべからず、保元物語源爲朝最後の段に、最後の矢を手淺く射たらむも無念なりと云、矢比少遠けれども大鏑を取て番ひ、小肘の廻る程引詰てひやうと放つ、水際五寸計置て大船の腹をあなたへつと射通せば云々といへり、後世の射ざまにては、小肘の廻る程引詰るは尋常なるを、かく云へるにても、此物語書る比は、尋常には然ばかり引かざりし事知るべし、かくて中昔より、しば〳〵軍の起れ

りては、弓の力の強弱をはからふべく、又人々の好むところもあるべければなほこちたし、然るを近世となりては、並べて曲尺にて七尺三寸ばかりと定まりたるがごとし、然るを兵庫式に、御梓弓長七尺六寸は、そのかみ大かたの弓のほどをもて定られたるべければ、並ての例とは別なり、吉部秘訓抄に、建久二年の經房卿記を引て、眞弓の本樣を、惣テ弓ノ長七尺六寸五分とあるは、そのかみ弓の故實はわすれゆきて、觀射の式のみ專とせる上より、おのづから弓ノ長に定あるごとくなれる一説なれば、こゝに論ふ證にはさりがたし、○矢は人々の矢口のほどに應へて作るべき事、今の其定なれば、論もなきを、古の矢の今の世に存れるもの、後世にくらべてはなべて短し、其は古は今とは射ざまの異なりしが故なり、さて其古矢どもの長住吉神社に藏たる靫に差たる矢二尺三寸六分、法隆寺なる鳴鏑矢二尺三寸四分、征矢二尺三寸、天王寺なる聖武天皇の御物なりと云傳る鳴鏑矢二尺一寸五分、熱田神社なる篦の矢二尺四寸五分、杵築大社なるは二尺六寸八分ありとぞ、又下野國那須郡温泉神社なる鏑矢二尺二寸二分なると、二尺四寸七分なるがありと云へり、こは那須資高が奉れるものなりと云傳ふれど、いかゞあらむ、かくてこれら古物にはあれど、時代は詳ならぬを、大神宮式の神寳に、征箭一千四百隻、長各二尺三寸、鏃長二寸五分云々、また箭七百六十隻、長二尺四寸、鏃ハ鉼と載られたり、此ハ一寸の長短あれど、鏃ごめにては同じ長なる事、イタツキの考の下にいへるがごとし、又吉部秘訓抄に、眞卷矢の本樣長二尺四寸とありて、大神宮式なる鉼鏃の箭の長と相同じ、かくてこれらの矢長、今世の射ざまにて、中人の尋常の矢長二尺七寸ばかりなるに合せては悉く短し、古き繪どもに射るさまを書たるに、意とゞめてあまた見たるに、いづれも右の胷乳の上、或は肩口のあたりまで引つけたるさまに書きて、今ノ世のごとく肩の上まで引つけたる狀なるは、一ッもある事なし、かくて其古ざまに引ときは、上に擧たる古の矢長にて、ほどほどにつけて應ひぬべきをも證とすべし、今世の普通の射法はいと事々しく、足を踏張身構して、さて打上げて引わたすほど、弦を前ざま引まはして、肩の上までしたゝかに引著て、左右の力を等しく整へ滿る上に、おのづから弦の放るゝあぢはひにて、矢の飛行やうにものするにつけて、ことの外なる理を言ひたてゝ、いと重々しげなる業として、そをよく學ばむには、よろづの事はさしおきて夜晝いはず、十年廿年にあまるまで、いく千萬とも數へもあへがたき矢數を勵み射てだに學び得ることのかたくし

弓矢古義推考

上世の弓矢のほどは詳に知る由なければ、古のものの今も稀に世に存れるをもて考るに、法隆寺に上ッ宮ノ太子の御物なりとて藏たる、木弓長六尺に少し餘れりとぞ、東大寺藏丸木弓長五尺五寸九三寸一分、山城國靜原ニ宮と稱ふ神社に藏る、天武天皇のなりと云傳へたる木弓六尺八寸五分ばかりありとぞ、大神宮式の神寶には、梓弓二十四枚長各七尺以上八尺以下とあり、（延喜式の頃は、既に今の曲尺と相同じ、）

（押紙）蝦夷弓長五尺計、ヲンコ叉ヲヒヤウナドイフ、木ヲ丸ク削リテ造ル、弦ハ藤蔓ノ心ヲモテ縒合セタルヲ用フ、至テ强シ、矢ハ三尺計ノ竹、眞羽二枚付ル、鏃ハ木ニテ責ヲスルタメチラフ事ナク中ダメシ、更に外ヅスコトナシ、多ハ振返リ射ル、鐵鏃ハ内地ヨリ渡シタル出刄庖丁□□□中ヲクル、砥ニテヲロシ作リテ秘藏ス、（忍草末卷ニモエゾ弓、）

（押紙）景行紀ニ、蝦夷ノコトヲ、器藏ニ頭髻ニ刀佩ニ衣中ニトミエタリ、今モ彼島人ノ弓矢ハ短少也、

（押紙）雄略紀二十三年、吉備臣尾代、蝦夷ト戰ヒ箭ヲ射盡シテ、タケブサマヲ記サレタル文ニ、尾代乃立ㇾ弓執ㇾ末而歌曰、云々、コレ弓ノ短カリシサマ也、

年中行事ノリ弓ノ人物、ハリ弓ヲモテルサマ、今ノサマトハミジカシ、糸ニハカリミルニ、其人ノ長ケト同ジ、引ワタシタルハ少シ長シ、ヲノヅカラシカカ、ルベキモノ也、畫ニヨリイフベキニハアラネド、一ツノ考ニハソナフベキ也、コノ畫ヨキ繪ナレバ也、

雀矢、シ、ヤオヒタル雀ノコト、

また伊勢貞丈主の記されたる書に、家に傳藏る康正元年の銘ある木弓六尺に少强れり、享保の頃鎌倉より出たる樋かたきる木弓五尺ばかりありと見えたり、（此ほか古き木弓の存れるがありて、六尺餘或は七尺餘までなるを、聞およべり、）かくまち／＼にして定まれる事なく、中むかしの軍物語などにも、まち／＼なりしと聞ゆるを、足利家將軍の頃より、武家の式故實などいふ事をさだして、弓は己がたかばりにて七尺五寸と定めたるは、人々のほどに應ひて、大かたはさるごとくきこえたれど、それも木弓にと

弓矢古義推考

弓射る事の起は、遠く神世に始りて、もとは獸を射獲(ト)る料に作りたる器なるを、敵(アダ)なふものをきためむとするにも便よきまゝに用ひたるが、つひに兵器となりたるもの也、そは古事記に云々、（太刀も神世よりありたり、これももとは獸などを斷ち屠る料の器なるを、兵具となれるなるべし、今の俗にいやしききはものが人を害(コロ)さんとて、庖丁刀或はナタ鎌などあるにまかせて用ふるも同じこゝろばへ也、）

（押紙）ヒタチ風土記十五丁オ行方郡條、有ニ波都武(ハヅム)之野ー、倭武天皇停ニ留此野ー、修ニ理弓弭(ユハヅチ)ー因名也、弓弭ノ貢ト云フハ、射獵シテ貢奉ツル歟、ソレニテモ弓ハ獵具ナル稱ナリ、古事記弓弭貢ノ傳、又此等旨正ミルベシ、東大寺什物ニモアリ、

かくて古の弓は右にもいふごとく、木のみにて造たるものなりし事は、旣く人々のさだしおかれつるがごとくなれば、今さら云べくもあらず、さるを中むかしより伏竹の弓も出來初て、それがやう〳〵にひろまりて、近世はもはら伏竹なるをのみ用ふる事となりぬるにあはせて、おのづから古の射ざまは失はてたるがごとになれりける、故今むかしのあとによりて、これかれ論はむとす、そも〳〵おのれいとわかき時、いさゝか射術を學びたりけるが、おもふ處ありて打やめたればことに拙きを、今此事をさだせむは、所謂すびきの精兵にて、人わらへなるわざなりとおもふものから、なほおもふ所ありてのすさびになむ、

るすぢにもやあらむ、と試に系り記したるものなるべきを、しかことわりて記さゞれば、うちまかせたるまことの系圖のごとおもはれて、なか／＼なるものぞこなひなる書にぞありける、さはいへど此市助は、この若狹の國内の舊事に、何くれと意いれて記せるものほかにもあるを、さきに見たりき、志はあつくまめやかなるをのことおしはからるゝに、そのかみなべての世のもの學のおろそかなりつるふりにならひたるにて、いとあたらしき事にこそありしか、さてその增補の書の跋の言に、後世博物の君子我が不才をさみせず書副、たまはゞ泉下にありて雀躍すべしといへるも、おほかたのへりくだり詞にあらず、まことにしかおもへりときこえてあはれなり、おのれも不才なれど、よろづに學びの道のひらけたる世のふりにならひて、此考にしるせるばかりはおもひえつれど、なほひがめる事の多かるべきを、また後の人のつぎ／＼にこそ、

此考は、もさ一枚ばかりの紙にしるして、削もし書そへもして未稿本にだにも書加られず、標紙の中におしへされてありしを、捨難く思ひて此所に書そへ置つ、

藤原輝實

れば、宿りの近どなりなる園に、一木の復花の、いとうるはしく開たるをぞ見つけたる、そのとき、

咲にほふ小春の園の稚櫻
　はやしとやいはんおそしとや云はむ

とざれ歌よみて興じける因に、ふとかの市磯ノ池の古事によりたらむ、國の名にもやとかつ〴〵考へ始めたりけるを、より〳〵に考をへて、とりすべてけふかく下書をものせるになむ、

文政八年正月元日　　伴信友稿

右の考ども、元本は二まきなりしを、寫とりて一巻とせり、翁自筆の稿本、あるは消あるは書入、朱筋紛々たる本を以うつす所、實に正本とすべし、

文政九年八月廿三日　　元飛の屋善一（花押）

かく記せる後、安永六年、鸕鷀坊散人と云ふが著はせる、増補若狹國守護職次第を見る、この散人が名を尋るに、板屋市助といひし小濱の商人なり、それが住めりし坊を鵜羽小路といふによりて、みづから鸕鷀坊散人と呼たりとぞ、さて其書に、履仲紀三年十一月の條に見えたる膳臣余磯に、稚櫻部臣の號を賜ひたる章を擧て、本國を若狹といへる事は、稚櫻氏の領地せる國の名に呼たるなるべしといひて、國造本紀の荒礪命の文を擧て、考めきたる說も書たれど、すべてとゝのはぬ書ざまにて證とすべき說も通えず、さるがうへに、磐鹿六雁命の子を佐白米命とさだめ、その子二人ありとして、兄を余磯、弟を荒礪とさだめ余磯の子に長野を系りて、其流を膳臣なりと定めて、書どもに見えたる同じ氏名の人を系りて、おしあてに系圖を作り、又荒礪命の子に斑鳩を系りて、高橋の祖として同じ趣に系圖を作りて、二門の系圖を作り定めて載たり、そは古書どもにさらに證なき事なるを、しひてみだりに定め作るべきにはあらざるを、いにしへ忍ぶ意やりに、同じ氏名につれたるゆかりをたづね、おほよそに時世を考合せなどして、かゝ

月戊辰の下に、太政官奏、去ル承和五年十一月二日、美濃ノ國言、管惠奈ノ郡無ニ人任使ニ、郡司暗拙、是ナ以大井ノ驛家ノ人馬共ニ疲、官舍顛仆セリ、因茲坂本ノ驛子悉逃諸使擁塞、國司遣ニ席田郡ノ人國造ノ眞祖父ニ、令加ニ敎喩ニ、於是遁民更ニ歸連ネ、蹤ナ不絶、遂ニ率ニ妻子ヲ各有ニ本土ニ云々とあり、和名抄可兒ノ郡に、大井鄕また驛家あり、惠奈ノ郡に坂本鄕あり、いま木曾路の大井宿と中津川宿との間に、坂本村ありて古驛なりと云へり、承和の頃大井は可兒郡に隷て、其處の驛子は坂本の民の中より妻子を率て、驛家に來居りしときこえたり、おもひ合すべし、（美濃國古跡考と云ふ書に、天平勝寶二年の文書に、可兒郡驛家鄕主といへる稱ありといへり、こはそのかみ驛長の外に、鄕に准へて鄕主と呼ふもの、ありしなるべし、）但し延喜民部式に、諸國の驛名を載せて、徒に驛家といへるはある事なく、またなべての驛の事をも驛ともいへり、さて和名抄に收たる郡鄕名は、奈良の朝のころしるせるものによりて、其まゝを載たりと見ゆれば、延喜式のしるされざまとは異なる趣あり、そのこゝろしらひして辨ふべきなり、さてこの驛家の唱さだかならず、まづ天武紀に驛家、また驛と書るをも共にウマヤとよめり、六帖に「東路のむまや／＼とかそへつつ近江のちかくなるそうれしき」とよめるむまやこれなり、色葉字類抄末ノ部に、驛家を厩ヤ、又驛をウマヤタチとよめり、厩ヤはウマヤの約りたる唱なり、ウマヤタチは驛發の義にて、こは何ぞの文中に用語によめる訓を採り載せたるなるべし、然る例此餘にも見ゆ、また同書也部にも驛家を出してヤカとよめり、驛は譯と同じく余石切にて、エキともヤクとも通音に呼て、其を連語に約めたる古の唱なるべし、また名目抄には、驛家をエカとあり、こは驛をエキの音に呼て約めたる唱なり、かくとり／＼にはきこゆれど、なべてはウマヤと唱はむぞおだやかなるべきを、たゞの驛と驛家との差別いま己が考のごとくならむには、事別てはいにしへの唱に隨ひて、ヤカまたエカとこそいふべけれ、

（◎稿本若狹國造卷尾に、信友翁及えひの屋善一の奥書あれば、ここに挿入す）

此若狹の國の名の考へは、往し廿年あまり前のことなりき、己ルが產土の若狹へ君の御供して小濱に在けるとき、十一月のはじめ、和暖なる日、櫻ノ花の一葩二ひら散り來れるを異しみて、其處此處尋け

葉集の歌人に、三方ノ沙彌、續紀に、天平寶字五年十月、內舍人御方廣名等三人、賜二姓三方宿禰一など見えたり、これらの中に、もしくは此の地名に因れる氏はあらざるか、さて當國守護職次第に、應永の頃、三方若狹守範忠と云ふが見え、此ほかにも三ノ方某といふが見えたれど、大飯郡大島村長樂寺の古き棟簡にも、正長元年十二月二日、願主三方若狹守惟宗ノ氏範、と云ふが見えたり、これら此の地名を家號とせる國人なり、

○驛家　この地今廢て知られず、いま按ふに、此は兵部式に、若狹ノ國驛馬、彌美野飯各五匹と載られたる彌美ノ驛家にて、その地は、今の山西ノ鄕鄕市村のわたりなりしなるべし、其は驛を置るゝ里數等の令に據りて考たるにて、其らの事は、因に既に遠敷ノ郡野伊ノ鄕の條、濃飯ノ驛の事を說へるところに云へり、ここにいふと互に幷せ辨ふべし、さてその鄕市村今耳ノ庄にはあらざれど、古へ彌美ノ鄕の內なりけむ事上（其鄕の下）に辨へたるがごとし、また耳川と云ふは、水源新庄山より出て、佐野、與道寺二村の民居の側を流れて、通道鄕市村を截て海に入る、今なべて鄕市川と呼ぶ此なり、今此ノ鄕に別に彌美と稱ふ地なくて川名に云ふも、彌美ノ驛家の在し故ならむかともおもはるゝなり、そも〳〵和名抄に載たる諸國の驛家、凡七十六所、今慥に其號の存れる所をきかず、たゞ伊勢鈴鹿ノ郡に古馬屋村、飯高ノ郡に驛田部村、備中都宇郡に驛里庄、と云ふが古の驛家のなごりならむかと聞およべるのみ、（攝津國の古き圖に、西成郡に驛家としるせる處見えたれど、其レも今は詳ならずとぞ、）按ふに其驛の今ノ世まで廢らで在るは、其地名をもて呼ひ、其驛廢れたるは、その地名を呼ふ事となれるが故なるべし、出雲風土記には、其驛家と地名を擧て記せるが、共ニ廢れて今地名は遺れゝど、驛家とは呼はぬをもおもふべし、なほおもふに驛家は舊よりの村居のなき所に行程地勢の便に隨ひて、別に人馬を設置るゝ所を驛家と號たるにて、並ての鄕の趣とは別なりけむ、（なべての村居ある處を驛と定られたるは、某ノ驛と稱ひて、驛家とは稱へざりしなるべし、但し驛家も後に尋常の民のいできて、戶數の足らひて里と成れる處もありしなるべし、）書に見えたるは、天武紀に、伊賀の隱ノ驛家と見ゆ、出雲風土記にしるせる例ぞ、鄕の末に別に某ノ驛家と載せて、又これに屬ける里ある事無きをも又おもふべし、續後記承和七年四

の中間にあり、中のうみといふ、故レ一ッは久々子村の南にありて、周廻二里餘久久子うみといふ、もとは其三ッの湖の東面の濱邊をさして廣く三潟と呼へるが其わたりの大名とはなれるなり、西面は山にて民家なし、遠敷郡羽賀村羽賀寺の舊記、又三方郡佐田村佐田氏の舊記に、此郡名を三潟と書り、寛文の頃、長崎の僧玄光が作る氣山村の干潟觀音の緣起にも然書り、古より當國にしては其義を得て然も書來れるなりけり、かくて潟とは打まかせは海にまれ湖にまれ、水の寫去たる地を云へど、和名抄に、潟文選ノ海ノ賦云、海濱廣キ潟アリ、師說ニ加太、新選字鏡に、灘ハ淺水曰顯加太、萬葉集に、塩干ればともに潟に出て云々、また鹽滿來れば潟を無み、轉りては其わたりかけて廣くも呼へり、難波潟、播磨潟、石見潟、明石潟、鳴見潟、淸見潟などいふこれなり、筑紫潟など國ノ名にかけて云ふも、又轉りて廣く呼ひならへるものなり、然るを某賀多と云ふ賀多は、すべて縣の義なりと云へる說あれどしか偏には云ふべきにあらず、また今湖を某潟と呼ふ處多し、これも轉りたる呼ざまなり、そは越後なる湖に、新潟、鳥屋の潟、福島潟、白蓮潟、鎌倉潟、鎧潟、赤佐潟、日潟など呼ひ、其中に新潟は湖水の大海に流出る邊を呼ふ名なるを、其海邊の湊の地名にもおよぼして呼べり、かくて件の湖どもを事ありて合て云ふ時には、湖二ッを二潟、三ッを三潟など呼ふ例ありとぞ、當國の三潟に思ひ合すべし、又越中の布西湖の邊をなべて、徒に潟と云へりと、國人話へり、このほかにも湖を潟と云ふは、陸奥の津輕に十三潟、其わたりを十三濱と云へり、出羽に大方ノ八郎潟、また象潟、こは地名にも呼へり、又佐渡に湖へ東より川の流入邊を潟上といひ、湖の東端に潟端村と云ふがありとぞ、猶あれど煩はしければ云はず、さて和名抄但馬國氣多郡に、三方郷、二方郡に二方郷あり、此地名の事はいまだ考へず、かくて三方と云ふが地名となりたる上よりは、湖を三方のうみとも云へり、然いふも古き事にて、萬葉集の歌に、若狹在、三方海之、濱清美、伊往變良比、見跡不飽可聞、とよめるこれなり、

(注) 續紀天平十九年十月、勅曰、東宮少屬従八位上御方ノ大野カ所願之姓、思ニ欲ス許シ賜ハント、然ニ大野ハ父於ニ淨御原朝廷ニ在ニ皇子列ニ、而ニ緣ニ微過ニ遂被ニ廢退ニ、朕甚哀憐、所以ニ不レ賜ニ其姓ニ、と見えて、此後從五位下圖書頭までに爲されたり、姓氏錄左京皇別、甲能氏は、此大野の後と見えたり、また續紀に、寶龜三年正月、授ニ無位三方ノ王ニ從五位下ニ、と見え給へる名は、もしくは此地名を負たまへるにはあらぬか、此頃の王等は、多く地名を名に負たまへり、但し同紀天平感寶元年四月の下にも、授ニ無位三形王從五位下ニ、とありて、下文には三方王とあり、萬葉集には三形王と書り、此王の初の叙位しか混はしくきこゆ、今ある本どもには寫誤あるにや、又萬

る船なるが故なるべけれど、かつは能登を和(ノト)の義にとりて祝たるなるべし、此地名もしくは和(ノト)てふ言を、何ぞの由ありて負せたにろやあらむ、和名抄に、能登國能登郡あり、續紀に、養老二年五月、割二越前國之羽咋、能登、鳳至、珠洲四郡一、置二能登ノ國一、帳に能登郡能登ノ生國玉比古神社、また能登比咩神社今能登村にあり、國造本紀に、能登國造云々、大入杵命ノ孫彥狹島ノ命チ定二賜國造一、古事記に、大入杵ノ命ハ能登ノ臣之祖ナリなど見ゆ、當國の能登もこれに緣ありげにおもはるゝ事あれど、いまだ證を得ず、但し神社私考の能登神社の條に、いさゝか說へる事はあり、

○彌美鄉　今耳庄といふ所十五村あり、

(注) 興道寺、佐野、新庄、寄戶、伊佐谷、安江、御社、麻生、中寺、細工、河原市、和田、木野、佐柧、坂尻、

また此地に相接て今山西鄉と呼ふが九村、山東鄉と呼ふが七村あり、康正二年造內裏段錢幷國役引付帳に、若州耳西ノ鄉とあるは、今の山西鄉なるべければ、そのかみ耳ノ東ノ鄉と呼ふもありて、今の山東鄉に當るべし、然れば其耳ノ東鄉も彌美鄉ノ內なりしなるべし、さて此地名の古く書に見えたるは、古事記に、孝元天皇には皇孫日子坐王の御子室毘古王を若狹ノ耳ノ別ノ祖とあり、地名もて某ノ別と稱ふは其地を治れる人をいふ古の例なれば、室毘古王の後の人此耳の地を治れりしなり、又兵部式に、若狹國驛馬彌美濃伊各五匹と見え、又神名式に、三方郡彌美神社あり、こは今耳ノ庄御社村にあり、此村ノ名宮代とも書り、さて耳ノ別の事も此神社に緣ありてきこゆる事ありて、神社私考の彌美ノ神社の下に說へり、又耳ノ庄と呼へる事は、東寺なる文安六年五月の文書に見えたり、此鄉名和名抄普通の板本に、彌美と書るは誤なり、活字板本善し、

○餘戶鄉　今廢たり、餘戶の事は、遠敷郡の鄉名の下に說へり、

○三方鄉　いま相田、藤井、南前川、北前川、三方、田名、佐古、向笠、田井の九村を三方ノ鄉とす、三方村に、帳に載られたる三方神社も在り、もとは此ノ鄉のわたりの湖邊を三方と呼ひて、廣き大名の地なりけるを、郡鄉を建らるゝ時、其地名をとりて鄉ノ名とし、又郡ノ名にも及ぼされたるものなるべし、今三方鄉中に三方村あり、凡ての例にては此村郡鄉の名の本所なるべくおもはるれど、こゝは三方と云ふが舊の大名にて、一區の地名にあらず、しかれば此三方村は三方神社の在ス所なるによりて、村ノ名としたるものなるべし、さて其もとの大名の三方は三潟の義なり、其は此處に三方のうみと呼ひて、湖三ッ南北に相並てあり、一ッは三方村の北の方にあり、周廻二里餘あり別キては田井うみと云ふ田井は、其湖邊の村ノ名なり、一ッは氣山村の西にあたり、周廻二里半餘なり、三ノ湖

を本郷と稱へるが、おのづからその郷人の言にもうつりたるが遺れるにやあらむ、然らばいにしへ大飯郡を建らるゝ時、大飯郷に郡廳を置地勢もかならず然るべき所なり、其郷名をおよぼして、郡名にも着られ、さて其大飯郷を本郷とも稱ひしなるべし、かの元久の頃、本郷重代ノ公文掃部丞守綱といへるも、いにしへ郡務に預れる重代の公文職の子孫なりしなるべくきこゆるをおもひ合すべし、諸國にも本郷といふ地、彼此きこへたる中に、此に論へると同じ趣ならむとおもはるゝもあれど、いまだことごとくは考ざれば、此にいへる考は、諸國なるもおしわたしてはいひがたし、又あるが中には鎌倉將軍の政中の頃などより、武家の領地の政所をも本郷といへるもありげなるは、古の稱に傚らへるなるべし、いづれにも本郷といふは殊なる由ありて稱へる地名とぞきこえたる、

○佐分郷

○木津郷

○阿袁郷

此三郷の事は、既に遠敷郡の郷名の處に並せ說へるが如し、

三方郡

もと三方と云へる大名の地の在しを郷ノ名とし、又郡ノ名にも及ぼしたるなり、土人は三潟とも書り、地名の事は、三方郷の下に說ふべし、さて此郡名の古く書に見えたるは、三代實錄に、貞觀十年三月九日癸卯、節婦若狹ノ國三方郡人秦勝綱刀自叙ニ位二階ニ免ニ戸內ノ租ヲ以表ス門閭ニ、當郡岩屋村瀨尾氏に傳へたる永祿の頃の舊記に、當郡の事を北方郡と云へり、こは土人の呼ならはせる唱にて、今もなほ北方と呼へり、又既くより遠敷郡を中郡といひ、其を亦別て今上中郡、下中郡と稱ひ、大飯郡をば西方と呼ふも、三郡の所在によりて呼來れる稱なり、

○能登郷　郷は廢ていま能登野村在り、倉見庄とて

（注）倉見、白屋、成願寺、上野、能登野、横渡、井崎、黒田、田上、岩屋、常神浦、神子浦、小河浦、遊子浦、鹽坂越浦、世久見浦、

十六村ある中の一村隷けり、此村に、妙江東山谷村と云へる里三ツあり、これ古の能登郷の本土なりと云傳へたり、此村に式內能登神社も在り、然れば舊は能登ノ村と云へるを、其邊の野を呼ふ名の村名にうつれるものなり、むかしは此邊に廣野在しと云傳へたり、今此村に隣りて上野村と呼ふもあり、守護職次第に、應安四年正月云々鳥羽、宮川、武士の家號なり、倉見の能登野に出合ひ、同六日晩景に、合戰有ㇾ之、とあるも村名にもあらで、野を云へりときこゆ、思ひ合すべし、さて能登の名義考なし、續紀に、遣高麗船ノ名ヲ曰能登、とあるは、萬葉集の歌に、「船木きるといふ能登の島山」とよめる、をおもへば、能登ノ國の材もて造れ

を大飯としも二年に書くは、延喜民部式に諸國部内ノ郡里等ノ名並用ニ二字ー、必取ニ嘉名ー、と見えて、既くよりの式なり、故レ田ノ字を截て大飯と書て、口語には於保伊太と唱へるなり、和名抄近江の郷名に、上丹加無都爾布、山城の郷の小栗を乎久留須と注させる類にて例いとおほし、然るを近世になりては、於保伊とのみ呼ふ事となりて、まことの名の於保伊太なる事は、國人すらをさ／＼知らざるがごとなりにたるは、もはら大飯の字に泥みたる俗の訛なり、

（注） 和名抄に載たる美濃の郡名安八は、書紀に安八磨郡とあるを、例の二字に書たるなり、然るを今字のまゝにアンパチと呼ひ、また同書三河の郡名寶飫の唱穗と注るは、紀伊と書て紀と唱ふに同じ例なるを、今は字を寶飯と誤りてホイとさへ訛れり、これらの類の訛なり、又按ふに、此國の方言に鳴呼痛と云ふを、オ、イタといへり、それが於保伊太と云ふに似てきこゆるを嫌て、字のまゝに於保伊と呼ならへるにもあるべし、さてまた此郡名の大飯を、民部式の假字にオホヒ、拾芥抄にオホイヒとあれど、此等の書の地名の假字は、ことに推量りよみの多かればゝ古の唱ならむと信べからず、又古言梯と云ふ書に和名抄を引て、大版と書るはいみじきさかしらなり、惑ふべからず、

さて此郷名古書どもにをさ／＼見あたらず、東寺に藏てる古文書の中、永享三年、同六年、同九年の東寺領若狹國太良ノ庄領家方年貢算用狀等に、いづれも大飯ノ采女修理替料ノ料足三色分云々、と云ふ事を注せり、此大飯ノ采女としも云へるは、古當郡より貢れる采女の事とぞきこへたる、書どもを案るに、采女は其性を稱はず、其國其郷等をもて其處の采女さ呼フ例なり、さて修理替さはいかなる事にか知られど、強て考るに、修理は采女の喚名、替は賛歎の義にて、何ぞの故ありて、かの采女が爲に佛事を行ふ例などのありしにもやあらむ、書記孝德天皇ノ卷に、凡采女者、貢ニ郡少領以上姉妹及子女形容端正ー者云云、民部式に、凡貢ニ采女ー郡者、各置ニ養田三町ー云々、かくて此地を本郷と呼ふもふるき事にて、遠敷神社の神主牟久氏の系圖ノ中景繼といふが譜に、元久二年生ル、母ハ本郷重代公文掃部ノ丞藤原守綱ガ二女也、また作者部類に、源ノ朝泰を擧て若狹ノ本郷と注ルせり、此本郷氏の裔なりといふがありて、系牒を其郷に持傳たるを見るに、朝泰本郷の地頭職に補され、貞應年中卒とあり、代々本郷を家號とせり、遠敷郡羽賀村羽賀寺の舊記に載たる貞和三年四月十三日十一面觀音寄進の書に、大飯ノ郡國衙領本郷ノ田地ノ内三町云々、又東寺に在る文安六年の文書に、若州大飯郡本郷正扇院など見えたり、さて本郷といふよしは、いにしへ郡司などの郡務を行へる廳の在る郷

今時大飯郡畧圖

古郡境
古郷境
今通道
今小道
今郡境
式社

カ 今加斗庄
サ 今佐分利郷
ワ 今和田庄
ア 今青
ウ 今内浦
ホ 今本郷
キ 今木津

長谷
久保
石山
子生
立石
高濱
岩神
園部
和田
三松
上津
音海
上瀬
海
北

音海之方

此地續
ウ神野浦
ウ日引
ウ宮尾
ウ下
ウ山中
ウ上鎌倉
ウ下鎌倉
右七村図畧

に、殊なる神の功德にて、美稻の生出たりける田地のあるを稱美へて、大飯田と呼ひたるが、其わたりの地名となり、鄕名にも著らたるを、郡名にもおよぼされたるなるべし、然るを大飯と書て田ノ字を省けるは、地名を二字に書式に依れるなり、（此事なほ下にいふべし、）さて大飯といへるは飯を美稱へたるにて、官名の大炊の唱これなり、大飯約りて於保比といはるゝなり、（和名抄現本、大炊の唱注に、於保爲と書るは、決て寫誤なり、）常陸ノ風土記大生ノ里の條に、古老ノ曰、倭武天皇云々、此時繕炊屋稱ニ立浦ノ濱ト云々、取ニ大炊之義ニ名ニ大生之村ト、といひ、政事要略に引たる多米宿禰の本系帳に、供ニ御大飯ニ云云、とあるを、姓氏錄に供奉ル大炊寮ニと作るなどおもひ合すべし、また紀伊ノ國丹生大明神に申せる祝詞を、（いと古キ文なり、おのれ別に考注あり、）應永の頃寫せるがある其詞の中に、天沼田云御田作給下坐、忌垣豆御碓作、其田稻大飯（太と書るは大と通はして用たるにて、此祝詞中又他古書どもに例あり）大酒作、豐明奉仕天上坐云云、大御門代大飯、大酒、黑黃千取、白黃千取、御贄千稻引並天云云、所奉仕大飯大酒者、伏香不レ爲、取咋見不レ爲、淸淨奉仕止申、皇御孫命乃依奉給大飯止、田長御世爾濟奉仕支なども見えたり、（諸國に飯田と云へる地ノ名のあるも、其田地美たるなぞ多かるべき、）

さて飯とは、なべては米を炊きたる上をいふ名ながら、又食ふ上にかけては、田なる稻をも云へり、萬葉集に、佐保河之、水乎塞上而、殖之田乎、苅早飯者、獨奈留倍之、出雲國風土記（楯縫ノ郡玖潭ノ鄕の下）に、所ニ造天ノ下ニ大神ノ命、天御飯田之御倉將造給並（並の字は、所の誤なるべし、）覓巡行給などあるこれなり、さて飯田の比を省きて伊太と云へる例は、和名抄讃岐國香河郡の鄕に、飯田育多とあり、

(注)同書に、備中國哲多ノ郡の鄕大飯ハ於保比とあるは、大と云ふに連く言なるによりて、飯の伊を省けるなり、又三代實錄に、石見ノ國大飯ノ神、神名帳同國に、大飯彥神社と見えたる大飯も於保比なるべし、此の地名は大飯の義ながら、田に連くうへより、飯の比を省きて於保伊太と唱ひ來れるなるべし、さて又和名抄なる豐後の郡名に、大分ハ於保伊太とあるは當郡と同唱ながら、彼國の風土記に、碩田の義なる因緣見えたれば、義異なり、

これにても名義の大飯田なることを知るべし、然る

やうに作るを、柔と謬寫せるを、亦桑と書なせるものなる事疑なし、故訂して阿袁と改つ、但し誤寫ならむには兩郡二所に出たるを、並に謬れりとせむはいかゞなりとおもふ人もあるべけれど、一方の謬をうけて、正しき方をも書ひがめたるものなるべし、然るたぐひの誤も、古書にをり〳〵例ある事なり、帳に載られたる青海神ノ社、今も青村に在り、此青の地名の郷名となりたるなり、名義を考ふべき由なし、

（注）此地名の家號の國人は、志に青ノ太郎ハ相傳フ領ニ青ノ郷ニ、土人今尚稱ニ青殿ト、越前ノ國幸若ノ舞曲ニ所謂頼朝ノ時、從ニ富士野ノ遊獵ニ、青ノ大郎即チ此、また幸若ノ舞本ニ若狹國安賀ノ高僾仗國政ノ末子、鳥羽ノ右兵衞青ノ六郎云々、と云へり、建久ノ交名に、青ノ六郎兼長同七郎兼綱、同九郎盛時といふが見え、守護職次第應安三年五月の下に、國人佐分、本郷、青ノ一族、河崎、三方、佐野、多田、和田引具し、のぎ山に陣をとりたまふ所に云々、

大　飯　郡

此郡の始は日本紀略に、天長二年七月壬寅朔辛亥、割ニ若狹ノ國遠敷郡ニ建ニ大飯ノ郡ヲ、と見えたり、拾芥抄にも、大飯ノ郡ハ分ニ遠敷ノ郡ニ置レ之、これより前は、遠敷三方の二郡なり、其は郷名をもて郡ノ名に著けられたるなるべし、諸國に例ある事なり、名ノ義は、その郷名の下に說ふべし、

○大飯郷　今詳ならず、按に、いま大名を本郷と呼ふ部の八村

（注）市場、上下、下園、小堀、芝崎、山田、岡田、下車持、これを本郷組また本郷八村とも稱へり、

あるが中の山田村に、大飯鍬立神社と稱ふがありて、鋤鍬を靈寶とす、古此わたりの田を鍬立して新墾し賜へる神なりと語リ繼ギて、本郷の本居神として齋ヒ祀れり、里人、今なべては上ノ宮、また七社大明神とも稱へり、これ式に載られたる大飯ノ神社にて、其は地名をもて社號とせるものにして、はた此本郷と呼へるわたり古の大飯郷なる事決し、さて其本郷としも呼ふは、當郡の本ツ郷の義なり、諸國に本郷と云ふ所の在るも、決めて同例なるべし、塵[illegible]斷餘に、上賀茂ノ六郷は不レ入ニ本郷ニ、とある本郷は賀茂にして、賀茂ノ郷をいへる言ときこえ、又今佐渡ノ國羽茂郡に本郷と呼ぶ所あり、其を羽茂本郷（ウモホンガウ）とも云ひて、もと羽茂と云ひし所なりとぞ、これらをもおもひあはすべし、かくて大飯と書て於保伊太と云ふ名ノ義は、大飯田なり、其は大飯ノ神社を大飯ノ鍬立ノ神社とも稱ひて、かの云々と語リ繼たる古事におもひ合する

ば、此佐分も決めて當國の佐分の地名を家號とせる武士なるべし、然ればそのかみ佐分と書て、サブリと呼る證として、古き唱ならむと既にはおもひしかど、安賀を安賀利とも云へるごとき例あるが上に、此鄕ノ内川上村に屬る長谷と云ふわたりの山路に、佐布峠と呼へる處もあり、かく土人のサブともサブリとも、二さまに呼なれたるなどおもひ合するに、猶字のまゝにサブと唱ふぞ古なるべき、さてまた紋帳にいはゆる田能村の佐分氏は、今遠敷郡名田庄に、田繩村といふがありて、國人平生にはタノ村といへば、其處に佐分の地名を家號とせるが武士にて在りしなるべし、攝州源氏とは、滿仲朝臣の後をいへり、上に引たる建久七年の當國の武士の交名に、佐分次郎時家といふが見えたり、もしくはそれが後にもやありけむ、又牟久氏系譜に、佐分ノ堀口四郎と書るも見ゆ、元弘の亂の頃にきこえたる堀口四郎行義が事ときこゆ、其子孫、今は百姓となりて、佐分利ノ鄕神崎村に在り、さて佐文の名ノ義考なし、但し東寺に藏てる、天平七年讃岐國香川山田二郡ノ境田ノ圖に、田地の目を、某田某田と記せる中に、佐布田と云ふが數所見えたり然云ふ由は知らねど、此鄕名も其佐布より出たる一區の地名より出たるにはあらざるか、さて木津は、今伎豆と呼へり、庄號を呼へる事は、今富名領主次第應永十四年五月の下に、木津ノ庄矢穴とあり、名義は字のごとくにて、此鄕の北方の海邊に然る名の地の在たるが大名となりたるにか、和名抄に、近江國高島郡の鄕に、木津ハ古都とある處、今も古津と呼ひて湖邊に里あり、材木を運ひ送る船津なるにおひも合さるゝなり、すべて木を語の首に置ては、多く許と云ふ例なるが上に、山城の木津川も、むかしはこづ川と云ひし事、刑部卿賴親朝臣ノ集に、(壽永元年の自の跋あり、)こづ川より船にて云々と見え、また近江の木津の例さへにあれば、此なるも舊の唱は古都なりけむを、ともに木ノ字のなべての訓に據りて、後にさかしらだちて伎豆と呼ならへるなるべし、されど今改めいはむもたやすければ、姑ク今の唱に隨ひてあるべし、この鄕の名を家號させる國人は、建久の交名に、木津平七則高、今富名領主次第に、寛喜のころ木津攝津守基尙見えたり、○阿袁鄕和名抄に、阿桑と書るは誤なり、桑ノ字いかにしても袁とよむべき由なし、舊本袁を古體に赤衣など

建れたる後も、東方は猶遠敷郡なりし明なる證也、
（注）然る例、諸國に此彼きこゆる中に、和名抄出羽ノ國村山ノ郡に、大山、長岡、村山、大倉、梁田、德有の六鄕あり、最上ノ郡に十四鄕ある中に、右の村山郡なる鄕名悉クありて、たゞ德有を福有とせるが異なるのみなるは、三代實錄に、仁和二年十一月十一日、勅シテ分ニ出羽國最上郡ヲ置ニ村山郡ヲ、と見えたる時に、最上郡の六鄕の內を分ちて、村山郡と成し、その鄕名は、なほ舊のままにて改られず、但福有を德有とせるのみ異なるは、吉詞を互に換たるなり、おもひあはすべし、さて件の三代實錄の文、印本には略て書るを、一寫本に據りて引り、民部式なる頭書もこの引文とおなじ、
かくておもへば、今木津ノ庄の東に接きて和田ノ庄、東寺文安六年の文書に、大飯ノ郡和田ノ庄馬居山西光寺とあり、此庄は今和田、馬居寺、上車持、三村あり、此あたり、古は大飯郡の木津ノ鄕に屬き、又今青ノ鄕の西北に續ける、
（注）難波江、小黑飯、音海、神野、神野浦、日引、上瀨、宮尾、下山中、上鎌倉、下鎌倉、十二村あり、大名を內ノ浦と呼ふこのわたり、これも古は大飯郡なる阿袁郡の內なりしなるべし、此考の趣をもて、圖に作りて下に加ふ、
さて此遠敷郡なる、佐文、木津、阿袁三鄕の後に、大飯郡に入りたる年頃は知られねど、東寺に藏てる大良庄散用狀に、嘉禎國檢之時云々、と云へる事ありて、郡境などの改りたりげに通ゆる事あるをおもへば、其度の事にもやあるべき、嘉禎は、鎌倉賴經將軍の政中の世にて、北條が執權の時なり、○さてこの遠敷郡の佐文、大飯郡の佐分、この文分ノ字、ともに夫音に用ひたる例、なべての古キ書ともには見あたらねど、地名には希なる用ひざまも、をり〳〵ある例なれば難べからず、とまれかくまれ、大飯郡なると同唱なるべき證は上に說へるがごとし、又佐分に利を助へて佐分利とも呼ふ、其例は、上の安賀の條に辨へるがごとし、
（注）天文本の見聞諸家紋帳に、牡丹の紋を畫きて、攝州源氏田能村佐分とあり、サフリと假字をさしたり、次に本鄕と云ふも載たり、守護職次第に、應安三年四月の下に、國人佐分本鄕青一族云々、と見えたるともがらなるべし、そのほか紋帳に、若狹ノ牟久また逸見駿河入道などの紋をも載たれ

の跡きをおもへば、古昔地勢の便に隨せて遠敷郡の郷に定られたりしなり、しかるを後に地の在さまに據りて、大飯郡には隷られためれど、當國人名帳(◎一本に神階記とあり)大飯郡に、島山明神あれば近世の事にはあらず、今もなほかの和田村の部には屬られず、はるかに隔りて遠敷郡の界に隣れる、大飯郡の道の口に加斗ノ庄とて西北の海邊に沿たる八村の部内なるは、島の東西より、加斗ノ庄の村村へ海上二里ばかりあり、便に隨ひて定られたるものなるべきを、おもひ合すべし

○佐文郷

○木津郷

○阿袁郷 和名抄に、阿桑と書るは誤なり、其說は下に云ふべし、

此三郷今當郡には、一所も在ル事なく、其なごりだにさらにきこゆる事なきに、大飯郡なる此レと同名の三郷は、今も慥なり、故レつらく按るに、まづ今大飯郡に佐分郷あり、又佐分利郷とも呼ふ、

(注) 此郷中に、野尻、父子、萬願寺、廣岡、神崎、鹿野、岡安、小車田、笹谷、石山、福谷、川關、安井、久保、佐畑、三森、川上、

十七村あり、伴久氏系圖の譜に、佐分ノ下村明王寺別當伊勢坊と見えたる下ノ村は、今詳ならず、なほ考ふべし、其西に接きて木津庄とて、

(注) 岩神、園部、笠原、子生、坂田、高濱、立石、畑、鐘寄、中津海、といへる

十村あり、此わたり古ノ木津ノ郷なりと云傳たり、又その木津ノ庄の西に接きて、阿袁ノ郷

(注) 三松、日置、青、横津海、關屋、六路谷、蒜畠、今寺、高野、廣野、小和田、高屋、上津、中山、

十四村あり、此三郷今悉大飯郡の部内に在り、然るに今地勢を按るに、天長二年に、遠敷郡を割ちて大飯郡を建るゝ時、今の本郷 今八村あり、舊名大飯郷なるべし、其考は上に云へり 加斗ノ庄 今十村あり、 に、此三郷の南方半ばかりを東より西へ打絕て、其南方は、素より遠敷郡あり、 其北方を合せて郡を建られたるなり、故レ兩郡並に同名の三郷はあるなりけり、此故に帳に載られたる大飯郡の神社、所謂北方にのみ在りて、南方には一所も在ル事なく、但し當郡の式社今慥ならぬもあれど、其ならむと考奉れる地悉北方にあればかくいへり、又後のものながら、當國の神名帳(◎一本に神階記とあり)に載たる式外の神社の在所もこゝに云へるに同じ、猶それらの神社の在所の事は、神社私考に說へるを見合てしるべし、又帳に、遠敷郡に載られたる許波伎神社の 大飯ノ郡の東方川上村の邊リに在りしも、此社地の事の考は、神社私考に委く說へり、 是大飯ノ郡を

説へるがごとし、

○志摩郷　按に此地舊は島山と云へるを、後に志摩ノ郷とせられたるにて、今大飯郡に屬て大島村と呼ふ地これなり、しか定め説ふ由は、まづ大和國大安寺ノ流記に、（天平廿年秦上、）寺領の墾田を載たる中に、若狹ノ國乎入ノ郡島山佰町四至（四面海なり）云々、右飛鳥淨御原ノ宮御宇天皇、（天武天皇の御世の二年なり、）歳次癸酉、納賜者、と記せる島山、すなはち今の大島なり、さて此地の事は、志に大飯郡大島、連山北ノ方出于海、周廻八里餘、東南ノ海灣有民居數邑、今總稱之大島村、（郡縣志に曰、大島村屬加斗庄云々、合宮富、今安、比須濱、畑村、河村、西村、東村、脇村、浦底等之小村、爲大島村、）田野丘林在此中、耕魚樵多産、民心直諒、島民追遠、毎歳祭島祖、此島與和田村相去處、中古細砂遮海、與浦和田邑、地接續（郡縣志に、曰若今不及乘船、過浦和田、而到大島、又別有大見村云々、山間處々有田地、）民居至和田村、山徑四里、至小濱航路三里許、と云へるがごとくにて、まことに島山なり、（島山は、萬葉集三ノ卷の歌に、伊豫ノ國の事を島山の宜き國とよみ、十七卷に、船木きるといふ能登の島山、十一卷に、淡ノ海の興つ島山などもよめり、大きくも小さくも、山の目立たる地の海中にあるを島山と云を、この國なるは、其をやがて地名とせるなり、）これ和名抄遠敷郡の郷に志摩とある地にて、いま郷と稱ふ事は廢たれど、今も國人の卑しきは、徒に島と呼ひ、其處の人を島の人、舟を島船など呼ぶぞ、中々に古のなごりなる、（なべての島をば去聲に云へど、此地は國名の志摩のごとく上聲に云習たり、志摩ノ國も島の由なるを、地名に呼ふときはおのづから上聲にいふと同じ例なり、さて建久の交名に、島ノ次郎時康と云がみえたるは、此地名を家號としたるなるべし、）さて此大島の在さま、上に擧たる志どもに云へるがごとく、大飯ノ郡の浦和田に僅に接きたるのみにて、海中にさし出たれば、遠敷郡の地とはいたく隔りたるを、彼大安寺の流記に、乎入郡島山とあるは、そのかみいまだ大飯郡を建れざる前の事なれば、論もなきことなれど、和名抄に、志摩郷として載たるにも、なほ遠敷郡なるはいかにと云ふに、此島山海中に南より北へ長く突出て、其東南面の麓の濱邊に民家多し、こゝより遠敷郡の國府へ歩より行かむには、南の方大飯郡和田村へ出るに、山上道四里餘りあり、其より國府へ到らむに、又四里半に餘れる其道の間に、加斗坂勢坂とて二つの險しき坂路あり、然るに島山の東面は遠敷の國府にいと近き小濱ノ津に直に對ひて、入海の上凡三里に足らぬばかりにて、船の往來いとたやすければ、かの島人常に船より遠敷郡の方へ渡り來て、よろづの事を足らはして、歩より來る事はをさ〳〵あらず、かへりて大飯ノ郡の方へは往來

に、この考は、彌美郷の下に説ふべし、其處より濃飯までの間、今路五里餘あり、地勢の便に隨て、古此處に驛を置れたる也、其は今の上野木村ぞ當るべき、式に彌美濃飯と次第たるは、都方を本としたるなり、さて今此路を内道と呼びて、古の通道なりと云傳へたり、さて又そのかみ驛馬の令は、厩牧令に、凡諸道ニ置ニ驛馬一、大路二十匹、中路十匹、小路五匹云々、さて野伊の名義考なし、和名抄肥前國杵島郡に、能伊郷と云がみえたり、後に野木と呼ふことゝなれるは、岐伊親しく相通ふ音なるによりて、おのづから方言のしか轉り訛れるものゝ也、かくて野木と云ふ事となれるもふるき事にて、東寺に藏る正安二年二郎大夫源國友が遠敷郡平ノ庄領知の事の證文に、四至之様者、東者泉岡より横尾を限、北者水流七尺五寸ヲ限、西者富境ヲ限、南向テハサ、尾ヲ河原ヘムケテ、河ヨリ南二丁三反メヲ限候、ソレヲ東ヘムケテヲギワラノ南ハヅレヲノボリニ、東マツナシナウテヲカケテ、ノキノテイケノ横ナウテヲサカヒ候テ、石ハシヘムケ候テ、ヒトコトノ明神ノ御前ヲサカヒ候云々、と云へり、ノキノテイケノ横ナウテは野木の手の池の横畷なり、又守護職次第、應安三年五月の處に、のぎ山に陣をとり云々、のぎ山よりおり、玉置河原にて合戰を致すなども見えなり、

○神戸郷　此地今廢たり、何レの神のなりけれそむ、も今知がたし、神戸は崇神紀に、定ニ天社國社及神地神戸一、神祇令に、凡神戸ノ調庸及田租ハ者、並充下ツ造ニ神宮一及供神調度上ニ云々、とあるこれなり、古く祝詞などに、御戸代といへるも、神戸なり、出雲風土記に、意宇郡出雲神戸ハ云、熊野加武呂乃命、與下所ニ造天下一大穴持ノ命上二所ノ大神等依奉、故レ云ニ神戸一、他郡等ノ神戸モ且如レ之、また賀茂神戸ハ云々、阿遲須枳高日子ノ命坐ニ葛城ノ賀茂ニ、此神之神戸、故レ云レ鴨、また忌部ノ神戸ハ云々、國ノ造神吉詞奏、參ニ向朝廷一時、御沐之忌里、故レ云ニ忌部一、などあり、是にて神戸の趣を知べし、さて其風土記には、右に引たるごとく、某の神戸と記して、郷とも里ともいはず、上なる神戸と同神のには、徒に神戸と擧ケて、下に其由を注せる例なり、かくて出雲郡なるは、神戸郷、神門郡ニ里なるは、神戸里とあれば、神戸に里なるも郷なるも有しなり、和名抄なるは、出雲國の神戸、風土記なると悉は合ず、そのかみ郷となりたるをのみ載たるなり、但し何レの地何レの神のなりしか、出雲に一所、紀伊に五所記せるを除ては、諸國に五十所ばかりある、悉徒に神戸とのみ載たれば、今その詳なる事は知る由なし、

○丹生郷　此郷廢て考る處なし、上の丹生郷の下に

土記出雲ノ郡健部郷の下に、先ニ所ニ以ハ號ニ宇夜里ト、宇夜都辨命云々、彼ノ神ノ之社至ル今、猶坐ニ此處ニ、故云ニ宇夜里ト、とある里も助言なり、今神庭村に宇屋谷といふ所あり、宇夜里の舊地なるべしと、其國の事記せる書に見えたり、又和名抄土佐ノ國安藝郡の郷奈牛は、土佐日記に、なはのとまりと見えたる處なるを、今は奈波利ノ郷と呼ひ、又奈牛利村と云ふもありと國人話へり、

さて志に、安賀ノ高賢ガ宅地ハ在ニ有田村ニ、傳言元久建永ノ年時居レリ焉、今爲ル田、土人其田ヲ稱ニ高賢陸田ト、周廻ナ稱ニ隍ト、按ニ幸若ノ舞本ニ若狹國安賀ノ高傔仗國政ノ末子、鳥羽右兵衛靑ノ六郎ト云々、（傳言鳥羽右兵衛、領ニ鳥羽ノ莊ニ云々、）蓋シ此ノ傔仗國政ノ字誤、土人ノ云高賢ガ城址在ニ安賀里村ノ山王山ニと云へり、この安賀の地名をもて家號とせるなり、（建久の交名に、安賀ノ上座永藤、安賀ノ兵衛大夫時業あり、時世を考るに、高賢はこの二人の内の子にやあらむ、又還敷ノ神社ノ神主牟久氏ノ系譜に、寛元の頃安賀ノ庄ノ一分ノ地頭彌三郎と云ふが見え、又有田村に新田義興朝臣の子式部義治の裔あり、其系圖に、義治の妻阿賀越中守忠章女とありて、義治は嘉慶三年卒と見えたり、これらみな高賢が裔ならむか、）さてその有田村は、安賀里村に隣りて、其處に字を小安賀利、また安賀利山など云ふ、小里のあるをおもへば、有田村も舊は安賀里の村内なりけむ、

○野伊郷　今野木と云ふ廣き里ありて、上中下三村に分ヶ呼へり、此里舊は野伊と云へりと其里人云傳へたり、志に、（舊稱ニ野井ニと、井ノ字を書るは、假字用格誤クなり、）然に和名抄の今本に、野里と書る郷こゝに當れり、されば里ノ字は誤寫にて、伊を艸ノ手にほと樣に書たるを、里と見なして誤寫したる者也、（同書、出雲ノ國の郷の斐伊を斐甲と書り、其は伊を甲と誤寫したるにこれに似たる誤なり、當國の郷の阿袁彌美なども、今本には誤寫したり、そは其下に正し説ふが如し、他國なるも然る誤彼此見えたり、證シあるはいづれも正すべきなり、）其は兵部式に、若狹ノ國驛馬彌美濃飯各五匹とある濃飯にて、（飯一本に、飫とあれど、證なければとらず、）そのかみ此郷に驛ありしなり、（和名抄なる郷名と、此驛名と字ノ異なるは、諸國に例おほければ難なし、式の中にすら郡名と驛名と字の異なるが、なり〳〵見えたり、さて濃飯正しくは、乃伊比と唱ふべく、又伊比を約めて乃比とも唱ふが雅言の例なれば、此野伊と云ふには當りがたしといひおもふ人もあるべけれど、そは言便に比を省きて云へるにて、地名にはさる訛なも、其方言のまゝに用ふる例あれば、是も難なし、）

さて古の驛の定は、厩牧令に、凡諸道須ク置ク驛ヲ者、毎ニ三十里ニ置ケ一驛ヲ、若シ地勢阻險及無キ水草ハ處、隨テ便安置、とあり、伊藤長胤の考に、令の頃の一里は、凡今の五町ばかりにて當れりと説へるは然る事にて、令の三十里は今路の四里に少餘るべし、かくて彌美ノ驛今廢て知らねど、和名抄に、三方郡驛家とある處にて、今同郡郷市村のわたりならむとおもはるゝ

不ㇾ須ニ別ニ置ク、とある令によりて、割れたる里を餘戸ノ里と云ふ、出雲ノ風土記に、意宇ノ郡餘戸ノ里ハ云々、依ニテ神龜四年ノ編戸ニ爲ㇾ里、故ニ云ニ餘戸ト、他郡且如ㇾ之、此文諸本互ヒに訛字多し、今諸本を參へ考て訂して引り、とあるこれなり、但し出雲に此餘にも餘戸ノ里あるを、和名抄の郷名に餘戸といへるも一も見えざるは、其ㇾ記せるほどに戸口の增て、既く一里となりて、名の改りたるが故なり、かくて諸國に餘戸ノ郷といふが多くきこえたるは、餘戸ノ里にもとづきたる名にぞあるべき、其は河内ノ國西琳寺ノ舊記に載たる天平十五年ノ帳に、河内ノ國丹比ノ郡餘戸ノ里と見えたるをもおもふべし、さるは餘戸里の戸數の漸〻に多くなりて、滿剩たるを本土として郷を立て、やがて其名を負せたるべし、當國なるも決て然なりけむを、今はその里ノ名だに廢てきこえずなりにたり、さて餘戸の唱はいかならむいまだ書どもには見あたらず、今姑くアマリべと唱てあるべし、和名抄に載たる諸國の郷名に、餘戸といふが九十六所ばかり見えたるに、其名すら今に殘れるはいと希なりときこゆ、今おのれがきゝおよべるは、丹波ノ國船井郡なるが郷は廢て、今桑田郡に入て餘戸村と云ふがあり、アマルべと呼ふとぞ、又陸奥ノ國宮城ノ郡なるも、今村名に殘れるが、其はアマルメと呼て、字には餘目と書くとぞ、此ほかにもあるべけれど、いまだ聞及ばず、これによりておもふに、そは唱への訛れるにて、いづれの國なるも、古の語の格に雅くは、阿末利倍とぞ唱りけむ、

○阿賀郷　今安賀里、末野、上吉田、下吉田、有田の五村を安賀ノ庄と云ふ、此内安賀里と云ふがもと安賀の本土にて、其名を郷におよぼしたるものなるべし、當國ノ守護職次第に、應安二年正月十五日、於ニ安賀ノ庄ニ金輪院楯つくの間、守護代押寄及ニ合戰ニ云々、と記せり、此頃既に庄號を呼へり、名義は考なし、和名抄常陸ノ國那珂郡の郷に、阿賀あり、さて今村ノ名に安賀里と呼ふは、安賀に里と云ふ言を助たるにて、大飯郡の郷の佐分を佐分利とも呼ひ、又遠敷郡の村に今和久里といふを、昔は和久とも呼へりと言傳ふ、東寺に藏る建久七年若狹國注進先々源平兩家祗候輩交名事、とある文書に、和久四郎兵衛尉時繼、と云が見え、守護職次第に、北條高時が守護又代に、和久刑部左衛門尉賴基、建武元年公家より置れたる守護職を利久殿と記せるも同人ときこゆ、此和久は必こゝに云ふ地名なるべし、と同じ例なり、

(注)宣化天皇の大和の檜前の宮所を、古事記書紀に、廬入野、阿波ノ國風土記にも、伊富利野とあるを、件の書どもより、はやく威奈ノ大村ノ公の慶雲四年の墓誌には、五百野宮と書り、出雲ノ風

（今太良村に字を太良と呼ぶ處あり、こはもと一村の名にて、保庄等の名の本地なるべし、）丹生村は庄内の字となり、又本郷に屬る村々は、隣郷に入りなどして、おのづから其郷名を呼ぶ事は廢て、かへりて太良をもて郷名に呼し事もきこえたり、其は同寺の文書に、太良郷撿注之事、可停止之由、重被仰目代候也、下知狀書進候仍執達如件、永仁八年十一月卅日、中納言、とあり、（中昔より、公私につきて庄園を立置る、事の多くなり來れるに、あはせて、古の郷の制は行はれず、また近きむかしの亂世に、ますます革りなどして郷名などの廢もし、或は混雜もしたりときこゆる處諸國に例多し、古の地名、又境界などを尋ぬるには、此心おきてすべきなり、）かくて此丹生郷は、上に引たる文書に、丹生村と云ふがきこえ、今も丹生坂といふもあれば、もと其わたりの大名なるが、郷名にもおよびたるなるべし、名義は、既に遠敷郡の下に論へるが如し、さて當郡今一所丹生郷あり、其は今廢て考ふべき由なし、此に擧たる丹生郷は、遠敷郡の次に載たるに、太良庄は遠敷に近ければ、其次によりて此に定め云へるなり、三代實錄に、貞觀十二年十二月八日、若狹國遠敷郡人丹生弘吉云云、勅叙位一階、と載られたる弘吉が氏は、決て當國の地名なるべけれど、二處の中いづれの丹生なるにか知る由なし、

○玉置郷　東大寺に載たる天平勝寶四年十月廿五日、東大寺に封戸を賜へる造寺司の牒に、合奉宛封一千戸、とある中に、若狹國伍十戸、遠敷郡玉置郷と見ゆ、此文其寺の要錄にも載たり、今玉置天德寺、（舊名大溪）日笠、神谷、井口、武生、（舊は虫生と書り、）兼田、加福六、（舊は蕪六と書り、）堤、（舊名婆貿、）杉山等の十村を玉置庄と呼ふ、東鏡に、元暦元年十一月廿八日、奉寄三井寺御領事、在若狹國玉置領一處、右件處、依爲平家沒官之領、自院所給預也云々、（東寺の貞和四年の文書にも、玉置領、）當國守護職次第、應安三年の事を記せる處には、玉置庄と見えたり、今玉置村（上玉置、下玉置と分てり、）と云ふあたりが本土にて、一郷の名となれるなるべし、玉置いま多末岐と唱ふ、古より然ぞ呼けむ、（村人は、玉木とも書きたり、）地名の義は考ふべき由なし、（出雲風土記に、意宇郡母理郷云々、大穴持命云々、八雲立出雲國者、我靜坐國ト青垣山廻賜而玉璽置賜而、守詔、故云文理、（モリ）と云事見えたり、直字は置の寫誤なるべし、こは玉置と云ふ古言をせめて引出たるあり、又古事記神代段に、左之御手之手纏云々、萬葉集の長歌に、わたつみの多麻伎能多麻乎云々、和名抄射藝具に、鞆和名多末岐一云小手也、三代實錄に、充壹岐嶋胄并手纏各二百具、）

○餘戸郷　今廢て考べき由なし、號の故は戸令に、凡五十戸爲里、義解に、若滿六十戸者、割十戸立一里置長一人、其不滿十家者、隷入大村、

郎と稱ふ人見えて、其を府中の右馬四郎とも書り、古の國府、今の府中村の邊に在けむ事決し、諸國に、府中國府など云ふ所のあるも同じ例ときこゆるが多し、

○遠敷郷　當郡の下に因にとりすべて云へるが如し、

○丹生郷　郷は今廢て太良庄村より竹長村へ踰る山を丹生坂と稱へり、此も古の名のなごりにて、其太良ノ庄村に帳に載られたる丹生ノ神社あり、この村に小野寺といふ在るを、當國の三十三所觀音と云ふを定め記たるものに、丹生ノ小野寺とあり、さて此等の字を今玉置山と稱へり、其はもと玉置領の杉山村といふにありけるを、此處に移したるなるが、舊の山號を呼來れるなり、いま杉山村に字小野寺といふ處あり、此邊、古へ丹生ノ郷なりしなり、なほ東寺に藏てる古文書どもにつきて考るに、太良ノ莊は、もと太良ノ保と呼て、仁和寺二品道深法親王の御領なりけるを、仁治元年に寄進したまひて、東寺領となされたるによりて庄と呼べりときこゆ、

(注)其文書の中に見えたる宣旨案に、左弁官下ス敎王護國寺、應ニ任セ二品法親王家ノ寄進狀ニ、永為ニ當寺領ト、停ニ止ッ勅院ノ事大小國役國郡ノ入部ヲ、宛ヲ置公家御祈ノ用途ニ、太良ノ保ノ事、右得ニ彼寺ノ三綱今月十日ノ解狀ニ偁ク、得ニ二品法親王家ノ寄進狀ニ偁ク、當國者、式乾門院之御分當保者、本是レ歡喜壽院之領也、一旦雖レ有下被ニ國領ト之事上、重テ被レ申ニ子細ヲ之間、可レ為ニ法親王ノ御領ニ之由、所レ被レ奉レ免也、以レ之被レ寄ニ進當寺ニ云々、仁治元年十一月廿日、大史小槻宿禰在判、小弁藤原朝臣在判、とあり、式乾門院は、後高倉院の御女、後堀河天皇には御妹なり、道深法親王は式乾門院の御兄なり、また若狹ノ國太良ノ庄事、仁和寺ノ宮ノ御消息副ニ東寺ノ供僧等ノ申狀ニ具レ書、如レ此子細見レ狀候歟、當庄延應以往之庄號を所レ申無ニ相違ニ者、可レ止ニ其妨ニ之由、可レ被ニ下知ニ之狀如レ件、正和三年十月十五日、澄春阿闍梨房治部卿判、と書る古案もあり、

其庄の政に係れる文書どもの多く遺れる中に、仁平元年庄内の事を記せる文書に、字丹生村また觀應二年の文書に、太良ノ庄ノ丹生など見えたり、餘の文書どもを合せ考ふるに、此村の末武名と云フ田所を丹生氏の人開發したりし由にて、其レが子孫に丹生次郎隆清、其嫡子次郎忠政、幼名は丹生若丸、其子丹生出羽房雲嚴と云へるが傳領して、治承より建久の頃かけて、武家に屬たりし趣見えたり、さて此丹生氏は素より地名を負たるなるべし、

按ふに、此地のわたり既くより相繼ギて寺家の領となりて、專太良をもて保庄等の名に呼べるによりて、

へる牒に、若狹國遠敷ノ郡玉置郷など見えたり、（同書に載たる舊記文に、遠敷明神と書たるも、若狹比咩神と申せるにて地名なり、）また當郡を割たれたる事は、日本紀略に、天長二年七月壬寅朔辛亥、割若狹國遠敷ノ郡建大飯郡と見えたり、（紀略の例を考ふるに、此文決く日本後紀に據りて記せるものなり、現本此わたり鈌たりき、）さて郡ノ名は、和名抄當郡に遠敷ノ郷あり、今遠敷村と云ふが在りて、その民居の東を流るゝ川を遠敷川と呼び、（東寺に藏る建武元年の當國の進状に、遠敷ノ市庭（イチバ）また遠敷市などあり今遠敷村に屬たる小里に、市場と云ふ處あり、又遠敷川を隔て東市場村（トイチバ）あり、）其わたりの大名を遠敷谷と云へり、此地名をもて郷名とし、郡名にも負せたるなり、（もと一區の地名の大名とあり、又郷にも郡にもおよび、或に遂に國の名ともなれる事、諸國に例あり、）續日本紀に、寶龜元年七月庚辰、授從五位下若狹ノ遠敷朝臣長賣に正五位上を、（同二年の下には長女と作り、）とある若狹の遠敷氏は、上の國號の下に云へるごとく、若狹氏に亦此地名を複たるなり、さて遠敷と云ふ義は、今ノ遠敷村のわたりの山々に美しき丹土の出る處多く山ならぬ地も然る處多し、（上に注へる東市場の邊、殊に美しき丹土あり、）故れ小丹生と呼へるにて小は小長谷小栗栖などの小と同じく、その地を稱へたる詞なり、（神名式に、越後國高志ノ郡小丹生ノ神社あり、此ノ小丹生決て地名あるべきを其地も神社も今詳ならずなむぞ、）豐後風土記に、海部ノ郡丹生郷は、昔人取此ノ山ノ沙を、該朱砂に因曰丹生郷と云へるにも准らふべし、（丹生てふ地名の諸國に多かるも、おほく同義なるべし、）さて當郡和名抄に、丹生ノ郷二所見え、神名式に載られたる丹生神社、いま丹生郷の舊地にあり、同式に、三方ノ郡丹生ノ神社とみえたるは、いま丹生浦に在り、（この丹生浦は、扶桑略記延喜九年十一月の條に見えたり、）これらの丹生も上に說へると同義なるもあるべく、又神社名より轉りたるもありげなり、（一郡の中に、同名の郷の二も三もある事諸國に例あり、一國の中にあるはさらなり、）さて又大安寺ノ流記に、平入と書るは、爾布に入ノ字の音を假りたるなり、東大寺戒檀流の神名帳に、小入大明神と書るもこの地名なり、今も遠敷の里人、私には小入とも書り、古の書ざまの遺れるなり、（伊勢の山田の宮人藤本家の古き旦家帳といふものにも、小入郡と書りとぞ、また近江ノ國高島郡の山に、小入谷といふ處あり、その麓に小入村あり、其は遠敷郡の東南の國界なれば、彼國より然は呼べるなるべし、）また遠敷とも書くは、遠の字音乎牟なるを、牟を爾に轉し用ひたるなり、これら古の字の用格なり、

○國府在遠敷ノ郡に、今當郡に府中村あり、此地もとは國府とも云へりと里人言傳へたり、東寺なる文和寛文の頃の當國の文書どもに、國人に郡府の右馬四

だ考へず、

(注)いま遠敷郡の北の入海に、入海に沿ひて若狹浦と云ふ里あり、此ノ處もしくは國名のもとにはあらじかと、さきにその里の老人どもにたよりてよく／＼聞けば、此里の西の方に小山一つ隔てたる一區の地あり、椎崎とも西浦とも呼ふ、此里むかしは其地に在けるが、一年神の祟ッにて、疫病甚しく行はれて、ほと／＼人も盡キなむとしけるを恐れて、今の地に里を避ヶ移し、さて佳名を新めつけむと云ヒ合せて、やがて國の名を嘉號と負せて、若狹浦と號たりもとは東浦と云ひし處なりと云ひ傳ふとかたりき、こは後の人、またしも考へまどはむ事をおもひて書そへつ、また東寺に藏る永仁六年の播磨ノ國の實撿帳に、若狹野といふ地名見え、また觀應二年の同國矢野ノ莊ノ分帳に、若狹寺といふ寺號もみえたり、其國に若狹と云ふ地名のありて、野の名にも呼び、寺の字ともせしなるべし、こは此國ノ名の考には、由ありてもきこえざれど、見あたりたれば、これをも因に書そへつ、

國郡鄕

和名類聚抄云

若狹和加佐 國府在二遠敷郡一、行程上ッ三日下ッ二日、

管三 遠敷乎爾不 大飯於保伊太 三方美加太

遠敷郡

遠敷乎爾布 丹生爾布 玉置 餘戸 安賀安加

野伊(里) 神戸 丹生 志摩 佐文

木津 阿ᵃ(桑)阿乎

大飯郡

大飯 佐分 木津 阿袁

三方郡

能登 彌美 餘戸 三方 驛家

遠敷郡

當郡の古く書に見えたるは、天平十九年六月十七日に奏上れる大倭ノ國大安寺ノ流記に、若狹ノ國乎入郡嶋山佰町四至四面海 右飛鳥ノ淨御原ノ宮御宇天皇、歲次癸酉、日本書紀の年立、天武天皇の二年に當れり、納レ賜フ者、東大寺要錄に載たる亦天平勝寶四年十月廿五日東大寺に封戸を賜

郡縣などに任されて、漸に衰微ゆき、或は絶などして、また後にはたゞその家門ばかり遺れるに、いさゝか田を賜はりて在し趣なり、さるは政事要略に載たる、延喜十四年八月八日、太政官より民部省に下されたる符に、應行雜事五ヶ條ノ事應返進ッ諸國ノ雜田若干ノ其地子稻混合正税事、とある條事の中に、國造田四百十一町五段と總擧て、當時四十三國國造无主の田數を別ヶ載せたる中に、若狹國六町と見えたれば、それよりやゝ前までは、なほ余殘の裔の衰ながらも國造の名を負て在りしにこそ、(延喜ノ民部式に、諸國ノ大祓ノ馬、若シ無キ國造ノ國ハ者云々、と見えたれば、當時なほ諸國に國造の名負て在るもの、多かりつる趣なり、)さて當國の守を任られたる事の史に見えたるは、續日本紀に、天平寶字五年正月壬寅、從五位下高階ノ朝臣人足ヲ爲ス若狹守、と載られたるを始にて、次々に見えたり、又此若狹の國に係れる事の古書に見えたるは、書紀垂仁天皇ノ卷に、三年春三月の條の分書に、一云、初メ天ノ日槍乘レ艇泊ニ于播磨ノ國ニ云々、復更自ニ近江經テ若狹ノ國ヲ西到ニ但馬ノ國ニ則定ム住處ヲ、古事記仲哀天皇ノ段に、建内宿禰ノ命率テ其ノ太子ヲ(應神天皇の御事なり、)爲ニ將ニ禊セント而經歷淡海及若狹國ヲ之時、於テ高志前之角鹿ニ造テ假宮ヲ而

坐、また孝元天皇ノ段に、室毘古ノ王者、若狹之耳別之祖など見えたり、さて右の書どもに若狹と作るは、かの履中天皇允恭天皇などの御世より前の事なるを、其御世の事に係けて若狹、といふ國ノ名の由を考述る説は符がたしとおもふ人もあるめれど、そは後の名をもて古事を語る例の文なれば、其考に難なし、(書紀の本文には、天武天皇ノ卷に、二年二月の下に、若狹の國號始て見えたり、さて又同紀元年の下に稚狹王と申が載られて、七年の下に、九月、三位稚狹ノ王薨之、とあり、この御名の稚狹は、決て地の名ときこゆ、もしくは若狹ノ國に由ありて負たまへる御名にはあらざるか、此王の傳詳ならず、此をおきては他書どもに見あたらず、)又當國の名の古き歌に見えたるは、萬葉集四卷に、坂ノ上大孃贈ニ家持ニ歌二首の中に、云々人ハ者雖云、若狹道乃、後瀬山之、後毛將合君、(此結句の合ノ字、今本念と有るは義きこえがたし、決て誤字なるべし、故レ今田中道麻呂が考にしたがひ、又新拾遺集に此歌を載られて、のちもあはむとあるによりて今糺して擧つ、)同七卷に歌主知ラれず、羇旅ノ作とて載たる歌の中に、若狹在、三方之海之、濱清美、伊往變良比、見跡不飽可聞、と見えたり、又當國の名を氏とせるは、姓名錄の宿禰の部に、若狹とみえ、(拾芥抄に載たる姓尸錄にも、宿禰の部に收レて、)又朝臣とあり、また續日本紀寶龜元年の下に、若狹ノ遠敷ノ朝臣長賣と云ふ人見えたり、こは若狹氏に亦遠敷の地名を複たる氏ときこゆ、これらの氏の祖はいま

から宣命の詞にも轉して唱へ繼ぎたる世になりて書記せるものならむ事疑なし、今擧るところの古書どもに相證し推考て悟るべし、

(注)式の祝詞の中に、いと上世より唱傳へたる詞ならむとおもはるゝに、後世の意詞の交りてきこゆるがあるも相似たる趣なり、この事なほ委しく高橋氏文考に論へり、さて上に云へるがごとく、余礒に稚櫻部臣と唱へるは嘉號なりけるを、遂に姓氏と爲るなり、其は天武天皇紀に、十三年十一月、若櫻部臣に賜姓曰朝臣、と見え、姓氏錄に、若櫻部朝臣を伊波我都牟加利命後也とあるなどおもふべし、然るを同書若櫻部造の下に、かの履中紀の趣を載て、賜長眞膽連姓稚櫻部造、又賜余礒姓稚櫻部臣也、とあるは疎なり、但し此ところの文、印本には脱文あり、今古寫本に據れり、さて嘉號と姓との差別ありし例は、政事要略に載たる多米宿禰本系帳に、成務天皇の御世小長田命の功を褒給ひて、特賜嘉號朕御多米負賜被詔定多米連也、とみえ、姓氏錄秦忌寸の譜に、雄略天皇の御世秦酒公の功を擧て、天皇嘉之特降寵命賜號曰禹豆萬佐、また大秦公宿禰譜にも然あり、此も嘉號を賜へるなり、これを雄略紀に、賜姓曰禹豆麻佐と記されたるは、其後姓に賜へる上をもて記されたるなり、此事委しくは別に記せるものあり、また姓氏錄右京皇別笠朝臣孝靈天皇皇子稚武彦命之後也、應神天皇巡幸吉備國登加佐米山之時、飄風吹放御笠、天皇怪之、鴨別命言神祇欲奉天皇故其狀爾、天皇欲知其眞僞、令獵其山所得甚多、天皇大悅、賜名賀佐、と見えたり、これも鴨別命に賜へる名をやがて姓ともせるなり、かくて余礒の後、世々相繼て國造なりけむを、書どもにはいまだ見あたらされど、古書どもを併せ案ふるに、いにしへ國造といひしは、おほかた今の大名といふ職のごとく、代々相繼ぎて其國を領き治むる職なりけるを、推古天皇の御世の頃より、其上に國司といふを置て宰らしめたまふ國もいでき始たりときこえ、孝德天皇の御世におよびて、漢國の郡縣の制といふをまねびて、もはら國司を置て、交替その用を宰り治させ給ふ事となり、國造は其下に立て

便に久羅の省かりたるなり、または大宮の名と唱の同じきを避けて、わざと然唱へるにもやあらむ、書紀天武天皇ノ巻に稚櫻部ノ臣五百瀬と見えたる姓を、釋日本紀にワカヒベと訓り、但し印本に、ワカヒベと書るは誤なり、然唱へる例は、和名抄因幡ノ國八上郡の郷名に、若櫻とある地、古より和加佐と唱へ來たりて、今もかくれなしと國人云へり、又同書安藝ノ國佐伯ノ郡の郷にも若佐あり、續日本後紀天長十年十月の下に、安藝ノ國佐伯郡人若櫻部ノ繼常、と云ふが見えたるは、その若佐の郷名に由りて聞ゆるをもおもひ合すべし、

(注) 延喜神名式に、當國遠敷郡若狹比古神社二座とあるは、既に三代實録に、若狹比古神若狹比咩神と載る二座にて、此神もとはたゞに比古神比咩神とも申したるを、國名をもて稱へ奉れるなり、其由は予が當國官社私考に委しく論へり、國名の原ならむとなおもひ混へそ、さてこゝに一の考あり、古事記を考ふるに、開化天皇の御子日子坐ノ王沙保大闇見戸賣に娶て生たまへる子、室毘古王を若狹ノ耳別ノ祖と見え、また日子坐ノ王の母を丸邇ノ臣之祖日子國意祁都命之妹意祁都比賣命とあるに、當國三方ノ郡なる美彌ノ郷に、神名式に、美彌ノ神社、倉見村に倉見神社あり、また同式に、同郡和邇部ノ神社あるは、所謂丸邇臣姓のちに和邇部とて廣き氏となれるに由あり、これら皆日子坐ノ王室毘古ノ王に係りて由縁ありてきこえ、猶此餘にも其縁ありげにきこゆる氏人の古事、また地ノ名神社の名などこれかれあるが中に、三方郡ぞことに多かるをおもへば、此郡のわたりをば、日子坐ノ王室毘古ノ王などの領きて、美彌の地に居給ひしにもやありけむ、六ノ雁命、室毘古ノ王ともに孝元天皇の御曾孫なり、されど此事は今慥なる證なければ、決めては說がたし、

そも〳〵此國ノ名の考よ、かの景行天皇の詔詞に、和加佐ノ國とあれば、當昔既に在來し國名なり、然れば古を語るに、後世の名を以て云へる文の例とは別なれば、後の履中天皇の御世の云々の因縁によりて、國ノ名に負せたらむとの說は、符ひがたしとおもひ云ふ人もありなんか、其はなづめり、此詔詞に上總國とをもありて、これもそのかみの名にあらず、宣命の詞とはいへど、代々にその故事を語り繼ぐとしては、國の名などは其當今の名もて云ならへるを、おのづ

ら由ありげにきこゆればかきそへつ、
かくて余磯が賜はりたる嘉號の稚櫻と云ふを、すなはち領ける國名にも負せて、和加佐と稱へるにぞあるべき、
(注)其は大官の名と爲給ひたるばかりの嘉號を賜はりたるを辱み、かの遠キ世の國家と爲よと定て、授ケ賜へる己が國ノ名にも負せて、其遠キ世に傳へむの意にて、公に請ヒ奏して改たるものなるべし、さて其地に長だちたる人の號をもて、地ノ名に負せたる例は、古語拾遺に、天富ノ命更求沃壤、分阿波ノ齋部率往東土、播殖麻穀云々、阿波忌部所居、便號安房ノ郡、今ノ安房ノ國是也、出雲ノ風土記に、健部郷ハ云々、先所以號宇夜里者、宇夜都辨命其山ノ峯ニ天降リ坐、即彼神之社至今猶坐此處、故云宇夜里、而後改所以號健部者、纏向ノ檜代ノ宮御宇天皇景行勅不忘朕御子倭健命之御名、健部定給、爾時神門臣古禰健部定給、即健部ノ臣等、自古至今、猶居此處、故云健部、また狹結驛云々、古志國佐與布云人來リ居之、故云最邑、神龜三年改字狹結、常陸風土記に、古老ノ曰、筑波之縣、古ヘ謂紀國、美万貴天皇之世遣采女臣ノ友屬筑簟命於紀ノ國之國造時、筑簟命云欲令身名者著國後世流傳、即改本號更稱筑波者　などなほあり、
また國造本紀に、荒礪ノ命を定賜若狹ノ國ノ造とあるは、國ノ名を改たる後、允恭天皇の御世の事にて、此御世に至りて更めて造に爲されたるなり、
(注)古書どもを考ふるに、いと上ツ世より諸國に國造を定置れつれど、すべて上古は御政おほらかにして、後々の御世の如く必しもきはやかにのみはあらず、故當國も此頃までは、六雁命の子孫の國家と爲よとの詔のまに〳〵相繼て領きたりしなり、さて書紀に、此天皇の御世の四年九月、群卿百寮諸ノ國造等に、探湯せさせて氏姓を正し定めたまひし事あり、此度荒礪が氏姓を正して、さらに國ノ造に定め賜へるにやあらむ、また姓氏錄坂合部氏の譜に、允恭天皇御世造立國ノ境之標、因賜姓坂合部連、といふ事も見えたり、
然て又この國の名稚櫻の號に因るとならば、やがて和加佐久羅と稱ふべきを、和加佐としもいふは、言

改膳ノ臣賜高橋朝臣、とあり、これも又同氏文に、六雁命七十二年秋八月、受病同月薨也、時天皇聞而大悲給、准親王式而賜葬也、於是宣命使遣藤河別ノ命武男心等、宣命云、天皇加大御言良麻止宣波久、王子六獦命、不思保佐佐流外彌卒上太利止聞食迷之、夜晝彌悲愁給比川々、大坐須、天皇乃御世乃間波、平爾之天相見曾奈波佐卒止思保須間爾別由介里、然今思食須所波、十一月乃新嘗乃祭毛、膳職乃御膳乃事毛、六雁ノ命乃勞始成流所奈利、是以六雁ノ命乃御魂乎波、膳職爾伊波比奉天、春秋乃永世乃神財止仕奉志迷卒、子孫等乎波長世遠世乃膳職乃長止毛上總國乃長止毛淡國乃長止毛定餘氏波万介太麻波天、乎佐女太麻波卒、若之膳臣等乃不繼在、朕加王子等乎志天他氏乃人等乎相交天波亂良志女之、和加佐乃國波、六雁ノ命爾永久子孫等可遠世乃國家止爲止定天授介賜天支、此事波世々爾之、過利違倍之、此志乎知太比天、吉久膳職乃內毛外毛護守利太天、家患乃事等毛无久在志女給太戸度奈毛思食止宣太麻不、天皇乃大御命良麻乎、虛川御魂毛聞太戸止申止宣太麻不、と載たり、そも〳〵此高橋氏文は、今世に全くは傳れるを見ず、されど諸書にまれ〳〵引たるが遺りて、なほ此餘にも見えて、いとめでたき古傳なるを、おのれ書集めて別に注せるものあり、さて姓氏錄に、古事記書紀等を參へ考るに、膳ノ臣ノ遠祖磐鹿六雁ノ命は、孝元天皇の皇子大毘古ノ命、その子比古伊那許志別命の子なり、かくて佐白米ノ命は、六雁ノ命の後孫なるを、國造本紀に、膳臣ノ祖としも書るは、佐白米ノ命を主としておほらかに云ゝるにて、上祖の謂にはあらず、古書に例ある書ざまなり、また此國に、膳ノ臣の氏人のものに見えたるは、續後紀に、承和十四年五月丙戌、授白丁膳臣立岡正七位上、立岡ハ若狹ノ國ノ百姓也云々、とあり、又遠敷ノ郡瓜生ノ庄に膳部山といふがあり、若狹志に、此山南ハ屬瓜生村、故土人稱瓜生膳部、東ハ屬新道村、故稱新道膳部、北ハ屬安賀里村、故稱安賀里膳部、皆隨其方稱之、といへるがごとし、いま膳部を字音に唱へど舊はカシハデと唱ひて、膳部に由ある大名の地の、もはら山ノ名に遺れるにもやあらむ、これ

ては謬りあり、下に辨ふべし、さて其時の事を古事記には、同御世ノ段に、此御世於ニ若櫻部ノ臣等ニ賜ニ若櫻部ト名ニ云々、と記されたり、かくていま其時のさまをおもひ見るに、かの天皇の御船遊は十一月六日なりければ、今の俗に小春と云らむ和暖なる節、御遊宴のをりにあひて櫻の復花の開たりけるが、散リ來て余磯が獻れる御酒の御盞に落泛びたるなりけり、故レ此趣を希らしと歎賞興し給ひ、その花を稚櫻と賀稱へて、やがて磐余の大宮の名とし給ひ、稚櫻とは、いと早き初花のごとくおもほしよりて、愛賞たまへるなるべし、神樂歌弓立に「於保支みの由きころやまのわかざくら」云々、又夫木抄顯季朝臣の歌に、「花みむと根こちてうゑし若櫻咲にけらしな風ふかぬまに」清正集に、「いつしかと植て見たれは若櫻さかすて春の過ぬべきかな」などよめるは、若木の櫻也、此稚櫻は其とは別なり、又余磯には、姓の外に別に稚櫻部といふ嘉號を賜ひたるなり、この時長眞膽連には、本姓を改て稚櫻部ノ造の姓を賜へり、余磯には姓とは云ずして號と云ひ、古事記にも賜ニ若櫻部ノ名ニとあるにて、其差別をしるべし、さて其は古事記に、於ニ若櫻部ノ臣等ニ云々、とあるをおもへば、余磯を氏ノ上として、其族までに及ぼし賜ひたるなり、部といふ稱を加て賜ひたるをもても知るべし、

（注）古事記傳に、於ニ若櫻部ノ臣等ニ賜ヒ若櫻部ノ名ヲとあれば、これより前にも既に若櫻部ノ臣と云しごとく聞ゆめれど然らず、凡て始を語るに後の名を以て云ふは常の例なり、と説はれたるがごとし、

さて膳ノ臣の大膳ノ職奉仕れる因縁は、六雁ノ命より始りたる事にて、其は景行天皇紀に、五十三年十月、天皇至リ上總國ニ從ニ海路ニ渡ニ淡水門ニ、是時云云、膳ノ臣ノ遠ツ祖名ハ磐鹿六雁、以レ蒲爲ニ手繦ト、白蛤ヲ爲レ膾而進之、故レ美ニ六雁之功ヲ而賜ニ膳ノ大伴部ヲ、と見え、高橋ノ氏文には、此事を委細に記して、乘輿從リ御獦還御入座時爾云々、即獻給比譽賜天勅久、此者磐鹿六獦ノ命獨我心耳波非矣、斯天ニ坐ス神乃行賜倍留物也、大倭國者、以レ行事ヲ負レ名國奈利、磐鹿六獦命波、朕我王子等爾、阿禮子孫乃八十連屬爾、遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取待天、仕奉止負賜天云々、自リ纏向朝庭歲次癸亥始ナ奉ニ貴詔勅、所レ賜膳臣姓、天都御食乎伊波比由麻波理天、仕奉來云云、といへり、こゝに癸亥と云へるは、上にいはゆる景行天皇の御世の五十三年の度の事をさしていへるなり、姓氏錄膳ノ大伴部高橋ノ朝臣等の下に記せる趣もこれに同じくして、天武天皇の十二年に、

りて、後人の僞作なる事疑なし、見む人迷はさるる事なかれ、

今國體を案るに、延暦の後に丹波の地廣こり、丹後に食て當國に隣れるなり、かくて今の境界は、此圖のごとくにて、山城とは相接かず、其際に近江の山の畝尾入間れり、なほ地勢をも案るに、其地古は當國の內なりけるを、後に近江に隷られたるなるべし、さて此國に關る古事の始て書に見えたる趣を考るに、景行天皇の御世、膳臣の遠祖磐鹿六雁命に此國を賜ひて、子孫世々に領きたりけるが、履中天皇の御世余磯といふに稚櫻部といふ嘉號を賜ひけり、故その稚櫻てふ稱をやがて國名に負せて、和加佐と呼びたりけむが、(これより前の國名は考ふべき由なし、)允恭天皇の御世更めてその若狹の國造といふになされたるになむありける、しか考たる證は、まづ高橋氏文に、(此氏文は、延暦十九年に奏上れる書にて、政事要略廿六卷に引たり、其全文は下に注すべし、)景行天皇の御世磐鹿六雁命の薨給へる時の宣命に、六雁命の世に在しほど、御膳の事に勞ありしことをもを賞たまひて、若之膳臣等乃不継在、朕加王子等乎志天、他氏乃人等乎相交天波亂冝志女之、和加佐國波、六雁命爾、永久子孫等可、遠世乃國家止爲止定天授賜天支、此事波世々爾之過利違傍志、云々と見え、其子孫を國造と爲されし事は、國造本紀に、遠飛鳥宮朝、(允恭天皇の御世、)膳臣祖佐白米命兒荒礪命定賜若狹國造、とあるこれなり、さて此荒礪命の事は、既に日本書紀履中天皇の卷に、三年冬十一月丙寅朔辛未(六日)天皇泛兩枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、膳臣余磯獻酒、時櫻花落于御盞、天皇異之、則召物部長眞膽連、詔之曰、是花也非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長眞膽連獨尋花、獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、即爲宮名、故謂磐稚稚櫻宮、其此之緣也、是日改長眞膽連本姓曰稚櫻部造、又號膳臣余磯曰稚櫻部臣、と見えたり、この膳臣余磯すなはち荒礪命なり、(名の字の異なるは古書の例なり、さて礪の字、姓氏錄などの人の名には、登とよむべく書たれど、此は伊志とよむかたによりて用ひたるなり、類聚名義抄にもイシと訓り、さて姓氏錄若櫻部造の譜にも、この余磯が古事を載られたり、但し余磯に姓を賜へる由の事につき

若狹舊事考

伴信友稿

若狹國 附國造

若狹國の舊事を古書どもに據りて考ふるに、まづ此國は、古事記に、伊邪那伎命伊邪那美命御合坐して、生ませる大八嶋國の中に、生玉ツ大倭豐秋津嶋、亦名謂ニ天御虚空豐秋津根別」とある(此事日本書紀神代ノ上巻にも見えたり、)其が中の一國にて、(此神代の趣は、本居宣長翁の古事記ノ傳に委く注されたり、)古より割も分させられたる事きこえず、はた國體を案るにも、素より一區の地なり、さて延暦の國圖に(此圖延暦二十四年改定ありて、下鴨神社に藏傳へたるを鴨祐之縣主の摹したるなり、)見えたるところの當國の境界、かくのごとし、然るに拾芥抄(◎一本に拾芥略要抄とあり)に載たる圖には、かくあり、

(注)なべて世に在來し圖もこれに同じ、藤原幹が集古圖に、延暦國圖と云へるを載て、其圖中に此圖延暦二十四年改定とあり、若狹は二郡と記して、山城、近江、丹後、越前に接て丹波とは隔たれり、此圖を古書に引合せ按るに、加賀國は延暦より後、弘仁十四年、越前ノ國江沼加賀二郡を割て一國と爲られたる由、弘仁格、類聚國史等に見えたるを、此圖に書るは合はず、また郡數も延暦の頃に書りとしては合はざるがあり、そのほかにも信がたき事あ

し、あなかしこ、

文化三年寅六月　　　　　　　信　友

平田君

又云、おのれ文を章なす事いとつたなく侍れば、雅俗打まぜて書つらぬ侍り、されどなほ言つきのつたなくて通えがたき事多かめり、そはたづね給ふべし、さて君にまゐらする書なれば、あがまへ言をもて書べきを、さるさまに書ては文ながくなりて、はた心のかぎり云つくさぬ味もあるゆゑ、多くはまだしき人に示すごときさまに書たり、こはおのれが心のくま〳〵までよく通ゆるやうにと、わざとせるしわざなれば、見ゆるし給へかし、されどいとかしこくなむ、

どなほいはゆる淫祀も世々にありと見えたり、はた今の清の代の風俗を記したる書をみるに、種々の神事あるとは見えたり、これらの事はとまれかくまれ、

されどもいづれの國も、神代の正なる實事の傳はなくて、神がら國がらにてすべてみだりなる事のみ多きと聞ゆるにつけても、皇國には天地の初發より神代の實事のたゞしく傳はり、はたその正しきまゝにたらひとゝのひて、まことの道の榮ふるなる、靈幸ひます神の御國のならびなく尊きことのいよゝますますいちじるきものなるをや、されば他の國にて神てふものゝあるを、知る知らぬのさだを、からくして見出したらむもえうなき徒事なれば、あたらいとまをさるすぢに費さむは、いとをしくおもはるゝ也皇國にて漢意になづみたる人に、正の道を論さんには、その教へ趣しむる方は、いかほども有べくぞおもはるゝ、

こは吾徒の祖師、鈴屋大人の著し給へる書にて事足れることは云もさらなれど、それにてもなほいぎたなきしれ人にも舊染の意を直しえさせむとして、敎論さん樣はいか程もあるべしといへる也、

右は、君の御論の大旨をすべて信友がしれ心にまた論ひ侍る也、一事の上につきての論は、そこゝとをりをり御本書に付紙をして論ひ侍る也、そも／＼君に初めてたいめし侍る時より、おほけなくもたまあひたるよしのたまひて、うらなく聞えさせ給ひ、今度この御論を見せ給ひて、心のかぎり論ひてよとおほせ給へるまゝにかく物し侍る、學の道はたがひにその説のあふとあはざるとのあるこそめでたけれ、十が十ながら同じやうなる事はなきことわりなりとはやくよりおもひ居り侍ると申し侍けるぞ、君も然なりとゆるし給へりき、そもその心してかくは申侍る也、なほいくたびも／＼論ひ直し給ひねかし、御本書の付紙にいへる事は、ところ／＼いさゝかづゝ論ひたるまでにて、すべての意は上件の如し、付札の中にもなほいはまほしき事、又くはしくしるさまほしき説もあれど、一つにくらべておしてしらるゝ事どもは、わづらはしくいはず、此ほど心ちそこなひたるうへに、目の病さへありてなやみ侍るを、しひていそぎてものせるなれば、倉忽なる事いと多かるべ

〇禳卻變異也、〇禰師祭也、〇禘春祭、嘗秋祭、

これら字書の中に見えたるを、己レ往に一ッ二ッ物の序に抄筆しおきたる趣也、此外かゝる心ばへの字いく百千もあるべし、さて禮記などにもかゝる字多く、其餘の書にもいと多くありて、其狀のこまかに知らるゝもあるべけれど、さる道の書等はとに見知らぬ事ゆゑえしらず、〇字書に、徐曰示ハ神事也、故宗廟神祇皆从示、とありて、凡ソ示に从ひたる字は、みな神の事に係れるをもおもふべき也、なほいはゞ、天竺、朝鮮、琉球、オラムダなどの國書を譯たる書を見るに、各國の世の初發の狀、みな神の御所爲にて何事も成し出、奇靈なる事を記し、はた今も神ありてそを祭る事もありて、なほ奇靈しきことあるよし見えたり、

新井君美主ノ鬼神論ニ、漢唐ヨリ此カタ世々ノシルセル史傳ヲミルニ、西域ノ人ハ其性尤忍ベリ、世ノ諺ニムゴキト云フタグヒ也 古ノイハユル鬼ノ地ナレバ、其俗マタ鬼ヲ信ズ云々、彼佛ノハジメテ敎ヲマヲケラレシ、タヾ其俗ニヨリテミチビケルモンナルベシ、三世因果六道輪廻等ノ説ヲ立シナイフ、 とありさる事なるべし、さて天竺にて佛といへる則神にて、釋迦をも其弟子の尊んで佛といへる也、

漢の字書に、祆ハ胡神也、また關中謂レ天爲レ祆、又有ニ祆神敎法、佛經所レ謂摩醯首羅也、本起ニ大波斯國ニ云々、また墨莊漫錄に、東方城北有ニ妖廟ニ云々、妖ハ、祆ノ誤ナルヨシイヘリ、 貞觀五年大秦穆護、同入ニ中國ニ、俗以ニ火神ニ祠之云々、とあるをもおもふべし、さて右に擧たる國々の餘の外國の事をこゝかしことオラムダの國人などに聞もし、はたその國書に記せるやうを書譯したる書もありて、見るにみな神の奇異しき所爲のありて、そをかしこみはた祭るわざのあるよししるせり、

そが中にて漢國は、理を巧に言はやす慣にて、神をおろそかにする國俗なるが、かの空理の説のはびこりて、神をおろそかにする事を、かへりてさとりふかくたけき事のやうなりにたり、唐の世になりても江淮より南にはことに淫祀のおほかりしを、狄仁傑がその淫祀一千七百區をこぼちて、禹と伍子胥が二廟をのこせりと、朱子が書にみえたり、淫祀則神の社のこと也、これらをも思ふべし、され

武王などは、神を託て其上に理にかなへて、人を欺き己が志を遂んとせり、さて老子は其を理のみにときて、神をば假の名稱のごとく説けりと見ゆ、孔子は周の文王武王などが説のごとく心得たりとはみゆれど、其身卑賤してしかも善き人なりければ、誣て國を奪むなどの心はなくて、一向周の衰へをなげき、正しき道を人にも教へ、世の亂をもいかで治んとの志のみなりしかば、其言も平穩にきこえて、いたく疾むべき言はすくなき也、されど文王以上の聖人賢人のむねとことなる事はなき也、そは論語中庸などを見て知るべし、家語にも、いと其よし見えたれど、難者のとらぬ書なればいはず、

さて正々しげなる書をおきて、山海經、神異經、搜記、述異記、五雜組、抱朴子、齊階記などいへる類のかたへの書どもに見えたる、彼國の世の初發の事、また神々の奇異なる所爲のありし事などの中には、かへりて皇國の傳へにもいさゝか似かよひて、實の古傳のかたはしの、はつ〳〵にのこれるならんかとおもはるゝ事もある也、

盤古氏の頭の四岳となり、目は脂膏、又涙は紅海となり、毛髮は草木となり、氣は風となり、聲は雷となり、目瞳は電となり云々など、目の日月になれるといへる類の事也、こは貝原好古が著たる漢事始に、事物紀原その外雜の書を引て、萬事の始の事を抄たるがあり、好古じゆしやにて、其内神怪の事をきらへども、さのみさりあへずして、引出たるもあり、かゝる事を一わたり見るにも便りよきもの也、

又種々の神事も傳りて、其が中には皇國なるとほほのと似かよひて見ゆるもありて、その中にははやく皇國にても其字を借用ひならひたるもあり、

○祡又𥛚燒柴焚燎祭天神也、亦作柴、　○祀五祀門戶井中霤、　○祓除惡祭也、徐曰祓之爲言拂也云々、又潔也、　○禊除惡祭　○禖禖山之神也、　○禬年終祭名　○梓月祭名　○禋祀天也　○禓道上祭　○祙車下祭　○禡至所征之地祭、　○禜禳風祭雨、又左傳山川之神、則水旱癘疫之災、於是乎禜之、　○禷祈穀食新曰離禷　○祀斬祀殺厲、神位有屋樹者　○社月令云、社祭土云々、注云、國中之神莫貴於社、詩經以社以方、注疏社者五土神、能生萬物者、以古之有大功者配之、　○祆胡神也、　○禱告事求福也、又祈請也、　○祈祈祭者叫呼而請事也、又祭山名、　○祥福也、　○禍神不福也、　○祟神禍也、　○祐自天助也、　○祝祭詞也、　○祓山祭　○祾神靈之威福也、　○禪竈上祭也

云へる誥に、天乃錫王勇智、表正萬邦、纘禹舊服、玆率厥典、奉若天命、夏王有罪矯誣上天、以布命于下、（マタ大甲下ニ、伊尹ガ言トテ、夏王弗克庸、慢神虐民、皇天弗保云々、トモ見エタリ、易モ周ノ文王武王旦ナドガ、元ヨリ有ケル占法ニ竊シキ底心アリテ、サマ〴〵トリ添タルモノ也此コト別ニ論アリ、又湯誓予其大理女、）これ彼國人の底意を、白狀たる言なるをおもひ合すべし、其を實しやかに爲んと欲て、已くより有來し神祭る事などをも、殊更に禮々しげにもてなせし也、

尚書舜典に、云々肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、徧于群神云々、集注に、類、禋、望、皆祭名云々、徧周徧也、群神謂丘陵墳衍、古昔聖賢之類也云々、この文の法を按ふに、徧も祭の名ときこえたり、群神を周徧く祭る義なるべし、類、禋、望の字義の注を見合ておもひ合すべし、上帝は天神、六宗は注に、宗尊也、所尊祭者其祀有六、とあれば、はやくより彼國にて、殊に由緣ある神ならんか、山川は注に、山川之神とあり、群神は諸神の事なるべし、古昔聖賢也、と注へるを按ふに、後國の古の神なる歟、又由緣ある人々の靈にてもあるべし、これ堯が王の位を舜がうけつぐべき約を爲したる事を、天神の諸神に告たる狀也、

さて儒者は、その託言の興ふかげにむべ〳〵しきに欺れて、漸にその託たる本の意をさへに忘れ行て、たゞ空理のみにときなし、つひに宋儒と稱ふ學派も出來たりと見えたり、

から國の後世人の言に、人類萬物の成り出ることを造物者なす處と云へるなど、產靈天神の事をいへるにあたりてきこゆるげなれど、こは理の不測なるを然するものゝあるがごとく、口がしこく曲言にて、實に神のことをいへるにはあらず、かの上帝天帝など記言も後にはかの造物者のごとく、空理の方にとりなしたり、

そも〳〵託言といふものは、元來有り來し事の其に似よりたる事を誣ひ矯りて、人を欺かんとする心より云出たる言也、さて其託たる事の狀によりて、顯に託言也ときこゆると、たゞ一わたり聞ては然しもきこえぬがありとは、都ての上を押わたして、其意を察る時は、其矯り明に識ゆるもの也、

漢國にて、古、神を託たる意を大かたにいはゞ、唐、虞、夏、殷の世の頃ほひは、たゞ神を託て人を欺き、己が志を遂ん事をはかれるが多く、周の文王

論鬼神新論草稿

「漢國の古書どもに、上帝后帝皇天などいひ云々、且推察れるおもむきなり」、（これ御論のもとなる故、此御言をこゝに擧候也、）信友云、天地の間の事も物も、悉く神の御所爲に漏れぬ事なれば、漢國も其餘の諸蕃國も、神なき國の有べくも非ず、玉かつま一に、漢國にも神あることを、むげにしらざるにもあらず、其を畏みはた祀る事こそも、必あるべき理なり、されど皇國のごとく、天地の初發より神代の古傳説正に遺りて、神祖の定たまへる道のまに〳〵、違ひなく正しく尊き事のかけても及ばぬ事なるは、是も必しかあるべき理也、然れば尙書等に、上帝后帝皇天など云ひ、又たゞに天とばかりもいひて、可畏物にいへるは、元來實に神のある事はほの〴〵知つゝ、そを口實として、託言に云たてたるなり、

此論ひは、本書の御說ノ下にいさゝか云へり、また尙書武成の篇に、底商之罪、告于皇天后土所過名山大川とありて、これ地の事をさしても后土といへり、皇天と對ひたる語勢を思ふに、皇天后土はたゞ天地の事を神と稱へる意ときこえたり、されば天照大御神、産靈の神などの高天原にまし〳〵て、世の中は御恩賴に、もるゝ事なき趣などは夢にもしらず、其時むね〳〵しき神のまし〳〵て、其御所業のある事をも知らずて、たゞさかしら心にも推度かたき事のあるを神のなすところとのみこゝろえたる也、彼國の後の世に造物者など云へる、（以下闕文）

其ははやくより彼土の國俗として、なべての人の心正直からずして、かたみにおのれ〳〵が智の盡り、巧に理を論ひ言擧して上べを潤飾り欺き合ふ慣にて古く尙書に載たる文などは、人の領居る國を奪ひとらんとし、奪ひおほせてのちは、其國民どもの背かん事を恐れてこれを從和さんとし、また後の人には奪せまじく搆へたる王ども、扨はそれが臣どもの姦しき底意より、ともすれば上帝后帝天帝など云ひ立て、又天命など云て、則神の命也と誣ひ矯りたる也、尙書仲虺之誥に、成湯放桀于南巢、惟有慙德云々、としかすが心よからず云けるを、其臣仲虺が諂て

こははやく、吾友堀口直充が問に答たる趣なるを、なほこゝろえがてなる事のあれば、いかで書つけてよと請ひけるにもよほされて、又さらに考說を加へて、書て見せたりけるを、後にこれかれの學の友にも見せて、論ひさだめさするに、皆いはれたりなどいひは云へど、おのれが心には、なほ云ひおほせぬところの多かるをり〳〵そこゝと書加へ、書改などしつゝあるほど、又れいのごとく、人々にかたらひけるほど、誰なりけむわすれたり、年へてもかへさずなりてけり、されど今更に拵とゝのへむ事のものうくて、また年經にけるを、田沼善一にふとそのよしうち出たりければ、其はさきにおのれにも見せて、おもふところあらば論ひ定めてよ、いまだかたなりなる下書なれば、な書寫しそとはきゝつゝも、まことはしのびに寫おけり、いでやとてやがてまた書寫して得させつ、おのがものから、めづらしきこゝちせられて、又れいのこゝかしこ筆くはへなどしつれば、いと見ぐるしくなれるのみにて、なほいりがほなる記しざまにて、おもふばかりだにいひおほせぬこゝちせれば、さてありけるを、善一がしひて中書せむといふにまかせたれば、またかく書つられて得させたるなり、かくてよみみれば、人の問に答へたるには似つかずて、ことさらにものしたる書めけるものとなりたるぞ、おもひのほかなるや、

天保五年六月　　信友

三男信近書

たり、はやく弘仁三年の太政官符に、應レ撿ニ察神託宣一事、云々、諸國信ニ民枉言一、申上寔繁、或言及ニ國家一、或妄陳ニ禍福一、敗レ法亂レ紀、莫レ甚ニ於斯一、宜下仰ニ諸國一令レ加ニ撿察一、自今以後、若有ニ百姓輙稱ニ託宣一者上、不レ論ニ男女一、隨レ事科決、但有ニ神宣灼然、其驗尤著者一、國司撿察、定レ實言上と格に見えたるも、然る事を禁給ひたりしなり、みだりに神を尊び畏むにすぎて、女々しく痴騃こゞろになるときは、巫覡僧尼などの徒に欺れ、小神になぶられて、人わらはれなる事もいでくるぞかし、かへすがへすも、上件の趣きよくよく辨へ、腹にあぢはひ悟りて、みだりに卜事の類を信むことなく、小神になぶられ、禍神の禍にまじこらるまじく、もはら正しき大神たちの恩賴(ミタマノフユ)を憑奉り、能く神習ふべきことわりをわすれず、大(フト)く雄々しく魂を鎭めて、身のほどほどにしたがひて、神を崇め、家の業を勤(イソシ)み行ひて、世に在經べきなり、そもそも今論ふところは、己をぢなき智もて、謾にさかしら言せるにあらず、本居翁の訓へによりて、おろおろ神典をよみあぢはひ、古今の事實は證考て、思ひとりたる趣なり、

(注)但し周易に心をいれて學べる人、その理をもてあそぶ上には、おもしろき趣ありて、己が心おきて、身の行なぞの力にもなりておぼゆるものなりとぞ、其は智ふかき聖人の、思慮を盡して心たかげに作りたるものなれば、然る事なるべけれど、其作り設たる本意をたづね悟り、其こゝろしらひして、皇國の大道に害なかるべくものすべきなり、其ほか世に行はるゝからやまと、何くれの教の道道も、なべてならぬ人々の作り出したるものなれば、それ惡しとて、公ざまに禁め給はぬかぎりは、人々のさかしおろかなるほどほどの心のひきひきに學ばむとならば、まづ其教を立たる本意を、よくたづねしたゝめおきて、大道に害なかるべく、己も學び、人にも教ふべきわざなりかし、さはいへど、皇國の大道をうかゞはむともせず、己が學ばむとする道の本意をも、たづねむとする心ばえなき人ならむには、いかゞはせむ、

よしやあしや、論ひ直し給ひてよ、

文化二年九月　　伴　信　友

のゝしるまに〳〵、ますます小神所を得て、癡騃人をもてなぶる事とはなりぬめり、（しか癡騃心のつくも、かの小神のわざなるもあるべきなり、）すべて神に祈禱事せむにも、もはらこの心しらひしてものすべきなり、あなかしこ、世を護り坐ます大神たちの、御護厚からぬ時は、殊に邪惡の禍禍しき小神うとびあらびて、今論ふ占事のみならず、みだりに祈禱事するときは、かへりて種々の禍事の出來べき理ある事、上に云へるがごとし、

（注）しか大神等の御護の厚からぬ事は、最も畏き由緣あり、其は說長ければ、こゝには盡しがたし、さて俗人のもてはやす、人相、家相、墨相、劍相、墓相、占夢など云ふ類にも、まれ〳〵其吉凶の驗あるは、みな易占などの類にて、小神のために謀らるゝわざなり、又憑祈禱、口寄、調伏など云たぐひも、同じ趣なり、

然はいへど、小神なりとて、悉禍々しく邪惡なりと云にはあらず、貴き神の小神をつかはして、人を護助け給ふ事もあるべく、狐などの人に功しき事のあるが中には、神の仕はせ給へるなるべくおもはるゝもあり、とまれかくまれ、神なるをば神として、みだりに卑めて犯し侮るべきにあらず、時世のさまに隨ひて、事によりては神とも佛ともいへ、まことに神なりとしりて尊くおもはゞ、その神に祈禱事をも、すべてまた、禍々しく邪惡なるをば畏れ和平むるも眞の神の道に隨ふわざなり、さてまた上世にも、小神をもてはやせる事ありて、皇極紀に、東國不盡河邊人大生部多、勸祭虫於村里之人曰、此者常世神也、祭此神者、致富與壽、巫覡等遂詐託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少、由是加勸、捨民家財寶、陳酒陳菜六畜於路側、而使呼曰、新富入來、都鄙之人、取常世虫置於淸座、歌儛求福、棄捨珍財、都無所益、損費極甚、於是葛野秦造河勝、惡民所惑、打大生部多、其巫覡等恐休其勸祭、時人便作歌曰、「秦は神とも神と聞え來る常世の神を打罰ますも」と見えたり、そのかみ佛法わたりて、いまだ世にあまねからざりつる時の事なり、河勝は、聖德太子に隨ひ奉りて、甚く佛を尊信たる人なりけるすら、然をゝしくいちはやく計らひたりき、かくて世々經るほどに、神の御うへに、佛ざまなる事をとり混へて、然るおもむきなる事、いと多くきこえ

ぬべければ、今一わたり論ふべし、まづ然る占事するに奇しき事のあるは、小神の憑りてしかあらしむるなること、上に論へるが如く、さて其小神にも、又大小尊卑の差あり、（天狗など稱ふ類もこれなり）、また其靈の功用ざまにも差あり、是ら人のうへより見るときは、すべて奇しかれども、尊き神たちに比べては甚く劣れり、又其が中にはいと卑くて、邪惡く禍々しきがありて、狐狸の類にも、其神の部となれるがあるべきなり、

（注）すべて神に尊卑大小、善惡邪正ありて、また其靈の功用も等しからざること、人のうへにも、尊卑大小、善惡邪正あるがごとし、たとへば、人もとより尊卑ありて、君あり臣あり、さて其臣の中に、政に預れるがありて、其に輕重の差あり、又各持分て司れる事あり、おの〳〵其下吏あり、また小吏雜丁の如き卑賤もあり、また其君の民たるものいと多かる中に、長だちたるものあり、其にもまた高き下き品々あり、さて其人の性にも、賢愚善惡邪正、とり〳〵ありて、君とある人の心のごとくにのみは、えあらぬ事もあるが如く、尊き神の靈の功用も、御慮のまゝにのみは、行はれがたき事もあるなるべし、かくて幽顯のうへをもていはゞ幽境は顯世の萬機の政の府、顯世は幽府の民なりといはむが如し、しかれば小神を信みて祈禱事せむは、顯世の下吏小吏雜丁などに媚て、小けき情願を遂るに便よき事もあるが如し、

しかれば、卜者の告るところ、其占中れる事のありとも、狐仕などの末然小事を告るが如く、何の爲にもならぬ徒事なるのみならず、其を一向に信みて癡騃ごゝちになる時は、小神はこれに乘りて、其人を嬲り、みだりに卜者に云はしめたる吉凶につけて、其驗を示せむとして、既に吉事と卜合しめたるには、いさゝか幸めきたる事の驗の無きにしもあらず、然るはさしあたりてはよきやうなれど、素より然あるべき故なくて得たる幸なれば、末とぐることなく、はてはかへりて災の根となるぞ多かめる、又凶事と占合しめたるには、その驗みせて、さらに災に遭しめ、かの生涯の占合のためには、長かるべき齡ちゞめて、命奪らるゝかたもありぬべきを、然る事とはつゆ悟らず、占まさしなど心得て、ます〳〵其奇しきを尊ひてこれを信み、聞繼人も次々に、是を信み

大らかなる趣なり、これらの卜法は、既く神の定めおき給へるもあるべく、又神に申て人の定たるも有べけれど、其を行ひてトふる例となりたるは、なほ神の人に令め給ふことわりなり、かゝる雑の卜事の、古くものに見あたりたるかぎりは、鹿卜考の附録に記せり、漢國にても、虎卜、紫姑卜、牛蹄卜、灼骨卜、鳥卜、瓦卜、棋卜、雜卜、羊卜など何くれの卜法ある事、かの國籍どもにみえたり、されどそは、人の身のうへの小事をトふるならはしにて、卜事を朝廷の大事に用ひ給ひしことは、さらにある事なし、鹿卜に比べては少々劣れる卜法なり、しかるに近き世になりて、某ノ權現、某ノ大師の御鬮、或は觀音ノ籤、關帝ノ籤など云ふたぐひの、漢天竺風のいとさくじりたる卜法出來て、其によりても驗を得る事あり、其はしかしかと卜法を作り設て、小事をトふ時は、ときどき小神の憑り來て、驗を示する事もあるなり、こはえせたる巫祝僧尼等などが、愚民を誑かさむ料に、種々の神佛の像を造り、或は觀音、不動、聖天など云ふ類の僞佛の像をさへに造りて、齋き祀り、或は癡騃人ども、禍神に誑かされて祉を造り、或は由もなき石木などをさへに神なりとして、淫に祭りなどしてもてはやす時は、狐狸の類、或は野山の末、海川の底などに潜りをる小神どもの、處得てあくがれ憑り來て、其祭を享け、人駭なる少々事の驗を示すると同じ類の神の所爲にして、神代より聞え給へるごとき、正しく奇靈なる大神たちの御慮にはあるべくもあらずかし、さていはゆる易占も、かの某大師の御鬮、關帝ノ籤の類の、一種の占法なりと知るべきなり、そもそも占問は、輕々しく行ふべきみちにあらず、吉凶よろづにつけて、大事の出來たるとき、千重に心をつくして、思慮り行ふべき涯をおこなひたる上に、いかにしても思の決がたく、幽事に屬れる事なるべく思ふ時は、さらに己がさかしらを用ひず、直く清明き心もて、神に祈禱、神の御慮を卜合て、御敎のまにまに受行ふわざになむありける、神に祈禱事あらむにも、このこゝろばえもてものすべきなり、さて今凡ての世の人の占問ふさまは、易占御鬮の類に依て、己が身の上の小事、或は行末の吉凶、希ふ事の成否などやうの事、また生涯の齡の數をさへに、知らまほしがるを、それ占ふ者のいできて、そこの卜人は占正し、かしこの御鬮は奇しかりなど、いひのゝしる事の聞ゆるにつけて、猶思ひまどふ人も有

儒者たちの聞ゆるが哀く慨しくて、事の因にかくは論へるなり、（殷湯王か夏桀王を逐ひ放けて、國を奪ひたる當ばえも、おほかた武王に同じ、商書の諸篇を見て、准へて知る）べし、さて又上に論へるがごとく、文王が易を作れる裏心は、もと謀反の猾智もて天命に託け、人を欺き服がへむ料の謀計に、豫て作設たりけるを、武王が代になりて、時を得てこれを後立にして、もはら天命をとなへ、つひに紂王を弑し、國を奪ひたるにて、かへすがへすも順乎天應乎人など云へるごときさまにて、殷國を得たるにはあらざる事を相證して、易を作れる由來を知るべきなり、かくて其易ももと占法なれば、皇國にも傳はりて、其を用ひて占ふる時は、ほどほどに神の憑り來て、驗示する事もあるなり、されどそはもと漢風の卑き占法にて、世の大事などには用ふべき方にあらず、故古よろづ漢風を交へ給ふ大御世となりても、朝廷の大事には、もはら神祇官に仰て、龜甲の卜を用ひ給ひ、陰陽寮の筮占をばかたばかりにせさせて、其を用ひ給へる例は更にあることなし、但し此龜甲の卜といへるは、漢の龜卜にはあらず、古の鹿卜の法のなごりなり、

問、すべて占法にだによる時は、誰しの人も占ひ得べき理なるに、其驗の正しきと正しからぬはいかなる故にか、

答、其は神慮なればなり、故に易學の淺深によらず、其占する人によりて、正しきとまさしからぬがあるなり、こは何の卜すとも同じ理なり、

問、神慮を問ふ卜法は、尊卑あるべき謂あるべからず、いかに、

答、大事に用ふる尊き卜は、鹿の肩骨を灼て、神の御慮を問奉る法あり、此卜法、神世は高天原にして、尊き神の始め給へるものにして、其卜法、皇國に傳はれり、これ神事の宗源にして、古昔は朝廷の大事にはさらなり、なべても此卜法を用ひたりしなり、しかるに後に鹿の肩骨を、龜甲にかへて用る事となりたるにあはせて、漢風の說を交へたる事の漸に多く、いと混らはしくなりたるが、今もかつがつ遺り傳はれるを、古書古傳に據り考へてよく選びみれば、其卜法のおほむねは知られたり、天地にわたりて、これより尊くめでたき卜法のあらめやは、そは鹿卜考にくはしく記せるが如し、さて鹿卜のほかに、いにしへ雜の卜法あり、いづれもさくじりたる事なく、なほく

ごみえたり、かく年經たる後までも必おかれて、頑民と呼ばれたる殷士のともがらよ、武王が反逆を恐れて身を逃れ、また武王が馬に取付て諫言すばかり近づきながら、一太刀うちかくる事をだにえせず、山中に逃入て、いたづらに餓死し、或は賢人がほして洪範とかいふ政法を、己が君を殺して國を簒奪たる賊敵に、傳へたるが如き輩にはことかはりて、いとあはれなる義士どもなりけり、さて右に引出て論へる文どもはさらなり、すべて周書の諸篇をつら〱意をつけてよみ見れば、前後うちあはぬ誣妄言のみせる文王、武王、周公旦が惡行の心根、こと〴〵くほころび見えたり、（朱子語類に、義剛曰、武王既殺二了紂一、有微子賢可レ立、何不レ立レ之、而必自立何也、先生不レ答、但蹙レ眉再言、這事也難レ説、さみゆ、先生とは朱子がことなり、）抑漢國は、國初より定れる主なき國風なれば、德あるものは出て王となりて世を治め、又德ある者に王位を讓り、或は不德なる王をば廢して、德あるもの代り立つべきなりなど云はむは、深く咎むべきにもあらぬが如くなれど、さては世人も服ふまじきことわりなれば、善人がほして、さま〴〵に斜しき欺言したるになむありける、史記に、黃生といふ儒者の論の中に、湯武非レ受レ命乃弑也云々、冠雖レ敝必加二於首一、履雖レ新必關(アツカル)二於足一、（これはかの崇侯虎が論によれるに似たり）何者、上下之分也、今桀紂雖レ失レ道、然君上也、湯武雖レ聖、臣下也、夫主有二失行一、臣下不レ能二正レ言匡一レ過、以尊二天子一、反因レ過而誅レ之、代立踐二南面一、非レ弑而何也、また通鑑綱目に載たる宋の熊禾が論に、商之一代風爲二最熾一、當時爲二商之臣若民一者、大率有二不レ肯レ臣レ周之心一、大誥、洛誥、多士、多方諸篇、班班可レ睹、雖二周人目レ之爲一レ頑、在レ商則不レ失レ爲レ義矣、所謂歷二三紀一而後世變風移、蓋當二康王之世一、歸レ周、且四十年矣、壯者已老、老者已死、其遺播遺黎、自レ是至レ死不レ二、可レ見二商家一代人心風俗一矣と云へるは一わたり宜なり、其後の人にも、此論のごとき說を云へるも、まれ〱には聞えたれど、いづれも聖人流の垣內の論なれば、淸くもてはなれたる說あることなく、並ての儒者などは、湯武の放伐は聖人の至德にて、庸人の行とは別なりなど云めり、その漢國の國風にあはせては、とてもかくても有なむを、かけまくもかしこき皇孫命の知食大御國の御民として、から心にそみて、猶かの主定まらぬ國風なるにも心づかず、湯武が行などを止事得ざる權道ぞと心得たる

の墻外より見るときは、却て予が論ひの好注ともいふべし、いと悪むべき聰明睿智の神武になむありける、さて成王、武庚を殺せる後、紂王が庶兄微子開に宋と云ふ地を封じて、永綏厥位、毗予一人、世世享徳、萬邦作式、俾我有周無斁と云へる事、周書の微子之命篇に見えたり、これなほ殷の士民の服はざらむ事を恐れたるが故なり、このほかさる心しらひしたりし事、周書の大誥、微子之命、康誥、酒誥、梓材、召誥、洛誥、多士多方等の篇に、これかれ見えたり、ひとつひとつ擧るに堪ず、意をつけてよみあぢはふべし、さらに順天應人などいへるごとき世の事狀にはあらずかし、

（注）宋の蘇軾が説に、大誥、康誥、酒誥、梓材、召誥、洛誥、多士、多方八篇、雖所誥不一、然大略以殷人心不服而作也、予讀泰誓武成、常怪周取殷之易、及讀此八篇、又怪周安殷之難也、多方所誥不止殷人、乃及四方之士、是紛々焉不心服者、非獨殷人也云々、使周無周公、則亦殆哉矣、此周公之所以畏而不敢去也と云へり、惣ての議論は、例の聖人を上もなき善き人ぞと心得たる上の説なれば、云にたらざれど、事實をとりすべて云へる趣は然る事なり、又周公旦が計らひて、同姓不婚の制を始て立たるは、殷を慕へる士民の族の親を割きて、周民に親をむすばしめ、其心を和むべき深きおもひかねの謀なり、後世の儒者のさだせるがごとく、同姓婚、眞に禽獸の行にて、然ばかりの大事ならむには、既に堯舜禹湯などいへる聖王どもの、其制を立べきものなるをや、

かくて成王が世の始より、四十年餘を經て、康王が時に至りても、なほ治り難かりし由は、周書の畢命篇に、惟十有二年云々、王朝步自宗周、至豐、以成周之衆、（成周下都也、處商民之地と注へり、）命畢公保釐東郊、王若曰、嗚呼父師、惟文王武王、敷大德于天下、用克受殷命、惟周公左右先王、綏定厥家、毖殷頑民、遷洛邑、密邇王室、式化厥訓、既歷三紀、世變風移、四方無虞、予一人以寧云々、商俗靡々、利口惟賢、餘風未殄、公其念哉、我聞曰、世祿之家、鮮克由禮、以蕩陵德、實悖天道、敝化奢麗、萬世同流、茲殷庶士、席寵惟舊云々、邦之安危、惟殷士、不剛不柔、厥德允修、惟周公克愼厥始云々、欽若先王成烈、以休于前政な

審去就、[illegible]親衛國、質之天地鬼神無憾焉、周公之篤於親、三叔之篤於君、綱常名教均無愧者也と云へり、武庚三叔が事を論へるは、眞に當れる說なるを、周公之篤於親と云說を加へて、綱常名教均無愧と云へるは、聖人と稱ふをあまりに尊ぶこゝろならひに、周公にところおきたる論にて、いとかたはらいたしや、かくてその武庚三叔を討てる時の事は、周書大誥篇にみえて、其大略は、世人なほ殷を慕ふ心切にして、大義を立て、殷の世に復さむと志すものの多くて、周に隨はざらむ事を懼るゝ事甚しく、またもとより武庚三叔が罪を責むべき理のあらざれば、せむかたなくてもはら卜に託て詞を飾り、今かく武庚等を討事は、もはら己が爲わざにあらず、天命なりと云ふ意に歸べく言擧せるものなり、但し周書の中、上にも擧たる君奭篇に、卜筮を並べ謂へるをおきては、此篇なるも此ほかなるも、卜の事を云へるは、みな龜卜ときこえたり、其はもとより蓍よりは、龜を重しとせる例なりけるがうへに、又文王の興作れる法は、その方人には示したるべけれど、いまだ世に普くは知られず、おしなべて人の信べくもあらざれば、姑く龜卜の趣にものして、かの易のこゝろばへもて、託言したるばかりにて、實に卜へたりとはきこえずかし、そはすべて此論にいへるごとく、事實につきて推察めて識らるゝなり、

（注）此誥文長ければ此に擧ず、但し篇中卜の事を云へるは、寧王遺我大寶龜、紹天明、即命曰云々、また我有大事休、朕卜幷吉また予得吉卜、予惟爾以庶邦于伐殷逋播臣、また越予小子、考翼不可征、王害不違卜、また天休于寧王、興我小邦周、寧王惟卜用克綏受此命、今天相民、矧今卜幷吉、また終篇に、予曷其極卜、敢弗于從、率寧人有指疆土、矧今卜幷吉、肆朕誕以爾東征、天命不僭、卜陳惟若茲と云へり、

蔡沈が說に、按此篇專主卜言、然其上原天命、下述得人、往推寧王（武王を云へり）寧人（舊臣なり）不可不成之功、近指成王邦君御事不可不終之責、諄々乎民生之休戚、家國之興喪、懇惻功至、不能自已、而反復終始乎卜之一說、以迪天下之志、以斷天下之疑、以定天下之業、非聰明睿智、神武而不殺者、孰能與於此哉と論へるは、もとより周の德業を賛揚たるなれど、今そ

吳越春秋に曰、大王有疾、泰伯採藥不返、於是大王乃立季歷、傳國至昌、而三分天下有其二、是爲文王云々、崩子發立、遂克商而有天下、是爲武王云々と、とりすべて云へるがごとし、また周書多士篇に、自成湯至帝乙、(紂王が父なり)罔不明德恤祀、亦惟天不建、保乂有殷云々、在今後嗣王、(紂王がことなり)誕罔顯于天云々、惟時上帝不保、降若茲大喪と云へる事あり、こは紂王が父の帝乙までは、惡事も無かりしを、紂王が代になりて、不德なるによりて、天に代りて亡したりしよしいへるは託言なり、其は上に證を擧て論へるがごとく、既く帝乙が祖の世の頃より、大王が商を伐むと企始たる事は明らかなり、さて武王が死たる後の代かけても、猶殷の士民の、周に服はざるが多く、商の胤子をとりたてゝ、讎を報ひ國を取復さむと企ける事は、これも史記に、成王(武王が嗣子)少、周初定天下、周公恐諸侯畔、周公乃攝行政當國、管叔蔡叔群弟疑周公、與武庚作亂畔周、周公奉成王命、伐誅武庚管叔、放蔡叔、以微子開代殷後、國於宋、頗收殷餘民云々、初管蔡畔周、周公討之、三年畢定、故初作大誥と云へり、此事史記をはじめ、かの國籍どもを併考ふるに、武庚といへるは、紂王が子祿父が事なり、武王、紂王を弑して後、殷の畿內を邶鄘衞といふ三國に割ち、武庚に邶を封じて、殷の餘民を置き、武王が弟どもの霍叔處を邶の尹とし、管叔鮮を鄘の尹とし、蔡叔度を衞の尹として、共に武庚を相て殷を治めしめけり、然るは殷民の從はざらむ事を恐たる計らひなり、かくて其三國の尹を三監とも、三叔とも稱へり、然るに武王死て成王の世となりて、武庚かの三監と謀りて周王を誅し、殷世に復さむと企たるにて、いと大義にかなひたる感(アハレ)むべき擧になむありける、かの國人袁黃が曰く、三叔非叛也、夫武庚、商家元子也、少康復國、君子賢之、

(注)少康は、夏王后相が子なり、その臣羿、后相を逐出して國を奪たりけるに、その羿が僕、寒浞また羿を殺し、后相をも弑して國を奪とり、夏の王統絶たる事、四十年ばかりなりけるに、夏の舊臣靡といふ者、忠義をはげみ、少康を輔けて寒浞を誅し、夏王の統に復せる事ありしを、かく論へるなり、

豈獨不許武庚耶、三叔誠至戚、同爲商之遺臣也、

の説は、かへりて信がたし、
獨夫受（孟子が殘賊之人謂之一夫、聞誅一夫紂、未聞弑君也と云へるも、此言を主張たるものなり、さて武王が遠祖より、世々の君をしもかくいへる意ばへ、諺に盜人猛しと云が如く、惡しと云むはよのつねなり、）洪惟作威、乃汝世讎云々、肆予小子、誕以爾衆士、殄殲乃讎、爾衆士、其尙迪果毅（己が惡逆を遂むとて、かく衆士に勸めたるなり、）以登乃辟（己を君とせよと云へるなり、）功多有厚賞、不迪有顯戮（紂王が不德を事々しく云たてゝ、衆士に迎火つけて謀反をすゝめ、さて今より己を君と登て命を奉べし、功あらば厚く賞すべし、背かば戮さむとなり、）云々、予克受非予武、惟朕文考無罪、受克予、非朕文考有罪、惟予小子無良、（例の善人めきたる矯言なり）また周書の牧誓に、例の紂王の不德を言擧して、今予發、惟恭行天罰、今日之事、不愆于六歩七歩、乃止齊焉、夫子勗哉、不愆于四伐五伐六伐七伐、乃止齊焉、勗哉、夫子尙桓々、如虎如貔如熊如羆、于商郊、弗迓克奔、以役西土、（武王が軍士のことなり）勗哉、夫子爾所弗勗、其于爾躬有戮など見えたり、讀あぢはひて知るべし、さて又武王が反逆は、はやく曾祖父大王より始めたる世々の志を遂げたるものなる事、上に擧たる書どものほかにも、毛詩に、至于大王、實始翦商、中庸に武王纘大王王季文王之緒、壹戎衣而有天下云々、武王末受命、周公成（旦也）

文武之德といひ、（周公旦は、武王が弟にて、父兄の謀反を輔けたり、かの崇侯虎が、旦恭儉而知時と評せるは、いと明なる智なりけり、）史記に、東觀兵、（武王が叛逆の軍兵を出せる文なり、）至于盟津、爲文王木主、載以車中軍、武王自稱太子發言、奉文王以伐、不敢自專と見え、

（注）こは文王が志を繼てものせるよしの謀なり、

同書に、此時伯夷叔齊叩馬諫曰、父死不葬、爰及干戈、可謂孝乎、以臣弑君、可謂仁乎、左右欲兵之、太公曰、此義人也、扶而去之と見えたり、夷齊義人ならむには、武王は不義人なり、太公論はむすべなくして、然言よげに會釋て、追うしなひたるものなり、

また遂至紂死所、武王自射之、三發而下車、以輕劍擊之、（周書に輕呂擊之とあり、注に輕呂劍名也、）以黃鉞斬紂頭、縣大白之旗とあり、己が代々の君を弑せるだにあるに、いとあまりなる暴行をなむしける、さてまた論語に、孔子曰、泰伯其可謂至德也已、三以天下讓といへるを、朱子の注に、大王三子、長泰伯、次仲雍、次季歷、大王之時、商道寖衰、而周日彊大、季歷又生子昌、有聖德、大王因有翦商之志、而泰伯不從、大王遂欲傳位季歷以及昌、泰伯知之、即與仲雍逃之荊蠻、

せるはくちをしけれど、此時に當りて、紂王が軍に立たるともがらは、義士と稱ふべし、孟子に件の漂杵の事を論ひて、盡信書則不如無書、吾於武成取二三策而已矣、仁人無敵於天下、以至仁伐至不仁、而何其血之流杵也といへるは、武王を仁人と云なして、己が說を主張せむとかまへたる私言なり、

また周書の泰誓の上に、商罪貫盈、天命誅之、予弗順天、（彼易の革卦の、順天應人の義に照應せる姧巧、こゝに於て顯はしたり、）其罪惟鈞云々、以爾有衆、底天之罰云々、爾尚弼予一人、（順天應人擧ならば、かく有衆に示して、尚弼予一人云々と云べきものかは、）永清四海、時哉弗可失、（かの文王が遺言に、時至勿失といへるこれなり、）毛詩に、商之旅、其會如林、矢于牧野、惟予侯興、上帝臨汝、無貳爾心、（この詩の意、上四章は、紂王が軍卒の武王を拒ぎ、興起の勢ひありしさま、下二章は、武王が軍卒の恐れたるを見て、かの天命を託言として、強ひ勇めたる狀なり、）また泰誓の中に、紂王が不德を言擧して、天其以予乂民、朕夢協朕卜、襲于休祥、戎商必克、（朕夢協朕卜云々か、ゝる證なし言も、云へば言ひけり、いはゆる朕が卜は、かの巽革の卦が得たりと云けむこと疑なし、）また泰誓の下に、ますます紂王が惡行を言擧して、上帝弗順、祝降時喪、爾其孜々奉予一人、恭行天罰、古人有言曰、撫我則后、虐我則讎、

（注）この古人は誰なるにか、いはゆる古聖人の言なりとも、かゝる惡言を信服べきものかは、察に武王が古人に託たる造言なり、さて又泰誓に、紂王が不德を言擧せる條々の中に、冐色と云ひ、また作奇技淫巧、以悅婦人、といひ、また史記に、武王作太誓、告于衆庶、今殷王乃用其婦人之言、自絕于天、勉哉、夫子不可再、不可三と云へり、そもそも文王が羑里に囚られたりける時、美女を賂にして許されたるは、紂王が冐色なる意をとりたるにて、これはた文王が姧巧にて、かつは紂王にますます冐色を勸め、不德を累しめたるものならむ事決し、さて件の史記、その外の古書どもに載たる泰誓の文の、今本に無きがあるをもて、はやくより其眞僞をさだしあへれど、今文に無きは逸たるもあるべく、また今あるごとく三篇に限るべきにあらざれば、この外にも泰誓のありけるが、その本篇は世に絕たるにてもあるべし、又文の彼と此と互に異なるところあるは、古書のつねなり、殊にかく聖人の醜となるべき事は、かの國人の僞作るべきにあらず、例の孔壁より出たりと云へるかたの書

史向摯載其圖法亦奔周、武王問太公曰、仁者賢者亡矣、商可伐乎、對曰、先謀後事者昌、先事後謀者亡、夏條可結、冬冰可折、時難得而易失、初武王使人候商、報曰、讒勝良、王曰未也、又往報曰、賢者出走、王曰尚未也、又往報曰、民不敢誹怨矣、王曰、嘻、遽告太公、對曰、刑勝故也、其亂至矣といへり、嘻は字書に、和樂自得貌と注へり、武王が情狀を善く書とれりときこゆ、

遂に紂王を殺し、國を奪ひとり、さてその叛逆の罪をおほひ匿さむとして、かの既く作り設おきたる、易の天道天命の説に合へる託言とし、向往の世をも强欺かむと巧みたるものなるべし、周書の君奭篇に、天惟純佑命則商實云々、惟茲惟德稱用乂厥辟、故一人有事于四方、若卜筮罔不是孚、

(注)注に事、征伐會同之類、また若卜筮云々とは、天下無不敬信之といへり、この一人有とは、有于四方若卜筮云々といへるにも、意をつけて宿意を察るべし、但しこは武王死て成王の世となりて、周公旦攝政の時の誥なれど、旦もとより文王武王と同心なりければ、かくは言擧したるなり、

有殷嗣天滅威云々、昭文王迪見冒聞于上帝、惟時受有殷命と云へる事見え、また同書の武成篇に、至于大王（武王が曾祖父）肇基王迹、王季（武王が祖父）其勤王家、我文考文王（武王父なり）克成其勳、誕膺天命（託言なり）以撫方夏、大邦畏其力、小邦懷其德、惟九年大統未集（いまだ國を奪ふ事を得ざりしなり）、予小子（武王）其承厥志（大王より肇たる世々の志なり）、底商之罪、告于皇天后土所過名山大川曰、惟有道曾孫周王發（有道とは、武王が曾祖父大王を賛する私言なり、周王とは、發がみづからの僭稱也）、將有大正于商、今商王受（受とは武王が君、紂王が名なるを、今貶し賤めてかく云へるなり、されどなほ商王と稱へるは、しかすがに貶しめあへざりしにこそ、既に自が事を周王と稱へるに、うちあはぬ稱呼なるもをかし）、無道暴殄天物、害虐烝民、爲天下逋逃主、萃淵藪、予小子既獲仁人、敢祗承上帝（承上帝とは、これは託言なり、いはゆる順天の意これ也）、以遏亂略、華夏蠻貊、罔不率俾（所謂順人にあたる造言なり）、恭天成命、肆予東征云々（紂王を弑に軍を出す趣を、かく云なせるなり）、受率其旅若林、會于牧野、罔有敵于吾師、前徒倒戈、攻于後以北、血流漂杵、

(注)若林とは、紂王が軍士のいと多かりし狀を云へるなり、前徒倒戈云々とは、前陣戰負て北ぐとて、後陣におしかゝれるを追擊たるによりて、全軍ことごとく敗北し、其時討れたるものゝ血の夥しく流れたる狀を、漂杵と云へるなり、然敗北

伐㆓犬戎密耆及邘㆒矣、則此四國者、又豈謂㆓西伯㆒者耶と云へるはをさなし、虎が忠諫の言は、上に擧たるがごとく、いと明察にて、はたして後に其言のごとくなりけるを、文王おのれが爲に、虎をふかく恐れ惡みて、却て彼を紂王に讒言して伐たるなるべく、また四國を前に伐たりしは、素より殷によくも服從ざりつる西北の夷どもなるを、軍を出し、威を示して、よく平和し、おのれが方人とせるにて、其當時のさまによれる謀なるべき事決し、

而作㆓豐邑㆒、自㆓岐下㆒（岐は西伯の居地なり）而都㆑豐、明年西伯崩、（九十七）太子發立、是爲㆓武王㆒と、これも史記に記せり、かくて紂王の惡行多かりけるにあはせて、文王は祖父大王より肇たる世々の志を承繼ぎて、謀反の志ありしかば、（大王より謀反の志ありし事は、次々に云ふべし、）殊さらに善を行ひ、德を施して、人を懷たりけるが、しか征伐の任をうけ、兵權を恣にして、戎どもをよく平和し、崇侯虎を亡し、勢ますます廣大になり、諸侯を懷け隨へて、その殷の國の三分の二を有ちて、紂王が手にあはぬやうになりてけり、されど猶いまだ時至らざるによりて、忠々しげなるさまにもてなしかざりつゝ、いまだ紂王を殺すまでには、えいたらで在經るほどに、（論語に、孔子が文王の事を稱へて、三㆓分天下㆒有㆓其二㆒、以服㆓事殷㆒、周德其可㆑謂㆓至德㆒也已矣といへるは、己が君の周の祖なるが故に、其德を稱へたる言ながら其謀反の情ばへは、ほころびて隱れなし）其文王年老て死なむとする今はのとき、武王に云ひ遺る言に、見㆑善勿㆑怠、時至勿㆑疑、去㆑非勿㆑處といへる事、皇王大紀に見えたり、

（注）崇侯虎が、發勇而不㆑疑といへる、よく武王が父の遺訓を得たる心根を見ぬきたる言なりけり、

さて孫氏用間の篇に、昔殷之興也、伊摯在㆑夏、周之興也、呂牙在㆑殷、故明君賢將、能以㆓上智㆒爲㆑間者、必成㆓大功㆒とあるは、聖人に諂らはぬ言にて、實に古傳ときこゆ、呂牙はいはゆる大公望なり、既く殷に叛て文王武王に通じ、間をなしたりしなり、史記にも、太公有㆓陰謀秘計㆒といへり、孟子が、太公避㆑紂歸㆓文王㆒、可㆑謂㆓大賢㆒といへるは、いとも惡むべき言なり、

かくて武王、周公旦、心を同せ、かのいはゆる時至て疑ふ事なく、

（注）通志に、大師少師、抱㆓其祭器樂器㆒奔㆑周、內

法の微へたりしを、もて興せるなり、

（注）八卦を倍して、六十四卦とせるも伏羲なりといひ、また其は文王なりと云へる說もあり、そはとまれかくまれ、漢國の上代に神の敎定たる占法を、伏羲の專ら人にも傳へたるか、又伏羲すなはち彼國の神にて、占法を定めをしへたるにもあるべし、さて龜卜蓍筮の事は、虞書の大禹謨に始てみえたり、

そはまづ繫辭傳に、易之興也、其於中古乎、作易者、其有憂患乎云々、易之興也、其當殷之末世、周之盛德邪、當文王與紂之事邪云々、朱子の本義に、夏商之末、易道中微、文王於於羑里而繫彖辭、易道復興云々、また彖者、文王所繫之辭、傳者、孔子所以釋經之辭也、象者卦之上下之兩象、及兩象之六爻、周公所繫之辭也と云へり、かくて上に引たる繫辭傳の、云々有憂患乎といへるつゞきに、是故履德之基也云々、巽德之制也、また巽稱而隱、また巽以行權、また彖傳に、革云々、天地革而四時成、湯武革命順乎天而應乎人、革之時大矣哉といへるなど、此外なほかゝる意の言おほし、但し傳は孔子の言にて、文王の意には與らずといはむか、されど文王の作爲れる理に依りておすときは、然當りて、即湯武の行狀にも叶ふなり、則易の本意の極にて、君とありても不德なれば、有德の人出て代り、國を奪ても苦しからず、是すなはち天心なりとやうに僞りて、理を拵へたるものなり、さて文王の羑里に拘られたるは、叛逆の機ありしが故なり、そは史記に、崇侯虎譖西伯於殷紂曰、西伯積善累德、諸侯皆嚮之、將不利於帝、帝紂乃囚西伯於羑里、また虎が紂王を諫て、昌仁而有謀、太子發勇而下疑、中子旦恭儉而知時、冠雖敝禮加頭、履雖鮮位在足、彼爲易置焉、請及其未成圖之と云へる事も見えたり、昌は文王、發は武王、旦はいはゆる周公旦なり、西伯といへるも文王がことなり、これによりて文王が臣閎夭等、紂王が嬖臣に因て、美女及種々の奇物を賂ひ獻りけるによりて、紂大悅曰、此一物足以釋西伯、況其多乎、乃赦西伯、賜之弓矢斧鉞、使西伯得征伐、曰、譖西伯者崇侯虎也云々、明年伐犬戎、明年伐密須、明年敗耆國、殷祖伊聞之、懼以告帝紂、紂曰、不有天命乎、是何態能、明年伐邘、明年伐崇侯虎、

（注）方孝儒が說に、崇侯虎之事、逸不可知其詳矣、吾意、其人必比凶、不供職于天子、而侵害其與國、故西伯伐之、必不以其譖也、不然西伯嘗

世の理も、こと〳〵く相そなはり、さて貴も賤も、本より定りあれど無きがごとく、何事も右へも左へも通ふごとく、そこひもなき理ありげに作設けたるものなるを、熟々その底心をあぢはふれば、君とある人も不德なれば、其位を保つ事あたはず、德あるものは出て世を革め、其君に易り立事の如く易り行が、すなはち天地の妙用にして、これすなはち天命なりと云ふ理に歸べく、說ひなしたるものとこそきこえたれ、普通の儒者見を淸くはなれて見るべし、文王よりさきに湯王が叛逆して、夏ノ桀王を追放て、其國を奪れる例もあれど、その前縱を云立て、君を殺し國を奪はむも、さすがなるが上に、世人も隨ふまじき勢を慮りて、むべ〳〵しきさまに爲んさの姦智なり、かくて本よりの占法にもそむかぬやうにしたてたれば、これ人作にあらず、自然の天地の道なりと云はゞ云はるべきなり、如レ此作設て後に、己が反逆せん時の罪を、天命と云ふ事に託て、覆ひ藏すべき地盤として、あらかじめ世人にも示し置たるものとこそ思はるれ、孔子は聖人と云はるゝ中にも、已往に聖人といはれし王どもには、こよなくまさりたる善人なれども、心づかでかの妄作に欺れたるか、又悟りたらんにも、周の德を主張して、王家の衰微をもて興さむの意にて、易を深く尊びて此人周の祖より、文王武王の德を論じたることの、なべての論さは劣ざまにきこゆること多し、心をつけて見るべし、その傳など云ものを述て、翼書とはしたりけむ、さて其占法の御國にまゐわたりて、世に久しく用ひらるゝ事となれるは、神の御心なるべければ、其占法によりてものするときは、事の狀によりては、驗を得ること無にしもあらず、

問云、易は文王の叛逆の姦智によりて作れりとは、和漢のものしり人のかつても說はざるところなり、其は何を證として云へるにか、委く聞かまほし、

答けらく、あなかしこ、此論今の世にして言擧せむは憚るべき由なきにしもあらねば、容易く云ひ出べき意にはあらざりつるを、今卜事のことを論ふとて、ふとうち出たるを聞咎め給へるうへは、おしこめてあるべきにもあらず、さはいへど、己漢學は深く心とゞめぬ道なれば、ことに僻こゝろえざる說の多かるべきを、論ひ直し給ひてよ、さて今己がおもひとれるやうは、まづ周易の傳來の趣、漢國の上世伏羲といへる王、始て八卦の占法を作れりと云傳へたるを、文王西伯にて在しとき、己が君とある殷ノ紂王を亡して、其國を奪はむとせる姦智をもて、彼ノ卦占ノ

周易私論（原名易占辨）

伴信友稿

或人問けらく、上代の占方は、既く絶たるにか、今世に用ふる占方は、もはら漢國の易占の方によらざるはなし、しかるを其易は、漢國にて物を占ふ一方にて、何の理もなき聖人の妄作なりとやうに、鈴屋翁の直毘靈、葛花、さては事にふれて、これかれ論はれたれど、いはゆる陰陽乾坤など云へる理によりて、判斷(サダメ)占へて其驗を得、天命を受るわざなれば、其理なしとは云ひがたし、然れば聖人の妄作と云べきにあらず、いかに、答云、上代の占は、鹿の肩骨を灼て爲る法なり、こは古事記、日本紀に記されたる如く、もと天神の始給へるを、大御國に傳へ給へるものにして、いとも尊き卜法なり、さて今問はれたる占の合ふ事の其もとは、陰陽乾坤の理によりて、判斷して天命を受るものなりと心得られたるにて、其は占法の本意をさとられざるが故なり、また易などのうへに天命と云へる事は、たゞ理の歸(トヾマ)るところを談るがごとき名目にて、實は虚説なりと知るべし、そも〳〵占法は、もと神の定めをしへおき給へるものにして、人智のいさゝけき理をもてつけて、とかく云ふべきものにあらず、たゞ其法によりてトへて、神の御敎を受るより他あることなし、漢國の易も、もとものを占ふ一法にて、占ふて神の敎をうくる趣は、同じことわりなり、（漢國にて龜卜、筮占などいへるは、いさ古き卜法と聞えたり、虞書の大禹謨に、龜筮といへるこれなり、）さて漢籍共を讀かむがふるに、かの周易は、原は蓍筮とて、横畫の八象を設けて八卦と云ひ、いはゆる乾兌離震巽坎艮坤など云へるごとき名を稱(ツケ)て、たゞものを占ふ法なりけむを、周文王（漢人の名を呼ばんには、所謂字諡などをば呼はで、名を呼ぶべき事なれど、さては耳遠きこゝちすれば、文王、武王、周公、孔子など、今の俗の並ての稱呼のまゝに云へり、）祖父大王が反逆の志を繼ぎ、己が君殷紂王が不德なるをうかゞひて、これを亡し、國を奪ひ取らむとせる姦智より出で、かの八卦を重疊て六十四卦に作り、各名を稱(ツ)け、さて其卦につけて、彖の繫辭といふ事を作り、又其二男周公旦は、爻の繫辭を作り、二人心を同(アハセ)て作り成せる書なり、さてその易は、天地に彌綸(ワタ)りたる道にて、鬼神の情狀も、人の上も、よろづ漏る事なく占ひ得べく、又人の敎も、

みつ〳〵し久米のこらが云々、又謠之曰、例によるに、謠の上に御ノ字脱たるなり、瀰都瀰都志倶梅能故邏餓云々、因復縦兵忽攻之、凡諸御謠皆謂來目歌、此的取歌者而名之也云々、

（注）凡諸御謠とは、右二首の歌を云ふ、此的云々とは、來目の子等を專と的して歌によみたまへるによりて、來目歌と云ふ由なり、上のうたのたかきにの歌をも、謂來目歌とあるは、名は同じけれども、意は異なる事、紀の文にて明なり、さるを記傳に、上件數首の歌どもを言へる文と說はれたるは、くはしからず、

さて此後饒速日命、長髓彥を殺して、其衆を帥て歸順へり、

右一册、原稿の儘にて有しを、押紙などのはふれうせてみえければ、今かく寫しとりたるなり、表題には方術考說、文政五年初稿、未定、と記しおかれて、書中には方術源論と記したまへり、自ら書たまへる著述の目錄にも、方術源論とあれば、其名によりてかくは記しおきぬ、さて又此書中に、言靈の事は別に考あり、と記させたまへれど、其書は見えず、そのことの例證を、少しづゝ書たまへるものは有り、これも其儘別に記しおくなり、其御考書擧たまはぬぞいと〳〵も口をしき事になむ、

嘉永三戌年二月　伴信近

る由なり、さて此歌、上に謠と書、こゝに歌とあるは、いはゆる「ソヘウタ」の用なければなり、よく意をつけて辨ふべし、さて續紀、三代實錄よりはじめ、其外の記錄どもに、久米儛と云ふ事見えて、大嘗祭にも見えたり、此歌儛を奏たるなるべし、又宇多比とあるべきを、宇多預瀰とある由も、上に云へるがごとし、

又八十梟帥を討たまふ事ありて、是役也、天皇志存ニ必克ニ乃爲御謠之曰、こは八十梟師を討むと爲たまひし時の事を、立かへりて是役也と記されたるなり、志存ニ必克ニは、必克たまはむ事をおもほしつめたまへる趣なり、伽牟伽筮能云々、謠ノ意ヘ以ニ大石ニ喩ニ國見丘ニ也、既而餘黨八十梟師のなり、猶繁其情難レ測、乃顧勅ニ道臣命ニ、汝宜帥ニ大來目部ニ久米命の部をなり作大室於忍坂邑ニ設ニ宴饗ニ誘レ虜而取レ之、道臣命、於レ是奉ニ密旨ニ、掘ニ窨於忍坂ニ云々、陰期之曰 酒酣之後、吾則起歌、汝等聞ニ吾歌聲ニ、則一時刺レ虜云々、時道臣命之起而歌之曰、於佐箇廼於明務露夜珥云々、今來目等歌而後大哂、是其縁也、又歌之曰、愛瀰詩烏毗儴利云々、此皆承ニ密旨ニ而歌之、非ニ敢自ヲ專者ニ也此ニ歌は、天皇の御謠なるを、聞り云々の時、歌ふべき由の密旨により歌へるにて、自專心に任せたる事にはあらずとなり、上文には奉ニ密旨ニとありて、こゝには承ニ密旨ニとある承字は、承聞の意に用ひて、御謠を聞もちたる意と通えていと詳也、云々、

皇師大擧將レ攻ニ磯城彥ニ云々、兄磯城等猶守ニ愚謀ニ不肯承伏、時推根津彥計之曰、今者宜遣ニ我女軍ニ出ハ自ニ忍坂道ニ、虜見之必盡レ銳而赴、吾推根津彥なり則駈ニ馳勁卒ニ、直指ニ墨坂ニ取ニ菟田川水ニ灌ニ其炭火ニ、儵忽之間出ニ其不意ニ則破レ之必也、天皇善ニ其策ニ云々、先レ是皇軍攻必取、戰必勝、而介胄之士不レ無ニ疲弊ニ、故聊爲ニ御謠ニ以慰ニ將卒之心ニ焉、哆哆奈梅匡云々、果以ニ男軍ニ越ニ墨坂ニ從レ後夾擊破レ之斬ニ其梟師兄磯城等ニ、

（注）い行き候らひ戰へば、我はや飢ぬ、島つ鳥鵜養が部、今扶助に來ねとは、上文に及ニ緣レ河行ニ西ニ、亦有ニ云々ニ者、天皇問レ之、對曰、臣是苞苴擔之子ト云此ハ則阿太養鸕部ノ始祖也、とあり、すでに其部を養鸕部と稱しなるべし、それが苞苴持ち參りて獻り、官軍の疲弊たるを扶助戰に來よとなり、此時それが然參りたらむとおもはるゝに、其事紀に見えず、傳へのもれたるなるべし、

昔孔舍衞之戰、五瀨命中レ矢而薨、天皇銜之懷ニ憤懟ニ至ニ此役ニ也、意ニ欲ニ窮誅ニ長髓彥をなり、乃爲御謠之曰、

ざりつるなるべし、此上文に、至二熊野ノ荒津一因誅二丹敷戸畔一者、時神吐二毒氣一人物咸瘁云々、また熊野高倉下が夢に、天照大神謂二武甕雷神一曰、夫葦原中國猶聞喧擾之響云云、また天皇適寐忽然而寤之曰、予何長眠、若此乎、尋而中レ毒云々などあり、かれ言靈の幸ひ助あらむ事を請祈たまひ、諷歌を製り、倒語としたまひたるによりて、其應ありて御策のまゝに虜どもを倒し滅したまへる由を、更に惣括稱へてこゝに擧られたるものなり、かくて倒語之用始二乎茲一とは倒語の奇く妙なる、用ありし事、茲御世に始てきこえたりと云へる意にて、專この古事を明せる撰者の文とぞ聞えたる、かくてこの諷歌倒語の事に係れる本紀の文を左に擧て、なほこの考の證とすべき事どもをば、其條々の下に注さむを見て、たちかへり考合すべし、

太歳甲寅、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥二諸皇子舟師一東征云々、戊午年云々、天皇曰云々大哉赫矣、我皇祖天照大神欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖、日臣命帥二大來目督將元戎一、

(注)日臣命、後に名を改て道臣と賜へり、さて此條古事記には、道臣命、大久米命二人とあり、こは日臣命、大來目命の、其部屬の軍卒を率て來るを帥てと云へる文なり、されど大來目命、古事記に見えたる趣にては、道臣命と相並びて大功を立たまへる人なるが、こはやゝ後に、道臣命の子孫の大伴氏のみ榮えて、久米命の子孫の久米直氏はいたく衰へて、終に大伴氏の部下に屬る事とはなりにけるを、紀には其衰へたりし子孫の時代の狀をもて記されたるものなるべし、と鈴屋翁の彼傳に辨へられたるが如し、なほ按ふに、大伴の氏文を召して、多くとられたらむかとおもはるゝ事あり、心をつけて見るべし、

蹈二山啓一行云々、兄猾を誅たまへる事云々とありて、文長ければ引かず、本文に合せて見るべし、下にもかく略きて引く處あり、已而弟猾大設二牛酒一以勞二饗皇師一焉、天皇以二其酒宍一班二賜軍卒一、乃爲御謠之曰、謠此云二宇多預瀰一○此をはじめ御謠とあるによしある事上に云へるがごとし、于儾能多伽機珥云々、この御謠は、兄猾を誅したまひたる後、其餘黨を平治たまはむとして、官軍を前妻、餘黨を後妻に喩へたまへる諷歌なり、是謂二來目歌一、天皇後に是を來目歌と號たまへる由なり、此時は久米命の功の勝れる由ありて、歌の號と爲、歌はしめたまへるなるべし、今樂府奏二此歌一者、猶有二手量大小及音聲巨細一、此古之遺式也、

(注)この歌、今も樂府に傳へて云々、古の式の遺れ

いへどいかゞ、花をこふとてなりけむを、昔人の書る假字はことになだらかなれば、こふをそふと見なして、ひが寫したる方の本の、世に傳はれるなるべし、次の文にあるは、月をおもふとて、しるべなきやみにたどれる、といへるに對ひたるをもおもふべき由、説へるはさる事なり、

しかるに「たとへ」と云ふ方義廣ければ、「よそへ」と云ふべきをもおしこめて、「たとへ」とも云ふめれば、混らはしきなり、萬葉集十一に譬喩と題したる條に、歌十三首載せたる其後ごとに、右二首寄レ衣ニ喩レ思、右一首寄レ弓ニ喩レ思、などみな此定に記せり、集中また寄レ某陳レ思歌、また相聞の部に、寄レ鳥ニ、寄レ花などもあり、これらの寄ノ字、與曾布流とよむべし、(後世寄レ某戀など云へるは、是にならへるなり、然るを某にヨスルと云ふは疎カなり、)〇おもひ合すべし、さて又神武紀に、兄猾を誅したまへる時、弟猾大設ニ牛酒一以勞ニ皇師一焉、天皇以ニ其酒宍一班ニ賜軍卒一、乃爲ニ御謠一之曰、注に謠此云ニ宇多預瀰一とある謠は、詠歌ひたまへるにはあらで、徒に誦み屬け給へる由にて、故ある事なるべし、(謠字の義は上に擧けたるがうへに、又徒歌也とも注せれば、かたゞゞ由あり、さて歌に「ウタフ」と「ヨム」との差は、師の石上私淑言に論はれたり、かくて此訓注ヨソヘウタ、ヨミタマヘクとあらまほし、)さて倒語は、「タフシゴト」とよむべし、(古訓サカシマゴトとあれど、たゞ字たなづみたる訓ざまにて心得がたし、)其は大祓詞にある畜仆志を、師の説に畜などの死ぬるを多布流といふ、こは上代人の家に養へる牛馬などを、忽に斃れしむる術などの有て行ひし事ぞありけむ、そは其主をいきどほる事などありて、仇なふしわざなり、と説はれたるに據りておもふに、この倒語も、虜を倒し滅す語の由にて、此時の諷歌すなはちその倒語なり、(諷歌と倒歌と二つにはあらず、)上に以ニ諷歌倒語一と記して、下に倒語之用云々と結られたるをもおもふべし、さて倒とは、中世の軍物語などに、人の家門の衰へ滅ぶるやうの事を爲るを倒すと云へり、今も云ふ言なり、拾玉集の歌に、「世をわたる我身のさまはよわけれどたふれぬものはわかみなりけり」とも見えたり、さて此虜どもを平治たまひし事を、文に掃ニ蕩妖氣一と記したまへるをおもへば、(字書に妖は孼也、)此頃はなほ神世の趣ありて、惡しき神氣の加ひて、虜どもの暴逆を助けたる事のありて、容易から

と云ふが本語なり、歌に寄ㇾ某述ㇾ懷、寄ㇾ某戀など云ふ寄も此「ヨソヘ」に同じ、此事なほ下に云ふべし、又萬葉八ノ廿に、吾妹兒が、家のかきつの、さゆり花、由利登云者、不謌云二似、略解に、此結句を、岡部翁の説を擧て、謌は諷ノ字の意もて書るなるべし、「ヨソヘヌニニル」とよむべし、といはれたる由いへり、思ひ合すべし、さて一首のうへは、本書に注へるを見て考べし、

其は的す事をあらはにいはで、他事に寄副へて、底意を述るやうの意なり、奥義抄に「そふ」と云ふは、題をあらはにいはずして、義をさらするなり、とあるは、少しさこのはぬいひざまなり、かくて「ヨソヘ」の「ヨソ」は、同韻の親きが「ヨ」と約まりて、おのづから「ソヘウタ」と言なれたるなるべし、但し體言には然約めて云はむは事もなきを、大さゝきのみかどをそへたてまつれるうたと、用語にそへといはれたるは、そのかみ平言にもしか云なれたりけむ、又かみにソヘウタと云へるに准らへられたる文(コトバ)にもやあらむ、かくて其「ヨソヘ」と「タトヘ」と、其意相親くまぎらはし、「タトヘ」と云ふは、意の述盡しがたき、或はあらはに言がたき事を、他の事他の物を假り比へて、其意ばへを喩すやうの意にてその差あり、古今集序に、そもそも歌のさま六なり、からの歌にもかくぞあるべき、とていはゆる六義を擧たる中に、「そへうた」「たとへうた」と分ちて、「そへ歌」には、大鷦鷯の帝をそへ奉れる歌、「なにはつにさくやこの花冬ごもり今は春へとさくやこの花」といひ、「たとへ歌」には、「我戀はよむともつきしありそ海の濱の眞砂はよみつくすとも」と云ふ歌を擧たり、古注に此歌はかくれたる處なむなき、されどはじめの「そへうた」と同じやうなれば、すこしさまをかへたるなるべし、又さゞれ石に「たとへ」、筑波山にかけて君をねがひ云々、ふじの烟に「よそへ」て人を戀ひ云々、と相對へて云へるにて味ひ知るべし、

(注)契沖が、このさゝれ石に「たとへとあるに、「我君はちよに八千世にさゞれ石のいはほとなりて苔のむすまで」又、不盡の烟に「よそへ」と云へるに「人しれぬ思ひをつねに駿河なるふしの山こそ我身なりけれ」といへる此集中の歌を擧て注せり、さてこれも同序中に、あるは花を「そふ」とてたよりなきところにまどひ、とあるを、或注に「そふ」は風の字をよめば、花をそふるとてと云心なり、と

意とを、よく合せ考へて辨へ知らるべければ、其本文は此考の末へまはして記すべし、さて其御謠どもをさして諷歌としも書れたるは、漢籍に諷風ノ字相通して譬喩也と云へる義を用られたるものなり、神風の伊勢の海の大石にや云々の御謠をあげて、謠ノ意以テ大石ニ喩フ其國見丘ニ也とあるをも思ひ合すべし、此諷歌を古訓に「ソヘウタ」とよめるは、昔の私記などに、其義を得て、はやくより然訓傳へたるに據りたるにて、其は古今集に、歌に六ノ義ある事を論はれたる第一に、ひとつにはそへうた、大さゝきのみかどをそへたてまつれるうた、なにはづにさくやこの花云々とあるは、同書漢文ノ序に、倭詞有リ六義、一曰風云々とあるをうつさんたるに符ひて所謂譬喩の意ありて聞え、天智紀六年に諷諫を「ソヘアサムク」色葉字類抄に諷言を「ソヘコト」、法華經音訓文明十一年の古寫本に依る、に、諷を「ソヘタリ」などよめる、「ソヘ」をもおもひ合すべしまた遊仙窟三十七丁ウに、五嫂遂ニ向テ菓子ノ上ニ作テ譏警ヲ曰云々、注に又機ハ警、機ハ者關、警者急、今人發シテ言出シ、更ニ相酬答シ、應ジテ時即報ユ身ニ者、號テ機警ト機ハ弩牙、警ハ猶ホ急、弩牙一タビ發スレバ、無シ所ロ滯凝スル者是也、と云へり、此譏警を「ソヘコト」とよめるは古訓にて、おほかた其義合へり、さて、其譏警の文を讀見て悟るべし、件の下文にも十娘譏警異同着ク便云々とあり、文長ければこゝに引記するに堪へず、

（注）洞物語國讓ノ巻に、大宮いとをかしくておもへば引いれつ、右の大臣詞に、なほ〱おはせや、かれはすきものゝ「そへこと」をなまなびそとて、みすのまへによりて、よろづのをかしきものをうでゝ、あざむきよびたまへば云々、また枕草子乞食の尼の處に、わかき人々いで來て、男やあるいづこにかすむなど、口口に問ふに、をかしき事「そへこと」などすれば云云などあり、又兼盛集に、「ゆきつもる年にそへてもたのむかな君をしらねの松にそへつゝ」と見えたる結句の「そへ」もこれなり、

さて「ソヘウタ」の「ソヘ」は「ヨソヘ」と同言にて、寄副の義なるべし、

（注）上に注せる齊明紀に、童謠應を説て以テ某々ヲ喩フ某々ニと喩ノ字を用ひられたるをも又おもひ合すべし、さて寄せは、寄す寄するなど活きて「ヨ」

の其夫に授給ひしと同種なるにや、又古事記に、伊邪那岐命、豫美國より逃テ還リますを、伊邪那美命、豫母都志許賣を使はして追とゞめしめたまへる條に、猶追到黄泉比良坂之坂本時、取在其坂本桃子三箇、待撃者、悉逃返也、爾伊邪那岐命告桃子、汝如助吾於葦原中國所有宇都志伎青人草之落苦瀬而患惚時可助告賜名號意富加牟豆美命、とあるは、此時大御心より始て爲たまへる厭術にて、桃實を厭物と爲たまへるなり、其功能ありしを云々と賞めたまひ、後世にも如此功ありて、人の落苦瀬て患惚むを助けよと課せ給ひ、又稱名をもつけたまへるなり、記傳の此條に、桃の後世まで鬼魅を避るは、此大詔によれり、漢籍にしも桃のさる功能ある事を、これかれに記せるを見れば、御國のみならず、外國の末までも、此大神の大詔の驗ありける事しられていと貴し、と云はれたるは、唯さる事にて、すべて神の始たまへる業は、外つ枝々の國等迄も及べる理なる事、此一辨にても悟るべし、

「諷歌倒語」 神武紀十八丁に、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歳爲天皇元年云々、初メ天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥大來目部、奉承密策、能以諷歌倒語掃蕩妖氣、倒語之用始乎茲、按に此一章、天皇即位の元年と云ふ事を、定記されて、さて此度御征の御所爲を、上の條々に記されたる中にも、諷歌倒語を用ひたまひて、奇く妙なる御功業ありし事を、更に惣括稱へてこゝに記されたるなり、かくて其諷歌倒語といへるは、いかなる事にか聞えがたきを、今解き試むべし、まづ諷歌とは、天皇虜罰の時、製りたまへる云々の御歌なり、すべて神代紀を始め、紀中に歌を載られたる處、みな歌ノ字を用ひたまへるに、口號と書れたる處あるは別に由あり、件時の御歌のみ謠と書れたるは、字書に、謠ハ讖也驗也などある義をとりたまへるなるべし、皇極紀に、有童謠曰云々、時人說前謠之應曰とありて、以某々喩某々とあり、又同紀に、國內巫覡云々、爭陳神語入微之說、其巫甚多不可具聽、老人等曰、移風之兆也、于時有謠歌三首云々、とあるをも考合べし、此外齊明紀、天智紀等に童謠とあるを考合べし、其は此御歌の言靈の應ありて、幸ヒ助ケを得て強き虜どもを掃ひ蕩げたまはむ事を請たまへるなり、言靈の事は別に考へたるものあり、 そはまづ諷歌倒語の事を辨へおきて、さて其事實と御歌の

る人をけぢかくても見たまはざりければ、めづらしくさへおぼしたり、といへり、こは兵部卿の室宇治の中君の、胎て帶を腰に結ひたるを、はじめなるは、薫大將の見たるさまなり、次なるは兵部卿の見たる趣なり、衣裳などの下ならむには、さばかり目にたつべくもあらず、そのかみ裳の腰の上にあらはして結ふならはしなりしなるべし、腰のしるしといひ、しるしの帶ひきゆはれたるほど、などいへるをもておしはかるべし、細流抄に、腰のしるしは、懷妊の着帶なりと見え、伊勢貞丈主の說に、こは兵部卿宮の室宇治の中君の懷妊の體なり、「薫大將の戲によりそひしにも、兵部卿の後に見たまひし時も、今の如く衣服の下にしたる帶ならば、外よりあらはに見ゆべきにあらざれば、さばかり耻べきにあらず、そのかみ妊帶は、衣の上よりゆふならひなりしなるべし、といはれたるは、さる事なり中宮御產部類記に中宮御懷妊之間、初帶令着給也云々主上令結云々と見えたり、初帶を夫の結ふ例なりしなるべく、今の世の如く、膚にものする例ならむには、主上の大みづからせさせたまふべくもあらず、これをもおもひ合すべし、さて其は神功皇后の御古事によれるならはしなるべきを、子妊めることを賀て、衣の上にあらはして結ふならひなりけむ、

「比禮」古事記、大穴牟遲神、須佐能男命の坐す豫美國へ參向たまへる條に、令寢其蛇室、於是其妻須勢利毘賣命、以地比禮授其夫云、其蛇將咋以此比禮三擧打撥、故如教者、蛇自靜、故平寢出之、亦來日夜者、入吳公與蜂室、亦授吳公蜂之比禮、教如先、故平出之、とあるは、厭術にて、其比禮てふ物何なりしかしられど即厭物なり、又職員令集解に、古記云、饒速日命降自天時、天神授瑞寶十種、息津鏡一、部津鏡一、八握劒一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、教導、若有痛所者、令玆十寶、一二三四五六七八九十云而、布瑠部由良由良止布瑠部、如此爲之者死人返生矣、とあるも厭術にて、瑞寶十種と云へる即厭物なり、其中に蛇比禮蜂比禮とてあるは、かの須勢利毘賣命

尾能彌許等、可良久爾遠、武氣比良宜亘、彌許々呂遠、斯豆迷多麻布等、伊乃良斯亘、伊波比多麻比斯、麻多麻奈須、布多都能伊斯乎、云々、故布乃波羅爾、美亘豆可良、意可志多麻比亘、云々、と見えたる此歌の彌許々呂は、御腹内を云へるにて、斯豆迷多麻布等とは、開胎月に當り給ひけるが、御生けづきたまへるによりて、御腹内の御兒を生れ坐ざしめず、鎮め置きたまはむとの由なり、許々呂とは、原腹中府に凝りて覺ゆる臟腑を云へるにて、さて萬の事を念ひ知ッ覺る靈も、其處にある如く覺ゆるによりて、其こゝろに應へておぼゆるにつきて、コヽロニオモフ、コヽロタラヒ、コヽロクダクル、などさま／＼に云ひ、やがて然念ひ知ッ覺る靈をも、許々呂と云へるから、まぎらはしきなり、

(注)上古には今の世の如く、心と云ふものゝさまをとかくさだする事なく、おほらかなりけるを、外國書どもを讀み學ぶ世と化り來れる後の事なり、此歌主の比は、いまだ古言の遺れるなり、なほ此「コヽロ」と云ふ事の由は、別に委しく考へたるものあり、さて若狹の山里人に、猪鹿などを屠りて、其臟腑の事をすべて「コヽロ」と云へるものあり、村肝の心とまくら詞にいひつゞくるも、此義なるべし、

此歌によめる趣は、古事記に爲レ鎮二御腹一とある御腹内を、御懷といへるのみにて全く同事なり、

(注)萬葉に爲レ鎮二懷一と作るも、孕を懷妊懷胎と書き、蚑虫を懷虫とも書と、同じ字の用ひざまなり、また萬葉の詞書爲レ鎮二懷一下に、實ッ是御裳ノ中ナリ矣と注せるは、上文に挿二着御袖之中一とある辨書なり、さて此歌をたゞに御心を鎮め給はむとての意とする時は、さらに古實にも叶はず、何事とも聞えぬを、今說くごとき解は先にもありやなしやいまだしらず、○孕て五箇月ばかりに腹帯する事は、はやくよりの例なりけむ、石をものしたまへるが厭術なるべし、但し腹帯の事のものに見あたりたるは、源氏物語宿木巻に、いとはづかしとおもひたまへりつる腰のしるしに、おほくは心ぐるしうおぼえてやみぬるかな云々、下文に、御はらもすこしふくらかになりにたるに、かの恥たまふしるしの帯のひきゆはれたるほどなど、いとあはれに、まだかゝ

り大きになりたるなり、

（注）享保七年に著たる下總の佐倉風土記に、印旛郡太田村なる熊野石と云ふ條に、百五十年前、村民詣紀伊國熊野社、將歸青石著鞋、大可桃核、從棄從者恠之取盛便袋、日々覺其長且重、逮還家則袋不可客、遂神之祀爲熊野權現、奉承其欽、而其其長亦不已、初祠屋後、後移諸外焉、其民已四世、石今三尺九分、圓圍一尺四寸、狀如收傘、言一歲所長必可米大、校之四十年前既長六七寸也などあるは、近き世の事なり、かゝる事なほ世に聞えたり、今はその一ッを記す、

今引たる萬葉の歌の末に、此石の事を、御手づから置したまひて、「神ながら神さびいます奇御玉今の現に貴きろかも」ともよめり、さる由もなき石すら、年經る間に漸に大きになるもあるをや、いさゝかも疑ふべき事にあらずかし、此石土中にや埋れけむ、今その在所しられずと國人云へり、さて後世になりて、其厭術を更に皇后の古事にかけて語傳たるが故なり、今筑紫の俗に、兒産むとする時、倭より異國はもはや治つたぞ〳〵さやうに云ひて、力をつくる處ありとぞ、さて此時しか厭術して復祈したまへり、其は古事記には、其政未竟之間、其懐妊臨産即爲鎮御腹、取石以纒御裳之腰、而渡筑紫國、新羅より還たまひてなり、其御子者阿禮坐云々、爲鎮御腹云々は、御腹内に座す御兒の生れたまはで、鎮り坐すべき由なり、なほ此事は下に云ふべし、日本紀には、適當皇后之開胎、皇后則取石挿腰而祈之曰、事竟還日、産於茲土云々、皇后從新羅還云々、生譽田天皇於筑紫云々、筑前風土記にも、取此二顆石挿御腰祈曰、朕欲西堺來著此野、所妊皇子若是神者、凱旋之後誕生其所、遂定西堺還來即産也云々、などあり、石を挿たまへるは、上に云へる如く厭法し給へるにて、然して懐妊給へる御兒の、神さびたまへる善き皇子に坐さば、賤しき韓國にて勿生給ひそ、皇國に凱旋まして産たまはめと、宇氣比たまへるなり、謹てよく〳〵察ひ奉るべき也、さて因に立かへりてなほ論はむ、上に引たる古事記に爲鎮御腹とは、御腹の御兒の生れずて鎮り坐すべき由なり、此は萬葉五の十三丁に古老相傳曰、往者息長足日女命、征討新羅國之時、用此兩石挿着御袖之中、以爲鎮懐、實是御裳中ナリ矣所以行人敬拜此石、乃作歌曰、可既麻久波、阿夜爾可斯故斯、多良志比咩、可

云云、白而便圓如磨成、俗傳云、息長足比賣命欲伐新羅國、開軍之際、懷娠漸動、時取兩石挿著裙腰、遂襲新羅、凱旋之日至芋湄野、太子誕生之、俗間婦人忽然娠動、裙腰挿石厭令延時、蓋由此乎とあり、此石を萬葉集五の十三丁に並皆楕圓（楕字書に圓而狹長者といへり）狀如雞子、其美好者不可勝論、所謂徑尺璧是也、或云此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當占而取之、

（注）此或説によれば、平敷と云ふ地の石を、占合へるによりて取用ひたまへるなり、さて平敷は今長崎に近き平野宿と云ふ處にて、今も白石赤石の美好きが多く出るを、琢磨て玉とし、緒結など云ふ物にし、又燧石にもすとぞ、さて土佐風土記に吾川郡玉島、或説云、神功皇后巡國之時、御船泊之皇后下島休息磯際得一白石、圓如鷄卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故以爲島名とあるは、似たる故事ながら異時の事なり、

と見え、又筑前風土記に、白石二顆云々、挿於御腰、又日本紀、筑前風土記にも、御腰に挿とあり、古事記には纒御裳之腰とあり、（以上の本文は下に引べし、）是等の古傳を合せ考るに、白石の鷄子の如なるを、二ッ取て左右の腰に挿て、御子産の時を延る厭を行ひたまへるにて、其石即厭物なり、さて其は鷄の卵産に、心の隨に時を延す事のあるを、神ながら察しめし、且彼が易く卵産むにも肖たまはむ由の古き厭術なるべし、さて此二石の事、萬葉集に、筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有二石、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩云々、去深江驛家二十許里近在路頭、公私往來莫不下馬跪拜云々、筑前風土記怡土郡兒饗野在郡西、此野之西有白石二顆、一顆長一尺二寸、太一尺、重四十一斤、一顆長一尺一寸、太一尺、重四十九斤云々、筑紫風土記に逸都縣子饗原有石兩顆、一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、色白而便圓如磨成云々と記せり、かく一尺に餘れる石を、御腰に挿たまひけむ事いかにぞやと疑ふ人もありなむか、其は往時取用ひたまへる時は、實に鷄卵の如き小石にて、御裳の腰に挿置たまへるばかりなりしが、年經る間にさばか

於海上、客船來至、迎船趨進、客舶迎船、比及相近、客主停船、國使立船上時、國使喚通事、通事稱唯、國使宣云、日本爾明神登御宇天皇朝庭登某蕃王能申上隨爾參上來留客等參近奴登攝津國守聞着氏水豚母敎導賜幣登宣隨爾迎賜波久登宣客等再拜兩段謝言、訖引客還泊、と云ふ事も見えてこれもいと尊し、

(注)然るに古より外國人どもの歸化來れるを皇國に止め置て、品よく御あへしらひ在しもありければ、其を聞傳へたるなるべし、百千の蕃人ども御世御世に歸化せるを止め安置たまへるのみならず、官位賜ひて官人にさへ召されたるも少からぬ事、史どもにしるされたるが如し、その外記洩されたたる蕃人の蕃息たらむ事、いくらばかりならむ、る事もありげなるを思へば、世々に歸化來り止りさはいへ皇國を慕ひ奉りて歸化來らむには、愛しく思食すべき事なれば、御惠のあまりに止め置たまへるならむを、世人も珍しみてもてなすほど、漢の國籍ども奉り、それ希しと字をさへに取用ひたまひそめしより、ますます蕃人等多く參り止まりたる、から籍よみ學問せるはもとよりの事ながら、其蕃人どもの風をうつりて、いやますますに漢風にうつり行て、甚き世の害とはなれるなり、あはれ往昔西戎人どもの朝禮に參來れるのみ許したまひて、皇國に住しめたまはざらましかば、かくばかりには移り行ざらましを、長息にもあまりありて、かひなき事にこそあれ、さて件の蕃國入朝の時の神祭は、漢風を主と好たまひし御世よりの事にはあらで、蕃人どもの參渡りそめし時の神祭にて、いとも嚴なりけむが、後の御世にも其式を守られたるが、かつがつ遺れるものなる事決し、近き御世にはさる神祭の曾ても聞えぬは、いといと嘆かはしき事なりかし、然るに東照御祖神天下の御政申行ひたまへる時より、外國人を容易く入れたまはず、又此近き年ごろより、朝鮮の聘使を對馬まで召て、京江戸にも入たまはざる事となされしは、幽き由ある御事なるべく、いといと尊き事なりかし、

「厭術」筑紫風土記に逸都縣(筑前國なり)子饗原に有石兩顆

て、其處々の神を祭らしめたまへるにて、古の道なり

(注)此事唐客にかぎりてなべての、蕃國人の時に其式なきはいかゞ、原はなべての事なりけるが、故ありて唐客の時のみの事とぞなれりけむ、但三代實錄、貞觀十四年正月廿日の下に、是ノ月京邑咳逆ノ病發、死亡者衆シ、人間ニ言、渤海ノ客來リ、異土ノ毒氣之令レ然焉、是ノ日大ニ祓於 建禮門前ニ、以厭ハラハシメレ之、とありて、同第廿一の三丁ウ九丁ウに告文もあり、また蕃客送レ堺神祭の下に、蕃客蕃客とは、なべて外蕃國をすべていへる、此式の例なり、入朝セハ、迎ニ畿內ノ堺ニ祭ニレリ却送神ナ、其客徒等比レ至ニ京城ニ給ヒ祓麻ニ令レ除乃入レヨとある送神は、其レが蕃國より隨ひ來る神にて、其を畿內の境に迎て祭り却けたまふ、さて京城に入らむとする邊にて、祓の麻を賜ひ穢ケガレ惡を除かしめ給ふなり、次に障サヘ神祭云々、右客等蕃客なり入レ京前二日、京城ノ四隅爲ニ障サヘ神ノ祭ニ、こはなほもかの送ノ神の來らむ事のあらむを却けたまはむとての御祭なり、又玄蕃寮式に、凡新羅客入朝者、給ニ神酒カムミキニとありて、其神酒を釀す料の稻は、大和國に賀茂意富、纏向倭シト文、河內國に恩智、和泉國に安那志、攝津國に住道、伊佐具等の社より出せるを、住道社に送り、大和國片岡、攝津國廣田、生田、長田等の社より出せるを生田社に送り、並に神部に造らしむる由ありて、さて差ニ中臣一人ヲ、充ニ給レ酒使ニ、釀ニ生田社ニ酒ハ者、於ニ敏ミヌメ賣崎ニ給レ之、釀ニ住道社ニ酒ハ者、於ニ難波館ニ給レ之、繼ぎの文に、若從ニ筑紫ニ還ス者ハ、應レ給ニ酒肴ヲ使ナ付セヨニ使人ハ、其肴ハ云々、被レ責チ還ル者ニハ不レ給、とあり、さて此酒肴とある酒は神酒にはあらじと見えたり、新羅に限りて此事あるは、神功皇后の御征の時の由緣エヱヨシにより、いと古き式なるべし、舒明天皇四年の紀に、唐ノ國ノ使人高表仁等到ニ于難波ノ津ニ云々、即日給ニ神酒ミワヲとあるも同式にて、其原は新羅の國人に給ひしに始りて等し、韓人はさらなり、諸蕃國人も同例に給ひしを、延喜の頃には、然新羅のみに賜へる事となりたるを、式とせられたるにて、そはそのかみ故ありて、新羅のみ然あへしらひ給へる事となりたるなるべし、是らいと／＼幽フカき由緣ユヱヨシある古事の道に叶へる遺式なれば、今も外蕃人の詣來れるには、まづ神々に申さしめて、必件の意ばへなる御政あらまほしきわざとこそ思はるれ、又玄蕃寮式三十六丁蕃客從ニ海路ニ來朝セハ、攝津ノ國ヨリ遣ニ迎船ヲ、王子來朝ハ遣ニ一國司ヲ、餘使使ニ郡司ヲ、但大唐使ハ迎船有歟。按蕃國の王子來朝の事、日本紀に載られたる後聞えず、されど其式を定おかれたる事めでたし、客ノ船將レ到ニ難波ノ津ニ之日、國使著ニ朝服ニ乘ニ一裝船ニ候ニ

は弓矢槍大刀をとりて、仇をみなごろしにし、或はよく謀(タバカ)りて平伏るこそよけれ、神に祈りかじりわざなどして、仇を討まつろへむと爲るは、いと女女しといへるに、あらがひけらく、古より善き將帥軍事につきて、神佛に祈り、所謂調伏の法など爲させざるがいくばくか聞ゆる、世々の書どもを見て知べし、さて其佛と云へるも、當時(ソノカミ)の人心には神なりとして尊めり、其調伏と云へる法も、やがて呪術(カジリ)なり、たゞ其道の淸く正しきと、さあらぬとの差はあれど、其差別の明ならざりし時なればなり、さる善き將帥の今の世に出たらむに、いかでかく明になれる神の道をすてゝ、佛の道のみ尊み用ひたまはむやは、

戰の場にはたけくいさみてかへり見せず、顯に大君の御稜威を宸ひ、額には矢はたつとも、背には箭は立たじとたけくいさみて、海行ば水づく屍、山行ば草むす屍、のごには死なじと、一ッ心に出向ひ、賊のことごと陸に上げ、或は殺し、或は生虜、船どもを燒亡び、神の皇國の武士の稜威を示せて、生虜どもをば燒のこせる小船に追集め、流し弃べき事なりかし、

(注)夷どもは己が國にてことたらねば、餘國へ舟もて行かひ馴るまに〱、舟業にはいとよくなれたり其上海上にあるほどは、己が國土に據り放れざる理あり、然るを舟を放れ、穢らはしき夷の身として、淸く尊き神國の地ふまむには、魚の水をはなれたる如き理あり、然るを皇國人の尊き、己が地を放れて乘りもなれぬ舟に乘て、彼に向はむは理にそむけり、されば時の樣によりて、陸より鐵砲をもて舟を碎き、或は燒亡し、又は陸へをびき上て、きたむべきものぞ、止事得ずて舟にて擊むには、古實のまにま住吉三柱ノ神たちを始、又今の世に海行舟を守りたまふとて、人々のもていつく神たちを祭りそへ祈禱て、皇國の地に放れざるかじりを行ひて挫べきなり、

されど便よき謀(ハカリ)あらば、彼も天の下の蒼生なれば、みだりに死なせずして平伏しめむとすべき事にこそ、さて古は蕃國人の參來りたるにも重き神祭あり、其は臨時祭式に、唐客入ㇾ京、路次ノ神ノ祭ニ、差ニ使二人、畿内外國各一人並ニ中臣、と見えて、蕃國の穢惡なる人の入來るに付て、其まじこらむ事を忌て、入京の路次(ミチ)の前々に立

(注)日本後紀、續日本後紀、三代實錄を通考るに、弘仁三年より新羅入寇のきざしあり、承和十年よりさま〴〵神怪ありて、新羅の賊舟來るべき由神託もあり、又怪異によりトなはせたまへる趣も同じかりければ、諸社に御祈ありけるが、つひに貞觀十一年六月に、新羅の賊舟二艘まづ伺ひ來りて、博多ノ津を掠めたりけるに、衞士懦弱にして討ことあたはず、官物を奪ひて逃去れり、是によりて、其年の十二月伊勢天照大神宮、奉幣告文に云々、我日本朝廷波、所謂神明之國奈利、神明之助護利賜波、何乃兵寇加可ㇾ近ㇳ來ㇾ岐、況掛毛畏岐皇大神波我朝乃大祖止御坐、天食國乃天下乎照賜比護賜利然則他國異類乃加ㇾ侮致ㇾ亂倍岐事乎、何曾聞食天驚賜比拒却介賜波須在牟云々、假令時世乃禍亂止之天、上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛毛畏支皇大神國內乃諸神達乎毛唱導岐賜比天、未ㇾ發向ㇾ之前爾拒排却賜倍、若賊謀已熟天、兵船必來倍久在波、境內爾入賜須之天、逐還漂沒女賜比天、我朝乃天國止畏憚來禮留故實乎、澆多之失比賜布奈云云、至万天爾國家乃大禍百姓乃深憂止毛可有良牟乎波、皆悉未然之外爾拂却、銷滅之賜天、天下无ㇾ躁驚ㇾ久、國內平安爾鎭護利救助賜比、皇御孫命乃御體乎、常磐堅磐爾與ㇾ天地日月ㇾ共爾夜護晝護爾、護幸倍矜奉給倍止、恐美恐美毛申賜久止申、と三代實錄に記されたり、その外八幡宮、香椎廟、宗像大神、甘南備神にも伊勢に准へて幣奉り給ひ、諸山陵へも御使を遣はして御祈ありし事、朝廷にしては誠に道に叶ひたる御意ばへの御祈なりけり、又僧どもに仰て、神呪を誦しなどして、賊心を調伏し、又竊口の寇を厭はしめ給へる事も見えたり、佛法を修させられつるは、あらぬ事ながら、その御世にしては其をも取用ひたまひつれば、是も吉事なるべし、

今向來も然あるべきは、素より動なき皇朝の神國の尊き理なれば、物おもひなき事ながら、神々にたのみ奉りおきて、人力を盡さであるべきものかは、ことに武士とあらむ限りは、神の道をよく習ひ、上件の意ばへもて神の幽事の基を堅みほど〳〵につけて更に神の御守護を蒙ぶりて、

(注)或人此意ばへを難めて云、武士とあらむもの

神の赤土埴土なりを出し教給ひて、然梓にも舟にも塗らせ、又舟裳着甲をも染させたまひ、亦海水をも攪濁して丹波を漲せて渡したまへるは、彼皇本國の土に放るまじき故ありて、其埴土もて厭物として、天神國神の御恩賴蒙りて、大海原を歴渡り、韓國を平伏へ給ふ厭自わざときこえて、甚も尊く、甚も健々しき術なりかし、

（注）こは敵の地の土を取てものするとは、反さまなれど、同じ幽理におつめり、古事記崇神段に、大物主神の麗美壯夫に化りて、活玉依毘賣に通ひたまへる條に、其父母欲レ知二其人一誨二其女一曰、以二赤土一散二床前一以二閇蘇紡麻一刺二其衣襴一云々、これも此方の赤土を壯夫の衣襴に着染て、遠く放れざらしめむためのまじわざとせるなるべし、

されば今も外國を征け治め給はむには、云ふもさらなり、わくらはに夷等が叛逆わざして、仇なひ參來らむを、舟にて出て挫むには、必由ある處の嶺の赤土もてかの爾保都比賣命の教術用て、罷向ふべき事なりかし、かくておもへば、大御國の地を離れて外國人に向ふは、必威稜の薄かるべき理あるなるべし、

秀吉公の西戎征にもさる術行ひ、又天御神地御神を祭りて物したまはゞ、神助も深く、その身もまそけくて治め給ふべきを、徒益荒雄の武き事のみ主とせられつるから、事成し給はざりつやといと口をし、

（注）この意ばへもて推考れば、外國人に皇國の土與ふる事あらむにも、其心おきてあるべきなり、さて蕃國を征けたまはむには、神功皇后の故事により、殊に宜き神祭ありてものし給ふべきなり、延喜の比すら遣二蕃國使一時、天神地祇を郊野に祭りたまひ、開二遣唐舶居一時、住吉神を祭らるゝ事、臨時祭式に見えて重き御祭なり、

寛仁、文永、弘安、應永などに、西戎國より寇なし來りたる時、逆へ討たる舟軍の方にも、さる厭術ありしとも聞えず、させる稜威をも宸へりとも聞えず、中にはいと女々しき事もありつときこえて、今聞だに髮逆立ごとくおぼゆるを、しかすがに朝廷には、いつも伊勢の大御神を始、國々の神たち、又山陵にも御祈ありければ、神の御稜威はかしこきや、毎も神風のいぶきに賊船ことごとく亡され、或は逃失たりけり、

に、弟猾も又取天香山埴云々と奏しければ、天皇既に見たまひし御夢に合へりとて、ますます喜びたまふとあれば、神の御訓はさる事にて、既にさる麻自術の世にありて、弟猾も知りたりしなり、さて又其神武天皇の度の事は、紀の戊午年九月の下に、國見岳上則有八十梟師云々、復有兄磯城軍云々賊虜所據皆是要害之地也、故道路絶塞無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚、幷造嚴瓮而敬祭天神地祇とあるも、全同じ麻自術なり、

(注)此度も天香山なりしは、たまたま其地方の同じかりしにて、實は敵の居地の山の巓の土を麻自術の物實とする術にて、即神武天皇の御夢の御訓ありしをおもへば、既に天神の御訓なる事は云ふもさらなり、其は天孫天降の時、神の授たまへる仇征のいとも妙なる神術にて、中州言向たまへる基とぞなされける、此後の御世にも仇討には如此したまひつらめど、例の如くなりこしから、其時々の事に語りも傳へざりしもあるべく、又記し漏されたるにてもあるべし、

これをおもへば、仇討には件の心ばへ有べく、且外國々を治め給はむとならば、其參渡り來る夷どもの、それらが國の主が住る地の山の埴を取り寄せて麻自物造り、天地の神を祭り請祈たまはゞ、鋒刃の威を示せたまふまでもあらず、坐ながら平伏治めたまはましかば、天地の神の御心にも叶ひたまふべき理なるべし、釋紀に引たる播磨風土記に、息長帶日女命、欲平新羅國下坐之時、禱於衆神、爾時國堅大神之子爾保都比賣命者、國造石坂比賣命教曰、好治奉我前者、我爾出善驗(驗ノ字釋紀現在本驗とある誤寫なり、今宇佐八幡宮縁起に此記の文を引たるに據る、)而比比良木八尋桙、根底不附國、越賣眉引國、玉匣賀賀益國、若尻有寶白衾新羅國矣、以丹浪而將平伏賜(釋紀賜ノ字伏の上にあるは錯なり、今宇佐縁起による、)如此教賜、於此出賜赤土、其土塗天之逆桙、建神舟之艫舳、又染御舟裳及御軍之着衣、又攪濁海水、渡賜之時、底潜魚及高飛鳥等、不往來、不遮前、如是而平伏新羅、已訖還上、乃鎮奉其神於紀伊國管川藤代之峯(國堅大神は國造堅坐し大名牟遲神の御事なるべし、式に播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社、又爾保都比賣命と申は、紀伊國伊覩郡丹生都比女神社に坐り、)とあり、さて此古傳を稽ふるに、丹保都比賣

抄に蛤を「ハマグリ」、また「クス」ともよめり、この字「ウムギ」とも訓めば、その上古より藥となりしきこえあれば、又名をうちまかせて「クス」ともいへりしならむか、楠を「クス」といふは、此木久しくたもちて、石にも化るばかりなるものなれば、奇しき由の名ならむか、さて又和名抄に、醫ハ久須之とありて、今も然いふを、古くは佛足石の御歌に、「久須理師は、つねのもあれど、まら人の、いまの久須利師、たふとかりけり」と見えたる久須利師も醫なり、藥の業を爲る義なるべし、師ノ字に拘べからず、但し此歌にいはゆる久須利師は、法華經に佛ハ爲ニ醫王ト」といへる意なるべけれど、歌のうへにては、醫としてよませたまへるなり、また醫疾令に藥部の義解に、藥部者姓稱ニ藥師ト者、即蜂田ノ藥師、奈良ノ藥師ノ類也とある藥師も、「クスリシ」と唱へるなるべし、そを約めて「クスシ」ともいへるにて、「クスシ」「クス、」と活くかたより出たる稱にあらず、增鏡に、和氣丹波の藥師氏成はる成よるひるさむらひて、御藥の事色々つかふまつれど云々、藥師どもいたうかしこまりて云々、なども見えたり、大穴牟遲、少彦名神を祀れる常陸國大洗磯前、酒烈磯前の兩神を、藥師菩薩名神と號せられたる藥師も、「クスリシ」と稱へたる御號なるを、後にかしこくも僧どもの佛說の藥師に牽强て、菩薩號をも請ひ賜はりたりしなるべし、

「ウケヒ」崇神紀十年七月の下武埴安彥が謀反の條に、天皇云々、吾聞、武埴安彥之妻吾田媛密來之、取ニ倭ノ香山ノ土ヲ裹ニ領巾頭ニ祈曰、是倭ノ國之物實則反之、是以知レ有レ事焉、非ニ早圖ニ必後之云々、爰以ニ忌瓮ヲ鎭ニ坐於和珥武鐰坂上ニ、則率ニ精兵ヲ進ミ登ニ那羅山ニ而軍之云々、此倭の香山の土を取りて云々せる事は、此時天皇倭國磯城に都敷坐ければ、埴安彥が朝廷傾奉らむ厭物の料にせるなり、既く神武天皇の御祈して寢坐る御夢に、取ニ天香山社ノ土ヲ云々と天神の訓たまひしと同じ厭方にて、其は梟師等が據れる地の山ノ巓の埴土を取り、物實として平瓮嚴瓮を造り、天地の神を祭り請せて、其を厭物とせよと訓給へるなるべし、さて其は虜の在る地の埴土を取りてものするが主たる方なるべし、さて其神の御訓の後

を知り給へるなり、さて少彦名命は、古事記には神産巣日神の御子と見え、日本紀には高皇産靈尊の御子とあり、高御産巣日、神産巣日神は、一神に坐すにかと思ひ奉らるゝばかり、相偶ひて事なしたまへるに、神産巣日神の藥方を敎へたまへりとあるも、實は産巣日二神の御敎にて、此二神の始めたまへる事決し、そも〳〵産靈の靈もて人を始め萬物を造りたまひ、又その人の病又身の傷などをくする方をも始め傳へたまへるは、もと神の幽事にて、あるが中にも現ッ身にふれて、まのあたりいとも奇しきたふとき術なれば、うべ其術を行ふを「クスシ」、「クス、」など直し直す、起し起すなどの格に、活していへるなるべし、然いへる言の證は、竹田法眼が脈初心抄に、

(注)此書は、奥書に天文十二年五月、竹田法眼の弟子になり申候起請文をかき、醫道の大事傳申候、其の時の起請文の書文、只今一字一てんのこさずうつし候て書き進候、天正三年八月廿一日、小倉妙仕院良盛、今富庄生守水口五郎大夫殿進之候」と書り、小倉生守は村名にて、ともに若狹國遠敷郡にありて、その水口が子孫、今も五郎大夫とて、其村に在るが持傳へたる古本なり、

難治の病にて治療しがたしといふ事を、「くすしがたし」と書るが三處あり、これなり、當時醫家にていひ慣來れるにて、古言の遺れるなるべし、かくてその「クスシ」、「クス、」を「クスリ」、「クスル」なども直り直る、起り起るなどの格に、活していへり、其は古き字訓の書に療ノ字を「クスル」と訓り、

(注)この書は三十年あまり前に、吾友藤林誠繼がもてる古き刊本にて、始のかた破れ失て、書名詳ならず、節用集といふものゝごときものなるが、中より抄出して記しおけるなり、この比ふたゝび見まほしくて請ひつれば、はやく他書に代へて今はもたらずといへり、

證とすべし、かくてその術によりて、食ふものをやがて用言に「クスリ」とはいへるものなるべし、

(注)本草和名に石斛を、須久奈比古乃久須禰、一名以波久須利とも云へる久須禰は、久須利根にて、少名彦乃と云へるは、殊更に然號る由縁ありし事なるべし、名義抄には「クスネ」とばかりも譯り、五月の藥玉も、藥を「クス」といひならへり、又色葉字類

此「クスル」、「クスリ」のこと又「クスシ」、「クス、」といふ義は下にいふべし、古事記、仲哀天皇の皇后の御歌に、許能美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余邇伊麻須、伊波多多須、須久那美迦微能、加牟菩岐、本岐玖流本斯、登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯、美岐叙、阿佐受袁勢佐佐、此御歌日本紀にもありて少異なり、とよみ給へるは、崇神紀高橋邑人活日大神の掌酒となりて、天皇に御酒を献る時の歌、此御酒は、吾御酒ならず、大倭なす、大物主の、大己貴命の三輪に坐すを申す御名なり、又神名式造酒司坐神六座の中に、大宮賣神社四座とある大宮賣神は、大物主神に坐す其は姓氏錄山城ノ國ノ神別神宮部造の下に見えたり、醸しノ御酒、活日さ、活日さとよめるとおのづから同じ趣によませたまへるは、大己貴神も少彦名神も、同に酒醸し始め給ひて、神代より天皇に奉り來し古實あればなり、さて少彦名神を久志能加美と稱したまへる久志は、久須志を約めて、御歌の句調をとゝのへたまへるにて、藥の神と云ふべきを、さはよませ給へるなり、久志の義は下にいふべし、さて加美は、記傳にその字の用ひざまに據りて、神には非じと説れたるは、あまりに精密にすぎたりやとおぼえて、已は諾ひがたくなむ、さて酒も、藥の中の一種にはあれど、平常に飲ても心榮ふるものなれば、神に奉るは素よりの事にて、貴き賤き人皆の病ぬ時も、是を飲みて笑らぎ樂しみ、豫て疾を防ぐべきものなれば、上古より賞來しなり、さてかの二首の全く同意なるが古實に叶へるをもて、神功皇后の久志能加美とのたまへるによりて、二神ともに久志能神とも藥の神とも稱すべきなり、さて其二神の定めたまへる藥ノ方禁厭の方は、根本高御產巣日命、神產巣日命の始めたまへるを、業成就し定給へるなり、其は古事記に大穴牟遲神、兄弟の爲に困められ、伯伎國の手間の山本にて、火に燒れて死たまへる時、御母命天上に上りて、神產巣日之命に請申したまひければ、御子支佐加比比賣命、宇武賀比比賣命通本二命ともに比ノ字一ツなし、今一本によろ、但しそれなくても、一言省かりたるなり、此二命の事、出雲國に坐すよし風土記に見えたり、を下して蚶貝と蛤貝もて療させたまふ事あり、二命の御名は其御驗により稱へたるにてもとよりの御名にはあらじ、又大樹の拆めに挾まれて死たまへる時も、御母ノ命取出活したまへる事あり、此度も前のごとく活す方ありてものしたまひけむを、傳へざりしなるべし、これより先に、大穴牟遲神、稻葉の素莵が體の傷を、蒲黃用て差さしめたまへる紀に畜產の病を療ろ方をさへに定たまへりとあるにかなへり、事あるを思へば、既に醫方

若如レ此不ニ出去一者、宜下以ニ牛宍一置ニ溝口一作ニ男莖形一以加上レ之、是所ニ以厭ニ其怒一也○上文に以ニ牛宍一食ニ田人一云々とありて、この事によりて御歳神祟たまふなるに再牛宍をもて云々するが、注に是所ニ以厭ニ其怒一也とある意なるべし、又男莖はチハセ、この形の物を加へて云々するも、禮なくほこりかにする意なるべし、又以ニ薏子一古語以レ薏曰ニ都須一○本草和名和名抄等に薏苡子都之太末蜀椒本草和名和名抄等に布佐波之奈留波之加美と兩名なり、呉桃ノ葉本草和名、和名抄等に胡桃久留美、又盬ニ班ニ置ニ其畔一、仍從ニ其敎一苗葉復茂リ年穀豐稔ナリ云々とあり、こは御歳神の敎たまへる蝗を出去しむる厭術なり、さて「マジナヒ、マジモノ」など云ふ言の義、交り交るなど「リル」と活かしていふ言の「マジ」にて、「マジナヒ、マジナフ」とも活かして云へるなり、仇を「アタナヒ、アタナフ」商を「アキナヒ、アキナフ」などいふと同じ格にて、他より壓し交り混になるさまの言なり、其は御門祭の祝詞に、天能麻我都比登云神乃言牟惡事爾相麻自許利相口會賜フ事無久云々、この祝詞、後釋に、まじこりは、神代紀に當遭害とあり、まじなはらるゝなり、相口會とはかの惡言を諸ふをいふ、さて其惡言を諸ふぞ即まじこるなれば、まじこりてと云意に見るべし、まじこると相口會と二つにはあらず、道饗祭ノ祝詞に、根國底國與利麁備疎備來物爾相率相口會事無氐、と云へる麻自許利、其意にて今の世にもをりをりきく言なり、又「マジクル」とも云へり、其は善きにまれ、惡きにまれ、相まじこりたまふ事は、善きも惡きも同じきさまなるを、惡きが善きにまじこる方にのみ云ふめるが如く聞え、又麻自物も善きにまれ惡しきにまれ、まじなひの物實なるを、麻自物爲と云へば、おのづから人を凶からしむる術の如く聞ゆるは、書どもには惡かる方に用たる事をのみ記せるがおのづから多く、又常にもさる方をのみ云たつめれば、おのづから惡しき方にのみ云ふ事の如く聞ゆるは、すべなき世のさがなりけり、故いつとなく「マジナヒ」と「マジモノ」とは別事の如くになれるを、上に論へる大祓詞に蠱物にのみ罪と云へるをも思ひ合せて、知るべきなり、類聚名義抄に禁『マジナフ』蠱「マジワザ」又「ノロウ」とも釋るはあしき方にされるにて、上に云へるが如し、新撰字鏡、蠱萬自物、字類抄に蠱「マジナフ」、「マジワザ」、「マジモノ」、字鏡集、厭「マジワザ」とあり、小右記には萬志奈比と假字にかけり、書どもに禁、厭、詛、詛咒、蠱などの字を書るを、「トコヒ」、「ノロヒ」、「マジナヒ」など事のさまにしたがひて譯わくべし、本字義も一樣ならず、さまざまに轉用せりときこゆ、字に泥むべからず、さて病を療す藥食もいひもてゆけば、病を禁厭除らしむる術ながら、其術を行ふを「クスル」といひ、其術によりて食ふ藥を久須利と云へるなり、

するなり、神代紀に大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、

(注)定其療病之方と云へるに、藥は素よりにて、禁厭も何も惣てを括たるなれど、鳥獸昆虫の災異を攘ふには、別に禁厭の法あるを、其病にはあらざるゆゑに、如斯文給へるなり、さて此禁厭を鳥獸昆虫の災異のみにかけて見るべからず、又字に顯見蒼生及畜產の意を攝たる文なり、すべて此紀字數を對へて作たる處は、殊に實を盡されぬ文、この外にもいと多し、

是以百姓至今咸蒙恩賴、古語拾遺に此文を少略て記し、蒙恩賴の下に、皆有効驗也の五字の文を加へたり、とある是なり、其「マジナヒ」に用ゐる物を「マジモノ」と云ふべし、大祓の罪科に、蠱物爲罪とこれのみ罪と云ふ詞をそへたるは、かの律の罪條に載られたるごとく、凶き方に「マジモノ」せるを罪とせる由なり、すべて此大祓の文は、ことにくはしきめでたき事、先達の論はれたるがごとし、意をつけてよむべきなり、

古語拾遺に昔在神代大地主神、營田之日以牛宍食田人、于時御歲神之子至於其田、唾饗而還以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神令片巫志止止鳥肱巫今俗竈輪及米占也占求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄、以解其怒、依教奉謝御歲神、答曰、實吾意也、宜以麻柄麻の字を剝取たる莖なり作桛桛之

(注)桛は織經の具、新撰字鏡に桛力棟反加世比、大神宮式に金銅賀世比とあり、工如此ものなり、今俗に「カセギ」とも「カセ」ともいふものなり、桛をまはし苗葉を上下するをかせぐと云ふべし、

乃以其葉掃之麻の葉にて蝗を掃ふなり、以天押草押之、押草は本草和名、和名抄等に玄參於之久佐と見え、延喜式に玄參古訓オシクサ、クラ、とあり、本草和名、和名抄には苦參久良々とありて、於之久佐とは別なり、醫心方には、升麻於之久佐とあり考べし、さて押さは苗葉を壓しなづるなり、以烏扇扇之、

(注)烏扇は本草和名、和名抄等に、野干加良須阿布岐とあるものなり、今もしかいへり、草藤と云ふ處もあり、扇之異本に阿不氣と書るもあれど、前文の書ざまによるに非なり、さて今伊勢大神宮の御田植に檜扇にて苗をあふぐ事あり、蝗の出來ざる厭術なりといへりとぞ、これまでは蝗の出去らしむる厭術なり、

が、さて廷尉が歌依にしか伽辭離著て火中に投入たるなり、古人の正しく武き意げへをしろべし、又二人の兒を許して神奴としたるも、母が請す理に從へるなり、これはた古人の淳直なるなり、又下文に呪詛祝人と古訓によめる「カシヒ」の「ヒ」は、例の「ブリ」の約りて「カシビカシブ」と活かしたるにて、「カシブリ」の約り「カシブ」なり、こゝはクシフルなど云例によりて、しばらく「カシビ」と云ふべし、「タケリ」と云ふことを「タケビ、タケブ」など云ふと同格の言づかひなるべし、さて付二祝人一云々とあるにつきて、當時の在狀を察ふに、欲依が鞫問の罪の在否を、神に誓請すときなるが故に、何れの神にか坐けむ、神を招請奉り、其祝人を置てゐさせたるを、云云によりて其祝人に伽辭離言せしめたるにて、かの母が請言に、付二祝人一使レ作二神奴一と云へるも、其時招請奉れる神の奴に奉らむといへるなるべし、さて祝人を「カシビ」人ともよめるは、よくその意を得たる訓ざまとこそきこゆれ、左傍に「ハフリ」と訓をつけたるは、字に隷たるよのつれの訓にて、事もなし、

「マジナヒ」こは物實を構へて、それにまじこり背しめむとのろひてする術、のろひの事は上に云へるが如し、その物實をマジモノと云ふ、但し「ノロヒ」は凶からしむる方にのみするを、此は吉凶ともにするなり、其は大祓の罪科に、蠱物爲罪とある蠱物は、「マジナヒ」物にて、まじものもて人をのろひて凶く爲たるを云ふ、そは續紀神護景雲三年五月、縣犬養姉女等坐二巫蠱一配流、詔曰云々、大御髮乎盜給氏波利岐多奈伎佐保川乃髑髏爾入氏大宮乃内爾持參入來氏厭物爲止流己三度世利と見え、律の八虐の中の第五不道に、造二畜蠱毒一厭魅云々、義解に厭魅者、其事多端、不レ可二具述一、皆邪俗陰行二不軌一、欲レ令二前人疾苦及死一者也と見え、又賊盜律に、凡有レ所二憎惡一而造二厭魅一及造二符書一呪詛、以欲二以殺一レ人者以二謀殺一論、とあるごとき術を行ひたるを云べし、用明紀四丁に作二太子彦人皇子像一與二竹田皇子像一厭之と異訓せる方はかなはず、さてこれらは、「マジモノ」して人を凶しからしむる方をのみ云へれど、「マジナヒ」とて物を構へて、疾苦を禁直すは、凶を吉からしむる術にて、其は自の爲にもし、又他に對ひてもするなり、さて人に對ひては吉からしむるにも、凶からしむるにも

夢、有天神訓之曰、云々、亦爲嚴兕詛、嚴兕詛此云怡途能伽辭離如此虜自平伏云々、祭天神地祇則於菟田川朝原譬如水沫而有所兕著也云々、とあり、嚴は稜威なり、稜威を震ひて云々の如あれど、敵に伽辭離着るなり、怡途の「途」、伽辭理の「辭」清音ありと人云はむか、言の清濁はあながちに定めがたくおもはるゝ、說あり、別に論ふべし、伽辭離は武藏の或田舍人、山臥の憑術行て、口よせと云ふ事をせる由を話せる詞に、憑に立たる人に、生靈を「かじりつけて」云々、其「かじりつかれたる」人は、云々と云へり、又其が平常の詞に、人に對ひてひたすらに念ひ入たる事を云ふとては、かじりつきて云々すべいと云ひ、又硬き物喰ふを「カジル」とも、「カジリツク」ともいひて、同詞のつかひざまに言へり、おもひ合せて言の意を知るべし、こは豐島郡八原村の女を婢に仕ひたるが云へるを、耳とゞめて聞試みたるなり、なほ其わたりの人の詞をも聞試るに同じかりき、こはたま〳〵古言の傳れるにて、いと〳〵めでたく聞なしたりき、然るを今なべて世に「カジル」といふは、いと賤しき詞となりたるは、うつろひたるなり、さて此「カジリ」と云詞、件の神武紀なるをおきては見あたらず、たゞひとつ欽明紀二十三年六月の下に、是月或有譖馬飼首歌依曰、歌依之妻逢臣讚岐鞍韉、有異、熟而熟視皇后御鞍也、以上の文中脫字あるか、即收付廷尉、鞫問極切、馬飼首歌依乃揚言誓曰、虛也、非實、若是實者、必被天災、火の災を被らむと誓ひたるを、かく文飾たまへる文なり、下文に相照して解るべし、災は天火ありと漢籍に云へり、遂因苦間伏地而死、死未經時、急災於殿、收縛其子守石與中瀨氷、歌依が屍と子二人となり、將投火中、兕曰、非吾手投、此間文脫たりげなり、兕訖欲投火、守石之母祈請曰、投兒火裏、兒とは守石中瀨氷の二人を云ふ、歌依が屍は誓のごとく火中に投入たりときこゆ、上文と相照して解るべし、火災果臻、請付祝人使作神奴、乃依母請許沒神奴、とあり、こは歌依實罪ありけるを、隱あらがひて誓言したるによりて、神の御所爲にて殿に火出來、其誓のまゝに火の災に遭はせ給へるなり、さて兕曰を古訓に「カジリテ」とあるは、左傍にホサキテとよめるはかつて叶はず、後人のさかしらよみなり、よく意得て訓めりときこゆ、下文脫字ありげにて文たらぬこゝちす、若くは非吾手投の下に、汝が誓のまに〳〵、神の御所爲によりて、自ら火の災を被るなりといへる意の文脫たるならむ

うけひのろひぞせむとて云々、こはうけひてのろひたるなり、榮花物語にのろ〳〵しきといへる詞も見えたり、何れも怨めしげにのみものせるを云へるなり、「トゴヒ」は上に云ごとく、言靈によりてする術、「ノロヒ」は言にいはず、念ひつめてものするなり、神功卷に、新羅人捕臣等禁圄經三月而欲殺時、久氐等向天而咒詛之、新羅人怖其咒詛而不殺、とあり、（久氐は百濟王の使なり、）この咒詛字の古訓「ノロヒトホフ」とあり、「トホフ」は「トゴフ」の誤なり、（私記などに「ト古フ」とかけるを「古」の草體の「ホ」を片かなの「ホ」と見誤りたるにやあらぬ、）こはのろひてとごひたる由なるべし、但し神武紀に咒詛の訓法伽辭離とあれば、こゝも然よむべくおもはるれど、こゝは其趣異なれば、古訓に従ひてよみ辨ふべし、（書紀の文字をよむには、かゝる意ばへを用ざれば、古實にたがふことあり、心得おくべきなり、）又台記に、咒詛の所爲を記して、打釘於愛護山天公像目といふことも見えたり、（男を妬める女ののろひ事すとて、丑の時詣と云ふ事行と云ふも、此趣ときこえたり、）さて「ノロフ」と云ふ言の意、「ノロ」とは、あからめもせずして視注やうの意なるべし、そは麞の一名を、「ノロ」とも云ふ處あり、獵人これを捕へむとするに、踊躍舞ふ狀をすれば、目を放たず視注をるを、傍よりうかねらひて捕ると云へり、本草にも獵人舞采、則麞麋注視とも見えたるも同じ、俗に一方にのみかゝづらひて、傍の事に意のわたらぬ人を、「ノロシ」と云ふも同じ意にて、

（注）烽は天智紀の古訓に、「ノロシ」とよめり、今もいふ詞にて人の知るがごとし、本は烽候のあからめもせず、烽立る方に目を注めて打まもり居るより出て轉れる言なるべし、されば「ノロフ」も其意ばへにて、敵を一向に念ひつめものする由なるべし、「ノロヒノロフ」など活用言なり、また愚痴なる人をいやしめ言ふは、やゝ轉れるなり、續紀天平寶字元年七月の下、橘奈良麻呂が反逆の黨黃文王の名を、多夫禮、道祖王の名を麻度比と改め、大伴古麻呂等四人が姓を、「乃呂志」と改め貶したまへることとあり、この「乃呂志」もさる意ときこゆ、かの獸の「ノロ」も同言なるべし、

「カジリ」は「トゴヒ」と同義ながら、殊に稜威々々しき術を云へるなるべし。其は神武紀に、自祈而寢

事實は全同じけれど、「トゴヒテ」と云へる言なきによりて引かず、さてこれらは其物をもて詛ひ、禍あらしむるなり、また海神云々、乃以授二彦火火出見尊一、因教之曰、以二鉤與一汝兄一時、則可下詛二言貧窮之本飢饉之始困苦之根一而後與上レ之、また古事記應神段に記されたる古語に、秋山之下氷壯夫と宇禮豆玖して、兄が弟に償ざるを、母其兄を恨たる事を記して、乃取二其伊豆志河之河島之節竹一、而作二八目之荒籠一、取二其河石一、合レ鹽而裹二其竹葉一、令レ詛言、如二此竹葉青一、如二此竹葉萎一、而青萎、又如二此鹽之盈乾一、而盈乾、又如二此石之沈一、而沈臥、如此令レ詛、置二於烟上一、是以其兄八年之間、干萎病枯、故其兄患泣、請二其御祖一者、即令レ返二其詛戸一、於レ是其身如レ本以安平也、雄略紀に指レ井而詛曰、此水者、百姓唯得レ飲焉、王者獨不レ能レ飲矣、武烈紀に眞鳥ノ大臣恨二事不一レ濟、知二身難一レ免、計窮望絶エ、廣指レ鹽詛、遂被二殺戮一、及二其子弟一詛時ニ唯忘二角鹿海鹽一、不以爲詛、由是角鹿之鹽得爲二天皇所食一、餘海之鹽ハ爲二天皇一所レ忌、以上物に向ひて詛へり、この鹽の下の詛、爲の下の詛、古訓ノロフとよみたれど、事の狀を案ふに、鹽垂るゝ處々の海を指て、其處其處の海鹽を天皇の食給はじ、云々の禍坐せと詛ひたるに、唯越の角鹿の海鹽のみ忘たる由なり、こはトゴヒ申せるなる事、上に論へる説どもにつき、おもひ定むべし、さて此詛は武烈天皇をさして詛ひ奉れるにて、其意繼々の天皇へかけて詛ひ申たるにはあらず、さて神代卷上の三十丁に、至二日神當一二新嘗之時一、素戔嗚尊則於二新宮ノ御席之下一、陰ニ自ラ送糞、日ノ神不知徑坐二席上一、由レ是日神擧體不平、とあるを、釋に公望ノ私記を引て云、凡欲レ詛レ人之時、必有二送糞其坐一、若染二其糞一者必有レ受レ病、故日神染糞所有レ病、若是古之遺法他、今代之人欲レ詛レ人者、又有二放失者一倣此耳、」といへり、

「ノロヒ」は怨ある人に禍を負ふせむと、ふかく一向に念ひつめてものする所爲ときこゆ、伊勢物語に、天のさかてをうちてなむのろひをる、さかてうつは妻さはなる業なり、別に考あり、のろひする事とは別なり、むくつけき事、人ののろひことはおふものにやあらむ、おはぬものにやあらむ、うつぼ物語にかの君の御とものひときゝていき集りて、

「トゴヒ」言は憎惡む敵に禍あらしめむとて其人を念ひつめ、凶言して禍在らしむべく神に請てする術なり、名義抄に詛トゴフとあり濁るべし、然れば利請の義にて、利は利心などの利なるべし、漢籍に詛ノ字は請レ神加レ殃謂ニ之詛一、また謂レ祝之使ニ詛敗一也など注せり、さて其は、其時の狀によりて、物に准へて、某の如く云々禍あれと凶言云ふと、物をとりて云々ならば、此物にて禍あれと言て爲ると、又物に對ひて此某の如く云々と禍あれと凶言する類の事と聞ゆ、其は專凶言云ふを主として、敵に禍あらしむる術にて、然凶言するを詛言といへり、これ言靈によれる理なり、さて言靈とは、言の吉凶の詮によりて、神の口あひまじこりて、吉くも惡くもなる、いとも奇しき理ありて、これ神代よりの敎言なり、萬葉に言靈能佐吉播布國、また事靈所佐國などよめるは、吉言すれば神の幸ひ佐け給ふ由にて、凶言すれば禍在らせ給ふ由は述はずして通えたり、吉詞云ひて賀事すれば福え、凶言云ひて詛事すれば禍るなど、言靈の奇しき理にして、古今にわたりて動きなき神國の道なり、こは己が始て思ひ得たりやとおもへる説にて、別に委く記せるものもあり、さて此事の例は、書紀神代卷に、故磐長姬大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之移落、

(注)これ凶言いひて詛ひ給へるなり、さて此事古事記には、爾大山津見神、因返石長比賣而、大恥、白送言、我之女二並立奉由者、使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恆如石而、常堅不動坐、亦使木花之佐久夜毘賣者、如木花之榮榮坐、宇氣比弖貢進、此令返石長比賣而、獨留木花之佐久夜毘賣故、天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐、とあり、書紀の詛之曰は、必如木華之移落にかけたる言、古事記なる宇氣比氐貢進は、前の事を云へる言にて、天神御子之御壽者木花之阿摩比能微坐、と申給へるが詛なり、おもひわかつべし、また天神見其矢曰、此昔我賜天稚彥之矢也、今何故來、乃取矢而呪之曰、舊本ども咒をナテホギテネギテなどよめるはいかゞ、若以惡心射者、則天稚必彥當遭害、若以平心射者則當無恙、古事記にも此事ありて、

故、所レ現ニ八大龍王十二神王、常住守護坐也、

○眞言家ニ獨鈷杵（東寺文書）又鈴杵ト云モノモキコヘタリ、三鈷ト五鈷ト云フ佛具アリ、頭ト尾ニ釵鋒ノ如キ形ノモノアリ、一ツアルヲ獨鈷ト云フ、三ツアルヲ三鈷、五ツアルヲ五鈷ト云フ、鈷ヲ股トモカク、ナホ二上峯五十一丁見ルベシ、

○鹿島正等寺ノ三鈷鐸古大物ニウツシアリ、ノ圖ヲ合考スルニ、粗相似タリ、オモヒ合スベシ、

和名抄僧坊具、大日本經疏云、獨鈷三鈷五鈷、音俗云、平聲之輕也

交合生　藤原輝實

此一冊は、父信友の反古の裏に、何くれと書さしにておけるを、京に在りける時、
禁裏の御内山根輝實主税少屬に見せたりけるが、書寫して後に、また人にあさらへて、かく寫したりとて贈られたるなり、おのれ再本書に校合して、かくはなせるなり、訂正なさで有りしは、口惜しきことにこそ、後見む人あらば、其心して見たまへかし、

嘉永五壬子年七月廿五日　　伴信近華押

五年のはる、傳教大師もろこしへ渡り玉ひしときの願をはて玉はむため、つくしへ下りて、佛を造り、經をかき、くやうをなし玉ふ云云々、歸朝之弘仁五年春、先師爲渡海之願、於鎭西造千年菩薩像一體、高四尺、繕寫大ハンニャ經二部、妙法蓮華經修以諸功能、

此戈ノコト處ガラト云ヒ、舊キ物トイヒ、タレモタレモ神々シクオモヒナシテ、オノレモ既ニ此コトヲキヽ、又モ直寫ヲ見テ、イタクタフトクオボエシガ、ナホツラ〳〵オモヒミルニ、佛メキテオモハルヽコトノ出來テ、ヤヽウタガヒノオコリシニ、フト元々集ヲ見テ、カクオモヒナリタルナリ、

○ホコノ折レアト三ツアルハ、指圖ニ〔圖〕トアル矛也ガ中ニテ、左右ハ〔圖〕此二ツハ、彼說ニイヘル太刀ナリ、一ツハモロ刃ノ太刀、一ツハ片刃ノ太刀ナリ、指圖ニハ三ツナガラ、ハナチテカキタレド、ソハトマレ趣向ハ同ジコトナリ、トアルモノ、ツキタリシオレアト也、

右霧島山矛ノ圖ハ、薩摩藩士白尾齋藏國柱所秘藏也、嘗國君ノ命アリテ、眞物ヲ榻打摸寫スル眞形也、有故世ニ公ニシガタキヲ、予ガ所望ニ感ジテ許借アリ、依テ竊寫之モノ也、

文政二己卯年五月　　信友

○本源所引大和葛城寶山記曰云々、伊奘諾尊伊奘冊尊、此二柱尊者、第六天宮主大自在天王坐、爾時住皇天宣、受天瓊戈、以呪術力加持、山川草木能現種々云々、

○本源所引天地麗氣府錄ニモ、コレラニ同キ說アリ、又圓仁ガ作レルトイヘル伊勢太神宮瑞柏鎭守仙宮秘文ニモカヽル說アリ、

○神祇本源所引寶基御靈形文圖曰、五十鈴宮御靈形者、天瓊玉桙象表也、是天地初發萬像根本也、所謂玉卷ニ「須賀利」、「太刀子」、「小刀子」、此其緣形也、惟能摧破諸災患、而神心不亂、三神一體靈智神財是也、故亦名稱金剛正桙、亦名天逆戈逆太刀也、

○形文深釋曰、心御柱者、天瓊戈表物也、是獨古形三部五部一體不二妙體萬法所生心體也、故本覺常住之心心蓮臺之上、觀一大三千界州理也、惣八葉蓮華上有日輪、是蓮華之理也云々、居磐石而盟者、示長遠之不詳者也、是不動所表之

地以降、高天海原在獨化靈物、其狀如葦芽、不知其名、爾時靈物中四理志天神聖化生、名之曰天神、亦曰大梵天王、亦稱尸棄大梵天王、逮于天帝代名靈物、稱天瓊玉戈、亦名金剛寶杵、爲（本源）神人之財、至于地神代、謂之天之御量柱、國御量柱、因茲與于大日本洲中央、（信云、大和ノ寶山チサス）名爲常住慈悲心王柱、此則正覺正智寶座也、故名心柱云々、法起王宣久心ノ柱ハ、是獨古三昧耶形、金剛寶杵、所謂獨一法身智劍也、○天口事書曰、（此書一卷、舒明天皇壬辰、大神主調書寫、推古天皇庚戌、太子及大臣令録國秘記神殿本記等云々、）八坂瓊戈、天地開闢始浮高天海原、神寶是也神語破者、古語天逆桙、天逆大刀、俗曰魔返桙、亦名天乃登保言、此名天璽也、又云、天御量柱者、天瓊戈異名同體坐也（行基作）○大宋秘府曰、天瓊玉戈、亦名天逆矛、亦金剛寶劍、（本源ニモ）亦天御量柱、亦心御柱也、惟是天地開闢之圖形、天御中主神寶獨貼變形坐也、諸佛菩薩一切群靈心識之根本、一切國王之父母也、（已下朱）（弘法作）○神宮秘文曰、當知天瓊玉戈、（雨乃度保古、）是天神手持也、梵言云縛曰羅、本書云、天之瓊玉戈、佛說獨古、亦名天之逆桙（雨之万賀惠保古、）亦云天之逆大刀子、（雨之万賀惠度之、）亦云天御量柱（之雨美波志羅、）亦名心ノ御柱焉、盖瓊玉者、心珠之表德萬寶藏也、杵者神靈智劍、能伏衆魔也云々、都以名之曰天瓊玉戈、故萬化根本五智元宗是也云々、又云、云々天瓊戈者、（亦名天逆戈、天神降靈之本致也、）大日覺王之獨貼變成也、

右ノ文、又圖形ヲ考合スルニ、既ニ行基、傳敎、空海等ガ徒、造意ノ佛說ニ符合ヘントテ、天降ノ舊跡ニ戈ヲ作リテ、ヒソカニ建オキタルモノナリ、第一圖ヲ考ルニ、此矛西向ニ鬼面アリ、西ヲ正面トシタル也、コレ佛說ノ西方ヲ重ジタルナルコト決シ、ソハ白尾主ノ考タルゴトク、霧島峯神社ハ此處ニアリケンヲ、ソノ社地ニタテヲキタルガ、元暦ノ山燒ニ、社ハヤケ玉ヒテ後、麓ニウツシ、荒嶽明神ト稱シ、ナホソノ鉾ハ、舊ノ處ニノコレルモノナリ、シコ僧ラガ、シコワザノ、オモヒカネノフカヽリシコト、キダ〳〵ニキリハフリテモ、アカヌコトニナン、

○又云、山家要畧記（承和四年作）ニ、傳敎大師鎭西造佛事、後傳法記云、延暦廿二年癸亥十月廿三日、先師於太宰府竈門山寺爲四船平達、敬造白檀藥師佛（此ニミ、水鏡サガ弘仁

見アタラズ、
○類聚神祇本源ニノセタル造殿儀式オクニモ、寶龜二年二月十三日、正四位下行右大弁兼右兵衛督藤………百川　左大史……東人トアリ、
○寫本ニ別ニ元々集八ノ巻アリ、今ノ印本ハ、其八ノ巻ノ欠タルヲ元本ニシテ、サテ素ヨリ此繪巻ノ添タルヲ八巻トシタルモノナリ、寶龜云云東人マデハ原書ノマヽニテ、其ハ空海等ガ僞作シタルマヽナリ、右此云々可祕々々ハ、後人ノ奥書ナリ此、繪巻、素ヨリ元々集ニ添タルモノカ、後人ノ添タルカ知ルベカラネド、イヅレニモ空海等ガ徒ノ僞作セル古書ナリ、
○成形圖説ニ、國柱云、（薩摩國人ナリ）高千穗トハ、大宮所ノ名ニテ、其挑域ヲナラベテ高千穗ト申シ、山嶽ノ稱トノミマガフベカラズ　摘要
信云山嶽ノ稱ヲモト、シテ、其アタリヲヒロク稱セシナルベシ、
○逆矛（サカホコ）ノコト、東ノ峯ニ神代ノ靈矛一枚ヲ存ス、其鋒（ホコサキ）ハ元暦中鈌折シテ、麓ニアガメテ、新嶽（アラタケ）權現祉ト云フ、即神體ナリ、今山上ニ立ルハ其祕（エ）ニテ、鐔ノ下ニ長キ鼻大キナル眼ノ像ヲ左右ニ隆出ス、シカルヲ天明ノ初、池田某者摸シ作リテ傍ニ立ケルガ、ヤガテ己モ子モ惡疾發リヌ、僞矛樹シ咎ゾト占フモノアリテ、アハテ、コレヲ取ステシコトノアリキ、コレヲ通證ニ吾先候ノコト、謬註シ、西遊記ニ此僞矛尙在ヨシ着セルヲ、世ニ亦訛傳フルモアナレバ、コヽニ附記ス、摘要
西州ノ農夫、稻ノ初穗ヲモテ、必霧島神廟ニ獻ルヲ俗恒トナシ來レリ、

元々集第五（六丁）
神皇實錄曰云々、又云、皇孫尊云々、筑紫日向之高千穗槵觸之峯矣大降居、奉ㇾ導猿田彥大神也、吾將ㇾ顯ニ伊勢乃狹長田五十鈴河上ニ也、以ニ天逆戈ニ爲ニ宮處璽ニ宣旨矣、
○三丁（ウ）外宮神主度會家行ガ類聚神祇本源ニ、大和葛寶山記行基菩薩奉勅ト云テ、此文又此外ノ文アマタ引タリ、又同書天地麗氣府錄ヲ引タルモ、コレト同文ニテ、（葛城本源城字脫タル本モアリ）大和寶山記曰云々、天地開闢（ムカシ）、水變爲ニ天

日向霧島山ニ立タル逆矛ノ直圖ヲ見ルニ、古時僧徒ノ作リタルモノナリ、

信友考稿

印本
元々集卷第八、御還幸指圖ノ條ニ、にゝぎの尊、天降ノコトヲ記シテ、佛躰ニ御像ヲ記シ、次ニほでみの尊ノ御事ヲ記シテ、又同ジサマノ御像ヲ記シ、次ニ彦波瀲武ウガヤフキ不合尊ノコトヲ記シ、陵在ニ日向國吾平山ニ云々ト記シテ此圖アリ、

〇此ヨリ以下、天照大御神ノ御靈代鏡ヲ遷行ノ所所ニツキテ、イトハカナキ圖ヲ作リカケリ、

右此御△遷幸指圖者。元々集祕極繪卷也、卒爾（奥ニ）
不レ可レ有ニ他見一、可レ祕々々、

左大史外正六位上阿陪志斐連東人

寶龜二年（光仁の御代）辛亥卯月（此月名モ古ナラズ）吉日

△元々集ノ作者、准后ハ寶龜ヨリ五百五六十年モ後ノ人ナリ、元々集ノコトヲイヒテ、寶キノ奥書ハ、年代甚タガヘリ、

〇按、此指圖ハ、行基、傳敎、空海ガ徒ノ作リタルモノナリ、奥書モ作リタルモノナリ、但右云云、此ヨリ可レ祕々々マデハ後人ナリ、

〇阿倍ノ志斐連ハ、（姓六二）、大彦命八世孫、稚子臣之後也云々トアルヲオキテ、此氏人、古書國史ニ

日耀ノ云々セルハ、天照大御神ノ御心ニテ有ケンカラ、皇國ヲ祖ノ國ト云ヘルガ、由緣アルコトナルベシ、(頭書)筑前風土記ニ、伊覩縣主祖五十迹手奏曰、高麗國意呂山、自レ天降來、日桙之苗裔五十迹手是也、ガ妻トナリケルガ、後ニ吾祖ノ國ニ行カント云テ、皇國ニ渡リ、難波ニ留リテ、比賣碁曾社、あかるひめの神トイハレタル、其レヲ日矛ガ慕ヒテ、垂仁天皇ノ御時、御國ニ歸化シテ、但馬ノ俣尾ガ女前津見ヲ娶テ生リシ子孫、多遲摩比多訶ノ女、葛城ノ高額比賣命ハ、神功皇后ノ御母ナリケルガ、皇后新羅國ニ渡リタマヒテ、其國ヲ征伐從ヘ玉ヘリシヨリ、(コレヨリ前ニ、日矛ガ子孫但馬守ヲ常世國ヘ、御使ニ遣シ玉ヘルコトモアリキ)ナガク皇國ノ臣トシテ、種々ノ貢ヲ捧ゲ、漢籍ヲモ獻レルヨリ、漢國ニモ言通ハシタマヒ、種々ノ物ヲモ獻ルコト、ハナリタルナリ、(頭書)續紀、大百濟太祖都慕大王者、日神降レ靈、奄ニ扶餘而開レ國、天帝授レ籙、摠ニ諸韓一而稱レ王、降及ニ近背古王一、(書紀、神功卷、背古王下文、肖古王三國史紀、東國通鑑等同、古事記作レ照)遙慕ニ聖化一、始來ニ貴國一、是則神功皇后攝政元年ナリ、サテ韓國ヲ征伐タマヘト御諭シアリシハ、天照大御神ニ坐セリ、又(續紀延曆八年ノ下)桓武天皇ノ御母ノ遠神百濟國都慕主ハ、河伯ノ女ニテ、感ニ日精一ウメルヨシニテ、御諡ヲ天高知日之子姫尊ト奉ラレシ事モアリ(コレ日矛ガ妻ノ事ニ似タルコトナリ)、コノ餘、上代ノ古事ヲ考合

スルニ、カヽル趣ニテ、イト／＼フカキ理アリゲナルコトハ、イクラモアルナリ、今慥シク考合セタルコトヲ引出タルナリ、(頭書)伊豫國風土記、宇知郡御島坐神、御名大山積神、一名和多志大神也、是神者、所レ顯ニ難波高津宮御宇天皇御世一、此神、自ニ百濟國一度來坐而津國御島坐、謂ニ御島一トアリ、ナホヨク考ベキ也、サテコヽニ引出タル古事ハ、古事記、日本書紀、續日本紀、姓氏錄ナドニ見ヘタル趣ヲツヾメテ云ヘリ、又云、欽明紀ニ佛ノ所レ記我法東流ストアルハ、大般若經ニ云々、於ニ東北方一當ニ廣流布一トアル說ナドヲ奏上タルニカ、其ハ漢ノ佛學者ノ、天竺書ヲ釋セルトキ、加ヘタル私言ナルベシ、(頭書)豐前風土記、田河郡鹿春鄉、昔新羅國ノ神自度到來、住ニ此河原一、便即名曰ニ鹿春神一、(コノコトニ付テ、予ガ說社神考豐前田河郡ノ下ニ云、可ニ見合一)△續後紀、承和四年ノ下ニ、豐前國田河郡香春峯神云々、預ニ官社一、漢モ天竺ヨリ東ニアタレリ、サレド實ニ佛ノ禍神ニ會タル言ニテ、フカキ由緣アリシコトナランモ知ルベカラズ、

(頭書)續後紀、承和十二年五月、山城國言云々自去三月上旬一蝱虫殊多云々、郡司百姓求ニ之龜筮一、就ニ于佛神一隨レ分祓攘、曾無ニ止息一云々、トアル佛神ハホトケノコト、キコユイカヾ、

テ世間ノ物モ事モ、悉皆神ノ御所業(ミシワザ)ナルコトヲ知リ、其御功徳(イサヲ)ヲ蒙レル事ヲ知ルガ故ニ、公事ハ云モサラナリ、ワタクシゴトニモ、其神々ノ恩頼(ミタマノフユ)ノ尊ク忝キ事ヲアフギ祭リ、ナホ家ノ內、身ノ爲ノ幸ヲモ祈ル事ナレバ、外蕃ノ佛神ナドニ全(ヒタフ)ラ心ノ向キテ、尊ミ忝(カタジケナ)ム可キニハアラズ、コハ欽明紀ノ議ニ、方今改拜蕃神、恐致國神之怒、マタ用明紀ノ議ニモ、何背國神敬他神也ナドアルヅ、正キ神ノ御心ニモ、理ニモ叶フベキナリ、

(頭書)大守傳 五ノ十三丁ウ 物部守屋大連、中臣勝海連曰、何背國神敬他神也トアリ、書紀可見合、

(頭書)正統記ニ、此（佛ヲ云）法はじめて傳來せし時、他國の神をあがめ玉はんこと、我國の神慮にたがふべきよし、群臣かたく諫申けるによりて、すてられきトアリ、コレハ書紀ニヨリテ、カ、レタルナルベシ、

因ニ云、天神ノ御靈御所業ノ、萬國ニ係レル事ハ云モサラナリ、御國ノ神等ノ中ニモ、現身ナガラ外國ヘ渡リ玉ヒ、又往來シ玉ヒシモアリ、ハタ憶(オモハ)ニ然トハ傳ヘザレドモ必然ナラント察ル、モアレバ、今ノ世トテモ然ルベキナリ、マタ外國ヨリ參渡リ來リタル人ノ、神トイハ、レタルモアレバ、既ク神ノ渡リ參來リタマヘルモアルベシ、古ヨリ外蕃ノ人ノ歸化セルガ多ク、マタマレニハ、皇國人ノ外蕃ニ、行留リタルガアルモ同ジ趣ニテ、ナホ神代ノ事蹟ニ付テ考ルニ、深キ理アルコトト見ユルガアリ、須佐之男命、御子五十猛神ヲ率テ新羅ニ天降リマシテ後、皇國ニ渡リタマヒ、後ニ御母ノ國ナリトテ、根之堅洲國ニ適(サ)リタタマヘルガ、ソノ皇族稻飯命ハ、ツヒニ新羅ノ國主トナリ玉ヘリ、古事記ニ據ルニ、稻飯命ニハアラデ、御弟ノ御毛沼命ナラントオモハル、緣由アルコト傳ニ論アリ、又少名毘古那命ハ天降リマシテ、海原ヨリ依リ來マシテ、國ヲ作リ堅メテ後、外國ニサリマシケルガ、遙後ノ世ニ、常陸國ノ海濱ニ石像ト顯レテ還リ來マシ、又海神ノ御女豐玉毘賣ノ御腹ニ產レ玉ヘル稻氷命、後御ニ母ノ國ナリトテ、海神ノ國ニサリ玉ヘル、古事記 又新羅國ノ女、晝寢シタルトキ、日耀ソノ陰上ヲサシテ姙ミテ產リシ赤玉ノ、女ト化リテ、其國主ノ子、天之日矛、日矛ガ祖ハ、天ヨリ降リタル由、但馬風土記ニ見ユ、コレモユヱアルコトニヤ、

人ノ信ズル佛像ニヨリテ、靈驗ヲアラハシ見スルナリ、皇國ニハ尊キ皇神アマタマシマセバ、何ニコトカキテ、異國ノツタハリモノヲ祭ルベキ、實ニ無益ノ事ナリト云ヘリキ、己今對ヘテ云ン、佛テフモノ、悉皆ハ寓言ナルマジキ由ハ、スデニ上ニ云ヘリ、サテ名モナキ神ノ云々靈驗ヲアラハシ見スル也ト云ヘルハ、何ヲ證トシテ云ヘルニカ、推量說ナリ、外國ノ神、マタ其靈ノ御國ニハ參渡ルマジトオモヘルニヤ、人スラ外國ニ往來シ、マタ外國ヨリ御國ニ歸化セルガイト多ク、御國人ノ外國ニ往キ留レルモ、上代ヨリアルニアラズヤ、神ヲバ人ニ及バズトオモヘルニヤ、コハイト小サキ見(コヽロ)ナリ、マタ異國ノ神ヲモ祭ルハ、御國ノ神ニ事ヲ欠ク欠カヌニハヨラヌコトナリ、朝廷ニテモ佛法行ハレ、其ヲ祭ラル、事ノアルヲ初テ、世間ニモサルナラハシトナリテ、佛スナハチ神ナレバ、其ヲ祭ランモサノミ咎ムベキニアラズ、其由ハ上ニモ云ヘルガ如シ、ナホ云ハヾ釋典トカ云テ、漢國ノ孔子ガ靈ヲ祭ラル、モ、マタ世ニ關帝ト云テ、漢國ノ關羽ト云シ人ノ靈ヲ祭ル人ノ有ルモ同意ナリ、ハタ今モ朝鮮ニテ、加藤清正主ノ靈ヲ咀ヒ、琉球國ニテ北野ノ神ノ靈ヲ祭ルナド、慥ニ聞リ、コレ近ク御國ノ靈ノ外國ニモ適坐(ユキマセル)證ナリ、但シ異國ノツクリモノナリト云ヘルハ、前ニ名モナキ神ヽイヘルト、自ノ說トホラズ、コハ佛像ニヨリテ驗ヲアラハスゴトキ、名モナキ神等ヲバ祭ルマジキコト也ト云ル心トキコエタリ、サテ其名モナキ神ト云ヘルハ、古ニ御名ノ傳ハラヌ賤キ神ト云フコトカ、スベテ世間ノ神ノ御所業ハ、大ナルモ、小モ其時々ニ神ノ名告玉フ事ナケレバ、然シ玉フ神ノ御名ヲ、夫々ニ知ルコトマタハズ、マタ神ノ貴賤ヲ定テ、賤キ神ナリトテ蔑如(ナミ)スルハ、甚ダ道ニソムケリ、式社ノ、今ハ佛ザマノ稱ヲ負テ、僧徒ガ奉仕(ツカヘマツ)ルガアルヲモ、賤シキ神也トシテ廢ベキニヤ、然レバタトヒ、彼或人ノ說ノゴトク、佛ト云フハミナ寓言ニテ、其靈驗アルハ、則御國ノ神ノ御心ナランニハ、御名ハ漢ザマニマレ、天竺ザマニマレ、イヨ〳〵祭リ和(ナゴ)スベキ事ナルヲヤ、（書入）古事記仲哀段、爾以其御杖、衝立新羅國主之門、即以墨江大神之荒御魂、爲國守神而祭鎭(シヅメ)還渡也、

※サレド皇國ニハ、太古ヨリ正實キ傳說アリテ、スベ

ノ意バヘハ、コレモ一ツノ證ナリ、

サテ漢國ニテ、佛法ヲ漸クニ說モテ行マヽニ、區區ナリテ、佛テフモノハ、所謂釋迦ノ方便、譬喩ノ料ノミニ、假ニ設タル寓言ノ如ク決メタル宗モアルヲ、皇國ニテモ、其說ヲウケテ、心ノヒキ〳〵サタシアヘルメリ、サレド悉ク寓言ノミトハキコエズカシ、佛ハ寓言ナラヌヨシ、辨ヘタル書モ有ベシ、

或人難メテ云、日本書紀ニ、佛ノ事ヲ某神ト作ルハ、釋迦佛ノ金銅ノ像、又彌勒石像トアルヲ指テ云ヘルナレバ、釋迦ヨリ已上ノ佛ノ事ニハ非ラズ、魏書老釋志ニ、彌勒佛繼テ釋迦降レ世ヨシアリ、イカガ、答テ曰、一ワタリサル事ナリ、サレドアマリニ穿チ過タルコトナリ、オノレガ件ノ文ヲ引出タルハ、皇國ノ古文ニ、國神ニ對ヘテ佛ノ事ヲ蕃神他神トカキ、又タヾニ佛神トサヘカケルヲ見テ、佛ヲ他國ノ神ナリトシテ、アヘシラヒ玉ヘル意バヘヲ、正ク證トシタルナリ、ナホイハバ、カノ蕃神ナドアルハ、釋迦佛ノ像ヲサシテ云ヘル文トシテモ、既ニ經論ヲモ承傳玉ヘルカラハ、釋迦ノ經ニ見エタル諸佛ニカケテ見ムモ、甚ク背フベカラズ、(書入)欽明有司ノ奏ニ依テ、佛像難波堀江ニ洗弃、又火チッケテ伽藍チヤキ玉フニ、天無ニ風雲一忽災大殿、(書入)、欽明十四年五月朔日、河內國言、泉郡茅渟海中有ニ梵音一、震響若ニ雷聲一光彩晃曜如ニ日色一、天皇心異レ之、遣ニ溝邊直一入レ海求訪、是月溝邊直入レ海、果見ニ樟木浮レ海玲瓏一、遂取而獻、天皇命ニ畫工一造ニ佛像二軀一、今吉野寺放光樟像也、

カクテ然佛法ノ廣マレルモ、本ハ神ノ御心ニテ、コレモ廣ケキ神ノ道ノ中ノ枝道ナリ、コトニ古今トモニ、佛ノ靈像ニ祈リテ、アヤシキシルシモアリ、マタ祟ナドモアリテ、神ナルコトハ著キヲ、蕃神ナレバ、心ニ良シカラズトテ、謾ニ厭ヒ惡ミテ、廢ントスルナドハ、中々ニ神ノ御心ニソムキ勝ント爲セルヲ、眞ノ道ニ叶ハズ、カツハ公ノ令ヲモ、蔑如ニセルガゴトクニテ、イカヾナリ、サレバ佛神モアレバアルマヽニ、禮ナカラヌヤウニアヘシラヒ、又由緣アリテ、心ノムカハン人ハ、祭リモシ祈ヲモスベキナリ、

既ニ或人、信友ガ件ノ說ヲ聞テ云、佛法ハ高見ナルモノニテ、誠ハ奇特靈驗ノミ云モノニ非ズ、佛ト云ハ、所謂方便ノ寓言ナリ、然ルニ皇朝ニテハ、昔ヨリ其方便ニテ、僧共ノ仕當タレバ、奇特靈驗モナキニハアラヌド、皆夫レハ名モナキ神等ノ、

佛神論

佛ト云ハ、天竺國ノ神ノ事ヲ、漢國ニテ稱ヘル名ナリ、カノ天竺ノ國人、ナベテ暴惡心ニテ、倫ナキ事ノミ多カルヲ、釋迦ト云ヒシガ、殊レテ賢ク、神ナル男ニテ、彼國既クヨリ、神代ノ古事ノ端々ノ傳ハレルマヽニ、神ヲ畏ミ崇ミテ、祭リアヘル國俗ナルヲ據トシテ、神ヲ祭リ奉仕ル事ヲ主ト立テ、彼神ノ敎也トヤウニ言擧シテ、空キ理ヲサヘニ解キソヘテ、己レモ其神ノ屬ナリト思ハセン爲ニ、奇術ヲモ行ヒミセナドシテ、一向ニ人ヲ懷ケ和シテ敎導キ、人ノ行ヒヲ直カラシメントシタヽメタル道、スナハチ所ㇾ謂佛道ナリ、カクテ其弟子ドモ、釋迦ヲモ頓テ佛ナリト崇ミテ、既クヨリ祭リ來レル佛ト等シナミニ祭リタルナリ、カクテ其釋迦ノ說タル佛道、次第ニ盛リニ廣コリタルヲ、漢國ノ後漢ノ明帝トイヘル國主ガ時ニ承傳ヘ、其後、漢國ヨリ百濟國ニ傳ヘタルヲ聖明王ト云ヘルガ時ニ、欽明天皇ノ朝廷ニ傳ヘ奉レルヲ初トシテ、御代御代ノ天皇、辱クモ其法ヲ信テ尊ミ玉ヒ、佛ノ靈像ヲモ祭リ玉ヘル事トナリ、寺ヲ建、僧ヲモ置レシヨリ、其法ヲ信尊ム人、マス〳〵多クナリモテ行マヽニ、其法ヲ承傳ハラヌ人サヘニ、何トナク天竺風ニウツリテ、佛像ヲ祭リ、祈言ナドスル事トハナリタルナリ、

漢籍匀瑞ニ、佛西方神、後漢書ニ傳毅ガ云、西域有ㇾ神、其名曰ㇾ佛ナド見エ、酉陽雜俎ニ、佛殿ノ內、西座蕃神云々トアルモ、佛ノ事ナリ、唐書、傳奕上疏曰、自ㇾ漢以前無二佛法一云々、自立二胡神一云々、又西域記ニ、佛神トアルモ、則佛ノコトナリナド見エタリ、佛ノ事ヲ神ト云ヘル事ナホ多シ、皇國籍ニモ、既ク欽明紀ニ蕃神、敏達紀ニ佛神、用明紀ニ他神ナドアル、皆佛ノ事ナリ、（頭書）欽明十四年五月朔日、河内國云々、茅渟海中有二梵音一云々、コノコト佛ノ靈也、

（注）文德實錄ニ、天安元年十月、常陸國ナル大洗磯前酒列ノ磯前ノ神等ヲ、號二藥師菩薩名神一トアルハ、八幡大菩薩ノ類ニテ、佛樣ニアヘシラヒ崇メ玉ヘルナレド、ソハ理ニソムキテイカガナルコトハ、カシコカレドモ、論フマデモアラズカシ、サレド佛ヲモ神也トセラレタル當時

●コノ奥書何レノ本ニモアリ、要ナケレバ論フニ及バズ、此餘ノ奥書ハクサ〲アレド、益ナケレバスベテ寫モトヾメズ、

以上文化七庚午年十二月二十六日黄昏ニ書畢リヌ、ナホ暇イルベキコトナレバ、此後ヒマアラムトキ、ツギ〲ニ改メ正シ、ナホ考テ解ベキヲ、怠リアラバ此マヽニスツベキナリ、

於平安堀河官宅　信友（華押）

此後ウチオキテ今ミルニ、ワロキコトモアマタアリ、又ステンモヲシキコヽチス、ヨリ〲此考ノ内ヲトリワキテ、書オカマホシクハオモフ也、

天保十四年四月十二日云　信（華押）

此二巻は、父君の草稿にて、中書をもし給はで、何くれと書みだしてありしを、おのれ京に在りしとき、谷森種松にみせたりけるに、見やすく寫しとられて、更にまたうつさせて、おのれにも一部おくられたるなり、

嘉永四辛亥年六月　伴　源　信　近

子孫ニシテ、女子ヲ織子トイヒ、男子ヲ人面トイフ由ハ、織子ハ御衣ノハタオリテ仕奉ルモノ、名、人面ハソノ御ハタオルコトヲ、ムネト職掌ル名トキコユルニツキテオモフニ、コハソノ奉ルベキ神神ノ御衣一面(ヒトオモ)ヅヽヲカギリ、天上宮ノ例ノ如ク、イミサヤメオラセテ奉ル由ナルベシ、今モ貴人ノ御衣ヲバ、御料ノ數ニソナヘテ、一面ヅヽオリテ、ソノツイデヲモテ漫リニ多クオラヌ由也、又衣一領ニナルベキ尺(ホド)ヲ、今モ一面トイヘルニオモヒ合スベシ、

●難波長柄豐崎宮御宇云々、孝德天皇ノ御コト也、コハ風土記ノ文ナルコトハ上ニ云ヘリ、コヽニ擧タルハ、多氣郡ノ建ラレタル古傳ヲ考テ、裏書ナド記シオケルノミニシテ、機殿ノコトニハ預ラズ、

大神宮本紀曰（下イ）

伊弉諾伊裝冊尊者、天地萬物之靈神、天照皇大神宮者、惟天神地祇之最貴也、我國家神物靈蹤、今皆見存觸レ事有レ効、不レ可レ謂レ虛焉、

「于レ時大神主飛鳥孫御氣書ニ寫之一、爰神護景雲二年春二月、禰宜五月麻呂撰ニ集之一」（コハ奥書ナリ）

初ヨリ不レ可レ謂レ虛焉マデハ、大神宮本紀ノ文ト見エタリ、サテ我國家ヨリ不レ可レ謂レ虛焉マデノ二十字、古語拾遺ノ跋ト同文也、按ニ、件ノ跋文ノ語ヲ本紀ニトレルカ、又既ニ何レノ書ニカアリシ文ナルベシ、古意ニ叶ヘル文也ケリ、サテ此大神宮本紀ハ、大同ノ度ノナルニカ考得ズ、サテ何ノ本モ、大神宮本紀曰（曰字チ下トアル本アリ、ソノコトハ下ニ云フ、）ト書限(トドメ)テ、伊弉諾云々ト標(アゲ)テ書タルハ、奥書ユヱ、殊ニ敬ビサマニ平出シテ書タルナルベシ、然ルヲ曰ノ字ヲ下ノ字ニ寫誤リタル本ノアルニヨリテ、大神宮本紀下トハ、卷ノ終ノ文ナリトオモヒテ、書ノ題目ヲモ大神宮本紀ト、サカシラニ改書タル也、カクテ此世記ハ大神宮本紀ノ下卷ナリトモ云フハ、コレニヨリタル僞說也、●于レ時大神主以下ハ、サカシラニテ取ニタラヌ由、既ク論定リタル說アリ、予モ從フ、

蓋聞、垂仁天皇女倭姬內親王、隨ニ神託一定ニ大小神社一、或神代神寶、奉レ崇ニ神體一、或以ニ變化之靈物一爲ニ神形一、專致ニ其精明之德一云々、

大治四年十二月廿七日書寫之畢

外權禰宜度會神主雅明判

依ニ兩機殿燒亡一、便所レ造ニ假殿一、九月御衣勤仕、依ニ宣旨一也、其後兩機殿別々立レ之、相去各卅丈私曰、此兩機殿ノ間隔別テ作ラレシ始チ云リ、サテ此トアリ、コハ正シキ傳條ハ、上ノ本文ニアリ、其處ニイヘリ、トキコユ、神宮雜例集ニ、神服機殿、在ニ飯野郡流田郷服村一、私ニ、按ニ和名抄流田郷ハ多氣郡ニアリ、飯野郡ニ長田郷アリテ、上ニ引ル機殿儀式帳ニモ、長田郷ニ麻績社チ立ルトアリ、コハトモニナガタテフ名ナルチ、イヅレカカタ〳〵後ニ字チ書カヘタルナルベシ、同國ニ同名ノ地名アレバ、字チ書カヘタル例アリ、麻績機殿、在ニ同郡井手郷一、右兩機殿ハ皇大神御鎭座當初建立而、麻績機殿ハ承曆三年被レ下ニ宣旨一移ヲ造之一、兩機殿ノ在所、神名秘書ニ云ヘルモ同ジ、サテチミノハタ殿ハ、承曆三年ニ移造ラレザル以前ノ地名ハ、モノニ見アタラネド、舊ハ兩機殿同處ト聞エタリ、天智ノ御トキ、卅丈ヘダテ立ラレタルチ、ソノ後流田郷ニ立ラレタルトキモ、ナホ同ジサマニテ、サノミ遠クハヘダ、ザリシチ、又承曆ノ度ニ、チミノハタ殿チ、井手郷ヘウツサレタルナルベシ、新任辨官抄ニ、績麻織殿、在ニ績麻郷一、服織殿、在ニ服郷一、私按ニ、郷チ云ヘルニテ、雜例集ニ云ヘル在所ト異ナルベカラズ、ト見エタリ、式、多氣郡服部麻刀方神社二座、當書上垂仁廿五年ノ下ニ、八尋殿、注ニ圓方ノ機殿是也、萬ニモ圓方ト作リ、伊セ風土記ニハ的形トアリ、服部伊刀麻神社、考證ニ、在ニ出間村一、服部機殿ノ北也、背書ニ、國史ニ井口村ニアリト云ヘリ、コレラモ由アリゲ也、飯野多氣兩郡ハ隣リテアレバ、古トハ互ニ入交リカハリタル處モアルベキ也、考ベシ、近ニ、神服機殿ハ、今飯野郡服村ニ在リテ、形計ノ機屋ノコレリ、俗ニ服部館又下館トモ云ヘリ、小祠アリテ其傍ニアリ、麻績機殿ハ、同郡井ノ口村ニ在テ、神服機殿ヲ去コト十餘町アリ、俗ニ麻績館トモ、上館トモ云ヘリ、小祠ハ存テ機殿ハ絶タリ、井口村ハ、雜例集ニ云ヘル井手村ナランカ兩機殿トモ享保三年ノ頃、領主ヨリ修理料寄附アリ、ト云ヘリ、ナホ尋明ムベシ

神名秘書ニ、舊記云、神衣祭者、皇大神宮御ヲ座高天原ニ之昔、人面等之遠祖天八千々姫、私ニ云、栲幡千々姫ノ御名ノ千々ニ同ジク機ニツキタルコトカ、殖ニ桑葉ヲ於天香具山一、私ニ云、伊セ多氣郡、式、天香山神社アリ、由アルコトカ、今保津村服部機殿ノ南ニ在トイフ、以ニ所レ蠶之御糸一、織ヲ供進御衣於大神一、御垂跡之刻、彼神達奉レ戴ニ兩具御機ヲ具一、天降御座之以後、人面職掌人等、爲ニ其末葉一以ニ女子一者號ニ織子一、以ニ男子一者稱セテニ人面一、職掌不レ違ニ天ッ宮之例一、以ニ四九兩月十四日一、所謂進ニ之御衣一也、ト見エタリ、記シザマハ後ナレド、コハ古傳ト聞エタリ、ヨクヨク考ベシ、神衣祭ノコトハ、神祇令大神宮式ニ見エタリ、雜事記、天曆七年九月、神服神麻績二機殿、例貢乃神御衣調備賫參之間云々、神部神部ハ大小神部二人トモアリテ、ソレガコトチ又麻績大神部重友、少神部兼友トモシルセリ、又神服殿大神部常枝等トモアリ、人面等乍奉レ持ニ神御衣等一云々、人面ハヒトモト唱テ、一面ノ由ナルニヤ、ソハ神名秘書等ニ引タル舊記ノ傳ニヨレバ、天八千々姫ノ

タガヘリ、サテ其處ニハ飯野高宮トアリ、此ニモサモ云リ、コハ◎以下闕文●廿五年云々上文□丁ト符ヘリ、●廿六年冬十月云々、此御鎮坐ノ月日上文□丁ト符ヘリ、●草薙劔云々、愼テ考ルニ、此御劔ノソノカミ、大神宮ニ坐シコトハ古記ニ見エテ、◎此間闕文疑ナキコトナガラ、正シク大御神トトモニ、五十鈴宮ニ鎮安オ置玉ヘル由記セルモノハ、此古傳ノ外見アタラズ、コレゾ崇神ノ口年大御神ト同時ニ、禁裡ヲ出玉ヒシナラムト思ハル慥ナル證ナル、●同與齋宮云々、宇治機殿是也ハ、上□丁ニ大足彥忍代別天皇廿年ノ條ニ、爰倭姬命ハ宇治機殿乃磯宮坐給倍利云々、又垂仁廿五年ノ下ニ、伊蘇國爾入坐、即建二神服織社一云云、注ニ從二此處一始在シ號二伊蘇宮一、

●磐余甕栗宮ハ、淸寧天皇ノ大宮也、宮字ノ下ニ、御宇ナドアルベキヲ、脫タリゲ也、遷二于本ノ服織社一令レ織二大神御衣一トハ、上文ニ倭姬命入ヨ坐飯野高丘宮一作二之機屋一令レ織二大神之御衣一、又上垂仁廿五年丙辰春三月ノ條、此機殿ニ建ラレタルコトアリ、其處トアハセテ辨フベシ、但シ其高丘宮ノ處ノ文ニ、服織社ヲ建ラレタルコト載ザレド、ソハ

略キタル也、サテ此機殿ハ、神服機殿、麻績機殿ノ兩殿ナルヲ、コヽニ神服機殿トシモ標ゲタルハ、神服機殿ヲムネト云ヘル也、則上ノ垂仁廿五年ノ下ニ、則建二神服織社一令レ織二大神之御服一麻績織殿神服社是也トミエテ、神服機殿ヲバ社トイヘリ、但機殿、儀式帳ニハ麻績社トアリ、下ニ引、神祇令ニ、神服部參河ノ赤引ノ糸ヲ以織二神衣一麻績連等績テ麻敷和衣ヲ織テ、神明ニ奉ル由ミエ、大神宮式ニハ、和妙衣ハ服部氏、荒妙衣ハ麻績氏織造リテ供祭トミユ、雜事記、長曆三年云々、依四月神御衣祭、幷六月荷前ノ赤良曳御調糸等之、按ニ、赤引糸アカラヒキノ糸トヨムベシ、機殿儀式帳ニ、此機殿ハ昔纒向珠城朝廷、倭姬皇女傳ヨ奉大神一齋ヨ祭飯野之高宮一于レ時機殿ヲ立二長田鄕一是處ニ立レ社號二麻績社一ハ社號異ナリ、私ニ云、世記ト亦名二河崎社一是大神之御靈也、式、多氣郡ニ紀師神社アリ、考證ニ、今阿波曾村ニアリ、此村古記ニ乳熊鄕ト爲リ、多氣飯野兩郡ノ交也トイヘリ、信按ニ、和名抄飯野郡乳熊鄕アリ、難波長柄豐前朝廷有レ格、以留ヨ止大神御衣一然後飛鳥淸御原朝廷、大來内親王齋ヨ奉大神一此時始而立二此機殿一更發供ヨ奉大神御衣一于レ時更始テ立二此機殿一私ニ云、此機殿トハ、此儀式帳ヲ書ルトキノ言也、サテ此トキ立ラレタル地ハ、下ニ引ル雜例集ニ云ル流田鄕服村ナルベシ、合考ベシ、天智天皇即位七年八月三日夜、

名服織社ト、號ニ麻績郷ト者、郡北在レ神、此神奉ニ大宮ノ神荒妙衣(カムアラタヘノ)ヲ神麻績ノ氏人等則居ニ此村ニ、因以爲レ名也、

逃ニ、此風土記ノ全文ナリ、然ルニ風土記ニハ郡北云々、荒衣衣（コハ上ノ衣ノ下ノ妙字ヲ誤テ、衣トアル本ニ從ヘリ、）ノ十二字ナシ云々トアリ、按ニ其ハ脱タルナルベシ、（逃ニ、此十二字ヲ衍文ナラムト云ヘルハ、中々ニヲロシ、）●倭姬命飯野高宮ニ入坐コト、上垂仁廿二年ノ條ニ見エタリ、又此次ノ章ニモ、其トキノコトヲ高丘宮トモ、又高宮トモアリ、可レ考、（此章ニモ高宮トアリテ、丘字ナキ本モアリ、）

「垂仁天皇二十二年春三月、飯野高丘宮ニ坐、二十五年春三月、從ニ飯野高宮一遷ニ于伊蘇宮ニ坐、二十六年冬十月、天照大神草薙劔度會五十鈴川上鎭坐、因興(タテ)ニ齋宮ヲ于宇治ノ縣五十鈴ノ川上ノ大宮ノ邊ニ、令ニ倭姬命居(イマサ)一焉、則立ニ八尋ノ機殿ヲ、令レ織ニ大神ノ御衣ヲ、號ニ宇治ノ機殿ト是也、（一名磯宮、）「磐余甕栗宮御宇三年、遷ニ于本ノ服織社ニ、令レ織ニ大神ノ御衣ヲ、「難波長柄豐崎宮ニ御宇天皇丙午年、竹連磯部ノ直二氏建ニ此郡ニ焉、「天智天皇即位七年八月三日夜、兩機殿燒亡、便所レ造ニ假屋ニ、九月御衣勤仕、依ニ宣旨ニ也、其後兩機殿別々立レ之、相去各卅丈、

逃ニ、垂仁云々ヨリ遷ニ于本服織社ニ、令レ織ニ大神御衣ヲマデヲ、風土記ノ文也トイヘリ、（本書ヲ見テ云ヘルナルベシ、）己ハ未ミザレドモ、神名秘書ニ風土記ヲ引テ、機殿ヲ號ニ八尋殿ト者、倭姬命奉レ齋ニ大神ヲ之日作立也、注此神邑ヲ又號レ郷也、載ニ大同本紀ニ具ッ也、トアルハ、此文ヲ約メテ作ルナルベク、總テモ古傳ト聞ユレバ、イカニモ風土記ノ文ナルベシ、又次ノ難波長柄――建ニ此郡ニ焉トアルハ、コレモ神名秘書ニ、風土記ニアリトテ引レタルト同ジ、（但磯連トアリテ部字ナシ、）天智天皇以下ノ文ヲ頭書ニシタル本モアリ、又フツニナキ本モアリ、コハ機殿儀式帳ノ文ナリトテ、神名秘書ニ引レタリ、

サテ此文「ヲツケタル條々、引ツヾケテカケル本モアリ、又平出ジタル本モアリ、區ナルモアリ、今姑ク引ツヾケ書ルニ從フ、コハ本裏書ナレバ、サノミ行ヲト、ノヘズシテ書タリケムカラ、寫人ノ心々ニ、書又寫シモラセルモアリシカラ亂レタル也、今正シガタケレバ、其心シテ見ルベキ也、

●垂仁天皇廿二年春三月云々、上文一本ニ、冬十二月廿八日トアルコトハ、上□ニ云フガ如シ、（コ、ハトハ

ノ稱ニシテ、殊ニ朝ニ敵ナミ奉リシトキノ名ナリケレバ、忌憚テ普クハ云ハザリツルカラ、國神ノ稱チ取リテ、伊勢ト號フベキ由ノ詔ニヨリ、國ノ名トツケ玉ヘルハ、天皇ノ御意ニシテ殊ナルコト也、廣ク世ニハ傳ラデ、一ノ名ドモノ多カリシヲ、トリ〴〵ニ申傳ヘタルカラ、イトヾ混レタル也、建御名方ニ止美ト添テ稱シ、伊佐波ニモ登美ト添テ申スナルハ、止美テフ言同狀ナル由アル言ナルニカ、トビトミ通ハセテ云フ例ニヨレバ、飛ノ義ニテ、天ニモ地ニモ飛翔リテ、イチハヤキ由ニテ稱タルニ歟、又イセニシテ國津神ト申セルコトハ、彼風土記ニ、宜下取二國ツ神之名一號中伊勢上トミエ、此記ニ國津神トアルモ、上ニイヘルガ如ク、大歳神ノ父トセレバ叶ヘリ、帳ニ、度會郡ニ國津神御祖社、今宇治鄕大土御祖神社ト同地、度會郡御神社、今沼木村ニアリ、マタ多氣郡ニ國乃御神社、飯高郡ニ久爾都神社ト云フモ見エタリ、サテ此神ノ勇猛ク稜威速ク坐セシ趣ハ、悉ク御名ニ稱ヘタリト聞ユ、其ハ上ニ考合タル一御名ドモチ考ルニ、出雲建子神、出雲ハ本國ノ名、建子ハ勇猛子也、神伊勢津彥神、國造本紀ニ如レ此アリ、神某ト稱スハ記傳ニ、(○以下注文缺)甕尻タケミカツチナドノミカニテ、尻ハ兄弟ノ序ナルベキコト上ニイヘリキ、ト稱セルヲモ思フベシ、又櫛玉命ト申スモ、上ニ云ヘルゴトク、奇キ御靈ノ義ナルベシ、コレラヲ考合スルニ、出雲建子命、マタ甕尻、コレラ素ヨリノ名、伊勢津彥、伊セノ國ニ在シトキ稱セル名、國津

神、伊セ國チ領玉ヘルニツキテノ稱、櫛玉命、伊セ神宮ニ稱シ傳ヘタル名、伊佐波登美神、伊佐波ハ舊ヨリノ名ナルベシ、其チ志摩國ニテ申傳ヘタル名、ト申セルモ同神ノ御名ニシテ、伊セ神宮ノ風神宮ニハ風神ト申シ、信濃ニシテ伊豆毛ノ神ト齋祭レルモ、又此御神ナラムトゾオモハル、、持統紀ニ、五年八月己亥朔辛酉、遣二使者一祭二龍田風神、信濃ノ須波水內等神一、トアル須波ハ、カノ諏訪郡ナル南方刀美神社、水內社ハ帳ニ見エズ、須波水內ト引合テ、一社ノ神名トミルハ誤也、サラバ須波水內神等トコソアルベケレ、按フニ、コハ水內郡ナル風間神社ノコトナルベシ、伊豆毛神社トセンモタガハネド、風間テフ號ニヨリテ、シバラクカク云、サテカク龍田ノ風神ト一度ニ祭ラセ玉ヒシハ、風ノ御祈ノ爲ニコソアリケム、此神ニ風ヲ祈ラセ玉ヒケムハ由アルコトニテ、旣ニ云ヘルガ如シ、ナホ十訓抄、信濃國ハ極メテ風早キ處也カザハヤノイセノ國トイヘル古言ハ上ニ引リ、風ニハヤキト云ハ、伊セ物語ニ、吾井ル山ノ風ハヤミ也、云々、考證風間社ノ下、夫木集同上又稿十八丁ウ周遊奇談引ベシ、トアルヲ思ヒ合スベシ、サテ風宮(◎此間闕文)三代實錄、貞觀二年二月五日出速神、コノ神稜威速雄ニテ、イセツヒコ歟、◎以下闕文

神服織機殿、

倭姫命入ヨ坐飯野高丘ノ宮ニ、作二之機屋一、令レ織二大神之御服一、從二高丘宮一而入ヨ坐磯宮一、因立二社ヲ於其地一曰二

悪人云々トアルチ、コ、ト合セテ考ニ、悪神ハムネト伊セツ彦チ云ヘルナルベシ、サテ古事ノ中ノ一説チ、別ニ語傳ヘタルナラムト思ル、ニ、悪神ノコトチ、伊勢多賀佐山嶺仁造ニ石宅ニ住居、天日別命殺ヲ戮荒振神ハ罰ニ平不ァ遑云々トアル文也、其ハ奥ナル其處ニ云ベシ、サテ件ノ文ニ、多賀山トイフハ、高倉山ナルコトトハ後ニ云、造ニ石宅ニトイフハ、築紫トアルニ思合スベシ、トミエタリ、然レバ此トキ、伊勢津彦、神風ノ八風ヲ起シテ信濃國ニ遷リ玉ヘル也、按ニ、信濃國風ノ神チシナツ彦、又シナドノ神ナド申ニ思合スレバ、信濃國ノシナモ、風ニ由アリゲニ聞ユレバ、當國ニ何シナド云フ地名多テ、（◎此間闕文）ノ由ナリトイヘレバ、コハタマタマ言ノニカヨヒタル也、◎此間闕文ナド見エタレバ、此伊勢津彦神ノコトヲ、神武天皇ノトキノコト、セルハ、傳ノ誤ニテ、實ハ建御名方神ノ事蹟ナラム歟ト思ハルレド、記傳ニモ然イハレタリ、サニハ非ジ、天日別命モ、正シク神武天皇ニ奉仕シカバ、然バカリ傳ノ混フベクモアラズ、今此古事ヲ、建御名方神ノ古事ニ併セ按フニ、伊勢彦ハ本出雲國ヨリ出テ、既ニ伊勢ヲ領キ居タリシニ、其ハ建御名方神ノ御謀慮ナルニヤ、又トキノ趣ニテ然アリケンカ、其ハ知ルベカラズ、ソモ／＼伊勢國ハ、天御神ノ天上ニシテ、イト早ク見シ求玉ヒシ、コトニメデタキ國ガラニテ、終ニ大宮處ト鎮座セシ處ナレバ、既ク建御名方神モ、甚ク惜ミ玉ヘルニモヤアラム、建御名方神天孫ニ背キテ、出雲國ヨリ追ハレテ、一度伊勢ニ迯下リ玉ヘリシナルベシ、其ハカノ伊勢津彦ノ住リシトイフ岩屋ノアル、高倉山ノツヾキナル高神山トイフニ、客神社トテアルハ、建御名方神ヲ祭レリト、神宮ノ書ニアルヲ思フベシ、客神トハ、建御名方神ノ出雲ヨリ迯來リ、伊セツ彦ヲタノミテ、シバシ坐シトキノ傳ヨリ稱セル名ナルベシ、靈異記ニ、佛チ隣國ノ客神トモアリ、サテ竟ニ信濃國ヘ却リ、諏訪ニシテ服ヒタマヒ、長ク其處ニ鎮リ坐リ、帳ニ、信濃國諏訪郡南方刀美神社二座、名神大、水内郡建御名方富命彦神別ノ神社、名神大、トアル社是也、然テ後ニ伊セツ彦ハ、神武天皇ノ御稜威蒙リテ、天日別命ノ武猛勢ニエタヘズシテ、八風ヲ起シテ却リ玉ヒ、既ク建御名方富命彦神別ノ神社神ノ鎮坐セル、信濃國ニ避リタルベシ、建御名方神ノ坐ス、同ジ水内郡ニ、帳ニ、出雲神社、帳、武藏國入間郡ニ、出雲伊波比神社トアルモ、此神ナルベシ、上ニ云ヘルト考合スベシ、サラズトモ此神ノ族ニシテ、出雲ヨリ出玉ヘル由ノ神名チタ、ヘタル也、伊波比ハ齋ノ義ナルベシ、又同ジ水内郡ニ、高倉山トイフモアリ、カノ伊セノ高倉山ヲオモフベシ、ヨシアリゲナリ、又風間神社コハ今風間村ニアリテ、八マン宮ト云フトゾ、トテ坐ルハ、決テ此伊勢津彦神ニシテ、諏訪ニ隷ル神社ナラントゾオモフ、此神ノ出レ自ニ出雲ニシテ、御名モ出雲子ト稱シコト、上ニイヘルガゴトシ、カクテ建御名方神ハ、舊伊セツ彦神ノ、將トアル神ニ坐スニヨリテ、建御名方神ニモ申シ玉ヘルナルベシ、サテ伊セツ彦ト申ス稱ハ、上ニ云ヘル如ク、僻々シキ由

ト故ナリ、枕艸紙ニハ、アヤシク伊勢ノ物語ナルニヤト見レバナドアリ、今昔物語ニ、伊セ人ノ心ハイトアシクテ、親子兄弟ノ物チモ互ニ掠メトリナドセシ由チ記セルハ、謀ニナリタル上ノコトナルベシ、出羽國人ノ言ニ、物ニタガフコトチ「イセル」人ト云チ聞ケリ、伊セツ彦ノ名モ、神サガノアラビタマヒシカバ然號ケタルナルベシ、カクテ其神ノ名チ國ノ名トセルナリ、コハ下ニ引風土記チミテシルベシ、櫛玉命ト申ハ、奇キ義ニヤ、信濃ヘサリ玉ヘル後ニ、ナホ伊セ國ニトドマレル和魂ヲ稱スナルベシ、伊佐波登美ハ、上ニ云ヘル如ク、元ヨリノ御名ナルベシ、サテ伊セ津彦ノ事蹟ハ、伊勢風土記ニ、コハ仙覺ガ萬葉集注釋ニ引タルチ、釋紀ニ引ルト、又別ニ殘篇ニアルトチ按合セテ、誤ト覺シキハ正シテ引ツ、伊勢國者、天御中主尊之十二世ノ孫、天日別命之所ニ平治ー（也）也字必脫タルベシ、今補フ、天日別命ハ、◎以下注文鈌云々、起ニ八風ー八風ハ次ノ文ニ、大風四起トアレバ、八ハ決テ大字ノ誤ナラムト誰モ思フメリ、サレド諸本トモミナ八風トアリ、又此記ノ末ニモ、風神ノ下ニ八風神トアルモ、此伊セツ彦ノコト、聞エ、又此風土記ノ末文ニ、令レ住ニ信濃國ニトアルニ、信濃地名考ニ云、八風山ハ佐久ト甘樂ト兩郡ノ間ニアリ、關東ヨリハ八風山トヨベリ、鹽名田岩村田ノ間ヨリヨクミユ、又其國ニシテハ、荒舟山ト云、山形舟ノ南ノ天ニ行ニ似タル由云ヘリ、此山彼伊セ彦ノ起ニ八風ー云々、信濃ニ移リ玉ヘル古事ニヨリテ、八風山ト云ケムチ、後ニ字音ニ波布山ト云ヒナレタルナラムカ、サラバ八風ハ彌風ニテ、彌繁々ニ吹風ノ由ナルベシ、然レバ起ニ八風ー云々ハ、伊セ津彦ノコトチ語リ傳ヘタルニテ、下ニ大風四起トアルハ、其風ノ起リタル狀チ語リ傳タル記者ノ文ナルベシ、サテ此神ノ如レ此風チ起シ玉ヘルハ、素ヨリイチハヤキ神性ノ坐セシナルベシ、古語ニ云、神風伊勢國者常世浪寄國者、蓋此謂之也、此ハ□□紀ニ（◎此間闕文）トアルナドニ據リテ、云々ノ古語ハ、蓋此古事ニ由レルナラムト云ルナリ、

其ハ然ルコトナガラ、古語ニ神風ノ伊勢トイヘルコトノ緣トコソ聞ユレ、常世浪寄國トイフマデニ係テ見ムハイカヾ、此記ノ上文ニ、浪音不レ聞國トホギ玉ヘル言ニモ叶ハズ、此ハ其條ニ注セルチミテ知ベシ、常世浪寄國ノ五字ハ、古語チ引過テ中々ニ害ケリ、サテ神武天皇ノ（◎此間闕文）ト製玉ヘルハ、正シク此トキノコトチ思ヒテ、然詠タマヘルナルベシ、伊勢風土記ニ、猿田彦神始此之國爲ニ伊勢加佐波夜之國ー云々トアルモ、風早國ト云ヘル古事ニテ、神風ノ伊勢ト云ヘルニ同ジコトナガラ、コノ神ノ御性トシテ、常ニ風早キ處ナリケム、但シ猿田彦神トイヘルハイカヾアラム、イヅレニモ同ジ古事トハ聞ユル也、栞ニ一志郡ニ風早社、又風早池トイフモアリトイヘリ、此風早社モ伊セツ彦チ祭レルナルベシ、神名秘書ニ引タル當國風土記ニ、五十鈴チ謂ニ神風百傳度會縣佐古久志呂宇治五十鈴川上ト、皆因ニ以古語名ー也トアルハ、神風ノ下ニ、伊勢國ノ三字チ脫セルナルベシ、此記ニモ然アリ、スベテノ語モ同ジ、又神風ノ伊勢トイフガ地ニナリテ、伊勢チバフキテ、度會トイフヘ係タルニテモアルベシ、其モ古ク例アリ、□□ニ神風五十鈴宮トモヨメリ、又神風ニイフキマドハシナドヨメルハ、神風ハ吹ト云ヘカ、リテイヘバ、カ、ラズ、冠辭考ニ□□トアルハ物トホシ、伊勢津彦神、近命レ住ニ信濃國ー、此信濃ノコトハ下モニ云フ、天日別命、壞ニ築紫ノ國ー復コ申天皇ニ、天皇大歡、以上十六字、釋紀ニ引ルニモ又殘篇ニモナシ、其ハ略キタルモノナルベシ、サテ此築紫國ノコトチ此ニ云ヘルハ、イト心得ズ、決テ誤字アルベシ、今強テ按フニ、築紫ハ築石ニテ、伊セ津彦ノ籠リタル石屋ナランカ、記傳ニ高倉山ノ岩屋ハ、伊セツ彦ノ住リシ跡（◎此間闕文）トアルチ思フベシ、サラバ築紫國トハ、築石シテ籠リタル區チ壞チタル由トスベシ、敵チ退ケテ其ガ住シ城チ壞ツコトハ例多キコト也、詔曰、國宜下取ニ國ッ神之名ー號中伊勢上、已下釋紀及風土記殘篇ニ見サレズ、爲ニ天日別之村地ノ國ー、賜ニ宅地ヲ于大倭ノ耳梨之村ー焉、或本云々、入ニ伊勢國ー殺コ戮荒神ー、罰ニ平不ヮ遵云々、此記ノニアルイセ風土記ノ一書ニ、神倭磐余彦天皇神御字、

ニ當ルベクオモハル丶ニ丶彼鎭座傳記ニ丶櫛玉命ノ又名ヲ甦尻トアルハ丶イト由アリテ聞ユ丶系譜ニ丶甦前トアルヲ甦尻ト云フニ對ヘテ按ヘバ丶前尻トイフ次第ニヨレバ丶甦尻ハ甦前ノ弟ニテ丶津狹命ノ季子ニモヤアラム丶又實ハ甦尻ト稱セルヲ丶尻テフ言ヲ忌テ丶前ト云替タルニモアルベシ丶池尻ト云家號ヲ丶後ニイケガミト唱ヘ丶其氏人ノ家號ニ丶池上ト字ヲモ書カヘタル例アリ丶其外言ヲ忌テ死ルヲ直ルトイヒ丶葭ヲヨシト云カヘタル類丶古ヨリ例アルコトナリキ丶サテ帳ニ丶伊佐波神トアルモ丶甦尻ノ一名ニテ丶則伊佐波止美神ト稱セルモ同神ナルベシ丶其ハ内宮儀式帳丶小朝熊神社ノ條ニ丶櫛玉命ノ兒大歲丶此記ニモ上ニ云ゴトク丶云々丶櫛玉命並其子大歲神云々丶但儀式帳ニハ丶大歲ノ子櫻大刀自云々トアリ丶此記ニハ丶並其子大歲神櫻大刀自命トアリテ丶櫻大刀自ノ父ハ一代異也丶傳ノコトナルカ丶此記ノ書ザマノ調ハザルニモアルベシ丶此帳ニ丶志摩國答志郡粟島坐伊射波神社二座トアルハ丶伊佐波止美神ニマシ丶又次ニ粟島坐神子乎田神社トアルハ丶大歲神ナルコト既ニ考タルガ如ナラバ丶伊佐波登美神即櫛玉神ニシテ丶大歲神ノ父ナルコト明ナリ丶サレバ系譜丶又帳ニ丶伊佐波ト稱セルハ丶即伊佐波登美神ナルベシ丶モシ然ラズバ近キ族ノ神ナルベシサレバ此記ニ丶出雲神子出雲建子命丶一名伊勢津彥丶一名櫛玉神丶トアルハ丶系譜ナル津狹命ニアタレリ丶サテ國造本記ニ丶島津國造[illegible]伊勢國ノ上丶尾張國ノ上ニ列タレバ丶コハ志摩國也丶風土記抄云丶志摩者和名也丶以伊勢之意也丶放レ地出ニ海中ニ島也丶後成ニ國名ニ丶志賀高穴穗朝丶出雲臣ノ祖佐比禰足尼ノ孫出雲笠夜命ヲ定ニ賜國造一トアルモ丶祖神伊佐波止美神ナド丶ニ由緣アリテ聞ユ丶又此記ニ丶大歲神一座丶國津神ノ子トモアレバ丶櫛玉命ヲ國津神トモ稱セラル也丶又風土記（文ハ下ニ引リ）ニ丶神武天皇ノ詔ニ丶國宜下取ニ國神之名一號中伊勢上トアルモ丶伊セツ彥ヲ國神ト詔ヘルニヲ同ジ丶サテ大歲神ノ眞鳥トナリヲ云々セル稻ヲ丶父ノ伊佐波登美神ヲシテ丶拔穗ニヌカセ云々トアルヲ丶父子ノ功ノ次第ヲイカガト思フ人モアリナムカ丶サレド其ハ父神ノ御所爲ニモアルベク丶サラデモ子ノ父ヨリ奇靈ナルコトモイト多キ例也丶サテ此記ニ丶伊佐登美神ノ宮ヲ造リテ丶大歲神ヲモ同處ニ祝宛奉トアレバ丶舊ヨリノ父子ノ次第ハ明ナリ丶サテ風土記ノ傳ニヨルニ丶伊勢津彥命ハ丶神武天皇ノ頃マデハ丶伊勢國ヲ領キ居玉ヘルガ丶其コロ國ヲ避リテ丶信濃國ニ出鎭坐シツル也丶按フニ丶其荒魂ハ信濃ニ避リ坐テ丶和魂ハナホ伊勢ニ遺リ留リテ丶大御神ノ御爲ニ丶種々功シミ奉仕レル也丶按フニ丶伊セツ彥ト申スハ荒魂ニカケテ申稱丶イセトハ物ニタガヒソムクヤウノ言也丶衣ノ縫メナドノ參差ニナルヲ今イセルトイフ丶堀川院後度百首ニ丶「イセナラバヒガゴトゾトモオモハマシ」丶又西行ガ「伊勢人ハヒガゴトシケリ」ナドヨメルハ丶モト世ノサマニタガヒモノスル人ヲ丶イセ人トモ云ケンヲ丶國ノ名ニヨセテ云ナレタル語ノアリシナルベシ丶袋草紙ニ丶伊勢ハ僻ト云コ

與東命也、トイヘルハ、此文チ見損ヒタル誤也、コハ大國玉神社ナルベシ、神祇本源ニ、坐ニ沼木郷山田村ニトイヘリ、儀式帳ニ、度會國都御神社トアルハ◎以下注文鈌サテ上ノ裏書ノ風土記ノ文ニ此章ヲ合セ、又上ニ引ル萬葉註釋ニ引タル風土記ノ文ヲ合セ見ルトキハ、神武天皇ノ詔ニヨリテ、天日別命伊勢國ヲ征伐(コトムケ)テ、大國玉神ヲ和平シ、伊勢津彥ヲ避ラセ、其外荒ブル神共ヲ殺戮ヒ、不レ遵神々ヲ罰平ゲタル古事、大カタ備ハリテキコエ、ヨク〳〵併セ考テ古傳說ノ趣ヲ知べキ也、サテ當書ノ上ニミエタル伊勢津彥イコトヲ考ルニ、此記ニ出雲神子出雲建子命、注ニ一名伊勢津彥、一名櫛玉命、○國造本記、相武(サガムノ)國造、志賀高穴穗朝、武刺(ムサシノ)國造ノ祖神伊勢津彥命ノ三世ノ孫弟武彥命ヲ定ニ賜國造ニトアリテ、其武刺國造ハ、同紀ニ、无邪志國造祖神伊勢津彥命ハ、同紀ニ、无邪志國造、志賀高穴穗朝ノ世ニ出雲臣ノ祖名ハ二井之宇迦諸忍之神狹命十世ノ孫兄多毛比命ヲ定ニ賜國造一、マタ胸刺國造、岐閇國造ノ祖兄多毛比命ノ兒伊狹知直(アタヘ)定ニ賜國造一、神名式ニ武藏國入間郡出雲伊波比神社アリ、ナド見エ、紀ニ、天穗日命十二世孫甘美乾飯根命之後也、帳、壹志郡ニ加夏比乃神社トイフナリ、出雲臣ハ、同祿(紀カ)ニ、天穗日命十二世孫宇賀都久野命之後也、國造本紀ニハ、出雲國造、瑞籬朝、以ニ天穗日命十一世孫宇迦都久怒ニ定ニ賜國造一トアリ、此外此氏ノコトハ、古事記、書紀、又古書ドモニミエタリ、トアルヲ合考ルニ、伊勢津彥命ハ、天穗日命ノ裔ニシテ、出雲ヨリ出タルコト決シ、故一名ヲ出雲建子命トモ稱セル也、又櫛玉命ト稱セルハ、內宮儀式帳ニ、小朝熊神社□座ノ中ニ見エテ、大歲ノ神ノ父也、此櫛玉命ト稱名ハ、○以下注文鈌其外神宮ノ傳ノ書ドモニ多ク見エタリ、按ニ、鎭座傳記此ハ甚ミダリナルコト多ケレバ、殊ニ信ガタケレド、古キモノナレバ、タマ〳〵古傳ノ遺リタルコトモアリ、ニ、朝熊神社六座ノ內ニ、櫛玉命亦曰ニ瓱尻一ト、御靈石坐トアルハ、古傳ヲ撮レルモノナルベシ、其ハ出雲臣ノ系譜ニ、天穗日命―武夷鳥命―伊佐我命―津狹命―櫛瓱前命―櫛瓱月命―云々、トアルニヨリテ考ニ、マヅ伊佐我命ハ、イサワ命ト唱フナルベシ、帳ニ、出雲國出雲郡ニ、同社神同社神トハ、上ニ阿須伎神社トアルヲウケタリ、阿麻能比奈等理神社、天夷鳥也、武夷鳥ノ一也、次ニ同社ノ神伊佐我(ワ)神社ト、父子並テ載ラレタリ、帳、イセ國多氣郡伊佐和神社トアルハ、由アリ、下ニ云フト考ベシ、今同郡射和村ニ社在トイヘリ、又同郡ニ、都我利神社、系ニ、津狹命トアルコレナリ、イセ飯野郡ニ今都狩村アリ、次ニ伊佐波神社トアリ、此伊佐波ノ神トイヘルハ、系譜ニ、櫛瓱前命トアル

其復命ヲ申ヲ聞召テ、征ノ軍ノ將トシテ遣ハシ玉フニヨリテ、發兵云々ト云意トキコユ、例ノツタナキ書ザマ也、●崇ニ祭大國玉神一、復命、大國玉神ノ下ニ、大己貴神ト細注セル本アリ、コハ上ニ論ヘルゴトク、大國玉神ヲ、大己貴神ナリトセル妄説ニヨリテ、私ニ加ヘタル也、サレド其妄説ニヨリテ、カカル古書ノ裏書ナドニノコレルハ、イトユクリナキメデタキコトニハアリケリ、天日別命兵ヲ發シテ伊セニ入リ、大國玉神ヲ和平テ鎮祭オキテ、其趣ヲ復命シタル由ナリ、神代ニ天穂日命ノ大國玉神チ和平祭レル趣ニ、カツ〳〵似タルベシ、●天皇大歡詔曰、宜下取ニ伊勢國一則爲中天日別命之村地上ハ、上ニ引ル風土記ニ、天皇大歡詔曰、國宜下取ニ國神之名一國神トハ伊セツ彦チサセル文ナリ、號ニ伊勢一爲中天日別命之村地ノ國上、賜ニ宅地于大倭耳梨之村ニ焉トアルト、文ノサマモ同ジク、同度ノコト、聞ユルヲ、此ニハ伊セ津彦ノコトヲ省キテ、ツタナク記セルカラ、カク調ハヌ文トナレル也、●此世不レ堪ニ火氣一ー此世云々トハ、上ニ天下不レ安佐留仁トアル時ナルニ、伊勢國ニシテモ然アリテ、伊不加理豆トイヘルモコモレリ、彼火ノ氣ニ堪ガタクテ、天日別命多賀佐山ノ嶺此山ノコトハ上ニ云ヘリ、ニ石宅ヲ造リ住居テ、ナホ遺レル荒振神タチ不レ遵ヲ罰ヒ平テ、伊セツ彦モ此荒振神ノ屬ノ首也ケム、サテ天地麗氣記ト云モノニ、日鷲高佐山者、是日本鎭府驗所也云々、大己貴命、天日別命ノ居所、亦伊勢津彦石窟、亦春日戸ノ神靈崛也トイヘルモ、據アル傳トキコユ、但シ□タル處ノ文ハ論ニタラズ、又日鷲ハ日別ノ又ノ名ナルコト、上ニ云ヘルガ如ク、此文據アリテキコユ、當記ノ一書ノ書入ニ、傳曰、一書曰、伊勢多賀佐山乃磐藏波、是諸神天降座靈所、天下萬民寶藏也、高藏磐屋トアリ、終山川ヲ堺ヒ任シ玉ヘル地邑ヲ定メ領タル由也、サテ萬葉注釋ニ引ル風土記ノ文ノ結ノ細書ニ、或本云、天日別命奉レ勅自ニ熊野村一直入ニ伊勢國一、以上ハ上ニ引ル風土記ノ文也、殺ヨ戮荒ブル神一罰ヨ平不レ遵、堺ニ山川一定ニ邑地一、然復ヨ命橿原宮ニ焉トアル、殺戮ヨリ地邑マデ、全ク此一書ノ文ト同ジ、荒ノ下ニ振字脱タルベシ、●以ニ天日別命ノ子ニ崇祭、是度會國御社也云々トハ、カクテ後天日別命ノ子、彦國見賀伎建與束ヲ以テ、カノ大國玉神ヲ崇祭ラシム、是度會ノ國ノ御社也トイヘル也、彦國見賀伎建與束命ハ、◎此間闕文母大國玉神女、美津佐々良姫也トアルニヨレバ、天日別命即大國玉神ノ女ヲ妻ニ爲タル也、如レ此ル狀ニテ彼神ヲ和メタル趣ヲモ思ヒシラル、也、シカレバ此段ニ、建與束命ヲ以テ國御社ヲ崇祭セタルハ、彼和平祭レル時ヨリハ、ヤ、後ナリシコト推知ベシ、神名秘書ニ、此社チ擧テ天日別命ノ子、彦國見賀岐建

氣ナル由、傳五ノ卅五丁ニ云ハレタルガ如シ、但シコノ神武紀伊不加理豆トアル氣吹ハ、人ヲ惱マス毒氣ナルベシ、ニ、至ニ能野荒坂津ニ云々、時神吐ニ毒氣ニ、人物咸瘁、マタ景行紀、日本武尊御征伐ノ下ニ、度ニ信濃坂ニ者、多得ニ神氣ニ以瘼臥、神氣ハ神ノイブキト訓ベシ、又同紀ノ内條ニ、尊近江ノ膽吹山ノ荒ブル山神ニ逢玉ヒテ、失意玉ヘル由アルモ、彼神ノ氣吹ニ惱マサレ玉ヘリトモ聞ユ、山ノ名モ然神ノ氣吹アル由ニテ負セタルナルベシ、又式ニ、近江國坂田郡ニ、伊夫伎神社アルモ、其山神ナルベク、隣國ノ美濃國不破郡ニ、伊富伎神社トテアルモ、同神ニテ坐スナルベシ、ナホ景行紀ノ此件ニ、古事記ノ同條ヲモ併セ考ベシ、●大祓詞ニ、高山之伊穗利、短山之ーーー●類聚名義抄、寛ハ俗ノ皃字、イブリ、トアルモ、同ジサマナリケムヲ思合スベキ也、信濃坂ニテ神氣ニ瘼臥玉ヘル由ハ、上ニ考タル伊勢津彦ノ信濃ニアルガ、其爲業ニモヤアラム、○又按ニ、神代紀ニ、安忍ヲ「イブリ」ト訓ルハ、廣韻ニ、忍安ニ不仁ニ曰レ忍トアルゴトキ意ノ熟字ニテ、其ヲ訓メル「イブリ」ハ、モト氣吹ノ災ヨリ出テ轉リタル言ナラン、烟ノフスボリニテ惱シキヲ「イブキ」ト云フ、「イブセキ」トイフ言モ、同義ヨリ轉レルコトナルベシ、俗ニ人ヲ其コト、ナク惱スヲ「イブス」ト云ハ、彼烟ヨリ又轉リタルナルベシ、サテ吹クト云言本ハ「フ」ノ一言ヲ活セテ、ニフキ、フク」ナド云リ、笛モ吹枝ナルベシ、委シクハ別ニイフベシ、●火氣云々、コレモ惡ル神ノ爲行ニテ、火ノ氣ヲ發起テ世ノ惱ヲナセシ由也、神代紀、螢火光神、●マク夜若ニ熛火ニ而喧響之、ナドアル惡神ノ族ノナゴリナルベシ、●以ニ天日別命ニ云々、例ニ依テ天字ヲ加フ、●大己貴神、コノ神名コヽニアルハ由ナキコトニテ、イト疑ハシ、下文大國玉神ト

アル下ニ、此神名ヲ細書ニシ、又傍ニ書入タル本アリ、ナキ本モ多シ、則此文ヲ書ル行ノ次ノ行ニアリテ、此行ノ遣使トアル字ノ所ト、相雙ベル字數ノ配リナルヲ思ヘバ、但シ諸本、一書トアルヨリ標テ書ルヲモテ云、●誤テ遣使ノ下ヘ纔入タルモノ也、故大國玉神ノ下ノ細書ニ、件ノ神名ノ四字ナキ本モ多キ也、コノ細書ノコトハ下ニ論フ、サレバ件ノ四字ハ省キテ、復命志天ト接クベシ、發レ兵從ニ西宮ニ征ニ此東州ニ之時、征ヲ徒トカケル本アリ、洲ハ諸本トモカクアレド、下ニ引ル風土記ニヨリテ州ニ改メ、又征字モ同記ニ從ヒテ、征トアル方ニ定メツ、此文ノ次ニ、上ノ裏書ノ風土記ナル度會加利佐嶺火氣發起ヨリ以下、云々ノ文ヲ入レテミルトキハ、大國玉ヲ和平シタルサマ調ヒテキコユ、サテ其ハ萬葉注釋ニ引ル當國風土記ニ、伊セ國者云々、天日別命、神倭磐余彦天皇、自ニ彼西宮ニ征ニ此東州ニ之時、天皇云々、天日別命奉レ勅東入ニ數百里ニ、其邑邑ハイセヲサセル文也、有レ神云々、天日別命發レ兵欲レ戮ニ其神ニ云々、トアル度ノコト、聞ユ、此風土記ヲ釋記ニモ引タレド、省キテ記シ、文モ少シ異ナリ、サテコノ風土記ニシルセルハ、伊セ津彦ヲ平治タル古事ヲ記セリ、決クコノトキ大國玉神ヲモ平治ヘタルナリ、サテ大己貴神ノ四字ヲ省キテ、遣使復命志天トハ、天日別命御使ニ遣ハサレテ、彼國ノ有狀ヲ見テ歸テ、

ヲ、強テ思フニ、舊トイト古キ書ニアリシマヽノ書ザマヲ雜ヘトリテ、ワロク漢文ニ作レルモノナリ、今己ガ考テ訓ムヤウハ、本文ニサシタル假字ノ如シ、今此文ヲアツメテ解ムトス、小佐云々ハ長ニテ、國ニ長タチタル主ノ居ルニ歟火氣ナドノ發起ルイチハヤキサマヲ見テナリ、ト察ヒテ、先ヅ其有樣ヲ伺ハセントシテ、禮々シク使ヲ遣命シテ見スルニ、使者ノ還來テ、大國玉神有トテ、其有樣ヲ申ヲ聞定テ、其ヲ平治シトテ、則彼ノ賀利佐ニ到ル、于時ニ大國玉神、使ヲ遣シテ天日別命ヲ迎タル由ニテ、天皇ノ命ニ服從タル狀ト聞ユ、サテ天日別命ノ渡ラン料ニ、橋ヲ造ラシムルニ、作リ畢カヌルトキニ、日別命ノ到リテ、梓ノ弓ヲモテ橋トシテ、繼テ渡リ通リタル也、コハ征ノトキナレバ弓ヲ持タルベク、又サヲデモ弓ヲ持ベキ也、サテカクシタルハ、神ナル爲體ナリケリ、爰大國玉神云々、爰ノ字、亦トアル本ハ聞ガタシ、サテ此トキ大國玉神、彌豆佐々良比賣ヲ資テ、繼橋鄕繼橋ハ今モ度會十三鄕ノ一名也トゾ、コハカノ梓弓ヲ以テ、橋ニ繼テワタリタル故ノ名ナルベシ、又土橋トモイヘルトゾ、其ハツギヲ誤レルナラム、岡本村マデ參迎逢タルトキ此ヒメハ次ノ一書ニ、大國玉神ノ女トアリ、サテ一ニサヽラヒメトアレバ、彌豆ハ水ニテ、水ノ小ラト連ネタルナルベシ、ニ、天日別命歡ビテ、大國玉神ノ服從テ、地ヲ出テ出之ト之字ヲソヘテ書ハ、古書ニアルコト也、參迎フルニ逢フ日、マタ刀自ニモ度リ會トイヘル由ナリ、刀自トハ彼ヒメヲ云ヘル也、按ニ、橋ハ岡本村ニ近クアリケム、コノ詞ニ因リテ、地名ヲ度相ト號タリトナルベシ、

一書曰、神倭磐余彥天皇御宇、惡神伊不加理豆、人民亡、火ノ氣ヲ發起而、天下不レ安佐留仁、以二天日別命一遣二使大己貴神一、復命志天、發レ兵從二西ノ宮一征二此東洲一之時、崇二祭大國玉神一、大己貴命復命、天皇大歡、詔曰、宜下取二伊勢國一天、則爲中天日別命之村地上ト此世不レ堪二火ノ氣一、伊勢多賀佐山ノ嶺仁、造二石宅一住居天、天日別命殺ヲ戮荒振神一、罰二平不レ遵、堺二山川一定二地邑一者也、以二天日別命ノ子一ヲ崇祭、是度會國御社也、彥國見賀佉建與束命是也、母大國玉神女、美津佐々貝姫也、

按ニ、此文古傳ナリ、其證ハ下ノ解ノ處々ニ云ベシ、述ニ、コレヲ風土記ノ全文ナリト云ヘルハ、謹ナル說ナルニヤシラズ、イヅレニモ古書ニテハアルナリ、●惡神伊不加理豆人民亡云々、コハ神武天皇ノ當初ノ、天下ノ安カラザリシアリ狀ヲマヅ云ヘル也、伊不加理豆ハ、氣吹在而ナリ、所々ニ惡神ノ毒氣吹フルガ在リテ、人民ノ惱ミ亡ハレモシタル由也、風ハ神ノ

樫原宮御宇、神倭磐余彦天皇、詔ニ天日別命ニ覓レ國之時、度會賀利佐ノ嶺、火氣發起、天日別命親云曰ニ此小佐居歟、禮使遣命見、使者還來申テ曰ク有リト申ニ大國玉神ニ賀利佐ニ到ル、于レ時大國玉神遣レ使、奉レ迎ニ天日別命ニ、因テ令レ造ニ其橋ニ、不レ堪ニ造畢ルニ、于レ時則令下（到イ）以ニ梓ノ弓ヲ為ニ橋而度焉、（亦イ）爰大國玉ノ神資テ彌豆佐々良比賣命ヲ參來テ迎ヘ相ヒ（繼イ）土橋ノ郷岡本ノ村ニ、申ニ天日別命ニ歡ニ地出レ之、參相フ日刀自爾度會焉、因以為レ名ト也、

裏書勘注曰トハ、古本ノ巻物ナドノコトノ裏ニ、後人大國玉神ノ古事ヲ、因ニ勘ヘ注シオケルヲ取入タル由也、是ヨリ以下モ裏書ナルベシ、又後ニ書加ヘタルモアルベシ、サテ此風土記ハ、古ノ記ナリト聞ユレド、文法怯ク又誤字モアリテ、讀解ガタキヲ強テ解ントス、〇夫所ヨ以號ニ度會郡ノ者云云、度會ハ古事記ニ、（◎此間闕文）神倭――ハ、神武天皇ノ御事也、賀利佐ノ嶺ハ（◎此間缺字）高倉山ノ古名ニテ、加利佐我峯、左貴山、雞不驚山、音無山、不レ為レ聲山トモ別名アル由、元長百首ノ注ニ見エタリ、サテ以上ノ古事ハ、次ノ一書ノ文ト同時ノコト、聞エテ、被處ナルガ委シケレバ、輯メテ解ベシ、〇天日別命云々、伊勢風土記ニ、天御中主尊之十二世孫、天日別命之所ニ平治ノ、天日別命ハ神倭磐余彦天皇、征ニ此東州ニ之時隨ニ天皇ニ、マタ伊勢國ヲ為ニ天日別命ノ村地ト、トミエ、姓氏錄ニ、伊勢朝臣ハ天底立命孫天日別命之後也、トミエ、度會氏系牒ニ、天牟羅雲命子天波與命、天日別命、トアリ、國造本紀ニ、神武天皇ノ都ニ橿原ニ即ニ天皇位ニ、勅ニ褒其功能ヲ寄賜國造ニ、トアル條ニ、以ニ天日鷲命ヲ為ニ伊勢國造ニ、即伊賀伊勢國造ノ祖、マタ伊勢國造ハ橿原朝以天降（神ノ字脱歟、）天牟久怒命孫、（牟ノ下ニ羅ノ音ノ字脱タルナルベシ、怒ハ毛ニ通音ニテ、則天牟羅雲命ノコトト聞ユ、述ニハ、牟羅久怒トアリ、正本ナルカ、孫ノ字モ叶ヘリ、）天日鷲命勅定ニ賜國造ニ、トアル日鷲命ハ、日別命ノコトナリト聞ユ、（ワキワシノシキ通フ音ナリ、）神武天皇ニ奉仕テ、伊勢國ヲ平治メ國造ト任サレシコト、今コヽニ引ル文ドモ、又上ニイセツ彥ノ古事ヲ考タル下ニ考テ、此條マタ次ノ條モ、相證シテ古傳ヲ察フベシ、親云ヨリ命見マデ十三字ナキ本モアリテ、（訓ガタキニヨリテ省キタルナラム、）其間ニ遣ノ一字アリ、余ハ十三字アルニ従フ、サテ遣命ノ遣ヲ迷ニ作ル本アルハ誤トス、カクテ此十三字イト訓ガタキ

ニ、天忍石長井水是也トハ、實基本紀、鎮座傳記ナドニ見エタル趣ナリ、コハ信ガタキ說ナレバ、論フニ及バズ、七星羅列ハ、漢國ニテサダスル北斗七星ヲ、北方ノ水氣ニ配ルナド云妄說ニヨリテ、書入タルモノ也、

御門ノ鳥居ノ四至ノ神等、二宮同前也、北向坐、(三字ナキ本モアリ、一本朱書ナリ)

上ニ記セリ、

大國玉比賣神二座、(大國玉神)一座、(彌豆)佐々良比賣命一座、

右大己貴神、亦名大國主神、大物主、國作大己貴、葦原醜男、八千戈神、大國玉顯國玉神、

按ニ、右大己貴神、亦名大國主云々ノ卅四字ヲ、二座ノ下ノ細書ヘ引ツヾケテ書タル本アリ、又神名ノ字入混タル本モアリ、併テ考ルニ、元ハ大國玉比賣神二座、注ニ大國玉神一座、彌豆佐々良比賣命一座、トアリケムヲ、後ニカノ卅四字ノ細書ヲ書加ヘテ、後又混ヒタルナラム、サテハ下ニ引ル風土記ノ文ニモ叶ヒテ由緒アリ、サテ大己貴神ヲ、大國玉神トモ云ヘレド、此神ニ限リタル御名ニハアラズ、其ハ記傳ニ、◎此間闕文ト云ハレタルガ如シ、此ハ伊勢ノ大國玉ノ神ナルベシ、サルヲ後ノサカシラ人、大己貴神ノコトナリトシテ、カノ卅四字ヲ書入タルナルベケレバ、削ルベシ、サテ大國玉比賣神ハ、大國玉神ト御兄弟カ、御夫婦カ、イヅレニモ相並テ坐シ、御事ニテ、(下ノ一書曰ノ下ニ、美都佐佐良姬ヲ、大國玉神ノ女トアリ、)比賣神ヲム子ト祭レルカラ、如レ此稱セルナルベシ、(例多キコトナリ、)サテ儀式帳ニ、◎以下闕文

日本紀曰、神產日神之御子少名毘古那神、與ニ大國主神一相並作ニ堅此國一之後者、其少名毘古那神者、度ニ于常世國一也、

神代下云、高皇產靈尊勅ニ大物主神一、汝若以ニ國神一爲レ妻、猶謂ニ汝有ニ疏心一、故今以ニ吾女三穗姬一配レ汝爲レ妻、宜領ニ八十萬神一、永爲ニ皇孫一奉レ護、

日本紀曰トアル以下卅二字ハ、古事記ニ依リテ書タル文ナルヲ、云々イヘルハ違ヘリ、サテ件ノ二條ハ、上ニ云ヘル如ク、コヽノ大國玉神ヲ大己貴命也ト思ヘルヨリ、書入タルモノナリ、上ニ云ヘル如ク、甚ダアヤマレリ、(サテコノ日本紀曰トアルヨリ已下ハ、次ニ裏書勘注曰トアル類ニテアリシナルベシ、)

裏書勘注曰、風土記曰、夫所ニ以號ニ度會郡一者、畝傍

坐、亦名加多布貴也、トミエテ、裏書ニ、以二石神一爲二正體一也、仍酒殿造替幷修補之時、奉レ遷二調ノ御倉一也、トアルハ、正説ナルベシ、缶ノ亦名ヲ加多布貴トイヘルハ、傾ケ垂ラセテ注グ器ナル由ノ名ニテ、古名ナルベク、又上件ノ説ドモニヨレバ、正體ハ石神ニテ、缶ハ添テ齋ヒ奉レルガ、酒殿ノ神ユヱ、缶ヲ正體ノ如ニモ云傳ヘタルナルベシ、カクテ按フニ、調御倉神モ同神ニ坐リ、カノ裏書ニ、云云之時奉レ遷二御倉一也、トアルチモ思合セラル、也、

風神、八風神、

神名秘書ニ、件神者内宮ノ風神與同體也、○太公望兵書ニ、八風神トテ八方ニ配シテ風神ノ名アリ、●按ニ、例ノ天文家ノ鑿説論ニタラズ、○正應六年二月廿日官符、改二社號一奉レ授二宮號一預二官幣一、○嘉元正遷宮ノ時、被レ増二作寶殿一畢、●信云、上丁□伊勢津彦ノ條ニ云ヘルヲ考ベシ、元ハ内宮ニ坐ヲモ八風神トモ申ケムヲ、コヽナル外宮ノ方ニ其名ヲ傳ヘタルニヤアラム、○逃ニ、正保元年七月廿九日、夜大風雨ニ由テ、大木倒レテ當宮破損シ、御正體ヲ幣帛殿ニ移シテ、同二年ニ假殿ヘ遷宮アリタル由シルセリ、當書ニハ二宮トモ御正體ノコトミエズ、

北御門社、形瓶坐、一名若雷神、加茂社同神也、

神名秘書ニ記セルト全同ジ、寶基本記、外宮遷幸ノ下ニ記セル趣ハ、殊ニ譲ガハシク聞ユ、○神代紀一書ニ、若雷アリ、○逃ニ、中世越後兵亂ノ祈願ニ由テ、奥州米澤城主上杉家ヨリ造替アリテ、初ノ制度ヲ傳ヘ、諸末社ノ如ク衰ヘ玉ハズ、一本、自在天男形著二金鎧一ト細書セリ、又一本ニハ朱書ニテアリ、コハ又後ノ加筆ナルベシ、イカナルコトニヤ未考エズ、

御井社、天忍石長井水是也、七星羅列二北向坐、(三字ナキ本モアリ)

正殿ノ坤方藤岡山ノ麓ニ在テ、上御井神社ト稱ス、神殿ヲ井上ニ覆ヒ建テ、御垣御門モアリトイヘリ、●大同本記云、朝夕供奉御膳乃御井、止由氣宮ノ坤方ノ岡ノ片傾爾御井堀天汲供奉、其水大旱魃年毋不レ涸、其下二丈許下天底仁有二水田一、其田波旱魃損須禮止毋、此井乃水波専不レ干恒ニ出ツ、異怪之事不レ過レ於レ是、又他用ニ更不レ用レ之云々、トミエテ、大神ニ供奉御膳ノ料ニ堀タル御井ノ神ヲ祭ルト聞ユ、●注

會乃山田ノ原ノ下津磐根爾大宮柱大敷立氐、高天原仁千木高知天、豐受皇大神乃御酒殿ノ調ノ御倉ノ御竈屋仁坐留、宇賀乃魂乃神等乃廣前仁、恐美恐毛申、トアリ、御鎭座本記ニ、御倉神ハ稻靈豐宇賀能賣命、宇賀能美多麻神、保食神、尊形一床ニ坐、按ニ、三ノ名ヲ別神トオモヒ誤テ、一床坐トミエ、トモ云ヘルモノ也、傳記ニハ、調御倉神、宇賀能美多麻ノ神ニ坐、是伊弉諾伊弉冊二柱尊、所レ生神也、亦號ニ大宜都比賣神、亦名保食神ハ神祇官ノ社ノ内ニ坐御膳(ミケツ)神是也、亦神服機殿祝祭、三狐神同座ノ神也、按ニ、皇字サタ文ニモ、御氣津機殿ニ座ストアリ、齋王ノ専女ハ此縁也、神名秘書ニ、倭姫命御代、神服機殿祝祭之名號ニ三狐神ト是也、亦號ニ齋内親王ノ専女ノ神ト此縁也、トアリ、按フニ、御饌津神ヲ、三狐神トモ書ナヲヘルニヨリテ、畏クモ狐神ニ坐リト思ヒテ、齋宮ニシテ狐ヲ専女ノ神ト稱シテ、畏レミタルナルベシ、専女ハ老女ノコトナルヲ、宇賀能賣神ノ女神ナルニヨリテ、カタ〳〵隱言ニ専女神トイヘルガ、後ニ専女トハ、ナベテ狐ノ又ノ名ノゴトクナレル也、カクテ齋宮ニテハ、所謂専女ヲ畏ミツルカラ、其宮ノ邊ニテ狐ヲ射タル者ヲ、ユヽシキ罪科也トシテ、朝廷ニモアヘシラヒ玉ヘルナルベシ、其コトハ百練抄ニ、後三條天皇延久四年十二月、藤原仲季勘ニ罪名ニ配ニ流土左國ハ於ニ齋宮邊ニ依レ射ニ殺白専女ニ也、マタ云、高倉天皇治承四年閏六月五日、有ニ仗議ハ去五月十三日、於ニ齋宮御在處ノ邊ハ院北面下臈源覠射ニ白専女ニ罪名也、◎専女ハ和名抄ニ、今按、専ハ訓ニ毛波艮ハ専一之義也、今呼ニ老女ハ爲ニ太宇女ハ◎神名秘書ニ、御倉神ハ素盞嗚尊宇賀御魂是也、一名専女、亦號ニ白狐ハ◎信按、ニ、御食津ヲ三狐トモ書ルニヨリテノ牽合說セル也、伊セ物語ニ、狐ノコトヲキツトモ云ヘリ、ケツトモイヒシナリ、亦稻

靈ハ宇賀能美多麻神ニ坐セリ西北ノ方敬拜祭也、鐏形ニ座各一座也、西北ノ方敬祭トハ、御倉内ノ方角ヲイヘル也、

酒殿神、形缶坐、豐宇賀能賣命、丹波竹野郡奈具ノ社坐神是也、天女善爲ニ釀酒ハ飲ニ一坏ニ吉萬病除之、形石ニ坐也、

外儀式帳ニ、酒殿一院、

細書ノ字ハ、丹後國竹野郡奈具社ニ坐ス神ト同神ニテ、豐宇賀能賣命ニ坐ス由也、コハ丹後國風土記元元集七ニ引、ニ、◎此間闕文トアルヲ取テ書ルナルベシ、此文モ疑シキコトドモ交レヽド、舊ヨリノ古事ニ、例ノ漢樣ノ文ヲ加ヘントテ、事實ヲモ損ヘルナリ、心シテミルベシ、サテ丹波ハ丹後ノ誤カト思フニ、諸本同、サニアラズ、風土記ニ、丹波郡云々トアルヲ、フト國名也ト思ヒ誤リタル歟、又續紀六和銅六年四月、割ニ丹波國二郡ニ始置ニ丹後國ハトアレバ、其以前ノ古書ニ據リテ書ルニテモアルベシ皇字沙汰文ニ、神名式ニ一一(逸文ノ頭書)

傳記、本記、神名秘書等ニ、カノ風土記ノ文ニ、漢天竺ノ古事ヲサヘニ書ソヘテ記セルハ、イト謾ナルコトナレバ、コヽニハ云ハズ、但其中ニ、傳記ニ、驛家使及齋宮之節會ノ夜、給ニ酒立女ニ布、此之縁也云々、靈石坐也、亦酒造天之瓱一口、大神之靈器也、以敬拜祭也、トミエ、又本記ニ、靈石ニ坐、甕名ハ賀多普器(フキ)、マタ神名秘書ニ、酒殿神靈形缶ニ

アリ、元ハ二座ナリシヲ、大治以後加ニ一面一トアルニヨレバ、後ニ三座トセルナルベシ、ソハ當記ノ傳ヲ、件ノ記ドモニ據リテ按ルニ、大年神ノ靈ヲ鏡ニ坐セテ加ヘ齋キマツルナルベシ、サテ宇迦魂神ノ御形ヲ寶瓶トイヘルハ、本記ニ、瑠璃壺ト云ヘル實ナルベシ、按ルニ、青石チ云ニ瑠璃一ハ漢稱也、コノ御靈、實ハサル屬ニミユル青キ玉ノタケヒノ壺成ベシ、

月讀神、靈形鏡坐、

外儀式帳ニ、月讀神社、正殿二區、長各六尺、廣各四尺、高各三尺云々、大神宮式、度會宮所レ攝十三座内ニ月夜見社トアリ、今山田宮後丁ノ北ニ在、神名秘書ニ、月讀宮一座、靈御形鏡ニ坐、宮號之時奉レ渡也、右神准ニ土宮之嘉例一依ニ神事之増加一定ニ別宮一可レ被レ増ヲ作寶殿寸法一之由、土御門院承元四年三月廿五日、次第上奏之處、同年五月廿二日、依レ請被レ下ニ宣旨一、順德院建暦元年、正遷宮之時、造宮使神祇權少祐親繼、以ニ私物一造ヲ進之一、准ニ内宮一造ヲ建小殿一也、神名ハ内宮與同體也トアリ、按ニ、儀式帳ニハ、正殿二區云々トアリテ、本ハ正シク二座ニマスヲ、此神名秘書ニ、一座トシテ云々ト記セルハ、ソノカミ已ニ衰ヘ玉ヒテ、正殿一區ニマシヽヲ、建暦ノ造宮使親繼、一殿ノ廢絶タルヲ畏ミテ、私物ヲ以造進レルナルベシ、准ニ内宮一トハ、内宮ニ月讀宮二座坐マスニ准テ、二區ニ造リ奉レル由ニテ、實ハ古ニ復シタル也、神名内宮與同體也トハ、祭神ノ同例ナルトイヘル也、サテ此社ニ宮號ヲ授玉ヘルコトハ、何ノ時ナリケム、件ノ秘書ノ趣ニヨレバ、承元五年依レ請被レ下ニ宣旨一トアル度ニモヤラム、スベテ記シザマヲロクテ聞エガタキ書ナリ、頭工日記ニ、應永廿六年正月四日ノ炎上、月讀宮ノ内小殿、河原社、忌屋殿燒、同五日御體ハ草奈岐ノ社ヘ移シ參ラセ、同假殿四月廿日ニ立ツ、是ハ小殿ノ前ニ立テ、同廿九日遷御トアリ、今ハ一座歟、可レ考、

調御倉神（ツキノミクラノ）、三狐神（ミケツカミ）、形鐏形也（ミカタタリノカタ）、宇賀能美多麻神、保食神是也、

一本鐏ヲ尊ト作リ、同義ノ字ナレバ、イヅレニテモヨロシ、鐏字ヲ脱セル本ハ惡シ、調御倉トハ、御調物（ツキモノ）ヲ納ル御倉ニテ、ム子ト調稻穀ヲ始メ、御膳ッ物ヲ納タルニヤアラム、外儀式帳、御酒殿一院トアル内ニ、倉（ミクラ）二宇、長各一丈六尺、廣各一丈四尺、高各一丈、一字ハ納ニ神酒井御贄等類一、一字ハ納ニ雜物井米鹽等類一トアル處ナルベシ、又灯油神事ノ詔戸ニ、度

殿也、件幣物廿年遷宮外無取出事者、不バ大ニ造ラ於御殿、件者無可置之處者ヘリ、准内宮、荒祭宮、外高宮等、可キ被造此御殿、件者無可置之處者、可被造此御殿一丈許、有何難哉云々、同宮自本東向也、而ルニ大神宮幷七所ノ神宮、皆南向也、今度准他社可造南向歟、又件社本自ヨリ有鳥居、而ルニ内垣内無有鳥居之例者、今度可立鳥居之否事也、件三事可依仗儀云々、下官中宮權太夫申云、於神殿從本宮申可造大之由、於向方幷鳥居只可任舊キニ、下官副詞云、土宮地主神也、無知造社本緣之人、自昔東向奉居、何可改定哉、就中八幡ノ御殿ノ西ノ諸神皆東向ニ坐、賀茂片岡又東向ニ坐、以是等例准處可依所便宜歟、於鳥居祭大社、鳥居ノ中ニ有他鳥居之例諸社多存、於高宮荒祭、各立中門云々、今准中門被立鳥居、有何事矣云々、神名秘書ニ、保延元年遷宮之時、造宮使親章造ヨ進之トアルハ、此仗議ニ定タリシ宮ヲ、大ニ造ラレタルコトヲ云ヘル也、長承四年ニ、保延ト改元アリタル也、サテ東向坐ノ三字ナキ本モアリ、コハ如此バカリ議アリタルコトナレバ、アル方正シキ也、サテ當書ニ宮號モテ記サヾルハ、未宮號授玉ハヌ以前ノ記ニヨリタルナルベシ、●本記ニ大土祖一座、大田命一座、宇賀魂大年神一座、山田原ノ地護ノ神定祝祭也云々、注ニ大土祖ノ靈鏡坐、大田命、靈石坐、宇賀魂、靈瑠璃壺坐也、傳記ニ、山田原地主大土御祖神二座、注ニ大年ノ神ノ子大國魂神子宇賀之御魂神一座、素盞烏尊子土御祖神一座、亦衢神大田命、寶石寶形一座、是神財也、神名秘書ニ、土宮三座、大年神一座、靈御形鏡坐、宇賀魂神一座、靈御形寶瓶ニ坐、土御祖神一座、靈御形鏡坐、大治以後加ニ一面也（コハ上ニ引ル神宮ノ舊記ニ、大治三年六月五日ノ官符ニ、改社號為宮云々トイヘリ、コノ神名秘書ニ、大治以後ト云ヘルハ、コノ宮號ノトキノコトニヤアラム、）云々、コレラノ説混ラハシキ書ザマナルガ上ニ、例ノ謾説モアルベケレバ、一向ニハ受ガタケレド、二座三座ノ靈形ノコトハ信ナルベシ、神名秘書ニ、後深草院建長、文永、遷宮之時、有違例事、瑠璃壺露顯ス（信云、スベテ御靈形ハモノニツヽミテ、其ツヽミ損ヘバ、其上ヲ又ツヽミテ、御形ヲアラハサヌナラヒナルヲ、コノトキアラハシタル由ナリ、）就中文永ノ正遷宮之時、瑠璃壺幷本鏡二面、奉遷落之間、御體奉仕物忌父康村為久等、被解任畢ト

殿御座時者、以レ東爲レ上、欽明天皇即位五年九月以後、西ノ相殿ニ双座也、太玉命、靈形瑞八坂瓊之曲玉、奉レ藏ニ圓器一也云々、イマ遷宮ノトキ、大物忌父東ノ相殿ノ正體ヲ戴キ、玉串内人西相殿ノ正體ヲ戴ハ此緣也、●寶基本記ニ、天照大神ノ相殿ニ坐ス神二前、止由氣宮相殿ノ神、皇御孫命爾奉ニ陪從一留故、號ニ止由氣宮相殿一而、東西ニ坐給、内宮ノ相殿ノ條可ニ見合一奉仕來歷記、スベテハトリガタキモノ也、西相殿天兒屋命、太玉命、御靈形自ニ内宮一奉レ傍ソヘニ外宮一トモミエタリ、●神名秘書ニ、件神相殿三座チサス、延喜十一年正月廿八日ノ官符ニ、預ニ四度案上幣一、大神宮相殿神、上ニ見エタリ、トモニ與同日ノ符也トアリ、

多賀宮一座、御形鏡坐、豐受宮荒魂也、伊弉那伎大神、所レ生神名伊吹戸主神、亦名曰ニ神直日大直日神一是也、

大神宮式ニ、多賀宮一座、豐受大神荒魂、去ニ神宮一南六十丈トアリ、士佛參詣記ニ云、士佛ハ足利義滿公ノ頃寵セラレテ、醫ニテ連歌チヨクセリトイフ、大宮ノ辰巳ニ、御池ヲ隔テ高キ山ニ坐スハ、高宮コハ高神社ニテ、多賀トハ別ナルベシ、ト申シ、コレハ多賀ノ御前ト申也、當宮外宮チサス、ニ祈リ申コトヲバ、先此御神ニ申セバ、此御神又大神内宮チサス、ニ奏シ玉フトイヘリ、○本記ノ注ニ、伊弉諾尊洗ニ右眼一、因以生神名號ニ伊吹戸主神一也、即大神ノ分身ニ坐ス、故亦名曰ニ大神荒魂一也、御形靈鏡ニ坐云々傳記注モ同ジ類ナリ、サテコノ引文ニ云々ト記セル文ハ、•例ノ譌說ニテ、古ニ叶ハネバトラズ、省ケルナリ、モ、素ヨリノ傳說ヲ取直シタルモノナルベシ、此ラノコトハ記傳六ノ六十丁ウ、又上田氏ノ考アリ、

土御祖神二座、東向坐、

宇迦之御魂神、御形寶瓶坐、

土乃御祖神、御形鏡坐、

●大神宮式、大神宮攝社ニ、大土御祖社アリ、コレガ、儀式帳ニ、高宮祭供奉、大宮地神爾湯貴ノ神酒一缶仕奉トアル、大宮地神ハコレナルベシ、宮號ヲ授玉ルコトハ、神宮ノ舊記ニ、大治三年三月五日官符、改ニ社號一爲レ宮、預ニ祈年月次神嘗祭奉幣一也トアリ、長秋記、長承三年六月廿一日ノ條ニ、按察使談云、明日可レ有ニ仗儀ノ事一、朝家大事必可レ參ニ豐受大神ノ土宮一、彼ハ外宮ノ地主也、然而年來無レ預ニ官幣一、而ルニ今度准シニ七所別宮一、可レ預ニ官幣一之由、自ニ本宮一依ニ申請一已蒙ニ裁許一、トアルハ、上ニ引ル大治三年ノ官符、又神名秘書ノ大治以後云々トアルニモ叶ヒテキコユ、仍重テ申請云、御殿元高五許尺也、而准ニ七所ノ別宮一者、毎年荷前ノ幣物可レ納ニ御

禮、及二度ノ初午ノ神事ニ、幣帛ト榊葉トヲ供シテ之ヲマツル、十六人方ト稱スル小内人ノ役也、◎以下闕文

豐受大神一座、御靈御形眞經津鏡坐、圓鏡也、神代三面内也、天御中主靈、元丹波國與謝郡比沼山ノ頂麻奈井原ニ坐、御饌津神、亦名倉稻魂是也、大自在天子、御間城入彦五十瓊殖天皇即位三十九年七月七日、天降坐、

此大神ノコトハ、サキ竹ノ辨ニ云ハレタルガ如シ、眞經津ハ神代紀ニ、◎此間闕文ヲ鎭座次第記ナドニヨリテ、後人ノ賢ラニ書入タルナルベシ、細書ハ諸本イロ〳〵ニ入錯ヒ、又脱タルモアリ、今ハ一古本ニ依ル、例ノ□ヲ付タル文ハ、附會ノミダリナルコトヽキコユ、元丹波國以下ノ□字モ加筆ナルベケレド、正説ナルベシ、其ハサキ竹ノ辨ヲ見テ考知ベシ、

鎭座次第記ニ、天地開闢之後云々、爾時國常立尊所レ化神以ニ天津御量事一天、三面乃眞經津乃寶ノ鏡顯レ給倍利、故名曰ニ天鏡尊一云々、彼三面寶鏡ノ内第一ノ御鏡是也、圓形ニ坐、奉レ藏ニ黄金ノ樋代一焉、圓形以下ハ實ノ傳ナトアル僞説ヲトレルナルベシ、

相殿神三座、

大一座、

天津彦彦火瓊瓊杵尊、御形鏡坐、左方坐、

前二座、

天兒屋命、御形笏坐、右方坐、

天太玉命、御形玉坐、右方坐、

大左方ニ坐シ前二座右ノ方ニ坐、

大一座ト云ヨリ以下、細書ニセル本モアリ、又入錯テ書ル本モアリ、今ハ一古本ニ從フ、次第記云、左一座、皇御孫尊、御靈形金ノ鏡ニ坐、二面ナリ、大ハ西、小ハ東、以レ西爲レ上、同御船代ノ内ニ坐、是神代ノ靈異ノ物也、以ニ二面一爲ニ一座一居、道主貴奉レ齋神也、大物忌内人奉仕其縁也、右二座ハ笏ニ坐、牙像也、象牙ノ誤歟、サテコハミダルサマニヨリテイヘルニテ、象牙ト云ヘルハ誤ナルベシ、笏ノコトハ儀式帳解ニ、◎以下注文缺珠玉一隻、賢木二枝坐、天石戸開之時、天兒屋命捧ニ持祝詞一敬拜鎭祭、笏賢木也、珠玉以下ハ、眞偽イカヾアラン、正シカラバ、天石戸開ノトキノ古事ニヨリテ、サルモノナモ御靈ニ添テ安置ルナルベシ、寶基本記ニ、西天兒屋命、靈形笏、天津賢木ヲ執リ副ヘテ坐セシメ、太玉命、靈形瑞曲玉坐、但東御靈ハ常ハ西相殿ニ坐給也トアリ、天津賢木云々トハ、御靈形ニ賢木ヲ取ソヘテ坐セシメタル由トキコユ、東御靈トハ、瓊瓊杵尊ノ御靈ナ斥ス、延佳云、古記云、皇御孫尊、靈形鏡坐、二面、大ハ西、小ハ東、以レ西爲レ上、西ノ相

二宮風宮同時也、亦八風日祈宮トモ號スル也、毎年禰宜及此宮ノ日祈内人等、七月朔日ヨリ三十日マデ、年穀豐登シテ風雨ナキノ祈アリ、信云、此日次太平記トタガヘリ、訂スベシ、●萬葉二、卄五丁柿本人方呂ノ長歌ニ、高市皇子ノ天武天皇ニ隨ヒテ、軍シ玉ヒシ狀ヲヨメル詞ニ、「渡會乃齋宮從神風爾、伊吹惑之天雲乎、日之目毛不令見常闇爾、覆賜而定之、水穗國乎云々」トアル齋宮云々ハ、コノ風神ナルベシ、モシクハ大神宮ナサセルニテモ、風神ニオフセ玉ヘル御シワザナレバタガハズ、サテコノトキ、御神ノ御助ノシルシアリシコト、紀ニミエタリ、コハ外宮ノ風宮ノコトカ、コヽニアツメテ云ベシ ◎以下闕文

酒殿、天逆大刀、逆鉾、金鈴、藏ヲ納之、古本朱傍書ニ、或秘書云、加二從神一十座也トアリ、

神名秘書云、酒殿神件神靈天逆大刀、逆鉾、金鈴ニ座也、此則天照大神御鎭座、久代大田命藏ヲ納靈物一也トアリ、傳記ニ、酒殿神一座、神靈器ニ坐、元元集ノ一說ニ、五十鈴ヲ酒殿ニ納ムトアリ、此外ノ書ドモニハ、件ノ刀鉾鈴等ヲ瀧祭ニ納ムル由云ヘリ、◎以下闕文

御倉神專女也 コノコトハ下ノ調御倉神ノ下ニ云、保食神是也、

古本傍書ニ、加二從神一定二三座一也トアリ、●本記ニ云、御倉神、注ニ、稻靈豐宇加能賣命、宇加能美多麻神、保食神尊、形一床坐、以二白龍一爲二守護神一也、凡王子八柱同座給也、●古老口實傳云、調御倉白蛇出現、一ノ禰宜ノ怪異也、

御戸開闢神、天手力男神、栲幡千々姫神、

●二神ノコト上ノ相殿ノ下ニ詳也、外宮鎭座已後、本宮ノ相殿トナリ玉フ也、●傳記ニ、御戸開ノ前ノ神二座、前ノ社左ハ天手力雄神靈、右萬幡豐秋津姫命靈、●神名秘書、御戸開闢神ノ正殿ノ御戸ノ左右ニ弓鉾座也、

御門神、豐石窓櫛石窓神、

●傳記モ同シ、●古事記、天石戸別神、亦名櫛石窓神、亦名豐石窓神、此神者御門之神也、●神祇式ニ、櫛石窓神四面各一座、豐石窓神四面各一座、●祝詞式ニ、御門能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久、櫛磐間門命、豐ーーー命登御名者白云々、

四至神、四十四前、宮中祭レ之、

●傳記亦此記ニ同ジ、神名秘書云、四至神ーー祭レ之、號二式外社一也、無二寶殿一、

儀式帳ニ、內宮ハ百廿四前、外宮ハ二百餘前トアリテ、神名不レ見、今兩宮中ニ廻神ト稱シテ、三祭

●通海參詣記云、小朝熊宮ノ坤ノ隅、六七段計リ去テ奇巖アリ、其上ニ櫻樹アリ、高サ三尺計也、此木往古ヨリ以來年ヲ送リ、今ニ枯ズシテアリ、是櫻大刀自命ノ神體ナリ、●苔蟲神ハ傳記ニ、苔蟲神一座、注ニ櫻大刀子神與合レ力、大刀子鉾ノ類等造進レ之トアルハ、大刀自ヲ大刀子トセル僞說、云ニタラズ、●大山祇、傳記ニ、大山祇一座、注ニ寶鏡鑄造功神也、櫻神與並座也、神名秘書ニ、朝熊水神一座、靈石坐、亦寶鏡一座、儀式帳ニ、大山罪命子朝熊水神、○述云、件神鏡二面トハ、大山祇ト朝熊水神トニ屬スル二面ノ寶鏡也、又云、此社ノ前ノ水中ノ岩上ニ、神鏡二面アリテ、海潮滿ルト云ヘドモ、鎭坐違フコトナカリシ也、小朝熊神鏡、沙汰文ニ詳也、

●太平記劒卷ニ、伊セノ國二見浦ノ沖ニ、岩ニソフテ御鏡坐、潮ノ滿ルトキハ岩ノ上ニアガリ、汐ノ干ルトキハ、サガリテ岩ニソフテ坐ス、海ノナギタルトキハ舟ニテ渡リ、先達アリテ拜ム也トアルハ、此神鏡ノコトナルベシ、

神風〔一名志那都比古神、廣瀨龍田同神也、〕

○大神宮式、每年七月日祈ノ內人爲レ祈ニ平風雨一所レ須ッ絹四丈、木綿麻各十五斤五兩六分、並神宮司充レ之、○太平記云、弘安四年七月七日、皇大神宮禰宜荒木田尙良、豐受大神宮禰宜、度會貞尙等十二人、起請連署ヲ捧テ上奏シケルハ、二宮ノ末社風社寶殿鳴動スルコト良久ク、六日曉天ニ及テ、神殿ヨリ赤雲一村立出デ、天地ヲ耀シ山川ヲ照ス、其光中ヨリ夜叉羅刹ノ如ナル靑色ノ鬼神顯出テ、土嚢（ヒヂフクロ）ノ結目ヲトク、大風其口ヨリ出テ、沙漠ヲ揚ゲ大木ヲ吹タフスコト數ヲ不レ知、測知ヌ九州異狄等此日即可レ滅トイフコトヲ、若誠有テ奇端變ニ應ゼバ、年來申請處ノ宮號、以ニ叡感儀一可レ被ニ宣下一トゾ奏申ケル云々、○述ニ、神宮ノ記ニ、宮號ヲ請タル明證ナシ、元ハ風神社ト稱シタルヲ、後宇多弘安四年六月、蒙古ノ賊船十萬八千餘艘來リシニ、同月廿日神祇官ニ行幸ナリテ是ヲ祈リ玉フニ、七月朔日大風震電シテ、賊船悉ク覆沒ス、故ニ閏七月二日、公卿勅使ヲ立テ此コトヲ賽シ玉フ、又其靈驗ニ由テ、九十一代伏見院正應六年三月廿日官符ニ、社號ヲ改テ宮號ヲ授ケ、官幣ニ預リ玉フ、二

伊雜宮一座、御形鏡坐、天牟羅雲命裔、天日別命子、玉柱屋姫命是也、

大歲神一座、御形石坐、國津神子也、

此二神ノコトハ上ニ云ヘリ、

興玉神、無ニ寶殿ハ、衢ノ神猿田彦大神是也、一書曰、衢神ノ孫大田命、是土公氏遠祖神、五十鈴原地主ノ神也、

猿田彦神伊セニ云々ノコトハ、記傳◎此間闕文述ニ、宇治鄉中村ニ、猿田彦神ノ舊趾ト號スル森アリ、村老傳テ云、此森ニ松樹ナシ、其故ハ猿田彦神、日向ニ於テ一約ノ後、大神ノ遷幸ヲ此地ニ在テ待ニ懲リ玉フニヨリテ、マツトイフ語ヲモ嫌玉ヘルニヨルト、云傳フル由記セリ、按ニ、當書上文ニ、從ニ上天ニ天志投降給比志、天之逆太刀、逆桙、金鈴等是也、云々トアルモ、猿田彦神ノ預玉ヘル古事ト聞ユレバ、興玉ハ置玉ノ意ニテ由緣アリゲ也、五十鈴ノ地名モ、若クハ彼金鈴ニ由アル歟、サテ鎭座傳記ニ、此興玉神ノ名ノ由チ云ヘルハ、論フニ足ラヌ杜撰言ナリ、

瀧祭神、無ニ寶殿ハ、在ニ下津底ニ水ノ神也、一名澤女神、亦名美都波神ニ、

述ニ云、今八百會ノ拜所ノ西ニ在ル石壇是也トアリ、按ニ、在ニ下津底ニ水神トアレバ、此石壇ト云ヘルガ下ニ必水アルベク、其神ヲ祭レルナルベシ、往昔瀧水ニ通ヘル處ナリシニヤ、地形考ベシ、八百會モ水流ニ由アリテ聞ユ、〇一名云々、澤女神ハ、伊弉諾尊ノ御涙ヨリ生ル、啼澤女神ヲ云ヘルカ、又美都波神トハ、伊弉冊尊ノ子水神罔象女アリ、コレヲ取アツメタルナルベシ、元元集、其外天地麗氣記、神祇本源ナド云モノニ記セルハ論ニタラズ、後人ノ加筆ナルベシ、

朝熊神社・

櫛玉命、靈石坐、

保於止志神、靈石坐、

櫻大刀自神、靈花木坐、

苔蟲神、靈石坐、

大山祇神、靈石坐、

朝熊水神、靈石坐、寶鏡二面、日月所ニ化白銅鏡是也、

●小朝熊社トモ云、朝熊村ノ北、鹿海村ノ東ノ山腹ニアリ、●傳記、神名秘書、共ニ六座トス、內儀式帳、三座トシテ櫛玉、保於止志、大山祇三座除ク、●傳記云、櫛玉命一座、倭姫命御代瑞玉又ハ人名カヲモテ奉レ造レ之、亦曰ニ琵尻ニ、御靈石坐、保於止志神一座、懸稅ノ靈ノ神、倭姫命御代崇祭之神社也、眞名鶴所レ化御靈石坐也云々、櫻大刀自神二座、靈ハ花木ニ坐也、大八洲櫻樹始從ニ天上ニ降居也、因以爲ニ花開姫命ニ也、一座大山祇ト雙坐也トアリ、神名秘書云、櫻大刀自神一座、靈花木坐、日本洲櫻樹始今之時生也、

鏡臺用鏡形
但鏡ヲ樣々所ヲ注也
用事如常
鏡裏ニ緒付樣
鏡徑一尺裏文鴛鴦唐草
凡緒長五尺五寸 總三寸六分 料糸一兩
弘一寸二分紐平緒定

入帷一重　白綾小文固文

長四尺六寸　弘一幅（但於巾料耳合十縫目トス左右端斱目也）

但鏡臺ニ用時ハ一帖也

筥ニ納時ハ一帖ヲ方ニ疊テ下置今一帖ヲ鏡ヲ押

覆ハ納也料唐綾三丈三尺二寸（各一丈六尺六寸）

料木檜大榑一寸木作料百匹
蒔料金廿六兩二分
漆四合五勺磨料三百匹
螺鈿料六百七十五匹同堀料八十匹
同境料四十匹

鏡枕

裹物赤錦
長五寸二分口徑一寸一分
凡緒長一尺七寸六分弘五分
同錦疊之ノ護様也

鶴口五枚
長七寸四分
弘八分
厚

古寫本
類聚雜要抄所載庇具之內鏡筥一合臺一基已上蠻繪螺鈿沃懸地之
差圖寫之　信友考稿
鏡筥
弘二寸八分
打料卅匹
埒料八十匹
鏡臺鏡枕
凡緒長一尺七寸六分
赤地錦二條覆之弘二分
口徑一寸一分
長九寸二分
以赤地錦裹之
鏡筥
凡深三寸五分
內蓋蓋九分
蒔繪金廿七兩一分　漆一升一合磨料六百匹
裏塗二匹　口白錫一斤八兩置料廿五匹
螺鈿料千二百九十匹　同　堀入料百匹
埒料七十匹入玉料百廿匹
鏡臺鏡
徑一尺一寸
八花前
料木三寸半板七尺五寸本道單功八十匹食料
八花崎
臺弘一尺四寸
在面佐倍
高七寸
鷺足

並宮一座、靈御形鏡坐、速秋津日子神、妹速秋津比賣神是也、

此二神、因ニ河海ニ持別而生ニ八柱神ニ也、

大神宮式、瀧原宮一座、大神遙宮、在ニ伊勢與ニ志摩ニ境ノ山中ニ、去ニ大神宮ヲ西九十里云々、○年中行事、瀧原宮詔刀ニ、度會乃河上乃瀧原乃村ノ下津石根仁大宮柱太敷立天云々、○述ニ、此宮ノコトヲ、度會郡野尻村ニ在リ、御船殿、瑞垣、玉垣、御門、御倉、忌火屋殿等、永享注進狀ニ記セル一殿、内宮文安遷宮記ナド今ナホ在リ、●伊セト志摩トノ境、山中ニ在トミエタレドモ、此宮ノ今ノ在所野尻村ハ、志摩國ニ接スルコトナシ、古ハ此邊志摩ノ地ト犬牙セル歟、持統紀、六年三月壬午、賜ニ所レ過神郡、及伊賀志摩國造等ニ冠位、並免ニ今年調役、甲申、賜ニ所レ過志摩國ノ百姓男女年八十以上ニ稻、人ゴトニ五十束トアリ、今伊賀ヨリ伊勢ニ行ニ、志摩ノ地ヲ過ルコトナシ、コレヲ以テ證トスベシ、當記ノ中ニ志摩國鵜倉慥柄ノ神戸トアレド、鵜倉慥柄、共ニ今度會郡ノ部内ナルモ同ジ、扨宮地ノ奥ニ瀧アル故ニ、瀧原ト稱ヘルナルベシ、今野尻村トイフハ、彼和比野ノ北ニアレバ、野ノ後ノ由ナルベシ、

●並宮ハ儀式帳ニ、並宮一院、正殿一區、御床一具、大神宮式ニ、瀧原並宮一座、大神ノ遙宮、在ニ瀧原宮地内ニトアリ、瀧原宮ノ西ニ並ビ坐ス故並宮ト稱ス、今存、○靈御形云々、神名秘書ノ注ニ云、如ニ延暦儀式帳ニ者、雖レ不レ被レ載ニ御形ヲ、撿ニ神宮本記ニ、御鏡ニ坐云々、マタ文永六年九月神形不レ坐之由ノ事、十月十二日被レ下ニ院宣ヲ、被レ尋ニ問本宮ニ之處、垂跡之本儀不ニ覺知ニ云々トアルハ、共ニ神宮ノ正キ傳ナルベシ、○速秋津日子神、速秋津姬神ヲ二宮ノ神トイヘルハ、神名秘書モ同ジ、古事記ニ◎此間闕文●此二神因ニ河海ニ云々ハ、古事記ニ據リテ書ル文トミユ、用ナキコト也、後ノ加筆也、

婚マシテ生玉ヘル御子ニモヤアラム、其豐玉彦ヲ海底國ノ主ト定メ坐テ、後月讀命ハ、豫美國ニ下リ止リ玉ヘルナルベシ、カクテ豫美國ニシテ生玉ヘル御女ノスセリ姫ハ、大國主神ノ嫡妻トナリ、豐玉彦ノ御女豐玉姫ハ、ウガヤフキアヘズノ命ノ御妻トナリテ、神武天皇ヲ産玉ヒテ、其御裔天下ヲ所治リ、如レ此豫美國海底國ニシテ、月讀命ノ持玉ヘル御女タチヲ、上ツ國ノ神々ニ婚セ奉リ、サテ終ニ豫美ト現國ノ往來斷絕、又海ノ底ツ國ト上國トノ通ヒモ塞キ隔テ玉ヘルゴトナリタルハ、最奇シク妙ナル幽契アルコト、ゾ思ハル、スセリ姫、又豐玉姫ノ妹神ニ御婚マセル趣モイトヨク似テ、又二柱ノ姫神ノ、イチハヤキ御擧動モ又似サセ玉ヘルハ、全クスサノヲノ命ノ御魂クマリ玉ハリ玉ヘルナルベシ、●海神、又其御子タチ祭レル神社、往々ニ多シ、亦御子孫ノ氏人モアリテ、姓氏錄ニ載ラレタリ、コレチ總テ記傳六ニ注サレタリ、神社ハ其御子孫ノ氏人ノ祀レルモ多カルベシ、サレバ太古ノ神代ニ天地、豫美、海底國相通ヒ、神々ノ往來シ玉ヒシガ、中ニモ月讀命ハ、底ツ國々ニツキテ御功坐シコト上ニ考タルガ如シ、サテナホ思フニ、豫美國ハ海底國ヨリハ下方ニツケルナルベシ、月讀命初滄海原ノ底國ニ坐シ、後豫美國ニ罷行玉ヒケルガ、其豫美國ナホ下リ垂リ成リト、ノヒタルガ、又一ノ國

ト割絕タルガ、今モ現ニ大虛ニサワタリ見ユル月ニシテ、天原ヨリハイトヒクシ、其國ニスナハチ月讀命坐スベキ也、星ハ月ニ類ヒタルガ如クナレド、サニハアラズ、高天原ヨリ分レタル國々ナルベシ、紀ニ天上ニ神アリ、星神云云、日ノ神マサヤルユヱニ晝ミユルコトナシ、夜ハ日光ニ□サアルユヱニ、海水ナドヤ大御光ニテリテミユルナルベシ、月ハヒキ、故ニ、此國土ニヘダテラレテ、盈欠アリ、又ミエヌコトモアルナルベシ、サテ然高天原、又星ノ國ナドヨリ、月ハ此國土ニイト近キモ、天上ノ如クモエアガリタルニハアラデ、タリ下リテワカレタルモノニテ、ナホ空ニハアリナガラ、大地ニ隷ル國ナルコト決シ、外國々ハ星神ニヨリタルコト多、說別ニ有、サレバ豫美ヨリ割レタル國ニ坐ス由ニテ、月ヨミノ神ト稱シタルナルベシ、コノコトヾモハ、ナホ細ニ云ベキコトアリ、又未考エヌコトアリ、スベテヲオモヒ定メテ、後別ニ委ク云ベシ、ソモ〳〵コレラノ考說ハ、空理ニナヅミテ、古傳ヲ信ケ古ヲ證ムル心ナキ人ハ、アルガ中ニモイト〳〵疑ヒアヤシムベキヲ、其ハ論フニモ足ラザレバ、今吾輩ノ爲ニ、試ニオドロカシオクニナン、故既ニ大人タチノ說ニ盡タルコトハ、スベテソレニ讓リテ、クダ〳〵シクハイハズ、未其說ニ及バザル限ヲ、カツ〳〵カクハ論ヒソメツル也、

瀧原宮一座、靈御形鏡坐、水戸神、名速秋津日子神是也、

ベシ、サテ當(コノ)書ノ本文ニ、荒魂命ノ形鏡坐トイヘルハ、魚見社ヘ遷シ奉ラザル已前ノ記ノ文ヲ取テ書ルナルベシ、荒魂命ノ靈ハ木馬ニ坐由、如レ此二處マデアリテ、神人ノ形ハ坐サヌ由ニ聞ユレド、上ニ刻ニ木馬ニ顯ニ天童ヲ以奉レ獻ニ大神財ニ是也トアル、則ソレト聞ユレバ、木馬トノミアルハ文ヲ省ケルニテ、舊ヨリ月讀命ノ御形ト同形ナリシ也、本書ノ加筆ニ、當時現在乘レ馬男形也トミエ、神名秘書ニ、荒魂命一座、右方、靈御形月夜見命與同形ニ坐、但御馬歴無レ之、貞觀九年八月改レ社稱レ宮以來、月夜見命與同荒魂ノ命ノ靈御形同殿ニ坐也、サテ月夜見神ノ御形ハ、舊ヨリ儀式帳ニモ、コノ書ニモ、馬乘男形ナル由ミエテ、此最世記ノ傳ニモ叶ヘリ、サテ御形紫御衣、又金作太刀ト儀式ニモ、此書ニモアルニ、儀式ハ、(大神宮式ニモ)當宮ノ御裝束、青甲、纈綿衣、絹單衣トアリテ、紫トハミエズ、又御太刀モミエザレバ、御形ニ御セマツル料ニハアラズ、ナベテノ神タチト同ジク、神ノ御スベキ料ニ調進レル也、又儀式、當宮ノ神財ニ、金作太刀、楯、青毛土馬一匹、(高一尺云々)ナドアルモ神財ニシテ、御形ノニハアラズ、瀧原宮ノ神財ニモ、太刀、青毛土馬アリ、今案ニ、月夜見命ノ靈ヲ、豐玉彦豐玉姫ノ命ノ云云トイヘルハ、由緣アルコトナルベシ、其ハマヅ書紀一書ニ、海神豐玉彦、其女豐玉姫ニ坐リ、又一書月讀尊者可ミ以治ニ滄海原潮之八百重ニ也、又古事記、紀ノ一書等ニ、須佐之男命ニ、滄海原ヲ所治(シラス)ベシ須佐之男命、月讀命、同神ニ坐セル證ハ、三大考ニヨク辨タリ見ベシ、トアルハ、記ニ月讀命ニ所レ知ニ夜之食(ス)國ハ、マタ須佐之男命ノ、根之堅洲國ニ罷ラムト欲ト詔ヒ、書紀ニ、素盞嗚尊ニ根國又極遠之根國、マタ底國、ヲ所レ治トモアルハ、ミナ語リ傳ヘタル言ノ異ナルノミニシテ、同事トゾ聞ユル、根之堅洲國根國、底國ナド同ジ、コハ傳ニトカレタリ、ナド云ヘルハ、海底國ヲモ包タル言也、其ハ海底國則海宮ノアル國ナリ、モ、此國ノ下方(シタベ)ニアリテ、豫美國ヘ屬リトミエタレバ、萬葉□ニ黄泉ノ使ト云フベキヲ、「シタビ」ノ使ト詠リ、「シタビ」モシタ方ナリ、總テ語リツタヘタルモノニシテ、滄海原ヲ所レ治トアルハ、其海ノ底國ヲカネテ云ヘルモノニシテ、故海底ノ國ヲモ海ノ宮トイヒ、其處ニ坐ス神ヲ、海ノ神トイヘルヲモオモフベシ、偏ヘノミヲ語リ傳タルモノ也、記紀ニ、海宮ニシテノ言ニ、御國ノコトヲ上國(ウヘツ)トイヘルハ、其國海底ニアリテ、此御國ハ上方ニアレバ、然云ヘルナリ、此國ニシテ天上ナル高天原トイヒ、高天原ニシテハ此國ヲ天ノ下トイフニオナジ義也、天ノ下ッ國也、天ノ下ヲカラ詞ト思シカド、自ラカナヘル也、又鎭火祭詞ニ、吾名妹能命波上津國乎所知食倍波、吾波下津國乎所知牟止申弖、トアルハ、豫美國ニシテノ御言ニテ、現國ヲ上津國トイヒ、夫レニ對ヘテ、其ヨミノ國ヲ下ッ國ト詔ヘル由也、カク豫美ニシテモ、海底國ニシテモ、御國ヲ上國ト云ヘルヲモテ、海底國モ、下津國根國ニ屬ルナラムコトヲ辨フベキ也、サテ豐玉彦ハ、記紀ニ見エタル御禊ノトキニ生出玉ヘル海神トアル、其神ニハアラデ、其神ノ御女ナドニ、月讀命ノ御

七日、注ニ司解ニ言ヨ上本官ニ上奏了、爰同年十一月一日宣旨、宮司伊度人於ニ件兩里ノ間ニ奉レ改ヨ造彼二宮正殿ニ遂里云々、齊衡二年九月廿日、奉レ遷ニ月夜見、伊佐奈岐宮ニ也云々トアリ、宮號ノコトハ、既ニ延暦ノ儀式帳ニ、月讀宮ニ院トアリ、（其コロ荒魂命、伊佐奈伎伊佐奈彌命ハ、イマダ宮號ナカリシトミエタリ、）三代實錄、貞觀九年八月丁卯朔二日戊辰、勅ニ伊勢國伊佐奈伎伊佐奈彌神社ニ改ヨ稱宮、預ニ月次祭ニ幷置ニ内人一員ニトミエ、最世記ニハ、寶龜三年八月云々、（此全文ハ上ニ引リ、）伊勢月讀神爲レ祟、於レ是每年九月准ニ荒祭神ニ奉レ馬、（トアレバ、コノコロ宮號ヲ稱セラレシトミユ、）又荒御玉命、伊佐奈岐命、伊佐奈彌命入ニ於官社、貞觀九年八月丁卯、（三實ニヨルニ、丁卯ノ下ニ朔二日戊辰ノ五字脫タルカ、）改ニ社號ニ稱レ宮トアルハ、荒御玉命トモニ三神ノ社號ヲ改レ宮ラレタリトキコユル書ザマ也、然ラバ三實ニ、月讀荒魂ノ御號ヲ記シ洩サレタルカ、又寫脫セルナルベシ、大神宮式ニハ、伊佐奈岐宮二座、去ニ大神宮ニ北三里、月讀宮二座、去ニ大神宮ニ北三里、ト分チ記サレタリ、此宮地、上ニ引ル雜事記ニハ、二宮ノ地、宇治鄕、布施里、川原里等之間トミエ、年中行事、月夜見ノ詔刀ニ、度會郡宇治ノ河原田村

乃下津石根仁大宮柱太敷立云々トミユ、宮地二所共ニ今宇治鄕中村トイフ處ニテ、東ヲ月讀宮、西ヲ伊佐奈岐宮ナリトゾ、（神名秘書ニモ、東ハ月讀宮、西ハ伊佐奈岐宮、各南向座、）●御形云々、儀式帳、又此記ノ一書曰云々、上ニ云ヘル如ク、紫御衣金作太刀ーーー、最世記ニ、卷向宮御代、豐玉彥命、豐玉姬命、承ニ神託ニ而刻ニ木馬、顯ニ天童形、以奉レ獻ニ大神ノ財ニ是也、各一匹左右座ヘ、（信按ニ、豐玉彥豐玉姬命ハ海神ニシテ、魚見社ニ坐神ナルコト既ニ云ヘリ、サテ此木馬天童ノ形ノ神財ハ、大神ノ神託ニヨリ、魚見社ヨリ進ラレタルヲ、カク云ヘルナルベシ、月讀命ノ、豐玉彥豐玉姬ニ由緒アリテ聞エ坐スコトハ、下ニ論ヘリ、顯天童形トハ神ノ御貌、）飛鳥宮御代、丙寅歲十一月十一日、月夜見命、荒魂命、奉レ遷ニ于魚見社、是神託也云々、荒魂命ノ靈、元ハ是鏡ニ坐、依ニ神宣ニ奉レ遷ニ魚見社、以後宮號之時、（貞觀九年ノ度カ、）以ニ木馬ニ爲ニ神靈ニ者也、月夜見命靈、豐玉彥命ノ所レ作木馬天童、荒魂命ノ靈、豐玉姬命ノ所レ作木馬ニ坐也、徙ヨ御大神寶殿ニヨリ遷宮、次奉レ渡ニ于月夜見宮ニ也云々、コノ最世記ノ次下文ニ、春秋考異郵云、月精爲レ馬、人乘レ馬以理ニ天下ニ云々、又云、海神乘ニ駿馬ニトアリ、コハ漢書ニミエテ、彼國ノ說ナルヲ、コノ因ニ記シタルヲ思フニ、既ニカヽル說ニヨリテ、大神ノ神財ナリシ乘馬男ノ形ヲ□定メ齋タルナル

荒祭宮一座、御形鏡坐、皇大神宮荒魂、伊弉那伎（一本諾）大神所生神、名八十枉津日神、一名瀬織津比咩神是也、

●延式荒祭宮一座、大神荒魂、去二大神宮北一二十四丈、内人二人、物忌父各一人、○述、攝社末社悉鳥居アルニ、當宮ト高宮ニナキハ秘義アリ、コレヨリ以下儀式帳解ニヨリ、其上ニテ述ミルベシ、

伊佐奈岐社二座、

伊弉諾尊、左方靈御形鏡坐、

伊弉冊尊、右方靈御形鏡坐、

伊弉諾、月夜見兩宮同地坐、以レ東月讀命、以レ西伊弉諾命座也、伊弉諾伊弉冊宮同前也、

コノ注通本ニナシ、一本ニアリ、

●延式、伊佐奈岐宮二坐、去二大神宮北一三里云々、

◎以下闕文

月夜見命二座、御形馬乘男形也、一書曰、御形馬乘男形、著二紫御衣一、帶二金作大刀一佩レ楯也、

荒魂命、右方形鏡坐、飛鳥宮御宇丙寅年十二（イ本一）月、遷二魚見神社一、當時現在二乘馬男形一也、（一本ニアリ、又一本朱ニテ書入タリ、）

●延曆内宮儀式帳ニ、月讀宮一院、在二大神宮以北相去三里一、正殿四區之中云々、此一稱二伊弉諾尊一、次稱二伊弉冊尊一、已上奈良朝廷御世定祝、次稱二月讀命一、御形馬乘男形、着二紫御衣一、金作帶二太刀一佩レ之、次稱二荒魂一、已上内人物忌定供奉、御床四具トアリテ、舊ハ伊弉諾一一冊尊、月讀命、荒魂ノ四座一院ニ坐リ、コレヨリ以前ノコトハ、最世記、神名秘書裏書ニ、神記ノ奥書云、大神宮禰宜最世記云トアリテ、此文ヲ引リ、最世ハ◎以下注文缺寶龜三年八月甲寅、幸二難波内親王第一、是日異常風雨、拔レ樹發レ屋、トレ之伊勢月讀神爲レ祟、於レ是每年九月准二荒祭神一奉レ馬、又荒御玉命、伊佐奈岐命、伊佐奈彌命入二於官社一、トミエタリ、此後二一院ニ伊佐奈岐、伊佐奈美一社、月讀同荒御玉命一社、別タレ玉ヘリトミユ、神宮雜事記ニ、仁壽三年八月廿八日、大風洪水ノ間、月夜見、伊佐奈岐宮等神寶物御裝束云云、已流失、並正殿二宇同以流失御畢、于レ時内人神主正見、奉レ戴二兩宮宮トハ後ヲ以テ古ヲ語ル也、宮號ノコトハ下ニ云、兩宮トハ月讀、伊佐奈岐ノ兩宮也、按ニ、月讀社ニ同荒御玉命坐シ、伊佐奈岐社ニ伊佐奈彌命坐シナリ、之御體一、奉レ鎭已了云々、以二同年九月一云々之由、司解進二於神祇官一之日、爲レ遁二後代之厄一、可レ被三改ヨ建正殿於他所一之由上奏云々、以二同九月八日一被レ下二宣旨於神祇官一畢、仍下二符於大神宮司一、宇治ノ郷十一條廿三、布施ノ里同條廿四、川原ノ里等之間依二隱便一以二同九月廿

シテ置ベシ、

爰皇大神重託宣久、――天皇即位廿三年――倭姫命――宣久、――又屛ニ佛法息ニ奉レ再ヨ拜神祇ニ禮、――石隱坐、一書曰、倭姫皇女、―國求奉支、垂仁天皇――神衣祭也、惣此御世、――奉ニ齋敬ニ焉、

コレラノ文サラニ論フニ足ラズ、元々集ノ名ハ、コノ中ノ文、元元ノ文ニヨレリト ミユ、然ルニ此屛佛法息テフ造言ノ、既クヨリ神宮ノ口實トナリテ、亂世トナリテヨリ近キ世マデモ、サバカリハビコリタル佛事ノ、イタク雜ラザリツルハ、顯ニハ主ト此言ノ功ナリト思ハレテ、其ハ古ノ錄共チ見、世ノ勢イトメデタカリシ言也ケリ、延曆ノ頃、既ニ佛チ中子云チ考知ベシ、云ナド云ヘル忌言ノアルチ思ヘバ、神主タチノ私ニハ佛道チツネモテアツカヒタル也、齋宮□□□御歌ニ「思ヘトモ忌トテ云ハヌコトナレハソナタチムキテ音チノミソナク」ト詠玉ヘルチモ思フベシ、又永正八年正月、內宮神主等ノ䆁宣ニ、神宮之規範而表ニハ雖レ屛ニ佛法之經敎、裏ニハ奉レ仰ニ神明之垂跡ニ者哉トアルハ、イセ國鈴鹿郡野村新福寺再建ノ勸進帳ニ副タル文ニテ、末文ニ云、助成贊可レ爲ニ神忠ニ云々トアリ、ソモ〳〵大神宮ヲ始、神宮ニ佛事ヲ惡メルハ、其敎ノ善惡ニヨリテノコトニハアラズ、佛道ハ◎此間闕文●以下ノ神社ノ下、舊ハ御靈ノ御形ノミヲ記セルナラムカ、其餘ハ次々ニ書加タリトミユ、其中ニイト譌ナルハ例ノ□カコミヲ付テ、由アリゲナルハ○ヲツク、普ク考ワタシテ論ハムハタヤスカラネバ、姑クサテアル也、考得タラムトキ正スベシ、

天照大神一座、コハ神代卷ノ文也 大日靈貴、此云――力丁反、御靈御形八咫鏡坐、謂ニ八咫ニ者八頭也、相殿神二座、

天兒屋根命、左方形弓坐、一書曰、天手力男神、萬幡豐秋津姫命、コハ儀式帳ト同ジ後人ノ加筆ナルベシホナ下ニ注、

天太玉命右方形劍坐、

●天照大神御靈御形云々、記傳◎以下闕文●儀式帳ニ、天照坐皇大神、所レ稱天照意保比流賣命同殿坐神二柱、坐ニ左方ニ稱ニ天手力神ニ神靈御形弓ニ坐レ、坐ニ右方ニ稱ニ萬幡豐秋津姫ニ也、此皇孫之母、靈御形劍坐、トアリ、然ルヲ此記ニ、天兒屋命、太玉命トアルハ、違ヘルニ似タレド、彼二神モ石戸隱ノトキ、招禱ソザヲ主ト掌リ玉ヒテ、殊ニ功アル神ニテ、其御裔ノ人神事奉仕天兒屋命ノ裔、中臣、度會、荒木田等ノ氏人、太玉命ノ裔、忌部氏、ヲ思ヘバ、由アリテ聞ユ、幽キ由緣アルコトナルベシ、●因ミニ云、上ニ引ル儀式帳ヲ始、解ニ◎此間闕文ニ天照坐ト稱セル坐ト云ヘルニテ、御稱ノ義イト明也、己ガ疑問◎文此間闕 此事記傳ニ釋玉ハザルニヨリテ、ナホ說ソナリ、

幸アリ、垂仁廿五年ヨリ雄略廿一年マデ、四百八十年ヲ經タリ、◎此間闕文●丹波國與佐之小見比沼之魚井原ハ、サキ竹ノ辨廿二丁ニ、丹後風土記ヲ引テ此コトアリ、

迹、丹波國藤岡山有ニ魚井吉佐宮ハ、丹後神森ニアリ」、逸文ニ、◎此間闕文●道主子八乎止女、道主ハ丹波道主王ノコト、キコユ、傳廿二ノ六十三丁ウ、六十二丁ウ、二トアリ、サレド道主王ノ御女ヲシテ、齋祀ラシメ玉フマジキニモアラズ、此傳實ナラバ、是ニヨリテ餘クサ〲ノ強牽シタルナルベシ、但八乎止女ト云ヘルハ、彼風土記ナル、眞井ニ天女八人降來トアルヲ、據アリゲニトリナセリト聞エテ疑ハシ、●布理ハ鎮座本記ノ注ニ、古語ナリト云ヘリ、中世書ドモニ、振ニ神輿ニナド見エテ、太平記ナドニ、山門衆徒神輿ヲ振奉リナドアリ、今モ然云ヒテ神輿振トモ云ヘリ、神靈ヲ令（イデマサセ）行幸奉ルヲ言ヘリ、サテ布理ハ布留トモ活キテ、稱留トイフト同趣ノ言ニテ、萬□ニ「奈良ノ都ヲ彌留ハ誰子ゾ」ナドアリ、今モ神輿彌里トモ云、又祭禮ニ、裝束ヲ整ヘテ行ナリ立モノヲネリ子、又ネリ物トモ云、裝束ヲオゴソカニ、イヤビヲ整ヘ行クヲ、布留トモ彌留トモ云、コヽニ布理奉トアルハ、禮義（イヤビ）ヲ整ヘテ令（イマヒ）ニ行幸ニ奉レル由ノ敬言也、

故率ニ手置帆負彥狹知二神之裔ハ、以ニ齋斧齋鉏等ハ始採ニ山材ヲ、構ニ立寶殿ヲ、而明年秋七月七日、以ニ大佐々命ヲ天、從ニ丹波國余佐郡眞井原ニ志天、奉レ迎ニ止由氣皇大神ヲ、度會ノ山田原乃下都磐根爾、大宮柱――――高知弖、鎮定座止、稱辭定奉利、奉レ饗利、神賀ノ吉詞白賜倍利、

以上文ハ、別ニ一書ノアルヲ、其處此處文ヲ改テ、上文ニ連ケタルモノ也、手置――彥狹知二神ノ裔トハ、忌部氏人ヲ云ヘル意バヘ也、神代紀一書、古語拾遺ナドニ、此二神ヲ忌部ノ祖ナル由見エタリ、以ニ大佐々命ハ、コハ上文ノ連ナレバ、大若子命トアルベキヲ、心付ズシテ本ノマヽニ書ル也、神賀吉詞白賜倍利トハ、倭姫命ノ白賜ヘル趣ニトリナシタルモノ也、寶基本記ニ、此トキノ詔刀詞アリ、論フニタラズ、スベテ取ルニタラズ、

又撿ニ納神寶ハ――田邊氏神社是也、惣此御宇仁、攝社卅四前崇ヲ祭之ハ、

以上ノ文、古書ドモニモ合ハズ、上文ニモタガヒタリ、イト譌リナルコト多テ、スベテ論ニ足ラズ、イサヽカ古傳ナラムト思ハル、コトモナキニハアラネド、トリ〲ニ書ヒガメタレバ、一モ據ガタシ、其中ニ攝社卅四前トアルハ、古書ニ有タルマヽヲトレルナラム歟、奧ナル社ノ數ニモ合ズ、又儀式帳大神宮式ニモ合ズ、後ノ考ニ備フベケレバ、姑ク捨ズ

此ハ古傳ナガラ、云々ノ御誨ノアリシヲ、倭姫命トシ、又爾時大若子命ノ奉仕ル由記セルハ、決ク誤ヲ傳タルモノ也、此古事既ク外宮ノ延暦儀式帳ニ、天照坐皇大神云々、大長谷天皇、御夢爾――――ト見エ、又彼皇ノ字沙汰文ニ、內宮神主等ノ、カノ度會ノ本系帳ノ文ヲ難メタル狀ニ云、彼延喜十四年狀云、即天皇勅、汝大若子使罷往天布理奉者、退往天布理奉支、是豐受皇大神宮也云々、是又外宮禰宜冬雄ガ私詞歟、其上疑殆云端、如何者就二延暦廿五年七月三日太政官符一、大同二年二月大宮司幷二宮ノ禰宜等進二官供一奉レ神事ノ上代本記ニ云、爾時天皇驚給ヒ、度會神主等先祖大佐々命ヲ召天、差使シ布理奉レ止宣支、仍退往ァ布理奉支、是豐氣大神也云々、奧ノ位署云、豐受大神宮禰宜、天村雲命孫神主、天照坐皇大神宮禰宜、天見通命孫神主、大神宮司正八位下天子屋根命孫大中臣朝臣者レハ、外宮ニ不レ加二皇字一、內宮書ヲ載皇字二之條、既以分明也、仍副ヲ進之一、彼延喜ノ狀ニ者、注二倭姫女夢想之由一、書二豐受皇大神一、載二セタリ大若子一、大同ノ文者、注二雄略天皇之御夢之由一、書二豐受大神一、載二大佐々命一、參差是多、可レ謂二疑

書一歟、ト云ルゾ正シク聞ユル、豐受大神宮禰宜補任次第、（繼々書ツギタルモノニテ、モト古傳ノ書ト見ユ、）大若子命ヨリ九繼ニアタリテ大佐々命、右命彥和志理命第二子也、雄略天皇御宇、二所大神宮大神主、雄略天皇廿一年丁巳、依二皇大神御託宣一天、等由氣大神乎、從二丹後國與佐郡眞井原一利、大佐々命乎爲レ使天、奉レ迎二伊勢國山田原仁一鎭坐、今豐受大神宮是也、トモアリテ、此モ正シキ傳ナルベシ、此世記ノ傳ノ如ク、當時倭姫命、イマダ世ニ坐リトセバ、上ニ倭姫命年既老耆云々トアル、景行ノ廿年（上ニ云ヘルゴトク、其コロスデニ百三十歲ニアマリ玉フベシ、）ヨリ今年マデ、書紀ノ年紀モテ算ルニ、凡三百八十九（七イ）年バカリナレバ、カノ景行廿年ヨリハ、スベテ五百十六年バカリ也、大若子命モ、垂仁ノ十四年（野代宮ノコロ）ヨリ今年迄、四百八十年ニ餘レリ、當世ニナリテカヽル長壽ノ人ハ、古書ドモニ曾テ見エタルコトナシ、コレラヲモ思合セテ其誤ヲ辨フベシ、因ミニ云、吉見幸和ガ倭姫命長壽辨トイフモノニ、（此書寶暦三年九月稿トアリ、其文ノ繁キヲ省キテ引ケリ、）今倭姫命五百歲ノ長壽ノコト、正史實錄ニ、所見サラニ其證ナシ、豐受大神ハ、雄略廿二年、今ノ山田ヘ遷

院、已上檜皮葺、寮頭在レ此、外院、萱葺屋五六十字、屋體如ニ民屋一、十二司有ニ闕官一者、以ニ寮解一申請被ニ宣下一云々、簾中抄云、齋宮ノ十二司ハ舍人司、藏部司、膳部司、炊部司、酒部司、水部司、釆部司、殿部司、藥部司、掃部司、門部司、馬部司也、十二司各有ニ長官主典一、●五百野皇女ハ、景行紀ニ、尾氏舊事記ニ、三尾氏、磐城別之妹水齒郎媛、生ニ五百野皇女一、同紀廿年二月辛巳朔甲申、遣ニ五百野皇女一令レ祭ニ天照大神一、○大神宮例文ニ云、久須姫命景行皇女五百野、●多氣宮ハ齋宮也、淳和ノ天長元年、多氣ハ大神宮ニ遠クテ不便ナリトテ、度會ノ離宮ヲ齋宮ト爲シ、仁明ノ承和六年十一月、火災アリテ後、舊ノ多氣ニ建ラレタルコト、續後紀、後紀ニ見ユ、雜例集ニ、天長二年ニ始立トイフハ、始字誤カ、サテ齋宮ハ、後醍醐ノ御世祥子內親王ニシテ熄ム、通計七十一代也、詳ニ齋宮（◎此間闕文）ニ見ユ、江家次第ニ（◎此間闕文）百練抄、四條院延應元年九月十六日壬午、齋宮群行也、行ニ幸太政官ノ廳一被レ行ニ此事一、攝政被レ着ニ齋王額櫛一ニ云々、●令レ侍給ハ大神ニ也、●群行ハ齋王ノ野宮ヨリ、伊勢ニ參向玉フヲ申ス名目ナリ、●宇治機殿ハ（◎以下闕文）

廿八年戊戌――是歲日本武尊――

コハ景行紀、及古事記同段ヲ取交テ作ルモノニテ、只大神宮ニシテ倭姫命ノ闕リ玉ヘルコトヲ連ネタルナリ、

泊瀨朝倉宮大泊瀨稚武天皇即位廿一年丁巳冬十月、天皇倭姫命夢敎覺給久、吾一所耳坐波、御饌毛安不ニ聞食一、丹波國與佐之小見比沼之魚井原坐、道主子八乎止女乃齋奉、御饌都神止由居乃神乎、我坐國欲止誨覺給支、爾時、大若子（佐佐）命乎差使、朝廷仁令ニ參上一天、御夢狀令レ申給支、即天皇勅、汝大若子（佐佐）命使罷往天、布理奉宣支、

●大泊瀨――ハ、御諡雄略天皇ト稱ス、●以上ノ章ハ、外宮ノ神主度會氏ノ系帳ノ文也、皇ノ字沙汰文ニ、延喜十四年正月、官進ノ本系帳ニ云、二宮神主列署、度會神主氏ノ解申進ル氏ノ新選本系帳ノ事、彥久良爲命取レ要、自餘略レ之、子大若子命、一名大幡主神、右命ハ卷向玉紀宮御宇天皇御世奉仕支、爾時越國云々、大幡主ト名加給支、亦曰、皇大神、又倭姫命乃御夢仁敎覺給久云々、云々ト略キタル中間、此章ノ文ト全同ジ、但シ小見ヲ小峴トカキ、魚井ノ下ノ原字ナク、參上テ進上トカキ、御夢狀ノ下ニ子細ノ二字アリ、罷往天布理奉此記、コノ下ニ宣支トアル調ヒテ聞ユ、者、退往天布理奉支、是豐受皇太神宮也云々、トアルヲトレル也、然ルニ

白キモノニハアラネド、此ハ神ノ御所爲ナル故サモアリツラム、故レ倭姬命ノ異給テ云々トアリ、鵜ノシキリニナクト、カノ含メルサマトチ異シメル也、又空ヲカケルトキニハ白クモミユメリ、●佐佐牟江宮前云々、此宮ノコトハ上ニ出テ、ソコニ云ヘリキ、●足速男命ハ、足速キ壯士ナルベシ、此トキノ功ニヨリテヤ、後ニ稱ヘ號ケム、後ノ名チ前ヘメグラセテカタルハ古ノツネヅ、●竹連吉比古ハ、上アサカノニ出タリ、●掛稅ノコト祝詞考ニアリ、大神宮式ニモ、●八ツカホノコト、予ガ巨水野神ノ考ノ條ニイヘリ、●神嘗祭祝詞ノコト、逑、此條ニアリ、●八握穗ノ祉ノコト、百木ノサ、フヘノ考、◎以下闕文

又伊鈴之御河之ーーー宣支、◎以下闕文

亦種々事定給、ーーー稱ニ角波須、◎以下闕文

亦祓法定給、ーーー大祓除焉、◎以下闕文、

亦年中神態、三節祭定賜、御贄島留神主等罷リテ御贄漁天、島國國前潛女取ヨ奉玉貫鮑ノ、鵜倉檣柄ノ島ノ神戶ヘ進ニ堅魚等御贄ノ、國々處々ヨリ寄奉神戶人民乃奉留大神酒、御贄荷前等乎、如ニ海山ノ久置足ハシ天、神主部物忌等忌愼天、聖朝大御壽乎、手長之大御壽止、湯津如ニ石村ニ久仁、常磐堅磐仁、天津告刀乃太告刀事乎以天稱申、終夜宴樂、舞詠歌ノ音乃、巨細大小長短久國保伎奉、十二詠在ニ別卷年中行事記ニ具也云、（◎以下闕文）

大足彥忍代別天皇廿年庚寅歲、倭姬命年既老耆、不レ能レ仕、吾日足止奴宣天、齋內親王仁可ニ仕奉ニ物部八十氏ノ人々ヲ定給天、十二司寮官等遠波、奉レ移ニ五百野皇女久須姬命ニ、即春二月辛巳朔甲申、遣ニ五百野皇女乎ニ、御杖代止志天、多氣宮造奉天、齋愼美命レ侍給支、伊勢齋宮群行始是也、爰倭姬命宇治ノ機殿乃磯宮坐給倍利、奉ニ日ノ神ノ祀テ古止无レ倦焉、

件ノ文ハ◎此間闕文大足彥ーー御謚景行天皇ト稱ス、●廿年庚寅歲、年歲ト連書ルハ古文ニ例多シ、●倭姬命年既老耆、崇神帝ノ五十八年奉仕玉ヘルヨリ此年マデ、書紀ノ年紀モテ算ルニ、凡百三十年也、●吾足上、崇神五十八年ノ條、豐鉏入姬命ノ退玉ヘル文ニ、吾日足トアリ、此モ然アリケムヲ、吾ノ下ニ日ノ字ヲ脫セルナルベシ、故補フ、●齋內親王◎此間闕文●可ニ仕奉ニハ齋內親王ニ也、●十二司寮官、式ミルベシ、百練抄、順德院建保五年九月二日、被レ行ニ齋宮十二司除目ノ新任辨官抄云、齋宮寮內院、齋王御中之、

ハ內儀式帳ニ、葭原神社（大歳神ノ兒佐々津比古命、形石坐云々、）トアル社號、又形石坐トイヘルナドハ、據アリゲニ聞ユ、サレド大歳神ノ兒トアルハ違ヘリ、但シ古傳ニサバカリノタガヒアルハ常也、ナホヨク考ベシ、（文德實錄、天安二年二月丙戌、在伊——葭原神社預ニ官社一、）神名帳、度會郡荻原神社、（荻ハ「アジ」ノ字ナルベシ、和名抄ニ、蘆葦云々、兼名苑云、葭一名葦云々、和名阿之、薍音亂、菼也、菼音毯、和名阿之豆乃云々、マタ荻、和名乎木、與レ薍相似而非ニ一種一、トミエ、字鏡ニハ、荻、蒿蕭類伊夏トモアリ、通シテ考フルニ、コノ荻原ト書ルハ、荻ハ「アシ」ニ當タリトミユ、）トアルモ同社ノコトナルベシ、○彼神ヲ小朝熊山嶺ニ社造、祝宛令レ坐、大歳神止稱是也、彼神トハ、カノ朝熊ノ川後ノ葦原ノ中ニ、石ニテ坐ス神ヲサシテ云ヘル也、小朝熊山嶺社ハ、今モ在ヤシラズ、山ハ度會郡ニアリテ、今モ朝熊ガ嶽トイヘリ、內儀式帳ニ、小朝熊神社一處、稱ニ神櫛玉命兒大歳兒櫻大刀自一、形石坐云々、トアルハ據アレバ、此ナランカトオモフニ、坐地八町、四至東ハ大山、南ハ公田、西ハ宇治大川、北ハ御竈島トアリテ、山嶺ニハ非ズ、コハ式ニ度會郡朝熊神社トアル社ニテ、小朝熊神社トモ云テ、今モソコノ同地ニ坐セバ別ナルベシ、今山嶺ニ神社アリヤ尋ベシ、アラバ其レ小朝熊山嶺社トイヘル社ナルベシ、

又明年秋之頃、眞名鶴皇大神ノ宮ニ當天、翔從レ北來天、日夜不レ止翔鳴支、時當ニ白草一支也、爰倭姬命異給、差ニ足速男命一使令レ見セ罷到見波、彼鶴佐佐牟江宮前之葦原ノ中ニ還行鳴キ、使到見、葦原中生タル稻ノ、本波一基爲天、末ハ八百穗茂也、咋捧持鳴支、爰使到見顯時、鳴聲止天、翔事止支、于レ時返事白支、爾時倭姬命歡比詔久、恐皇大神入坐波、鳥禽相悅、草木モ共ニ相隨奉、稻一本ニ千穗八百穗茂禮利ト詔天、竹連吉比古等爾仰給、先穗拔穗ニ令レ拔、半分大稅令レ苅皇大神ノ御前ニ懸奉リ、拔穗波號ニ細稅一、號ニ大苅ハ大半一旦、御前懸奉リキ、彼天都告刀ニ千稅餘八百稅止稱白旦仕奉也、因レ茲其鶴住處、八握穗ノ神田社造祠リキ也、

此章ハ上文ノツヾキトミユ、サテ此ハ伊勢ニシテノコト也、（其ハ文中ニ明カナリ、）●當ニ白草一支也、一本草ヲ革ト作リ、既ニ「ヒルニアタリキ」ト訓ルハ、字ニモ義ニモ叶ハズ、イカヾ也、サレド己モ考得ズ、シヒテ按ニ、當ハ含ノ誤、支ハ乎ノ誤ナラムカ、サラバ白キ草ヲ含メリキナルベシ、白草トハ稻穗ヲ咋捧持鳴支トアルモノナルベシ、稻穗ハ尋常ナルハ

十町計去テ未申ノ方ニ、上ニ云ル沓村トイフニ、伊射波神社モアリトイヘリ、志陽略誌ニ、志摩國一宮也、俗間謂ニ磯部宮ニ磯部トイフモ、舊ハ伊雑トイフ大名ノ處ノ内ニシテ、伊雑部ト云ヘル處ノ名ヲ唱ヘ誤レル號ナルベシ、其ハ地名ノ「イサハ」ヲ姓ニ負タル族ノ部ヲ「イサハ」部ト定メ、其レガ居地ノアタリヲヤガテ「イサハ」部トモ云タルガ、別ニ其邊ノ一處ノ地名トナリタルナルベシ、サル例アルコト也、サテ「イサハ」ノサハノ約リハ「サ」也「サ」ト「ソ」トハ親シキ音ナレバ、「イサハベ」ヲ「イソベ」トハ稱ヘル也、サレド兵部式ニ、志摩國礒部トアレバ、既クヨリ然唱ヘタル也、コノ考ノ如クナレバ、礒部ハ本伊雑テフ大名ノ地ヨリ別レタル處ナルガ、後ツイニ礒部トイヘル地名ノ、カヘリテ大名ト轉リ變リテ、伊雑トイフハ宮ノ名ノミニ遺レルガ如クナリタルナルベシ、上ニ引ル元亨三年十二月ノ記、伊雑宮遷宮ノ條ニ、大内人石部氏アリ、今諸國ノ地名ニ、本郷或ハ上郷下郷ナド、其郷トモ云ル村ノ名ノアルハ、多クハ當初良キ地ニテ、唱エタル處ニシテ、郷名ノ名ノ本ナリシ處ナリ、考知ベシ、今伊雑宮ノ在ル上郷村、又其村ノ間ニ川ヲ隔テ、下郷村トイフガアルヲモ思合スルニ、此上郷下郷ノ村ノアタリ、古ノ伊雑方ニテ、伊雑ノ村トモ云タル處ナルベシ、今下ノ郷西北ノ方ニ隣キ上ノ郷アリ、其處ヨリ又西ニ惠利原トイフ處アリテ、カノ大歳神社アリ、コハ本文ニ伊雑方ノ上ノ葦原トミエ、千田ト號タリトアル處ニアタリテ、即今惠利原トイ

ヘルアタリナルベシ、志陽略志伊雑宮ノ下ニ、凡毎ニ二十一年ニ有ニ内外宮造替一、此時伊雑大歳ノ兩宮亦造替之云々、世古ノ某中ノ某互更而任ニ長官一、有ニ神人數十輩一、古礒部七郷則伊雑大歳兩宮之神領也、中世兵革之餘割據之時、亡ニ失其地一而今纔除ニ一町二反ノ水田一、以爲ニ神饌料一、毎歳五月有ニ神田藝之式一矣、按ニ、永享遷宮記ニ、伊雑宮同一殿忌火屋殿云々等者、于今未レ被ニ造進一云々、トアリ、此彼按合スルニ、伊雑宮ト大歳神社コハ式ニ乎多御子神社トアル社ナルベク思ハル、コトハ、既ニ云ヘリキ、ノミ榮エテ、伊佐波登美神社式ニ、伊射波神社二座トアル社ナリ、ソハ既ニイヘリキ、ハサバカリハアラザリケルカラ、伊射波神社ト、伊雑宮モ同神ノ社ノ如クニ混ヒテ聞ユル也、伊雑宮長官世古某云、先祖ハ伊佐波止美神、玉柱屋姫ノ裔也トイヘリ、コハサルコトナルベシ、シカルヲ此記ノ末ニ、伊雑宮一座、御形鏡坐トアルハ、儀式ナルト同ジクコトモナキヲ、天牟羅雲命裔、天日別命子、玉柱屋姫命是也ト細書セルハ、後人ノ加筆ナルカ、イヅレニモ謾言ナリケリ、●亦其神ハ皇大神之坐云々、亦其神トハ大歳神ヲサセリ、皇大神ノ坐云々トハ、大神ノ坐ス伊勢ノ神境ナル朝熊ノ河後之云々ト云フ意也、葦原ノ中ノ石ニ亘坐、コハ大歳神ノ本ノ靈ハ、朝熊ノ河後ナル葦原ノ中ノ石ニテ坐セル由也、述ニ、今朝熊ノ鏡宮ノ水邊ニアル潮干岩カト云ヘリ、コ

ルヲモ按フニ、コノ乎多御子神社ト稱セルガ、ココニ云大歳神社ナルベシ、（大歳神ハイザハトノミ神ノ御子ナルコト、下ニ云、）志陽略誌、（志陽トハ志摩國ノコトヲ云フ也、）大歳宮在二恵利原村一云々、又祭二眞鶴一是ヲ云ニ大歳宮ニトアリ、此恵利原村ハ、沓掛村ヨリ遠カラヌホドノ地也トイヘリ、サレバ此アタリ伊雑方ノ上ノ葦原マデ、千田ト號シ處ナルベシ、（伊雑宮モ遠カラヌアタリ也、）カク件ノ神々、彼古事ノ任ニ御稲ノコトニ預リ仕奉リ玉ヘルナルベシ、サテ伊雑宮ハ、大神宮儀式帳ニ、伊雑宮一院、（在二志摩國答志郡伊雑村一、神宮以南去八十三里、）稱二天照大神ノ遙宮一、御形鏡坐、又御床一具トアリ、（コレ大御神ヲ此處ニシテモ祭奉ル也、御靈代ハ鏡ニ坐ス由也、サテ遙宮ヲ古本ニ、タビノミヤト訓リ、古キ稱ナルベシ、百練抄ニハ別宮ト云リ、下ニ出ス、）大神宮式ニハ、伊雑宮一座（大神遙宮、在二志摩國答志郡一、去二大神宮南一八十三里、）トアリテ、同式ニ、所攝六宮トイヘル中ナルヲ、不レ預二月次一トアリ、内儀式帳ニハ、管ル神宮肆院ニトイフ中ニ入ヲレタリ、此宮神名帳ニ載ラレズ、（大神宮式ニ、瀧原ノ並宮一座、大神宮遙宮在二瀧原宮地内一トミエテ、コレモ所攝六宮ノ内ニテ、月次ニ預玉ハズ、但儀式帳ニハ、管二神宮肆院一トアル下ニ、コノ並宮アレド、瀧原宮ニ併テ數ヘタリトミエテ、員ニハ入ラレズ、）此ハ本文ノ云々、由縁ニヨリテマヅ伊佐波神社、幷平田神御子神社ヲモ定メ玉ヒテ、五十鈴宮ノ大神ノ御稲ノコトニ預ラシメ、後ニ大神ノ遙宮ヲモ定玉ヘルナルベシ、百

練抄ニ、承久元年二月九日ノ下ニ、或人云、熊野山ノ悪徒等、亂ヨ入志摩國ノ島々ニ有ニ狼籍事一、伊勢大神宮ノ別宮伊雑宮御在所有二其恐一、可レ奉レ渡二御體於本宮一之由、有二豫儀一（本宮トハ、五十鈴川上ノ大神宮ヲサシテイヘル也、）トミエテ、別宮ト云ヘルヲモ思フベシ、コノ世記末ニ、伊雑宮一座云々、玉柱屋姫命是也トアルハ、上ニ云ヘル伊佐波神社ヨリ、此姫神ヲモ相殿ニ遷シ祭ルヲカク云ヘルナルベシ、ソハトドカヌ書ザマナレド、本書アリケルヲ、大方ニ書入タルナルベシ、迹ニ、元亨三年十二月廿四日記ヲ引テ、伊雑宮遷宮、物忌父石部清忠奉レ戴二正體一、大内人石部仲政奉レ戴二相殿一云々、（コノ物忌父、大内人等ハ、伊雑宮ノ人也、大神宮ノ宮人ニハアラズ、大神宮式ニ、伊雑宮ノ内人二人、物忌父等ハ任二志摩國ノ神戸ノ人一トアリ、）今ニ至ルマデ御樋代二具アリトイヘリ、サテ伊佐波ハ地名ナリ、本文ニ伊雑方ノ上ノ葦原トアリ、（伊雑ト二字ニカケルハ、地名ヲ二字ニ書ベキ令ニヨレルナルベシ、又雑字音「ザフ」ナルヲ、同行ノハノ音ニ通用シタル書格ニテモアルベシ、相模國ノ郡名阿由、加波ニ愛甲、肥後ノ郡名加波、志ニ合志ナドノ字ヲ用タルゴトキ例ニテモアルベシ、佐渡ノ郡名佐波太ヲ雑太トモ作ケリ、）大神宮儀式帳ニ、伊雑宮ハ、志摩國答志郡伊雑村ニ在ヨシ見エタリ、（年中行事、伊雑宮ノ詔刀ニモ、志摩國答志郡伊雑村乃下津石根爾大宮柱云々トモアリ、）此伊雑宮、今磯部七郷トイヘルガ中ノ上郷村ニアリテ、コヽヨリ

テ此神ノ傳ハ、下ニ考タルヲミヨ、帳ニ、志摩國答志郡粟島坐伊射波神社二座、(今答志郡上郷ニアリ)トアル一座ハ、此神ナルベシ、●拔穗爾令拔弖云々、拔穗縣久眞ノコトハ◎此間闕文ニ云ベシ、先穗チ拔テ、大神ノ御前ニ懸テ奠ルコトチ云也、縣奉始支ハ縣奉始支ハ縣奠始タル由ニテ、後ノ例トナリタル由縁ヲ含カネタル文也、●則其穗ヲ一イ本元々集ニ、穗チ稻トアルハ非ナリ、大幡主命例ニヨルニ命ノ字脱タルベシ、今補フ、女子云々、皇ノ字沙汰文ニ引ル御饌供奉本記ニ、大若子命大ハタヌシノコト也、ノ女子兄比女ヲ物忌ニ定玉フコトアリ、此妹ニテ乙姫ト云ヘルナルベシ、則其穗ヲトハ、縣久眞ニ懸テ奠タル穗ナリ、乙姫爾清酒令レ作云々、逑ニ、清酒作ノ內人元始ナルベシトイヘリ、コノ奉始支モ後ノ例トナル上ヲ含タル文也、●千税奉事ノ始ヘ因レ茲コレ也、千税ノコトモ下ニ云ベシ、コハ千税奠ル神事ノ始ヲ語レル也、●彼千穗稻生地ヲ千田止號支云云、千田ノ地ノコトハ下ニ云、●其處伊佐波登美之神宮造奉云々、彼鶴眞鳥乎云々、其處ハ伊雜ノ方上ノ千田ト號タル處ヲサス、則イザハトミノ神ノ宮ヲ造ツクリ建テ、皇大神ノ攝宮ト爲ル由也、彼鶴眞鳥ハ、上ニハ白眞名鶴ト云ヘリ、禽獸ナドヲ畏ミテ眞ト云例ハ、眞鳥也鷲眞神リ、大口ノ眞神トイヘ狼ノコト也、眞蟲トイフナド

思フベシ、眞名鶴ト云ヘルトキハ、眞名ハ美稱也、眞名子、眞名柱、眞名鰹ナドノ如シ、故初ハ眞名鶴トイヒ、後ニ神ナル由チ悟リテノ上ハ、鶴ノ眞鳥トイヘリ、心チツケテ味フベシ、大歳神ハ——保於止志神トモアルハ、穗落ホオトジノ義ニテ、穗チ落シタル由ハナケレド、咋持廻乍トアルチオモヘ、此トキノ狀ニ叶ヒテ聞ユ、ニハアシナホコノ神ノ傳ノ考ハ下ニ云フ、保於ヲ下上ニ唱訛タルナラムカ、又大穗落ノ於保ノ保於止志ノ於ノ省リタルニモヤアラム、サテ爲ニ皇大神攝宮ニ伊雜宮此也、ノ十一字疑アリ、按ニ、コハ後人ノ心得違ヒテ、細書ナドニ書入タルガ、本文ニ繞リタルニカ、又素ヨリ然心得タガヒテ書加タルカ、何レニモ省クベシ、然云フ故ハ、コ、ニ伊佐波登美之神宮造奉、彼鶴眞鳥乎號天、稱ニ大歳神ニ同處祝奉也トアルハ、帳ニ、答志郡粟島坐伊射波神社二座、並大トアル社ニテ、二座ハ伊佐波登美神ト、玉柱屋姫命コハ夫婦ニマセリトミユ、下ニイフベシ、トニ坐スナルベシ、此伊射波神社ハ答志郡沓掛村領ニアリテ、伊佐波止美神ト、玉柱屋姫命ト二座ナリト云ヘリ、コハ伊雜宮ノ長官、世古某ガ云ヘリト、上田百木カタレリキ、又帳ニ、伊射波神社ノ次ニ、同島ニ坐千乎多乃御子神社トアルモ、乎ハ千ノ誤ニテ、カノ千田テフ地名ニ由アリテ、伊佐波止美神ノ御子ナルベク聞ユ

御饌都神止由居神ヲ、度會宮ニ迎ヘ坐ルコトアリ、本文ハ下ニミナ引リ、●上ニ云ヘル如ク、此段ハ皇ノ字沙汰文ニ證シ出セル、皇大神朝御饌夕御饌供奉本記即大同本記也、其コトハ端ニ論リ、ト同文也、サテ其本記ニ、志貴瑞籬宮ニ——其時御船乘給云々トアルヲ、其時ノ下ニ倭姫命ノ三字アリ、御船トツヾケテ已下ハ此段ト同ジ、然テ津長社定給支トアル、已下カノ本記ニ、自爾以來大神主爾仕奉氏人等—大中臣朝臣トアリテ、此段ハ件ノ本記ヨリトレルカ、又別ニ本書ノアリシヲ、彼本記ニモ此世記ニモトレルカ決ガタシ、ソハトマレ正シキ古傳トミユ、

廿七年戊午秋九月十五日イ●鳥鳴聲高聞弖、晝夜不止囂倍、此レ異シ止宣弖、大幡主命ト舍人紀麻呂良止テ差レ使遣、令レ見ニ在イ彼鳥鳴處ハ、罷行見波、島國伊雜方上葦原ノ中ニ有ニ稻ノ一基生ハ、本波一基爾爲弖、末波千穗茂レリ也、彼稻ヲ白眞名鶴咋持廻乍鳴支、此見顯、其鳥ノ鳴聲止支、即返事申支、爾時倭姫命宣久、恐志、事不レ問奴鳥須良、田作テ皇大神爾奉物止詔弖、物忌始給弖、彼稻ヲ伊佐波登美神乎爲弖、拔穗爾令レ拔弖、皇大神御前爾懸久眞爾懸奉始支イ天、則其稻大幡主命女子乙姫爾、清酒ニ令レ作メテ御饌仁奉始支、千税千穗イ奉ル事ハ始レ自レ茲也、彼●稻ノ生地千田止號支在ニ島國伊雜方上ハ、其處伊佐波登美之神宮造奉テ爲ニ皇大神ノ攝宮ハ、伊雜宮是也、彼鶴眞鳥乎號天、稱ニ大歲神ハ同處祝宛奉也、又其神、皇大神之坐朝熊河後之葦原中ノ石仁弖爾志弖イ坐、彼神ヲ小朝熊ノ山ノ嶺ニ社造奉テ、祝宛令レ坐、大歲神止稱是也、

囂ハ、カマビスシカリキト訓ベシ、豐後風土記（アナスミ）ニ予が考アリ、●舍人紀麻呂良ハ、上五十一年本國奈久佐濱宮ノ段ニ、紀國造舍人紀麻呂良トアル人也、ナホ此時モ從ヒ仕奉レル也、●島國伊雜方上云々、志摩國答志郡伊雜郷アリ、和名抄、答志郡伊推郷トアルハ、雜字ヲ推ニ誤レルモノナリ、內儀式帳、伊雜神名帳ニ、答志郡伊射波神社トアリ、方上ハ答志郡、今ノ鳥羽ノ城ヨリ一里バカリノ西ノ海近キ處ニ堅神村アリ、鳥羽ヨリ堂坂越ト云フ山路ヘ通フ道ナリ、此處ナルベシ、●事不レ問奴鳥須良ハ、言語也、萬葉六ニ、「コトトハヌ木スラ云々」●物忌始云々、重キ神事ヲ行ヒ玉ハムトシテ、殊ニ齋ミ清マハリ始給ヒテ也、●伊佐波登美神、コハ神ノアラハレテ然シ玉ヘル也、サ

従其西之海中爾有七箇島ニ云々、海鹽淡甘支、トアル甘キハ、淡キガウヘニマタ甘美ヨシナルベシ、又ニ鹽氣ノ鹹キ甘キトイヘル方ノ、アマキナラム歟トオモヘド、淡キトイフガ則其アマキナレバ、サニハアラジ、淡良伎ノ良伎ハ活言ニテ、和良伎ナド云和ラクトモナド云フニ同ジ格ノ言ナルベシ、逃ニ、七箇島ハ今飛島トイフ是也トイヘリ、夫木集ニ、「アハラゲノ島ハ七島ソノ中ニ毛ナシクハヘテ八島ナリケリ」トアルハ、アハラゲハアハラギノ訛レル也、コレニヨレバ、七島ハ淡良伎ニ屬タル島トキコユ、◉其鹽ノ淡ノ滿溢浦ノ名乎、伊氣浦、カノ淡ラギタル鹽ノ滿溢ル、浦ノ名ヲ、伊氣浦ト號玉ヘル也、其ハ彼從レ其以南ノ海鹽云々、トアルヲウケタリ、サテ伊氣トハ水ノ滿タル狀ヲ云フ言也、池モサル義ヨリ出タルナルベシ、魚ヲ生養フ由ノ義也トイヘルハイカヾ、和名抄、度會郡伊氣伊介郷アリ、浦ハ夫木集ニ、寂阿、「松ニ吹イケノ浦風渡ルラン浪ニタヽヨフ浮島ノ山、」今宇治郷松下村ノ東ノ入海ヲ伊氣浦トイヘリトゾ、◉淡海子神云々ハ、アハミコト稱ルナルベシ、淡海ノ名ハ上ニ見エ子バ稱言也、逃ニ、此社今伊氣郷伊介島ノ林中ニアリ、前ニ島々多シ、古ハ其ガ中ナル中島トイフニ

在シガ、波風ヲ避ンタメニ、今ノ地ニ遷セリトイヘリ、式ニ、度會郡粟皇子神社トアル社ナルベシ、アハミコト稱セル海ヲ崇言ト意得誤リテ、子ト云ヘ引合テ、皇子ト作ルナルベシ、コハ淡海トカケルゾ正シカルベキ、◉其處乎云々、其處乎ハ伊氣浦ノ處ヲ也、如此朝夕ノ御饌地ヲ定メオキテ、還リ玉ヘル由也、行幸ノ字ハ、倭姫命ニ系テハイカヾナル書ザマナレド、タヾ「イデマシ」トイフ言ノ訓ヲ借リタル也、サテ還リタマフヲ還イデマストイヒテハ、言ノ意ニツニナリテイカヾナルガ如クナレド、イデマシト云ガ貴人ノ御アリキノ體語トナレル上ノ言也、罷ルトイフハ、◎以下注文缺其船ノ泊留在志處乎云々、還リ坐キ、御船ヲ泊テ日數ク留リ在シ所ナル故ニ、津長ト號玉ヘルナルベシ、原トハ其河原ヲ主ト云ヘルナルベシ、津長社ハ内儀式帳ニ、津長大水神社式ニ、度會郡ニ載タリ、一處、稱ニ大水上兒栖一本柄トアルハワロカルベシ長比賣命、形石坐、倭姫内親王代定レ祝、正殿一區、長六尺、弘四尺、高六尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地三町、四至東ハ道、南西北ハ山トアリ、帳解十四ノ四十六□十ウ斟酌シテ書ベシ、逃ノ考ト合テ書ベシ、栖長ハ津長ノ訛ナルベシ、サテ此定玉ヘル御饌處御饌島ヨリ、朝夕ノ大御饌ヲ奉レルコトナリシヲ、後ニ度會ノ外宮ノ御饌殿ヨリ調進ルコト、ハナリタルナリ、其ハ下ニ引ル如ク、此ツヾキノ文ノ大同本記ニ見エタルニ、是後雄略天皇御夢爾云々トアリテ、

儀式帳解同上引ベシ、◎此間闕文 ●湯貴潜女、湯貴ハ◎此間恐有闕文 潜女ハ◎此間恐有闕文述ニ云、國崎島ヨリ三祭禮ニ熨斗鮑割トイフ御贄ヲ、今モ二宮ニ貢ル例也、◎此間闕文 ●神堺定給支ハ、大御神ノ宮地ト標玉ヘル界ヲ定玉ヘル也、神堺ノコトハ、內儀式帳ニ――(◎此間恐有脫文)コノ記ニハ其ノ一ノミヲ記セリ、下マデツヾケテ心得ベカラズ ●戶島志波崎佐加太岐島ヲ定給而、伊波比戶居云々、コノ島島ヲバ、朝夕ノ御饌ノ御贄處ト定玉ヘル由也、上ニ御膳ノ御贄處定ニ幸行島國云々、島爾マタ此島々ヲモ定タマヘル也、伊波戶居ハ齋戶居ニテ、御贄ヲ取リテ貢ル人ヘ、戶ヲ居定メ玉ヘル由也、戶ハ神戶ナド云戶ニテ、齋瑤ニテハ叶ハズ、戶ニ居ルトイフハイカヾナルヤウナレド、今モ俗ニ番所ヲ居ル、寺ノ住持ヲ居ルナド云如ク、定メ居ク意ナルベシ、國崎又云々ノ島々ニテハ、湯貴ノ潜女ヲ定メ、此島ニシテハ齋戶ヲ定メ玉ヘルナリ、サテ伊波比戶トアリケンガ、比字脫タルニヤ、サレド諸本ニモ未見アタラズ、サタ文ニ引ルニモ无ケレバ、舊ヨリ无カリケン、ソハ既クヨリ訛リテ、比字ヲ省キテ伊波戶ト唱ナリケム、●然倭姬命乃至◎此間闕文 ●鰭廣魚云々◎此間恐有脫文ニ鰭廣物鰭狹物トミエテ、大小魚ドモノコトヲ云古言ナルヲ、此ニ廣魚狹魚トイヘルハ珍シ、コレモ古言ナルベシ、●貝滿物、貝ハ殼ヨリ出タル名ナルベシ、滿ハ貝ノ肉ノ殼(カヒ)ニ滿タルヲ賞タル言ト聞エテ、珍シクメデタシ、

但シイ本ニ、貝津物トアルモ、タナツモノ、類ニテ聞エハシタリ、サタ文ニモ貝滿物トアリ、●息津毛――一本興トアリ、何レニテモアリナム、オキツモハ、古クハイヘレド、毛トノミイヘルモ古ク聞ユ、例ハ萬葉□ニ、玉モモカリフ子モシホカル◎以下注文缺 ●依來爾、コハ自然ニ依來ノミニハアラズ、此島ニシテ取リ獲ルヲモ包タリ、萬葉□ニ――依テ仕奉――ナドノ意ニテ、神ノ御德ニカケテ云詞也、●海鹽――相和而ハ、鹹ノ甚シカラズトイヘル也、淡キトハ本ヨリノ趣ニ對ヘテ、ソレトハ薄キヤウノ意也、淡海浦一本鹹サノ淡キ潮ナル由也、湖ヲ淡海トイヘルハ、ナベテノ海ニ對ヘテ淡キ由ヲ云也、津思ヒ混フベカラズ、●伊波戶居島名戶島止號、內儀式帳ニ、瑤島トアルト同處ナルベシ、雜例集ニハ戶島トアリ、●支波刺處名柴前止號、コハ此記ノ本ドモ戶島止號支、彼刺所名云々、又戶島止號支、波刺處名云々、刺ヲ判トアルハ誤也、刺ノ古字剌トナドアリ、サタ文ニシバサシ、トコロノナヲ書リ、モ同ジ、支ハモシクハ志ノ誤カ、サラデモ支ハシノ音也、サテ柴ヲサシ云々ト訓ムベシ、玉ヘリシハ、古ノ神事也、萬ニ――コシバサシ、◎此間闕文 ソノ外榮木ニマレ、竹ニマレ、神ワザニハサシ立タルコトニテ、玉串トイフモコレ也、カクテ後サマ〲ニウツリカハリテ、今ノ御幣トイフモノモ、ソレヨリ出タルコト、別ニ考アリテ云ヘリ、コト長ケレバコヽニイハズ、儀式帳解ニ、海人ハ柴ガ崎ト云ヨシ云リ、サレド地ノ在所ハイハズ、◎此間闕文

御逆驛使朝廷還詣上、倭姬命御夢狀細返事白支、爾時天皇聞食天、則(即イ)大鹿島命ヲ祭宮定給支、大幡主命神國造兼大神主定給支、

此文ハ度會ノ先祖ノコトヲ顯ハサン裏心ニテ、例ノ書加トミユ、書ザマモ例ノ異ナリトオボユ、五部書說辨ニ、(百木ノ世記考十八丁入ベシ)(◎以下注鈌文)

神館造立、物部八十友諸人等率、雜神事取總捧(整イ奉イ)天、太玉命供奉―云々、置ニ神寶ニ、一本コ、ノ註ニ伊奘諾、伊奘册尊云々、

此ハ種々取集タル文ニテ、書ザマモ古ナラズ、疑シキコトモ雜レリ、決テ加筆ナルコト明也、細注ハ云フモサラ也、

倭姬命御船乘給、御膳御贄處(所イ)定、幸ヨ行島國國崎島ハ、(鵜)(倉)(䲊)(柄)(等島)爾、朝御饌夕御饌止詔而、湯貴潜女等定給天、還坐時、神堺定給支、戸島志波崎佐加太岐島定給而、伊波比戸居給而、朝御氣夕御氣處定奉、然倭姬命御船留而、鰭廣魚、鰭狹魚、貝津物、息津毛、邊津毛依來爾、海鹽相和而、淡在介留、故淡海浦(津イ)止號支、伊波比戸居シ島ノ名ヲ戸島止號、支波刺處ノ名ヲ柴前ト號キ、從レ其以西之海中爾、有ニ七箇島ハ、從レ其以南ノ海鹽淡甘支、其島乎淡良伎之島止號支、其鹽淡滿溢浦名乎、伊氣浦止號支、其處爾參相弖御饗仕奉神乎、淡海子神止號弖、社定給支、其處乎朝御氣夕御氣ノ島ト定支、還幸行、其御船泊留在志處乎、津長原止號支、其處爾津長社定給支、

以上ノ文、御船ニト云ヨリ以下ハ、全ク皇字沙汰文ニ載タル、皇大神朝御饌夕御饌供奉、本紀ノ文ナリ、此ハ所謂大同本記也、記ノコトハ既ニ論ヘリ、サテカノ沙汰ニ載タル前後ノ文ハ、因ニ下ニ引ツ、但國崎島トアル下ニ、鵜倉䲊柄等島ノ五字アルヲ、此記ニナキハ脫タル也、故補フ、處字記ニ所ト書タル本多シ、何レニテモヨシ、一本

●島國ハ志摩國也、國崎ハ◎此間闕文 三才圖會、民部圖帳、ソノ外神宮書ミルベシ 又供奉本記ニ處トアルニ從フ、辭ノ假字ハ例ノ區ナレド、煩ハシケレバ唯多キニ從フノミ、

述ニ云、舊記ヲ閱ルニ、古國崎村ヘ綸旨ヲ玉ハリ、又地ノ四至堺ヲ定メ玉フトキ、後醍醐天皇ノ御世ニ、神官ヨリ彼村ヘ遣リタル文書アリ、其文云、四至限ニ東ハ大海ノ中ヲ、限ニ南ハ奈久佐濱ヲ、西ハ限ニ黑石潄滑石ハ、限ニ北海ハ鳥石一島ヲ、正中元年十二月日ニ、宮使官符權禰宜兼友判トアリ、此眞蹟ヲ伊豆國伊藤ナル楠甚兵衛ト云フ者藏リ、此人ノ祖國崎ノ產ニテ、後伊豆ヘ移居住セリ、

◎此間闕文 鵜倉䲊柄、鵜倉ハ內儀式帳ニ、志摩國鵜椋、解一ノ四十三丁ウ、雜例集ニ、志摩國鵜倉神戶、䲊柄ノ神戶、

布比能比賀氣流美夜」、マタ祝詞式、龍田風神祭ノ告刀ニ云々、吾宮者朝日乃日向フ處、夕日乃日隱處(カクル)乃龍田能立野乃小野爾定奉弖、ナドアル壽詞ト思ヒ合スベシ、傳、

●浪音不レ聞國、風音不レ聞國、ハ隱レタル意ナシ、但コハ荒キ風フキ、荒キ波起コトナキ由也、涙音不レ聞ハ、海ノナキ由ニハアラズ、垂仁紀ニハ、常世之涙重波歸國也、ト詔ヘル由ミエテ、大海アル國ナル由ヲ、賞玉ヘルヲモ思フベシ、國ノ害(ワザハヒ)ハ風ト水トヨリ甚キハ無キヲ、サル騒ノナキ由ト聞ユ、●弓箭鞆音不レ聞國、鞆ノコトハ傳□ニクハシ、サテ壽玉ヘルヤウハ、人々ノイチハヤビアラソヒテ、弓射クハス鞆ノ音モ聞エヌ由也、サラバ鞆トノミニテ弓矢トイハデモアルベキヲ、弓矢ト云ヘルゾ雅ビタル、人ノ害ハ軍ヨリ甚キハ無キヲ、コレモ然ル騒ギノナキ由ト聞ユ、儀式帳ニ涙音風音鞆音ノ聞エヌ由ヲ述テ、云々止大御意鎮坐國止悦給弖、トアルヲモ思ヒ合スベシ、●打摩伎志賣留(ウチマギシメツマル)國、コハ心得ガタキヲ強テ解ム、打覓標留國ト云ヘルナルベシ、打覓ニテ句ルベシ、シメハ傳◎以下注文鉄　鎮座(シツマリマス)シツマリトイフモ標留(シメツマル)ノ義ナルベシ、シメハ本、シメ、ジムナド活ク言ナレバ、連言ノニハメヲ略キテ、シトノミモ云ベシ、サラデモハブカルベシ、都麻理ハ留住ル意ナルコト、傳十一ノ五十四丁オニミユ、本居氏云、志津萬留ヲツヽメテ、須武ト云リ、須美水ヲ志美豆ナド云ヲ思ベシトイヘル、自ラ此考ニ似タリ、同ジ此詞ノ末ニ、五十鈴宮爾鎮利定利給トアル、鎮利モ同言ナガラ、コハ標留(シメツマル)ヲ體ニ宮ニカケテ云ヒ、上ナルハ用言ニ國ニカケテ云ヘリ、古キ雅言ナルベシ、盛衰記ニ、朕ガシメ思召女也トアルモ、大自ノ御心ノマヽニヲサメ玉ヘル由、ナホヨク考ベシ、●敷浪浪保國之吉國ハ、シキナミノ、ナミノホクニノ、ヨキクニト訓ベシ、敷浪ハ繁浪ニテ、次ノ浪ノ保國トイハム序詞也、浪保國トイヘルハ、保國ハ秀(ホ)國ニテスグレタル國ナル由ナルヲ、波ノ秀(ホ)トイフヘ詔ヒカケタル也、秀國ハ國號ニ◎以下注文鉄　吉國ハ古事記ニ、上ニ引、朝日之直刺國云々、此地ハ甚吉地ト詔而トアル勢ヒニ似タリ、通本、敷涙七保國トアルニツキテ、オノレ既ニ思ヘリシハ、七保ハ七秀ニテ波ノ秀ヲイヘルカ、其ハ一一一ニ越ニ七波ナドアレバ也、サレバ垂仁紀ニ、重波歸國トアル御言ト同ジカルベシトオモヒシカド、上田氏ノ一本ニ、七ヲ涙トアルニヨリテ考テ、七ハ涙ノ疊字ヲ々トアリシヲ、七ニ誤レル也トイヘルニ從ヘリ、但シ疊字ヲ、古クハヒモナド書タル例ニテ、モヲ巳ニ誤リナドスル例アリ、今コノ七ハ、上田氏ノ考ニヨリテ、ヒトカケル疊字ノ誤トス、●百傳云々、百船トモ一本ニハアレド、其上ニナラヒテ改タルナルベシ、百傳ハ萬葉◎以下闕文

于レ時

コノ二字ハ、下ノ倭姫命御船乘給トアル文ヘ續ケテ見ントス、

云々、今當朕世祭ヨ祀神祇ハ、豈得レ有レ怠乎、三月丁亥朔丙申、離ニ天照大神豊耜姫命ハ、託ニ于倭姫命ハ、爰倭姫命求下鎮ヨ坐大神ニ之處上而、詣ニ菟田筱幡ニ（垂仁紀ニハ、阿貴宮ノコトハ略キテシルサレズ、）ト見エタリ、コレ大御神ノ御逆ノ御使トシテ、副警護セ奉ラレタル也、此記ニハ、初ニハ此御使等ノコトハ記サズシテ、此條ヘマハシテ記セル也、但シ伊蘇宮ノ段ニ、倭姫命波皇大神乎奉レ戴天、小船爾乘給云々、從ニ小河ニ志天行幸支、從ニ其河ニ志天御船後立支、爾時驛使等御船宇久留止白支、トアル驛使、即彼五人ノ命タチ也、サテ御逆驛使トハ、彼五人ヘカケタル也、大幡主命ハ、御逆使ニハ非ザルガ故ニ、（此命ノ勤シク仕奉ルコトハ、上ニ見エタリ、）並ト言ヲ隔タル也、

于レ時大幡主命悦白久、神風伊勢國、百船度會縣、佐古久志呂宇治五十鈴河上鎮利定利坐須皇大神止、國保伎奉支、終夜宴樂舞歌、如ニ日少宮之儀ニ志、

此大幡主ノ國壽ノ詞、ミナ上ニモ見エタリ、コハ大幡主命ノコトヲ、主トカタラムトシテ加ヘタリゲニキコユ、又終夜宴樂舞歌モ下ニ連キテモ聞エズ、日少之儀トアルモイカヾ、（書ザマモ記ト異リ、）

爰倭姫命、朝日來向國、夕日來向國、浪音不レ聞國、風音不レ聞國、弓箭鞆音不レ聞國、打摩伎志賣留國、敷浪浪保國之吉國、神風伊勢國之、百傳度會縣之、拆久志呂五十鈴宮爾、鎮利定利給止、國保伎給支、

内儀式帳ニハ、宇治土公等遠祖大田命乎、汝國ノ名ヘ何問賜支、白久、百船乎度會國、此川名波佐古久志留伊須々乃川止申須、是川上ニ好大宮地在ト申セバ、即所見好大宮地定賜支、朝日ノ來向國、夕日來向國、浪音不レ聞國、風音不レ聞國、弓矢鞆音不レ聞國止、大御意鎮坐國止悅給弖、大宮定奉支トミエ、垂仁紀二十五年三月云々、爰倭姫命求下鎮ヨ坐大神ニ之處上而云々、到ニ伊勢國ニ時、天照大神、誨ニ倭姫命ニ曰、是神風伊勢國ハ則常世之浪重浪歸國也、傍國ノ可怜國也、欲レ居ニ是國ニ云々、此二書ノ文ニ大方備ハレリ、サレバ此記ノ傳ヤ全カラム、● 朝日來向云々、古事記上、天津日子番能迩々藝命御天降ノ段ニ、天照大神、高木神ノ詔ニ、此地者向（膂鰭、肉鰭）韓國眞ヨ來ニ通笠沙之御前ニ而、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地ハ甚吉地ト詔而云々、マタ雄略段、歌ニ、「比志呂乃美夜波、阿佐比能比傳流美夜、由

亦託ニ皇后一曰、如ニ天津水影一押伏而、我所レ見國ヲ何謂レ無レ國云々、トアルナドモ考合スベシ、又按ニ、毘戸ハ押開ト云ヘ係ル枕詞トモ聞ユ、サレバ此御言ノサマ出雲國造神賀詞ニ、麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天、見行事能己登久云々、トアル意志波留志天云々ト云ヘルニ同ジク、押敷本ノマヽ、見波流伎ハ見開キニテ、廣ク遠ク見渡ス意ノ言也、天國押波流伎廣庭命ト稱シ奉ル御名ヲ、天國押ハルキハ、廣ト云フヲ稱ヘタル言ナルベシ、サル意ヲ俗ニ、見開キトイヘリ、晴モ遙ノベルモ、元ハ同ジ意ナルベシ、スベテ此記ノ枕詞ト聞ユルガ中ニ、ナホ事實ニモ叶ヒテ聞ユル處彼是アリ、萬葉集又古書ドモノ古言ドモモナホアリ、コレモ古ノ雅言ノサマナルベシ、後世ノ歌ニ「天ノ戸ヲ押明ガタノ云々」ナド詠ルモ、言ハ後ナガラ意バエハ似タリ、神宮諸雜事記ニ、天照大御神、五十鈴之川頭ニ鎭坐トキノ條ニ、于レ時皇大神宮託宣偁、此地者於ニ天宮一所ニ見定一之宮所是也者レバ、奉ニ鎭坐一、マタ外宮儀式帳ニ、天照坐皇大神云々、大長谷天皇御夢爾、誨覺賜久、吾ハ高天原ニ坐弖見志眞岐賜志處爾、志都眞利坐奴云々トアルモ、後ニ更此トキノ事ヲ告玉ヒシ也、

以下押紙

神功紀ニ、皇后神主トナリテ、最前ニ諗玉ヘリシ神名ヲ請問玉ヒタルトキ、伊勢國云々、居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命ト名告玉ヒシハ、則天照大神ニ坐セルガ、然ノ玉ヘル撞賢木ハ齋賢木ニテ、嚴御魂トハコレモ嚴ハ齋ノ義也トイヘリ、本居主ノ說、

其ハ此御國ニシテ、賢木ヲ立テ齋キ祭ル神ノ魂トイフ由ニテ、天疎向津媛トハ、天疎リ向ヒ拜見レ玉フ媛神ニ坐ス由ニテ、日ノ大御神ナル由ヲ詔ル神語ナリ、

于レ時倭姬命、並御逆驛使安部武渟河別命、和珥彥國葺命、中臣國摩大鹿島命、物部十市根命、大伴武日命、並度會大幡主命等仁、御夢ノ狀具令ニ敎知一給支、

◯並ノ字ハ衍也、③內宮儀式帳ニハ、既ニ美和御諸宮ヨリ、宇多ノ阿貴宮ニ令レ入坐ストキノ條ニ、御逆ノ驛使阿倍武渟川別命、和珥彥國葺命、中臣大鹿島命、物部十千根命、大伴武日命、合五柱命等、爲レ使令レ入坐支云々、垂仁紀ニハ二十五年春二月丁巳朔甲子、詔ニ阿倍臣遠祖武渟川別、和珥臣遠祖彥國葺、中臣連遠祖大鹿島、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日五口ノ大夫一曰、我先皇御間城入彥五十瓊殖天皇、惟叡作聖云々、禮祭神祇剋己勤身

以上卅八字モ書加トスベシ、釆女忍比賣云々ノコトハ、上ニモミエテサモアルベキヲ、令ニ天富命一云々トアルハ、例ノ覺ツカナシ、コハ何ヲガナ古事ヲ取ソヘムトシテ、カヽル由ナシゴトヲ入タルベシ、古語拾遺、神武天皇ノ御世ノコトヲ記セル條ニ、又令下天富命率ニ齋部諸氏一作中種々神寶、鏡玉矛盾木綿麻等上、マタ淨見原朝ノ御世ノコトヲ記セル下ニ、其二曰、朝臣以賜ニ中臣氏一、命以ニ大刀一、其三曰、宿禰以賜ニ齋部氏一、命以ニ小刀ニ云々、トアルナドヲヤ取レリケム、但件ノ書加ニ、天富命孫トカケルハ、時代ヲ合セントセル所爲ナルベシ、備ニ神寶大幣一矣ノ六字、漢文ノ調ザマニテ、此本記ナベテノ書法ト殊ナリ、（但シコレラノコト一ノ古傳ナルモ知ルベカラズ、何レニモ本記ノ文ニハアルベカラズ、）

爾時皇大神倭姬命乃御夢喩給久、我高天原仁坐テ、瓱戸押張原、如見、見志、眞伎志國大宮處波是也、鎭利定利給止覺シ給支、

●我ハ我ガト訓ムベシ、是也トイフマデニ係レル御言也、●瓱戸ハ述ニ、御門ノ訓ヲ假テ書ル也トイヘルニ從フ、（其餘ノ説ハ取ニ足ラズ、）記中戸ノ字ヲ門ニ用ヒタレバ、コ、モシカヨムベクオモハルレド、ミカベト訓テハ其義キコエガタシ、此記中、前字ヲ「サキ」トモ「サヘ」トモヨムベク、後字ヲ「ノチ」トモ「シリ」トモヨムベキ類ト同例ナレバ、假字書、マタ、テニオハノカナコソハアレ、ナベテノ文字ノ訓コトバノコトナルニカヽハルベキニアラズ、又云、此本二十七丁オ注、伊波比戸ノ戸モ、ト、訓ベシ、押張ハ於志波流伎ト訓ベシ、波流伎ハ比良伎ト云フニ同ジ、（催馬樂東屋ニ、止乃止比良可世云々、曾乃止乃和禮左々女於之比良[支]天トアリ、殿戸開カセ云々、其殿戸吾鑽メ押開テ也、古事記細開天石屋戸而、（アメノイハヤドチホソメニヒラキテ）書紀ニ（アナクニオシハルキ）、）●原如見ハ、モトミシガゴトト訓ベシ、高天原ニ坐テ、御門押開キ、原見オキ玉ヒシガ如也、（如見、一本、始ト作ルニヨレバ、其下ノ見一字ヲ衍字トシテ、原始見志眞岐志國トセン方調ヒテキコユレド、原始ノ二字ヲ熟ネテカケルハ、此記ノ古文ノサマニ似ツカハシカラズ、イカヾアラン考ベシ、）見志眞伎志國云々ハ、覽玉ヒ求玉ヒシ國、又其大宮處ハ此處也ト詔玉ヘル也、此ハ既ニ宇多ノ秋宮ニテ、倭姬命ノ御夢ニ、高天原坐而吾見之國仁吾乎令坐奉ト、悟敎玉ヒシ大宮處ハ是處ナリ、鎭リ定リ給ハムト、今歲其御コトヲ遂シ玉ヘルコトヲ歡玉ヘル御喩ナリ、仲哀紀ニ、時神

仁大宮柱廣敷立天、天照大神並荒魂宮和魂宮止奉ニ
鎮坐ニ、

以上八十字例ノ加筆也、今歳倭姫命詔云々等トアリテ、五十鈴原トイヘルヨリ奉ニ鎮坐ニトアルマデ、全ク祝詞ノサマナリ、又天照大神ノ和魂宮トアルハ、古傳ニ曾テ聞エヌコト也、多賀宮ヲ大御神ノ和魂也トイヘル説アレド、云ニタラズ、大神宮式ニ、多賀宮一座、豐受大神荒魂云々トアリ、スベテ此文上文ニツヾカズ、決テ加筆也、熟(ヨク)ミテ差別(ワキマフ)ベシ、但シ大峡小峡トイフヨリ、齋柱立トイヘルマデノ文ハ、式ノ大殿祭ノ祝詞ノ中ナル詞ト全同ジ、字ノ書ザマイサヽカ異ニシテ、辭字ノ有無少シ異ナリ、其中式ノ今本 山神爾祭氏トアルヲ、山祇爾奉レ祭弖トアルハ、此方少シマサリテキコエタリ、按フニ、儀式帳ニ、皇大神御形新宮ニ遷奉時儀式ノ條ニ、中臣告刀申シテ新宮仕奉弖云々、トアルトキノ儀式ニ申ス祝詞ニヤアラム、神宮ノ書ドモニハナキヤ、覺エズ、カニカクニ後ニ書加タル文ナリトミエ、心御柱ナドヤ、古クモキコユレド、イト上代ノ言ニハアラズ、

于レ時美船ノ神朝熊水神等、御船仁乘奉利弖、五十鈴之河上仁遷リ幸シキ、

● 美船神ハ、寒川ニ行在ノ章ニ、御船神社定給支トアル神ノ靈、朝熊水神等トハ、奈尾之根宮ノ章ニ見エタル五柱神ノ靈ナルベシ、其ヲ朝熊水神ヲ主ト申セルハ、後ニカノ神々ヲ合テ祀リ、朝熊社ト申セルコト、上ニ云ヘルガ如クミエタルユヱ、マシ〳〵ケルナルベシ、

于レ時河際仁志天、倭姫命御裳(ス)濯長計加禮侍介留平洗
給倍利、從レ其以降、號ニ御裳須會河ト也、

以上卅六字例ノ書加ナルベシ、侍介留平(ヘベリケルヲ)ト書ルサマナド古文ニアラズ、以降ノ字モ本文ノ書ザマニアラズ、漢ザマ也、本文ナラバ其處乎ナド書ベキ例ナルヲヤ、序(ツイデ)ニ云、歌ナドニモ御裳スソ川トヨミナレタルヲ、內儀式帳ニ、那自賣神社ハ大水上御祖(ミオヤノ)命云々、又同御玉御裳乃須蘇比女命云々トアルヲ思ヘバ、神ノ名本ハ須蘇比女ト申スヲ、御裳乃ト枕詞ヲ加ヘテ申ナラヘルニヤ、式、コモマクラ高ミムスビ神社トアル類、サテ件ノ文モ一ノ傳トキコユ、若クハ後ノ風土記ナドノ文ニモヤアラム、後ノ風土記ヲトレル文、末ニ處々見エタリ、

釆女忍比賣造ニ天平賀八十枚ヲ、令ニ天富命孫作ニ神寶
鏡大刀小刀矛楯弓箭木綿等ヲ、備ニ神寶大幣ト矣、

●此猿田彦ノコト伊賀伊勢風土記ニモアリ、古語拾遺ニモアリ、可レ引、（此コトコヽノ文、マタ下ノ酒殿瀧祭社ノ下ト、テリ合セテ書ベキナリ、）●神皇正統記一、（天瓊矛ノ下ニ、）垂仁天皇ノ御宇ニ、倭姫皇女、天照大神ノ御敎ノマヽニ國々ヲメグリ、イセノ國ニ宮處ヲモトメ玉ヒシトキ、大田命トイフ神マキリアヒテ、五十鈴ノ川上ニ、寶物ヲマモリオケル處ヲ示シ申セシニ、彼天逆矛、五十ノ金鈴、天宮ノ圖形アリキ、大倭姫悦テ其處ヲサダメテ神宮ヲ立ケル、寶物ハ五十鈴ノ宮ノ酒殿ニヲサメラレキトモ云、又瀧祭ノ神ト申ハ、龍神也、其神アヅカリテ地中ニヲサメタリトモ云、一ニハ大倭ノ龍田神ハ、此瀧祭ト同體ニマス、此神ノアヅカリ玉ヘルニヨリテ、天柱國柱トイフ御名アリトモ云、

廿六年丁巳冬十月甲子、奉レ遷ニ天照大神於度會五十鈴河上一留（イナシ）

垂仁紀ニハ、廿五年三月云々、爰倭姫命求下鎭ニ坐大神ニ之處上而、詣ニ菟田筱幡一更還之、入ニ近江國一東廻ニ美濃一到ニ伊勢國一時、天照大神誨ニ倭姫命一曰、是神風伊勢國云々、欲レ居ニ是國一故隨ニ大神敎一其祠立ニ於伊勢國一ト史ルサレ、細書ニ又云、天皇以ニ倭姫命一爲ニ御杖代一貢ニ奉（貢ハ項ノ古體也、古書ドモニ多クミユ、）於天照大神一是以倭姫命以ニ天照大神一鎭ニ坐於磯城嚴橿之本一而祠レ之、然後隨ニ神誨一以ニ丁巳年冬十月甲子一遷ニ于伊勢國渡遇宮一云々、（此記ハコノ書紀ノ一云トアル年紀ト同ジ、述ニ云、日本長暦（保井春海）述云、垂仁天皇廿六年十月丁丑朔、此月無ニ甲子一十當レ作レ九、九月戊申朔甲子ハ十七日也、到レ今九月十七日皇大神宮神嘗祭也、度會益弘云、此甲子ハ十月十八日歟、若冬十月ノ冬ノ字、壬ノ字ナラバ、壬十月十七日也、十月十八日ニ當ルノ據ハ、日本紀ニ秋八月戊寅朔トアリ、是ヲ以テ案ルニ、八月ニ壬アレバ、其壬月小ニシテ、九月朔ハ丁丑也、十月朔ハ丁未也、然レバ十八日甲子也、九月ニ壬アリテモ、十月ノ甲子ハ十八日ニ當ルナリト云ヘリ、スベテ書紀ノ年紀月日ナドハ、悉クニ信ガタキコトハ、既ニ本居翁ノ云ハレタルガ如クナレバ、考ルニ由ナシ、件ノ書紀モ、本文ニハ其祠立ニ於伊勢國一トアリテ、月日ヲ記サレズ、一云トテ、一説ヲ載ラレタルヲオモヘバ、既クヨリ慥ナラザリシナルベシ、）內宮儀式帳ニモ、纒向珠城宮御宇活目天皇御世云々、大宮地定賜比支、伊須ノ川上ニ也、本文ハ（因ミニ上ニ引ケリ、）トミエテ、御世ノ幾年トイフコトハ見エズ、●大神宮式ニ大神宮三座、（在ニ度會郡宇治郷五十鈴河原一）天照大神一座、相殿神二座云々、

今歳、倭姫命詔ニ大幡主命、物部八十友諸人等一、五十鈴原乃荒草木根苅掃比、大石小石造平弖、遠山近山乃大峽小峽爾立材乎、齋部之齋斧乎以天伐採天、本末乎波山祇爾奉レ祭（マツリタムケ）弖、中間乎持出來弖、齋鉏乎以天齋柱立、（一名天御柱、一名心御柱、）高天原仁千木高知利、下津磐根

（一本弭）津美命、朝熊水神等ヲ五十鈴川後江（一本无）爾天奉ニ（リタマヒキ）御饗ヲ、

●従レ其ハ家田田上宮ヨリ也、●奈尾ノ根宮、コノ宮ニ坐シコト儀式帳ニ見エズ、宮ノコトハ上田ノ遷都考ニ、◎此間闕文 ●出雲建子命云々ハ、上神風ノ條ニ、イセツ彦ノ考ノ處ニ云、後ニコヽニ入ベシ、

●神名略記ニ、朝熊社三座、櫻大刀自命、苔虫神、朝熊水神、或加ニ櫛玉、大歳、大山津ニ見レ為ニ六坐ニ、

●出雲建子命以下五柱神等ヲ、五十鈴川後ニ御饗奉レル由也、〔此五柱神等ノ、大神ニ御饗奉レル也トイヘルハ非也、〕其ハ大神ノ五十鈴宮ニ大宮定メ鎮リ坐ベキニヨリテ、既ク其邊ニ坐ス彼五柱ノ神々ヲ、御饗奉玉ヘル也、〔ミアヘ上リ玉ヒキト訓ベシ、〕〔サテコハ大神ノ御為ニ、倭姫ノシカ為玉ヘル也、●出雲建子命ハ伊セツ彦ニシテ、舊此國チ領キ玉ヒシ神ニ坐シ、又大歳神、櫻大刀自神々ハ其御子ニマシテ、大歳神ハ穀ニ由アル神ナリ、サテ大山津美ハ山ノ神ニ坐シ、朝熊ハ水神ニ坐シテ、各コトサラニ和メ和シ玉フベキ由アリテキコユ、末ニシルス、〕

于レ時猿田彦神裔宇治土公祖大田命参相支、汝國名何問給爾、佐古久志呂宇遅之國止白弖、御止代神田進支、

●内儀式帳ニ、宇治ノ家田田上宮ニ坐支、爾時宇治大内人仕奉ル、宇治ノ土公等遠祖大田命乎、汝國名何問賜支、白久、百船乎度會ノ國、是川名波、佐古久志留伊須々乃川止申須、是川上好大宮地在リト申ス、即所(ミツナ)見(ハシテ)好大宮地ナリト定賜比支、云々國止悦給弖、大宮定奉支云々トアリテ、大田命好大宮地アル由ヲ奏セル趣(ヨシ)也、此記ノ傳ハ、伊蘇宮章ニ、倭姫命云々、宮處覓爾大若子命乎遣（遺カ）給支トミエ、澤道小野ニ坐セルトキノ章ニ、其時大若子命従ニ大河ニ云々、五十鈴川上爾吉御宮處在ト白支トアリテ、儀式帳トハ異也、●宇治土公祖云々、儀式帳解ニ◎此間闕文 ●御止代神田ハ、内儀式帳ニ、御刀代田(ミトシロノ)トモアレバ、御止代神田トモ云ベシ、御稔代神田ナルベシ、

倭姫命問給久、有ニ吉宮處ニ哉、答白久、云々言上給比支、

以上百八十二字例ノ加筆也、其ハ先ツ上丁ニ云ヘル如ク、此トキ宮處覓メ見定テ、五十鈴河上ニ吉御宮處在ト奏セルハ大若子命ナルニ、又大田命ニ問玉フベクモアラズ、此ハ内儀式帳ニ〔上丁ニ引ル如〕大田命云々、好大宮處在ト申云々、定賜支トアル傳ヘヲ、此ニ取添テ連ケタル也、〔サテ此加筆ノ傳ハ、儀式帳解ニ云云トイヘル如ク、幽契アルコトナルベシ、鎮座傳記ニハ云々述ニアリ、〕サレドイタク後ノ書ザマニテ、如何ナル書ザマモ交リテ本記ト紛ルベクモアラズ、

名上ニ云リ即宇治郷ニ鹿海村鹿海川アリ、●又問給久、奈止加加久爲、爲ハツクルト訓ベシ、何如是佃ト問玉ヘル也、サテ苗草ヲ戴モチタル耆女ナレバ、佃人ナルコトハシルキヲ、今何佃トトヒカケ玉ヒ、更何カ如是佃ト問玉ヘルハ、何ナル御意ナリケム、按フニ、大御神ニ御田進ラム心ノ出來ベキヲ裏ニ含テ、ナジリ問ヒタマヘルナルベシ、●耆女白久、此國波鹿乃見哉毛爲、シカルニ彼耆女、サ御意バエナル由ハ悟ラデ、耆女ナリトシテ侮リ玉ヘリト辟心得シテ、此國ノ名ハ鹿海トイフ處ナレバ、毛ヲ作ルナリト、鹿ト云フニツケテ、毛ノコトヲ云ナシタル也、若狹國ノ山里人ノ語ニ、衣ヲ装ルコトニツキテ、夏ノ鹿サヘ毛ヲ繕フトイヘルヲキヽタリ、其由ヲ問フニ、夏ハ鹿ノ毛ノウルハシクナルモノ也、其ヲオノレトネブリナドシテ、ツクロフサマナルニヨリテ云トイヘリ、由アリゲナル詞也、毛トハ稲穗ヲ云ベシ、今モ然云ヘリ、稲ノ實ノリノホドヲ見改ルヲ、毛見ト云フモコレ也、然ルヲ撿見ト書テ、撿ヲ「ケミス」トモヨミナレタル例ヲ云ヘルハ、中々否ラズ、撿ヲケミト訓ルハ字音ナリ、サテ次ニ何如是問給ト難メタルヲ思合テ、耆女ノ僻心ヨリ御答申セル事狀ヲ察ルベシ、●内宮儀式帳ニ、加努彌神社、大歳神兒稲依比女命、形石坐トアリ、稲依比女苗草ニ由アリ、「カノミ」「カヌミ」カヌミノ方古クキコユレドモ、舊ヨリカノミト云タランガ、カヌミトナリタルモシルベカラズ、

從レ其矢田宮幸行支、次家田田上宮ニ遷幸支、其宮坐時、度會大幡主命、皇大神乃朝御氣夕御氣處乃御田定奉支、宇遲家田田上爾在ル、名ニ拔穗田ト是也、

●從レ其ハ神淵河原ヨリ也、内宮儀式帳ノ次磯宮ニ、次百船平度會國佐古久志呂宇治ノ家田ノ田上宮坐支云云トアリ、矢田宮ノコトハナシ、百樹ノ儀式帳ノ宮所考矢田家田田上ニ、◎此間闕文 ●大幡主命ハ、上ニ大若子命ノ一名トアリテ、其處ニ記セリ、●御氣處云々、イ本氣ヲ食ト作ル、イヅレニテモ宜シ、御食ノ料ノ御田ヲ定奉レル由也、●宇遲田田上、コハ上文ノ如ク、宇遲ノ家田ノ田上トアリシガ、決ク家ノ字ノ脱タル也、名ノ義ハ上田百樹ノ考ノ如クナルベシ、但宇遲ノ神田トイヘルハ信ガタシ、●拔穗田ハ、儀式帳ニ、宇治郷考ベシ御田刈拔穗稲ヲ、大物忌、宮守物忌、地祭物忌、荒祭物忌、幷四人仁自ニ御倉ニ下シ充奉トアル處ナルベシ、拔穗使ト云ハ ◎以下闕文

從レ其幸ヨ行奈尾之根宮ニ坐給、于レ時出雲神子出雲建子命、一名伊勢津彦神、一名櫛玉命、並其子大歳神櫻大刀自神、大山

歩、一本二町四百歩、四至東北大海、イ作大溝ニハ非ナリ、南西山トアリ、

○儀式帳云、國生神兒在宇治郷松下村ノ北神崎、毎年六月十五日、本宮禰宜到此海濱、捕荒鱺御贄、號贊海神事、度會延賢云、此社ノ森ヲ、村民稱シテ下小森トイヒ、社ノ上ノ半腹ニアル森ヲ、上小森ト云フ、上小森ハ社ナシ、是式外ノ攝社神前ニ坐ス許母利社ナルベシ、●内宮儀式帳 許母利神社粟島神也、御玉形無トアリ、

◎以下闕文

從其江上幸行、御船泊志處ノ名ヲ、號御津ノ浦ト支、其上ニ幸行、小島在支、其島ニ坐豆山末河内見廻給天、爾歟如大屋門前ノ地在支、其處上坐天、其處名ヲ號大屋門ト支、

○今二見郷ニ三津村アリ、其南ニ三津浦アリ濱荻ノアル處也、御津ハ御船泊ヘル津ナルニヨリテノ號也、●津ハ何處モ海ニマレ、川ニマレ、水ニ添ヒテ集ル處ヲ云、夫木集ニ、鴨長明、「我モサゾ頼ハカクル伊セ島ヤ戀シキ君ヲ御津ノ浦浪」、○或云、今三津村ノ邊ニ大屋門ト號スル處アリ、●山末、イ本ニ山棲トアリ、棲ハ古字ナルベシ、タドニ如此書誤ベキニアラズ、●式、度會郡山末神社、考證ニ、在繼橋郷字宮山、小梨谷、御田口社南ニ、●古事記大山咋神、亦名山末之大主神、大川内神社、同書ニ、在沼木郷山播村ニ、崇德院大治三年六月十日、奉授從四位下ニ、防河堤守護也、

ト双ベテ記サレタルハ由アリテキコユ、●河内◎此間闕文●如大屋門前ニ、コハ字ノ如ク大ナルヨキ屋ノ門ノ前ノ如ナル、自然ノ形勢ノ地アリシ由ナルベシ、其ハ當時ノ家造ノ狀ヲ知ラザレバ、今細ク考ベキ由ナシ、

從其處幸行、神淵ノ河原ニ坐波、苗草戴ケル耆女參相支、問給ク汝何爲、耆女白久、我取苗草女ナリ、名ハ宇遲都日女止白支、又問給久、奈止加加久爲、耆女白久、此國波鹿乃見哉毛爲止白支、其處ヲ鹿乃見止號支、何如是問給止止可賣白支、其處乎止鹿乃淵ト號支、

●從其處ハ大屋門ヨリ猶御船ニテ也、○神淵河原、或云、鹿海村ノ前ノ河原是也、鹿海村ハ宇治郷ニアリ、●谷川氏云、度會郡ニ鹿海川アリ、此地ノコト下ニ云、●儀式帳ニ、加努彌トカケリ、●苗草戴ハ稻苗草ヲ頭ニ戴ケル也、今モ農人ノ常スル狀也、●耆女ハオミナ、●汝何爲ハ、汝ハ何ヲカツクルト訓ベシ、爲ハ、スルト訓ベキ如ナレド、同續ノ文ニ、又爲字二ツアルヲモ然訓テハ通ヘガタシ、相照テ悉ツクルト訓ベシ、●宇遲都日女、宇遲ハ地

定祝、正殿一宇、長四尺、弘五尺、高六尺、玉垣一重、長四尺、高一丈、坐地一町、四至東溝并郷、南西山、北神田トアリ、サテ此長口女命トアルハ、此記ノ佐美都日子トアルト、先ヅ男女ノ違アリ、長口女命形在レ水トアルヲ察フニ、佐美都ハ水ニ由アリゲナル名ナレバ、異神トハオモハレズ、上章ノ堅田社モ佐美都日女ナルベキヲ、儀式帳ニ、稱ニ東方堅田神社ニトアリテ、神名ハ記サズ、（儀式帳、神社ヲ列ネ記セル處ニ、某神子、或ハ某神祖神或某神ナド名ヲ記シテ、如此オボツカナキハ、チサ〳〵ナキヲ、此堅田神社ノミカクアルハ、既クヨリ慥ナラザリシニヤアラム、）混ラハシ、按ニ、此佐美都テフ日女日子二神ノ内、日女ハ姉ナドニテ、主トアリケムカラ、日女ヲ堅田ニ祀ラレタルハ素ヨリニテ、此ノ江社ニシテハ、日子日女共ニ祀ラレタルガ、主ト日女ノ方ヲ稱セルマヽノ傳ナルベシ、然ラバ佐美都日女ノ又ノ名ヲ、長口女命トモ申セルトスベキ也、サテ（儀式帳、江神社云々、長口女云々トアル次ニ）又大歳御祖命形無、又宇加乃御玉トアルハ、今一柱ハ云々ト云ヘル也、又宇加乃御玉トアルハ、ソノ大歳御祖命ノ又ノ名トイヘルコト也、サテ此大歳御祖命（儀式帳、葭原神社ノ下ニハ、宇加御玉御祖命トアルモ同神ナルベシ）トアルハ、佐美都日古ニアタリテ聞ユルコトアリ、ヨク考決メテ論フベシ、（神名略記云、江神社三座、長口女命、天須婆留女命、兒大歳御祖命、宇賀乃御玉命、在ニ二見郷江村ノ西ニトミユ、神名秘書、神祇本源ナド云モノニハ、天須婆留女命ノ兒大歳御祖神ト、宇賀乃御玉命ノ二坐トセルナドハ、皆儀式帳ヲ見誤レルモノ也、）○江神社、今二見郷江村ニ在リテ、興明神ト稱フ、堅田ニ對ヘテ里俗ノ稱ナルベシ、度會延賢云、村民是ヲ蒔繪明神トモ云ヘリ、ソハ社ノ上ノ山ニ、蒔繪ノ松ト云フ松ノアル故ナルベシ、

又荒崎姫參相ギ、國名ヲ問給、白久、皇大神御前荒崎ト白支、恐志止詔天、神前社定給キ、

●皇大神御前云々、荒崎テフ國ノ名ヲ、大神ノ御靈ノ行幸ス御先ノ、荒ク畏キ由ニトリナシテ答申セル也、故恐シト詔ヘル也、●神前社ト號玉ヘルハ、荒トイヘル言ノ恐キヲ避テ、神崎ト改タマヘル也、コノ神ト稱玉ヘルハ、荒ヲ詔ヒ直シテ、神シキ意ニトリ玉ヘル也、サテ此ハ内宮儀式帳ニ、神前神社一處、稱ニ國生神兒荒崎比賣命ニ、形石坐、倭姬内親王定祝、正殿一宇、長四尺、弘五尺、高六尺、玉垣一重、長四尺、高八尺、坐地一町二百

命、其濱乎御鹽濱並御鹽山ト定奉、

●其濱ハ二見濱ニ也、●佐見都日女ハ次ノ條ニ佐見都日子アリ◎此間闕文●詔不レ聞云々ハ、聾タルナルベシ、故慈給云々トアリ、●堅鹽ハカタシホト訓ベシ、ヨク燒テ堅マリタルヲ云ナルベシ、堅田社ハ、堅鹽ノ堅ヲトリテ負セタル者ト聞ユ、サル例古クモキコエタリ、サテ堅鹽ヲ古ク「キタシ」トイヘリ、傳四十四ノ卅九丁ウ引ベシ、サレドソハ孝德紀五年ニ、皇太子妃蘇我造媛、聞ニ父大臣爲レ鹽二田ノ鹽ト云フ人也所レ斬、傷レ心痛惋ミ、忌レ聞ニ鹽ト云名ヲ、所以近ヨ侍於造媛ニ者、名稱鹽名改曰ニ堅鹽ニ云々トアルガ流例トナリテ、堅シホトハ忌テイハヌコトトヤナレリケム、孝德紀ノ御世ヨリ以往ノコトモ、後ニ語ルニハ唱ヘカヘタルベシ、サレド此章ノ傳ハ、既ク垂仁ノ御世ノコトニシテ、社ノ名モ堅田ト云ヘレバ、「カタシホ」トヨムベクオボユ、○堅田社、佐見都日子、佐見都比女ヲ祭ルトイフ、二見郷三津村ニ在、度會益弘云、此神吃テ言フコト能ハズ、故口舌ノ吃訥ヲ患ル者、此社ニ祈ルトイフ古キ傳說アル也、シカラバ此日女ハ唖ナルベシ、唖ハ耳モキコエヌモノナリ、又朝夕御供ノ御鹽ヲ、今ニ此地ヨリ奉ルモ、此古事ニ由レル也、今御鹽殿ハ金銅ノ鎊アリ、千木鰹木ハ內宮ノ制ヲ用ユ、毎月三旬ニ、神人等供御ノ御鹽ヲ外宮ニ運送ス云々、御鹽神人七十餘家アリテ、三村、喜多井兩氏ヲ長トス、○御鹽濱ノ濱ノ字ナキ本モアレド、ソハワロシ、今御鹽殿ノ後ノ海涯ニ御鹽濱ト號シ、海面ニ向テ鳥居ヲ建ツ、御鹽山ハ二見五峯山ノ一也、今小鹽山トイフ、小ト御ト俗音通ズ、御ヲ俗ニ多クハオト唱フ、一名音無山ト云フ、コレモ此神ノ應シ玉ハザル古言ニヨレル名ナルベシ、

從ニ其處ニ幸行弖、五十鈴河後之入江坐支、時佐美都日子參相支、問給、此河名何、白久、五十鈴河後ト白支、其處ニ江ノ社定給支、

●從ニ其處ニハ二見濱ヨリ也、五十鈴川ノ河後ノ入江ニ、御船ニテ坐シケルトキ也、●佐美都日子、一本ニ都ヲ津、古本ニつ又川ナドアリ、上ニ佐美都日女トアルニ對ヒタル名ナレバ、都トアルゾ舊ノマヽナルベキ、サテ此日女日子ハ、夫婦又ハ兄弟ナドノ內ナルベシ、●江社內宮儀式帳ニ、江神社一處、稱ニ天ノ須婆留女命兒、長口女命ニ形在レ水、又大歲御祖命、形無、又宇加乃御玉、倭姬內親王

御食社ニ作ル、旁書ニ、水戸神速秋津彦命、箕曲郷大口村坐トアリ、此大口村今未詳、社今ハ神社村ニアリ、神名略記ニハ、今ノ神社村ヲ大口村トモ號スルトアリ、精長朝臣、寛文三年五月二日ニ、當時ノ郡宰ヘ出シタル勘文ニ、末社拾ヒト申スモノニモ、水社神社ト御座候得バ、今ノ神社檻ニ御饗社ニテ御座候云々、○水饗ハミヅアヘト唱フベシ、上ニハ御饗トアレバ、水饗トカケルヲ思ヘバ、水モテ饗奉レル由ヲ負セ玉ヘル號ナルベシ、

然而二見濱御船坐、于レ時大若子命仁、國名何問給、白久、速雨二見國止白支、

信友按、二見（度會郡ニアリ）ノ古名ハ久多美トイヘリト聞エタリ、其ハ倭姫世記ノ古文ニ、（此記スベテハ信ガタキ書ナレドモ、正シキ古文古傳ニ據リテ書タリト見ユル處彼是アリ、）速雨（雨チ雨トカケル本モアリ、今ハ古本三部ニヨレリ、）二見國トアルハ、出雲風土記ニ、波夜佐雨久多美乃山ト詔給ヒキ之、故云ニ忽美ニトアルト、同ジ發語ノカヽリサマナルヲ按ヒ併スルニ、神名帳度會郡ニ、朽羅神社（大神宮式、大神宮所攝ニモノトアル朽羅ハ、セタリ、儀式帳ニハミエズ）、久多美ニテ、即地名ノ二見ノ舊名ナルベシ、（此朽羅社、今同郡田邊郷東原村ニアリテ、クチラト呼ルトゾ、二見ハ荒木田盛澄ノ小名寄ニ、昔ハ二見七郷トテ有シガ、出口ト云フ里ハ絶テ、今ハ六郷ナリ、ワキテ二見ト云フ里ハナシ、六郷ノ惣名也トイヘリ、サレド彼田邊郷ハ、今二見ト云ヘル地ノアタリトハ、遙ニ隔リテイカニゾヤオモハルレド、神社ノ地ノ古ト今ト替リタルハアマタオハセバ、サルコトニモヤアラン、今ノ社ハ大宮司精長、寛文年中ノ再興ナリトイヘリ、）ソハ久ト布ト言ノ轉レルニテ、山城ノ伏見ヲ、イニシヘ櫛見トイヒ、（此説、古事記傳廿五ノ六十四丁ウニアリ、）又神名ノ「フナド」ヲ「クナド」トモ申シ、（神代記ニミユ、）又「フクム」ヲ「クヽム」、「フヽモル」ヲ「クヽモル」、俗言ニ「フスブル」チ「クスブル」、「クド」チ「フト」、ナド云ヘル同ジ例ナリ、シカルヲ神社ニハ、ナホ久多美テフ古名ノ遺レルモノ也、（カヽル例イト多シ、）サテ世記ノ文舊ノ古言ノ傳ニハ速雨久多美トアリケンヲ、後ノ唱ニトリナホシテ二見ト書タルニカ、又モトヨリ「久多美」トモ「布多美」トモ通ハシテイヘルニテモアルベシ、（二見郷、延喜式ニミエタリ、ナホ古キモノニモ見エタルニヤ、考ベシ、）和名抄ニハ度會郡二見郷布多美トアリ、●速雨ハハヤサメト訓ベシ、暴雨トイフト同ク、霽ルヽカト見レバ、又速ク降ル雨ノ由ナリ、（ムラサメト云モ同ジ意ナリ、）

爾時其濱ニ御船留給天坐時、佐見都日女參相支、汝國名何問給支、御詔ヲ不レ聞、御答不レ白豆、以ニ堅鹽ニ多御饗奉支、倭姫命慈給テ、堅田社定給支、時乙若子

○澤道野ハ今ノ佐八村也、度會郡ノ内也、
其時大若子命從ニ大河ノ御船率、御向參相支、于レ時倭姫命大ニ悦給天、大若子[命]問給久、吉宮處在哉、白久、佐古久志呂宇遲之五十鈴河上爾、吉御宮處在ト白支、
●伊蘇宮ニ坐トキ、倭姫命詔久、南山末――宮處覓爾、大若子命乎遣給支トアリ、故宮處ヲ見定メテ、其由ヲ申シニ、御船率テ參迎奉レル也、●佐古久志呂ハ、鈴ヘカヽル枕詞也、●宇遲ハ和名抄ニ、度會郡宇治鄕、伊勢風土記ニ内鄕トアリ、山城國ノ宇治モ、雄略紀ニ、山背内村トカケリ、
亦悦給天、問給久、此國名何、白久、御船向田國ト白支、[從]ニ其處ノ御船ニ乘給豆幸行支、其忌楯桙種々ノ神寶物ヲ留メ置クル所ノ名波、忌楯小野ト號支、
●御船向田國、御船ハ向トイフヘ系タル枕言ナガラ、此トキ吉御宮處アリト申テ、御船率テ參迎タルトキナレバ、大神ノ御意ニ叶ヒテ、御船ノ向クベキ由ヲ言祝タル意モ包テ通ユ、●其處ノ上ニ必ズ從字脱タルベシ、●忌楯桙云々、留置ハ上伊蘇宮ノ章ニ、御船仁雜神財並忌楯桙等乎留置天、トアルト同趣ナリ、サテ其御船ニ留置玉ヘル神寶ドモヲ、瀧原宮造坐ストキニ、取寄セ玉ヘルナルベシ、今此章ニ云々トイヘルモ、ソノ神財ドモ也、○向田國、或云、高向村是也、○忌楯小野、或云、今高向村ノ邊ニ、蓼原トイフ處アリ是也、楯ヲ蓼ト訛レル也、●神武紀ニ、盾津、今云ニ蓼津ノ訛也トアルモ、唱ノ訛ルモ似タリ、
從ニ其處ノ幸行波、有ニ小濱ノ支、其處取レ鷺老翁在支、于レ時倭姫命御水飲止詔久、爾老爾、何處吉水在ルト問給支、其老以ニ寒御水ノ御饗奉支、于レ時讃給ヒテ水門爾水饗神社定賜支、其濱ノ名、鷺取ノ小濱號支、
●從ニ其處ノ幸行ハ、向田國ヨリ大河ヲ御船ニ乘坐セルナレバ、此處モ御船ニ坐セル間也、サテコノ小濱ハ海邊トキコユレバ、カノ大河ヨリ海ヘ出行幸セル也、●小濱ハ ◎此間闕文 ●取レ鷺老翁ハ、鷺ヲ獲リ居レル老翁也、○或云、今猶此地ノ邊、鷺多キコト他ニ異也トイヘリ、○水門ハ、今大湊トイフ處アリテ、鷺取ノ清水トイフアリ、村老云、古八幡宮ノ北ニ老翁社アリキ、往年洪水ニ逢テ、社及林木共ニ流亡セタリトイヘリ、○儀式帳ニハ、水戶御食都神社 ◎此間闕文 水饗社一座、神祇本源ニ、

倭姫內親王定祝、正殿三宇、長四尺、弘三尺、高六尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地九段、四至東西北ハ大川、南畠トアリ、進ニイヘル久具村ノ野ノ地勢ニ叶ヘリ、●倭姫命云々給亙マデ十七字聞エガタシ、マヅ久求都彥ノ答ニ、久求小野ト申セルヲ、倭姫命ノ又久求小野止號給ヘリトアルハイカヾ、又御宮處乎久求ト詔ヘル御言ノ違ケザマ、イカニ按ヒメグラシテモ聞エガタシ、故思フニ久求ノ字ノ訓久シク求クトモ讀マル丶ヲ、上ニ宮處覓佗賜比天云々、トアル趣ト同ジコトナラムトオモヒヨリテ、久求ヲヒサシクマグノ意ナラムトシテ、賢ラニ件ノ十七字ヲ書入タルナルベシ、カク漢字ニ皇國言ヲアテヽ、サカシラニ解クコト、ヤヽ古キ世ヨリ例アリ、

于レ時久求都彥白久、吉大宮處有ト白支、其處幸行志天、園作神參相天、御園地進支、其處ヲ悅給テ園相社定賜支、

●其處幸行志天云々ハ、久求都彥ガ、吉大宮處有ト白セルニヨリテ、久求小野ヲ幸行發マシケル道ノ程ニテ、園作神參逢奉レル由也、內宮儀式帳ニ、薗根神社一處、稱ニ大水上兒會奈比々古命一、形石坐、

倭姫內親王定祝、正殿二區、長各九尺、弘七尺九寸、高五尺、玉垣二重、長八丈、坐地十町、四至東川、南西大山、北公田ノ一本正殿一區トアリテ、社玉垣ト丈尺異也、今古本ニヨル、アリ、○此社ヲ在ニ沼木鄕積良村ニ、今在ニ津村ニ、向錯建ニ社於積良村ニ、寬文年中改レ之、マタ或云、宮川ノ渡口ヨリ西二里、神園村ニ園相社アリトイヘリ、

從ニ其處一幸行、美小野有支、倭姫命目亙給亙、即其處乎目亙野止號支、又其處爾圓奈留有ニ小山一支、其處乎都不良止號支、

●從ニ其處一ハ久求小野ヨリ也、●目亙給亙ハ、野ヲ愛玉ヒテ也、●圓ハ都不良トヨム、履中紀ニ、圓大使主ノ注ニ、圓此云ニ豆夫羅一ト見エ、水ノツブタツトイヒ、又粒トイフナドモ同意也、人ノ頭ヲツブリトイフモ圓ナリ、丸キ形ヲ云言ナガラ、其丸キガ目立テ見ユルヤウノトキニ云言也、○度會延經云、今沼木鄕積良村乾山名ニ多麻多山ニ、其形圓也、●內宮儀式帳ニ、津布良神社、大水神兒津布良比古、津布良比賣命、形無トアリ、コハ地名ヲ後ニ負セタル御名ナルカ、又異ナルニヤシラズ、

從ニ此處一幸行、澤道野有支、其處乎澤道小野止號支、

鹿山イヲチニ通フ三瀬川ノミセバヤ人ニ深キ心（ノ歟）ヲ」、○多岐原社、一名ヲ御瀬社トイフト神名秘書ニ出タリ、又上ノ眞名胡社ヲ定ムト云、又三瀬社ヲ定ムトイフトキハ、別社ナルベシ、然レドモ寛文年中精長朝臣、末社再興ノ日言此ニ及バズ、予竊ニ疑ナキニアラズ、

從二其處一幸行、美地到給比、眞奈胡神爾、國名何問給支、大河之瀧原之國止白支、其處二宇太之大宇禰奈乎爲天、荒草令二刈掃一天、宮造令レ坐支、此地波皇大神之欲給地爾波不レ有止悟給支、

○宮造ハ瀧原宮ヲ也、祭神速秋津彥命也、今云二野尻一也、宮川ノ渡口ヨリ上九里ニ瀧原アリ、宮ノコト詳ニ下ニ注ス、●內宮儀式帳ニ、瀧原神社三瀬村在、稱二麻奈胡乃神一形石坐、倭姫內親王代定祝、正殿一字、長六尺、弘四尺、高七尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地三町、四至東道、南山、西北大川トアリ、●不レ有ヲ、一本ニ不可有トアルハ誤也、聞エガタシ、又不有ノ下ニ、止ノ字脱タルベシ、但シテニヲハノ脱タリト思シキ處ハ、上ニ云ゴトクアマタアレバ、悉ク補フモ勞カハシケレバ、多ハ加テ訓ムナ、コヽハ无クテハマギラハシケレバ加ヘツ、●大河之瀧原、コノ大河モ枕詞ノ如クキコユレドモ、次ノ文ニ、其時大河自二南道一云云、又其下文ニモ從二大河一云々、マタ儀式帳ニモ、西北大河トミエ、萬葉□ニ度會大河乃部ナドアリテ、即川トキコユレバ、其邊ノ大名ヲ大川トモ云テ、瀧原モ其河ノ瀧ツアタリノ原ノ名ナルベシ、

其時大河自二南道一宮處覓爾幸行爾、美野爾到給天、宮處覓佗賜比天、其處乎和比野止號支、

●南道トハ、大河ニソヒテ南ノ方ヘ幸行玉ヘル也、○或云、瀧原宮ノ南ニ野アリ、波武野トイフ、野尻トイフ名モ此野ノ北ニ在故也、南ハ前也、北ハ後也、或云、小川谷ニ和比野トイフアリ、或云、一瀬村ニ和伊野アリ、

從二其處一幸行爾、久求都彥參相支、汝國名何問給支、白久、久求小野白支、倭姫命詔久、御宮處乎久求小野止號給弖、其處爾久求社定賜、

●從二其處一ハ佗野ヲ發テ也、○久求ハクヾ也、度會郡城田鄉久具村ノ野アリ、東西北ハ川、南ハ田、宮川ノ渡口ヨリ二里半、●久求都彥ハ地名ヲ負ヘルナルベシ、內宮儀式帳ニ、久具社一處、稱二大水上神御子、久々都比女命一又久々都彥命、形石坐、

アレバ、苦本村領ニアルコト必セリ、御鎮本縁ニ寒河ヲサウガウト訓ヲツケタリ、或云、田丸ノ邊ニ佐宇胡トイフ所アリ、○神祇本源、神名秘書、神名畧記共ニ云、御船社一座、大神御船神、在ニ有爾郷土羽村、度會多氣兩郡之交ニ○儀式帳式外十五所ノ內、寒川比古命ノ一比女命大水上兒トアリ、

從ニ其處ー幸行時ニ、御笠服給支、其處乎加佐伎止號支、

●從ニ其處ニハ寒河ヨリ也、●御笠服給支ハ雨ニ逢玉ヘルナルベシ、サテ此御笠服玉ヘルハ、モハラ大御神ニ系テ申セル也、大御神ヲ倭姬命奉レ戴リ玉ヘバナリ、○今土羽村ノ巽ニ相並テ笠木村アリ、村老云、村ニ倭姬命ノ小祠今猶アリ、昔ハ旱ノ時此祠ニ祈テ雩スルニ、必應シアリキ、中世以來人多クハ知ラズト云ヘリ、

大川ノ瀨ヲ渡給ム止爲爾、鹿宍流相支、是惡詔ヒ天、不ニ度坐ニ其瀨乎相鹿瀨號支、

●大川瀨、迹ニ、相鹿瀨村ハ宮川ノ渡口ヨリ三里半上ニ在リ、本文ノ大川ハ宮川ヲ指セリ、●鹿宍、一本宍字ナキハワロシ、コハ屠リタル鹿ノ肉ノ流レ逢タル也、惡ハ、キタナシト訓ベシ、獸肉ヲ穢レトシテ惡ナミ玉ヒタル也、●相鹿ハ鹿肉ノ流レ逢タル由也、風土記ニ◎此間闕文ソモ〳〵上古ニハ獸肉ヲ食フコトヲ忌マズ、穢トセザリシニ、中世ヨリ云々ノヨシ、先大人タチノ考オカレタルガ如シ、サレド大御神ノカク詔ヒ、ハタ古ヨリ大神宮ニハ獸宍ヲカタク忌來レルハ、コノ古事ニヨリテ大御神ノ惡ヒ玉ヘリトシテ、忌ツヽシメルナルベシ、儀式帳解ノ說ヨシ、オノレ又獸宍考ノ稿アリ、●雜事記ニコレニニタルコトアリ、

從ニ其處ー指ニ河上ー乎幸行波、砂流速瀨有支、于レ時眞奈胡神參相テ度シ奉支、其瀨ヲ眞奈胡御瀨ト號弖、御瀨社定給支、

●從ニ其處ー云々ハ、彼相鹿瀨ヲ渡リ玉ハズシテ、其川上ヲサシテ幸行ケレバ也、●砂流ハスナガルト訓ベキカ、越前國敦賀郡ニ、砂流ト書テスナガリト云フ村アリ、此レ古言トキコユ、舊ハスナガレナルベシ、准テシカ訓ベシ、スナガルト云ハンハ雅タラズ、同言チツヾクルトキ、一言ハ省ク例也、又砂チマナゴトモヨメバ、眞奈胡神ノ名モ由アリテ聞ユレバ、マナゴナガルト訓ベキガ如クナレド、此神ノコト上ニミエ、既ニマナゴノ國トモ云ヘバ、サテハ叶ハザルナリ、速瀨ハ砂流ル、モノナレバ、枕詞ニオケルモノ也、○砂流速瀨ハ、或云、今ノ三瀨川ヲ指ス、夫木集ニ、讀人不知、「鈴

兒、●畔廣ハ狹田トイフヘカケタル枕詞也、畔廣ケレバ田處ノ狹キコトワリナレバ然云ヘルナリ、○佐々ハ、通本今一ッ佐ノ字アルヲ、古本ノ朱書校ニ、上ノ佐字ノ旁ニ、異本ニ无トアルニ從フ、●佐々ハ（◎此間闕文）○速河狹田社ハ、神名略記ニ、狹田國生社三座、速川比古命、速川比女命、山末御玉命、在ニ湯田鄕佐田村一、今田丸東也、俗云ニ波比古社一、速川比古之轉訛乎、度會延經云、山末御玉トハ大山咋神、一名山末大主神ナリ、

從ニ其處一幸行、高水神參相支、汝國名何問給、白久、丘高田深坂手國止白弖、田上御田進支、其處坂手ノ社定給支、

●從其處ハ狹田國ヨリ也、コノトキモナホ彼小舟ニ坐リ、●高水神ハ、儀式帳ニ大水神ノ兒、●丘高田深ハ、坂手トイハム枕詞也、丘高ケレバ田地マデノ程深キナリ、（深田ノコトニハアラズ、）其丘ヨリ田地マデノ程坂手也、（坂ハ山ニ限ラズ、高キヨリ低キニ至ルホドノ斜ナル險シキ處ヲスベテ云ヘリ、サテ坂手トハ道ノ長手、或ハ山手、海手、繩手ナド云手ニテ、ソヘテ云言ノ格ナリ、但コノ坂手ハ、號ノ本ノ意ハ知ラズ、一區ノ名ナリ、又丘高田深ナド云ヘル言ツヾキノ枕詞、歌ニハヲサヲサナケレドモ、文ニハ云ベキ也、例ハ（◎此間闕文））○田上ハ今田丸ノ十丁許西ニ田上村アリ、村老曰、今ノ田上村ヲ古ハ東西ニ分テ、東ヲ坂手ト云ヒ、西ヲ田上トイヘリ、又村ノ名モ此御田ヲ進レルヨリ起レリ、●シカレバ坂手ノ國ハモトヨリ大名ニテ、田上ハ其處ニツキタル一所ナリシナルベシ、○神名略記云、坂手國生社一座、高水神、在ニ田邊鄕氏社ノ北ノ岡一、今ノ上田邊村ノ乾也トアリ、寛文三年此社ヲ建ルトキ、上古ノ器物土瓶六口ヲ堀出セリ、

從ニ其處一幸行河盡支、其河之水寒有支、則寒河止號、其處御船留給弖、即其處仁御船ノ神ノ社定給支、

●從ニ其處一ハ坂手國ヨリ也、サテコヽマデ彼小船ニテ幸行ケルガ、此處彼小河ノ源ニシテ、水少クテ、御船浮ベカラネバ、河盡支トイヘリ、コヽヨリ陸ニ上リ玉ヘル也、●寒有支ハサムカリキト訓ベシ、○寒河ハ神宮舊記ニ、延文二年二月日注進云、飯高郡若本ノ御園、一名號ニ寒河一、愛須押領之間、不レ及ニ神稅一也云々、又康永三年七月廿三日、領主法眼良雅ガ寄進狀ニ、飯高郡仁賀本寒河ノ御園口入所職事、合貳拾石者、右常御園者、良雅重代相傳所帶也、依レ有ニ所存一奉レ加ニ進加ノ上分ニ云々、如レ此

リトイヘリ、●御鹽濱ハ大神ノ料ニ定タル也、社ハ此處ニ坐ス神ノ社ヲ定奉レルナルベシ、御水ハ美毛比ト訓ベシ（◎此間闕文）御井トハ御水ヲ汲ム處ヲ云ベシ、其ハ以下（◎以下闕文）

于レ時倭姫命詔久、南山末見給波、吉宮處可レ有見由止詔天、御宮處覔爾、大若子命乎遣給支、倭姫命波、皇大神乎奉レ戴天、小船乘給、御船仁雜神財並忌楯桙等乎留置天、從ニ小河一幸行支、〔從〕ニ其河一志天、御船後立支、爾時、驛使等御船宇久留止白支、其處乎宇久留止號〔給〕支、

●南山ノ末、末ハ山ノ□也、大祓詞ニ、高山ノ末、短山ノ末ナドアルニ同ジ、●遣ノ下ノ給ノ字ハ、古本ノ朱挍ニヨル、●倭姫命波云々、飯野高宮ヨリ川後ノ江ドモヲ經テ、次々ニ大海ヲ御船ヨリ幸行玉ヒケルガ、此磯宮ヨリシテハ、小河ヨリ行幸玉ヘル故ニ、今度小船ニ乘玉ヒ、雜ノ神財並忌楯桙ナド（大和ヨリ此神財云々ノモノハ賷セ玉ヘルナリ、サレド其ヲ語ルベキ因ナカリシユヱ、コヽニシテ始テ聞エタリ、サテ忌楯桙モ神財ナルヲ、言別テ語ヘルハ、タヾ言ノ章ニテコトナルコトハアラジ、）ヲバ、彼ノ海方ヲ乘玉ヘル大船ニ、前ノ如ク積ミテ遺シ留置テ、（伊蘇ニナリ、）小船ニテ小河ヨリ行幸玉ヘル也、此小河ノコトハ、因ニ伊蘇宮ノ章ニ注セルガ如ク、磯村ノ東小俣村ノ西ニアリテ、磯村ノ北ニ落テ、小河村ニ近シトイヘリ、此小河ヲ小船ニテ遡リ玉ヘルナルベシ、（大神宮式ノ神寶ニ、多々利、麻笥、加世比、塼、弓矢、横刀、靫、楯、梓、琴アリ、）●其河ノ上ニ從字脱タルベシ、從ニ其河一志天ト訓ベシ、サテコハ伊蘇ノ海ヨリ小河ノ川後ヲ遡リ玉ヘルトキ、其川ヨリシテ也、●後立支ハ、オクレタチキト訓、御從ニ參迎水脈引シ奉レル驛使等ガ船ニイタク御坐、船ノ後立玉ヘルガ故ニ、御船ノ後レ玉ヘル由ヲ申セル也、宇久留ハ後ルヽナルベシ、和名抄ニ、兎、宇佐支ト見エタルヲ、萬葉字鏡ナドニハ、乎佐藝ト見エ、（今モウサギトモ、ヲサギトモ、フタ樣ニイヘリ、）又動ヲ神代記ノ古訓、マタ重之集ノ歌ニ、乎ゴクトヨミ、又朮ヲ、萬葉ニウケラト云フナドヲ思フニ、於久留ヲ宇久留トモ云ヘルナルベシ、○宇久流トイフ未レ考、

從ニ其處一幸行、速河彥詣相支、汝國名何問給、白久、畔廣之狹田國止白天、佐佐上御田進支、其處速河狹田社定給支、

●從ニ其處一ハ宇久留ヨリ也、彼小河ヲ小船ニテ上リ玉フホド也、●速河彥ハ儀式帳ニ、須麻留女ノ神ノ

是謂ニ磯宮ト天照大神始自レ天降之處也、

右四十二字細書ニセリ、垂仁紀廿五年ノ下ニ出ル全文也、コハ決ク後人ノ傍記セル也、

廿五年丙辰春三月、從ニ飯野高宮（佐佐牟）一遷ヲ幸于伊蘇宮一令レ坐支、于レ時大若子命爾問給久、汝此國名何（問給）、白久、百船度會國、玉掇伊蘇國止白天、御鹽濱並社定奉支、此宮坐天供奉、御水在所波、御井止號支、

●飯野高宮ハ次達ヘリ、佐々牟宮トアルベキ也、內宮儀式帳ニモ、此前ハ多氣ノ佐々牟迤ノ宮ニ坐支トアリテ、次ニ玉岐波流磯宮ニ坐只トアリ、但シ本記佐々牟宮ニハ、四箇年奉レ齋トアリ、佐々牟宮ハタヾシマシガ程ノ行宮ナリケレバ、其ヲ云ハザルニモヤアラム、●大若子命問給久、汝此國名何、白久、カクテモ聞ユレド、上ニモ下ニモアル例トモ違ヒ、雅ビタラズ、思フニ大若子命ノ下ニ、爾ノ字脫、例ニヨル、汝此國ノ名何問給、白久云々ナドアリシガ、混ヒタルベシ、故ニ改ム、●汝此國ノ名ト此ノ字アルハ、其處ニシテ詔ル言ナルコト上ニ云ヘルガ如シ、●百船度會國、內宮儀式帳ニ、百船平度會國トアレバ、コヽモ然訓ベキカトオモヘド、無キ方佳リテ聞ユ、百船ハ例ノ枕詞ニテ、渡ルト云フヘツヾケタル也、●玉掇伊蘇國ハ、玉掇フハ枕詞ニテ、磯トイフヘカケタル也、玉ハ光麗美石ヲ云、今水晶トイフモノ、如ク、光徹ルヲノミ云ニハアラズ、古ハ殊ニ玉ヲ賞タリケレバ、磯ナドニ出テモ尋ネ掇ヒタルベシ、今モサル玉ノアル磯ハ、ソコヽニ多シ、伊勢ノ海ノ磯邊ニモ玉アリテ掇ヒシニヤ、古歌ドモニ見エタリ、建保百首ニ、行能ガ歌ニ、「伊勢ノ海ノ潮干モシラヌユフ和ニ霞ヲ分テ玉ヤ拾ハム、」催馬樂歌◎此間闕文 ●內宮儀式帳ニ、玉岐波流磯宮トアリ、コハ萬ニ、玉キハル命ナドツヾキテ云々ノ意トキコユ、此ハ玉キハルイト云ツヾク、言ノ意モユヽシクツヾケシサマモ優レタラズ、コハ本說ナルガメデタク優レテキコユ、伊蘇ハ神名帳、竹郡伊蘇ノ上ノ神社、マタ度會郡ニモ伊蘇神社アリ、述ニ、神名秘書裏書ニ云、伊蘇國伊蘇宮在ニ多氣郡逢鹿村ニ字古宮本トアリ、或云、飯高郡大口村ニ伊蘇神社アリ、或云、度會郡小俣村ノ西ノ磯村是也、小俣村ノ西ニ小川アリテ、寒川ノ流ナリ、ソノ橋ヲ寒河橋トイフ、此流磯村ノ北ニ落テ、小川村ト相近ク、狹田、坂手、寒河、笠服ニテ同流也、次ノ章ニ小船ニ乘玉ヒ云々、從ニ小河一幸行支云々、トアルニ叶ヘ

ニ屬シテ、大淀、根掠、行部三村犬牙ノ地ナリ、●御船泊給比云々、此地ニ御船ヲシマシガホド泊玉ヒ、宮造テ令レ坐タマヘル也、●白鳥之云々、白鳥ハ例ノ枕詞ト聞ユレド、眞野トツヾケル意オモヒエズ、（シヒテ考ルニ、眞野ハ熟寐歟、白鳥ハ鷺ナルベシ、萬ニ「白鳥ノ鷺坂山」ナドアルヲ思フベシ、サテ鷺ハ水ニ降居テ餌ヲ求リ、止メバ頭ヲ低シテ熟ク寐タルガ如クスルモノ也、鴫モシカスルモノニテ、童ノ鴫ノ看經トイフト云フ、ソレニ似タリ、又按ニ、白鳥ノ眞名雀（雀ヲツトモ云フコトハ田雀）ニテ、ナヅノ約リテヌトナリシ歟、）コトニコ、ハ佐々牟江ニ御船泊玉ヒタルトキナレバ、コトニ由アリ、○佐々牟江社未レ考、

從ニ其處一幸行之間（爾、）無ニ風浪一志弖、海鹽大與度美（爾（美字イ本無））與度美弖、御船令ニ幸行一[給]、其時倭姫命悅給弖、其濱仁大與度社定給支、

●從ニ其處一（上ニハ處字ナカリキ、）云々ハ、佐々牟宮ヨリ又御船ニテ幸行セル間ニ、海上ニ風浪无クシテ、潮水ノ淀ミ靜ナリシ由也、風浪ハ漢字ノツカヒザマナレバ、（日月ト書テモナホツキヒト訓ガゴトシ、）浪風ト訓ベキ歟トオモヒシカド、サアラジ、此ハ字ノ如クカザナミト訓ベシ、風ニテ波起コトノナキ由也、今モ浦人ナドノ、海水ノ常ノ如ク立カヘリ打寄ルヲバ、只波トノミ云ヒ、風ノ爲ニ騷グヲ風波トイヘリ、コヽニ風波トカケルハ、古言ノイトメデタキ也、海鹽ハ借字ニテ、潮水ノコト也、和名抄ニ（◎此間闕文）大與度（爾）與度美弖、コレモ古キ詞ノサマ也、イタク海水淀ミテ御船ノシヅカナリシ狀也、故レ其時倭姫命悅給弖トアル也、逑ニ、大與度今作ニ大淀一、宮川ノ北ニアリ、今俗於伊津ト稱フ社ハ、今大淀ノ邊、度會多氣兩郡ノ堺ニ、二天八王寺ト云祠アリ、村老予ニ示テ云、是祠ハ舊大淀ノ社トイヘリトアリ、大淀浦、古歌共ニ詠ナレタリ、拾遺集ニ源兼良「大淀ノ御祓イク世ニナリヌラン神サヒワタル浦ノヒメ松」、サテ大淀ノ地名ハ、御船ノ與度美タルニヨリテ號ケタリト聞ユルヲ、（上□丁クシダノ例ニヨルニ、）寫シ洩セルカ、試ニイハヾ、其時倭姫命悅給弖、其處乎大與度止號給弖、其濱仁云々、ナドアリケンカ、サナクテハ事言タラヌコヽチス、サレド文ノ如ク、社ノ名ニ號ケ玉ヘルガ、（上章魚見社ノ例、）後地名トナレルニモアルベシ、

天照大神誨ニ倭姫命一曰、是神風伊勢國、即常世之浪重浪歸國々也、傍國可怜國也、欲レ居ニ是國一、故隨ニ大神敎一、其祠立ニ伊勢國一、因與ヨ立齋宮于五十鈴川上一、

久、白濱眞名胡國止申、其所爾眞名胡ノ社定賜支、

●從レ其ハ河後江ヨリスグニ御船ニテ幸行セル也、次ニ佐々牟江アレバ、コ、モ河後ヨリ先ノ江ノ內ナルベシ、●白濱ハ所々ノ名所ニモアレドヾ美清(ウルハシ)キ濱ヲ云テ、眞名胡トツヾクベキ枕詞也、マナゴハマサゴトモ云テ云々、萬□ニ「八百日往濱ノマサゴハ」ナド見エテ、常ニ云詞ノ如シ、◎此間闕文●御饗、◎此間闕文●內宮儀式帳、十七ケ處神國津社ノ部ニ、瀧原神社一處三瀨村在稱、麻奈故乃神形石坐、倭姬內親王代定祝、○今宮川ノ上三瀨村ニ眞名胡神社アリ、今多岐原ノ社トイヘリ、瀧原ト混フベカラズ、●社ハ彼御饗奉レル神ヲ祭リ玉ヘルナルベシ、

又乙若子命、以二麻神蕩靈等一進二倭姬命一而、令二祓解一及二陪從之人一、留二弖劔兵一、共入ヲ坐飯野高丘一、遂向二五十鈴宮一自レ爾以來、天皇之太子齋宮、如及二驛使國司人等一到二此等川一爲二解除一、止二鈴聲一之、此儀也、

以上六十四字、本記ノ文體(カキザマ)ニアラズ、次序モ調ハズ、例ノ加筆也、神名秘書云、廿一年癸丑、遷二飯野高宮一四箇年奉レ齋、然後倭姬命、向二飯野下樋橋際一乃乙若子命以二麻神祓蕩靈等一進二祓解一及陪從之人留二弖劔兵具一注ニ齋內親王、及驛家使國司等到二此處一止二鈴聲一爲二解除一此其儀也、信云、延喜式ニ、凡驛使入二大神宮堺一者、到二飯高郡下樋小川一止二鈴聲一、トアルニ同ジ說也、コレモ古傳ニヤ、サレド書ザマハイト後也、全ハ信ジガタシ、元長參詣記ニ、纏向珠成宮御宇ニ、倭姬皇女、下樋小河ノ橋ニテ御解除アリシニ由テ、彼橋ヲ再拜ノ橋トイフトアルモ、此說ニヨレルモノ也、述云、神宮今モ名越祓ニ、蕩靈ノ遺事アリトイヘリ、延喜式ノ京職ニ、六月、十二月大祓、豫令下掃二除其處一元日質明掃中除蕩靈上トアリ、蕩靈ヘハ漢國籍、禮記檀弓ニ、孔子謂云々、塗車蕩靈自レ古有レ之、明器之道也、孟子ノ注ニ、朱熹云、古之葬者束レ艸爲レ人、以爲二從衞一謂二之蕩靈一トモミユ、

從レ其(ソコ)幸行ヨ、佐佐牟江爾御船泊(ハテ)給比、其處爾佐佐牟宮造令レ坐給支、大若子命白鳥之眞野國止國保伎白支、其處爾佐佐牟江社定給支、

●從レ其ハ、眞名胡國ト申セル處ヨリナホ御船ニテ也、○佐佐牟江ハ、今大淀浦ヨリ九町計西方ニ、篠(サヽ)笛(フエ)橋トイフアリ、長六間計ノ板ノ小橋ニテ、領主ノ造營ナリ、此地ハ多氣郡

止白弖、櫛田根掠神御田奉支トミエ、神名帳、當郡櫃倉神社アリ、櫃ハ根ヲ誤レル歟、儀式帳ニ、根倉物忌父、根倉社二所神殿造理云々、今根倉村ニアリ、●御櫛落云々、櫛ノコトハ記傳ニ委キ考アリ、(◎此間闕文)ニ齋宮發遣ノトキ、別レノ櫛ノコトアリ、帳、多氣郡櫛田社、應永九年頭工日記注文ニ、二十貫文櫛田社トアリ、此記ノ奥ノ加筆ニ、伊勢津彥神、一名櫛玉命、以二此國地主神一祀レ之、櫛田爲二郷名一云々トアリ、ソハコヽノ傳説ニ叶ハズ、スベテ疑シケレバトラズ、和名抄、多氣郡櫛田郷久之多、契冲ガ雜記ニ、櫛田神社其在所ハアレドモ、其社モマタ絶ウセテ、慥ニハ知ル人ナシ、○井口村ノ長子(ヲサ)ニ語リテ曰、古ノ櫛田社今ハ絶タリ、田畠ノ字ニハ櫛田トイフ處アリトイヘリ、疑ラクハ古ノ社地ナルベシ、今櫛田村ノ邊ニハ社七アリ、皆櫛田社ト稱フ、●帳、同郡ニ櫛田槻本神社、(今櫛田村ニ、日本社ト云フガアリト契冲イヘリ)、大櫛神社ト云モミエタリ、又朝明郡ニモ櫛田神社トイフガミエタリ、コハ多氣郡ナルヲ、コヽニモ祀レルナラン、

從二其處一志天、御船爾乘給弖幸行、其河後(シリ)江爾到坐、

于レ時魚自然集出天、御船爾參乘支、爾時倭姬命見悅給弖、其處爾魚見(ウヲミ)社定賜支、

御船ノ下二處トモ古本爾字ヲ朱挍ス、今ソレニ據レリ、○今櫛田社、櫛田川ノ下川島村ニ在、又川後村アリ、●其河後ノ江ト訓ベシ、其ハ櫛田ヲサシテ櫛田ノ川後ノ江ニ到坐トキニ也、述ニ云ヘル地ニ叶ヘリ、●于レ時魚自然云々、トキニ魚オノヅカラニ集リ出テ、御舟ニマキノリキト訓ベシ、此ハ魚共ノ己(オノ)ヅカラアツマリ浮ミ出テ、御船ニ飛入タルヲ云、其ヲ參乘キトイヘルハ、大御神ニ川ノ魚ドモノ奉仕レル狀ヲ語ル言也、○魚見社ハ、神名秘書ニ機殿、儀式帳云、魚見社三前、月讀命、豐玉彥命、豐玉姬命、此記ノ末内宮月夜見宮ノ下注ニ、飛鳥宮御宇丙寅年、荒魂命ノ靈鏡ヲ此社ニ遷ストアリ、●按ニ、豐玉彥豐玉姬ノ海神ヲ祭レリトイフハ、魚ノ御船爾參乘支トアルニ由アリ、河後ハ櫛田川ノ海ヘ入(オツ)ル處ヲイヘバ、海神ニ由緣アルベキハ素ヨリノコト也、●魚見ハ魚ノ御船ニ參乘タルヲ見悅給ヒテ、社ニ號タマヘリト聞ユ、

從レ其(ソコ)幸行奈留爾(祁歟例)、御饗奉神參相支、汝國名何問給、白

ノ東北也、萬葉ニ下樋、私記ニ土下ニ度ス樋也、玉カツマ可レ引、●眞久佐牟毛久佐向國本トモ文字トリ〳〵錯ヒ又脱タルヲ、古本ノ朱挍、又儀式帳ニヨリテカク定メツ、サテマクサムケハ、久佐向ヘカヽル枕詞ナガラ、ミヨシノヽヨシノナドノ如ク、序語ノゴトシ、牟氣ハ□□□ニ武藏野ノ草ハモロムケナド云ヘルガ如ク、草ノナビクヲ云、眞草向草向國トイヘル也、枕詞ノ例ニヨレバ、マクサムキ草向トイフベキヲ、カクモ云ヘルナルベシ、●神田ノ下ノ幷字古本ノ朱挍、マタ儀式帳ナドニヨレリ、

又大若子命乎、汝國名何問賜、白久、百張蘇我乃國、五百枝刺竹田之國止白支、其處爾御櫛落給支、其處乎櫛田止號給、櫛田社定賜支、

●大若子命乎、汝國名云々、野代宮下ニ、國造大若子命參相云々トアルハ、此兩地マタ下伊蘇宮章ニモ、大若子命爾問給久、汝此國名何問賜、白久、百船度會國、玉掇(ヒロフ)伊蘇(シ)國止白天云々トアレバ、度會伊蘇ノアタリヲ領レル國造ナリシガ、野代宮ヘ參逢奉レル也、故例ノ汝國名何ト問玉ヘルコトナキチ思ヘ、但伊蘇宮ノ章ニ、汝此國名云々ト、此ノ字アル方事狀ヨク叶ヒテ聞ユレバ、コヽノ文ニモ此ノ字ヲ補フベシ、●百張蘇我乃國、百張ハ菅ソガスガトモ云、同語、ト云ニツヾク枕詞也、大祓詞後釋ニ下ノ九丁曰、大神宮儀式帳ニ、百張蘇我乃國云々トミエ、「熱田社寛平緣起ニ、倭健命ノ御歌ニ、麻蘇義乎波理乃夜麻等(マソグヲハリノヤマト)云々、」コレラ合セテ思フニ、蘇我ハ菅ノ意ニツヾケタルコト、眞菅ヨシソガノ川原萬葉ニアリ、又山菅ノソガヒトモツヾケタリ、ナドノ如シ、麻蘇義モ眞菅也、サテ百張トイヒ、尾張トツヾケルハ、共ニ菅ニツキタルコト也、サレバ張トハ菅ノ茂ク生タルヲイヒ、信云、木ノ芽ノハルモ、萌ルニハアラデ茂ルチ云、拾遺集ノニ「春ハハリ秋ハコガル、竈山」トモミエタリ、ソレヨリ轉リテ、其糸一條(スヂ)二條ヲ、一張(ハリ)二張ナド云シニコソ、ソハ菅ノミニモ限ラズイヘルニヤ、天武紀ニ、麻一條(アサヒトタハリ)トアルモ、多ハ添タレドモ同ジ張カ、又按ニ、菅ノ根ハ張ルモノニテ、「菅ノ根ノネモコロ〳〵」ナド云ヘルニモ由アリテ聞ユ、「刺柳根バル梓」ナド萬葉ニミエ、根ニ張トハ常イフコト也、サレド百張トノミニテ根トイハザレバ、上ノ說ヨロシカルベシ、五百枝刺竹田國、五百枝サスハ竹トツヾクル枕詞也、枝ニサストイフコトハ、木ニモ竹ニモイヘリ、萬葉ニ「ミツエサシ又サス竹ノ云々」ナド例多シ、サテ五百ノ上、古本ニ千ノ字ヲ朱挍スレドモ、今トラズ、儀式帳、竹ノ首吉比古、五百枝刺竹田乃國

三月十三日、勅一代之間奉レ寄、寛平九年九月十一日符永奉レ寄、○飯野高宮即神山也、按ニ、今飯野郡中滿村ノ東、神山ノ巽ニ、錀取明神共山添明神トモ稱スル祠アリ、村老傳ヘテ皇大神ノ行宮也トイヘリ、然レバ是高宮ナルベシ、山ヲ神山ト號スルモ、又等閑ナラズ、信友云、式、飯野郡ニ神山神社アリ、コノ社ハ、今乳熊郷添村ノ神山ノ北ノ森ニアリテ、神山明神トイヒ、又二ノ鳥居トモ云フトゾ、或云、岩内村ニ高宮ト稱スル小祠アリ、●飯高ハ、飯テフ地名ヲ祝稱ヘテ云ヘルナルナラム由ハ、上ニ云ヘルガ如シ、宮咩祭文拾芥抄古本ニ據ル、詞ノ初ニ維永承某年云々ニ、進物波高抔加彌高々仁飯乃方毛利加仁云々ト見エ、今モ神供ノ飯、マタ年始又事トアル祝ノ饌ニハ、高盛トテ椀ニ飯ヲ高々ト盛ル習ハシアリ、田舎ナドニテ人ヲ饗スルニハ毎スルコト也、コハ古ノ禮儀ノ遺レル也、飯高志止白事貴止悦賜支トハ、其意言ノ可愛キヲ賞美玉ヘル由ナリ、大神宮儀式帳ニ、忍飯高國云々、コハ忍ノ下ニ比又飯字ノ今一ツアリタラムガ脫タルベシ、

次佐奈縣造祖彌志呂宿禰命爾汝國名何問賜、白久、許母理圖志多備之國、眞久佐牟毛久佐向國止儀式白旦、進ニ神田幷神戶ヿ、●大神宮儀式帳ニ、天照坐皇大神御幸行坐時ニ云々、飯野高宮坐支、彼時佐奈乃縣造御代宿禰乎、汝國名何問賜支、白久、許母理國志多備乃國、眞久佐牟氣草向國止白支、卽神御田幷神戶進支トアリ、佐奈縣ヨリ以下全ク同文ニテ、タヾ辭ノ少シカハレルノミナリ、サテ佐奈縣ハ、古事記上卷ニ、佐那縣、也、中卷伊邪川宮段ニ、伊勢之佐那造、帳ニ、伊勢國多氣郡佐那神社トアリ、佐那ハ今多氣郡ニ佐那谷トテ一谷ノ大名ニテ、村八村アリトゾ、記傳十五ノ五十二丁ニ、佐那ヲ佐那賀多ト訓ベキ由說レテ、書紀ニ、伊勢之狹長田トアルヲ、唱ノ證ニ引レタレド一向ナリ、儀式帳ニ、佐奈乃縣トアルヲモ按フベシ、●許母理國――――、國ハ圖ノ誤、儀式帳ニモ國トアレド、ソレモ誤、ニテ、下ト云ヘカヽル枕辭ナリ、古事記高津宮段ノ大御歌ニ、許母理豆志多用波閇都々トアルト同ジ、記傳三十五ノ四十六丁ヲ可レ引、●下樋ハ大神宮儀式帳ニ、飯高下樋小川トアリ、谷川士清云、今飯高郡ニ下樋小川アリ、下見橋モ同所ニテ、松坂ノ巽方櫛田ノ西方、岸江村ノ東南ノ小川是也、齋宮群行ニ、此ニ至リテ鐸鈴ヲ止メラルヽ由、江次第、延喜式等ニ見エタリ、是參宮ノ古道ニシテ、今ノ道

坐、于レ時安佐賀山有ニ荒神一、百往人者、亡ニ五十人一、卌往人者、亡ニ廿人一、因レ玆倭姬命、不レ入ヲ坐度會郡宇遲村五十鈴川上之宮一、奉レ齋ニ藤方片樋宮一、于レ時安佐賀荒惡神爲行乎、倭姬命遣ニ中臣大鹿島命、伊勢大若子命、忌部玉櫛命一、奏ヲ聞天皇一、天皇詔、其國者、大若子命先祖、天日別命所レ平山也、大若子命祭ヲ平其神一、令下櫛姬命奉入中五十鈴宮上、即賜ニ種々幣一而、返ヲ遣大若子命一、祭ニ其神一、已保平定、即社ニ於安佐賀一以祭者矣、而後倭姬命即得ニ入坐一、但於ニ其渡物一者、敢不ニ返取一、

此一書ハ、伊勢國風土記ノ全文也、（但延長ノニハアラズ、此國ノ後ノ風土記ニ二部アリ、）此記ノ本文ト同事ナルガ、ソレニ後ニ古傳ヲ加ヘ、文飾シタルモノナルヲ、因ニコヽニ書入タルナリ、

廿二年癸丑、遷ニ飯野高宮一、四箇月奉レ齋、于レ時飯高縣造祖、乙加豆知命乎、汝國名何問賜、白久、意須比飯高國止白而、進ニ神田并神戸一、倭姬命、飯高志止白事貴止悅賜支、

●飯野高宮云々、飯野ハ和名抄ニ、伊勢國飯野郡伊比乃トアリ、帳ニ、同國河曲郡飯野神社、（今神戸トイフ處ニアリトゾ、）此郡ハ飯野郡ノ中間ニ、奄藝（アムギ）安濃二郡隔リタレバ、其處ノ地名ニハアルベカラズ、舊飯野ナリシ社ヲ、既ク河曲郡ニ遷サレタルカ、又飯野ニ由緣アル神ヲ祭レルナルベシ、（古事記日代宮段ニ、飯野眞里比賣ト云フ人モ見ユ、）

●飯高ハ、和名抄、伊勢國飯高郡伊比多加、古事記高岡宮段ニ、天押帶日子命者云々、伊勢飯高君云々祖也、大神宮式ニ、飯高下樋小川トアリ、續紀、天平十三年四月甲申、伊勢國飯高郡采女、正八位下飯高君笠目（寶龜八年ノ條ニ、典侍從三位飯高宿禰諸高薨云々、天皇御世直ニ內教坊一、遂補ニ本郡采女一、飯高氏貢ニ采女一者自レ此始矣、トアルハ、コノ笠目ノコトヽキコエタリ、）之親族縣造等、皆賜ニ飯高君姓一、（神護景雲三年、又寶龜六年ノ下ニ、飯高公姓ノ人ニテ、宿禰ノ尸ヲ玉ヒシコトミユ、其外ニモ此氏人多見、）飯野郡ト飯高郡ト相隣レルニツキテ按ルニ、此二郡ノアタリ舊ハ飯ト云大名ノ地ニテ、（帳ニ、當郡ニ意非神社アリ、）野ヲ飯野ト云ヘルガ、又一ノ地名トナレルナラム、（神宮雜例集ニ、飯郡仁和五年云々トアルハ、脫字ナルベケレバ證トハシガタシ、）飯高ハ當時乙加豆知命ノ、飯ト云フ名ヲ祝稱テ、飯高國ト云ヘルガ、（倭姬命、飯高志止白事貴止悅賜支トアルモ、然申ナセルガ賞美タシト詔玉ヘリゲニキコエタリ、）コレモ一ノ地名トナレルナルベシ、儀式帳ニ、大津ノ朝廷甲子年、多氣郡四箇鄉割ヲ立ニ飯野ノ高宮村屯倉ヲ爲ニ公郡一、マタ神宮雜例集ニ、飯○（野歟 高歟）郡仁和五年

吉比古トミユ、●阿佐留ハ漁也、コノ言ハ本◎此間闕文●御贄ノ林、贄ハ◎此間闕文林ハ萬葉十六ノ長歌ニ、「吾宍者御奈麻須波夜志、吾伎毛母御奈麻須波夜之」トミユ、コレハ蛤ヲ漁ル由ナレバ、御鱠ノ林ト云意コモレリ、又六雁命ノ故事高橋氏文、マタハ日本紀ニ見ユ、引ベシ、今モ鱠ヲハヤスト云ヘリ、●奉上二字引合テタテマツリト訓ベケレド、コレモ上ニ考云ヘル旁書ノ混入レルニモヤアラム、●伎佐ハ蛤也、和名抄ニ、◎此間闕文●于レ時畏止詔天云々ハ、倭比賣命ノ也、白事畏トハ、御贄奉ト申ス神事ノ畏ト詔玉ヘル也、●宇ハ決テ乎ノ誤也、又下ノ伎佐天ノ天字モ、決テ乎字ノ誤也、●佐々牟乃木枝乎云々佐々牟ハ未レ考、モシクハサシブノ木カ云々、生比伎ハ生火杵ニテ、火鑽杵ノコトナルベシ、杵ヲキトノミ云ハ、八百丹杵築ノ古コトナホアリ、生木ナガラ熂杵ニ作リテ、火ヲ宇氣比宇氣比ノコトハ記傳□丁、又ウケヒノサマノクサ〴〵ハ、己ガ考アリテ正ト考ニシルセリ、熂ラセ玉ヘル由也、其ハ生木ノ熂杵ニテハ、火ヲ熂出スコトハ能フマジキモノナルヲ、然令爲玉ヘルガ誓ヒ事也、佐々牟乃木枝乎割取而トアレバ、生木ナルコトハモトヨリ也、

●其火伎理出而ハ、然誓ヒテ古事記メノカラチヒキリニ云々モ同ジ心バエ歟、其誓ヒニ叶ヒテ、火ヲ熂出タル由也、但此火ハ蛤ヲ煑炙セン料トハキコヘズ、其ハ上ニ其伎佐乎令レ進ニ大神御贄ニ而トアレバ也、サレバ此火ハ餘ニ調奉ル御膳物ヲ煑炙セン料ナルベシ、サテ此火キリ出タルハ、彼吉比女吉彦ナルニヤ知ガタシ、又此誓ハイカナルコトノ可否ヲ請求玉ヘルニヤ、コレモ知ガタシ、シヒテ考試ルニ、此奉ルトキ、カノ吉比女ラガ請祈コトノアリシニ、其可否ヲウケヒタルナルベシ、火ノコト高橋氏文、●采女忍比賣我云々、コノ比賣ノコト、上ノ中島宮ノ段ニ見エタリ、其處ニハ、「忍比賣之子繼天平瓮八十枚作進」トアリ、コヽニ作之トアレバ、彼繼ガ作シ平瓮ナルベクキコエタリ、持而ハ以テノ意也、平瓮ニ御膳物ヲモリテ進ル由ナリ、器名ヲイヒテ、オノヅカラシカキコユル也、●時吉比女云々、吉彦ヲ云ハザルハ、比女ゾムネトアリケム、●伊波比戸爾云々、萬葉□ニ「齋戸爾木綿取四手而忌日云々」、神ヲ齋鎮ル宮殿ノ戸ニ仕奉ル由也、

一書曰、天照大神自美濃國廻、到ニ安濃藤方片樋宮ニ

而參上云々、●進上ノ上、マタ志都米上奉天ノ上、コノ二ツノ上字ハイカゞ、舊本進字奉字ノ旁ニタテマツリト訓ベキコトヲ喩サムトテ、上字ヲ細字ニ旁書セルガ、本文ニ混入リタルナルベシ、古書ノ點ニ上ヲタテマツリ、下ヲタマフト云訓法ニ用リ、申之者ノ之ハ上ト之トノ誤ニテ上字ナルベシ、コレモ申上(タテマツリ)シカバト訓マンタメニ、上字ヲツケタルガ、マギレテ本文ニ入タル也、但シコハ申上者ト本文ニアリシトミテモヨケレド、此アタリノ誤ノ例ニヨリテ考定タル也、又遣下給支トアル下字モ、給字ノ旁ニタマヒト訓ベキコトヲ喩セルガ混入タルナルベシ、○ニ彌尼ハ峰也、神名帳奄藝郡ニ、彌尼布理神社、雜記ニ、今稻降大明神トイヘリトイフトイヘリ、コレモミネトヨメルナリ、一本ニハ彌子トアリ、信按ニ、此記書ル當時、子ヲネノ假字ニ用タルコト覺ツカナシ、彌尼トアルゾ正シキ、●ソモ〳〵コノ一章ニハイカナルコトニカ、如レ此旁訓ノ混入ノ多キハ、コノ章ニフト旁訓ヲツケタルガ、元本トナリテ寫ツタヘタルナルベシ、●勞ハ◎此間闕文●宇禮志止詔天ハ、倭比賣命ノ也、●其處名天宇禮志止號ハ、天ハ平ノ誤ナルベシ、號字ノ下ニ、例ニヨリテ給字ヲ加ベシ、○

嬉野、今一志郡權現村ノ南ノ野也、東北ハ須ケ村、西ハ小川村、南ハ神岡山也、松坂ヨリ名張ヘ行路也、○阿佐加、今作ニ阿坂一、●大若子命ハ、上ニモ引ル如ク、越國ノ荒振兇賊阿彥ヲ取平タル人ニテ、コヽニテモ、伊豆速布留神ヲ和シタリ、スグレテ雄々シキ人ナリシニヤ、

然度坐時仁、阿佐加加多爾多氣連等祖、宇加乃日子之子、吉比女、次吉彥二人參相支、此問給久、汝等我阿佐留物者、奈爾曾止問給支、答白久、皇大神之御贄之林奉上、伎佐宇阿佐留止白支、于レ時白事恐止詔而、其伎佐平令レ進ニ大神御贄ニ而、佐佐牟乃木枝平割取而、生比伎爾宇氣比伎良世給時爾、其火伎理出而、釆女忍比賣我作之天平瓮八十枚持而、伊波比戶爾仕奉支、時爾吉比女、地口御田、並御麻園進支、

●阿佐加加多ハ、阿佐加潟也、予考三潟チ引ベシ、●多氣連ハ◎此間闕文●吉比女吉彥ノ吉ハ、エシト訓ベシ、一本吉志比女トモアリ、又エトモ訓ベシ、サテ比女ハ姉、彥ハ弟トキコユ、儀式帳ニ、竹首吉比古五百枝刺竹田乃國止白弖、櫛田根椋神御田奉支、トアルト同人也、又コノ記八握穗社造祠ノ條ニ、竹連

古本裏書ニ、伊勢國壹志郡阿佐加神社三座、十八年己酉、遷ヨ坐于阿佐加藤方片樋宮ニ、積レ年歷ニ四箇年ニ奉レ齋、是時爾阿佐加乃彌尼爾坐而伊豆速布留神、百往人者、五十八取死、卌往人者、廿人取死、如レ此伊豆速布留時爾、倭比賣命於ニ朝廷ニ、大若子乎進上而、彼神事乎申上者、種々大御手津物彼神進、屋波志志豆目乎奉止詔遣下給支、于レ時其神乎、阿佐加乃山嶺社作定而、其神乎夜波志志都米上奉天勢祀支、爾時宇禮志止詔天、其處名乎宇禮志止號給、

●此一章ハ、次ニ加筆セル一書曰トアル文ヲ相照シテ辨フベシ、○阿佐加藤方片樋、藤方村、今阿濃津城ノ南一里ニ在テ、今ハ一志郡ニ屬スレド、舊ハ阿濃ノ地ニツキタルベシ、阿佐加ハ、今飯野郡ニアリテ、藤方ト路程隔ルトキハ、カノ一書トテ引ル風土記ノ文ニ、阿濃藤方トアルハ、叶ヒテキコユレバ從フベシ、本文モ舊ハ阿濃トアリケムヲ、其上文ニ阿佐加ノコトアレバ、阿野ハ誤ナラムトオモヒテ、私ニ改タルナルベシ、コノ阿佐加ハ阿野ナラムトノ考ハ、淸在ノ說ナルガ、イトコトタラヌ書ザマナルカラニ、カノ說ニヨリテ、己レガ考ヲソヘタル也、○片樋、一本作ニ行樋ニ非也、●伊豆速布留ハ、イチハヤフル同言、(◎此間闕文) ●彼神ト二處ニアルハ、彼伊豆速布留神也、次ニ其神ト二處ニアルモ同ジ、彼神トアルハ、朝廷ニテ詔ヒ屬ケ玉ヘル狀ヲ語レル上ノ詞、其神トハスベテヲ語レルウヘノ詞也、サテ其神乎二處ニアリテワヅラハシキガゴトクキコエタリ、但シソノ二處ノウチ、イヅレカ一方ハ衍字トシテ省キテモヨロシ、サラバ下ナル方ヲ省ベシ、上行ヲ下行ヘ寫入アヤマレルモノトス、義モキコユ、●大御手津物ハ、天皇ヨリ捧ゲ進リ玉フ物也、義ハ大御手ヅカラ進リ玉フ物ノ由也、幣モ御手與ナリ、(下ニ一書トテアル伊勢風土記ニハ、此コトヲ種々幣トカケリ、給支ハ御手津物ニカヽレリ、)手シテ與ル也、ナホクハシキコトハ記傳ニミユ、コヽハ未進玉ハザル以前ユヱ、御手津物ト語リツタヘタリトキコエテ、メデタキ文トゾオモフ、●屋波志志豆目ハ、下文ニ夜波志志都米ト作リ、屋字目字ハ訓ナリ、書ザマ下文ノ方古例ニ叶ヘリ、但イヅレニテモアルベシ、和シ鎭メ也、古事記景行段、(◎此間闕文) 書記ニハ日本武尊云々、然而還上之時、山神河神及穴戸神、皆言向和

ニ、述ニ引タル舊記、永正八年内宮廳宣云、右神戸者、忝天照大神御降臨御時、味酒鈴鹿國奈具波志忍山爾遷御、神宮造六箇月奉レ齋、神田幷神戸進支、如レ此神代有レ謂、清淨之靈異ニ于他一矣云々、トアル味酒トイヘルヨリ進支ト云ヘルマデハ、決クモト此記ノ古文ニヨリテ書ルモノ也、但味酒ヨリ奈具波志マデノ九字ハ、上文ヲコヽヘマハシテ作(カキ)タル也、故然(シカシテ)ノ下ヲ忍山爾遷御、神宮造奉レ令ニ幸行一、六箇月奉レ齋、又神田云々ト改ムベシ、サテ國名ヲ問玉ヘルニ、山ノ名ヲモ答申セルハ打合ガタキガ如ナリ、忍山ニ奉レ齋ヲオモヘバ、此トキニ山名ヲモ問玉ヘルガ、其文ノ脱タルニカ、サラバ云々、國止白支ノ次ニ、又山名何問賜、白久、ナド有ベキ也、又國名ノ答申セル因ニ、美キ山ナリケレバ、答ガテラニ申タルニモアルベシ、(コハ遠所ニ物シテ、所ノ名ナド問フトキニ、ツネアルサマナリ、)サラバ鈴鹿國ノ下ニ、又彼處山者(マタカシコノヤマハ)ナド云ヘル文ナクテハ、コトタラヌ心チス、モシクハ脱タルニモヤアラム、サレドスベテノ書法(カキザマ)ヲオモヘバ、舊ヨリカクアリシニモアルベシ、サテモ聞エハシタリ、

次阿野縣造祖眞桑枝太命爾、汝國名何問賜、白久、草蔭阿野國止白弖、進ニ神田並神戸一、

阿野ハ今ノ阿濃郡ナリ、萬葉十四ニ、久佐可氣安努弩(阿努ノ野ナリ)、奈由可武云々、草蔭ハ野ト言ム爲也、儀式帳解云、安濃縣造眞桑枝、此人他書ニ見エズ世記ニハ眞桑枝太命トアリ、安濃郡長野村ニ安濃國造社アリ、此眞桑枝ノ祠ニヤ、多氣窓螢ニ、近衞院御字、安濃造桑道ハ眞桑枝ガ裔ナリト見ユト云ヘリ、

次市師縣造祖建比古命爾、汝國名何問賜、白久、宍行阿佐賀國止白弖、進ニ神戸並神田一、

市師ハ今ノ一志郡也、●古事記高岡宮段ニ、天押帶日子命者、伊勢飯高君壹師君云々之祖也、●建比古、イ本トモニ建皆古、建皆ニ作ル、己レ先ニ建比古ハ建呰古(アザ)ニテ、國名ノ阿佐賀ヱ由アル名ナランカト思ヒシハ非ジ、○宍行ーーハ、或云、鹿行坂ノ意也ト、阿ハ助字、佐賀ハ坂也、●宍ハ鹿ノ借字也、鹿ヲ志々ト云フハ、(◎此間闕文)○阿佐賀ハ、今飯野郡ニアリ、古事記ニ、猨田毘古神坐阿邪訶、注ニ此三字以レ音地名トアリ、延佳云、同書

解云、河曲鈴鹿ハモト一縣ナリ、後ニワカチテ二郡トス、民部式ニモ、和名抄ニモ、郡名ニ出テ地ヲ接ヘタレバ、上代ハ分ラデ河曲ノ中ノ鈴鹿ナルベシ、北勢ノ住萱生由章、川曲ハ川ノメグリ也、此郡モトハ川俣縣ニシテ、川曲モ川俣モ同義ナルベシ云々、天武紀元年、塞二鈴鹿山道一到二川曲坂下一トアルモ此處ナリ、神名式、鈴鹿郡川俣神社ハ、今ノ鹿伏兎郷ニアリ、鈴鹿川ト加太川トノ泒アリ、其邊ヲ川俣トイヒ、ソコナル社ヲ川俣神社ト云、或云、今加太ノ板屋ト云處ニ、平野大明神ト云アリ、即式ナル川俣神社ナリト云、古宮處ハ、今モ泒ノ中ニ杉林アリテ、加太郷中ノ産沙神ト祭レリト云ヘリ、●縣造、コレヨリ以下ニナホアリテ、縣主ノコトヽキコユ、然ルニ此ニモ下ニモ汝國名云々、答云々、國ト申セル由ミエタルハ、按ニ、縣ト云フコトハ、古ノ制ニ、朝廷ノ御料ニ宛ル處ノ司ヲ、縣造トモ縣主トモイヒ、臣ニ任シ與ヘ置キ玉フ、其主ヲ國造トヤ云ケム、又國造ニ次テ縣ヲ領居ル主ヲ、縣造トイヘルニモアルベシ、イヅレニマレ、川俣縣造ニ、汝國名何ト問玉ヘルニ、鈴鹿國ト答申セルハ、己レガ知リ司レル域ノ大名ヲ申セル也、一區ナル處、古ハ國ト云、吉野國云々國ノ類也、此下上建日方命參相支

ノ條ニ度々見エタルヲモ、悉此定ニ辨フベシ、●味酒ハ云々、鈴鹿國ハ和名抄、伊勢國鈴鹿郡アリテ須々加國府アリ、又郷ニモ鈴鹿トアリ、令ニ鈴鹿關、萬葉——、サテコノ味酒鈴鹿國トハ、味酒ヲ入ルヽ酒器ト云カケタルナリ、今スヾト云フ金アリテ、錫ノ字ヲ釋塡タレド、錫ハ和名抄ニ、唐韻云、鉛錫、爾雅云、錫謂二之鈏一、白錫也、兼名苑云、錫一名白鑞、和名之路奈麻利、ト見エ本草和名ニハ、錫銅、鉛、白鑞、鈏ナド異名チアゲテ、和名奈末利トミユ、和名抄ニハ、説文云、鉛、和名奈末利、青金也トアリテ、錫ト分テリ、タリ、此錫モテ酒器ヲモハラ製ルコトヽナレルヨリ、錫ヲスヾトイフコトヽハナレル也、ナホ今モ此錫モテ作レル口細キ壺ヲスヾトイヒ、神ニ奉ルヲ神酒スヾトモイヘリ、田舍人ナドノ陶ノ口細キ壺イハユル德利ノ屬ヲスヾトイヘルガアリ、中々ニ古言ノ遺レル也、●奈具波志忍山、此山ハ鈴鹿郡關ノ驛ノ東北、龜山ヨリ八丁西忍山村ト云アリ、今ハ野村ト云、ソコヨリ五丁南ニ忍山神社アリトイヘリ、奈具波志ハ名細シ也、冠辭考名細キヲバ必ズ人情ニ慕ブモノナルカラ、シカ云ヒカケタル也、●然神宮造奉レ令二幸行一、コノ文キコエガタシ、誤アルベシ、按

ノコト云ベシ、」又北國ニテ鎌モテ風チ刈ル習ハシモアルナリ、サテ風神ハ、大和國平群郡立田坐風神、御名ハ級津彦命、科戸邊命、神名帳、祝詞考、傳、シナツヒコノ條可ニ見合、伊勢津彦ト同神ニテ、諏訪ノ建御名方モ同神ナルコト云ベシ、此記風宮即イセツ彦ナルベシ、ソコノ注見合ベシ神風吹テ異賊ヲ破ルコトヲモコヽニ云ベシ、スベテイセツ彦ノコト、風神ノコトクハシク云ベキ也、但コハコトノツイデニ云クト記スベシ、萬葉ニ、人丸ノ長歌ニ、「渡會ノ齋ノ宮ユ神風ニ、イフキ迷ハシ天雲ヲ、日ノメモミセズ云々」引ベシ、天平寶字廣瀬立田信濃富神社ヘ風祭ノ奉幣アリ、コノコトギンミ、(◎以下闕文)

又大若子命、進ニ舎人弟若子命一、

●豐受大神宮禰宜補任次第ニ、乙若子命、右命大若子命弟也、景行天皇、成務天皇、仲哀天皇三代御世、大神主仕奉ト見エタリ、然レバ此命ハ景行天皇ノ御世ニ、大神主ニ任ナサレシ也、サテ今年垂仁ノ十四年ヲ、姑ク此命ノ十五ノ齡トシテ、景行成務仲哀ノ三御代ヲ、書記ノ年紀ニヨリテ推考ルニ、凡二百二十餘歲ノ齡ニ當レリ、イヅレニモ齡ノ長キ人ニテゾアリケム、○乙若命ハ、一名加夫良居命、神名秘書云、景行成務仲哀三代朝廷奉仕、倭姫命向ニ五十鈴河上一之時、乃獻ニ麻祓穢靈一崇ヲ祭諸神ニ云々、賜ニ大神主職一執ニ行神事一、亦鳴加夫良乃箭作天奉獻、息長足姫命乃征討、三韓名曰ニ加夫良居命一、即河內國志夫川郡被レ崇ニ祭之一、淸在按ニ、吾神官故家ニ、鏑矢ノ交リタルヲ紋トスルコトモ、乙若子命ノ故事ニ因レルカ、●コノ命、息長足姫命云々ノトキマデ世ニ在リトセバ、上ニ考タルヨリモ長壽ナリシナルベシ、河內國志夫川郡云云、神名帳ニ考ルニ據ナシ、若江郡ニ矢作神社ト云フハミエタリ、又上條ニ引ル續後紀、三代實錄ニ、大若子神、小若子神トアル小若子ハ、コノ乙若子命ト同神カ、考ベシ、

次河俣縣造祖大比古命參相支、汝國名何問賜、白久、味酒鈴鹿國奈具波志忍山シヌブヤマ止白支、然神宮造奉レ令ニ幸行一、又神田並神戸進支、

●式、鈴鹿郡ニ川俣神社アリ、●續後紀、鈴鹿郡枚田鄉川俣縣造藤繼ト云フ人ミエタリ、式、當郡縣主神社アリ、和名抄、當郡英多安加多鄉アリ、今川崎村トイフ邊ナリトイヘリ、按ニ、古ヘ川俣縣トイヘルハ、コヽノアタリナルベシ、大神宮儀式帳

安ク系ヲ作テ世代ヲアラハス、

天日別命 一名天日鷲命 忌部上祖也見ニ古語拾遺一 神武天皇之時爲ニ國造一

第一子 某命―二世某命―三世某命―四世某命

五世 建日方命 又建日丹方命 國造

弟伊爾方命 舍人

第二子 彥國見賀岐建與束命―第一子 彥田都久禰命 二世

第一子 彥楯津命 三世―第一子 彥久良爲命 四世

第一子 大若子命 一名大幡主命 皇大神宮大神主 五世

第一子 乙若子命 舍人 後爲大神主

○神名秘書云、高神社天日別命五世孫、建日丹方命トアリ、シカレバ建日丹方トモ號シタルカ、●上ノ注ニ云ヘルガ如ク、大若子命モ天日別命ノ五世孫ニアタレバ、世繼ノホドノ叶ヒテキコユレバ證トスベシ、神名秘書モ、當時ノ古傳ヲトレルナルヘシ、サテヒカタハ風ニ由アリ、神名秘書ニ、建日丹方トアルハ、モシクハ此建日方ト、弟ノ伊爾方ト二命ヲ合セテ、建日方伊爾方命ナドアリケムヲ、口語ニハ建日伊爾方命トモイヒケンガ、マギレテ一命ノ名ノゴトクナレルナラムカ、因ミニ云、日鷲日別ハモト日和支ナリシヲ、支ヲ志ノ音ト心エテ日鷲トセルカ、又日和志ヲ日和支トセルカ、●汝國名云々、此問答ノ心エサマハ、下鈴鹿國ノ條ニ注ス、●神風伊勢國云々、神風ノコトハ冠辭考ニアリ、又記傳三十二丁オノ文掛酌シテ書ベシ、姓氏錄、國造本紀ノ頭注モ書ベシ、記傳三十二丁オノ内風ノ祝ノ下ニ云ベキハ、周遊奇談ニ、文ヲ直ス信濃國ハ風荒キ處ナルガ、當國ノ村々ノ中ニ、風ノ柱ト云フヲ一本ヅヽ立ルコトアリ、奥マリタル處ノ村々ニハ、コトニ多キ習ハシナリ、風神ヲナゴメマツル神事ナリトゾ、當國諏訪神社ヘ、國中ヨリカハル交ル〳〵七年毎ニ太キ柱ヲ持參リテ奉ル、是ヲ御柱ト云ヘリトゾ、」サテ風神ヲ天御柱國御柱ト申スハ、家作ニ柱ハ上下ノ間ニ立保チテ、風ニモ覆ラセヌモノナルヲ祝比ヘテ、荒風ニ萬ノ物ノ損ハレザラムコトヲ乞禱クワザナルベシ、」コヽニ風ノ祝

一名大幡主命、、、、、天日別命第二子、、、、、垂仁天皇、、、、爲二大神主一（此全文引ベシ）、トアリテ、國造ナリシコトハミエズ、又次ノ文ノ國造建日方命トアルハ、天日別命（天日鷲命同神トキコユ、其考ハ神風イセノ國ノ處ニ注、）ノ長男ノ子孫トシテ、世々國造トキコユ、（此コトモ下ニ云）、大若子命ハ、上ニ引ル禰宜補任次第ニ、日別命第二子ヨリ出タリトアリテ、爲二大神主一トミエタレバ、同裔ナガラ國造ニハアラザルベシ、例ニヨルニ、桑名縣造ナドニヤアリケム、然ルヲ例ノ此記ノ加筆ノ例ニテ、國造ノ二字ヲ書加テ、度會ノ祖ヲ尊クセントシタル也、タスケテイハヾ、後ノ任ヲ前ヘマハシテカタリツタヘタルカ、祠官ノ作リタル書ナレバ、サモアルベキ也、○大若子命ハ、神名秘書云、神皇彦靈神六世孫、天牟羅雲命八世孫、彦久良爲命ノ一男ニテ、度會姓ノ祖也、伊勢國造ノ大神主ヲ兼ルノ始也、延喜本系帳、大幡主命ノ下ニ、右命卷向玉紀宮御宇天皇御世仕奉支、爾時越國荒振兇賊阿彦在天不レ從二皇化一、取平仁罷止詔天、標劔賜遣天、即幡上罷行取平天返事白、時天皇歡給天、大幡主名加給支、舊事紀ニモ、伊勢幡主ト見エタリ、●續後紀、承和十年四月己未朔、坐二梅宮一從五位下酒解神、從五位下大若子神、從五位下小若子神三前、並奉レ授二從四位下一、又三代實錄、貞觀元年正月廿七日ニ、奉レ授二正四位下大若子神、小若子神、酒解神、酒解子神等、並正四位上一、（神名帳考證ニテ正スベシ、三實ニ梅宮云々、橘氏神也トアレバ、コノ說ハアタリガタシ、）鈔ニ社記曰、坐二沼木鄉山田村東大間西一國生國玉、垣內坐大若子弟若子命也、●國名風俗云々ハ、クヌチノアリサマヲ申サシメ玉ヒキト訓ベシ、サテコノ大若子命、此時ヨリ仕奉ケルヲ、ツヒニ大神主ト任レシ也、其ハ此記ノ下ニモミエテ、ソコニ注ス、

又國造建日方命參相支、汝國名何問給、白、神風伊勢國止白、進二舍人弟伊爾方命、又地口御田、並神戶一、

●上文伊勢國桑名野代宮云々、于レ時國造大若子命云々トアリテ、此ニ又國造云々トアルハイブカシ、按フニ、コヽニ國造建日方命トアルハ、正シク當時ノ伊勢國造ナルベシ、其ハ汝國名何問給、白、神風伊勢國止白云々、トアルヲオモフベシ、（コノ國ノ國造ノコト、マタ此建日方トイフ名モ由アリテキコユルコト、下神風云々ノ注ニ云フ、）●大若子命、建日方命ノコト、禰宜補任次第ヲ引ベシ、私ニ目

ヲマネビタル歟、又サラズトモ禮ヒタル意ノ態ニテモアルベシ、サテ如レ此セルハ、實ノ舟ニハアラデ、神寶トシテ奉レル小キ御舟ナルベシ、常陸風土記、巨狹山ノ下ニモ舟ノコトアリ、神寶ノ舟、儀式帳、延喜式、大神宮式ニモアルベシ、若狹國三方郡ウハセノ神社ノ祭禮ニ、神人舟ヲ頭上ニ捧テ仕奉ルコトアリ、●纖ハ忍比賣ノ子ノ名トキコユ、男女ノ際知ルベカラズ、●平瓮傳引べシ、往昔吾神宮、廿一年一度造替遷宮ノトキ造リ調ヘ、正殿ノ下ニ安置スル重器也トイヘドモ、何レノトキヨリカ絶テ、其形モ分明ナラズ、往年洪水ニ由テ、平殿ノ平瓮或瑞垣ノ邊ニ流レヨリ、或ハ破損スルニ由テ、改メ造ルコトヲ上奏アリシコトモ、雜例集ニ見エタリ、古事記、櫛八王命條、神武天香山段ニ、平瓮ノコトアリ、●釋紀九六丁左ニ、大同元年大神宮本紀曰、天照大神乞給國伊豆久曾止、隨ニ大神教命ニ求坐奉止詔云々、從レ此幸ヨ行伊勢國ニ云々、令レ進ニ大神御贄ニ而、釆女忍比賣我作之天八十枚加持而、伊波比戸爾仕奉支此文印本ハ誤アリ、今ハ寫本ニヨレリ、トアリ、其ハ此美濃國ノ云々ノトキニ作シ八十瓮トキコエテヨシアリ、

十四年乙丑、遷ヨ幸于伊勢國桑名野代宮ニ、四年奉レ齋、于レ時國造大若子命、一名大幡主命、參相御供仕奉、國內風俗令レ白支、

野代宮、或云、桑名ノ町ヨリ一里半西、野代村ニ在、或云、四日市ノ邊、大鳥居村ニ在、神名帳ニ云、野志呂神社、○伊勢國ハ上古伊勢津彥ノ領スル故ニ名ヅクル也、●此記ノ末ニ一書ヲ引テ、惡神イブカリテ云々トアリ、イセハイブセカ、神風ノトツヾクモ、イセツ彥ノ風ヲオコセルニヨレルカ、●國造此二字疑ハシ、次ノ文ニ國造建日方命トアルハ、正シク伊勢國造トキコユルコトハ、其處ノ注ニ云ヘルガ如シ、同時ニ國造ノ二人アルベキ由ナシ、大同本紀云、皇大神御鎮坐之時、大幡主命白、己先祖天日別命、賜ニ伊勢國內礒部河以東ニ云云、神國定奉云々、即大幡主命、神國造並大神主定給支トミエ、又此記ノ末ニ加書タルニモ、五十鈴神鎮坐ノ後ニ、大幡主命、神國造兼大神主定給支トアレバ、御鎮坐ノ後ニ、神國造トナサレシ也、按フニ、大若子命ハ、此時イマダ國造ニハ非ルベシ、豐受大神宮禰宜補任次第古書ナリニ、大若子命、

本モアリ、今正シキニ從フ、●美濃國造ハ、古事記ニ、日子坐王子神大根王亦名八瓜日子王、三野國本巣國造之祖、國造本紀ニ、三野前國造、春日率川朝皇子彦坐王子、八瓜命定ヿ賜國造ヿ、三野後國造、志賀高穴穗朝御代、物部連祖、出雲大臣命孫、巨賀夫良命定ヿ賜國造ヿナドミユ、サテ美濃ハ尾張ニ隣レ、バ、美濃國造ノ參奉仕ルコト由アリ、●角鏑ハ縣主ノ名也、國造本紀ニ見エタル巨賀夫良命考合スベシ、縣主ハ(此間闕文)●之作而云々、之ハ又ノ誤ナルベシ、次ノ文ニ釆女忍比賣又進云云、トアル又ト同文法ナリ、カクテ此五字ヲ、御船二隻ヲ作リ而進ルニト訓ベシ、惣テ此記ハ、文字ノ置ザマニハ然シモカヽハラズ、又此ト彼ト同ジカラズ、ミダリナル文法ナルガ、中々ニ古ヘナリ、又字ノ脱タリトオボシキ處、マタ文ノ調ハズキコユル處ナドノアルモ古ナリ、コハ古ハ漢ザマノ文章コソアレ、後ノ如ク假字モテ容易ク書ナラハザル世ニシアレバ、大カタノ人ノ書ル文ハ、カカルサマナリケム、古事記ノ如ク、朝廷ニシテ人選シテ書セ玉ヘル籍ト、槩テ思フベカラズ、其古事記スラ今ノ世ニシテハ猶足ヌ書ザマナルヲヤ、

●天之曾己立、(傳引ベシ)ソコハ天ノ限マデノ意、立ハ發ニテ、今モ船ヨリ行ムトスルヲ舟發ストイフ、旅發マタ鳥ノ降リ居テ飛ヲモ發トイフ、役發ナド云フ、コレラノ發モ同意ナリ、天之ソコマデ發幸シ巡リ玉公料ニ奉ル由ナルベシ、天之御都張ハ、天ノ水張ナルベシ、波流トハ平均ニ滿タル意ナリ、器ニ水ヲ滿入タルガミユルウヘヨリ、水ヲハルトイヒ、又水ノ氷タルヲモ氷ノハルトイヘリ、又田ヲ墾(治ノ字ヲモ訓)、モナラシヲサメ平ニスルヲ云、紙ヲハル、幕ヲハルナドモ同意也、クサ〴〵ウツシテ云ヘリ、コハ天ノソコマデ水ノハリタルヲ平ニ行ベキ由ニテ、(大海ヲ見ワタシタルウヘニテ云天ナリ、地球ノ理ヲモテイハンハ古意ニアラズ、)仁德紀ニ、ミカシホハリマハヤマチ、按ニ、ミカシホハ嚴シキ潮ニテ、(ミカトイカト同語也、健雷命ヲ、健御雷命トモカヨハシテマヲスト同ジ、ナホ例アリ、)潮水ノ滿ルヲハルト云フニヨレル枕詞トキコエタルヲモオモフベシ、コレ共ニ御船ノ功用ノ、神々シカラムコトヲ言祝タル也、御都ハミツトスミテヨムベシ、水ヲミツトスミテ云フハ古言ナルベシ、其證ハ別ニ記セリ、捧ルハ御船ノ發行ン狀、抱ハ漕狀

活目入彦五十狹茅天皇即位二年 癸巳、遷ニ于伊賀國敢都美惠宮ニ、二年奉レ齋、

活目入彦、、、天皇ハ、十一代垂仁天皇也、崇神天皇ハ、即位六十八年ニテ崩御、●コレモ己ガ推考ヲモテイハヾ、活目、、、、、天皇御世遷于云々トヤアリケム、サテ穴穗宮ノ下ニハ、上ノ市守宮ノ文ヲウケテ同國トアレバ、此モ然アルカ、又國ノコトハ上ニ大和國宇多秋宮トアル次ニ、ハブキテ佐々波多宮トアルゴトク、國チ云ハデモアルベキヲ、文ノ連キザマニヨリテ、カクトリドリニ云ヘルハ、中々ニ古文ノメデタキサマトゾオモハル、、○敢都美惠、一本都ヲ部ト作ルハ誤也、内宮儀式帳ニ、阿閇柘殖宮、天武紀ニ、積殖、和名抄ニ、阿拜郡柘殖、今伊賀國阿拜郡上柘殖村ノ北ノ山際ニアリ、有賀大村ヨリ一里半海道也、

四年乙未、遷ニ淡海甲可日雲宮ニ、四年奉レ齋、于レ時淡海國造進ニ地口御田ニ、

淡海甲可ハ、近江國甲賀郡也、●國ノ號ノミニテ某國ト云ハザルハ、上ニモ例アリ、○日雲宮、或云、信樂郡多羅尾村ニ今俗高宮ト稱シ、皇大神遷座ノ處也トイフ、或云、今三雲村ニ在瀧村火尾宮是ナリト、未レ知ニ孰是ニ、

八年己亥、遷ヨ幸同國 坂田宮ニ、二年奉レ齋、于レ時坂田君等進ニ地口御田ニ、

○坂田宮ハ坂田郡ニ在ベシ、未詳、⊙坂田君、姓氏錄ニ、坂田眞人出レ自ニ繼體皇子仲王之後ニ也、マタ坂田宿禰、應神帝之皇子稚渟毛二派王之後也、按ニ、此坂田ハ姓ニアラズ、坂田部ノ君長トイフ義ナルベシ、

十年辛丑、遷ヨ幸于美濃國伊久良河宮ニ、四年奉レ齋、

伊久良河宮所未レ詳

次遷ニ于尾張國中島宮ニ坐天、三箇月奉レ齋、倭姫命國保伎給、于レ時美濃國造等、進ニ舍人市主、地口御田ニ、並御船一隻進支、同美濃縣主角鏑之作而、進ニ御船二隻ニ、捧船者、天之曾己立、抱船者、天之御都張止白而進支、采女忍比賣又進ニ地口御田ニ、故忍比賣之子繼(ツク)天平瓮八十枚(ヒラ)作進、

中島宮、或云、昔ハ中島郡ニ在、今ハ春日井郡御園明神ト稱ス、倭姫命ノ祠モアリ、御園ハ大神宮ノ御園也ト傳フ、小田井庄清須驛ノ北ナリ、●坐天ノ下三箇月奉レ齋五字本、又三箇月ノ三字ナキ

現ハ、所レ祭天照大神也トモアリテ、或書入ニ、今在ニ上神戸村ニトアリ、コレラノ内ナルベシ、○國造ハ傳記未レ考、國造本紀云、伊賀國造 志賀高穴穗朝御世、皇子意知別三世孫、武伊賀 都別命定ニ賜國造ヿ、コハ十三代成務帝ノ時ノコト也、●後ノ伊賀風土記ニ、伊賀國者云々、本此號者、伊賀津姫之所領之郡也、仍爲ニ郡名ヿ、後爲ニ國名ニトアルハ、伊賀都別命ノ族ナルベシ、又伊賀郡ノ下、垂園社有神云云、息長足彥廣額天皇御宇、國造別部眞人祭レ之也トアルハ、後ノコトナガラ、別部氏ハ伊賀津別命ヨリ出タルニカ、又大村里云々、有神號ニ大村大明神ヿ、國造由氣忌寸所レ祭也、マタ阿辨郡ノ下ニ、河合山云々、有神號ニ藪田大明神ヿ、式ニ ◎以下闕文 武小國押盾天皇御宇戊午、國造多賀連祭レ之也、マタ名張郡ノ下ニ、神日本磐余彥天皇御宇、宇見間人之所知也 其時屬ニ伊勢國ヿ 云々ナドアリ、コハ徒事ナガラ、事ノ序ニ記シテ後ノ考ニ備フ、○筧ノ訓ハ箕藤也、葛ハ蔓生ノ物故ニ此訓アリ、○神戸ハ、或云、今上野ト名張ノ間ニ、神戸ト號スル處アリト、○細鱗魚、本草ニ、鰷魚狀如ニ柳葉ヿ、鱗細而整、トイフニ由テ、一名ヲ如レ此モ書也、○年魚取淵、梁作瀨、或云、上野ヨリ南二里半ニ川アリ、今猶其號遺レリト、●細鱗ハ、年魚ノ字ノ旁ニ例ノ書添タルガ、本文ニ混入タルナルベシ、サテ年魚云々ノ○ノ注キコエガタシ、按フニ、年魚取淵、梁作瀨ト訓テ、サル川ノ號處ノ、今モ猶遺レリト云ヘリトナルベシ、後ノ伊賀風土記、伊賀郡ノ下ニ、高師川出ニ於名張川ニ落ニ笠木川ヿ、多出ニ鮎鮒等ヿ、ソノ外川々ヨリ出レ鮎ヨシアマタ所ミエタリ、○梁字、書ニ水堰也、遏レ水取レ魚者、●神鳳抄云、伊賀神戸多良牟 神戸ノコト本文ニ考フベシ、六箇山五十三町五段、御饌調進備料、箕藤黑葛、本文筧山葛山ニ考合スベシ、幷三度御祭等、雜品料正月檜木、此外苧麻布紙等勤レ之、又云フ、伊賀國穴太御厨二十二石、幷苧、外宮御贄苧菓子、舊記云、承平六年十一月十九日、伊賀國名張郡夏見鄉注進伊勢大神宮所領地山川四至、東限ニ富田川ヿ、其川後伊賀郡阿保村主、南限ニ大和國水堺ヿ、西限ニ栗川ヿ、在ニ夏見鄉夏見村主ヿ、北限ニ大池領在下名張村ヿ四至所在地名、比奈知、針生、長本、布乃布、大野、太良牟、色豆、上家、云屋、曾幾、高羽 ◎以下闕文

線子兵談ニ、左不レ得二以右一、右不レ得二以左一、◎以下闕文
又弟大荒命奉レ仕、從二宇多秋宮一幸行而、佐々波多宮坐焉、
大荒命ハ、荒木田系圖ニ、大阿禮命ニ作ル、伊己呂比命ノ二男ニシテ、大乘禰奈ノ弟ナルコトミエタリ、●二所大神宮正員禰宜轉◎補字脫歟次第記、內宮一員禰宜補任ニ、大貫連伊己呂比命上ニ引リノ次ニ、大阿禮命、伊己呂比命子、同御代景行ヲサス奉仕トアリ、○佐々波多宮、或云、今大和國山邊郡山邊赤人ガ塚ノ邊ニ在ル小祠是也、或云、宇多郡、山邊郡、大野笹幡村トイフアリ、是乎、●佐々波多宮ニ坐ル間ノ年數ヲ記サヾルハ、同ジ國內ニシテ、シカモ一年ニモタラヌ間ナリケムカラニ、秋宮ノ條ニ積二四箇年一ト云ヘルニコメタル也、故コヽニハ例ニ違ヒテ遷ノ字ナキモ、ソノ意バヘナルベシ、次ノ文伊賀國隱ノ條ノ年紀、六十四年トアルモ叶ヘリ、
六十四年丁亥、遷二幸伊賀國隱市守宮一、二年奉レ齋矣、

伊賀國天武天皇庚辰歲七月、割二伊勢國四郡一立二彼國一、

隱ハ即今ノ名張郡也、天武紀ニ到隱郡トアリ、今吉隱村トイフアリ、●孝德紀ニ名墾橫川、○市守宮、名張郡東原村ニ、田村大明神トイフ小祠アリ、是乎、●後ノ伊賀風土記、名張郡夏身鄕ニ有神曰二積田宮一トアリ、積ハツモリニテ市守ナラムカ、又同書、山田郡ノ下ニ、神日本磐余彥天皇御宇、藥史道守之所知也、トアル道守ハ、市守ニヨシアリ、○伊賀云々ノ小注ハ加筆也、但シ此ハ風土記ナドノ古書ヲ引タルナルベシ、國造本紀ニ、伊賀國難波朝御世隷二伊勢國一、飛鳥御世、割置如レ故トミエ、後ノ伊賀風土記、◎以下闕文
六十六年己丑、遷二于同國穴穗宮一、積二四年一奉レ齋、爾時伊賀國造、進二箆山葛山神戶、並地口御田、細鱗魚取淵、梁作瀨等一、朝御氣夕御氣供進矣、
○穴穗宮、或云、名張ノ町ヨリ丑寅ノ方一里半ニ伊賀郡神戶村館社トイフアリ、是也、●後ノ伊賀風土記、伊賀ノ下ニ、神戶山云々、御間城入彥五十瓊殖天皇六十六年、天照大神垂跡トアリ、或人ノ書入ニ、今云二神館社一、在二上神戶村一、世記所謂穴穗宮也、トアル是ナルベシ、但シ年紀ハ此世記ニ據リテ記セルナラム、又上ノ山云々、號二藏王權

比命トアルハ、天見通命孫トアルニ叶ヘリ、●大宇禰奈ハ本ニ大禰奈、一本ニ大釆禰奈トアリ、又下ニ大宇禰トアルニヨリテ訂ス、○式宇名根神社ハ、今平尾村ニアリ、●今本ミアタラズ、鈔ニ伊勢妙顯大明神ハ、大釆禰奈也、オホヒモノイミトヨムトアリ、三代實錄、貞觀三年四月十日、同十五年九月廿七日ノ下ニ、伊賀國宇奈根神ト見エ、又神名帳伊賀國伊賀郡ニ乎美禰神社トアルモ、美ハ奈ノ誤ニテ、乎奈禰ナルベケレバ、三代實錄ナル宇奈根神ト同神也、乎トウト通フ、ウネナネナ下上セルハ、通音共ニカクモ唱ヘタルベシ、又神名帳、伊勢國多氣郡大海田水代大刀自神社、齋宮式ニハ、大海田社トアリ、考證ニ在ニ齋宮南宇田、宇田ハウナダノ略カト云ヘリ、此大海ハ、大ウナネニ由アリテ聞ユ、サレバウナハ地名、田ハ其所ノ田ヲ云ベシ、大ウナネノ大ハ稱辭、ウナハ地名ヲ負、ネハ◎此間闕文水代ハ、廿二年飯野高宮章ニ、佐奈縣彌志呂儀式帳ニハ水代トアリトアルニアタリテ、此大刀自ト云ヘルカ、則大ウナネニテ水代ノ御母ニテモヤアラム、佐奈縣多氣郡ナレバ處モ合ヘリ、又上ニ引ル三代實錄ニ、伊賀宇奈根神アルモ、大御神遷幸ノ地ナレバ、由アリテ聞ユ、

件童女於大物忌止定給比弖、天磐戸乃鑰預賜利弖、無ニ黑心ニ志弖、以ニ丹心ニ天、清潔久齋愼美、左物於不レ移レ右須、右物於不レ移レ左志弖、左レ左、右レ右、左歸右廻事毛、萬事違事奈久志弖、大神奉レ仕、元レ元、本レ本故也、

此□中ノ文ノ拙ク、於ノ假字ノタガヒ、スベテコチタキ文ニシテ、論フニモタラズ、決テ加筆也、中ニモ天磐戸乃鑰トハ何事ゾヤ、イト〳〵杜撰言也、古事記傳八十六丁右ニ、コノ記ノ天磐戸乃鑰預賜利弖トアルヲ、神宮ノ戸ヲ云リトテ、天磐屋戸ノコトヲトカレタル一證トセラレタルハイカヾ、コハ今伊勢ニ天磐戸トイフ處ノアルタグヒ也、○今ニ於テ物忌ノ子御殿ヲ開クトキニ、御鑰ニ副フモノハ此遺事也、●ト云ヘルハナヅメリ、此ノ加筆文ハ、然ル古例ノアルヲ據トシテ作レルナルベシ、又此文ニ欺レテ然セルガ例トナレルナラムカトモオモヘド、サニハ非ジ、親房卿ノ作玉ヘリトイフ、元々集トイフ書名モ、此元々本々ニ據リタリゲニキコユ、○西都賦ニ、元元本本殫見治聞云々、尉

此記ノ年紀支干ニ據リテ、月日ヲサヘニ書ツヘラレタルハ、イタクサカシラナル傳ニヨリ玉ヘル也、○五部伴神ハ、天兒屋命ヨリ、豐石窓櫛石窓命マデノ五神ヲ指シテ云、豐石窓櫛石窓ハ、此記ノ末ニ二神ノ如クスレドモ、古事記ニ、一神二名トナシ、舊事紀ニハ、一神二名ト、別神ニスルト二説アリ、コヽニ五部ト數フル所ハ、一神ノ名トスルカ、○儀式帳曰、同殿坐神曰ニ相殿一◎以下闕文

六十年癸未、遷ニ于大和國宇多秋宮一、積ニ四箇年一之間奉レ齋、于レ時倭國造、進ニ采女香刀比賣、地口御田一矣、

○秋宮、宇多郡ニ在、今神戸大神宮ト稱ス、明山トイフ處也、天武紀ニ、菟田吾城、神名帳ニ、宇陀郡阿紀神社皆是也、秋宮ヲ秋志野宮ニ作ルハ誤ナルベシ、秋篠ハ添下郡ニアリ、●采女記傳廿一ノ廿二丁◎以下闕文

倭姬命乃御夢爾、高天之原坐而吾見之國仁、吾乎令レ坐奉止悟敎給岐、從レ是東向而、乞宇氣比弖詔久、我思刺弖往處、吉有奈良波、未レ嫁レ夫童女相止祈禱幸行、

●倭姬命ノ上ニ、爾後ナド云詞脫タルベシ、サラデハ調ハズ、●御夢云々ハ、大神ノ悟敎玉ヘル也、

●從レ是云々ハ、倭姬命ノナリ、●我思刺弖ハ、何トナクタヾ心ニ思フ方ヲ指シテ也、俗言ニ云、無念無想ノ義ナリ、コレ大御神ノ御心ヲ心トシテ、御杖代トナリ玉ヘル御アリサマ也、アナカシコ、アナタフト、

爾時、佐佐波多我門仁、童女參相、則問給久、汝誰、答曰、奴吾波天見通命孫爾、八佐加支刀部一名伊己呂比命、我兒宇多乃大宇禰奈登白支、亦詔曰、御共爾從仕奉哉、答曰、仕奉、即御共爾從奉レ仕、

○佐々波多ハ、垂仁紀ニ、詣ニ菟田篠幡一トアリ、今大和國山邊郷ニ篠幡トイフ處アリ、コノ佐々波多ハ、人名トスルニ似タリ、地名ヲ以テ人ヲ稱シ、人名ヲ以テ地名ト成ル、古今ノ例勝テ數フベカラズ、○天見通命ハ、神名秘書云、神皇產靈神之弟津速魂命十五世孫、臣狹山命子天見通命、荒木田神主遠祖也、○八佐加支刀部ハ、荒木田姓、系圖云、天見通命、天布多由岐命、大貫連伊己呂比命、●二所大神宮正員禰宜轉補次第記、內宮一員禰宜補任ノ第一ニ、天見通命、天兒屋根命十一世孫、大狹山命子也、垂仁天皇御代奉仕、天布多由岐命、天見通命子、同御代奉仕、大貫連伊己呂比命天布多由岐命子、景行天皇御代奉仕、トアリ、コノ世記細書ニ、一名伊己呂

爾時、姪倭姫命云々定且、從レ是倭姫命云々ト云ヒ、又更ニ立カヘリテ、天照大神ヲトアルナド、約ニ細ニ雅ビタル、イト古世ノ文ノ法ナリケリ、○大和國城上郡三輪明神ノ山奥ニ、上宮ノ蹟ト云テ、小祠ナホ存ス、●御室ハ◎此間闕文○吾日足、一ニワレヒタリヌ、一ニワガヒタリヌト點ス、意少シ異アリ、未レ知ニ孰是一、然ドモ吾奉仕ノ力致マリタルトイフノ義ハ一也、●日足、神代紀ニ、日足マツルハ、兒ノ漸ニ日足テ生長スル也、又日數重ネタルヲ云テ、ツカレタルコト、モスベシ、今ウヱタルコトヲヒダルキト云フモ、ウヱテ力ナクツカレタルヨリ云フカ、ヒモジイハ文字ニテ女言也、又和泉風土記日根郡ニ、吾ヒネタリトアルモ、日將レ立ヲイヘル由カ、人ノ年ヨリタルヲヒネルト云ニ同ジ、○垂仁紀云、二十五年三月丁亥朔丙申、離ニ天照大神於豊鋤入姫命一託ニ倭姫命一、爰倭姫命求下鎭ヨ坐大神一之處上、而詣ニ菟田篠幡一云々、是ニ由ルトキハ、此ニ崇神帝ノ五十八年ト云者ト、中間相去ルコト三十六年也、其差甚シ、又日本紀ノ一書ニ、天皇以ニ倭姫命一爲ニ御杖代一貢ニ天照大神一云々、然レバ倭姫命ノ御杖代タルコトハ、天皇ノ勅ニ由所ニシテ、豊鋤入姫命ノ心ニ出ルニ非ズ、此記ハ豊鋤入姫ノ心ニ生ニ似タリ、然レドモ其余史ト吾神宮ノ古記ト、齟齬スルモノ一ニアラズ、久代ノ事極メテ辨ジガタシ、然レドモ是亦吾神宮ノ記錄ノ國史ニ先ダツテ成ルモノニシテ、嘉尙スベキモノモ亦コヽニ在ルカ云々、●此說ヨシ、倭姫命ヲ御杖代ト定メテ云々ハ、天皇ノ勅トキコユ爾時トアルニ意ヲ付ベシ、姪ハ語リ言ナリ、一書ヲ引タルニ、御杖代トカケルハ、サル本モアルニカ、イマダミズ、サレド大倭注進狀ニ、此文ヲ引タルニハ代ノ字アリ、ソノカミノ本ニシカアリシナルベシ、從フベシ、貢字ハ項ノ一體也、古書ニ例アリ、イタヾキタテマツリト訓ムベシ、又書紀ト年代ノ合ザルハ妨ナシ、書紀ノ年代ノ信ガタキコトハ、本居大人ノ◎此間闕文●コレラヲオモフニツケテモ、上ニ論ルガ如ク、此記ノ年紀干支モ、カヘス〳〵オボツカナシ、遷ニ某處宮一積ニ若干年一奉レ齋、トアルガ本文ニテ、ソレニスガリテ年紀支干ヲ書ソヘタルナルベキコト決シ、元々集ニハ、

豐鋤入姫命ノ御タメニ、國造ハ外戚ノ祖父ナリ、コトニ由アリテゾキコユル、○奈久佐ハ郡名、○濱宮ハ名草郡毛見村ニ在リ、城府ヨリ南一里半ニテ、南ハ山、北ハ濱、東ハ田、西ハ海也、寛文九年ニ、國主ヨリ標ヲ立テ殺生ヲ禁斷ス、○舍人ハ、國造ノ家人也、漢書曹參傳ニ、告舍人注ニ舍人猶二家人一、○紀麻呂良ハ一人云、舍人ノ名也、下ニモ出テ呂ノ字ヲ脱スル也、一云、良ノ字下ニ屬シテ讀ベシ、良田ノ義也、●紀ハ國ノ名ヲ負タル氏、麻呂良ハ名ナリ、圓ノ義ニモヤアラム、良地ト屬ケタルコトハ、下ニモ例ナシ、惡地ヲ御田ニ奉ルコトヤアルベキ、○地口ハ義未レ詳、○鈔ニ祐之曰、上賀茂ニ地口ノ役人トテ、田ノ事ニ預ルモノアリ、●別ニ考アリ、

五十四年丁丑、遷二吉備國名方濱宮一、四年奉レ齋、于レ時吉備國造、進二采女吉備都比賣、又地口御田一、吉備國ハ備前備中備後ヲ總テ云、或云、紀伊國ノ誤也、備ノ三國共ニ名方ト稱スル處モナシ、且方角モ甚シキ違アリ、若實ニ備國ナラバ、其間行程止宿ノ地モアルベシ、又地口御田ト云、又ノ字ヲモ考觀ルベシト、或云、紀三井寺ト鹽津ノ間ニ、名方ト稱スル處アリテ、今モ亦大神宮ノ行宮也トイフ小祠アリ、コレカ、今備中國後月郡高山村ニ小祠アリテ、名方濱宮ノ四字ヲ書タル額ヲ掲ゲ、村民傳ヘテ云、是穀神ヲ祭ル所ニシテ、相殿仲哀天皇也ト、按ニ、此世記轉寫ノ誤ヲ襲テ、後世好事ノ巫祝此額ヲ掲グナルベシ、以テ徵トスルニ足ラズ、○古本名方濱宮トイフ處ニ旁書シテ、寶起大王大行事ノ七字アリ、トルニタラズ、●和名抄、紀伊國在田郡ニ吉備郷アリ、コレ歟、

五十八年辛巳、遷二倭彌和乃御室嶺上宮一、二年奉レ齋、是時、豐鋤入姫命吾日足止白支、爾時、姪倭比賣命事依志奉利、御杖代止定弖、從レ是倭姫命奉レ戴二天照大神一而行幸、相殿神、天兒屋命、太玉命、御戶開闢神、天手力雄命、栲幡姫命、御門神、豐石窓命、櫛石窓命、並五部伴神、相副奉レ仕矣、

●三十九年ノ條ニ、遷二幸但波乃吉佐宮一トノミアリテ、豐鋤入姫命ノ大神ヲ戴奉リ、仕奉リ玉ヘル由記サヾルハ、上文ニ、此姫命ノ奉レ齋玉ヘルコトヲ語テ、然後ニ隨二大神之教一、國々處々仁大宮處乎求給倍利トアリテ、其事ノサマ聞タリ、コヽニ至リテ御名ヲアゲテ、吾日足止白支トアリ、又

之女、遠津年魚目微比賣ニ生御子豐木入日子命、次豐鉏入日賣命、ト云ニ由ルナルベシ、然ドモ此ハ目微比賣ノ所生ニ於テハ、第二女ト云フノ義也、●御間城入彦五十瓊殖天皇云々ヨリ、奉レ齋焉マデ、本書アリケンヲ、書紀ノ文ニカヘテ、上文トソノツヾケザマヲナシタルナルベシ、以上諺ニ、イハユル木ニ竹ヲ繼タルガ如シ、

然後隨ニ大神之敎ニ、國々處々仁大宮處乎求給倍利、天皇以往九帝、同レ殿共レ床、然漸畏ニ其神勢ニ、共住不レ安、改令下齋部氏、率ニ石凝姥神裔、天目一箇裔二氏ニ、更鑄ニ造鏡劔上、以爲ニ護身御璽ニ焉、是今踐祚之日所レ獻神璽鏡劔是也、謂名ニ内侍所ニ也

●六十三字、注六字、加筆也、神鏡ヲ内侍所ト稱シ玉フコトハ、禁秘抄ニ、◎以下闕文

卅九年壬戌、遷ニ幸但波乃吉佐宮ニ、積ニ四年ニ奉レ齋、從レ是更倭國求給、此歲豐宇介神天降坐、奉ニ御饗ニ、

續紀和銅六年四月乙未、割ニ丹波國五郡ニ始置ニ丹後國ニ云々、吉佐宮ハ今丹後國吉佐郡ニ屬ス、●此歲云々ノ十二字加筆ナリ、神名秘書ニ此コトヲ記セルハ、此加筆ノ文ニ據リタル說ナリ、コハ◎此間闕文

●年紀干支ノ加筆ナルコト此上文ハ書紀ニ據ル五十八年ノ條ニ云ベシ、

卅三年丙寅、遷ニ倭國伊豆加志本宮ニ、八年奉レ齋、

伊豆加志本ハ、書紀ニ、嚴橿本ニ作ル、或云、倭國城上郡泊瀨ノ南ノ入口ニ、大鳥居町ト云アリ、大神ノ舊跡ナリト云、是即伊豆加志宮ノ迹ナラム歟、垂仁紀一書曰、天皇以ニ倭姬命ニ爲ニ御杖代ニ、貢ニ奉於天照大神ニ、是以倭姬命、以ニ天照大神ニ鎭ニ坐於磯城嚴橿之本ニ而祠レ之云々、是ニ由テ觀レバ、伊豆加志本ト笠縫ハ同處二名ナルカ、○度會延經曰、此時ハ豐鋤入姬命ノ奉仕ナレドモ、有功ヲ倭姬命ニ歸シテ、垂仁紀ノ一書ニハ、倭姬ト書ル也、●此說非ナリ、コレモ一ノ傳ナリ、

五十一年甲戌、遷ニ木乃國奈久佐濱宮ニ、積ニ三年ニ之間奉レ齋、于レ時紀國造進ニ舍人紀麻呂、良地口御田ニ、

古本戌ノ字ノ旁ニ、寅ノ字ヲ朱書スレドモ、五十一年ハ、實ニ甲戌ノ年也、○國造本紀曰、紀伊國造、橿原朝御世、神皇產靈命五世孫、天道根命賜ニ國造ニ、古事記日本紀ヲミルニ、此時木國造荒河刀辨ガ女ヲ垂仁帝ノ后トス、帝ニ於テ婦翁ナリ、●

八年辛酉正月、即建ニ都橿原ニ、經ニ營帝宅ニ天、皇孫命乃美豆御舍乎造仕奉弖、天御蔭日御蔭止隱坐弖、四方國乎安國止平介久知食須、天津璽乃劍鏡乎捧持賜弖、言壽宣志弖、天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾、奉レ護利奉レ祐留稱辭竟奉、

神祇令ニ、凡踐祚之日、中臣奏ニ天神之壽詞ニ、忌部上ニ神璽之鏡劍ニ、神祇令祝詞云、天津璽乃鏡劍乎捧持賜天、言壽宣云々、◎以下闕文

凡神倭伊波禮彦天皇已下、稚日本根子彦大日々天皇以往九帝、歷レ年六百卅餘歲、當ニ此時ニ帝與レ神其際未レ遠、同レ殿共レ床、以レ此爲レ常、故神物官物亦未ニ分別ニ焉、

案ニ、卷首ヨリ此ニ至ルマデハ、五月麻呂ガ筆スル所ナルベシ、是ヨリ下ト文體語勢自ラ別ニシテ然モ事專倭姫命ニ係リ、且九帝同殿ノ言ノ如キモ亦重疊セリ、思フニ御氣嘗テ是ヨリ以下ヲ記シテ、倭姫命ノ事實ヲ詳ニシテ之ヲ貽ス、然ドモ如レ此ノミニテハ、一書ノ體裁全カラザルガ故ニ、五月麻呂開闢已來數帝ノ跡ヲ歷叙シテ、延(ヒイ)テ崇神帝ニ及ボシ、以テ一全書トシテ、人ヲシテ其始末ヲ知シメムト欲スルナルベシ、然バ所謂昔時ノ世記トイフモノハ、是ヨリ已下ナルガ、末ニ景行紀ヲ擧ルガ如キハ、亦五月麻呂ガ加ル所明ナリ、臆見ノ甚キ謾ニ言ベキニアラザレドモ、疑ヲ記シテ以テ識者ノ是正ヲ竢而已、

御間城入彥五十瓊殖天皇即位六年、「己丑秋九月、就ニ於倭笠縫邑ニ、殊立ニ礒城神籬ニ、奉レ遷ニ天照大神及草薙劍ニ、令下皇女豐鋤入姫命奉上齋焉、其遷祭夕部、宮人皆參、終夜宴樂歌舞、」

御間城、、、、、、天皇ハ崇神天皇、○磯城ハ紀ニ、イハ坂トアル是也、郡名ハコレヨリ負タリケン、○宗神紀六年、天照大神大國玉二神、並祭ニ於天皇大殿之內ニ、然畏ニ其神勢ニ、共住不レ安、故以ニ天照大神ニ、託ニ豐鋤入姫命ニ祭ニ於倭笠縫邑ニ、仍立ニ磯堅城神籬ニ、亦以ニ日本大國魂ニ、託ニ渟名城入姫命ニ祭、○豐鋤入姫命ハ、崇神帝第八ノ皇女、垂仁帝ノ妹、倭姫命ノ姨ニシテ、齋王ノ元始ナリ、母ハ紀伊國荒河戶畔ガ女、遠津年魚眼目妙媛ノ第二女ナリ、古本ノ旁書ニ、豐鋤入姫ヲ以テ崇神帝第二女ト書ルハ、古事記ノ天王娶ニ木國造名荒河戶辨

數字アリ、是即金剛禮懺、及大日經等ノ文ナリ、後人ノ加筆炳焉ト云テ、度會延佳之ヲ刪訂セリ、按ニ、釋空海ガ神道印信集ニハ、天津兒屋根命ノ裳袚ト號シテ、白衆等各念、此時清淨偈、諸法如影像、取説不可得、皆從因業トアリ、是等ニ由テ其言ヲナスモノナルベシ、

太玉命捧ニ青和幣白和幣一、天牟羅雲命取ニ太玉串一、卅二神前後仁相副從比天、各開ニ天關ヲ岐、披ニ雲路ヲ弖、駈ニ仙蹕ヲ比、天之八重雲乎、伊頭之千別爾千別天、筑紫日向高千穗槵觸之峯仁天降到給比弖、治ニ天下ヲ卅一萬八千五百卅三年、是時天地未レ遠、故以ニ天柱ヲ擧ニ於天上ニ焉、

是時ヨリ下十五字、神代紀ノ全文ニテ上下ニ屬セズ、又下文ニ效フトキハ、此次ノ天津彥彥火瓊々杵尊ノ九字及小注、共ニ治天下ノ上ニ在ベキナリ、

天津彥彥火瓊々杵尊、（正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊太子也、母栲幡千々姬、高皇產靈尊女也、）彥火々出見尊、（天津彥彥火瓊々杵尊第二子也、母木花開耶姬、大山祇神女、）治ニ天下ヲ六十三萬七千八百九十二年、●

彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、（彥火々出見尊太子、母豐玉姬、海童二女、）治ニ天下ヲ八十三萬六千卅二年、

神日本磐余彥天皇、（彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也、母玉依姬、海童之大女也、）天皇生而明達、意確如也、年十五、立爲ニ太子一、

海童二女、一本ニノ字ナシ、又二ハ大ノ誤カ、大女ハ小女ノ誤カ、神武紀ニ海童之小女也、

及ニ卅五歲一、謂ニ諸兄及子等一曰、昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊、擧ニ此豐葦原瑞穗國一而授ニ我天祖彥火瓊々杵尊一、

及ノ字ノ上、神武紀ニ、長而云々ノ二十字アリ、

於レ是火瓊々杵尊闢ニ天關一、披ニ雲路一、駈ニ仙蹕一以戾止、是時運屬ニ鴻荒一、時鍾ニ草昧一、故蒙以養レ正、治ニ此西偏一、皇祖皇考、乃聖乃神、積レ慶重レ暉、多歷ニ年所一、自ニ天祖降跡一以逮ニ于今一、一百七十九萬二千四百七十餘歲、元年甲寅歲冬十月、發ヨ向日本國一、天皇親帥ニ諸皇子舟師一東征也、

神武紀ニ、是年也大歲甲寅、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親云々トアリテ、元年トハナシ、發ヨ向日本國一ノ五字ナシ、或云、本ノ字ハ向ノ字ノ誤ナリ、日向國ナルベシト云ヘリ、●神世ノ年數ノコトハミダリゴト也、書紀年歷考ニ辨ヘタリ、

倭姬命世記考

○ハ度會淸在ガ世記講述抄ノ中ノ取ルベキ說

●ハ信友ガ新說也

天地開闢之初、神寶日出之時、御饌都神與二大日靈貴一、豫結二幽契一、永治二天下一言壽宣、

●此文鎭座傳記次第記ニモトリテ載タリ、少ヅヽタガヘリ、論フニタラズ、

肆或爲レ月爲レ日、永懸而不レ落、或爲レ神爲レ皇、常以無レ窮、光華明彩、照二徹於六合之内一以降、高天之原爾神留坐之、皇親神漏岐神漏美命以天八百萬神等乎、天之高市爾神集集給比神議議給比弖、◎以上六字據倭姬命世記補 大葦原千五百秋瑞穗國波、吾子孫可レ王之地奈利、安國止平久、我皇御孫之尊天降所知食登事依奉岐、如此依之奉留國中仁荒振神等乎波、神攘攘平介武止、神議議給比、諸神等皆量申久、天穗日之命乎遣而平介武止申支、是以天降遣時爾、此神返言不レ奏支、次遣之健三熊之命毛、隨二父事一返言不レ申須、又遣志天稚彦毛返言不レ申弖、高津鳥殃爾依弖、立處爾身亡支、是以天津神乃御言以弖、更量給弖、經津主命健雷命二柱神等天降給比弖、

○荒振ヨリ以下天降ト云ニ至ルマデ、祝詞式ニ出タル遷却崇神詞ノ全文ナリ、然シテ神代紀ノ文章ヲ要略シテ綴レルナリ、

大己貴神、其子事代主神爾語言天、即大己貴神乃、以二平レ國所レ杖之廣矛一天、有二螢火光一神、及五月蠅聲邪荒振鬼神等乎、神攘攘給比、神和和給弖、語問志磐根樹立、草之片葉乎語止弖、葦原之中國皆已駈除平定奴止復命利勢、◎以上十字據倭姬命世記補

○此文神代紀ニ據リテ作リ、

○天津神ハ神代紀ナル高皇産靈尊ヲ指セリ、スベテ

于レ時以二八坂瓊之曲玉、八咫鏡、及草薙劍三種神財一弖、授二賜皇孫一、永爲二天璽一之弖、視二此寶鏡一古止、當レ猶レ視レ吾、可下與同レ牀共レ殿之弖、以爲中齋鏡上志、寶祚之隆、當下與二天壤一無上レ窮志登宣比支、◎以下闕文

即天津彦彦火瓊々杵尊登、伴神天兒屋命掌二解除一、諄辭勢利、

○諄辭ノ下一本ニ、謹請再拜、諸神等各念、此時天地淸淨止、諸法如二影像一奈利、清淨無二假穢一志、取レ說不レ可レ得須、皆從レ因生レ業勢止、諄解勢利、トテフ

（在何所事勅可尋知）打滅御燈、亦奪取刀自著用之小袖等了、刀自雖叫喚依風雨人不聽之歟、東門大番衆修不出逢也、翌日見付御鈴落道月花月唐居敷云々、

○紀氏系圖（孝安天皇より出）に、長谷雄の子淑光の長子文煥（紀伊國日前宮國造始也、從五位下肥後守）とありて、九代の孫に宣宗國造その弟宣保（國造、正五位下上北面、）とあり、いと心得がたき事なり、

○伊勢桑名郡多度寺（神宮寺とも稱）資財帳、（延暦廿年に書たてたるものなり、）薄の事　唐鏡一面、（徑六寸三分、著紫帶在、○在字は云々在とかきたる文例なり、）鏡貳拾壹面、（五寸以下二寸以上、）

○大安寺資財帳（天平廿年奏上）

合鏡壹阡貳佰漆拾五面、（佛物一千二百七十面之中、花鏡二百五十九面、圓鏡二百八十四面、方鏡六面、鐵鏡七十一面、菩薩物二面並圓鏡、雜小鏡六百五十面、通物三面、）

○法隆寺資財帳

白銅鏡云々貳面、（一徑一尺五寸六分、一徑一尺五寸五分、並裏海獸形、）

右天平八年……納賜平城宮皇后者

壹面　花形（徑九寸八分裏葛獸形）

右天平八年……納無漏王者

壹面（徑九寸七分）裏禽獸形

右納圓方王者　なほあり

○鏡の菱花の事、遊仙窟六十才ォにあり、

天保三年二月十五日翁の初稿の本をかりてかしこみ〳〵もうつしたへぬ

竹内建男

被卜筮吉凶於神祇官陰陽寮之由、公卿僉議之間、各勘奏云、件神鏡者、是非人間之所爲、既天地開闢之初當、於高天原、以鏡作神乃遠祖、天香山命乃八百萬皇神達共爾以銅且鑄造之神鏡也、（或云天香山命「以古鑄作之」、この「」五字神宮諸雜事記には、云鑄作鏡也者の六字とす、伊呂波字類抄、鏡字の下に、手壽作之鏡事云々とある手は、尹の誤にてからの事なり、）件神鏡元三面也、廣皆（諸雜事記には此二字皆以と作り）方尺向一面坐伊勢國須、一面坐紀伊國須、一面坐內侍所、是件鏡也、具見于日本紀（この六字諸雜事記には子細具不記の五字とす、）以之謂之、件神鏡改而被奉鑄替之事未分明也、縱件御鏡雖被燒損給、尤可被奉鎭安置於本所也者、仍元神鏡御座也とあり、內侍所の神鏡を於高天原云々、鑄造之神鏡也と云るは、すべて古傳に證なし、

○禁秘抄賢所の條、（古本）自神代神鏡如神宮奉仰爲伊勢御代宮、被留置也、神事次第同伊勢、（今本宮の字官と作り、）

○崇神の時被鑄改事、古語拾遺に見ゆ、

○大神宮諸雜記、寬弘年云々、（燒亡の事）一面者伊勢國坐須、一面者紀伊國坐須、一面者內侍所坐須、是此鏡也、

○日前神、釋紀（七の九丁）私記曰、問云々、今代傳云、紀國大御神是亦鏡也云々、この外の問答取る處なきゆゑ不引、

○世記、天慶元年七月十三日記曰、（上略）齋辛櫃二合（件辛櫃自往古時號神明、、、、、、、、）○或記引通平公記（二條殿、左大臣關白、建武二、二、四薨四十九、）曰、內侍所渡御之辛櫃一合、安腰与（與也）駕与丁舁也、又一合アリ、元ノ御辛櫃ナリト云々、」信友云、天慶元の記に二合とあるも、通平公記に合へり、今も二合なりとぞ、

○御搦の事、江次第（御神條）曰、（上略）溫明殿南第二間神座前、立廻大宋御屏風四帖、（中略）神御唐櫃上有錦覆、其上本引緋綱懸鈴、今夜割色々紙懸之、（略）天文五年二月八日記曰、亥刻御搦錦覆布奉設候役人、大典侍勾當內侍、伯三位（雅業）、刀自三人、奉行兼康朝臣、辨貧時、（略）古記（內侍所御搦事）曰、一御膚絹二帖、（表赤地錦裏生絹）一御からみ緋絹四十八筋、一晒布二端、一御覆絹（表赤地錦裏生絹）二帖、一御座（錦端）二帖、一御鈴十八口、一同大綱紅二筋、一同小綱紅二十八筋、

○建內記、嘉吉元年四、二、後聞、今夜風雨之時分盜人參昇、（○奥殿也）內侍所神前取御鈴、（付御辛櫃御鈴奉之）取御錦、

（押紙）又書紀の日矛を日象と改めて日前の神とし、古語拾遺に、於レ是大己貴神云々、仍以二平國矛一授二二神一曰、吾以二此矛一卒有二治功一、天孫若用二此矛一治レ國者、必當二平安一云々とあるを、國懸神ならむ（國懸の神矛にますと云へる説もあるによりて）といへる國平の事によりたる矛なれば、國懸と申も據ありといへる、一わたりきこえたれども、上に引たる小右記などの實錄にも叶はず、すべて押あての考なり、日矛と云へるをおしはかりに矛なりと世に云はむもさる事なり、釋紀の私記に、廣矛云々、雖レ爲二三種寶物之外一、此矛有二治國之名一、已奉二天孫一定傳之後棄歟、所在不レ詳ともいへり、いかにも此矛は何れの宮にか鎭りますべき事なるに、所在のきこえ給はぬは、あたらしき事なり、なほ考奉るべき事にこそ、

また按に垂仁紀に新羅王子（新良の國主は、姓氏錄に、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命の後なるよし見ゆ、）天日槍が來歸(マキキ)ける時、種々の神物(アヤシキモノモチ)を將來れる中に、日鏡一面（古事記には奧津鏡邊津鏡といふ二面とせり、異なる傳にや、またそれも別なる鏡にて、書紀にはもらされたるにや、）とあり、そも〳〵この日槍は、本國にして或女の陰上(ホド)を、日ノ光のさしたるより、姙みて生みたりける美玉(タマ)の、女に化(ナ)れるが、皇國を吾祖の國なりとて、參渡りけるを（祖とは日神を申すにあたれり）慕ひて、追渡來歸(マキキ)たりけるも、深きよしありげなるに、その將來れる神物(アヤシ)に、日鏡といふがあり、（もしくは稻飯命の持給ひたりしものにもやあらむ、）天日槍（古事記には日矛、筑前風土記には日桙とかけり、）といふ名稱も、皇國にて稱へたると聞ゆるに、併せておもひ巡らすに、もしくはかの日ノ鏡といへるは、深き幽契あるものにして、是も別に一ッの日矛の形の鏡にてやありけむかし、さらばやがて其持參渡し鏡を、名稱に負ひしものなるにや、（日矛が事蹟は記傳の三十四の四丁、また十四丁に委しくいはれたり、）今因にいさゝか考そめつるを書付つ、また筑前風土記に、高麗國意呂山自レ天降來日桙とあるも、いと神々しきさまなり、なほよく考ふべし、

神宮雜例集に、神宮記と云ふを引て、内侍所の神鏡の事を云る文あり、上に引出たる古傳に違へる事多し、こは傳の錯り違ひたるものなるべし、故其文を下に擧て其違へる由を辨ふべし、（神宮諸雜事記にも此文を省略して記せり、この文と考合すべき事は各條下に注す、）

雜例集内侍所の條に、神宮記云、寛弘二年乙巳十一月十五日、内裏燒亡云云、内侍所神鏡今度燒亡爾被二燒損一給、因レ茲件神鏡改而可レ被レ奉二鑄替一之由、且被レ行二陣定一、且可

とあると同文體なる事なるも思ふべし、さて柄の六寸ばかりならむは、さのみ長きとは云まじきがごとくなれど、上想像考にいへるごとく古鏡は柄の短かゝりしともきこゆるにも打合せておもふに、そは鏡面の小さくて、上に引たる古語拾遺に、初度所レ鑄少不レ合レ意とあるをおもひ合すべし、

(押紙)仙臺藩士松根氏字彦輔藏古鏡

ワタリ大凡三寸餘

柄大凡四寸餘

兩面也

右文政十三秋、衣關貫仙臺ニテ見タル由ノ話ナリ、ナホ打摸ヲ乞テ予ヘント約ス、

此鏡、下野ナル藤房ノ鏡ト云ヘルモノ、形ニ似タリ、可レ考、

柄の殊に目に立たるなるべし、されば日矛てふ名の義は、上にいへるごとく、日神の美麗き御光彩の御像を、ホコにさゝげたるさまもていへるなるべし、

(注)ホコは記傳二十七四十丁に、上代の矛は、鋒(ヘサキ)及あるもの、みにあらず、木のかぎりなるもあり云々、古の木矛は、今の世の棒といふもの、類にぞありけむ、又二十五五十五丁に、記に縵八縵矛八矛とある矛は、延喜内膳式にも見えたる桙橘子といへるものなるよし證(アカ)されて、そは橘の枝をや、長く折て、葉をみな除きさりて、實の著たるを云なるべしとやうにいはれたり、なほ按ふに、今蒲の穗を蒲桙といひ、また神祭に山桙蓋(カサ)桙などいふホコもおもひ合すべし、長くも短くも物を高くさし上るを、何ホコホコ何といへるなるべし、さてかの桙たちばなといへるは、橘の蔕(ホゾ)ながら枝に著たるを、矛たちばなといふにおもひ合するにつけては、御記に蔕とあるが柄ならむといへる、己が考の似かよひて聞ゆるげなり、されどそはあまりの心すさみにやあらむ、さらでもありなまし、是等思ひ合せて、いにしへホコといひけむさまをおもひわきまふべし、さて延喜式に、元日及御即位の時に建らるゝ日像幢月形幢といへるは、漢風にいはゆる四神の旗の類にて、證とはなしがたし、さて初度所レ鑄少不レ合レ意とは、かの日矛といへるかたちの意に合はざりしにもやあらむ、さて百練抄に、長寛元年正月廿八日、紀伊國日前國懸神社燒亡、於ニ御正體ニ者奉レ出事とあり、

國懸とある次に、異地の例に引はなして、島神戸といふが見えたるは、書ざまの誤れるにて、こは國懸島神戸と引接て見るべし、島は式にある當郡志摩神社の、今も島村といふにありといへば、其島といふ所にある國懸宮の神戸なる由なるべし、此抄の例、なべてはたゞ神戸とのみ記せるに、當郡には日前神戸、須佐神戸、津麻神戸、伊太杵曾神戸（本ども互に亂れたり、今正して引つ、）などある例とすべし、又國懸を郷名とせば、日前國懸神社同域にませど、後に國懸宮のかたざまの地を界ひて、神名をやがて郷名にも唱たるなるべし、これも地名に例ある事なり、

此二大神の御鏡は、そのかみ天皇の御許を離奉らるる時に、御靈の八咫鏡と同じさまに、彼二面をも鑄うつし留させ給へるなるべし、

(注)然るを水鏡に云々、又鏡三ッあり、一つは大神宮に坐ます、一つは日前におはします、一つは内裏におはします、内侍所にこそおはしますめれと見え、扶桑略記神武天皇の條に、又自二神代一有二三鏡一、一鏡在二伊勢大神宮一、一鏡在二紀伊國日前社一、一鏡在二内裏内侍所一とあるは古傳説ながら、此中の一鏡を、内侍所の神鏡とせるは謬なり、伊勢大神の御靈實の鏡を摸し鑄させ給へるが、すなはち内侍所なり、

(押紙)神宮雜例集に、神宮記を引て云、寛弘二年——内侍所神鏡燒亡の條に、——一面者伊勢國坐須、一面者紀伊國坐須、一面者内侍所坐須、是此鏡也、——加レ之鎮二置於本所一と内侍所に坐す御事はみだりなり、こは日前國懸の二宮をおしこめて紀伊國大神と申し、又日前宮とも申して、一宮のごとく聞るにつきて、はやくもかゝる誤傳の出來たる事決し、

さて日矛といふ稱の義を按ふに、御記また紀略に、一所眞（圓イ）形無二破損一、長六寸許とあるは、即紀伊國御神とある御鏡なるに、大御神の御靈鏡には、御記に徑八寸許とありて、紀伊國御神とある御鏡には、長六寸とあるを對へ考るに、此長とあるは、（徑にはあらず、）柄のほどを云るにて、其はことに目に立ばかり柄の長かりけむから、しか見とめたる人の告す（マヲ）を、やがてしるされたるものなるべし、（紀略右に引たる文の次に、契七十四枚皆魚形也云々、長各二寸餘許）

社、共に名神大、月次相嘗新嘗とあり、然るに史どもに、此二大神に位を授上られし事見えず、當國の國帳名草郡にも、此二神のみは神位を記さずして、共に大神宮と記せり、殊に尊び給へるが故なり、

(注)天武紀朱鳥元年の下に、七月癸卯、奉下幣於坐二今本居紀伊國一國懸神上云々、といふ事見えたり、日前をおきて國懸にのみ然ありしは、いかなる事にか、今測りがたし、もしくは大御神のサキミタマを殊に祭らせ給ふ由縁ありしにか、又そのかみ國懸神と稱して、天懸をこめて稱したるにもあるべし、

又上に引たるごとく、持統紀に、伊勢云々、紀伊大神ともあがまへ記されたれど、いまだ延喜式には宮號の御令はきこえず、されば大神宮の尊稱は、延喜の後に授奉らせ給へるなるべし、中右記に、寛治五年十二月七日、今日上卿參陣、擇二申日前國懸社遷宮日時一とあり、そのかみ遷宮の御事も、朝廷より嚴重にものせさせ給ひしなり、上にいへるごとく、此二大神には、ことに位の階を奉られざるなど、すべてを考合るに、諾(ウベ)ふかく尊び給へるにて、嚴重の御あへしらひにこそありけれ、

(注)日前國懸の二宮の御在所の事、又總ては日前宮と稱す事は上にいへり、さて日前はヒノクマと唱ふべし、風雅集に、當宮の神職紀俊文の歌に、「名草山とるや榊のつきもせす神わさしけきひのくまの宮」と見え、神名式にもヒノクマと訓をつけたり、然るを神代紀の訓にヒノマヘとあるは非じ、今はヒサキの宮といひ、又字音にニチゼングウともいへりとぞ、是らは字に付てさかしらに唱へなれたるなるべし、そは地名に例多き事なり、國懸は天武紀にクニカヽスと訓、又クニノカヽス、クニカヽリとも訓を添たれど、神名式の古訓にもクニカヽスとあり、令集解に釋云云々、紀伊國坐日前國懸須ともありて、今も然稱ふといへば、クニカヽスと唱ふべし、日前大神は大倭本紀に見えたる天懸神なるに、さは申さで旣くより日前とも申すは地名にやあらむ、故日前神と申す時は、國懸を總ても申せるなり、國懸は地名にはあらず、大倭本紀に國懸神とあるを以て、素より神の御名なる事決し、和名抄名草郡に日前神戸ありて、又

一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕御食、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所ㇾ坐解祭大神也とあり、一鏡は決く豊受大神の御靈にて、神名式、大和國城上郡に、卷向坐若御魂神社とある御事にて、今穴師山角檜原に豊受大神御鎮座跡と云る處ありとぞ、其處なるべし、さてこの穴師社宮の事は、傳十五の四十四丁に論はれたり、それにつきてなほ考よれる事あり、別に云べし、この本紀の傳は一の正しき傳なるべし、

(押紙)卷向穴師ヨリ、ヒヌノマナヰヘウツリオハシタルニテ、其舊ノコ社ニモマツリタルナルベシ、御所ノ八咫鏡頭付ハコノウツシナルベシ、

とある名草宮は、(二宮の在所の事、上に注せるがごとし、)決く日前國懸二大神の宮をいへるものにして、又二鏡の御事蹟もすべて相證し辨ふべし、されはすべて彼三鏡は、皇孫命また大御神の御靈實の八咫鏡に副て御護の齋鏡として授け天降し給ひけるを、天懸國懸の二鏡は、八咫鏡とともに御代々の天皇の同宮に坐せ給ひ、後に崇神天皇の御時に、彼八咫鏡を豊鋤入姫命に託て離(ハナチ)奉り給ひて、鎮り坐べき地を求めありき給ひける、その時の事を、大同元年大神宮本紀に、木乃國奈久佐濱宮積三年齋奉、其時紀國造進ニ地口御田一と見ゆ、

(注)倭姫世記にも此事をしるして、國造の名舍人紀萬呂とあり、或書に崇神天皇の時、天道根命に課て、日前國懸神を齋祭らせ給ふ、今も其裔紀氏にて國造といひて、二宮の神官なりといへり、按に國造本紀に、橿原朝御世、神皇産靈命五世孫、天道根命定ニ賜紀國造一、姓氏錄にも神魂命五世孫、天道根命とあれば、崇神の時、道根命に二宮を齋らせ給へるといへるは、己が考とは時世いたく違り、こは世記に記せる紀萬呂、天道根命の裔にて、代代國造となされしが、崇神の御代に、二宮の齋祀に關りしを、然は誤傳へたるなるべし、さてこれも或書に、日前大神は日像鏡、國懸大神は日矛なりといへるは、後に書紀と古語拾遺とによりて、いひ出たる説とこそ聞ゆれ、そは上にいへると合考べし、

此時にや、かの二面をば、其名草の同地に鎮り坐しめ給ひて、日前(所謂天懸神ともいへる)國懸の二大神と齋き祭らせ給へるなるべし、神名式に名草郡日前神社、國懸神

但其論はこと〴〵くあたらず、

今なほ按ふに、古語拾遺に、鑄₂日像之鏡₁、初度所ㇾ鑄、少不ㇾ合ㇾ意、是紀伊國日前神也、次度所ㇾ鑄、其形美麗、是伊勢大神也、

(注)舊事紀には、令ㇾ鑄₂造日矛₁、此鏡少不ㇾ合ㇾ意、則紀伊國所ㇾ坐日前神是也と書り、圖₂造彼神之象₁とは、日大御神の御象を圖し造り奉らむと議れる由なり、この神之象と書せ給へるは、日大御神の御形容(カタチ)の事にはあらで、大御光(ウツ)の貌(サマ)を圖造たる由なり、書紀に大御神の御光の事を、◎此處ㇾ文 又汝にまさりて尊き神ます云々と云へるをも、おもひ合せて、旨と大御光をうつせる由を知るべし、又古語拾遺に、次所ㇾ鑄其形美麗、是伊勢大神也、とある美麗は、大きさのほども、又鏡の光照もうるはしく滿足らひたる義なるべし、

とある初度に所ㇾ鑄とあるは二面にて、共に日矛と稱せる鏡にして、神代紀に、圖₂造彼神之象₁而云々、古語拾遺に鑄₂日像之鏡₁とある日像(ヘカリ)は、日神の御像の美麗き光彩(ミヒカリ)を、摸圖(ウツシ)たるものを作り奉らむと議定たる地の文にて、日矛といへるは、初度に鑄たる二面の鏡とこそ聞ゆれ、日矛といふ由の考は下にいふべし、その二面は、ともに少不ㇾ合ㇾ意とある御鏡にて、後に日前國懸の二神として、いつき祭り給へるを、惣ては日前宮と稱せるから、國懸をも併(トモ)におしこめて日前神と稱し、上に引たる小右記には、日前國懸と分ち記されたり、さて名草郡宮郷秋月村の西北半町ばかりに、日前國懸の二宮同域に坐り、總ては日前宮と申すとぞ、又紀伊國御神とも稱せるなり、持統六年紀に、伊勢、大倭、住吉、紀伊大神とあるも、二社を惣て申せるなるべし、また大倭本紀に、釋紀所引一書曰、天皇之始 邇々藝命をさして申上る文 天降來之時、共副₂護齋鏡三面子鈴一合₁也、天降來之時共とは、皇孫命の御事は素よりにて、大御神の授給へる御璽實の八咫神鏡に、共に相副て申、その天降來坐ときの御護として、齋ひて副下し給へるなるべし、子鈴の考は別にいふべし、注曰、一鏡者、天照大御神之御靈也、名₂天懸神₁、一鏡者、天照大御神之前御靈、名₂國懸神₁、今紀伊國名草宮崇敬致₂解祭₁大神也、

(押紙)天懸國懸のカヽス、は赫すにて、天照國照云云と申ごとく、天にも國にもカヾヤクよしを、二鏡にたゝへわけたるものなるべし、

(注)大御神の御靈とは、すべての魂を申し、前御靈とは幸魂にて、そを御天降の時の護齋に副へ給へるなるべし、さて八咫の神鏡は、總ての大御神の御靈實なり、さて國懸神は今も然稱して坐せば、天懸神は決く日前神に當り坐せり、此文の繼に、

(注)鏡三面中、伊勢大神、紀伊國日前國懸云々、さて中字異本にあり、この後の事を、紀略に寛弘二年十一月十五日燒亡の下に、神鏡同燒損、十六日の下に、炭中神鏡二面奉レ求二出之一とある、一面は伊勢大神に坐し、今一面は天德の度に眞形無二破損一とある方の神鏡なるべし、さて已上の文は、上文に引たるにゆづりて、すべて省きて擧たり、野府記にも鏡三面申二伊勢大神、紀伊國日前國懸一、また孝標女日記に、あまてる神をねむじ申せといふ人あり云々、人に問へば、神におはします、伊勢におはします、紀伊のくに、きのこくさうと申すは、この御神なり、さては內侍所にすべら神となんおはしますといふとあり、神におはしますとは、高天原に坐す大顯身を申し、紀伊の國に云々とは、そのころいつきまつれる國造の名高くて、俗にさも唱ひけむかし、

先此三面の御鏡の事を考るに、一面は大御神のに坐す事は、素より辨ふるまでも非ず、(上に記せるを見て知べし、)さて其を除て二面の御鏡は、神代紀の一書曰とて、記されたる日矛てふ鏡にて、後に紀伊國名草郡日前國懸の二神の(延喜神名式に載られて、名神大月次相嘗新嘗にあづかり給へり、なほ下に申べし、)御正體と崇れ給ひたる御の模圖(モノウツシ)の御鏡なるべし、そは神代紀一書(石窟幽居の條)に、宜圖二造彼神之象一(日の大神の御事なり)而奉二招禱一也、故以二石凝姥一爲二治工一、採二天香山金一以作二日矛一、又全二剝眞名鹿之皮一以作二天羽鞴一、用レ此奉レ造之神、是即紀伊國所レ坐日前神也、とあるを、鈴屋主の(髻華山陰の)說に、紀伊國の日前宮に、旣に日前大神と國懸大神と並坐て、國懸大神は此日矛に坐すよしなれば、此時日矛と日象の御鏡と二ッ造り奉れる事は違ひあるまじきなり、(日矛日象の事は、信友考へあり、下にいふべし、)然るを二ッ造り奉れる事のよしをもいはず、又奉造之神といふが、日神の御象なるよしをもいはず、すべて起しざまあしき故に聞えがたきなり、これも古傳說の趣は、よく聞えたる事にてありけむを、撰者の例の漢文の改にて、かく聞えぬやうにはなれるにこそ、といはれたり、

(注)此日矛の矛字を、象の字の誤ならむと云ひ、又矛の下の又の字を、矛の字と合て舊象の一字なりけむを、矛又と二字になれるならむとも云へる說あれど、さても全文とゝのへりとも通えず、既く弘仁の私記にも日矛として、くさ〴〵論ひあり、

樋代の大きさをいふ、木を雕て作れば、外深一尺四寸あれば、内は八寸三分あるべし、〇徑は和多利とよむべし、圓器なれば指渡にて大さをはかるなり、徑外にて二尺あれば、内は一尺六寸三分あるべし、但こゝには誤字あるべし、恐あれば委いはず、大神宮式樋代一具、正宮料高二尺一寸、深一尺四寸、内徑一尺六寸三分、外徑二尺、文永遷宮記、御樋代一口、鏡ニ樋代 高一尺七寸八分、口徑一尺、彫端一寸、端牙七分、蓋一口、口徑九寸とあり、新宮を造り奉る時、此樋代を作り替奉るは、代々の遷宮記に見え、今の世も違はず、此外黄金の御樋代有云々といへり、信友按に文永遷宮記の徑をもて考れば、

九寸

端の牙厚サ七分高サは蓋の厚サなるべし

蓋

さし渡九寸

蓋をはめいれたる處

九寸

此處取手あるべし

端の牙七分フタと平等

(押紙)
(帳)不見
•高(式)二尺一寸 (文)一尺七寸八分(六寸八分低)
•深(式)同 (帳)一尺四寸(内八寸三分)
•外徑(帳)徑二尺 (式)外徑内
•内徑(帳)一尺六寸三分 (式)内徑同
内徑ヲモテ量ルニ木ノアツサ二寸七分
文口徑一尺 彫端一寸 端牙七分 此三條ハ圖ニイヘリ
(以上押紙)

彫端端牙を除けば、内徑八寸三分なり、其中に黄金の御樋代あれば、これを三分と見て、内徑八寸となるべし、御正體囊に入れられたるべければ、そのほどをあまして考奉れば、御正體八寸に足らず、いはゆる八咫の考に叶へり、

日矛考

日本紀略に 天德の度 威所三所一所鏡云々、即云伊勢大神云々、一所眞形無ニ破損一、長六寸許、一所鏡已涌亂破損、紀伊國御神云々、 釋紀に引れたる御記の文も、全同じけれど、そは誤字多き事上に正せるがごとし、故こゝには紀略の方を擧ぐ、さて紀伊國御神とは、二所をかけて申せるなり、 小右記には、故殿御日記云、是も天德の度 恐所云々、曾不ニ燒損一云々、

たるなり、文德紀齊衡二年備中國言、吉備津彦命明神庫內鈴鏡一夜三鳴とあり、世記の子鈴鏡も小鈴鏡にて、鈴と鏡と別にはあらぬか、しからば大倭本紀に、鏡三面子鈴一合、又一鏡及子鈴者云々とあるも、子鈴鏡にて、子鈴は鏡に付る鈴なるを、鏡と鈴とを別に云へる文とすべし、此大倭本紀の事は下に文を引り、(東大寺什物ニ鈴鏡アリ、穗井田氏ノ圖ヲカリエテ可ニ吟味一)

因に記す、上文神鏡の御形の證に引出たる記どもの後に、神鏡の火に罹り給ふことは、春記に、春宮大夫資房卿記長曆四年云々此時の事を百練抄に、長久元年九月九日長曆四年の十一月十日改元也、九月の比は長曆と號し也、皇居上東門院燒亡、見ニ資房卿記一資房卿は上に引たる春記の作者也とあり、あなかしこ此後事なく安置坐マシマス也、中右記寬治八年十月廿四日內裏燒亡の下に後聞又件夜內侍所鈴大鳴成レ奇、(押紙)源平盛衰記四十四ノ卷、神鏡神璽都入ノ條ニ、崇神天皇御宇恐ニ神威一御座同殿不レ輙トテ、更ニ劒ヲ改メ鏡ヲ鑄移、古ヲバ大神宮ニ奉ニ返送一、新鏡新劒ヲ御守トス、靈驗全ク減ラセ給ハズ、景行天皇四十年夏六月ニ、東夷背ニ朝家一、關ヨリ東不レ靜、天皇日本武尊ニ命ジテ數萬ノ官兵差副テ東國へ發向ス云々、又錦袋ヲ披テ異賊ヲ平ゲヨトテ、叢雲劒ニ錦袋ヲ被レ付タリ云々、彼燧ト申ハ、天照大神百王ノ末ノ帝マデ、我御貌ヲ見奉ラムトテ、自御鏡ニ移サセ給ケルニ、初ノ鑄損ノ鏡ハ、紀伊國日前宮ニ御座、第二度ノ御鏡ヲ取上御覽ジケルニ、取弛シテ打落シ、三ニ破タルヲ燧ニナシ給ヘリ、彼燧ヲ錦袋ニ入、劒ニ被レ付タリケル也、今ノ世マデニ、人腰刀ニ錦ノ赤皮ヲ下テ、燧袋ト云事ハ此故也、

○河內名所圖繪、十六山ニ古鏡二面、日ノ御像ノ眞形トオボシキアリ、トヤウニアリシトオボユ三日丸云

(押紙)此稿蔕ヲツカト考タルハ誤ナリキ、追考ニイヘリ、本文正スベシ、釋紀文傳ニモ頭ヲハタトヨメルヨシ、ソノ外誤アリ、ヨク正シテトルベシ、

追　考

左の證據によりて考奉れば、靈鏡柄あらむとの考は誤なり、改むべしあなかしこ、

大神宮儀式帳曰、御樋代深一尺四寸、內八寸三分、徑二尺、內一尺六寸三分、經雅神主の解に、是は御

これなり、また鏡にたつるといふは、かの柄を下になして立て置をいふべし、古今集に、近江のや鏡の山をたてたれば云々、今も鏡臺をかゞみたてといへり、必しもかくるといふ詞になづみまどふ事なかれ、猶いはまほしき事の多かれど、あまりにわづらはしければしばらくいはず、

（書入）萬十七四十六丁家持卿長歌、ちはやぶる神ノ社にてる鏡（ニ）倭文（シヅ）にとりそへ（幣帛ヲソヘテ奉納也）こひ祈（ノミ）て云々、十二十五丁作者未詳、はふりらが齋（イハ）ふみむろの（神籬）まそかゞみかけて」（コレマデ序）しぬびつあふ人なしに、

阿岐留神鏡ノ一證トスベシ、神司ノ神社ニ鏡ヲカケテ齋フ由也、（ナベテ例トキコユルヨミザマ也）神體ノ故ニハアラズ、後世トモスレバ鏡ヲ神體トスルハ、コノ齋鏡ニイセ大神ノ御ヲオモヒヨセタルモノナルベシ、

古き宮寺などに持傳ふる古鏡に柄のあるはまれにて、多くは花形と圓形にて、背には唐草花鳥などの紋（コン）を鑄つけて、鼻鈕のあるもなきもあり、又古の器（モノ）好する人々に問聞けるに、その答へたる趣も皆同じ、ふるくよりさるからざまなるを、世には多く用ひたりけむ、

（注）古物語に、からの鏡といひて、もてはやせりげにきこゆるも、さるさまのものなるべし、宮寺などの什物の目錄にも、唐鏡六花八花圓形方鏡など目錄を記せり、さて漢ざまの鏡の、もはら世に弘まりし事は、もはら奈良の朝廷の比よりとおもはるゝよしあり、事長ければこゝにいはず、

されど今も古き家には、徑六寸七寸八寸ばかりの圓鏡の、兩面にて柄のつきたるがたま／＼ありて、そは柄の長さ今の鏡のよりはいたく短し、これ古ざまのものゝたま／＼遺りつたはれるなり、しかるに今の世は、復いと古に立かへりて、彼圓く柄あるをのみ專と用ゆるは、高天原にして作り初たるいともかしこく、いともたふとき御靈鏡の御形なれば、あるが中にも尊くめでたき由緣ある器としぞおもふ、

九條殿の鎭守の神鏡、鹿島香取平岡姫大神若宮四柱の御共に柄付の御鏡なりと云へり、故實により給へるなるべし、大かた後の世の神鏡は、多くはからぶりのつかなしとみゆ、

文武紀（慶雲元年條）鳳凰鏡窠子錦を伊勢大神宮に奉られし事見えたり、これ漢國のをめづらしみて奉られ

し、（押紙）異國より鏡を獻りたる事のものにみえたるは、はやく古事記明宮段、百濟國主より大鏡を貢上りたる事あり、この事を書紀神功卷に、五十二年九月の事として、七子鏡一面獻りし由記給へり、七子鏡といへるもの、から籍にもみえたり、こは二典を合て考るに、大なる七頭ある鏡なるべし、又古事記同御世に、天日槍が奥津鏡邊津鏡といふものを奉りたる事もあり、（こは海上にして用ふべき德用（ハタラキ）あるものにやといはれたり）、この鏡は二面なるを、書紀には日鏡一面とあり、この事は下にいへり、さて紐鏡の古く物に見えたるは、肥前風土記に、鏡渡の故事を記していはく、檜隈盧入野宮御宇、武彦（彦は廣の誤）國押楯天皇（宣化なり）之世云々、鏡緒絶沈レ川云々、とあるは紐鏡なりけむ、されど田舍人など夜道行に、鏡の柄を緒もて結ひかため、領（エリ）にかけて鬼（モノ）をおそれしむる料に物するは、いと〳〵ふるき由あるならはしならむとおもはるゝにつけては、かの鏡緒絶云々も、必紐鏡ならむともおもひさだめがたし、さてそをおきては、萬葉に見えたる歌をおきて、ふるく紐鏡の事物に見あたらず、

（押紙）萬十五（十二丁ウ）あさゝればいもの手にまくかゞみなすみつの濱びに大船の云々、

妹が手にまくハ鏡ニ紐アリテ、ソレヲ手ニ纏ヘル也、ナホ□ケニ説アリ、

右ひも鏡なり鏡の如く□□ノつく□ナルヲホギイフナルベシ、今モイフ詞ナリ、

（注）神代紀一書の伊弉諾尊日神月神を生成し給ふ條に、左手持二白銅鏡一云々、右手持二白銅鏡一云々、また皇孫天降の下に、天照大神手持二寶鏡一云々と見ゆ、また古事記石屋戸閉の段、招事の文に、於二上枝一取二著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉一、於二中枝一取二繫八尺（咫の誤）鏡一、於二下枝一取二垂白丹寸手青丹寸手一、と見ゆれば、鏡は紐鏡にて、その紐を木の枝にかけたるにやともおもはるれど、紐鏡ならずとも糸もて木にはかくべし、記に璁には取著、鏡には取繫、丹寸手には取垂とあるは、たゞその賢木に取つけたるさまを語り傳へたる詞なり、萬葉三に、「奥山の、賢木の枝にしらがつく、木緜取付て」ともあり、著も繫るも其狀にしたがひて、さのみなづむべきにあらず、故神代紀には、此事を鏡玉和幣ともに懸とあり、又書紀に、此三種を同じさまに物せる事、三種をともにかくるとあり、景行紀には挂、仲哀紀には挂又懸と作り、さてかくるといふ詞は、下には居安置ずて、物に據りて高く置るやうの事を云り、鏡臺を鏡かけといへるも

大八洲也、惟大日雲貴治國也、亦八葉花臺也、即金剛胎藏諸會 大日宮 世界土也、凡世界自レ本本覺也、自レ本無明也、本又法界也、本是衆生本佛也、本者本然道理也、など云へる事あり、いと忌々しき説どもなり、この外行基が大和葛城寶山記、圓仁が伊勢大神宮瑞相仙宮秘文などいへる書、其外にもさる類の古書を多く引たるをみるに、みなさる意ばへに、神の事を佛説に牽合せたる僞説多し、古書といへど心してみるべき事なり、

是につきて御靈鏡の御形を想像(オモヒ)誤れる人のありげなれば、おどろかしおくなり、

(押紙)攝津國長田大神神鏡

九寸七分

八花也

大國主神 天下泰平五
大物主神 穀成就國家
大己貴神 安納福壽一
志固男神 切□□勸□
八千戈神 弘仁庚寅天
大國玉神 九月十一日
顯国玉神
淳和王
御所神事空海七日
護摩燒社司從三位
中將中臣春榮
(以上押紙)

(押紙)九條殿法守神鏡

右之通五面 中央文字
五面同樣
第一鹿島神第二香取神
第三平岡神第四姬太神
第五若宮
御鏡司
森氏所藏圖
(以上押紙)

おのれ既におもへりしは、かの蔕といへるものは、紐著くべき設(タメ)の鼻鈕にて、いはゆる紐鏡ならむかと思ひしかど非らず、萬葉の歌などに、鏡をばたゞに鏡といひ、まそ鏡などいへるは常にて、などか(勿解なり)といふ枕詞にのみ紐鏡と詠るは、紐なきが常なるから、わきてひもつくるを然いへるなるべし、

(注)八咫鏡○景行九年紀十二月戊辰、雄略九年紀、といへるは、いともたふとくめでたき御寶なるがゆゑに、其量(ホド)をもて稱ひつたへて、つひにめでたき鏡の一の稱のごとくになれるにやとおもはるゝなり、猶別に說ふべし、

さて其紐鏡も、古くよりもてはやしたるものにて、もとはから國のものゝかたを摸せしものなり、からぶみ博古圖などにある、かの國の古鏡の圖考見るべ

是自然の圓形なり、背面に繪様あるも、もと或は粒々或は波のうねく、布目雲形などの如き文自然と出來たるを、後にはアラレ地、ナヽコ地、又さまぐ繪やう抔を文なす事にはなれるなり、

按ふに、御鎮座傳記に、中臺圓形といへるは、上に圖せるごとき鏡の背面の中の、圓き處をいへるものなり、臺とは華臺ともいひて、惣て花の蘂をいふ稱なり、俗に花のウテナといふこれなり、又八頭花崎八葉形也といへるは、またく無き事をいへるにはあらで、神財の中に、八花崎なるが有を見て、御靈鏡もさぞ坐らむと推量言せるなるべし、

私ニ云コハ裏ヲ圖セル也

外宮神寶の御鏡裏如レ此、御鎮座傳記に所謂八頭花崎八葉鏡（形ィ）也、中臺圓形座也とあるもの、決てこの御鏡をもておもひ奉りたるものなり、これをもて見れば鼻鈕といへるものもなし、但櫃に收おかるゝなり、裏有二八花崎紋一、外宮のは徑一尺、四所別宮のは徑六寸、

また延喜の大神宮式修飾神宮調度の條に鏡形木とあるものを、延暦の儀式帳其外神宮の文書どもなどには、御形といへり、さてそを元々集古本の八の巻に、御形者正殿梁上字に立レ之云々、内御形者横竪板上各有二四華臺形一、其上又各有二一面之銀鏡一、以二銀薄一塗レ之也云々、とある華臺形などいへるをおもふに、かの神寶の花崎の鏡の裏の圓き形をいふなるべくおぼゆ、大神宮式修飾神宮調度に、花形金花形釘などあるものゝたぐひなり、さて一面の銀鏡といへるは圓きのなるべし、そを鏡形御形としもいへるは、御靈鏡の形に似たるよしにはあらず、大神宮にして鏡形といふ詞を憚りて、御形と稱なれたるなるべし、

（注）此大神宮の書にのみ、御形といへりときこゆ、元應二年度會家行が著せる、類聚神祇本源形文篇に引たる天口事書曰、天照珍圖者、心神華臺之中、天地八尊圓鏡坐、寶基御靈形文圖曰、大和姫皇女、承二皇天嚴命一、移二高天原之梵宮一、而造二神風伊勢內外兩宮社一、顯二御形於棟梁一、また空海が天地麗氣府錄を引て、令レ開二敷八葉蓮葉一、故大空無相月輪座、其中有二實相眞如日輪一、是爲二如々安樂地一云々、亦名二法性心殿一、亦名二伊勢二所兩宮心殿一、自性大三昧耶形大梵宮殿表也、天地靈覺秘書曰、大日本國者

承安四年二月卅日

宇佐氏敬白

三寸九分バカリ

六花なり

象　文

とあり正しく唐の鏡なり、按に神鏡にすら正しく唐のものを用たり、予が神鏡考の徴とすべし、上の長田神鏡の形をもおもふべし、（以上押紙）

（押紙）大鏡此書萬壽三年ノコロ著作也、別ニ考アリ、後一條天皇條に、此書に記せる物語どもを、鏡にたとへていへる詞の中に、おきならが家の女どものもとなる、くしげの鏡のかげみえがたく、とぐわざもしらずうちはさめておきたるにならひて、あかくみがけるかゞみにむかひて、わが身のかたちをみるに、かつはかげはづかしく云々、おほいぬまるが詞云々、「あきらけきかゝみにあへは過にしもいまゆくすゑのこともみえけり」といふめれば、世繼いたくかむじてあまたゝび誦じてうめきて返し、「すへらきのあともつき〳〵かくれなくあらたにみゆるふるかゞみかも」、今やうのあふひやつはながたのかゞみ、らでんのはこに入れたるにむかひたる心ちし給ふや、いでやそれはさきらめけど、くもりやすきところあるや、いかにいにしへのこだいのかゞみはかねしろくて人手ふれねどかくぞあかきなど、したりかほにわらふ』とみえたるをおもふに、そのかみあふひ八花形のかゞみを今やうといひて、きらめけどくもりやすきといひ、あふひといへる形はいまだ聞えず、またいにしへのこだい鏡はかねしろくて人手ふれねど、かくぞあかきといへるにて、八花形なるは今やうにて、水銀をもてきらめかし、古鏡はみがきたるまゝにて明（アカ）かりつること知られ、また圓かりつる事もおのづから•たり（•知られ脱カ）

（押紙）大平考、八咫鏡の事、ヤタと云名の意いまだ思ひ得ず、八葉の花形なる事は、これ自然の圓形なり、そは鐵を湯にわかして、板或は石などの平なる所へ鑄流したらむに、圓くせむとかまへたるものの、めぐり四方八方へ流れかゝりて、左の如く七ッ八ッ九ッ十二三にも花形に丸ろくなれるなるべし、

八花崎鏡面

崎を前とし作り八花咲の義とて號たるべし

同裏　緒付樣

鏡總記

徑一尺裏文鴛鴦唐草

海馬狻猊鑑

から書に七子鏡と云ふもみえたり

五雜俎に、秦鏡背無ニ花紋一、漢有ニ四釘海馬蒲桃一、唐製鼻紐頗大、及六角菱花、宋以來不レ足レ貴、

是も一の八花崎鏡の背の圖を總て圖したるものなり、

からぶみ三才圖會に、昔黄帝氏液レ金以作ニ神物一、於レ是爲レ鑑、凡十有五採、陰陽以取ニ乾坤五五之數一云々、世有下得ニ其一一者上、載ニ其制度一、則以ニ四靈一位ニ四方一、以ニ八封一定ニ八極一云々、又其象を書くに、異花、奇草、海獸、天馬、龍鳳比目などをつくる由見えたり、また博古圖に、漢唐の世の古鑑の圖あまたありて、八花六花なるが多し、また方圓なるもあれど、柄ある鏡は一面もあることなし、さて上に寫したる海馬狻猊鑑と大むね同じ文なるがあり、また八花なるに八花浮水鑑と號たるもあり、任奉古詩に、萍帶泛ニ江上一、菱花似ニ鏡前一とあるも、花鏡を詠たるなり、思ひ合すべし、（此萍帶とあるは、萍の帶をいへるにて、天徳御記などに、鏡に帶といへるものとおもひしが、よくおもへば、こは萍のすぢのごとき枝をいへるにて、萍帶菱花對へたる詞なりけり、上にも下にもいへる説を、よく見ておもひまどふことなかれ、）あるものに、鏡の事をりやうくわといへるは菱花にて、八花崎なるをいへるなるべし、又大安寺天平の資財帳に、花鏡とあるも花崎なるべし、

（押紙）豐前國小倉足立山堀地所得鏡

表　安立妙見大芹御寶前

云々

文に混入たるなり、古本にはなし、（押紙）紀の文に七咫、七尺、八咫と書違れ給へるをおもふべし、但眼如ニ八咫鏡ーとは、所謂ヤタカヾミと云ふもの丶事をおもひて語り傳へたる詞なり、その大きさなりといへるにはあらず、とあるも、鼻の徑りの七寸ばかり、背の長さの七尺ばかりに所見給へり（此神の容貌の事は、古事記傳卷十五にいはれたり、）しよしなるをも思ひ合すべし、

さて咫字は、漢ぶみにさまぐ\説ありて、中婦人手長八寸、謂ニ之咫ー、周尺也、（頭書）周世ニ咫トイヘルハ、後ノ尺ノ事ニテ、ソノ八寸ニアタル由也、またたゞに八寸曰レ咫ともいへるなど、古く聞ゆれど、それもやゝ後の説にて、諸度量皆以ニ人之體ー爲レ法とも見えたる定にて、舊は手指間をもて量る名目と通えたり、

（注）八寸にのみ咫といふ一名の有て、其餘の寸ごとには名のきこえぬをもおもふべし、説文に、中婦人手長八寸、謂ニ之咫ーと見え、醫書どもには、兩乳の間を八寸と定む、其人の手の長さのほどに應り、これを咫といへり、また咫尺といへるは、俗諺に一寸先きといへる語意に似て通ゆ、

そはともまれ、こなたにては、往昔物を度量稱のアタ。。といふに、咫字をあてゝ借用たる事は決し、又萬葉十二（三十五丁）に、水咫衝石と作るは漂滞にて、水脉（つは助辭）に建る串の義なり、其水脉に水咫と作る咫は、水の（深さの）量をはかる義に借り、轉じて作るものなるべし、（或説に咫は越の誤なりといへれどさにはあらず、）これかれ考合て、全き神鏡の御形容を想像奉るべきなり、

古事記傳八（三十六丁）に、御鎮座傳記（寶基本紀にも）に、八咫古語、八頭也、八頭花崎八葉形也、中臺圓形座也、（信友云、此下につゞきて圓外日天八座とあり、又倭姫世記にも、御靈御形八咫鏡坐謂ニ八咫ー者八頭也、）とあるは、八頭は八の頭なるべし、まことに古鏡にさる形したるがあり、たゞ圓鏡ならば頭とはいふべからず、又はしならば端とあるべきなり、天德御記に、圓規幷蔕等甚分明とある圓規は、かの中臺圓形とある處を云るなるべし、（なほ説あり、ことごとくは引ず、）といはれたるは、いまだ熟も考得られざる説とこそ思はるれ、按に八頭花崎といへるは、もとから國の鏡の模圖なり、今類聚雜要抄に見えたる圖を左に抄し出して、からぶみに考合て證しわきまふ、（からもやまとも、舊よりおのづからひとしきことも多けれど、神代の太古にかゝることぐ\しき形のものゝあるべくもおもはれず、決てからざまなり、古意を得たらむ人は、おもひ辨ふべし、）

らせたるなり、手もていく尋いくつかつかに束と掬との差別あり、そは別に考おけるものあり、などいひて、物する事の、今もなほ遺りて然り、

(注)又木などの太きを量るに、いく抱といひ、小さきをば、親指と人指或は中指もてまはして、左右手片手、其物の大小のほどにしたがひて、幾まはりといひ、又件のごとく指をひらきて、竪ざまに渡して、長さを量るには、いく俣といふ事あり、古もしかありけらし、又矢の尺を量るに何束何つ伏、又何束何ツガケといへる事、中昔の記録どもに見えたり、伏もかけも、指を伏せ雙べかけたる指の數もて、いくつ伏と定る事にて、人みなのよくしれることなり、

これらの定めのごとく、小さき物を量るには、上にいへるごとく、指を開けたる間もて量りて、いくあたと云たるなるべし、おのれ既に山家人の然して物を量るを見たりし事のありき、さてその指間、凡度量尺の一寸許あるものなれば、御記などに徑八寸とあるに符合り、

(注)延暦の大神宮儀式帳、延喜の大神宮式等に記されたる、大御神の御正體納れ奉る御樋代、深一尺四寸、内徑一尺六寸三分、四方ときこゆ、とあり、さて御樋代の内の御形容を、既に由縁ありて秘に聞傳へたるやう、御樋代の中に黄金の函の今は二ッありて、御正體は往古より袋に納安置奉れるを、遷宮の度ごとに新き袋を調りて舊の袋のまゝにて納れ奉る例なり、されどあまりに重の高くなりたまへば、今より已前の一つと取代へ奉る事とぞ、是をも想像奉るべきなり、神宮雜例集、また神宮諸雜事記に、寛弘二年十一月十五日、内裏燒亡、内侍所神鏡燒亡の事を記て、神鏡の量を皆以二方尺一也云々、とあるは、凡徑一尺ばかりある由なるべし、古事記神武段等に、八咫烏とあるを、日本書紀同條には頭八咫烏とあるに合せ考るに、頭八ッあるにはあらずのいと大きくて八咫則八寸ばかりに所見たるよしの名なるべし、古事記序に、大烏と作き、姓氏錄にもそのときの事を、鴨建津之身命、化レ如二大烏一翔飛云々、八咫烏之號從レ此始也、元亨釋書に、藤原道憲公の智證大師傳記の和讃に、熊野山乎攀志時、道路迷比天不レ知侄登、八尺乃烏飛來利、道乎示曾奇特奈留、とあるは、智證の事をいへるなるが、そは彼神武の段の八咫烏の古事をとりて作るものと見ゆ、八咫を八尺と書り、とあるをも思ひ證すべし、頭の八ッありといへる説はあたらず、また神代紀に猿田彥大神の容貌、鼻長七咫、背長七尺餘今本七尺の下に、當レ言二七尋一とあるは、後人の加筆の、本云々、眼如二八咫鏡一而云々、

ヤアタなるを連ねて唱ふには、夜多加賀美とよむべきよしいはれしはさる事なり、さて其八咫の義は、上に引たる書どもに（押紙）上ニ引タル地藏院ノ古紙ニモ徑八寸トアリ、又神宮雜例集ニ引タル神宮記ニ、方尺トアル方ハ徑ノ義ニテ、一尺バカリト申セル文ナリ、スベテ古ノ度量ノ器ドモ今ノ御令トハコトナレド、甚クカハリタル事ハナシ、中ニモ此事ナドハ、大凡ニ拜ミ見奉レル上ニテ申セル事ナレバ、コマカニサダスベキニハアラズ、神鏡の徑を八寸許とあるによりて考るに、八(ヤ)は七ツ八ツなどいふ數の八ツなり、神代紀に、猿田彦神の鼻長七咫ともあり、いく咫と數へたる證とすべし、（押紙）八尋鉾などいふは、彌尋なり、かゝる八。を彌とのみ定むるはかたくななり、アタはアヒタ。間なりといふ言と同じ義にて、手指(オヨビ)を啓きたるまゝの開きたる間もて、人指と中指とをのべて、そのひらきたる間もてはかれば便りよけむ、物のほどを度量る古の名目なるべし、

（注）俗言にいはゞ、いく間(アヒダ)といはむがごとし、釋記に公望私記に、戸部藤々進曰、甞聞或說云々、凡讀レ咫爲ニ阿多ニ者手之義也云々、とある說は由ありて聞ゆれど、其餘の說は信がたし、人に物を與ふるといふアタも、此方の掌より人の掌へ渡すより出たる言と聞ゆ、或人の說に、今の俗に人より物を請取を落手といふは、貴きより賤きに物を與ふるには、此方の手よりあなたの手へ落しあたふる古の禮儀のあるをいへる文字詞にて、からくに、出來たる言にはあらずといへるも、今此考に似てきこゆるをも思ひ合て猶考ふべし、これにつきて思ふに、賤きより貴きに物を捧るといふも、さしあぐるにて、是も古の禮儀なるべし、又姓氏錄右京神別に、阿多御手犬養といふ氏あり、その外阿多某、吾田某とかばねもて別ちたる氏々、古書に多く見えたり、さてその阿多御手と複(カサネ)たるは、こゝの考に由ありげに聞ゆ、但し阿多は今薩摩國郡鄕の名にありて古地名なり、右の氏々の出自(モト)を考るに、皆彼地より出たりと聞ゆ、されど姓氏に因て地名となれるも例多し、阿多といふ地の名、氏の名の起れる本末は、知がたし、猶考ふべし、

（押紙）アヒダノア。ハ開キ、開(ア)クナド云アトキコユ、アタハ其アヒダノヒノハブカリタル言カ、マタ俣(タナマタ)ノマ。モ間(マ)ノ義ニテアタト云フモ同言カ、手俣又アタマタ通音ニテ同言カ、アヒタト云フモ、アヒト云フモマト云フモ、事ノサマニヨリテハ、同義ナルヲモオモフベシ、

すべて古は物のほどを度量(ハカル)に、くさぐさの度量(ハカリ)の器どもは、悉後にから國より傳へまゐ

事にはあらじ、まぎらはしければ云ふ、

さて上に引たる書どもに見えたる恐所に坐三面の神鏡、大御神のを除奉りて、殘二面は、日前國懸の靈鏡の御模にして、共に神代紀に所謂日矛鏡の摸しにて、其は長き柄ある鏡なるべくおぼゆ、こは下に別に辨ふべし、(こゝの考とあはせ見るべし) また御記に、頭とある所は、彼神鏡の柄を下として、其上方を詔へる文なるべし、(注)今も鏡作などの詞に、頭とも上とも云なれたり、又柄を古くは、下ともいへりとおもはれて、禮儀類典に引れたる、「大成錄の樂人裝束の內、鉾の製ざまを圖したる下に、柄長七尺三寸計黑ニ漆之、徑一寸三分計、下有ニ石突一、長二寸許、如ニ鏡下一、とありて、其石突の處 如レ此圖せり、如ニ鏡下一とは、如ニ鏡柄一といはむがごとけむ、○釋紀に問天德御記文、鏡頭云々、此をカシラ止讀者、其義不レ叶如何、答、此紀第五卷に領巾頭ヒレノハシ止訓レ之、鏡頭はカヾミノハシ止可レ讀也、是先師談耳、先師申云、御記文頭之瑕者、端之義歟、且頭字讀ニ波志一者、當紀之說也、(印本にはハシをハタ、波志を波多と有、今古寫本に從て引り、領巾頭をヒレノハシと訓るを證としてしかり、) とあるは、叶へりとも聞えず、(押紙、頭、類聚名義抄に頭の字にホトリと假字付あり、ホトリと訓べし、) また釋紀に、大仰云、御記文、神鏡小瑕如何、先師申云、如ニ舊事紀一者、以レ鏡入ニ其石窟一者、觸レ戶小瑕、其瑕今猶存云云、此文即載ニ當紀之一書一、就レ之思レ之、崇神御宇被レ奉レ寫ニ此神鏡一之時、不レ違ニ本鏡一鑄ニ付件小瑕一之條、於レ焉明白者歟、とあるはいはれたり、決て然るべし、柄を持て石窟に入らるゝ時、頭に瑕つく事の有べきなり、(觸レ戶とある戶は、正に石屋の戶なり、この戶の事は、別に考たるものあり、そこにいふべし、) しかるを御記の文に、雖レ有ニ一破一(小瑕とも) と記させ給へる雖レ有の文勢(コトノサマ)は、當度(ソノトキ)の火に罹りて損はれ給へる由に通ゆれど、其は素よりの御形を詳に知らで、當時の火に損なはれ給ひつる瑕なりと思へる人の告奏しけるまゝに、錄させ給ひつるものとこそおもはるれ、

かくて天德の度は、素よりの圓規形幷帶も損なはれ給ふことなく、甚分明に坐けるを、寛弘の度には、僅に帶は有存(ノコリ)給へれど、自餘は燒損はれて、圓規も爛れ亡て、鏡と申べきばかりの御形には見えさせ給はざりつるよしなり、よく考合て想像奉るべし、さて八咫鏡と稱す御事は、古事記傳に八咫の言の本は、

るに、小右記に、寛弘二年の御災の度には、鏡僅有レ蔕、自餘燒損無二圓規一、失二鏡形一とあり、さて此無二圓規一とは燒損はれて、墮圓の形に成り給へる由なり、其は帝王編年記に、寛弘六年十月四日、里内（稱二一條院一）燒亡云々、内侍所燒給、雖二陀圓一規不レ闕、（雖字雑に書る本あり、誤なり、陀は墮の誤か、又音を通はして書るにも有べし、）諸道進二勘文一、被レ立二伊勢公卿勅使一、（行成）宸筆宣命始也とあり、雖二陀圓一、陀圓は墮圓にて、俗に云飯櫃（イビツナリ）形なり、さる形には坐せど、なほ規（マロ）きさまは、闕給はざりつる由なり、さて去（サキ）に、二年の御災の時、無二圓規一と記されたるは、涌損て全く圓く御坐まさゞりつる趣にて、實は墮圓になりて坐し、此六年の御災の度も、なほかの二年の度損はれ給ひしまゝにて、いたく損はれずて坐しなり、されど陀圓とのみいひて、蔕の事をいはざるをおもへば、此時彼僅に殘れる蔕は、損ねはて給へるにやあらむ、

（注）此燒亡の日を百練抄には五日とあり、四日の夜半の事を、四日とも五日とも記たるものなるべし、さて神鏡奉二取出一了とあれど、編年記に、此御事につきて、宸筆宣命をもて、伊勢勅使の事まで見えたれば、其傳正しかるべし、百練抄には、燒亡の時の風聞をまづ記されて、後の正説を書もらされたるなるべし、日記にはさる例多事なり、

これら考合て、圓き御形におはせる事明らかなり、さて蔕とある處は即柄なるべし、（石屋戸の招禱事の料に、始て鏡を作れるにはあらず、既くより貌を臨し見むために、此器はありぞしけむ、そは神代紀一書に、◎此間闕文）字書に蔕瓜當也、當底也、華當也、など見えて、艸木の實のホゾ（俗にヘタ）といふものなるが、實を摘取とては、蔕の著たる枝をもかけて（俗にザク）いふめれば、すなはち鏡の柄の義に假借かなへて、蔕字を書せ給へるものなるべし、

（注）小右記にも蔕と書給へるは、御記の文字に倣ひ給へるなるべし、○和名抄、四聲字苑云、皿云云器惣名也、柄云々、器物莖柯也、和名衣、一云加良、ともあり、柄を器物莖、柯といへるも、上に論へると、意ばへ似たり、おもひ合すべし、

（押紙）蔕、名義抄の訓、ホソ、ホソツラ、難字記（一名天台音義）の訓、ハナフサ、○伊勢桑名郡多度寺（延暦五年）資財帳に、唐鏡壹面、（徑六寸三分、着紫帶とあるは紐の事ときこゆ、）○和名抄に、鏡臺、魏武疏云、純銀參帶鏡臺（辨色立成云加々美加介）こは純銀にして帶（ヒモ）を參（ツケ）たる云々と云へるなり、蔕の

神の御形にやとあり、と記せり、是もひとつの古書なるべし、さてその三柱の神の事は、いかにもいぶかしきを、しひて考へたる説はあり、そは下にいふべし、さて神宮雑例集、寛平焼亡、始焼給、雖レ陰圓規不レ闕とあり、こは天徳の度の事を誤り傳へたるにや、

とあるに、小右記、寛弘二年十一月十五日、（子刻）内裏焼亡の事を錄されたる下に、火起ニ温明殿一、神鏡（所謂恐所）大刀幷契等不レ能ニ取出一云々、十七日云々、定申神鏡焼損事云々、神鏡大刀幷契焼亡、鏡僅有レ帶、（これまでは大御神の御靈鏡の模を申す文なり）自餘焼損無ニ圓規一失ニ鏡形一（こは紀伊國の二大神の靈鏡の模を申す文なり、○百練抄裏書に、此時の事を、内侍所靈鏡焼損レ半とあり、また春記に、一條院御時、圓規初損とあるも、此の時の御事なり、と）見え、（此度の事を）日本紀略には、十一月十五日己未云々、子時宮中火、殿上皆焼亡云々、神鏡同焼損、（此神鏡とあるは、則大御神の御なり、）十六日庚申云々、左近衛少將重尹奉ニ宣旨一奉レ求ニ賢所一之間、炭中神鏡二面（三イ）奉レ求ニ出之一、

（注）此二面とは、いはゆる紀伊國日前國懸とある二神の御なり、さて同年十二月九日の條に、左頭中將來乍レ立云、今日酉刻、神鏡自ニ太政官一奉レ移ニ東三條院一、可レ供ニ奉其事一者云々、十日の條に、頭中將示送云、神鏡昨奉レ移、但開ニ舊御韓櫃一、持奉レ納ニ新辛櫃一之間、忽然有レ如ニ日光照耀一、内侍女官等同見、神驗猶新、最是足ニ恐驚一者、この事を法性寺攝政記、寛弘二年十一月十七日、（去十五日内裏焼亡）曰、入レ夜奉ニ神鏡裏一、下錦次錦次絹、敷ニ辛櫃絹一、參自、（自は内か、）以ニ女官小長谷等一令レ奉、右中將定成、右近中將賴通擧レ燭、十九日、奉レ置ニ官司一、尊所（カシコトコロ）以申奉レ入ニ新辛櫃一間、奉レ置ニ戸（石）屋内一、明光如レ燿ニ鏡日景一、在ニ塗籠内一奉レ遷レ掌、藤原義子進、左近中將賴定等見ニ奇怪一如レ此、瑞相未曾有、此度大災御體不レ全、而有ニ此□一、衆人所レ感只在レ之、紀略に云、同三年七月三日の下に、召ニ公卿於御前一、定ニ申諸道勘申神鏡事一、不レ可ニ鑄改一之由、群議了、今日御前辭中小蛇出來、とあり、あなかしこ因にしるす、

とあるに據て、畏み〳〵謹てひそかにかむがへて、圓規（マロノ）神鏡の御形を想像奉るに、今も尋常あるが如き圓規して柄（帶とあるもの即柄なるべし、俗にエともテともいふものなり、）ある御鏡なるべし。其は彼御記に、頭雖レ有ニ一破一、（著聞集に引たるには一鍛とあり、鍛は瑕の誤、釋紀には小瑕、異本に一疵、）專無レ損ニ圓規幷帶等一、甚以分明也とみえた

(注)已涌訖破損、紀伊國御神云々、異本に訖を亂と作り、紀伊國御神とは、二所をかけて云へり、下に引く紀略の文もこれと同く□□べし、小右記と此釋紀に引たる御記の文、互に文字の異なる處と、また錄しざまの精きと疎きとあるは、ともに御記の全文のまゝにはあらで、要とある處を抄き、亦は取直して記されたるなるべし、百錬抄裏書に、天德四年九月廿三日庚申、夜內裏初燒亡、內侍所幷大刀契燒了、但靈鏡不㆓損從㆒灰中求出也、見㆓御記㆒、とあるは、たゞ其大槩を擧記されたるものなり、但し廿三日とある日次の違ひはいかゞ、此次に引たる日本紀略にも廿三日とあり、日取の違ひの事はそこにあげつらふ、

また日本紀略には、天德四年九月廿三日庚申、今夜亥三刻內裏燒亡云々、丑刻火止、御記には廿四日とあり、錄されざまの日取の異なるにて、別日の事にはあらず、濫觴抄にも廿三日庚申燒失と記せり、廿四日辛酉の條に、昨夜鏡三和名加之古止古呂〇鏡三を二と作る本あり、誤なり、末の文とてらし見るべし、幷大刀契不㆑能㆓取出㆒、今日依㆑勅令㆑搜㆓求餘燼之上㆒、已得㆓其實㆒、但調度燒損其眞猶猶一字なき本もあり、おちたるなり、年中行事秘抄にもあり、存㆓形質㆒不㆑變、甚爲㆓神異㆒、即大藏省韓櫃、令㆑奉㆓納之㆒、十月三日己巳の條に、縫殿大允藤文紀參向、申云、向云の二字、年中行事秘抄に依て補ふ、去月廿四日、依㆓宣旨㆒御㆓座內裏㆒、賢所三所遷㆓御奉縫殿寮㆒之間、內記奉㆑納㆓威所㆒、三所一所鏡、件鏡雖㆑在㆓猛火上㆒、而不㆓涌損㆒、即云伊勢御神云々、一所眞（圓イ）形無㆓破損㆒長六寸許、

(注)眞（圓イ）形の眞（圓イ）、異本共に眞魚莫摸其などある共に寫誤なり、又釋紀に引たる御記の文、此三所の鏡の事を記させ給へる處に、印本には負形、寫本には英形とある、いづれも寫誤なる事上にいへるがごとし、この圓形なるをも、上古の圓鏡なる一說とすべし、

一所鏡、已涌亂破損、紀伊國御神云々、

(注)禁秘抄に寬弘印本長德とあるは誤なり燒亡、始雖㆑燒始とあるは傳への誤なる事、上にわきまふるがごとし、無㆓闕損㆒とあり、橘經亮が香菓備忘といふ抄本に、醍醐地藏院所㆑傳故紙裏古記殘闕一冊、其故紙に曰、天德燒亡記云、內侍所神鏡、徑八寸、三柱神御形を鑄現す、漢土の三神鏡の體に似たりとぞ、崇神天皇の御世に鑄寫し奉りし御鏡なれば、天照大神の皇孫へ傳へ給ひし御鏡も、かくこそはおはしましけれ、三柱の神はいづれの

驚感せずといふことなしとぞ、御記に見え侍る、此時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖に請られたりと申事あれど、ひが事をなむ云傳侍るなり、禁秘抄に、天德燒亡飛二懸南殿櫻一、小野宮左大臣請レ袖也と記し給ひ、江次第に、小野宮左大臣稱レ警、神鏡下二入袖一と記し給ひ、此外の書にもあれど、誤れる傳へなり、實頼公は小右記を錄し給へる實資公の祖父にまし、上に引たる小右記に故殿の御日記云とあるは、實頼公の日記なるべきに證して、其あやまりを思ひわきまふべし、

故殿御日記云、恐所雖レ在二火灰燼之中一、曾不二燒損一云云、鏡三面、伊勢大神、紀伊國日前國懸云々、〇異本に面の下に中字あり、如二件說一似二三面一、こは上に論へる御記の下文までをば見わたし給はで、求得たる神鏡の二面と通ゆるにつけて、故殿御日記に三面とあるを擧て、如二件說一似二三面一といさゝかうたがひをのこされたるなり、さて御鏡の三面なる事は、上にもいへるごとく、下に引ける文どもを見て辨ふべし、とあるを、釋日本紀には御記曰、御記とは小右記に村上御記とあるものなり、釋紀の下文には、天德御記とも記せり、いま此考には御記とのみ標ぐ、天德四年九月廿四日、鑿二求溫明殿所レ納之神靈鏡幷大刀契(頭書)太刀契の事、通證孝德十丁オ十一丁ウにも、等一、申時重光朝臣來申云、瓦上在二鏡一面一、其徑八寸許、頭雖レ有二小瑕一、專無レ損二圓規幷蔕等一甚分明、見者無レ不二驚感一、春記にも天德燒亡時、雖レ在二燼火中一不二燒損給一とあり、廿五日、又求二得燒損鏡一面一、こは二面とあるべきを決て二を一にあやまり寫たるものなり、次にわきまふるを見て知るべし、

外記記云、日威所立所、一所鏡件御鏡雖レ有二猛火中一、而不二偏損一、即云伊勢大神、〇異本に中を上に、偏を瀆に作る、一所負形、

(注)眞形無二破損一長六寸許、異本に破字なし、許の下に也字あり、立所の立は三の誤、不偏の偏は涌の誤、負形は眞形の誤にて二字ともに小字なるが、大字の行に混れ入たるものなり、是等の誤は、共に下に引る日本紀略に照し合せて改めつ、又前後の例によるに、一所とある下に、鏡字の脫たるにや、されど日本紀略にもなければ、はやくよりこの事記せる本おちたりしなるべし、

(押紙)按に員形、負形、眞形とあるは、共に圓形の誤なるべし、圓字を古書に(員)又員ともかきたるものあり、さて一所負形、眞形云々とある中、一ッの一形の二字は、もとイ本を挍て傍に書たるが、本文のつらに入たるなり、下に引く日本紀略に圓とあるに據り、照して辨ふべし、

一所鏡

伴信友全集第五

寶鏡秘考

伴信友謹稿

小右記 寬弘二年十一月十五日内裏燒亡の下 に曰、村上御記云、天德四年九月廿四日、燒亡云々、このときの事は、下に引べし、さてこの小右記は、このとき賢所も燒亡なり、このときの小野宮右大臣藤原實資公の記なり、公は寬德二年正月十八日、九十二にて薨給へるを、推のぼせて數れば、天德四年は七ツになり給ひたる時なりけり、とほからぬ世の事なり、 廿四日、重光朝臣來申云、火氣頗消、罷二到溫明殿一、所レ求二瓦上一、在二鏡一面一其鏡徑八許寸、頭雖レ有二一破一、專無レ損二圓規幷蔕等一、甚以分明、露二出緣破瓦上一、見之者无レ不二驚感一、○異本に緣を綠に、感を威に作れり、云々、廿五日、淸遠伊涉等令令字異本に合に作りレ申、又求二得燒鏡一面一云々、

（注）以上は御記の文なり、謹按に、賢所に神鏡三面坐せるなり、しかるにこの御文には、二面を求得奉れる趣に記し給へるは、後に又一面求得たる事のおりし狀をば、記し給はざりしなり、そは釋紀に引たる此御記の下の文に、外記云、日威所三所云々とて、三面の御鏡の御有狀を記され、日本紀略にも正しく三面の御鏡の御有狀を記し、縫殿寮に遷御し奉れる事をも記し、また此小右記に、故殿の日記とて記されたるものにも、鏡三面云々と記されたれば、神鏡の三面坐し、事は明らかなり、下に記すを見て辨ふべし、此村上日記の文、釋紀に引たる文と聊異なり、下に引くを見るべし、亦著聞集にも御記の文を引たり、其はことに文を省き、又字の脫誤もありと見ゆるが中に、來の字、火氣云々の四字あるは、舊文の遺れるものと見えて、今圈を作りて書加へつ、又一破を一鍛とあり、アヤマリなり、こは下に引く釋紀に、一瑕とあるによるべし、又同書緣の字を、俯とあるは文をなさず、決て寫誤なり、古へ大宮の瓦には綠色なるがありて、今平安の都、大内裏の舊地より、をりをり掘出せり、予も得たり、神皇正統記に、天德年中にや、はじめて内裏に炎上ありて、内侍所も燒にしが、神鏡は灰の中より出し奉る、圓規損することなく、分明にあらはれ出給ふ、見奉る人、

伴信友全集第五

總目錄

排列したるものなり。附錄には金石、水土、人體、飮食、疾病等の古名をも揭げたり。未定稿なれば、傳寫の異同ありて躰裁一定せず、今早稻田大學藏本を底本とし、黑川氏藏本を以て校訂せり。その內〔補〕と記せるは、故黑川眞賴氏の增補に係れり。本書引用の諸本は、おほかた字書なれば、活字に無き難字甚だ多く、特に彫刻したるもの約三千に及べり。此間の苦心實に筆紙に盡し難し。よりて後の紀念に一言其由を記す。

明治四十二年三月

一古詠考一卷　本書は、古書に散見せる歌詠の記事を掲げ、其謠ふ節は傳はらざれども、現今の御詠歌の節こそ古のなごりならんと論じたるなり。以上二書は小杉氏藏寫本を底本とし、忍草所收本を以て校訂す。

一表章伊勢日記附證一卷　本書は、伊勢集の內なる記事、卽ち伊勢が始めて七條后に奉仕しける時、宇多帝に召されて皇子を生み奉りし事、帝御遜位の後、仁和寺に移らせ給ひし間に、その皇子の薨じ給ひ、後また七條后もかくれさせ給ひてよるべなくなりしよしなど、昔物語の如く書きなしたりしを、翁特にとりいでゝ考注したるものなり。卷尾に伊勢が事蹟の諸書に散見せるものを集めて添へたり。內閣文庫藏寫本を採收す。

一動植名彙十卷　本書は、動植物の名稱を纂輯するに、漢名或は俗稱を避け、專ら本邦の古書に據りて音訓を附し、之を五十音韻に

事大成經の射法本紀を論難したるものなり。本書、谷森氏藏稿本を採收す。

一𠫤々伎考一巻　本書は、弓箭に𠫤々伎といふ事、延喜式以下の書に見えたりとて、其散見せるものを掲げ考注せしものなり。小杉榲邨氏藏寫本を底本とし、自筆稿本を以て校訂す。

一靭考補證一巻　本書は、伊勢貞丈の靭考に遺漏あるを、更に例證を諸書より集めたるものにて、書中本考と云へるは、貞丈の靭考を指せるなり。而して原書巻首に收めたる靭記は、今紛はしきにより、之を巻尾に附載せり。本書は小杉氏藏寫本を底本とし、井上氏藏本を以て校訂す。

一神樂歌考一巻　本書は、神樂歌は鄙び歌なる事を述べ、古今集大歌所の御歌を掲げて辯じ、追考には、凡て神樂歌は、殊更に神の故實など由緒ある歌を撰みたるに非ざるよしをも論じたるなり。

本を以て校訂せり。

一論鬼神新論一巻　本書は、平田篤胤の著はせる鬼神新論を、著者の需に應じて批評したるものなり。未定稿なれば不明の箇所多けれど、今その儘にせり。

一若狹舊事考一巻　本書は、古代に於ける若狹國の事を記し、若狹の稱號は、履中天皇の御代、膳臣余磯が稚櫻部臣の姓を賜はり、やがておのが領國の名に負せて和加佐と稱せしなりと述べ、又若狹國造の事、及び和名類聚抄に掲げたる若狹國郡鄕につきて考注したり。內閣文庫藏傳寫本を底本とし、自筆稿本を以て校訂せり。

一弓矢古義推考一巻　本書は、本邦古代の弓は木弓にして矢も短く、後世のは伏竹弓にして矢も長しとて例證を掲げ、また射法身躰の搆へも古今異なりと論じ、京都三十三間堂の通し矢、及び舊

信せるものなれば、漫りに之を厭忌するは、神慮に背き、公道に戻るものなり。されど本邦には太古より正しき神あるが故に、其恩恵功德を忘るべからずさいふに在り。卷尾に、日向國霧島山逆矛につきての說を載せたり。內閣文庫藏寫本を採收す。

一方術源論一卷　本書は、本邦古代に於ける方術の種類につき論じたるものなり。內閣文庫藏寫本を底本とし、自筆稿本を以て校訂す。但稿本には方術考說と題せり。

一周易私論一卷　本書は、信友翁が友人堀口直充の問に答へたるものにして、本邦古代の占方は、朝廷の大事にのみ其一端を留め、民間には早く既に廢絕し、近代の占方は漢土の方に據りしなりとて、周易の起源及び大成の次第を述べ、彼土の典籍に徵して、文王が自ら弑逆の罪を覆はんが爲に、辭を天命に託したりし由を論證せり。本書井上氏藏寫本を底本とし、易占辨と題せる自筆稿

伴信友全集第五

例言

一本編は、伴信友全集第五卷として、寶鏡秘考以下十四種を收む。

一寶鏡秘考一卷　本書は、賢所に奉齋せる三面の神鏡につき、天德以來の記錄に據り、其形狀及び傳來等を述べたるものにて、追考には前說を補正し、更に日矛考を添へたり。本書自筆稿本を採收す。

一倭姬命世記考一卷　本書は、神道五部書の內なる倭姬命世記を考注したるものにして、度會清在が倭姬世記講述抄中、採るべき說は○印を附して之を掲げ、翁のは說●印を冠して區別せり。井上賴圀氏藏寫本を採收す。

一佛神論一卷　本書の大意は、佛教は本邦傳來以後上下一般に尊

伴信友全集

第五